

平成21年
第 6 回

沖縄県議会（定例会）会議録

平成21年11月26日 開会

平成21年12月18日 閉会

} 23日間

沖 縄 県 議 会

1. 会期日程	9
1. 開会日に応招した議員	11
1. 応招しなかった議員	11

○第1号（11月26日）

1. 開会年月日時	13
1. 議事日程	13
1. 本日の会議に付した事件	13
1. 出席議員	14
1. 欠席議員	15
1. 説明のため出席した者の職、氏名	15
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	15
1. 開 会	15
1. 諸般の報告	16
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	16
1. 日程第2 会期の決定	16
1. 日程第3 平成21年第5回議会認定第1号から同認定第23号まで	16
1. 委員長報告（決算特別委員長）	16
1. 討 論	19
渡久地 修君	19
嶺井 光君	20
前田 政明君	21
上原 章君	22
照屋 守之君	23
1. 採 決	24
1. 日程第4 甲第1号議案、甲第2号議案及び乙第1号議案から乙第25号議案まで	24
1. 知事（仲井眞弘多君）の提案理由説明	24
1. 人事委員会（仲吉朝信君）の意見	26
1. 先議案件の委員会付託（乙第1号議案及び乙第2号議案）	26
1. 日程第5 陳情第195号の付託の件	26
1. 委員会付託	27
1. 日程第6 議員派遣の件（第6回九州各県議会議員研究交流大会）	27
1. 採 決	27
1. 休会の議決	27
1. 散 会	27

○第2号（11月30日）

1. 開議年月日時	29
1. 議事日程	29
1. 本日の会議に付した事件	29
1. 出席議員	29

1. 開 議	183
1. 一括議題	183
日程第1 一般質問	
日程第2 甲第1号議案、甲第2号議案及び乙第3号議案から 乙第25号議案まで	
1. 一般質問・質疑	183
比嘉 京子さん	183
照屋 大河君	190
西銘 純恵さん	195
渡久地 修君	203
仲宗根 悟君	211
嘉陽 宗儀君	217
山内 末子さん	226
当銘 勝雄君	235
1. 散 会	242

○第7号（12月9日）

1. 開議年月日時	245
1. 議事日程	245
1. 本日の会議に付した事件	245
1. 出席議員	245
1. 欠席議員	246
1. 説明のため出席した者の職、氏名	246
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	246
1. 開 議	247
1. 諸般の報告	247
1. 一括議題	247
日程第1 一般質問	
日程第2 甲第1号議案、甲第2号議案及び乙第3号議案から 乙第25号議案まで	
1. 一般質問・質疑	247
玉城 義和君	247
大城 一馬君	255
玉城 満君	261
當間 盛夫君	269
赤嶺 昇君	277
佐喜真 淳君	286
當山 眞市君	293
新垣 良俊君	300
1. 散 会	306

○第8号（12月10日）

1. 開議年月日時	309
1. 議事日程	309
1. 本日の会議に付した事件	309
1. 出席議員	310

1. 欠席議員	310
1. 説明のため出席した者の職、氏名	310
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	311
1. 開 議	311
1. 諸般の報告	311
1. 日程第1 議員提出議案第4号 駐留軍等労働者の給与水準見直しに関する意見書	311
1. 玉城ノブ子さんの提案理由説明	311
1. 採 決	311
1. 議員派遣	312
1. 一括議題 { 日程第2 一般質問 日程第3 甲第1号議案、甲第2号議案及び乙第3号議案から 乙第25号議案まで }	312
1. 一般質問・質疑	312
金城 勉君	312
辻野ヒロ子さん	318
島袋 大君	326
座喜味一幸君	333
嶺井 光君	340
照屋 守之君	345
吉田 勝廣君	351
吉元 義彦君	360
1. 委員会付託	364
1. 日程第4 陳情第207号及び第208号の付託の件	364
1. 委員会付託	364
1. 休会の議決	364
1. 散 会	364

○第9号（12月18日）

1. 開議年月日時	367
1. 議事日程	367
1. 本日の会議に付した事件	368
1. 出席議員	369
1. 欠席議員	370
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	370
1. 開 議	370
1. 諸般の報告	370
1. 日程第1 乙第3号議案から乙第7号議案まで	370
1. 委員長報告（総務企画委員長）	370
1. 討 論	372
前田 政明君	372
1. 採 決	373
1. 日程第2 乙第8号議案	373
1. 委員長報告（文教厚生委員長）	373
1. 採 決	374
1. 日程第3 乙第9号議案	374

1. 委員長報告（土木委員長）	374
1. 採 決	375
1. 日程第4 議員提出議案第5号 沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に 関する条例の一部を改正する条例	375
1. 当銘 勝雄君の提案理由説明	375
1. 採 決	376
1. 日程第5 乙第11号議案、乙第13号議案、乙第21号議案及び乙第25号議案	376
1. 委員長報告（総務企画委員長）	376
1. 採 決	377
1. 日程第6 乙第14号議案から乙第16号議案まで及び乙第22号議案	377
1. 委員長報告（経済労働委員長）	377
1. 討 論	379
渡久地 修君	379
1. 採 決	380
1. 日程第7 乙第19号議案及び乙第20号議案	380
1. 委員長報告（文教厚生委員長）	380
1. 討 論	381
西銘 純恵さん	381
1. 採 決	382
1. 日程第8 乙第10号議案、乙第12号議案、乙第17号議案、乙第18号議案、 乙第23号議案及び乙第24号議案	382
1. 委員長報告（土木委員長）	382
1. 採 決	384
1. 日程第9 甲第1号議案	384
1. 委員長報告（総務企画委員長）	384
1. 討 論	385
前田 政明君	386
照屋 守之君	386
1. 採 決	387
1. 日程第10 甲第2号議案	387
1. 委員長報告（経済労働委員長）	387
1. 採 決	388
1. 一括議題 { 日程第11 議員提出議案第6号 ハンセン病療養所の将来構想実現等に関 する意見書 日程第12 議員提出議案第7号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める 意見書 日程第13 議員提出議案第8号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書 日程第14 議員提出議案第9号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める決議 }	388
1. 赤嶺 昇君の提案理由説明	388
1. 採 決	389
1. 日程第15 議員提出議案第10号 県内建設業の安定に関する要請決議	389
1. 當山 眞市君の提案理由説明	389
1. 採 決	389
1. 日程第16 陳情第150号、第209号及び第214号	389
1. 委員長報告（経済労働委員長）	389
1. 採 決	389

1. 日程第17 陳情第162号、第170号及び第206号	390
1. 委員長報告（文教厚生委員長）	390
1. 採 決	390
1. 日程第18 陳情第179号及び第199号	390
1. 委員長報告（土木委員長）	390
1. 採 決	390
1. 日程第19 閉会中の継続審査の件	390
1. 採 決	390
1. 閉 会	391

○巻末掲載文書

1. 知事提出議案	393
1. 議員提出議案	445
1. 諸般の報告	457
1. 議案付託表	461
1. 委員会審査報告書	463
1. 閉会中継続審査及び調査申出書	475
1. 議員派遣の件	489
1. 陳情文書表	491
1. 議案等処理一覧表	509

平成21年第6回沖縄県議会（定例会）会期日程				
			会期23日間	自 平成21年11月26日 至 平成21年12月18日
	月 日	曜日	日 程	備 考
1	11月26日	木	（会議録署名議員の指名） （会期の決定） 本 会 議（決算特別委員長報告、採決） （知事提出議案の説明） （議員派遣の件） 委 員 会（先議案件審査）	先議案件付託 請願・陳情付託
2	27日	金	委 員 会（議会運営委員会）	
3	28日	⊕	休 会	
4	29日	⊕	休 会	
5	30日	月	本 会 議（先議案件委員長報告、採決）	代表質問通告締切（正午）
6	12月1日	火	議案研究	一般質問通告締切（正午）
7	2日	水	議案研究	
8	3日	木	本 会 議（代表質問）	
9	4日	金	本 会 議（代表質問）	請願・陳情提出期限 （常任委）
10	5日	⊕	休 会	
11	6日	⊕	休 会	
12	7日	月	本 会 議（一般質問）	請願・陳情提出期限 （特別委）
13	8日	火	本 会 議（一般質問）	
14	9日	水	本 会 議（一般質問）	請願・陳情付託（常任委）
15	10日	木	本 会 議（一般質問）	議案付託 請願・陳情付託（特別委）
16	11日	金	委 員 会（常任委員会）	
17	12日	⊕	休 会	
18	13日	⊕	休 会	
19	14日	月	委 員 会（常任委員会）	
20	15日	火	委 員 会（常任委員会）	
21	16日	水	委 員 会（特別委員会）	
22	17日	木	議案整理 委 員 会（議会運営委員会）	
23	18日	金	本 会 議（委員長報告、採決）	

開会日に応招した議員

高 嶺 善 伸 君
玉 城 義 和 君
上 原 章 君
島 袋 大 君
中 川 京 貴 君
桑 江 朝千夫 君
平 良 昭 一 君
仲 村 未 央 さん
照 屋 大 河 君
渡久地 修 君
瑞慶覧 功 君
新 垣 清 涼 君
上 里 直 司 君
吉 田 勝 廣 君
當 山 眞 市 君
吉 元 義 彦 君
座喜味 一 幸 君
佐喜真 淳 君
玉 城 満 君
仲宗根 悟 君
崎 山 嗣 幸 君
西 銘 純 恵 さん
奥 平 一 夫 君
山 内 末 子 さん

前 島 明 男 君
新 垣 良 俊 君
仲 田 弘 毅 君
照 屋 守 之 君
辻 野 ヒロ子 さん
嶺 井 光 君
赤 嶺 昇 君
当 銘 勝 雄 君
渡嘉敷 喜代子 さん
前 田 政 明 君
玉 城 ノブ子 さん
比 嘉 京 子 さん
新 垣 安 弘 君
金 城 勉 君
翁 長 政 俊 君
浦 崎 唯 昭 君
池 間 淳 君
新 垣 哲 司 君
具 志 孝 助 君
當 間 盛 夫 君
新 里 米 吉 君
嘉 陽 宗 儀 君
大 城 一 馬 君

応招しなかった議員

糸 洲 朝 則 君

平成21年11月26日

平成21年
第 6 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 1 号）

平成21年
第 6 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第1号）

平成21年11月26日（木曜日）午前10時2分開会

議 事 日 程 第 1 号

平成21年11月26日（木曜日）

午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 平成21年第 5 回議会認定第 1 号から同認定第23号まで（決算特別委員長報告）
- 第 4 甲第 1 号議案、甲第 2 号議案及び乙第 1 号議案から乙第25号議案まで（知事説明）
- 第 5 陳情第195号の付託の件
- 第 6 議員派遣の件（第 6 回九州各県議会議員研究交流大会）

----- 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 平成21年第 5 回議会認定第 1 号から同認定第23号まで

- | | |
|---------------------|---|
| 平成21年第 5 回議会認定第 1 号 | 平成20年度沖縄県一般会計決算の認定について |
| 平成21年第 5 回議会認定第 2 号 | 平成20年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について |
| 平成21年第 5 回議会認定第 3 号 | 平成20年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について |
| 平成21年第 5 回議会認定第 4 号 | 平成20年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について |
| 平成21年第 5 回議会認定第 5 号 | 平成20年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について |
| 平成21年第 5 回議会認定第 6 号 | 平成20年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について |
| 平成21年第 5 回議会認定第 7 号 | 平成20年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について |
| 平成21年第 5 回議会認定第 8 号 | 平成20年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について |
| 平成21年第 5 回議会認定第 9 号 | 平成20年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について |
| 平成21年第 5 回議会認定第10号 | 平成20年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について |
| 平成21年第 5 回議会認定第11号 | 平成20年度沖縄県林業改善資金特別会計決算の認定について |
| 平成21年第 5 回議会認定第12号 | 平成20年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について |
| 平成21年第 5 回議会認定第13号 | 平成20年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について |
| 平成21年第 5 回議会認定第14号 | 平成20年度沖縄県自由貿易地域特別会計決算の認定について |
| 平成21年第 5 回議会認定第15号 | 平成20年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について |
| 平成21年第 5 回議会認定第16号 | 平成20年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について |
| 平成21年第 5 回議会認定第17号 | 平成20年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について |
| 平成21年第 5 回議会認定第18号 | 平成20年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について |
| 平成21年第 5 回議会認定第19号 | 平成20年度沖縄県公共用地先行取得事業特別会計決算の認定について |

- 平成21年第5回議会認定第20号 平成20年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
- 平成21年第5回議会認定第21号 平成20年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
- 平成21年第5回議会認定第22号 平成20年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
- 平成21年第5回議会認定第23号 平成20年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について

日程第4 甲第1号議案、甲第2号議案及び乙第1号議案から乙第25号議案まで

- 甲第1号議案 平成21年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）
- 甲第2号議案 平成21年度沖縄県自由貿易地域特別会計補正予算（第1号）
- 乙第1号議案 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 乙第2号議案 沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例
- 乙第3号議案 沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
- 乙第4号議案 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 乙第5号議案 沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第6号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例
- 乙第7号議案 沖縄県地上デジタル放送受信者支援基金条例
- 乙第8号議案 沖縄県医療施設耐震化臨時特例基金条例
- 乙第9号議案 沖縄県景観形成条例の一部を改正する条例
- 乙第10号議案 工事請負契約について
- 乙第11号議案 県が管理する所有者不明土地に係る増改築許可申立事件の和解について
- 乙第12号議案 車両損傷事故に関する和解等について
- 乙第13号議案 指定管理者の指定について
- 乙第14号議案 指定管理者の指定について
- 乙第15号議案 指定管理者の指定について
- 乙第16号議案 指定管理者の指定について
- 乙第17号議案 指定管理者の指定について
- 乙第18号議案 指定管理者の指定について
- 乙第19号議案 指定管理者の指定について
- 乙第20号議案 指定管理者の指定について
- 乙第21号議案 当せん金付証票の発売について
- 乙第22号議案 県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 乙第23号議案 県道の路線の一部廃止について
- 乙第24号議案 公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 乙第25号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について

日程第5 陳情第195号の付託の件

日程第6 議員派遣の件（第6回九州各県議会議員研究交流大会）

出席議員（47名）

議長	高嶺善伸君	5番	平良昭一君
副議長	玉城義和君	6番	仲村未央さん
1番	上原章君	7番	照屋大河君
2番	島袋大君	8番	渡久地修君
3番	中川京貴君	9番	瑞慶覧功君
4番	桑江朝千夫君	10番	新垣清涼君

11 番 上 里 直 司 君
 12 番 吉 田 勝 廣 君
 13 番 當 山 眞 市 君
 14 番 吉 元 義 彦 君
 15 番 座喜味 一 幸 君
 16 番 佐喜真 淳 君
 17 番 玉 城 満 君
 18 番 仲宗根 悟 君
 19 番 崎 山 嗣 幸 君
 20 番 西 銘 純 恵 さん
 21 番 奥 平 一 夫 君
 22 番 山 内 末 子 さん
 24 番 前 島 明 男 君
 25 番 新 垣 良 俊 君
 26 番 仲 田 弘 毅 君
 27 番 照 屋 守 之 君
 28 番 辻 野 ヒロ子 さん
 29 番 嶺 井 光 君

30 番 赤 嶺 昇 君
 31 番 当 銘 勝 雄 君
 32 番 渡嘉敷 喜代子 さん
 33 番 前 田 政 明 君
 34 番 玉 城 ノブ子 さん
 35 番 比 嘉 京 子 さん
 36 番 新 垣 安 弘 君
 37 番 金 城 勉 君
 39 番 翁 長 政 俊 君
 40 番 浦 崎 唯 昭 君
 41 番 池 間 淳 君
 42 番 新 垣 哲 司 君
 43 番 具 志 孝 助 君
 44 番 當 間 盛 夫 君
 46 番 新 里 米 吉 君
 47 番 嘉 陽 宗 儀 君
 48 番 大 城 一 馬 君

欠 席 議 員（1名）

38 番 糸 洲 朝 則 君

説明のため出席した者の職、氏名

知 事 仲井眞 弘 多 君
 副 知 事 仲 里 全 輝 君
 副 知 事 安 里 カツ子 さん
 知 事 公 室 上 原 良 幸 君
 総 務 部 長 兼 島 規 君
 企 画 部 長 川 上 好 久 君
 文化環境部 長 知 念 建 次 君
 福祉保健部 長 奥 村 啓 子 さん
 農林水産部 長 比 嘉 俊 昭 君
 観光商工部 長 勝 目 和 夫 君
 土木建築部 長 仲 田 文 昭 君
 企 業 局 長 宮 城 嗣 三 君
 病院事業局 長 知 念 清 君
 会 計 管 理 者 名渡山 司 君

知 事 公 室 棚 原 政 忠 君
 秘書広報統括監 黒 島 師 範 君
 総務部 統 括 監 比 嘉 梨 香 さん
 財政委員会 長 金 武 正八郎 君
 教育委員会 長 安 里 昌 利 君
 公安委員会 長 黒 木 慶 英 君
 警察本部 長 黒 比 嘉 正 幸 君
 労働委員会 長 仲 吉 朝 信 君
 人事委員会 長 又 吉 春 三 君
 代表監査委員

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長 遊 佐 信 雄 君
 次 長 龍 野 博 基 君
 参事兼議事課 長 嘉 陽 安 昭 君
 課 長 補 佐 平 田 善 則 君
 主 査 佐久田 隆 君

主 査 仲宗根 章 君
 参事兼政務課 長 新 城 博 君
 調 査 幹 上 原 貴 志 君

○議長（高嶺善伸君） ただいまより平成21年第6回 沖縄県議会（定例会）を開会いたします。

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

本日、知事から、お手元に配付いたしました議案27件並びに今期定例会提出補正予算説明書、平成21年10月31日現在の平成21年度一般会計予算執行状況報告書及び同一般会計繰越予算執行状況報告書の提出がありました。

次に、これまでに受理いたしました陳情のうち、特別委員会に付託すべき陳情を除く陳情13件は、お手元に配付の陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により

15番 座喜味 一 幸 君 及び

20番 西 銘 純 恵 さん

を指名いたします。

○議長（高嶺善伸君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月18日までの23日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月18日までの23日間と決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第3 平成21年第5回議会認定第1号から同認定第23号までを議題といたします。

各決算に関し、委員長の報告を求めます。

決算特別委員長。

〔委員会審査報告書（決算） 巻末に掲載〕

〔決算特別委員長 比嘉京子さん登壇〕

○決算特別委員長（比嘉京子さん） おはようございます。

ただいま議題となりました平成21年第5回議会認定第1号から同認定第23号までの決算23件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

これらの決算は、平成21年第5回議会において付議されたもので、平成21年10月19日から8日間にわたり委員会を開き審査を行いました。

委員会におきましては、会計管理者、代表監査委員及び関係室部局長の出席を求め、予算の執行が議決の趣旨に沿って適正に合理的かつ効率的に運営され、所期の目的が十分に達成されているかどうかについて慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、普天間飛行場移設問題に関するゲーツ国防長官の「現行案が唯一実現可能なもの」との発言に対し、県はどう思うかとの質疑がありました。

これに対し、米軍再編の当事者であるゲーツ国防長官の発言はある程度想定できたものである。県としては、政府の公式な見解を早く出していただきたいということに尽きるとの答弁がありました。

次に、知事の発言が県内移設容認であるかのように報道されている、今般の情勢の変化を受けとめて、もっと戦略的に知事のメッセージを発信すべきではないかとの質疑がありました。

これに対し、日々変化しているのは日米高官の発言であって、知事の県外移設がベストだが、やむを得ず県内移設との発言はぶれていない。国から公式見解が示されればしかるべきときに適切なメッセージを発信していきたいとの答弁がありました。

次に、本県の財政の特徴は何か、今後の県財政の見通しはどうか、沖縄県財政の中期見通しではどのような見込みか、平成20年度決算はどうか、どのような対策を講じたのかとの質疑がありました。

これに対し、本県の財政は、歳入では地方税等の自主財源が乏しく、地方交付税や国庫支出金に大きく依存した脆弱な構造となっている。歳出では今後も職員の退職手当の増嵩、公債費の高どまり及び制度改正や高齢化の進行に伴う社会保障費等の増加などが見込まれている。

県財政の中期見通しでは、当初予算ベースで平成20年度から平成23年度までの4年間で1260億円の収支不足が生じ、そのうち平成20年度は309億円の収支不足が生じるものと見込んでいる。実際に平成20年度は約

347億円の収支不足が生じたことから、今後も中期見通しの見込みどおり厳しい財政状況が続くものと見込んでいる。

収支不足の対策として、退職手当債の発行、主要基金の取り崩し、沖縄県行財政改革プランに基づく事業の選択と資源の集中の徹底、給与の減額特例措置等を実施しているところであるとの答弁がありました。

次に、座間味村、伊是名村及び伊平屋村の3村が地方財政健全化法に基づく早期健全化団体に認定されたが、認定された理由は何か、認定から早期に脱するための方策はあるのかとの質疑がありました。

これに対し、地方財政健全化法に基づく財政状況公表の指標には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの指標がある。今回認定された3村は、実質公債費比率が健全化比率基準の25%を上回ったため早期健全化団体になったものである。県としては、小規模離島市町村へのさまざまな指導助言や制度を利用した事業の優先実施、繰り上げ償還のための市町村振興基金を活用した無利子貸し付けの実施などを行い、当該3村が早目に健全化基準を下回るよう支援していきたいとの答弁がありました。

次に、公共関与推進事業の進捗状況はどうか、産業廃棄物管理型最終処分場の残余容量は幾らか、今後の産業廃棄物処理場の見通しはどうか、どのように対処する考えかとの質疑がありました。

これに対し、現在、公共関与産業廃棄物管理型最終処分場については、3候補地を選定して地域住民や行政に対し説明を行っているところであり、まだ最終的な候補地決定までには至っていない。平成21年現在の産業廃棄物管理型最終処分場の残余容量は、約8万6000立米である。今後4年程度で残余容量が枯渇することが予想されることから、リサイクルの推進などにより産業廃棄物排出量の抑制を図るとともに、地域住民による先進地視察や地域説明会の開催等により処分場建設への理解を取りつけていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、待機児童を解消するためどのような対策を講じているか、事業効果はどうかとの質疑がありました。

これに対し、現在、待機児童を解消するため「沖縄県保育所入所待機児童対策特別事業基金」及び「沖縄県安心こども基金」を創設して取り組んでいるところである。

「沖縄県保育所入所待機児童対策特別事業基金」は、平成24年3月までの間に市町村と連携して認可保

育所の創設や分園の設置等を行うものであり、平成20年度は4施設を創設し、5施設を増改築した。その結果、545名の定員増が図られた。

「沖縄県安心こども基金」は、平成23年3月までの間に市町村と連携して認可外保育施設の増改築等に対して補助を行うものであり、平成21年度は23施設、平成22年度は44施設の増改築を予定しているとの答弁がありました。

次に、県内の食料自給率を上げるためどのような対策を講じているかとの質疑がありました。

これに対し、食料自給率を向上するため、第3次沖縄県農林水産業振興計画に基づきおきなわブランドの確立、生産供給、流通、販売及び加工の体制と対策の強化、地産地消の推進及び農林水産業の基盤整備等の施策を総合的に推進しているところである。具体的には、耕作放棄地の再生利用による生産拡大、島野菜及び甘蔗の普及による地産地消の推進、ファーマーズマーケット等農産物直売所の整備による販売体制の強化などであるとの答弁がありました。

次に、修学旅行の誘致や中国等海外からの誘客のためどのような取り組みを行っているのかとの質疑がありました。

これに対し、修学旅行を誘致するため、これまで首都圏を中心に修学旅行説明会を実施しているところである。今後も沖縄本島地域、宮古地域及び石垣地域へ学校関係者を招聘する現地研修会などを実施し取り組みを強化していく考えである。

海外からの観光客を誘致するため、台湾、香港、中国及び韓国の4地域で重点的に取り組んでいるところであり、特に中国においては富裕層を獲得するため、旅行会社や業界等と連携しながらセミナーの開催や富裕層向けの招聘の実施などに積極的に取り組んでいるところである。なお、今後は欧米地域でも誘客を図っていく考えであるとの答弁がありました。

次に、土木建築部の土木使用料収入未済額、一般会計不用額及び新石垣空港整備事業繰越額が生じた理由は何か、建設産業ビジョンとはどのような計画かとの質疑がありました。

これに対し、土木建築部に係る土地使用料の収入未済額の主な理由は、県営住宅に係る入居者の失業、消費者金融等からの借金、病気等による生活困窮等による県営住宅家賃の滞納である。一般会計の不用額の主な理由は、土木施設に係る復旧を要する災害の発生が見込みより少なかったためである。新石垣空港整備事業の繰越額の理由は、用地取得に時間を要したことによる工事発注のおくれや空洞対策工事のおくれがあっ

たためである。建設産業ビジョンとは、新たな時代に対応した建設産業の将来像を示し構造改革を進めることによって県民へ良質な社会資本の提供を実現するため平成20年3月に策定された10年計画であるとの答弁がありました。

次に、1立米当たりの水道用水料金が全国平均より高い理由は何か、給水原価が前年度に比較して2.34円高い理由は何か、有収水量減の理由は何か、経営健全化の成果は何かとの質疑がありました。

これに対し、1立米当たりの水道用水料金が全国平均より高い理由は、水源が消費地から遠隔の北部地域にあるため送水管等の施設整備費及び維持管理に係る人件費等がかさむためである。給水原価が前年度に比較し2.34円高い理由は、燃料費の高騰により電気料金がアップし動力費が増加したためである。有収水量減の理由は、節水型機器の普及や節水意識の向上等により県民1人当たりの使用水量が減少したためである。平成18年度からの第7次経営健全化計画の実施による成果は、平成20年度までの3年間で経費節減目標額の3億4655万円に対して6億2742万円、達成率にして181%節減し、また職員数を37人減員したことであるとの答弁がありました。

次に、7対1看護体制への考え方と導入の見通しはどうか、必要な看護師数は何名か、収益増は幾ら見込んでいるか、定数条例の改正時期はいつかとの質疑がありました。

これに対し、7対1看護体制は、急性期医療を行う県立病院として今後導入しなければならない看護体制であると認識しており、ことし5月に看護体制検討チームを設置して導入に向けた検討を行い、平成22年4月から南部医療センター・こども医療センターにおいて試験的に実施する予定である。精和病院を除く5病院で導入するためには、270名の看護師が新たに必要となる。新卒の看護師を採用する場合は全体で約1000万円の赤字となるが、診療報酬の加算等による収益増で、南部医療センター・こども医療センター及び中部病院ではそれぞれ5000万円及び2700万円程度の黒字を見込んでいる。7対1看護体制の導入に伴う定数条例の改正は、来年の2月定例会を目指したいとの答弁がありました。

次に、全国学力・学習状況調査の結果と傾向はどうか、学力と生活習慣の間に相関関係はあるのか、学力向上のためどのような取り組みを行っているのかとの質疑がありました。

これに対し、本年度の全国学力・学習状況調査の結果は、小学校及び中学校ともに正答率が向上し、無回

答率が減少しており、全体的に改善の兆しが見られると考えている。学力と生活習慣の関係については、朝食を毎日とっている、家で学校の宿題や学習を行っている、約束や規則を守っていると回答した児童生徒のほうがそれらを行っていない児童生徒に比べて正答率が高い傾向を示していることから相関関係があるものと考えている。学力を向上させるため、今後もわかる授業を構築するための取り組みを地道に進めるとともに、早寝早起き、朝食の摂取などの基本的な生活習慣の確立について、県民総ぐるみの取り組みを推進していきたいとの答弁がありました。

次に、交番機能充実強化事業とはどのような事業かとの質疑がありました。

これに対し、交番機能充実強化事業は、交番に勤務する警察官が事件・事故への対応、あるいはパトロールなどの署外活動のため、一時的に交番をあける場合に、その間の不在対策として警察官OBなどの交番相談員に交番に駐在してもらうことにより地域住民の来所等に対応するなど、警察官の補完的な業務に従事してもらう制度であるとの答弁がありました。

そのほか、旧軍飛行場用地問題関係事業の進捗状況、主要基金の残高状況、道州制の検討状況、オスプレイ配置に伴う普天間代替施設環境アセスメントの見直しの必要性、低所得者への乳幼児医療費助成の給付方法、新政権による農家への戸別補償制度の内容と効果、特別自由貿易地域への企業の進出状況、中城湾港泡瀬地区埋立事業の今後の取り扱い、おいしい水の定義、未収金の状況と解決策、特別支援教育の推進状況、ちゅうちなー安全・安心アカデミー養成講座の効果と今後の推進予定、監査体制の充実強化に向けての考え方などについて質疑がありました。

以上が委員会における質疑の概要であります。採決に先立ち、平成21年第5回議会認定第1号、同認定第12号、同認定第16号、同認定第17号及び同認定第20号については、共産党所属委員から認定できない旨の意見表明がありました。

採決の結果、平成21年第5回議会認定第2号から同認定第11号まで、同認定第13号から同認定第15号まで、同認定第18号、同認定第19号及び同認定第21号から同認定第23号までの18件は、全会一致をもって認定すべきものと決定し、同認定第1号、同認定第12号、同認定第16号、同認定第17号及び同認定第20号の5件は、多数をもって認定すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終

わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、平成21年第5回議会認定第1号に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

渡久地 修君。

〔渡久地 修君登壇〕

○渡久地 修君 おはようございます。

私は、日本共産党県議団を代表して、平成21年第5回議会認定第1号「平成20年度一般会計決算の認定について」、反対の立場から討論を行います。

一般会計は特別会計とも連動している部分もありますので、関連部分にも触れて討論を行います。

今、議題となっている平成20年度決算は、去年の4月1日からことしの3月31日までの沖縄県の一般会計の歳入歳出予算の執行状況について作成されたもので、この1年間の予算6058億4751万8412円がどのように入ってきて、どのように使われたかということをもとめたものです。

この決算の審査は、予算の適正な執行がなされたか、その目的に沿った成果が上がったかなど、適否について審査することによって、次年度以降の予算の執行の重要な指針となるものです。ですから、決算について地方自治法第233条は、会計年度終了後において作成され、監査委員の審査に付した後、議会の認定を経ることによって確定するものとされています。

議会の決算審査について、「地方財政小辞典」では、「議会は長から提出のあった決算書等について、住民の代表として、予算の執行が適正に行われたかどうか、収入が適正に確保されたか等について大局的見地からの審査をする必要がある。」として、「議会は、決算審査の結果、予算を正当に執行した決算として認定することができないという結論に達した場合は、当該決算の認定をしないことができる。」としています。

「大局的見地からの審査」とは何か、収支の適否のみでなく、現在であれば無駄な公共事業になっていないか、環境を破壊する事業になっていないか、基地の整理縮小につながるかどうか、そして何より、県民の暮らし、福祉、医療、教育を応援する予算執行になっているかなどの、こういった視点での審査が議会には

求められていると思います。

そういう視点で平成20年度決算を見てみるとどうなるのでしょうか。

今、県民の生活は非常に深刻な事態です。失業率7.5%と全国の約倍で全国一の水準、完全失業者は5万人にも上っています。県民所得は全国平均の約7割、年収200万円以下のワーキングプアと言われる人々が就業者の50%になり、貧困率も全国の15.7%をはるかに超える27%と推計されます。

国保税を払えない世帯もふえています。ことしの沖縄県内の自殺者は、9月末で既に325人で、増加率は全国が3.1%なのに対し沖縄が33.2と、全国平均の10倍と激増しています。全国の米軍専用施設の75%を押しつけられ、豊かな農地や産業基盤が奪われ、沖縄の経済発展の大きな阻害要因になっています。復帰時から今日まで農業従事者は9万人も激減し、県内食料自給率は30%、さとうきびを除くと6%という深刻な事態になっています。

今、県が重点を置いて推進しなければならないのは、無駄な公共事業をやめ、環境破壊の公共事業をやめて、県民の暮らし、福祉、医療、教育を応援し、中小業者、農漁民などの営業を手厚く支援することです。しかし、決算審査から見えてきたのは県民の暮らし応援の県政ではなく、いまだに無駄な公共事業にしがみついているというこれまでの政治から脱却できていないということでした。

去年からことしにかけて、司法での判決を初め無駄な公共工事についての厳しい指摘が相次ぎました。

まず、無駄な公共事業、環境破壊の公共事業と指摘され続けてきた泡瀬干潟の埋立工事は、住民から裁判に訴えられ、去年の10月15日に那覇地方裁判所は沖縄県に対して、経済的合理性がないとして公金の支出の差し止めを命じました。県は、この事件についての控訴について議会での議決を得るのは困難と判断したのか、詭弁を弄して議会に諮ることなく控訴を強行しました。しかし、ことし11月19日の高裁判決は、一審判決同様に経済的合理性に欠けると厳しく指摘し、公金の支出の差し止めが再び言い渡されました。司法の場でも県の予算執行に厳しい判決が下されました。県は上告を断念し判決が確定しました。

決算審査で、裁判所が公金の支出差し止めを言い渡した額について、いわゆるこれからの県の事業の負担額ですが、その額は143億円ということが明らかになりました。また、これまでに県民の税金35億円が投入されてきたことも明らかになりました。さらに、せめて一審判決から高裁判決までの間、あるいは判決が確

定するまで工事を中断すべきではないかという県民の声までも無視して工事を強行してきました。その結果、去年10月15日の一審判決後からこの1年余の間に県民の税金6億3000万円が投入されるなど、無駄に無駄を重ねるという事態まで起こったことが明らかになりました。貴重な泡瀬の干潟の一部が既に無残にも埋め立てられています。一審判決を真摯に受けとめていれば、少なくとも6億3000万円もの無駄な予算の執行はとめられたはずであり、貴重なサンゴの干潟を埋めることも防げたはずであります。

県は厳しく反省すべきであります。残念ながら決算審査の過程で県に反省の態度は見られませんでした。それどころか、不可解なことに、上告は断念したが事業は継続するという開き直りの態度に終始しています。司法の判断や県民の願いに背くものであることを厳しく指摘しなければなりません。

我が党を初め多くの県民からも、環境破壊の公共事業ではないかと指摘されてきたヤンバルの林道建設事業でも、ことしに入って大きな事件が起きました。県は、この事業はどうしても必要な事業として推進してきました。

国の環境省からも、同じ県の文化環境部からも、環境に重大な影響を及ぼすものであり事業の廃止を含む再検討を求められていたことが発覚しました。それでも農林水産部はこの事業を強行し続けてきました。そして、さきの議会では、その費用対効果を計算する便益計算書のデータがない、あるいは維持費などを計算に入れていなかったなどのデータの捏造が発覚し、ついに事業の中断を表明する事態になりました。

地方財政法第3条は、「地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。」と定めています。この法の趣旨に反し、予算の執行の根拠が全く成り立たないにもかかわらず執行していたものであり、これは極めて重要な問題であります。

なぜこのような事態が起こったのか、なぜ県の文化環境部や環境省からも事業の廃止を含めた検討が必要という意見が出ていたにもかかわらずそれをあえて強行したのか、多くの県民などから環境破壊との指摘があったのに続行してきたのか。ここには国の補助金を得たいがための、漫然と事業を推進してきた体質はなかったのかなどを含めて厳しい反省と総括が求められています。

審査の中で県は、この事業の大もとになっている北部森林計画の見直しについても、国と調整して見直し

の検討を約束しましたが、ヤンバルの森には既に多くの林道が存在しています。これ以上の環境破壊の林道建設は直ちに中止すべきです。

特別自由貿易地域の過剰な需要予測によって工業団地の建設を推進し、売れない土地の造成を進め、過剰な工業用水確保のために財政を投入し、過剰な港湾の整備、航路しゅんせつとその土砂の捨て場としての泡瀬干潟の埋立事業など、無駄な公共事業の連鎖は県の財政に大きな負担を強いるものになっています。

決算審査ではこの過剰な需要予測の指摘に対しても反省し、今後に生かしていくという姿勢は見られませんでした。さらに、那覇港湾の整備についても過剰な需要予測でハブ港湾を目指して莫大な税金を投入して整備を進めてきましたが、トランシップ貨物は一つもない、ハブ港湾として既に破綻しているにもかかわらず整備計画を見直そうとしていないことも明らかになりました。

県立病院は県民の命と健康を守り、離島県の医療を守るとりでとして、県立病院として存続してほしいとの県民や県議会の願いに反し、独立行政法人化への動きが急ピッチで進められていることも見逃せません。県立浦添看護学校の民間移譲の動きも看過できません。

以上、幾つかの特徴的な事例を述べてきましたが、これらの事例は単に個別の問題として見過ごすわけにはいかないもので、この決算には現在の仲井眞県政の、県民の暮らしよりも大企業本位の無駄な公共事業を優先する姿勢が端的にあらわれています。

仲井眞県政は、今こそ無駄な公共事業、環境破壊の公共事業中心から脱却し、県民の暮らし、福祉、医療、教育を応援し、農水産業を初めとした地場産業育成、地元中小企業育成、生活・福祉密着型公共工事にもっと予算を回すよう強く訴えて、平成20年度一般会計決算の認定に反対するものです。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 嶺井 光君。

〔嶺井 光君登壇〕

○嶺井 光君 おはようございます。

ただいま議題となっております認定第1号「平成20年度沖縄県一般会計決算の認定について」、賛成の立場から討論を行います。

平成20年度一般会計歳入歳出決算は、予算現額6571億1017万3922円に対し歳入決算額は6058億4751万8412円、歳出決算額は5986億4904万469円で、歳入決算額及び歳出決算額とも前年度を上回っております。

予算の執行に当たっては、事業の優先度等に十分配

慮したものとなっており、特に県政の重要課題である自立型経済の構築や県民福祉の向上を図るため、国の緊急経済対策への対応等、産業・雇用の創出、環境共生型社会の形成、健康福祉社会の実現、地域・離島の振興等の政策課題に大きく寄与したものと考えております。

平成20年度一般会計決算における執行率は91.1%となり、前年度に比べ0.9ポイント低下したところであります。執行率が低下した要因は、国の緊急経済対策に伴う事業の多くが繰り越されたことや、災害復旧費の不用額が増加したことによるものであります。

執行部では、執行率のアップを目指して公共事業等施行推進本部を中心に、関係部局の公共事業等執行に係る課・所長会議等で毎月の執行管理を行うなど、公共事業の執行促進に努めているところであり、今後とも繰越額の抑制等により執行率の向上が図られるよう期待をしております。

平成20年度一般会計決算における収入未済額は136億1901万887円で、前年度と比較して95.6%（66億5703万2607円）の増となっております。

収入未済額が増加したのは、談合問題に係る損害賠償違約金67億723万5885円であります。また、税源移譲により個人県民税が大幅に増加したことに伴う収入未済額は、前年度と比較して16%増加しており、26億4652万8076円となっております。引き続き市町村との連携を一層強化し、収納率の向上が図られることを期待しております。

また、執行部においては、財源の確保と住民負担の公平の観点から、収入未済額の解消に向けた数値目標の設定や、各所管部における債権管理マニュアル等を活用した対策の強化を図るなど全庁的に取り組んでいるところであり、着実に収入未済額の解消が図られるよう期待をしております。

平成20年度一般会計決算における不用額は127億3007万8985円で、前年度に比べ9億1316万8718円（7.7%）の増となっております。

平成20年度予算については、事業の優先度等に十分配慮しつつ、限られた財源を緊急かつ重要な施策に適正に配分されたものとなっており、不用額の大部分については、災害復旧費等の予測困難な事業や、工事等の入札残などにより生じたものであります。また、一部については、執行部の内部努力による経費節減等により不用額が生じたものもあります。今後は、事業の熟度や必要額の的確な把握によるさらなる不用額の縮減を期待しております。

以上、一般会計予算に計上された各般の事務事業に

ついては、監査委員の意見書にもありますように、予算の執行や財務に関する事務については、関係法令等に照らしおおむね適正に処理されていると認められております。

また、これまで沖縄県行財政改革プランに基づく行財政改革は、給与の特例措置等に見られるように着実な成果を上げてきております。しかしながら、本県の財政状況を中期的に見ると、歳入面では一般財源総額の大幅な増が見込めず、歳出面では公債費や医療関係助成費の増等により財政の硬直化がなお進むことが懸念されており、県の財政運営はますます厳しい状況が見込まれることから、沖縄県行財政改革プランに基づく徹底した行財政改革の推進を図り、今後とも引き続き適正な予算執行が図られるよう執行部の努力を期待するものであります。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき算定された平成20年度決算に係る健全化判断比率についても、すべて早期健全化基準を下回り良好となったところであり、今後とも健全な財政運営に努めるよう期待しております。

以上、認定第1号「平成20年度沖縄県一般会計決算の認定について」、賛成の立場から討論を行いました。

議員皆さんの御賛同を賜りますようお願いを申し上げます、討論を終わります。

○議長（高嶺善伸君） 以上で平成21年第5回議会認定第1号に対する討論は終わりました。

次に、平成21年第5回議会認定第12号、同認定第16号及び同認定第20号に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

前田政明君。

〔前田政明君登壇〕

○前田 政明君 私は、日本共産党県議団を代表して、平成21年第5回議会認定第12号「平成20年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について」、同第16号「平成20年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について」、同第20号「平成20年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について」は、関連しておりますので一括して反対討論を行います。

10月15日に泡瀬干潟埋立裁判（泡瀬干潟埋立公金支出差しとめ等控訴事件）の歴史的な控訴審判決が下されました。沖縄県知事、沖縄市長は10月26日に控訴審判決を認め、上告を断念し、控訴審判決が確定しました。

泡瀬干潟埋立事業は、沖縄県包括外部監査による平成16年度包括外部監査結果報告の監査意見において、当該計画の需要予測は甘く、事業計画の見直しが必要、土地利用計画についての具体的な施策が検討されていない状況で、約491億円の事業費の投入は再検討が求められていると厳しく指摘されました。2008年11月19日、那覇地方裁判所における泡瀬干潟埋立公金支出の差し止め等を求めた住民訴訟で、現時点において埋立事業に経済的合理性を認められない、公金の支出は地方自治法などに反し違法と判決が下されました。

今回、画期的な控訴審判決の県知事相手の判決主文は、「県知事は、中城湾港（泡瀬地区）公有水面埋立事業臨海部土地造成事業に関して、本判決確定時までに支払い義務が生じたもの並びに調査費及びこれに伴う人件費を除く一切の公金を支出し、契約を締結し、又は債務その他の義務を負担してはならない。」となっています。

沖縄県が行っている客船埠頭造成、人工海浜突堤築造工事が中止され、そして今後の埋立工事のための支出が一切できなくなり、沖縄市と一緒に進めているリゾート地づくりができなくなりました。沖縄市は、現在埋立事業そのものは公金を支出していないので直接的な支出差し止めはありませんが、埋め立てられた土地を購入し、インフラ整備をし、リゾート地をつくる事業はできないことになりました。

控訴審判決の確定による沖縄県の公金支出差し止めの金額は、143億円となっています。沖縄県が一審判決を尊重せずにこの間6億3000万円の工事を強行してきたことは許されません。泡瀬地区は、渡り鳥チドリ的一种ムナグロが越冬している、環境保護団体も環境省も保護の必要性を認め、ラムサール条約への登録を求めている貴重な宝の干潟です。埋立地区はサンゴや新種の生息地でもあります。沖縄県と沖縄市は、自然破壊の無駄な泡瀬干潟埋立事業を断念し、泡瀬干潟の貴重な自然を守るため、泡瀬干潟の再生のための事業を行うべきであります。

日本共産党県議団は、これまで一貫して泡瀬干潟埋め立ての中止を求めてきました。引き続き泡瀬干潟を守るために県民の皆さんとともに奮闘する決意です。

特別自由貿易地域は、税金の免除や優遇助成制度を行っても企業が来ない。当初計画からしても土地の買い手も計画どおり進まず、特別自由貿易地域の当初の役割と機能は破綻しています。決算審査で特別自由貿易地域87ヘクタールのうち、賃貸用地を抜いた公募面積52.2ヘクタールのうち土地の分譲は1.8ヘクタールで2.1%の実績であること、特別自由貿易地域での当

初の事業予測では販売実績は平成20年で1358億円とのこと、現在の販売実績は58億円で4.1%の実績でしかないことが明らかになりました。

このように、特別自由貿易地域は当初の事業計画が破綻しているにもかかわらず、国は隣接する東埠頭をしゅんせつして、そのしゅんせつ土砂で泡瀬干潟の埋め立てを強行してきました。泡瀬干潟埋立事業と連動する東埠頭のしゅんせつは中止すべきです。

中城湾港（新港地区）整備事業は、西埠頭を整備して定期航路の確保など港機能の拡充のために施策を充実すべきです。今こそ無駄な環境破壊の公共事業中止・見直しをして、地方自治体の本来の役割である住民の福祉の増進を図ることを基本として、県民の暮らし、福祉を守ることを重視して税金・予算を使うべきであります。

以上の立場から、日本共産党県議団は平成21年第5回議会認定第12号「平成20年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について」、同第16号「平成20年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について」、同第20号「平成20年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について」、反対するものです。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 上原 章君。

〔上原 章君登壇〕

○上原 章君 私は公明党県民会議を代表し、認定第12号「平成20年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について」、賛成の立場から討論を行います。

中城湾港の開発は、地元からの要請に基づき、中部地区開発の起爆剤として国・県により事業が進められています。

本事業は、本県における物資の円滑な流通拠点として、さらに産業の振興、雇用機会の創出及び県土の均衡ある発展に資するため工業用地の確保を図るなど、流通機能と生産機能をあわせ持った流通加工港湾として整備を進めてきたところであります。また、平成11年3月に特別自由貿易地域に指定され、加工交易型産業の立地促進に向け、国内外での企業誘致活動に取り組んでいるところであります。その結果、これまで当該地区に100社を超える企業が立地し、約2500人の雇用の場を創出するなど地域経済に与えた波及効果は大きなものがあります。

このようなことから、本事業は中部圏域の発展、ひいては本県における民間主導の自立型経済構築のため

引き続き推進する必要があります。

以上、認定第12号「平成20年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について」、賛成の立場から討論を行いました。

御賛同よろしくお願いいたします。

次に、認定第16号「平成20年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について」、賛成の立場から討論を行います。

中城湾港（新港地区）は、本県における物資の円滑な流通を確保するための流通拠点として整備するとともに、産業の振興、雇用機会の創出、産業構造の改善並びに県土の均衡ある発展に資するための工業用地の整備等、流通機能、生産機能をあわせ持った流通加工港湾として整備を推進しております。平成20年の港湾取扱貨物量は、計画の約85%に当たる約93万トンが取り扱われております。また、平成20年度末現在100社が立地し、約2500人の雇用が確保されています。今後とも、立地企業や背後圏企業の活動及び企業誘致を促進するため、基盤となる港湾の整備を着実に進める必要があります。

以上、認定第16号「平成20年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について」、賛成の立場から討論を行いました。

議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げ、討論を終わります。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 認定第20号「平成20年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について」、賛成の立場から討論を行います。

中城湾港（泡瀬地区）埋立事業は、本島中部東海岸地域の活性化を図るための経済振興策として、地元沖縄市からの強い要望に基づいて進められてきたものであります。

本事業は、泡瀬地先を埋め立て、沖縄市の国際性や中城湾港の海域を生かした国際交流リゾート拠点として機能する複合的な拠点地区を開発するものとして計画され、また国・県が進める新港地区の港湾整備とも密接に関係し、新港地区の航路・泊地のしゅんせつ土砂を有効活用するものとして計画されたものであります。

また、埋立事業者である国及び県においては、事業効果の早期発現に向け、これまで環境に十分配慮しながら事業を進めてきたところでありますけれども、公金支出の差しとめを求める住民訴訟が提訴され、平成20年11月に行われた第1回判決の内容は、判決確定時

以降一切の公金の支出を差しとめるものでありましたけれども、去る10月15日に言い渡しのあった控訴審判決の内容は第一審判決とは異なり、現在進められている土地利用計画の見直しや埋立免許等の変更に必要な調査費等の支出は認められております。

当該判決結果を踏まえ、県は現在沖縄市が進めている土地利用計画見直し作業に積極的に協力していくとともに、見直し結果を踏まえた埋立免許の変更等の必要な手続きを行い、事業が再開できるように努めているところであります。また、沖縄市長は、何としても第Ⅰ区域は沖縄市のために活用していきたいという強い思いがあるとの見解を示し、現在土地利用の見直し作業を行っているところであります。

本事業、通称東部海浜事業は、当初の構想計画からかなりの年月を経ており、時代の流れとともに土地利用の見直しは当然のことであります。

繰り返しますが、この事業については、国・県は沖縄市民の強い要望に沿って事業を進めてきた経緯があり、その市民の代表である沖縄市長が事業推進に強い意欲を示し、土地利用計画を見直して進めることを無視して沖縄県や国が事業を中止することはあり得ないのであります。この事業に国も県も多額の予算を投入し、事業を推進をしてきました。この投入された事業費や現在の進捗状況に責任を負うのは、国・県の立場であります。自然や環境に与える影響を極力抑えていく調査や事業の推進が行われてきたところであります。そして現在の干潟の大部分を残していく事業の推進など、公の事業としてあらゆる観点に配慮した事業であります。単に中止すればよい、そのような簡単な問題ではありません。

去る10月15日に言い渡しのあった控訴審判決の内容は、現在進められている土地利用計画の見直しや埋立免許等の変更に必要な調査費等の支出は認められているわけであり、つまり沖縄市長は、裁判の判決の内容に従って現在土地利用計画の見直しを行っているところであります。つまりこの事業は、当初計画を見直して新たな土地利用計画を作成し、国・県が認める客観的な評価が得られれば事業は推進できるものかと考えます。10月15日の判決はそういうにも判断できるわけであり、その判決に従って、沖縄市も県も対応しているところであります。国土交通大臣も沖縄市の土地利用の見直しに期待を寄せているものと考えます。

以上のとおり、本事業は地元からの強い要請に基づいて実施しているものであること、また、本島中部東海岸地域の活性化を図るためには推進すべきものであ

ることから、県としては沖縄市や国と調整を図りながら、早期の事業再開に向けて取り組んでいるわけであります。

以上、認定第20号「平成20年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について」、賛成の立場から討論を行いました。

御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） 以上で平成21年第5回議会認定第12号、同認定第16号及び同認定第20号に対する討論は終わりました。

以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前11時0分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

これより平成21年第5回議会認定第1号から同認定第23号までの採決に入ります。

議題のうち、まず平成21年第5回議会認定第2号から同認定第11号まで、同認定第13号から同認定第15号まで、同認定第18号、同認定第19号及び同認定第21号から同認定第23号までの18件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの決算18件は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの決算18件は、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、平成21年第5回議会認定第1号及び同認定第17号の2件を一括して採決いたします。

各決算に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。

お諮りいたします。

ただいまの決算2件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高嶺善伸君） 起立多数であります。

よって、平成21年第5回議会認定第1号及び同認定第17号は、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、平成21年第5回議会認定第12号及び同認定第16号の2件を一括して採決いた

します。

各決算に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。

お諮りいたします。

ただいまの決算2件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高嶺善伸君） 起立多数であります。

よって、平成21年第5回議会認定第12号及び同認定第16号は、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、平成21年第5回議会認定第20号を採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。

お諮りいたします。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高嶺善伸君） 起立多数であります。

よって、平成21年第5回議会認定第20号は、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第4 甲第1号議案、甲第2号議案及び乙第1号議案から乙第25号議案までを議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

仲井真知事。

〔知事提出議案 巻末に掲載〕

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） おはようございます。

平成21年第6回沖縄県議会（定例会）の開会に当たり、提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、予算議案2件、条例議案9件、議決議案15件、同意議案1件の合計27件でございます。

それでは、まず甲第1号議案及び甲第2号議案につきまして御説明申し上げます。

甲第1号議案「平成21年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）」は、当初予算成立後の事情変更により緊急に対応を要する経費のほか、現下の社会経済情勢を踏まえ、国の「経済危機対策」に対応し、既決予算に加えて必要となる景気対策などの経費について47億

2499万3000円を計上しており、これを既決予算額6528億501万8000円に加えました改予算額は6575億3001万1000円となります。

歳出の主な項目について御説明申し上げますと、義務的経費であります扶助費7億3552万円は、景気悪化による被保護世帯の増加に伴う生活保護費の追加に要する経費などであります。

投資的経費は2億8480万6000円で、そのうち普通建設補助事業は伊良部大橋の整備に要する経費などにより2億1853万7000円、普通建設単独事業は、沖縄警察署新庁舎建設に係る実施設計に要する経費などにより4379万2000円となっております。

その他の経費は、37億466万7000円となっており、そのうち、新型インフルエンザのワクチン接種費用軽減措置に要する経費などにより、補助費等が14億1287万6000円、医療施設耐震化臨時特例基金などへの積み立てにより、積立金が21億6397万8000円となっております。

なお、今回の補正予算の財源は、

国庫支出金	35億6823万5000円
地方交付税	5億2382万1000円
繰入金	3億7759万1000円
諸収入	2億2920万8000円

などとなっております。

甲第2号議案「平成21年度沖縄県自由貿易地域特別会計補正予算（第1号）」は、指定管理料について債務負担行為の補正を行うものであります。

次に、乙第1号議案から乙第9号議案までの条例議案について御説明申し上げます。

乙第1号議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、人事委員会の給与勧告並びに国及び他の都道府県の職員の給与改定を考慮し、県の職員及び県費負担教職員の給与を改定するため条例を改正するものであります。

乙第2号議案「沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例」は、期末手当の支給割合を引下げ改定する国の特別職及び県の一般職の職員との均衡を考慮し、知事、教育長等の期末手当の支給割合を引き下げるため条例を改正するものであります。

なお、乙第1号議案と乙第2号議案につきましては、先議案件として御審議を賜りますようお願い申し上げます。

乙第3号議案「沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例」は、退職後に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められるに至った者の

退職手当の全部または一部を返納させることができることとする等、退職手当について新たな支給制限及び返納等の制度を設けるため条例を改正するものであります。

乙第4号議案「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」は、医師手当の支給に関する特例を廃止するため条例を改正するものであります。

乙第5号議案「沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」は、雇用保険法等の一部を改正する法律が施行されるに伴い、船員保険の被保険者である非常勤職員の公務上の災害または通勤による災害について、条例で定める補償の制度の対象とするため条例を改正するものであります。

乙第6号議案「沖縄県税条例の一部を改正する条例」は、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、個人の県民税の寄附金の控除に係る規定及び住宅借入金特別税額控除を行う規定を定めるほか、法人の県民税の税率の特例の適用期限を延長するため条例を改正するものであります。

乙第7号議案「沖縄県地上デジタル放送受信者支援基金条例」は、県内における地上デジタル放送の受信に必要な設備の早期の普及を図るため実施する事業の費用の財源となる基金を設置するものであります。

乙第8号議案「沖縄県医療施設耐震化臨時特例基金条例」は、災害拠点病院等の耐震化を図るため実施する事業の費用の財源となる基金を設置するものであります。

乙第9号議案「沖縄県景観形成条例の一部を改正する条例」は、景観法の趣旨等を踏まえ、市町村の責務に関する規定等を削るとともに、県の景観形成施策の基本となる計画について規定するため条例を改正するものであります。

次に、乙第10号議案から乙第24号議案までの議決議案について御説明申し上げます。

乙第10号議案は、伊良部大橋橋梁整備第5期工事の請負契約の締結について議決を求めるものであります。

乙第11号議案は、県が管理する所有者不明土地に係る増改築許可申立非訟事件について、和解するため議決を求めるものであります。

乙第12号議案は、中城湾港馬天地区の臨港道路における車両損傷事故について、和解をし損害賠償額を定めるため議決を求めるものであります。

乙第13号議案から乙第20号議案までの議案は、指定

管理者の指定について議決を求めるものであります。

乙第21号議案は、平成22年度に沖縄県が発売する当せん金付証票の発売総額について議決を求めるものであります。

乙第22号議案は、県営土地改良事業により利益を受ける関係市町村の負担金を定めるため議決を求めるものであります。

乙第23号議案は、県道13号線の路線の一部の廃止について議決を求めるものであります。

乙第24号議案は、県が大宜味村にかわって公共下水道の幹線管渠等を設置することに要する経費について、その一部を同村に負担させるため議決を求めるものであります。

最後に、乙第25号議案の同意議案について御説明申し上げます。

乙第25号議案は、教育委員会委員1人が任期満了することに伴い、その後任を任命するため同意を求めるものであります。

以上、今回提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） 知事の提案理由の説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案中、職員に適用される基準の実施、その他職員に関する事項について必要な規定を定める条例については、地方公務員法第5条第2項の規定により人事委員会の意見を聞く必要がありますので、ただいまから人事委員会委員長の意見を求めます。

人事委員会委員長。

〔人事委員会委員長 仲吉朝信君登壇〕

○人事委員会委員長（仲吉朝信君） ただいま議長から、地方公務員法の規定に基づき人事委員会の意見を求められましたので、当委員会の意見を申し上げます。

初めに、乙第1号議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち、沖縄県職員の給与に関する条例の一部改正、沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正及び沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正につきましては、当委員会が行った職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨を踏まえ、職員の給与について所要の改正を行うものであり、適当であると考えます。

また、同議案中、特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例の一部改正につきましては、給与改定に伴い所要の改正を行うものであり、適当であると考えます。

次に、乙第3号議案「沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例」のうち、沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部改正につきましては、国家公務員の退職手当制度の改正に準じ、退職後在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められるに至った者の退職手当の全部または一部を返納させることができることとするなど、退職手当について新たな支給制限及び返納等の制度を設けるための所要の改正を行うものであり、退職手当制度の一層の適正化を図り、もって公務に対する県民の信頼確保に資することから、適当であると考えます。

次に、乙第4号議案「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」につきましては、医師に対する初任給調整手当の引上げ改定に伴い、激変緩和のため期間を限って支給していた医師手当の特例を廃止するものであり、適当であると考えます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 人事委員会委員長の意見の開陳は終わりました。

○議長（高嶺善伸君） この際、申し上げます。

先ほどの知事の提案理由説明の中で、乙第1号議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び乙第2号議案「沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例」は、早期に議決されたい旨の要望がありました。

よって、両議案については、これより直ちに質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案のうち、乙第1号議案及び乙第2号議案については総務企画委員会に付託いたします。

○議長（高嶺善伸君） 日程第5 陳情第195号の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本陳情については、米軍基地関係特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

—————◆・・・◆—————

○議長（高嶺善伸君） 日程第6 議員派遣の件を議題といたします。

—————
〔議員派遣の件 巻末に掲載〕
—————

○議長（高嶺善伸君） お諮りいたします。

本件は、お手元に配付の「議員派遣の件」のとおり議員を第6回九州各県会議員研究交流大会へ派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

—————

○議長（高嶺善伸君） 次に、お諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更

を要するときは、その取り扱いを議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

—————◆・・・◆—————

○議長（高嶺善伸君） この際、お諮りいたします。議案研究のため、明11月27日から29日までの3日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、明11月27日から29日までの3日間休会とすることに決定いたしました。

—————

○議長（高嶺善伸君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、11月30日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時29分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 座 喜 味 一 幸

会議録署名議員 西 銘 純 恵

平成21年11月30日

平成21年
第 6 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 2 号）

平成21年
第 6 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第2号）

平成21年11月30日（月曜日）午前10時3分開議

議 事 日 程 第2号

平成21年11月30日（月曜日）

午前10時開議

第1 乙第1号議案及び乙第2号議案（総務企画委員長報告）

第2 沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

{	翁長	政俊君	新里	米吉君	}	提出 議員提出議案第1号
	嘉陽	宗儀君	金城	勉君		
	大城	一馬君	當間	盛夫君		
	新垣	安弘君	吉田	勝廣君		
	玉城	義和君				

本日の会議に付した事件

日程第1 乙第1号議案及び乙第2号議案

乙第1号議案 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

乙第2号議案 沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例

日程第2 沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

出 席 議 員（46名）

議 長	高 嶺 善 伸 君	19 番	崎 山 嗣 幸 君
副議長	玉 城 義 和 君	20 番	西 銘 純 恵 さん
1 番	上 原 章 君	21 番	奥 平 一 夫 君
2 番	島 袋 大 君	22 番	山 内 末 子 さん
3 番	中 川 京 貴 君	24 番	前 島 明 男 君
4 番	桑 江 朝千夫 君	25 番	新 垣 良 俊 君
5 番	平 良 昭 一 君	26 番	仲 田 弘 毅 君
6 番	仲 村 未 央 さん	27 番	照 屋 守 之 君
7 番	照 屋 大 河 君	28 番	辻 野 ヒロ子 さん
8 番	渡久地 修 君	29 番	嶺 井 光 君
9 番	瑞慶覧 功 君	30 番	赤 嶺 昇 君
10 番	新 垣 清 涼 君	31 番	当 銘 勝 雄 君
11 番	上 里 直 司 君	32 番	渡嘉敷 喜代子 さん
12 番	吉 田 勝 廣 君	33 番	前 田 政 明 君
13 番	當 山 眞 市 君	34 番	玉 城 ノブ子 さん
14 番	吉 元 義 彦 君	35 番	比 嘉 京 子 さん
15 番	座喜味 一 幸 君	37 番	金 城 勉 君
16 番	佐喜真 淳 君	39 番	翁 長 政 俊 君
17 番	玉 城 満 君	40 番	浦 崎 唯 昭 君
18 番	仲宗根 悟 君	41 番	池 間 淳 君

42 番 新 垣 哲 司 君
43 番 具 志 孝 助 君
44 番 當 間 盛 夫 君

46 番 新 里 米 吉 君
47 番 嘉 陽 宗 儀 君
48 番 大 城 一 馬 君

欠 席 議 員（2名）

36 番 新 垣 安 弘 君

38 番 糸 洲 朝 則 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長 遊 佐 信 雄 君
次 長 龍 野 博 基 君
参事兼議事課長 嘉 陽 安 昭 君
課 長 補 佐 平 田 善 則 君
主 査 佐久田 隆 君

主 査 仲宗根 章 君
参事兼政務 新 城 博 君
調 査 課 長
副 参 事 知 念 正 治 君
総 務 課 長 鉢 嶺 元 君

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

11月26日、翁長政俊君外8人から、議員提出議案第1号「沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」の提出がありました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第1 乙第1号議案及び乙第2号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。
総務企画委員長。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 當間盛夫君登壇〕

○総務企画委員長（當間盛夫君） おはようございます。

それでは、ただいま議題となりました乙第1号議案及び乙第2号議案の条例議案2件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第1号議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、平成21年度人事委員会勧告並びに国及び他の都道府県の職員の給与改定を考慮し、県の職員及び県費負担職員の給与を改定するため関係条例の一部を改正するものである。

主な改正内容は、1つ目は、医療職給料表（1）を除くすべての給料表の減額改定を行う。2つ目は、一

般職の期末勤勉手当の支給割合を年間4.35月分から0.2月分を引き下げ4.15月分に改定する。3つ目は、義務教育等教員特別手当の支給限度額を1万5900円から1万1700円に引き下げる。4つ目は、医師及び歯科医師の初任給調整手当支給限度額を30万6900円から41万900円に引き上げるとの説明がありました。

本案に関し、今回の人事委員会勧告は特例措置による減額前の給与との比較であり、もらってもいない給与と比較すること自体が不当ではないか、また、給与の削減を4月1日にさかのぼって行うことは不利益不遡及の原則に反し違法ではないか、九州各県で遡及しないという勧告を行っている県はあるのかとの質疑がありました。

これに対し、沖縄県人事委員会が特例措置による減額前の給料表と比較して勧告を行ったことから、県としてはその勧告を尊重するものである。人事委員会勧告制度そのものが4月1日の公民給与の比較を行うため、さかのぼってその差額分を調整することになる。これについては、平成17年の東京高裁判決において違法性がないとされている。

九州各県では、佐賀県が遡及しないという勧告を行っており、熊本県が遡及する勧告を行っているが、県当局は遡及しての実施はしないとしているとの答弁がありました。

次に、特例措置による減額をした上にさらに人事委員会勧告に基づく減額を行うことは二重に減額することになり、職員に与える打撃も大きい。何らかの緩和措置を考慮すべきではないかとの質疑がありました。

これに対し、県の財政事情による給与の特例措置減額と人事委員会勧告制度に基づく給与の減額は別のものであるとの認識をしている。しかしながら、減額が職員の生活や士気に影響を与えることは認識してお

り、職員団体から特例措置について再度交渉したい旨の申し入れを受けていることから、今後、職員団体との話し合いを持ちながら何らかの措置を検討したいとの答弁がありました。

そのほか、沖縄県のラスパイレス指数の推移、九州各県で特例措置減額の緩和措置を行っている県の状況、人事委員会勧告制度の問題点、中期見通し時点と現時点の県の財政状況の違い、職員団体との交渉回数、勧告実施と地方交付税の関係、勧告に基づく給与減による県経済への影響、削減に伴う県経済への影響などについて質疑がありました。

次に、乙第2号議案「沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例」は、期末手当の支給月数を引下げ改定する国の特別職及び一般職の職員との均衡を考慮し、教育長、特別職の知事等及び特別職の秘書についても期末手当の支給月数を引き下げ、改定するため条例を改正するものである。

主な改正内容は、教育長、特別職の知事など及び特別職の秘書の期末手当の支給月数を引き下げるとの説明がありました。

本案に関し、知事等も給与などの特例措置による減額を受けている中で、さらに今回の条例改正による減額を行うことは他の職員などに大きな影響を与えることになるが、どのように考慮したのかとの質疑がありました。

これに対し、知事等の特例措置による減額は、県の財政事情で一般職員に減額をしてもらっていることを考慮し、知事みずから減額を申し出たものである。今回の条例改正による減額は、国の特別職などの給料との均衡を保つための減額であるとの答弁がありました。

そのほか、副知事及び教育長の特例措置による減額の内容などについて質疑がありました。

以上が委員会における質疑の概要であります。乙第1号議案については、採決に先立ち、共産党所属委員から反対する旨の意見表明があり、採決の結果、乙第1号議案については、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、乙第1号議案については、社民・護憲ネット所属委員から附帯決議の動議があり、採決の結果、全会一致で可決されました。

乙第2号議案につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終

わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

乙第1号議案に対する討論の通告がありますので、発言を許します。

前田政明君。

〔前田政明君登壇〕

○前田 政明君 私は、日本共産党県議団を代表して、ただいま議題となりました乙第1号議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」に対する反対討論を行います。

国家公務員の給与を引き下げる国家公務員給与法改定案が26日の衆議院本会議で採択され、日本共産党以外の賛成多数で可決されました。

日本共産党の塩川鉄也衆議院議員は、国家公務員給与法改定案は、「自公政権下で出された8月の人事院勧告に基づき、国家公務員の給与とボーナスを大幅に引き下げるもの。1人当たり年平均15万4000円という過去最大規模の減収を押し付けるものです。国家公務員とその給与に準拠する地方公務員、さらには民間の給与と景気にも深刻な影響をもたらすものだ」と批判しました。」。

「また、2002年に小泉内閣が打ち出した「総人件費抑制」政策が、本来中立であるべき人事院にも押し付けられ、「この間の人事院勧告は、国家公務員の労働基本権を制約する代償措置とは到底いえない」と指摘。それを前提とする同法案を批判しました。」。

「衆議院の総務委員会で、塩川氏が、旧政権の圧力でどのように人事院勧告がゆがめられたかの検証を求めると、原口一博総務相は「前政権で何が起きていたのかは検証したい」と答弁しました。「塩川氏は「その人事院勧告そのものが旧政権の圧力でゆがめられている。そこへの検証もなしに法案をそのまま出したことには同意できない」と表明しました。」。」

また、「日本共産党の山下芳生議員は27日、参院総務委員会で江利川毅新人事院総裁に対し、人事院の独立性についてただしました。山下氏は、今年の夏季一時金を凍結した背景に、国家公務員給与を引き下げる議員立法を準備していた旧与党のプロジェクトチームの会合に人事院給与局長が出席するなど、「不偏不党、独立性確保に反する事態があった。」」ことを追

及しました。

2009年人事院勧告に対しては、労働界からいろんな意見が出ております。

財界による空前の雇用破壊、賃金抑制のもとで、労働条件など一定の改善部分があるとはいえ、財界・政府・人事院がつくり出したと言える生活破壊の史上最悪水準の大幅賃金削減は到底容認できない。

「第1に、勧告は、公務員労働者に耐えがたい生活悪化をもたらすことである。1998年から11年間で一時金では1.1月、平均年間給与は61万5000円（本年は15万4000円）の引き下げ、「給与構造改革」による抑制、自治体での独自カットなどを加えると、さらに大幅な賃金削減となるものである。職場からの切実な生活改善の声に全く耳を傾けない、労働基本権の代償性を放棄する不当なものである。」。

「住居手当（持家部分）について、「財形住宅持家個人融資の減少」により必要性が低下していると国の事情に言及し、廃止を強行したことに抗議する。国は広域的異動などを前提とし、約4割の職員が居住している職員官舎と借家手当に特化する住居保障とするものである。自治体は国と異なり、職員の半数近くが持家手当の支給対象となっている状況であり、住居保障としての持家手当を地方自治体で存続することを求めているものである。」と、09年人事院勧告の不当性を批判する自治労連などの見解が表明されています。

10月8日に沖縄県人事委員会より給与等に関する報告及び勧告が行われました。

その勧告内容は、平成20年4月から適用されている給与の特例条例（給与カット月例給から3%、夏季・年末一時金から2%）についても「諸情勢が整い次第、早期に解消されることを望む」と報告されています。その趣旨にもかかわらず、減額前の制度的な賃金を基礎に平成21年4月からさかのぼり、平均で月額623円引き下げ、一時金で約0.2カ月平均で7万2425円引き下げる勧告となりました。実際の公務員と民間の給与格差は、月額で1万323円民間賃金が職員給与を上回っているながら、実際の公民格差を反映しない人事委員会勧告となっています。県給与改定の影響は警察職員、県給与を参考にしていない民間企業の職員等多くの県民の給与と家計経済に悪影響を与えるものとなります。

この間の自公政治の賃金抑制政策とのかかわりで県人事委員会勧告の影響は、行政職給料表の適用者の平均年間給与額の増減額は、平成17年度は年収615万円支給が平成21年度589万円、そして勧告後は年収が581万2000円となる。平成17年度からの5年間の増減は37

万9000円、特例条例による減額も入れると1人当たり53万8000円、今年度の減額は21億円という影響額となっています。

平成17年度から平成15年までの夏季・年末の手当の増減は、平成17年度期末手当については、年間4.4から今回勧告が4.1で、差は0.3カ月となっています。

今回の県人事委員会勧告では、民間給与との月例給の比較は、先ほど述べました民間給与が36万2368円、特例条例措置後は35万2045円で、民間給与より1万323円低い。今度の人事委員会勧告の減額措置後、減額措置前は511円上回っている。減額措置後では1万323円減となっています。4月まで実質もらっていないのにさかのぼって減額する不利益不遡及を適用するという不当なものとなっています。

先ほどありましたように、他県によってはこのような不当な遡及はしないという勧告をしている人事委員会もあります。そういう面では、県人事委員会の勧告の内容は労働者の権利を守る代替措置としての役割を果たしておりません。

09年人事委員会勧告どおりの給与改定が行われた場合の影響額として、40歳主査の場合、給料月額34万9000円、これが09年当局提案影響額で、給料表改定引き下げで月例7200円を含めて23万3831円というような影響が出るような状況にもなっています。

そういう面で、沖縄県経済の消費購買力を高め県内景気をよくするためにも、消費購買力に大きな影響を与える公務員給与の削減は消費購買力の低下をもたらすものになります。今回の県の改定で期末手当の支給額減に伴う影響は、先ほどありましたように約20億円の経済波及の減少が見込まれるということです。

また、公務員給与に準じて関連する給与が決まるところは、県の外郭団体28団体ほどになっているとのこと。今、景気がどんどん衰退してデフレ状態になっている中で、沖縄の経済を活性化するためには公務員給与は大きな影響を与えます。

自公政権での「総人件費抑制政策」のもと、政治的圧力がかけられた中で出された人事委員会勧告は、労働者の権利を守る役割を果たしていません。人事院勧告そのものが賃金抑制の悪循環をつくり出す仕組みとなっていると指摘されています。今度の沖縄県人事委員会勧告は、不利益不遡及の原則を踏みにじるなどの不利益を与える内容ともなっています。

今回の職員給与の改定は、この県人事委員会勧告を前提とする給与条例となっています。公務員に対する労働基本権制約の代償措置としての機能・役割を果たすべき人事院の中立・公平な第三者機関を投げ捨て

た、今回の政治的なこの勧告を認めるわけにはまいりません。人事院と同様の措置が必要などとする今回の県人事委員会勧告は、県人事委員会の存在をみずから否定するものと言わざるを得ません。

勧告が公務員だけではなく民間労働者の一時金の動向にも否定的な影響を及ぼすことになります。労働組合がないような企業において、人勸を賃金相場の参考とする事例はたくさんあります。民間準拠と言いがら、結果として人事院勧告がまた民間にマイナス影響を与えることになるという点では、極めて深刻な事態を引き起こすことになります。

深刻な景気悪化、経済危機の中で、雇用破壊と並んで賃金の引き下げや社会保障の改悪などによる生活破壊が急速に進んでいます。今こそ雇用の安定とあわせ、家計を応援して内需主導の経済に切りかえることが求められています。

以上の理由で、日本共産党県議団は、乙第1号議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」に反対するものです。

○議長（高嶺善伸君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時21分休憩

午前10時21分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

これより乙第1号議案及び乙第2号議案を採決いたします。

議題のうち、まず乙第2号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第2号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、乙第1号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高嶺善伸君） 起立多数であります。

よって、乙第1号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第2 議員提出議案第1号 沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

翁長政俊君。

〔議員提出議案第1号 巻末に掲載〕

〔翁長政俊君登壇〕

○翁長 政俊君 皆さん、おはようございます。

ただいま議題となりました議員提出議案第1号「沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について」の提案理由につきまして、提出者を代表いたしまして御説明を申し上げます。

県議会議員の期末手当は、同条例に基づき年3.3月分が支給されております。

今般、人事委員会勧告に基づき一般職員に支給する期末・勤勉手当の支給割合が年0.2月分引下げ改定されること及び知事等に係る期末手当の支給割合が同じく年0.2月分引下げ改定されること等を考慮し、県議会として議員に係る期末手当の支給割合を検討する必要があるとの認識で一致し、先日11月26日開催の各派代表者会で協議を申し上げたところであります。

その結果、県議会議員に係る期末手当の支給割合について、年3.3月分から年3.1月分へ0.2月分引き下げることで意見が一致し、本条例案を提出することとしたものです。

本条例案の改正内容を申し上げますと、平成21年12月に支給される期末手当の支給割合を、現行の「100分の170」から「100分の150」に改め、平成22年度からは、6月に支給される期末手当の支給割合を、現行の「100分の160」から「100分の145」に改め、12月に支給される期末手当の支給割合を「100分の150」から「100分の165」に改めるものであります。

以上で提案理由の説明を終わりましたが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願いを申し上げます。上げる次第であります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。
よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） これより議員提出議案第1号沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

-----◆・・・◆-----

○議長（高嶺善伸君） この際、お諮りいたします。

議案研究のため、明12月1日及び2日の2日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。
よって、明12月1日及び2日の2日間休会とすることに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、12月3日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時29分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 座 喜 味 一 幸

会議録署名議員 西 銘 純 恵

平成21年12月 3 日

平成21年
第 6 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 3 号）

平成21年
第 6 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第3号）

平成21年12月3日（木曜日）午前10時1分開議

議 事 日 程 第3号

平成21年12月3日（木曜日）

午前10時開議

第1 米軍人車両によるひき逃げ事件に関する意見書

{	渡嘉敷喜代子さん	中川	京貴君	}	提出 議員提出議案第2号
	桑江朝千夫君	吉元	義彦君		
	具志孝助君	照屋	大河君		
	前田政明君	上原	章君		
	新垣清涼君	玉城	満君		
	山内末子さん	吉田	勝廣君		
	玉城義和君				

第2 米軍人車両によるひき逃げ事件に関する抗議決議

{	渡嘉敷喜代子さん	中川	京貴君	}	提出 議員提出議案第3号
	桑江朝千夫君	吉元	義彦君		
	具志孝助君	照屋	大河君		
	前田政明君	上原	章君		
	新垣清涼君	玉城	満君		
	山内末子さん	吉田	勝廣君		
	玉城義和君				

第3 陳情第184号の取り下げの件

第4 代表質問

本日の会議に付した事件

日程第1 米軍人車両によるひき逃げ事件に関する意見書

日程第2 米軍人車両によるひき逃げ事件に関する抗議決議

日程第3 陳情第184号の取り下げの件

日程第4 代表質問

出席議員（47名）

議長	高嶺善伸君	9番	瑞慶覧功君
副議長	玉城義和君	10番	新垣清涼君
1番	上原章君	11番	上里直司君
2番	島袋大君	12番	吉田勝廣君
3番	中川京貴君	13番	當山眞市君
4番	桑江朝千夫君	14番	吉元義彦君
5番	平良昭一君	15番	座喜味一幸君
6番	仲村未央さん	16番	佐喜真淳君
7番	照屋大河君	17番	玉城満君
8番	渡久地修君	18番	仲宗根悟君

19 番 崎 山 嗣 幸 君
 20 番 西 銘 純 恵 さん
 21 番 奥 平 一 夫 君
 22 番 山 内 末 子 さん
 24 番 前 島 明 男 君
 25 番 新 垣 良 俊 君
 26 番 仲 田 弘 毅 君
 27 番 照 屋 守 之 君
 28 番 辻 野 ヒロ子 さん
 29 番 嶺 井 光 君
 30 番 赤 嶺 昇 君
 31 番 当 銘 勝 雄 君
 32 番 渡嘉敷 喜代子 さん
 33 番 前 田 政 明 君

34 番 玉 城 ノブ子 さん
 35 番 比 嘉 京 子 さん
 36 番 新 垣 安 弘 君
 37 番 金 城 勉 君
 39 番 翁 長 政 俊 君
 40 番 浦 崎 唯 昭 君
 41 番 池 間 淳 君
 42 番 新 垣 哲 司 君
 43 番 具 志 孝 助 君
 44 番 當 間 盛 夫 君
 46 番 新 里 米 吉 君
 47 番 嘉 陽 宗 儀 君
 48 番 大 城 一 馬 君

欠 席 議 員（１名）

38 番 糸 洲 朝 則 君

説明のため出席した者の職、氏名

知 事 仲井真 弘 多 君
 副 知 事 安 里 カツ子 さん
 知 事 公 室 長 上 原 良 幸 君
 総 務 部 長 兼 島 規 君
 企 画 部 長 川 上 好 久 君
 文化環境部長 知 念 建 次 君
 福祉保健部長 奥 村 啓 子 さん
 農林水産部長 比 嘉 俊 昭 君
 観光商工部長 勝 目 和 夫 君
 土木建築部長 仲 田 文 昭 君
 企 業 局 長 宮 城 嗣 三 君
 病院事業局長 知 念 清 君
 会 計 管 理 者 名渡山 司 君

知 事 公 室 監 事 棚 原 政 忠 君
 秘書広報統括監 黒 島 師 範 君
 総 務 部 監 事 比 嘉 梨 香 さん
 財政統括監 金 武 正八郎 君
 教育委員 安 里 昌 利 君
 教 育 長 安 黒 木 慶 英 君
 公安委員 大 城 光 代 さん
 公安委員 伊 礼 幸 進 君
 警察本部 又 吉 春 三 君
 警 務 本 部 長 伊 礼 幸 進 君
 労働委員 又 吉 春 三 君
 会 理 長 伊 礼 幸 進 君
 人事委員 又 吉 春 三 君
 事務局 又 吉 春 三 君
 代表監査委員 又 吉 春 三 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長 遊 佐 信 雄 君
 次 長 龍 野 博 基 君
 参事兼議事課長 嘉 陽 安 昭 君
 課 長 補 佐 平 田 善 則 君
 主 査 佐久田 隆 君

主 査 仲宗根 章 君
 参 事 兼 政 務 長 新 城 博 君
 副 参 事 知 念 正 治 君
 主 幹 上 間 司 君

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

11月30日、渡嘉敷喜代子さん外12人から、議員提出議案第2号「米軍人車両によるひき逃げ事件に関する意見書」及び議員提出議案第3号「米軍人車両による

ひき逃げ事件に関する抗議決議」の提出がありました。

次に、説明員として出席を求めた副知事仲里全輝君は、別用務のため本日の会議に出席できない旨の届け出がありました。

また、人事委員会委員長仲吉朝信君は、所用のため

本日、4日及び7日から10日までの会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として人事委員会事務局長伊礼幸進君の出席を求めました。

また、労働委員会会長比嘉正幸君は、所用のため本日、4日及び7日から10日までの会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として本日の会議に労働委員会会長代理大城光代さん、4日の会議に同委員会公益委員矢野正浩君、7日の会議に同委員会公益委員宮里節子さん、8日の会議に同委員会公益委員宮城和博君、9日及び10日の会議に同委員会事務局長比嘉久晶君の出席を求めました。

○議長（高嶺善伸君） この際、日程第1 議員提出議案第2号 米軍人車両によるひき逃げ事件に関する意見書及び日程第2 議員提出議案第3号 米軍人車両によるひき逃げ事件に関する抗議決議を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

渡嘉敷喜代子さん。

〔議員提出議案第2号及び第3号 巻末に掲載〕

〔渡嘉敷喜代子さん登壇〕

○渡嘉敷喜代子さん おはようございます。

ただいま議題となりました議員提出議案第2号及び同第3号の2件につきましては、11月30日に開催した米軍基地関係特別委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、米軍人車両によるひき逃げ事件について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第2号を朗読いたします。

〔米軍人車両によるひき逃げ事件に関する意見書朗読〕

次に、抗議決議につきましては、内容の一部とあて先が意見書と異なりますので、内容の異なる部分とあて先だけを申し上げます。

〔米軍人車両によるひき逃げ事件に関する抗議決議の「記」以降及びあて先朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第2号及び第3号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、両案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） これより議員提出議案第2号「米軍人車両によるひき逃げ事件に関する意見書」及び議員提出議案第3号「米軍人車両によるひき逃げ事件に関する抗議決議」の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第2号及び第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第3 陳情第184号の取り下げの件を議題といたします。

お諮りいたします。

本陳情については、陳情者から取り下げたいとの申し出がありますので、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、陳情第184号の取り下げの件は、これを承認することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） この際、念のため申し上げます。

本日、4日及び7日から10日までの6日間にわたって行われます代表質問並びに一般質問及び議案に対する質疑につきましては、議会運営委員会において決定されました質問要綱に従って行うことにいたします。

○議長（高嶺善伸君） 日程第4 代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。
翁長政俊君。

〔翁長政俊君登壇〕

○翁長 政俊君 皆さん、おはようございます。

私は、自由民主党を代表いたしまして代表質問を申し上げます。

その前に、所見を述べさせていただきます。

12月の師走の声が聞かれる中で、産業界においては今大変景気の厳しい環境のもとで経営が行われております。特に、円高、そして株安、このデフレスパイラルが経済の今の環境を覆っているように思います。

そういう中で鳩山政権は、本当にどたばたとした形で今2次補正を組む準備をされているようであります。本来であれば、自公政権が補正予算を組んで実行していれば、私は二番底の経済の危機が回避できたのではないかという思いであります。

しかしながら、大変厳しい今の経済環境の中で、ここに来て遅きに失した感もあるのではないかという思いも実はいたしております。しかしながら、国民生活を守る政府におきましては、迅速に経済対策をしっかり行って国民生活を守る方向で努力をしていただきたい。御要望を申し上げながら、代表質問をさせていただきます。

それでは、1、知事の政治姿勢について。

(1)、普天間飛行場の移設問題についてであります。

普天間飛行場の移設問題につきましては、我が自由民主党沖縄県連は、現行案である名護市辺野古沿岸への移設を容認してまいりました。

その理由は、1つに、東アジアにおける軍事バランスの安定的な維持と抑止力の強化、我が国の安全保障を維持することの重要性を認識していることと、2つ目に、県内の米軍基地で最も危険とされる普天間飛行場の一日も早い危険性の除去と早期の返還を図る必要があること、3つ目に、海兵隊員8000名とその家族9000名の移転、嘉手納飛行場以南の大規模な基地の返還がパッケージとなっていることであります。これを実現することが米軍基地の過重な負担に苦しむ県民の負担軽減につながることから、苦渋の選択を行ったものであります。しかし、さきの衆議院選挙で県外・国外への移設を選挙公約に政権交代を果たした民主党が、鳩山政権のもとにおいて、普天間飛行場移設問題をめぐる総理や閣僚の発言に一貫性がなく、内閣不一致の迷走状態にあり、県民を混乱に陥れております。

そもそも忘れてはならないのは、普天間飛行場の移設問題が起きた原点は、市街地の中心部にある危険きわまりない普天間飛行場の危険性の除去と早期返還を

図ることにあり、日米両政府が長い歳月をかけてようやく合意したという経緯であります。

しかし、現鳩山政権は、これまでの日米協議の経緯や合意などをどのように評価するものでありましょうか。総理や関係閣僚がそれぞれ意思疎通を欠いた発言を繰り返し、岡田外務大臣が嘉手納統合案を再提示するに至っては、これまでの返還プログラムを振り出しに戻しかねず、決して容認できるものではありません。

それにも増して我々が不可解に思うのは、鳩山総理の発言の軽さと普天間の移設問題に対する認識の浅さであります。

11月13日の日米首脳会談では、我々が期待をした移設に関する政府方針が先送りされ、未決定のままオバマ大統領は記者会見で、移設問題については日米合意を前提とすると発言、鳩山総理はシンガポールで、APEC出席中にオバマ発言を正面から打ち消す会見を行い、両首脳の対応の違いが際立ちました。この発言は、本土大手紙も懸念と疑問を呈し厳しい指摘をいたしております。この鳩山総理の危機感のなさや発言の軽さが県民を混乱させているのであります。普天間移設問題を超えて日米間の信頼関係を損ない、日米同盟の亀裂につながり、結果として普天間の現状固定化を招きかねないのであります。

本来、国の防衛・安全保障問題、米軍基地問題は国の専管事項であります。政府がその責任において方針を明確に示すべきであります。それにもかかわらずその責任を放棄して、県内を二分する事態にし、名護市辺野古沿岸への移設を知事や県民、そして名護市が苦渋の決断をした経緯も全く理解していないばかりか、その責任を知事や島袋市長や我々自民党に押しつける手法は無責任で許されるものではありません。

一方、県内においては、民主党の選挙公約である普天間飛行場の県外・国外への移設を守れない鳩山政権に対する不信が高まっております。普天間の移設問題は、日米関係、県内情勢等から、これ以上先延ばしすることは許されない状況にあります。現在、年内の決着を目指して日米両政府閣僚級で構成する作業グループにおいて進められている協議がどうなるのか全く見通しがつきません。

今日までの政府方針が示されない現状を踏まえ、自民党沖縄県連は、鳩山政権が年内に明確な結論を出さなければ、普天間飛行場の危険性の除去の放置と固定化につながることから、政府との信頼関係が破綻したものと判断し、本来の主張である県外移設を最善とする選択を要求する方針を去る11月27日に表明したとこ

ろであります。

鳩山政権には、本県における米軍基地問題等の重要性や負担軽減を願う県民感情を理解し、普天間飛行場の移設問題については3党合意に沿った年内の決着を求めるものであります。

そこで伺います。

ア、普天間飛行場移設問題について、鳩山政権は選挙公約である県外・国外移設の言及を避け、内閣の発言にも一貫性がない。この状況について知事の率直な御意見を伺います。

イ、日米両政府閣僚級で構成する作業グループで、普天間問題の迅速な解決を図るとしておるが、限られた時間で具体的な協議をし、どのような結論を出そうとしているのかはっきりいたしません。年内に内閣として明確な方針を打ち出さなければ普天間の危険性を放置し、固定化につながると考えるが、知事の御所見を伺います。

ウ、新政権が発足し3カ月を迎え、普天間飛行場移設問題に関する具体的な方針が示されない。県は、この状態をどう打開していくのか、今後の対応、取り組みを伺います。

エ、直近の県民世論調査や県内首長のアンケート調査で、普天間飛行場の移設先は県外・国外が妥当とする意見が多数を占めていることに対する知事の所見を伺います。

オ、鳩山総理と仲井眞知事の11月27日の非公式、30日の公式会談の内容について伺います。

(2)、知事訪米について。

仲井眞知事は、本県における米軍基地問題の解決を図るため、去る11月4日から11日までの日程で2度目の訪米を行いました。

今回は、米軍基地を抱える14都道県で構成する渉外知事会の代表として、会長の松沢神奈川県知事とともに米国に対し日米地位協定の見直しを求めるほか、米国議会、シンクタンク等との意見交換も行うなど、精力的に訪米行動を展開しております。

日米地位協定の見直しについては、沖縄県はこれまで幾度となく日米両政府に対し要求してきましたのですが、運用改善で十分として沖縄の要求は無視されてまいりました。

今回の訪米で注目されるのが、米国政府に対して渉外知事会で協議した「環境特別協定」を地位協定とは別に日米で締結することを求めることであります。米軍に国内環境法令を適用し、基地内で事故や環境汚染が起これば日本側の立ち入りを認め、米軍の責任で原状回復させるものであります。ドイツでは、1993年の

協定見直しで米軍に自国の環境法を適用し、韓国でも2001年に米国と覚書を締結、自国の環境法を尊重する文書を盛り込ませております。

渉外知事会は、他の国でできて日本でできないのは不自然と強調しております。我が国においても日米地位協定を締結して60年も見直しがしないことに憤りを覚えるところであります。

そこで伺います。

ア、今回の訪米について、主要要請先と知事要請事項、要請に対する米側の対応や得られた成果等について伺います。

イ、日米地位協定の見直しに向けた前進はあったのか。環境特別協定の締結要請に対する米側の反応と感触について、また、環境特別協定について、渉外知事会として今後どう取り組むのかお伺いいたします。

ウ、知事は訪米中、IT関連の米会社に本県への誘致を要請したようだが、成果はありましたか。

エ、2度目の訪米を含め、この3年をめどに総括し、残り1年となった任期を知事はどのような決意で取り組むのかお聞かせください。

2番、地域主権と財源移譲についてであります。

民主党は、地方分権改革を掲げて官僚主導体制からの脱却や政治主導の確立を目指して、「国家戦略局」や「行政刷新会議」を新設し、予算の無駄の排除や財源捻出を目的に国と地方との役割分担の明確化を図るとしております。

その象徴として、事業仕分けを導入し、公開の場で前政権が進めた事業に大なたを振るうなど、各省の担当者を相手に勇ましく切り込んでおります。パフォーマンスは一部で高い評価と喝采を浴びておりますが、一方では、国の予算削減のしわ寄せを地方に押しつけているのではないかと指摘や財務省の下請をしているとの批判もあります。各省庁は、はしゃぎ過ぎと批判し反発を強めております。原口大臣は、地方交付税の増額は「地域主権の改革の第一歩」と語気を強め、1兆円規模の予算確保に言及をいたしております。

財務省が事項要求をゼロ回答すれば、地域主権の裏づけとなる税源移譲はかけ声倒れとなります。地方の失望は大きく、県の予算編成にも大きな影響を及ぼすことになります。鳩山政権の地方分権改革の試金石となることは間違いございません。

そこで伺います。

(1)、22年度予算の事項要求として、地方交付税の法定税率を現行25%から34%を40%程度へ引き上げることが盛り込まれているが、これが実現しない場合、県の予算編成にどのような影響を与えるのか伺います。

(2)、地方交付税の充実、鳩山政権における地方分権のバロメーターと考えるがどう思いますか。

(3)、揮発油税の暫定税率の廃止の是非と、本県への影響を伺う。それとリンクする形で環境税等の増税を検討する鳩山政権の国民だましの手法に対する見解を求めます。

(4)、「安心・安全学校づくり」の交付金4800億円を活用した学校耐震化予算の見直しは、子供の命を危険にさらす大問題だと考えます。本県への影響はどうか。

(5)、長妻大臣のおわびで、補正で措置された子育て応援特別手当、この執行が停止されました。現場は混乱していませんか、お伺いいたします。

(6)、民主党の公約である子ども手当について、財源の地方負担の導入が検討されているようであります。国からの説明はありましたか、伺います。

(7)、鳩山政権の事業仕分けの作業で、思いやり予算の基地従業員の給与について、沖縄は民間と比べ高額と指摘し見直しを求めている。また、軍用地料についても再考すると聞いているが、実施された場合の本県への影響を伺います。

3番、産業振興について。

(1)、企業誘致について。

県内企業の90%以上が中小零細企業が占める本県において、雇用の安定と県内志向が強い若者の県内への定着を図るには、県内産業の活性化や貿易の振興を促進するほか、国内・国外からの企業誘致が必要であります。

県は、これまで企業誘致を重要課題として位置づけ、特別自由貿易地域を中心に企業集積の牽引的役割を担う中核的企業や先端技術等の企業の立地・集積を図るために、知事のトップセールスによる企業誘致やセミナーの開催、個別企業訪問など積極的に取り組んでおります。

そこで伺います。

ア、企業誘致に向けて、不況に強く雇用効果の大きい製造業の立地が必要であるが、立地の現状と今後の見通しを伺います。

イ、那覇空港国際貨物事業と連動した関連産業の那覇自由貿易地域への誘致について県の取り組みを伺います。

ウ、臨空港型産業の振興を図る上で、那覇自由貿易地域における制度の見直しが求められておりますが、現状と県が進める改善策について伺います。

4、土木建築関係について。

(1)、県内公共工事の現状と課題について。

本県は交通渋滞が慢性化している状態にあり、本県の交通渋滞による損失時間は全国6位と高く、那覇都市圏にその約53%が集中しているのが現状であります。

このように、本県においては、道路整備は今後とも取り組むべき重要な課題であります。県内の慢性化している交通渋滞解消や観光、物流輸送、幹線のアクセス等、体系的に道路網の整備を今後一層進めていく必要があります。同時に、安全で快適な道路交通環境の充実を図るにはバリアフリー化、電線地中化等を進めることも必要であります。しかしながら昨今は、道路を初めとする公共事業には厳しい目が注がれ、国内においても予算削減の傾向にあります。県においては粘り強い取り組みが求められております。

そこで伺います。

ア、本県における今後5年間の道路整備について、計画の概要と重点的に取り組む事業について伺います。また、今後の道路整備について渋滞損失時間の削減とバリアフリー化引き上げをどのように改善されていくのか伺います。

イ、国道58号と横軸で結ぶ主要幹線道路整備の必要性と地域のまちづくりの調和の必要性について伺います。

ウ、米軍発注の県内米軍基地に係る工事等について、県内企業の受注状況と県の受注率向上対策を伺います。

(2)、国直轄公共事業について。

鳩山政権がスタートして3カ月が経過し、2009年度補正予算の見直しで公共事業費を大幅に削減し、2010年度予算で削減の方針を示していることは、地方経済に与える影響は大きく、本県においても国の公共事業に占める割合が大きいことを考えれば県経済への影響は避けられません。また、国土交通省が2010年度予算の概算要求で、道路の新規着工の原則凍結や公共事業費の削減方針を打ち出したことに、地方から強い不満が示されています。

そこで伺います。

ア、国は、公共事業費の削減や道路の新規着工を原則凍結の方針のようであるが、県内企業の国直轄事業受注率がさらに低くなる懸念があることから、県の認識を伺いたい。

イ、地方空港整備費の削減が検討されているが、県内の空港、特に新石垣空港への影響について伺います。

ウ、高速道路無料化について、一部区間で2010年度から実施するとしているが、本県における渋滞緩和と

波及効果について伺います。

5、教育・文化の振興について。

(1)、学校内のいじめ問題について。

うるま市で中学生の集団暴行で、暴行を受けた2年生の子供が死亡するという痛ましい事件が起きました。

今回の事件については、事前に保護者が校友関係で学校側に相談をしており、学校もいじめと認識していたということでもあります。それなら、なぜ未然に対応がとれなかったのか、問題行動に走る前に学校として生徒指導が十分になされたのか、学校側に対し徹底的な検証が求められているところであります。

そこで伺います。

ア、うるま市の中学生暴行事件について、いじめがエスカレートして死亡に至らしめたと言われておりますが、その背景に何があり、学校側はどのように対応してきたのか。さらに、同市で発生した女子中学生による暴行事件について、その背景と対応を伺います。

イ、県内小中学校におけるいじめ実態を教育庁として把握しているのか。また、そのいじめと不登校との関連について伺います。

6、地域医療対策について。

本県における県立病院の地域医療として果たす役割は、離島医療を抱えるだけに他県と比べようがなく、救急医療や高度・特殊医療といった機能を備え、県民の期待を一身に背負った存在となっております。そのために、県立病院における医師不足や慢性的な看護師不足は、地域住民の健康、生命に直結する問題であります。

病院によっては、医師や看護師の不足が原因で一部病棟を休床するところもあります。看護師不足が言われている中であって、本来の適正配置とされる7対1体制に遠く及ばない勤務体制となっているのが現状であります。しかしながら、本県における地域医療の担い手を県だけではなく、市町村の果たす役割も考える必要があります。

そこで伺います。

(1)、全国的に医師不足が深刻な問題となっている中で、本県における医師確保に向けた具体的な取り組みについてどう対処されているのか。

(2)、医師不足が深刻な婦人科、小児科において、女性医師の占める割合が高いと言われている。女性医師の復職支援が重要であり、県における対策はどうなっているのか。

(3)、看護師の県立病院離れと慢性的な看護師不足解消に向けて、病院事業局が検討している7対1体制に

向けた看護師定数増計画について、その概要について今後の方向性を伺いたい。

7、那覇空港滑走路の拡張整備についてであります。

(1)、公共事業費が削減される中、那覇空港滑走路の早期整備に向けた取り組みと今後の作業工程について伺います。

(2)、全日空の国際貨物基地事業が目指す貨物ハブ事業の特徴と本県経済への波及効果について伺います。

(3)、沖縄ハブ事業が今後海外市場への拡大を図る上で、課題と県の役割について伺います。

以上、答弁によりまして再質問をさせていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） おはようございます。

翁長政俊議員の御質問に答弁をいたします。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、普天間飛行場移設問題に対する政府の対応についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

普天間飛行場移設問題につきましては、各大臣がさまざまな発言をしておられますが、政府として具体的な方針は示されておられません。この問題の早期解決に向けて、政府が明確な方針及び具体案を示していただきたいと考えております。

次に、同じく政治姿勢の中で、1の(1)のイとウが関連いたしておりますので、一括して答弁させていただきますが、普天間飛行場の固定化及び県の今後の取り組みについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

市街地の中心部に位置する普天間飛行場は、住民生活に著しい影響を与えており、周辺住民の不安や騒音被害などを解消することが喫緊の課題となっております。この間、政府においては、米軍再編合意に基づく名護市辺野古への代替施設建設に向けて取り組んできたところであります。こうした中、新内閣が発足し、鳩山総理の「地元の皆さまの思いをしっかりと受け止めながら、真剣に取り組む」としました所信表明などを受けまして、沖縄県内では、県外移設の実現を期待する声が非常に高まっております。

県としましては、これまでも申し上げてきたとおり、県外移設が最も望ましいと考えており、政府が具体的な県外移設案を提案するのであれば、政府の方針を積極的に支持するものであります。

県は、普天間飛行場の一日も早い危険性除去のため、明確な方針及び具体案を示していただくよう、政

府に対して要望しているところであります。

次に、同じく政治姿勢の中で、各種アンケート調査の結果についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県内では、去る9月の新内閣発足以降、普天間飛行場の県外移設の実現を期待する声が非常に高まってきております。

各種アンケート調査の結果は、このような県民の期待感を反映したものであると理解をいたしております。

次に、同じく政治姿勢の中で、鳩山総理との面談の内容はいかがか、どうであったかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

去る11月30日の鳩山総理との面談におきましては、普天間飛行場の一日も早い危険性除去の取り組みや返還跡地利用のための基盤整備など、沖縄県の米軍基地問題の解決促進を要望いたしました。

鳩山総理からは、日米両政府のワーキングチームで検証しているところであり、沖縄県民の基地負担が軽減されるよう普天間飛行場移設問題を解決しなければならない旨の発言がございました。

県としましては、今後とも政府と連携を密にしつつ、この問題の解決促進に努めてまいりたいと考えております。

なお、11月27日の面談におきましては、基地問題を初め沖縄の抱える課題について広く意見交換しましたが、非公式の場であり、具体的内容につきましてはコメントを控えさせていただきたいと思っております。

次に、同じく政治姿勢の中で、訪米の要請先、要請事項、成果等はどうかという御質問にお答えいたします。

今回の訪米では、ワシントンDCにおきまして、連邦政府等に対し、渉外知事会の会長であります松沢神奈川県知事とともに、日米地位協定の見直しについて理解と協力を求めてまいりました。

松沢知事からは、来年、締結後50年となる日米地位協定について、環境問題を中心に見直しの必要性を訴え、「環境特別協定」の案を提示いたしました。私からは、沖縄で発生した具体的な事件・事故の事例を示し、地位協定へ環境関連の条項を追加する必要性を訴えました。

国防省でのグREGソン次官補ほかとの面談では、「日本の新しい政府とも環境問題について話し合う協議の場を設けていきたい。」等の発言がありました。

国務省でのドノヴァン首席次官補代理ほかとの面談では、「環境問題は日米両国が取り組む重要な課題で

ある。環境特別協定についても真剣に検討したい。」との発言がございました。

また、スケルトン下院軍事委員会委員長及びイノウエ上院歳出委員長と面談したほか、外交問題評議会（CFR）、そしてジョンズ・ホプキンス大学国際研究大学院（SAIS）、国防大学戦略研究所（NDU）などのいわばシンクタンクや研究機関等において、地位協定の見直しを中心に意見交換を行ってまいりました。

ハワイでは、ハワイの太平洋軍司令部におきまして、ウィラード太平洋軍司令官及びスタルダー太平洋海兵隊司令官と面談をし、事件・事故や基地の整理縮小など、沖縄の抱える基地問題について軍の司令官らに対し、直接解決を要請いたしました。

今回の訪米につきましては、米政府機関等から環境問題について前向きに検討したい旨の発言があり、大きな前進があったと考えております。また、シンクタンクや研究機関におきまして、沖縄の具体的な事例を示し、地位協定の見直しについて意見交換を行うことができたことは、大きな意義があったと考えております。

県としましては、沖縄県民の過重な基地負担の軽減が図られるよう、渉外知事会等とも連携をし、今後とも粘り強く日米両政府に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、同じく政治姿勢の中で、「環境特別協定」の要請及び反応等についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

今回の訪米では、渉外知事会が日本政府へ求めています地位協定の見直しの中でも、環境問題、そして裁判手続の見直し、日米合同委員会に地域の声を聞く場を設置することのこの3点について、日米両政府間で協議していただきたいと要望をいたしました。また、喫緊の課題であります環境問題につきまして、「環境特別協定」の締結を提案いたしました。この提案に対しましては、国防省のグREGソン次官補ほかとの面談で、「日本の新しい政府とも環境問題について話し合う協議の場を設けていきたい。」との発言がありました。大きな前進があったと考えております。

今後、渉外知事会としましてもさらに検討を進め、日米両政府に対して働きかけていく考えでございます。

知事の政治姿勢の中で、IT関連会社の誘致要請の成果いかんという御質問にお答えいたします。

私は、訪米の際、テネシー州ナッシュビル市在の携帯電話修理で全米95%のシェアを持ち、世界じゅうで

1万人の社員がおりますアシュリオンの本社を訪問いたしました。そして沖縄県への進出を要請いたしました。私の訪問により地元沖縄の熱意が相手に伝わり、現在、同社の子会社でありますT L C S社（テクノロジー・ロジスティックス・センター・アウトソーシング）が沖縄進出に向けてさらに積極的に検討を進めているところであります。

次に、同じく政治姿勢の中で、この3年間の総括と残り1年の決意、取り組みについての御質問にお答えいたします。

県民の負託を得て知事に就任いたしましたからはや3年が過ぎますが、この間、県民福祉の向上のために全力疾走し、掲げた公約のほとんどが着手できたものと考えております。今後も産業の振興により雇用の拡大を図ることや、そして米軍基地問題など、沖縄が抱える諸課題の解決に向けて全力を尽くす所存でございます。県民を初め議員の皆様の御理解と御支援をよろしくお願い申し上げる次第でございます。

次に、地域主権と財源移譲に係る御質問の中で、基地従業員の給与見直しの影響に係る御質問にお答えいたします。

駐留軍等労働者給与等実態調査報告書によりますと、平成20年4月1日現在の県内の駐留軍従業員数は約8800人、1人当たり平均給与月額は約29万3000円となっております。

給与の見直しが実施された場合、駐留軍従業員の生活と県経済に与える影響が大きいと予想されますことから、県としましては、給与が引き下げられることのないよう、国に対して強く要請してまいりたいと考えております。

次に、土木建築関連の御質問の中で、空港整備費削減に伴う新石垣空港への影響いかにという御趣旨の御質問にお答えいたします。

新石垣空港を含む一般空港整備事業につきましては、行政刷新会議の事業仕分けで「予算要求の10%縮減」となっておりますが、現段階では県内個別空港への影響は明らかになっておりません。

沖縄県としましては、新石垣空港整備の必要性、そして緊急性にかんがみて地元とも連携をとり、平成25年3月の供用開始に影響がないよう、所要額の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、地域医療対策に係る御質問の中で、医師確保の取り組みいかにという御質問にお答えいたします。

県におきましては、自治医科大学への学生の派遣や、県立北部病院、中部病院及び南部医療センター・こども医療センターで後期臨床研修事業を実施いたし

ており、プライマリーケア医や専門医の養成を行っております。また、平成19年度から離島・へき地ドクターバンク等支援事業を実施し、県内外の医療機関等から医師確保を図っております。

さらに、医師修学資金等貸与事業、そして離島医療セミナー事業を実施し、離島医療に意欲を持つ医師の養成に取り組んでいるところです。

今後、地域医療再生基金を設置し、医師確保対策について重点的に取り組むことといたしております。

次に、那覇空港滑走路の拡張整備に係る御質問の中で、那覇空港滑走路の早期整備に向けた取り組みと今後の作業工程についての御質問にお答えいたします。

那覇空港の拡張整備につきましては、去る8月に滑走路間隔1310メートルに基づく施設計画が策定され、今後は事業主体であります国において、環境アセスメントや調査・設計等を実施する予定となっております。

県としましては、一日も早い供用開始を目指し、国と連携をし同事業を推進いたしますとともに、必要な予算の確保及び工期の短縮等を国に要請してまいり所存でございます。

次に、同じく那覇空港に係る御質問の中で、ANA貨物ハブ事業の特徴と経済波及効果についてという御質問にお答えいたします。

ANA国際貨物ハブ事業の特徴は、深夜時間帯に貨物専用機を用いて那覇空港を拠点に国内外8都市をハブ&スポーク方式で結ぶ国内初の取り組みということでございます。県経済にとっては、県産品の販路拡大による農林水産業や製造業等の振興とともに、国際航空物流に関連する新たな臨空型産業の集積につながり雇用の増大が図られるものと期待をいたしております。

目標とする国際貨物取扱量年間40万トンが実現したときの沖縄県経済への波及効果は350億円、雇用に換算しますと3400人と試算いたしております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 地域主権と財源移譲に関する質問のうち、地方交付税の交付税率の引き上げと県の予算編成への影響についてお答えいたします。

総務省が今回の概算要求に盛り込んでいる事項要求は、地方の財源不足の対応として、従来、国の一般会計が負担していた部分について、交付税率を引き上げて3年間固定化する一方、なお生ずる財源不足に対し

ては、地方の臨時財政対策債で対応しようとするものであります。この要求につきましては、交付税率の引き上げのみならず、地方の財源不足に対する国と地方の対応ルールにかかわるものであることから、今後の地方財政対策、ひいては県の予算編成において極めて重要であると考えております。このことから、全国知事会においては、国に対し地方交付税の復元・増額に関する提言を行ったところであり、県としましては、国の地方財政対策の動向を注視し、全国知事会等と連携しながら適切に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 地域主権と財源移譲についての御質問の中の、地方交付税の充実が地方分権のバロメーターとの考え方についてお答えいたします。

地方分権を推進していく上で行政基盤の確立は必要であり、そのための地方交付税など税・財源の充実確保は重要であると認識しております。このような地方交付税を含む地方税財政の拡充を初め、国と地方の役割分担の見直し、国から地方への権限移譲等が一体として実施されることにより、地方がみずからの創意工夫を発揮した地域の活性化につながる地方分権改革が進展していくものと認識しております。

次に、同じく地域主権と財源移譲についての中、揮発油税の暫定税率の廃止の是非と本県への影響、それとリンクする環境税等の増税への見解についてお答えいたします。

揮発油税等の暫定税率の廃止は、まず1点目に、復帰特別措置の軽減措置の失効による本土と比べたガソリン価格の上昇、2点目に、同措置を前提とする離島への輸送費補助事業の財源の失効、3点目に、地方分の税収等の消失、4点目に、国の直轄事業負担金廃止に伴う道路予算の大幅な削減による道路整備のおくれなど、県民生活、県・市町村財政への影響は非常に大きいものと懸念をしております。

環境税については詳細が明らかになっておりませんが、沖縄の置かれたもろもろの特殊事情に十分配慮すべきと考えております。

次に、那覇空港滑走路の拡張整備についての御質問の中の、沖縄ハブ事業の海外市場拡大の課題と県の役割についてお答えいたします。

海外市場拡大の課題は、那覇空港の近隣アジアの空港に引けをとらない国際競争力の確保であります。このため、県としては、引き続き国に対し那覇空港に係

る公租公課の軽減措置の実現を強く要望するとともに、農林水産業や製造業等の振興や、新たな臨空型企業の誘致等による県内発の国際航空貨物量の増大に取り組むこととしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは、地域主権と財源移譲についての御質問で、学校耐震化予算の見直しについてお答えをいたします。

国の平成21年度1次補正で措置された学校耐震化予算については、地方公共団体から申請の見込まれない部分において見直しが行われております。本県の学校耐震化事業は、国へ申請を行い要求どおり認められており、見直しによる影響はございません。

次に、教育・文化の振興についての御質問で、集団暴行事件の背景と対応についてお答えをいたします。

今回の事件で、中学生のとうい命が失われたことに深い悲しみと大きな衝撃を受けております。亡くなられた中学生の御冥福をお祈りするとともに、御家族へ心よりお悔やみを申し上げます。

事件の背景及び学校の対応等については、現在、県警やうるま市教育委員会で調査中であり、詳細はまだ把握しておりません。女子生徒の事件についても同様であります。

このような事件の背景には、規範意識の低さや基本的な生活習慣の未確立などの本人の課題、親と子の触れ合いの少なさなどの家庭の課題、夜型社会や他人の子供に無関心であるなどの地域社会の課題、子供への指導・支援などの学校の課題等があると考えられます。

次に、いじめの実態と不登校との関連についてお答えをいたします。

平成20年度の文部科学省の問題行動調査によりますと、本県の公立学校のいじめの件数は、小学校が92件で前年度より33件減少しております。中学校は215件で前年度より52件減少しており、小・中ともに2年連続の減少となっております。平成20年度は、小中学校の不登校児童生徒数は増加しましたが、いじめがきっかけで不登校となった児童生徒は、小学校が不登校402人中3人で、中学校が1439人中26人となっております。

いじめは、どの学校でも、どの子供にも起こり得るものであるとの危機意識を持ち、いじめの実態把握に努め、学校、家庭、地域、関係機関・団体が一体となって、いじめ防止や不登校児童生徒の支援に取り組

んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 地域主権と財源移譲についての御質問の中の、子育て応援特別手当の執行停止に伴う現場の状況についてお答えいたします。

各市町村は、これまで住民への広報など支給に向けての準備を進めていたところであり、執行停止により多少の混乱はあったものと考えております。

なお、執行停止に伴う影響額は、調査の結果、約500万円となっております。これらの経費については、国において適切に対応されるものと考えております。

次に、子ども手当の財源の地方負担導入についてお答えします。

子ども手当の財源負担については、現時点で国からの説明はありません。

県としましては、経費を全額国庫負担とすることや、制度の詳細、今後のスケジュール等についての早急な情報提供を九州各県保健医療福祉主管部長会議を通して国にお願いしたいと考えております。

次に、地域医療対策の御質問の中の、女性医師の復職支援についてお答えします。

県においては、平成21年8月に沖縄県医師会に「女性医師バンク事業」を委託して、女性医師専門の相談窓口を設置し、必要な情報の提供や関係機関との調整等の就労支援を行っております。また、去る10月3日には女性医師支援の普及啓発のためのフォーラムを開催いたしました。あわせて、県内の女性医師が必要としている支援策を把握するためのアンケートを実施し、対策を強化していきます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 地域主権と財源移譲についての御質問で、軍用地料についてお答えいたします。

行政刷新会議での事業仕分けにおいて、用地借料については「見直しを行わない」とされております。また、沖縄における賃貸借契約の更新者に対して支払われる更新協力費については、「予算要求通り」とされております。

県としては、今回の事業仕分けの結果を踏まえると影響はないものと考えますが、引き続き予算編成の推移を見守っていききたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 産業振興についての御質問の中の、製造業の立地の現状と今後の見通しについてお答えします。

沖縄県における製造業の立地状況は、経済産業省の工場立地動向調査によると、平成16年から20年までの5年間で42件の立地と約1100人の雇用が創出されておりますが、製造業の集積・振興は十分に進んでいない現状となっております。

沖縄県では、製造業の立地を促進するため、特別自由貿易地域を初めとして産業高度化地域、工場適地において税制上の優遇措置、県条例による投下固定資産や人材確保に対する助成などに取り組んでおります。

今後も製造業の立地は厳しい見通しにありますが、関係市町村・関係機関と連携を図り、首都圏で開催する企業誘致セミナー等において誘致活動を行うなど、製造業の誘致に努めてまいります。

次に、同じく産業振興についての御質問の中で、那覇空港国際貨物事業と連動した那覇自由貿易地域の企業誘致への取り組み及び制度の見直し等についての御質問にお答えします。あわせて一括してお答えいたします。

県としては、那覇空港で国際貨物ハブ事業が開始されたことにより、近接する那覇自由貿易地域へ流通加工や精密機器パーツなどの国際物流に関連した企業の進出が期待されるところであります。

臨空港型産業の振興については、これまで那覇自由貿易地域への企業誘致の実績が少ないことから、今後、東アジアの中で魅力ある地域にするため新たに調査を開始したところであり、その中で本県にとって効果的な制度等を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 土木建築関係について、今後5年間の道路整備の計画概要等についてお答えいたします。

沖縄県における今後5年間の道路整備については、県民意見等を踏まえて平成21年7月に「道路の中期計画（沖縄版）」を策定しております。その内容は、渋滞や環境問題等の課題に対して、空港・港湾までの30分以内到達人口割合を高めるなどの成果目標を設定し、その達成に向けて那覇空港自動車道や沖縄西海岸

道路、浦添西原線などを整備することとしております。

道路渋滞による損失時間については、平成19年の1年当たり7350万人・時間から、平成24年までの5年間で410万人・時間の削減を図ることとしております。また、歩道の段差解消やスロープの整備などのバリアフリー化については、国道329号、県道那覇北中城線などの特定道路6路線におけるバリアフリー化率を平成19年の7%から平成24年には75%に改善することとしております。

同じく土木建築関係についての御質問で、横軸幹線道路の整備と地域のまちづくりとの調和についてお答えいたします。

国道58号等に集中している南北方向の交通量を分散させ、慢性化している中南部都市圏の渋滞緩和を図るため、浦添西原線や県道24号線等の横軸幹線道路を「ハシゴ道路」と位置づけて整備を推進しております。ハシゴ道路の整備に当たっては、市街地の活性化や区画整理事業及び拠点開発支援など、地域のまちづくりと調和を図りながら推進していきたいと考えております。

同じく土木建築関係の、米軍発注工事の県内企業の受注状況と県の受注率向上対策についてお答えいたします。

米軍発注工事については、全体の契約状況が公表されていないことから、県内企業の受注状況を把握することは困難であります。

県としましては、県内企業の受注拡大に向けて関係部局で構成する「米軍発注工事に係るワーキンググループ」を設置し、現状把握のための情報収集、受注に当たった課題の整理等に取り組んでいるところであります。

同じく土木建築関係について、公共事業費の削減に伴う県内企業の国直轄事業受注率についてお答えいたします。

平成22年度の公共事業関係費の概算要求については、全国が対前年度比マイナス10%以上と厳しく抑制されておりますが、沖縄についてはマイナス2.6%となっております。しかしながら、行政刷新会議による事業仕分けの結果を受けて、公共事業関係費のさらなる削減が懸念されます。

県としましては、公共工事の減少による県経済への影響を小さくするためには、直轄工事の県内企業の受注拡大を図る必要があると考えており、今後とも国に対し分離・分割発注等について、あらゆる機会を通して要請していきたいと考えております。

同じく土木建築関係について、高速道路無料化による渋滞緩和と波及効果についてお答えいたします。

高速道路の無料化は、国道58号や330号等に偏った交通量を高速道路にシフトさせ、既存道路の渋滞緩和に一定の効果があると思われます。また、北部地域と中南部地域との物流の効率化、連携と交流の促進により北部地域の振興と活性化に寄与するものと思われます。

一方、高速道路本線や高速道路に接続する道路及びその周辺で新たな渋滞の発生が予想されることから、高速道路へのアクセスを強化するため、浦添西原線等の横軸幹線道路の整備が必要であると考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 地域医療対策についての御質問の中の、7対1看護体制の実施に向けた定数増と今後の方向性についてにお答えします。

病院事業局においては、来年4月から南部医療センター・こども医療センターで7対1看護体制を試験実施し、その結果を踏まえて、将来的には中部病院を初め他の急性期病院でも7対1看護体制を実施したいと考えております。現在の病床数で7対1看護体制を実施するには、南部医療センター・こども医療センターで50人、中部病院で78人など、看護師の定数を合計で398人と大幅に増員する必要があります。このため、現在進めている経営再建計画との整合性を確保しながら段階的に定数増を行ってまいりたいと考えており、2月議会に向けて病院事業局としての定数条例改正案を策定すべく、関係部局と現在調整を行っているところであります。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 翁長政俊君。

〔翁長政俊君登壇〕

○翁長 政俊君 再質問をさせていただきます。

まず基地問題でございますけれども、知事、普天間の移設問題について、11月27日に総理と非公式に、そして30日には公式にお会いされたということでございます。今、答弁をいただいたんですけれども、私どもはこの27日の非公式の会談の内容がどうしても知りたいんですよ。1時間程度やられたということですので、そこではいろんな問題が話し合われただろうと思っています。その内容について、先ほどの答弁では、コメントを差し控えたいということでございましたけれども、支障のない形でできる分であれば公開を

していただきたい、このように思っております。

それと、この2回の総理との会談で、仮に辺野古に来るとすると、いわゆる事前説明を当然やるべきだという知事の報道がなされておりました。このことについての了解がいただけたのか。了解がいただけたというか、こういった話についても、これは仮定の話になるかもしれませんが、いわゆる現行案でいくのであれば、事前に協議をする。さらに県外に移すにしろ事前に知事に相談をするという事前協議がなされるかどうか。ここは了解が得られたかをちょっと聞かせてください。

それと、米国のルース大使と先日お会いなさいました。この総理とルースさんを含めて、知事が要人と会談した中においてのいわゆる知事が要請した年内決着、これの感触がどうであったのかをまずお聞かせいただきたいと思っております。

それと2つ目でありますけれども、県民大会の要請団の皆さん方が知事に大会決議の要請をやったと聞いておりますけれども、その際に、松沢神奈川県知事と米国で行われた会談で、松沢さんのいわゆる普天間の移設は辺野古しかないという発言に対して、知事がこれを黙認してたのではないかということが、その場で何かかなり大きな声で言い合いになって口論になったと聞いているんですけれども、正直なところ、これは多勢に無勢でたくさんの皆さん方とお話をしましたので、実際知事のこの思いが現実には伝わっているのかどうなのか。これは要請団の皆さん方に伝えるというよりも、県民に向かってどうだったのかをきっちり私は知事がここで発信する必要があるだろうと思っているんです。その部分をもっと丁寧な御説明をいただけませんか。お互い言い合いになって、かあっと頭に血が上ったということでございますでしょうけれども、ここは冷静にひとつお聞かせください。これが2点目。

3点目が、橋下府知事の発言であります。

まぐら言葉が幾つかありましたけれども、要約をすると、関空にいわゆる訓練を受け入れるとは言っていないですよ、知事はですね。そこで、神戸空港を所管する神戸市長は、この発言に対して随分反発をしているようであります。そして、思いつきの発言じゃないか等々あるんですけれども、ただ、都道府県の知事がこういう問題を発信すること自体は、私はある意味では沖縄の基地問題を全体の中でとらえてもらいうい機会はではないかと思っているんですよ。ここは知事が出かけていって橋下さんとお会いするかどうか、さらには全国知事会等で多分お会いするチャンスもあると思

うんですよ。ここで知事がこの問題について、橋下府知事の真意をただすことが必要だろうと思っています。ここの部分をちょっとお聞かせください。

それと、地方主権と事業仕分けの問題ですけれども、今行われている事業仕分け等の問題の中と、国の直轄事業とも絡むんですけれども、私はこれはちょっと見落とすことのできない大きな問題が出たなと思っているのが、政府科学技術会議で、国はいわゆる大学院大学の予算確保に向けて、大学運営が継続可能かと。これはもしかしたら、この事業は国の事業の中で失敗事業になるんじゃないかという認識を示した発言がなされたと。さらには、沖縄に優秀な学生が集まるのかと、こういう議論もなされたというんですよ。これは私はゆゆしき問題だと思っているんです。この大学院大学を沖縄に誘致するに当たって、民主党の議員の皆さん方はえらい慎重でしたよ。この予算をつけるとか切るとかという問題ですったもんだしました。しかしながら、国のいわゆる施策として大学院大学を沖縄に設置するということが決まって予算の確保も行われてきたんです。この中で新しい政権にかわってこの問題がもう一度振り出しに戻って、この大学のいわゆる存続そのものを否定するような議論が政府内の科学技術会議の中で行われていること自体が沖縄のいわゆる県知事としては許すことのできない、私はこれは一つの事案だろうと思っているんですよ。知事、この問題は、知事がみずから出かけていって、どうなっているのかということをしかり私は聞いたする必要があります。ここの部分をひとつお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時25分休憩

午前11時27分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 翁長議員の再質問に答弁させていただきます。

まず第1に、27日の総理との会談ですが、これは先ほど申し上げました以上にはなかなか申し上げにくいところがあって、別に何も秘密にする部分はありませんが、政権がかわってできればなるべく早い時期に総理大臣、それから沖縄に関係する閣僚にはお目にかかりたいという気持ちは持っておりまして、いろんなルートを通じてお願いをしたこともあります。なかなか、防衛大臣は沖縄に見えたし、沖縄担当大臣は2回ぐらい見えておられる。外務大臣も見えたということ

で、お目にかかれた大臣はいるんですが、総理にはお目にかかれてないということで、かねてから機会を見てぜひお目にかかり、沖縄のこれまでとこれからについて、何もこの基地問題だけでなく、ひとつ政府のまた御支援をお願いしたいというようなことと、表敬を兼ねて参ったということでございます。

それから2番目の再質問の中で、今、御質問は辺野古にもし決めるようなことがあったら事前にというような御質問だったと思うんですが、どちらであれ政府が最終的な何か方針をきちっとお決めになるとすれば、お決めになる前に必ず地元と相談とか了解、理解と協力を得るような説明はぜひともお願いしたい。俗な表現で言えば、頭越しはひとつ勘弁してもらいたいというのは申し上げました。そうしたら、当然ですというような趣旨の御返事はいただきました。

それから3番目ですが、ルース大使とか総理に早い決着という、これは私、直接このお二人に早い決着を早い決着をというようなニュアンスの表現で申し上げたことはありません。むしろ落ちついてといいますか、どういうふうにお決めになるのか、ならないのか。再編の今見直しかワーキングチームによる検証とかというのがアメリカの大使、そしてライス司令官とか、日本の防衛・外務の両大臣でやられていますか、こういうものではどんなふうに進んでいるんですか、どんなふうな内容になっているかという質問はしたことがございますが、まだ検証中ということでお答えはいただいております。

それから4番目の再質問ですが、松沢知事とは渉外知事会の会長と副会長ということで地位協定の件を中心にアメリカに行ってきたわけですが、そのときに無論これはいろんな形でいろんな質疑があります。話をすれば、直接、地位協定のような質問もあれば、普天間であるとか再編であるとか、そういうことについての質問もいろいろございました。そういう中で、松沢さんは松沢さんの意見をおっしゃって、特に会長としてというようなことでなく、個人でというような趣旨をよく断っておられました。

そういう中で、この間共産党の前田さんが確信犯であるとか何かいろんなことをおっしゃりに参っておられましたが、確信犯も何もなく表現は遺憾ですが、私の方は自分はどうだと、基本的には前から申し上げているベストは県外であると。しかし、一日も早い普天間の危険性除去のためには、場合によったら県内もやむなしというようなことは私は質問者に対して申し上げ、松沢さんの意見に対して意見は違うけれどということで申し上げ、発言をしております。ですから、そ

れはたしかこの県内の2紙、タイムス、新報さんもそういうような報道、後で私は実はよくよく読んだら出ていると思っております。そういうふうに報道されておりますんで、どうもあのときのやりとりは私もかっとしましたが、質問の方がいかなものかと今でも思っております。

それから5番目ですが、橋下知事さんの発言、これもマスコミの報道で私ども聞いているわけです。ですが、全体にこの全国知事会というのは基本的には防衛・外交というのは、これは国の仕事で知事会は余り近寄らないという――これは表現がちょっとあれがあるかもしれませんが――そういう雰囲気がかこれまでありましたけれども、こういう橋下さんのような発言はやっぱり全国の知事が防衛・外交についてもそれなりの関心を持っていくという糸口になるということで、私はどういうお考えかはちょっと別ですが、いいことではないかというふうに考えております。

全国知事会でも14の都道県に米軍基地がございまして、その14の都道県知事は一緒になって渉外知事会という形で共通の課題の解決に向けた取り組みをしておりますが、それ以外の知事さんはそんなに関心が今までではなかったと私は思いますが、橋下知事さんのこういう発言は非常にこれから知事会全体でいろんな知事が関心を持っていただくという点で非常にありがたい、いいことではないかというふうにも思います。ですから、機会を見てぜひ橋下知事さんの真意といえますか、どういうお考えなのかはぜひ聞かせていただきたいと思っております。

それから最後に、この仕分けの中でのこの大学院大学の扱いなんですが、さらにまたこの科学技術関係の専門家の会議といいますか集まりの中での科学技術大学院大学に対する見方、コメントというのは、確かに前も私、これはどなたがというわけじゃないんですが感じたのは、どうして沖縄でこういうものが成り立つんですか、沖縄に立派な人々が集まりますかとか、沖縄にそういう科学技術の物すごい先端物を扱う人々がおりますかとか、いろんな少し沖縄で科学技術という感じがというような感覚で、失礼にも発言される人に何人かお会いしたことはあります。

ですが、ある意味で日本の中での強烈なエスタブリッシュメントがナチュラルサイエンスの面で沖縄でまだないかしらぬという面から見たら、常識的な科学技術人の考えかもしれません。しかし、これはもう既にこの法律の83条、84条の中に書いてあります沖縄法をつくる段階でそういうものは打ち破られたかと思っていたんですが、なおこれは残っているのかなという

実感があります。しかしながら、これはこの法律をつくるとき、そしてまたこの科学技術大学院大学学園法案、開学に向けての法案がことしの夏ごろに出て――解散前でしたが――むしろ民主党の皆さんの、これは県議会もそうですが、お力も得、全会一致で沖縄及び北方問題に関する特別委員会やそれから国会で全会一致でこれを通し、しかも内容も民主党を中心とした国会の先生方に資金の確保等々の面を中心にむしろいい方向で変えていただきましたから、今の鳩山政権はかなりよくこの内容を知っておられると私は思っておりますが、むしろこういう何とか会議の専門家の人々の考えに少しバイアスがあるのではないかという気がしております。実は、きょう副知事の仲里はこの件で東京に飛んでおります。

そういうことでおっしゃるように、私もこの議会の合間を見ながら、なるべく早くこの意見、考え方を粉碎しに行っていきたいと思っておりますので、ぜひ県議会の各政党・会派の皆様の力をいただくようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 翁長政俊君。

〔翁長政俊君登壇〕

○翁長 政俊君 基地問題、鳩山政権になって普天間を取り巻く環境は大きく私は変わったと思っております。知事がこの3年以内の閉鎖状態ということをおっしゃっていただきましたけれども、まずこれは今後どう取り組むのかお聞かせいただきたいと思っております。

それと新聞報道でなされているんですけども、県外と言ったらもう楽になると。しかしながら、普天間を解決していく道は非常に遠くなると。また、知事自身の最近のコメントでは、県外移設に県民の声がかなり高まっているという発言もされております。もう、のどのここまですべて県外だと言いたいんですけども、なかなか言えないという苦しい胸のうちを知事は吐露しておりますけれども、この苦しい胸のうちというものがなかなか私は県民の皆さんの中にきちっと伝わっていないのではないかなという思いがあるんですよ。ですから、ある意味では沖縄県の知事として、苦しいものは苦しいとしっかり県民の皆さん方にアピールしながら、皆さん方の理解も得ながら基地問題を進めていくことが私は肝要だろうと思っております。ここの部分をちょっとお聞かせください。

どうですか、もう立場を変えて思い切って踏み込んでいくということも一つだと思っておりますので、あわせてお聞かせをいただきます。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 翁長議員の再々質問に答弁させていただきます。

この3年めどの閉鎖状態の実現という点、これは自公政権の時代までずっと普天間移設協議会の中でワーキンググループをつくり、テクニカルに事務的にどういう方法があるかというのをかなり研究してきたつもりでございました。今これ実は中断しています。ですから、移設協議会は中断し、このワーキングチームも今休眠しております。

ですから、残念ながらあれでとまってはおりますが、しかし新しい政権ができてから私どもも防衛大臣、外務大臣、そして前原沖縄担当大臣、それから新しいルース駐日大使、横田におられるライス米軍司令官などなど関係の日米両政府に対して、今の3年めどの閉鎖状態という表現をしておりますが、要するに今の普天間の基地の運用レベルをぐっと下げて、危険性を除去する方策を研究し実行してもらいたい。私は3年めどということやってきているということをおっしゃり、これについては前の普天間移設協議会は今もうとまってしまっておりますが、今度はそれ以外にもこういうことへぜひ取り組んでいただきたい。今あるヘリの分散なども含めて、いろいろ考えられるだけのことはやってもらいたいということは申し上げております。そしてまた10月13日の環境アセス、これも新政権になって見直すと言われながらあれはあのまま事業として継続しているかのようにアセスはそのまま出てきておりますから、その中でも私は実は普天間の基地における危険性と騒音を抜本的に減らすようなこと、これは3年めどのということによって、この中身だということ、あのアセスの私の意見の中でまず冒頭これを申し上げ、この返答をよこしてもらいたいということをおっしゃっているところでございます。3年めどということで、もうぎりぎりの3年が実は来つつありますが、ひとつこれは相手様がたくさんいるんで、目安ということにさせていただいて、ただこれについて今一生懸命頑張っておりますから、いずれ何らかの形で成果が出てくるものと確信をいたしております。

そして2番目の、県外か県内かということで、私はベストは県外だと。しかし一日も早い危険性の除去のためには県内もやむを得ないというような趣旨の表現を繰り返しております。しかしながら県内では、県民の県外へという声が非常に高まっておりますし、新政権スタートに当たっての3党合意のあの文書などを読ませていただきますと、やはり再編を見直して、そして米軍基地のありようについても見直す方向で臨むと

というような御趣旨の表現がありました。これは見直せばどういうことに相なるかといえ、やはり県外という方向に選挙の途中、マニフェスト、それから沖縄ビジョンINDEXという民主党系の政策から見ると、県外へ取り組むというふうにも確実に読めるなという感じもします。

そういうことで、何も私は県外へというのは否定はしていません。むしろ最も望ましいベストなものは県外であると実は申し上げているつもりなんです、ただしというところがやはりあって、こういう行政実務を預かっている責任者として、少しまだ具体的なこの道筋も方向も場所もまだいろんな議論が始まってないもの、それからアメリカとの協議の内容がどういうふうに落ちついていくか、本当にお互いのこの合意に達し得るのかなどなど考えるとかなり時間がかかるような気もいたします。ですから、今のところ道筋も具体的な中身も見えないものへ全面的に県外だというのは、言えぱすっとするだろうと、これはちょっと俗な表現をさせていただいて恐縮ですが、そういう意味で、しかしそれだけでやっていくべきかという点については、まだ私はこれまで申し上げてきたことを基本的に変えていません。ただ、県民の強い思いと、それから自由民主党さんも含めてやはり県外というのを模索してみるか、むしろ要求してみるかという強い意思があることもよくわかっておりましたし、11月30日に総理にお会いしたときも実はそこをかなり強く申し上げてございます。ですから、これは報道されている以上に、実は強い強い県内のいろんな団体、それから個人、いろんな人々の強い意向、意思がありますよということを申し上げているつもりでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 桑江朝千夫君。

〔桑江朝千夫君登壇〕

○桑江 朝千夫君 おはようございます。

橋下大阪府知事は、沖縄の負担軽減につながる議論を持ちかけられれば全力を尽くして考えなければならぬと、米軍訓練の受け入れの検討を拒否しない旨の考えを示しました。大変に意義のあるメッセージを發してくれたものと感激をしております。

さきの日米大戦ですさまじいまでの犠牲をこうむったこの沖縄が、戦後60数年、日本国からは放たれ、米國統治も経験し、日本国復歸後も基地の負担は変わらぬまま、我が沖縄のこの痛みも歴史も認識して、沖縄の基地負担を分担、受け入れられるものはないだろうかと、これは受け入れることができる、できないというその結果においては私は期待はいたしません。しか

し、こういった議論が全国の都道府県議会で議論をしていただけるのではない、この議論の始まりに大きな期待をするものであります。

私は、自民党会派を代表してこれから代表質問を行います。

1、経済振興対策について。

(1)、県経済の将来展望について。

本県は、3次にわたる沖縄振興開発計画が実施されたことにより、社会基盤を初めとする本土との格差是正は着実に成果を上げてきております。しかしながら、産業の育成においては、地理的不利性やバブル崩壊による経済の長期にわたる停滞などもあり、振興策が目指した成果は十分に達成されたとは言えない状況にあると思います。観光・リゾート産業が好調に推移し、情報通信関連産業の立地が着実に進むなど、自立経済の構築に向けた条件整備の一定の前進は見られます。それでも本県が目指す経済の自立にはいまだほど遠いというのが現実であります。その要因、背景に何があるのでしょうか。離島県としての地理的事情、米軍基地の集中的存在は、復歸後37年が経過した現在においても何ら変わっておりません。県は、沖縄21世紀ビジョンの策定を急いでおりますが、その中でいかに特殊事情、構造的問題を克服するかが本県経済の将来を展望する上で重要であると考えております。

そこで伺います。

ア、自立型経済の構築を図る上で、米軍基地の存在、物流コストや市場規模の狭隘による不利性等が課題となっておりますが、新たな振興策の策定において、課題の克服に向けた対策をどのように構築していくか。

イ、県経済の振興を図る上で、県内産業の振興育成が重要であります。県内外への販路の拡大や市場の開拓を図るためには、観光とセットとなった施策の展開が必要であると考えますが、県の対策をお伺いいたします。

ウ、那覇空港における国際貨物等物流コストの軽減を図ることは、県経済への波及効果が大きいことから、空港使用料や燃料税などの公租公課の優遇措置が必要であると考えます。県の対策をお伺いをいたします。

エ、県経済の振興を図る上で振興策は欠かせない。現振興計画の検証を踏まえ、新たな振興計画はどのようにあるべきと考えているか。

(2)、民主党政権は事業の要不要の精査や、公共事業費の削減など、今までの事業の見直しを行っており、今後の沖縄予算にも影響が出ないか懸念されるところ

であります。目玉とされた一括交付金については、次年度での実施は見送られました。公約実現のための財源の確保に必死になっている民主党政府に沖縄だけの予算をふやせるのでしょうか。本県の上積みする課題や構造的課題等について、いかに民主党政権に理解をさせるかが重要であり、より理論構成が求められます。財政の現状について伺います。

ア、次年度内閣府の沖縄関係予算概算が示されましたが、自公政権時の要求額との比較で相違点、補助率等について伺いたい。

イ、前原沖縄担当相は、沖縄振興策は米軍基地問題とリンクさせないとの考えを示したと言われるが、これが今後の沖縄予算に与える影響について見解を伺います。

ウ、子ども手当、高校授業料無償化の実施に当たっては、どのような課題や問題点が懸念されるのか伺いをいたします。

エ、一括交付金が導入された場合の本県における財源活用上のメリットと高率補助、公共事業費の占める割合の高さから、懸念事項について伺いをいたします。

オ、次年度予算の事業仕分けが行われているが、廃止や見直しが行われた事業で本県への影響はないか伺いたい。

カ、行財政改革プラン（仮称）について、その必要性をお伺いをいたします。

キ、その目標と実施期間平成25年までには、県財政、義務的経費がどの程度緊縮されるのかお伺いをいたします。

大きい2、中城湾港泡瀬地区埋め立てについて。

県と沖縄市は、中城湾港泡瀬沖合埋立事業に関する公金支出差し止め訴訟の上告を断念すると発表、その上で事業については継続に向けて手続を進めることを表明しております。

中城湾港泡瀬地区埋立事業については、前原沖縄担当相は中断を表明しており、国は変更後の土地利用計画を見て判断すると市の計画策定まで判断を保留する考えを示しております。

沖縄市は、現在、東部海浜開発土地利用計画見直しの検討が市民参加のもとで行われ、市としての土地利用計画の策定を急いでおりますが、相当手がたい検証に耐え得る計画が求められているのは間違いありません。東門現市長にできるかどうか疑問ではありますが、心配ではありますが、該事業は中部圏経済の活性化を図り、新たな雇用の創出につながるものであり、中心市街地の衰退が進む沖縄市・中部にとって、事業を完成

させることにより、沖縄市を含む周辺市町村に活力を与えるものであります。そのため、沖縄市においては、事業の継続は今後の市の発展や活性化を図る上でどうしても必要であります。

そこでお伺いをいたします。

(1)、県と沖縄市は、泡瀬沖合埋立事業の訴訟について上告を断念したが、第Ⅰ工区の事業は継続するとしております。その根拠についてお伺いをいたします。

(2)、今後の市の土地利用計画見直し作業をどのように進め、事業再開に結びつけるか伺いたい。

(3)、前原沖縄相は、泡瀬沖合埋立事業について、当面中断するとしているが、中城湾港新港地区東埠頭のしゅんせつ事業を含め中断される事業の範囲についてお伺いをいたします。

3、観光振興について。

我が国を訪れる外国人旅行者は、2008年で835万人、新政権は7年後の2016年に2000万人、10年後の2019年には2500万人まで引き上げると修正をしております。本県も将来の目標として、観光客1000万人誘致を掲げており、外国からの観光客の誘致を促進することは目標達成を図る上で重要であります。今後は、政府の観光政策と連動し、活用した施策策定が必要になってくると考えます。何より、まず沖縄に来てもらうということ、そのための適切・効果的な施策の展開が必要。県においても、航空会社と連携した誘致キャンペーンを展開し、観光客誘致につなげるプロモーション事業を本格化させております。

この事業は、官民挙げての観光の底上げを図る初めての試みであることから、航空会社や関係機関等との協力体制を緊密にし、事業効果を上げていただきたいと期待するものであります。

そこで伺います。

ア、前原国土交通大臣は、中国から日本への個人旅行について条件緩和を表明したが、本県への影響と受け入れに向けた条件整備について伺いたい。

イ、外国人観光客を誘致する上で、沖縄らしいきめ細かい対応が必要であるが、県としての指導方針を伺います。また、台風や新型インフルエンザ対策はどのようなになっているか伺いたい。

ウ、沖縄と競合する海外の観光地の航空運賃の安さに対する対策として、海外観光地との差別化を図るとしておりますが、具体的にどのような方策が考えられるのでしょうか。

エ、観光客誘致緊急対策プロモーション事業について、事業の概要と効果についてお伺いをいたします。

(2)、本県の観光は、沖縄観光の最大の魅力である海

を主体に、地理的特性、独特な伝統文化エイサー・空手などの魅力の創出を図り、観光沖縄の知名度向上を図ってまいりました。一年を通して観光が楽しめる通年型の観光・リゾート地の形成に向け観光メニューの開発を進めており、一部においては効果を上げているところもありますが、国際的交通網の整備、情報の迅速化、東アジア諸国における経済の発展、富裕層の拡大が進み、嗜好の多様化や競争の激化が続いている状況においては、さらなる戦略的対策が必要であると考えます。

本県がこれら競争地域に比べ不利的な要因は、航空運賃が割高となっているところであり、航空運賃の問題は観光を振興する上で大きな懸念材料であり、観光客の増減に影響するだけでなく、1人当たりの消費額についても影響は避けられません。例えばハワイとの比較を見ると、観光客の平均滞在日数も消費額も本県の3倍と言われております。

このような本県の観光の現状を考えたとき、やはり新たな観光資源の開発による通年型観光・リゾート地の形成が必要であり、競合するリゾート地との差別化を図っていくことが必要であると考えます。

そこで伺います。

ア、観光客1000万人誘致に向け通年型観光・リゾート地の形成が必要であるが、新たな観光資源開発に向けた取り組み、現状と課題等について伺いをいたします。

イ、離島振興の観点から、離島の特つ特色を生かした観光資源の開発について県の基本的方向性について伺いたい。

ウ、エコツアーの推進とサンゴ礁等自然環境の保護との調和をどのように図っているか。また、エコツーリズム推進法の活用を図る上での課題や問題点について伺いをいたします。

エ、沖縄独特の歴史・文化等地域特性を生かし、国民の総合的な保養の場及びコンベンション拠点の形成について、県の基本的な考えについて伺いたい。

4、農林水産業の振興について。

(1)、本県農産物の生産供給体制の強化と販売・流通対策の促進については、離島県で狭隘な地域にあるという不利性の中で、いかにマーケティングの強化と消費拡大を図っていくかが重要であります。

消費者の信頼を得るような安心・安全な作物づくり、さらに、付加価値を高める特産品や機能性食品の開発を促進し、消費ニーズに即した製品の改良などを進め、販路の開拓につなげていくことが肝要であり、地産地消は極めて重要であります。また、道の駅、

ファーマーズマーケットなどの販売所等の施設を中心としたネットワーク化を図るほか、学校給食等への利用を促進することで、離島など地域の活性化や供給体制の整備につながると考えるのであります。

伺います。

ア、県が進めるおきなわブランドの確立と生産供給体制の強化策について、販路拡大や流通網整備にどうつなげていくか伺いたい。

イ、おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化のため、耕作放棄地の活用の促進を図る必要があるが、現状と今後の計画について伺いをいたします。

ウ、県内の食料自給率を高めるための地産地消推進対策として、学校給食等への積極的な拡大を図る必要があると考えるが、県の取り組みをお伺いをいたします。

エ、本県の特殊病害虫等の根絶に向けた取り組みと東南アジア等の発生地域からの侵入防止対策について伺います。

(2)、農林水産業従事者の育成確保については、農林水産に従事する担い手の減少や高齢化の進行、後継者不足の深刻化、耕作放棄地の拡大などが大きな課題として顕在化してまいりました。これからの本県の農林水産業は、我が国唯一の亜熱帯地域にある本県の農林水産の特性を生かした農産物の生産供給体制、経営環境の整備を促進し、流通販売網の整備強化を進めていくことが必要であり、そのため、後継者の育成確保について、県として戦略的に進めることが必要であると思います。

そこで伺います。

ア、本県農林水産業の後継者育成確保のため、就業相談や活動支援の取り組みと観光産業などと連携した生産・販売等経営指導をどのように行っているのか伺います。

イ、農林水産業に対する理解や将来の担い手を育成するため、小中学校における学習体験等の場の設定や教師を対象とした研修を定例的に行う必要があると考えるが、県の考えをお伺いをいたします。

ウ、県が実施している認定農業者等の育成事業の取り組み状況と効果について伺いたい。

エ、農業に従事する女性や高齢者に対する活動支援はどのように行われているか。農漁村における男女共同参画社会づくり事業の進展状況について伺いをいたします。

5、米軍基地問題について。

2005年5月、在日米軍再編の日米合意から3年、現実の沖縄基地においては、騒音被害、訓練の激化な

ど、基地負担の軽減にはいまだに結びついていないのが実態であります。

他県での事件ではありますが、憤る事件を報道で知りました。8月に横須賀の女性のバイク転倒事故、米軍人の子息のいたずらが引き起こした事件、将来ある女性が、我が物顔で、さも植民地の町を歩いているようないたずら気分でロープを張ったのでしょうか。在日米軍兵士の綱紀肅正だけでなく、軍属・家族とりわけ米軍人子息、若年者への日本の文化、ルール等の教育はできているのか。基地外への投石やピットブル等の被害も出ております。

去る11月7日、読谷村楚辺での米軍人によるひき逃げ事件には、先ほど本議会で意見書、抗議決議をしたところであります。日常的に地位協定の壁に悩まされている本県においては、日米地位協定の根本的な見直しは喫緊の課題であり、この問題の解決には党派や主義主張の垣根はないと思うところであります。

そこで伺います。

(1)、県は本県の基地問題について、鳩山政権に対する要請行動を今後どのように展開するか伺いたい。

(2)、読谷村におけるひき逃げ事件の捜査状況と今後の展開をお伺いをいたします。

(3)、日米地位協定第17条の被疑者の起訴前の身柄引き渡しについて、米側の「好意的配慮」は守られているか見解を伺います。

(4)、新たな都市型戦闘訓練施設が完成し米側に引き渡されたが、従来使用していたレンジ4の訓練施設はどうなるのか、今後も訓練施設として使用されるのかどうか伺いをいたします。

(5)、鳥島射爆撃場の返還について、県は日米両政府に対し要請を行っているが、現状と今後の見通しについて伺いをいたします。

6、福祉関連施設の充実について。

本県においては、高齢者の比率が全国的にも高くなっており、その対策が県や市町村に大きな課題となっております。高齢夫婦世帯やひとり暮らし世帯は年々増加の傾向にあり、1人当たりの介護費用額の高騰を招き、老人が老人を介護する老々介護などが社会問題化してまいりました。このような状況に対処するには、国や県による介護施設や介護拠点等の整備が重要であり、そのための地域に見合った、地域のニーズに適した対策が必要であります。

一方、安心・安全な子育て環境の整備について、本県は待機児童の解消という大きな課題を抱えており、県は、待機児童の解消を図るため、2011年度までに認可外保育所のうち60施設の認可化を進め、3600人の待

機児童を解消する目標を掲げておりますが、これまでの実績から、目標達成は難しくなったというところがあります。せっかくの国の補助による基金であり、有効活用するためにも問題点や改善点があれば早急に対策を講じ、目標達成に向けた取り組みを進めるべきであります。

そこで伺いをいたします。

ア、本県における特別養護老人ホーム等の設置状況と、今後新設する施設の圏域ごとの計画について伺いをいたします。

イ、政府は、特別養護老人ホームや保育所の設置基準など6項目の権限を地方に移譲するための検討をしているようですが、移譲された場合、本県における今後の施設整備にどのような効果があるかお聞かせください。

ウ、全国的に介護職員の処遇改善を目的とする介護職員処遇改善交付金の利用が低く改善を求める声が多いと言われております。本県における利用状況と問題点等について伺いをいたします。

エ、無認可保育所の認可化を図るため、実施主体である市町村と保育所側の積極的な対応が必要であるが、現状と課題について伺いをいたします。

(2)、新型インフルエンザ対策について。

新型インフルエンザが再び蔓延の兆しを見せている中、県内でも児童生徒を中心に感染が拡大しております。県内の58医療機関には今後への危機感が広がっております。既に冬場に向けた本格流行に入ったと言われ、その特徴は特に低年齢層に感染者が多くなっているようです。本県においても、流行の第二波に入ったと見て広く県民への注意を呼びかけております。夏場の経験をいかに第二波流行に生かしていけるかが問われていますが、そのためには病院間の連携や協力体制の構築が何より重要であります。医療機関等関係機関の適切な対応や指導力の発揮が求められます。

第二波に入った現在、医療機関の報告によれば、患者は未成年者が多く、19歳未満が全体の7割を占め、特に10歳から14歳の児童が増加しているということがあります。心配なことは、1月から始まる大学受験、1月のセンター試験等、そして3月上旬の高校入学試験時に第二波、第三波の流行が重なった場合の対応です。その意味で、学校における集団感染対策や学校側の適切な対応が必要であります。

伺います。

ア、第二波の新型インフルエンザの猛威が心配されているが、県内における現状と県の感染防止対策につ

いて伺います。

イ、市町村、保健所、病院等医療機関等における対応マニュアルの周知徹底と連絡体制の構築は万全か伺います。

ウ、県立病院への患者が集中し、ぎりぎりの対応をしているようですが、患者の感染程度に応じた医療機関の振り分け等事前の対策はどうなっているか。医師や看護師が感染しないための対策と新たな人員の配置等対応は可能か。また院内感染防止策について伺いをいたします。

エ、ワクチンの確保やワクチン接種についての県民に対する情報提供や呼びかけ等、県民を守るための対策はどうなっているのか伺います。

オ、学校教育機関において感染者が出た場合の対応や高校等受験生の感染防止対策について、対応マニュアルはどうなっているのか。

カ、米軍基地内の感染防止対策はどうなっているのか。また、米軍側医療機関と県保健所との連絡体制は確立されているのか伺いをいたします。

1回目終わります。

○議長（高嶺善伸君） ただいまの桑江朝千夫君の質問に対する答弁は、時間の都合もありますので午後に戻したいと思います。

休憩いたします。

午後0時11分休憩

午後1時22分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前の桑江朝千夫君の質問に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 桑江議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、経済振興対策の中で、自立型経済の構築に向けた課題の克服についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

新たな振興策におきましては、豊富な労働力を生かす施策、そして国内外との交流、新産業の創出、交通・物流コストの低減化など、県内企業を奮い立たせる施策を展開していく必要があると考えております。

また、米軍基地につきましては引き続き整理縮小を求めますとともに、基地返還跡地利用を円滑に進めるため新たな仕組みや法制度等について検討していく必要があると考えております。その上で、返還跡地を沖縄の振興・発展に資する貴重な空間として新たな産業の振興や沖縄を拠点とする国際貢献等の推進に有効に

活用し、自立型経済の構築につなげていく必要があると考えております。

同じく経済振興の中で、新たな振興計画のあり方についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県では、現在、沖縄21世紀ビジョンの策定と並行して沖縄振興計画等の総点検を実施しているところでございます。各種振興策の推進によりまして社会資本の充実や産業基盤の整備が着実に進行する一方で、県民所得の向上などの課題も残っております。

新たな振興計画では、総点検結果やビジョンの実現方策も含め課題や不利性を克服し、沖縄の優位性を発揮するためのさまざまな施策の展開や制度の導入など総合的な検討が必要だと考えております。

また、離島の振興や駐留軍用地跡地の利用対策など、さらに国の責務により推進すべき重点課題もあり、国の支援・協力は今後も必要だと認識をいたしております。

同じく経済関係の御質問の中で、新行財政改革プランの必要性についての御質問にお答えいたします。

沖縄県におきましては、平成18年度から実施しております現行プランを含め、これまで5度にわたる行財政改革に取り組んでまいりました。

しかしながら、現行プランの策定時に比べ少子・高齢化や地方分権の進展、沖縄振興計画の終了など、沖縄県の行財政を取り巻く環境は大きく変化していくことが予想されております。加えて、県財政は今後公債費や社会保障関係費の増に伴い収支不足が拡大傾向で推移することが見込まれております。財政の硬直化により県民へのサービスの提供に支障を来すことが懸念されます。

このため、現行プランが終了する今年度新たな飛躍に向けての基礎となります行財政基盤の確立を目指す新たなプランを策定をし、さらなる行財政改革に取り組んでまいり所存でございます。

次に、観光振興に係る御質問の中で、新たな観光資源開発に向けた取り組みの現状と課題についてという御質問にお答えいたします。

新たな観光資源の開発につきましては、豊かな自然や独特の歴史及び文化など、これらを活用したエコツーリズムの促進や地域の文化資源を活用しました「沖縄三大桜まつり」など新たな誘客イベントの創出、また、映画等のロケ地を活用しましたフィルムツーリズムの推進などに取り組んでいるところでございます。

課題としましては、自然環境等の貴重な観光資源の保全や各地域の受け入れ体制の構築などが挙げられて

おります。これらを十分踏まえながら地域に密着しました着地型など新たな観光資源の開発に取り組んでまいりたいと考えております。

同じく観光振興に係る御質問の中で、離島における観光資源の開発についての御質問にお答えいたします。

離島地域におきましては、固有の自然環境はもとより、地域独特の伝統芸能、そして祭祀、御嶽等の貴重な歴史・文化資源など優位性のある観光資源が多数存在いたしております。これらの資源の保全・再生を図りますとともに、島々の持つ個性や特性を生かしながら活用していくことが、観光資源の開発につながるものと考えております。

次に、同じく観光振興に係る御質問の中で、国民の保養の場、コンベンション拠点の形成に関する県の基本的な考え方いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県では、観光客の多様なニーズに対応した通年・滞在型の質の高い観光・リゾート地の形成を目指し、国民の保養の場の形成やコンベンション拠点の形成等に取り組んでいるところでございます。

そのため、沖縄の美しい海や自然、そして独特の歴史及び文化等の魅力ある地域特性を生かしました健康保養型観光やエコツーリズム等を促進いたしております。また、温暖な気候や県民の温かなホスピタリティを生かしましたMICEの誘致等を推進しているところであります。沖縄県では、これらの取り組みにより高付加価値で国際級の観光・リゾート地の形成を図ってまいり所存でございます。

次に、農林水産業に係る御質問の中で、耕作放棄地解消の現状と今後の計画についての御質問にお答えいたします。

耕作放棄地の対策につきましては、現在、24市町村に「地域耕作放棄地対策協議会」を設置し、雑木等の除去、そして土壌改良、ハウス等の整備や農地の利用調整などを行っております。平成20年度におきましては、18.3ヘクタールが再生整備され、さとうきび、パイナップル、シマナー等が作付されております。

沖縄県としましては、平成21年度に75ヘクタールの再生整備を予定いたしております。今後とも関係機関と連携をし、平成23年度を目途に350ヘクタール程度の耕作放棄地の再生利用を進めてまいり所存でございます。

同じく農林水産業に係る御質問で、学校給食等への地産地消の推進についてという御質問にお答えいたします。

沖縄県におきましては、地産地消を推進するため、第1に、市町村学校給食担当者会議等における需要・供給情報の共有化、第2に、市町村地産地消推進計画の策定支援、第3に、食育推進ボランティアの登録、第4に、ホテル等における県産食材料理フェアの開催、第5に、「おきなわ食材の店」の登録、そして第6に、ファーマーズマーケットの設置などを実施しているところであります。また、平成21年度は県内量販店等にフードアドバイザーを配置いたしますとともに、学校給食やホテルを対象に生産者等とのマッチングを図る地産地消コーディネーターを配置し、地産地消の推進に取り組んでいるところであります。

次に、福祉関係の御質問の中で、新型インフルエンザの現状と感染防止対策いかんという御質問にお答えいたします。

新型インフルエンザの流行状況につきましては、10月に入りましてから7週連続で増加をし、先週はやや減少しましたが、現在は第二波に入っていると思われまます。これまでに報告されました数は約2万5000人となり、実際は約12万6000人程度が患者となったものと推定いたしております。

感染防止対策としましては、県民に対して「咳エチケット」の徹底などと呼びかけております。また、10月からは重症化防止のためのワクチン接種を優先度に従いまして進めているところであります。さらに、11月から救急告示病院への相談員配置事業を開始し、病院にかかってくる発熱等の相談電話に対応することで救急医療提供体制の維持を図っているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 経済振興対策の御質問の中の、販路拡大等に関する観光と連携した施策の展開についての御質問にお答えします。

沖縄県では、県産品の販路拡大のため、県外及び海外の主要都市において観光と連携した物産展を開催しております。

物産展では、県産品の展示販売とあわせて沖縄の観光を紹介するDVDの放映や観光パンフレットの配布、エイサーや沖縄音楽のイベント等を実施しております。今年度は、国内では東京や大阪など12カ所、海外ではシンガポールや台北など6カ所で物産展の開催を計画しており、今後とも沖縄の観光や県産品の魅力をアピールしていきたいと考えております。

次に、観光振興についての御質問の中で、中国個人旅行緩和による影響と受け入れ条件整備についての御質問にお答えします。

中国の個人観光ビザ取得の要件である年収25万元以上について、緩和された場合には中国での旅行需要はさらに高まり、沖縄への誘客にも弾みがつくものと期待できます。受け入れ整備については、ウェブサイト「真南風プラス」による情報発信の強化、多言語表記の観光案内板等の整備、通訳案内士の確保など積極的に取り組んでまいります。また、ことし9月には観光関連団体と行政で構成される外客インバウンド連絡会を発足し、外国人観光客受け入れ対策を講じているところでございます。

次に、同じく観光振興についての中で、外国人観光客受け入れに係る県の指導方針と台風及び新型インフルエンザ対策についての御質問にお答えします。

沖縄県では、市町村や観光関連施設等に対して外国語表記の充実、地域限定通訳案内士の活用、海外向けウェブサイト構築による情報提供の充実など、外国人観光客の受け入れ対策を推進しているところです。

また、台風時対策としましては、空港案内所での宿泊施設情報などの提供、窓口相談を行っております。

特に、新型インフルエンザ対策として、外国語対応可能な医療機関の情報提供、電話相談等により観光客の安全性の確保に努めております。

同じく観光振興について、海外競合地との差別化方策についての御質問にお答えします。

海外競合地との差別化を図るため、沖縄がアジア主要都市から近くに位置する海洋性リゾート地であることをアピールしております。また、質の高いホテルやサービスの提供が可能なこと、医療や治安体制が充実しており、安心・安全であることも沖縄の強みとして発信しているところであります。さらに、沖縄独自の芸能文化や長寿地域としての食の魅力などの観光資源を活用したメニューの開発及び誘客活動に努めています。

次に、同じく観光振興についての中で、観光客誘致緊急対策プロモーション事業の概要と効果についての御質問にお答えします。

沖縄県では、観光需要喚起を目的に観光客誘致緊急対策プロモーション事業を実施しております。具体的には、国内観光客の誘致に関しては、インターネットの活用や航空会社などと連携したキャンペーン、東京や大阪などの主要都市における観光PRイベント、MICEの誘致セミナーなどを実施しているところでございます。また、外国人観光客の誘致に関しては、イ

ンターネットや沖縄を舞台にしたテレビドラマを活用したPR、クルーズ船寄港時の歓迎セレモニーなどを実施しているところでございます。

世界的な不況やインフルエンザの影響を受け、入域観光客数は依然として厳しい状況にありますが、韓国や中国など一部に増加している地域もあり、引き続き誘客活動を強化してまいります。

同じく観光振興について、エコツアーの推進と自然保護の調和及び「エコツーリズム推進法」活用上の課題についての御質問にお答えします。

沖縄県では、「エコツーリズムガイドライン」を策定し、自然・文化・歴史などの資源の保全と調和のとれたエコツーリズムの推進に努めております。また、地域の資源を保全・利用するための事業者間におけるルールである保全利用協定の締結促進を図っております。

なお、エコツーリズム推進法を活用するためには市町村が主体となり、事業者、NPO、専門家などによる協議会を組織し、全体構想を策定する必要があります。しかしながら、現状では市町村の実施体制が十分に整っていないことから、地域ぐるみによる推進体制構築の難しさが課題であると考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 経済振興対策についての御質問の中で、公租公課軽減措置への対応についてお答えいたします。

那覇空港に係る公租公課の軽減措置については、10月から開始された国際航空物流ネットワークの安定・拡充により、農林水産業や製造業など県内産業全般の振興や国際物流関連産業の集積を図るための必須の措置として考えております。このため、県としては、現在、新政権に対し来年度からの実現に向けて強く要望しているところであります。

次に、同じく経済振興対策に関する御質問の中で、沖縄振興策と米軍基地問題のリンクについてお答えいたします。

沖縄振興特別措置法では、沖縄が26年余りにわたり我が国の施政権の外にあった歴史的事情や、広大な海域に多数の離島が存在し本土から遠隔にある地理的事情、さらに米軍施設・区域が集中しているなどの社会的事情等の沖縄の置かれた特殊事情にかんがみ沖縄振興計画を策定し、これに基づく事業を推進することとしております。

前原大臣の発言は、去る10月4日に沖縄に来られた

際、北部振興策に関する記者の質問に答えられたときのものと承知しておりまして、沖縄振興特別措置法の趣旨を否定するものではないと理解をしております。

次に、同じく経済振興対策についての御質問の中で、一括交付金が導入された場合のメリットと懸案事項についてお答えいたします。

一括交付金については、その内容等について十分判明していない状況にあります。地域の自立を促す地方分権の取り組みの一つであると認識しております。しかしながら、導入に当たっての懸案事項としては、高率補助相当分を含む総額の安定かつ継続的な確保や基地跡地利用、離島の振興等国の責務により実施すべき課題への対応などが挙げられます。

同じく経済振興対策についての御質問の中で、事業仕分けの廃止や見直しによる本県への影響についてお答えいたします。

事業仕分けの結果は、行政刷新会議での取り扱い方針の決定、財務省の予算査定を経て年末に政府予算案が決定され、年明けの通常国会において審議されるものと考えております。

事業仕分けによる廃止や見直しに係る本県への影響については、庁内で連携しながら情報を収集し、県民生活に影響のないよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 経済振興対策に関する質問のうち、内閣府沖縄関係予算の概算要求額についてお答えいたします。

内閣府沖縄担当部局の平成22年度概算要求額は、平成21年8月時点では対前年度比16.6%増の約2854億円でした。その後、新政権のもと予算編成方針が見直され、概算要求額は前年度とほぼ同額の約2447億円となっております。これは、8月時点での概算要求基準が一定のシーリングを設定した上で対前年度比25%増の要求が可能であったのに対し、新たな予算編成方針では、できる限り要求段階から積極的に減額をしたことによるものであります。

2つの概算要求の主な相違点を申し上げますと、公共事業関係費が8月時点では対前年度比18.2%増であったのに対し、見直し後は2.6%の減となっており、平成21年度限りとされていた北部振興事業費は、名称を沖縄北部活性化特別振興事業費として補助率が10分の9から10分の8に、要求額が100億円から70億

円に変更され、不発弾等対策経費は、広域探査発掘を中心として増額の要求となったことなどであります。

次に、経済振興対策に関する質問のうち、新行財政改革プランの目標と義務的経費の緊縮についてお答えいたします。

県は、「県民に対する責任ある県政運営のための行政体制の整備と持続可能な財政基盤の確立」を基本理念とする新沖縄県行財政改革プランの素案を策定したところであります。

この基本理念のもと、新たに「県民視点による事業棚卸し」を導入するほか、「市町村への権限移譲の推進」、「新たな自主財源の確保」、「定員管理の適正化」などに取り組むこととしております。

これらの推進項目につきましては、今後具体的な数値目標を設定することとしており、その目標に向け取り組むことによって義務的経費の縮減など財政の健全化につなげるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 経済振興対策についての御質問の中の、子ども手当の課題や問題点についてお答えします。

子ども手当につきましては、現段階でその財源内訳、支給方法等詳細が示されておられません。そのため、経費を全額国庫負担とすることや制度の詳細、今後のスケジュール等について、九州各県保健医療福祉主管部長会議を通して国に早急な情報提供をお願いしたいと考えております。

次に、福祉関係の御質問の中の、特別養護老人ホーム等の設置状況と今後の計画についてお答えします。

高齢者関連施設の設置状況は、平成21年3月31日現在、特別養護老人ホームが4065床、介護老人保健施設が3732床、認知症高齢者グループホームが504床等となっております。

今後の計画は、平成21年度から23年度までに小規模を含む特別養護老人ホームを北部圏域に58床、中部圏域に147床、南部圏域に125床、認知症高齢者グループホームを北部圏域に18床、中部圏域に81床、南部圏域に198床、宮古圏域に18床整備することとしております。

次に、福祉施設設置基準の地方への権限移譲に伴う施設整備の効果についてお答えします。

福祉施設の設置基準が地方に権限移譲されると、地方独自の設備基準や職員配置基準等を定めることが可能となりますが、現状では権限移譲の詳細が明らかに

されていないことから、その効果について把握するのは困難であります。

次に、介護職員処遇改善交付金の申請状況と問題点についてお答えします。

沖縄県の介護職員処遇改善交付金の申請率は、平成21年10月30日現在、63%であります。県では、現在、申請率の向上に向けて未申請事業者に対し電話による申請の働きかけを実施しております。

なお、介護職員処遇改善交付金を申請しない理由について国が全国調査を実施しておりますが、その内訳は、「交付対象者の制約がある」が26%、「申請事務が煩雑」が17%、「平成24年度以降の取り扱いが不明」が14%等となっております。

次に、認可外保育所の認可化の現状と課題についてお答えします。

認可外保育施設の認可化については、待機児童対策特別事業基金により進めておりますが、1施設60人の定員増にとどまっております。

課題としましては、市町村内において保育ニーズの高い地域と認可外保育施設の認可化希望とのミスマッチがあることや、後年度の運営費の負担増が懸念されることなどから、保育所整備に市町村が慎重になっていることが考えられます。また、本基金の施設整備費の上限額など補助要件についても活用しづらい面があるものと考えております。

県においては、本基金のより一層の活用を図るため、現在、改善策について内閣府と調整しているところであります。

次に、新型インフルエンザの対応マニュアルの周知徹底と連絡体制についてお答えします。

沖縄県においては、新型インフルエンザ対策本部を設置し、適宜暫定指針を策定して市町村や医療機関等の関係機関に周知しております。また、医療機関においては、独自に院内感染対策マニュアル等を整備して、それに基づいて感染防止に努めております。関係者との連絡体制については、県の対策本部を中心に市町村等の関係機関に周知を行い、医療対応に関しては、県医師会や県立病院等と連携して体制を整備しております。

次に、患者の感染程度に応じた医療機関の振り分け等の事前対策と医師や看護師が感染しないための対策についてお答えします。

沖縄県では、夏場の流行時において医療機関のネットワークを構築し対応してきております。

患者の重症度によって医療機関に振り分ける調整については、各地区医師会や県立病院、保健所等により

話し合わせ、症状が軽い場合は日中にかかりつけ医を受診し、重症になれば救急告示病院や県立病院を紹介するというシステムを確立しております。

医師や看護師への感染防止策として、県は、入院治療を行う医療機関に対してマスクやガウン等の个人防护具の補助を行いました。また、10月からは医療従事者に対するワクチンの優先接種を実施しております。

新たな人員配置については、11月から救急告示病院へ相談員を配置し、発熱等の電話相談に対応することで救急医療提供体制の維持を図っております。

院内の人員配置等や感染防止策については、各医療機関に整備されたマニュアル等に沿って対策が実施されております。

次に、県民を守るためのワクチンの確保や県民への情報提供についてお答えします。

沖縄県においては、新型インフルエンザの重症者等の発生を減らす目的で、10月19日から国の示した優先順位に従ってワクチン接種を開始し、現在も大きな混乱はなく行われております。

県では、対象者や接種回数、日程に関する情報を医師会や市町村を通じて周知し、ホームページでも情報提供をしております。また、専門の相談員を本庁と各保健所に配置し、ワクチンに関する相談に対応しております。

次に、米軍基地内の感染防止対策と県との連絡体制についてお答えします。

米軍基地内における新型インフルエンザ対策は、沖縄県の指針等も参考にしながら感染防止対策がとられており、県としてもこれまで米軍関係者と連携しながら感染が拡大しないような対応をとってまいりました。

連絡体制につきましては、米軍側医療機関の在沖米国海軍病院と本庁や各保健所間で直接連絡をとる体制が確立されております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは、経済振興対策についての御質問で、高校授業料無償化の課題等についてお答えをいたします。

高校授業料の無償化については、国において検討が進められているところではありますが、現段階では制度の詳細が示されておられません。

今後、国の動向を注視して適切に対応していきたいと考えております。

次に、農林水産業の振興についての御質問で、小中

学校における学習体験等についてお答えいたします。

各小中学校においては、地域の自然や人々との触れ合い、稲作等の収穫体験、カツオ漁の体験を通して農作物を育てる喜びや生産者に対する感謝の心など、感性豊かな人間性をはぐくむ取り組みが行われております。また、体験活動をより充実するために、初任者研修等での追い込み漁体験など教員への研修を実施しているところであります。

県教育委員会としましては、今後とも体験活動の充実を図るため、地域の実情を踏まえた特色ある体験活動を促進してまいりたいと考えております。

次に、福祉関係についての御質問で、学校において感染者が出た場合の対応等についてお答えをいたします。

県教育委員会では、県の新型インフルエンザ対策本部の暫定的方針に基づき学級閉鎖、学年閉鎖等休業の目安を示しております。

また、受験生等の感染拡大防止については、小まめな手洗い、うがいの徹底や人込みを避けたり、マスクの着用など指導の徹底を図っております。

なお、県立学校入学試験当日、インフルエンザの症状がある者に対しては別室で受験させるなど、感染の拡大防止に努めたいと考えております。

さらに、インフルエンザ感染により受験できない者に対しては追試を実施し、救済措置を講ずることとしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 中城湾港泡瀬地区埋め立ての御質問で、泡瀬地区埋立事業を継続する根拠についてお答えいたします。

泡瀬地区埋立事業に係る控訴審の判決において、「埋立免許及び承認の変更許可を求めるためには、所要の調査が必要となるから、そのための調査費及びこれに伴う人件費に係る財務会計行為をすることは、違法とはいえない。」となっており、調査費等に係る公金支出は認められております。現在、沖縄市においては、土地利用計画見直し作業を継続しているところであり、県としましては、見直し結果を踏まえた埋立免許の変更等の必要な手続を行っていきたいと考えております。

同じく中城湾港泡瀬地区の御質問で、事業再開へ向けた土地利用計画見直し作業についてお答えいたします。

現在、沖縄市において土地利用計画見直し作業を進

めているところであり、当該計画は平成21年度末に取りまとめられる予定であります。

県としましては、今後沖縄市の作成する計画が経済的合理性を有するものとなるよう見直し作業に引き続き協力していくとともに、地元の要請にこたえるためにも見直し結果を踏まえた埋立免許の変更等の必要な手続を行い、事業が早期に再開できるよう努めていきたいと考えております。

同じく中城湾港泡瀬地区埋め立てについて、中断される事業の範囲についてお答えいたします。

現在、泡瀬地区埋立事業に係る県の工事は、控訴審判決を踏まえ中断しているところであり、また、国による新港地区のしゅんせつ工事も中断されております。

本事業は、国の実施する新港地区航路・泊地のしゅんせつに伴う土砂を埋立土砂として有効活用する計画となっていることから、新港地区の港湾整備と密接に関係しております。

県としましては、新港地区における港湾施設整備の重要性にかんがみ、可能な限り早期に東埠頭が供用できるよう、今後の対応について国と協議していききたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 農林水産業の振興の中で、県産農産物の販路拡大や流通整備についてお答えいたします。

県では、おきなわブランドの確立を図るため、定時・定量・定品質の出荷が可能な拠点産地を育成するとともに、流通・販売対策の強化に取り組んでおります。

具体的には、流通対策として、航空輸送から低コストな船舶輸送への移行、船舶とJRを活用した複合ルートの開拓、船舶を活用した野菜類の混載等による効率的な輸送、各輸送手段に適した高鮮度保持技術の開発など、流通の効率化及び輸送コストの低減に取り組んでおります。

販売対策については、県外を対象に物産公社等と連携した県産農産物フェア等の開催、首都圏量販店におけるインナーショップによる販売促進、観光客を対象に、アセロラ、ドラゴンフルーツ等を利用した土産品等、新たな販路開拓などを実施しております。

また、県内を対象に、ゴーヤーやマンゴー、モズクなど各種農林水産物販売促進キャンペーンの実施、ファーマーズマーケットの設置、フードアドバイザー

及び地産地消コーディネーターの配置などによる販路の拡大を図っているところであります。

次に、特殊病害虫の根絶及び侵入防止対策についてお答えいたします。

特殊病害虫のウリミバエ、ミカンコミバエについては、既に沖縄全域から根絶したところでありますが、東南アジア等発生地域からの侵入防止対策として、侵入警戒調査や不妊虫放飼などによる侵入防止防除を継続して実施し、再発生防止に努めているところであります。

また、カンショの害虫であるアリモドキゾウムシやイモゾウムシにつきましては、現在、久米島と津堅島において根絶防除事業を実施しているところであります。

久米島においては、アリモドキゾウムシが島全域でほぼ根絶状態となっており、イモゾウムシについては、島の一部地域で不妊虫放飼を継続して実施し、今後、地域を拡大しながら防除を強化していく計画であります。

津堅島においては、平成19年度から寄主植物の除去や不妊虫放飼による根絶防除事業を実施しているところであります。

次に、農林水産業の後継者育成確保と経営指導についてお答えします。

県では、農林水産業を担う後継者の育成確保を図るため、新規就農相談センター等での就農相談、他産業従事者等を対象とした就農サポート講座や夜間講座の実施、農業後継者育成施設や先進農家での実践研修、就農支援資金及び漁業経営開始資金等の貸し付け、新規就農講座による農業経営・技術の指導などの支援を行っているところであります。

また、農業大学校では生産された農産物を道の駅等の直売所やファーマーズマーケットを活用し、農大ブランドとして販売するなど実践的な研修を行っております。

さらに、県農業青年クラブ連絡協議会と県調理師会との連携による消費者ニーズ分析研修の実施など、生産から販売までを視野に入れた経営指導を行っているところであります。

次に、認定農業者育成の取り組み状況と効果についてお答えします。

県では、農業に魅力とやりがいがあり、他産業並みの農業所得の確保を目標とする「認定農業者の育成」に、市町村等の関係機関・団体と連携して取り組んでいるところであります。平成21年9月末までに延べ2857経営体の認定農業者が市町村から認定をされてお

ります。

認定農業者に対しては、農地の利用集積による規模拡大、農業用機械・施設に対する補助、融資、経営及び技術に関する研修など各種施策を実施しております。

認定農業者育成の効果としては、マンゴーで栽培面積約5.3ヘクタールを企業的に経営、全国一の産地として、競争力のある小菊を中心に、家族で約6ヘクタールを経営、養豚で母豚約700頭を飼育し、ブランド豚として出荷している経営などの事例があり、売上額がいずれも1億円以上となっております。

県としては、今後とも市町村等との連携を図り、経営感覚にすぐれた認定農業者の育成に取り組んでまいります。

次に、女性農業者及び高齢者への支援と男女共同参画の進捗状況についてお答えします。

県では、女性農業者の農業経営への積極的な参画や、シニア農業者の能力を生かした地域の活性化を図ることを目的に、農村女性活性化研修会の開催、家族経営協定の締結促進、農村女性起業活動の指導、シニア農業者の活用による担い手への技術・知識の継承、シニア農業者による島野菜等を活用した郷土料理の普及活動などの支援を行っているところであります。

また、農漁村における男女共同参画については、平成24年度を目標とした「沖縄県農山漁村男女共同参画ビジョン」に基づいて取り組んでいるところであります。

平成20年度までの進捗状況は、家族経営協定農家数が目標500戸に対して421戸で達成率約84%、女性認定農業者数は、目標228人に対し243人で達成率約107%、農業委員数に占める女性の割合は、目標12.6%に対し7.5%で達成率約60%などとなっております。

今後とも、目標達成に向けて、市町村、農業団体等と連携し取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 米軍基地問題についての御質問で、新政権に対する要請についてお答えいたします。

新政権の与党3党合意においては、「沖縄県民の負担軽減の観点から、日米地位協定の改定を提起し、米軍再編や在日米軍基地のあり方についても見直しの方向で臨む。」と合意されており、政府の重要な政策として取り組むことが期待されます。

県としては、県民の目に見える形で沖縄の基地負担

の軽減が具体的に実現するよう、引き続き、渉外知事会や軍転協での要請等、あらゆる機会を通して国に強く求めていると考えております。

同じく米軍基地問題で、既存のレンジ4の施設についてお答えいたします。

代替施設完成後のレンジ4の施設については、在沖米海兵隊が管理し、実弾射撃は行われずとしています。

県としては、米軍においては、これまでの経緯や地元の懸念を踏まえ、安全対策を徹底するなど、住民の安全に最大限の配慮をすべきであり、今後とも地元金武町と連携しながら、適切に対応していきたいと考えております。

同じく米軍基地問題で、鳥島射爆撃場の返還についてお答えいたします。

平成20年12月の衆議院外務委員会において、中曽根外務大臣は、日米安全保障条約の目的の達成のために引き続き維持する必要があると認識しており、現時点において米側に返還を求めることが適切とは考えていない、また、米側としても、返還を行う考えはないものの、何らかの改善が可能かどうか検討したいと表明している旨、発言しております。

県としては、訓練水域の存在や実弾による射爆撃等が漁業の振興や県土の保全等に著しい影響を及ぼすことがあってはならないと考えており、当該空域・水域の一部解除や返還について、引き続き、日米両政府に対して求めていると考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 黒木慶英君登壇〕

○警察本部長（黒木慶英君） 読谷村で発生したひき逃げ死亡事件の捜査状況と今後の展開についてお答えいたします。

本件は、本年11月7日午前、読谷村字楚辺1383番地2北方約200メートル先道路において、歩行中と思われる外間政和さん（66歳）をはね、同人を救護することなく、また事故を通報することなく現場から逃走し被害者を死亡させた事件であります。

本件は、本年11月7日午後、事故現場付近を通りかかった通行人からの110番通報により事件を覚知し、所要の捜査を実施したところ、修理工場に持ち込まれた車両と被害者の結びつきが濃厚になったことから、ひき逃げ死亡事件として捜査した結果、車両を修理に出した米軍人を被疑者として特定し、現在米軍捜査当局の協力を得ながら、鋭意捜査を継続しているところであります。

今後の展開につきましては、被疑者が出頭を拒否しておりますが、事件の立件に向けて全力を傾注してまいる所存であります。

次に、起訴前の身柄引き渡しについて米側の「好意的配慮」が守られているかについてお答えいたします。

今回のひき逃げ死亡事件についても、起訴前の身柄引き渡しについては国が判断するものと承知しており、県警察としてお答えする立場にはありませんが、平成10年10月の北中城村における女子高生を被害者とするひき逃げ死亡事件については、国は起訴前の身柄の拘禁移転を求めなかったと承知しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 桑江朝千夫君。

〔桑江朝千夫君登壇〕

○桑江 朝千夫君 再質問を行います。

学校関係、受験生と新型インフルエンザのことについて伺いますが、今教育長のお答えで、インフルエンザに感染した受験生の救済措置がとられることもあった、追試験の実施を考えているということ、大変今受験生あるいは受験生を持つ親御さんは安心をしたんじゃないでしょうか。そして指導という件だけではなくて、実際に受験当日に新型インフルに感染したら救済措置はあるとしても大変なことなんです。指導だけではなくて、ワクチンの優先接種ということをぜひ実施してもらいたい。高校受験生だけでなく、そして高校3年生だけではなくて、今、受験を目標とした浪人生に関しても優先接種ができるということを行っていただきたい、いかがでしょうか。

次に、東部海浜開発に関してであります。

沖縄市は、何度も言うことではあるんですが、今もがき苦しんでいる状態なんです。経済活性化、商店活性化のために打ってきた施策、起爆剤になるであろうと思われた施策が、爆発するどころか足を引っ張っている状況、これが現状であります。

先輩の政治家は、未来百年の大計を立てて東部海浜開発を考えた。私たちは、未来の人たちに何を残せるんでしょうか。立派な実のなる木を植えることができると思っていた事業が今中断されている。知事の観光に関する答弁の中で、観光客誘致のためには、各地域の受け入れ体制の構築も考えなければならないと言っておりました。干潟をPRして観光客はふえますか、観光商工部長。干潟で雇用はふえ、失業率は低下するのでしょうか。東部の海浜をさわらぬままに沖縄県の自主財源は伸びますか、企画部長。知事初め、それぞれの担当の部長の見解をお伺いをしたい。

地方分権から地域主権と民主党は言っております。この東部海浜開発事業こそ沖縄市みずからが構想したもの。国や県の押しつけやばらまきの事業じゃないんです。長年にわたって、このリゾート構想が沖縄市、沖縄県の未来につながると思って市民挙げて何度も何度も要請活動を行い、市民こそが発案した構想なんです。地域の力でそれを結集して国と県を理解させ、そして予算をつける、国・県を動かしたそのもの、地域の人たちが長年耐えに耐えて訴え続けてきた事業なんです。これが私は地域主権の見本となるほどの事業でもあると思っております。見解を伺わせていただきたいと思います。

そして最後になりました。私から県職員と県議会の皆さんに要望があります。

減額されるとはいえ、確実に出るボーナスであります。県職員の皆さん、真っすぐ帰らないで居酒屋とか、そして家族の皆さんを外食させてください。子供や息子、娘たちに洋服や靴を買ってあげてください。奥さんに貴金属でも買ってください。金の回らない、ボーナスの出ない企業が多いんです。町を活性化させるために、今、年末を、そしていい正月を迎えさせるためにも、皆さん方のボーナスを県民、そして商店街に還元させてください。いい年末を迎えましょう。

以上で終わります。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時22分休憩

午後2時24分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 桑江議員の再質問に答弁させていただきますが、特に東部海浜開発についてはまことに私も残念だと思っておりますが、御担当のといえますか、沖縄市長の東門さんとも私もよく話をし、やっぱり新しく計画をきちっともう一度つくって、そして今その作業に入っているということですから、それをもとに県も一生懸命お手伝いしながら新しく時代に合うものにさらにブラッシュアップしていく計画をつくって、港湾計画も場合によったら変えて取りかかりたいという点では一致をしておりますし、前原沖縄担当大臣・国交大臣に東門さんと2人でお会いしたときも、前原大臣も要するに計画をきちっと経済性も含めて今現代的にも意味のあるものにきちっとつくって、ぜひ持ってきていただきたいというような趣旨のことを言っておられまして、ちゃんと大臣としても中止ではなく、今中断で計画を新たにするというのを

待っているというような趣旨のことを言っておられました。私も当然あそこは中部の重要な財産であるし、あの空間は活用すべきだと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 桑江議員の再質問の中で、東部海浜地と観光の関係、泡瀬干潟の関係についてお答えしたいと思います。

知事が先ほどコメントされたように、今中部地区の跡利用、泡瀬の跡利用については、地元を中心にいろいろ計画を練っております。観光との関係は、先ほどの御質問の中で受け入れ体制等についても当然土地利用の中身によっては受け入れ体制も当然必要になっていくと思いますので、その付近の動きを観光商工部としても見守っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） ただいまの再質問にお答えいたします。

東部海浜プロジェクトに関連する御質問についての再質問ですけれども、各地域がそれぞれの地域の活性化プロジェクト、これを着実に推進するということが非常に重要だと思います。

これが地域経済を活性化することにつながっていく、最終的には県経済を浮揚させていくというふうなことになるかと思います。そのことによって自主財源が涵養され、本県の自立への道につながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） インフルエンザのワクチン接種に関して、受験生の優先接種という趣旨の御質問にお答えいたします。

まず、現在10月19日からワクチン接種が始まっておりますが、これは国の示した優先順位に従って接種が始められておりまして、医療従事者や基礎疾患、妊婦等というふうに順序が決められております。中学生や高校生、高齢者への接種は1月上旬から始まる予定でございます。

そして、高校卒業の浪人生に関しましては、一般成人というふうな位置づけになりますので、2月ごろからの接種の開始ということでございます。これは21年11月17日現在でございますので、これが前倒しが可能かどうかは今後示されると思いますが、現在のところ

その接種スケジュールに基づいて接種が進められておりますので、手洗い、うがい等に努め、感染防止に努めていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 新里米吉君。

〔新里米吉君登壇〕

○新里 米吉君 社民・護憲を代表して質問します。

橋下大阪府知事の発言は、全国の知事に沖縄の基地問題を考える契機になったと思います。仲井眞知事もこの機会にベストに絞る必要が出てきたんじゃないかと思います。これだけ条件が整ってきて、いまだに苦渋の選択を言っていないのではないかと、このように考えるのであります。政治家としての判断が問われています。

自民党の幹事長からもありましたように、野党第一党の書記長からも一歩踏み出すことを願うするものであります。

沖縄タイムス、琉球新報の記者は、在日米軍再編についてすばらしい調査と資料を収集しています。屋良記者の「砂上の同盟」と、新報の守屋元防衛事務次官日誌や取材で得た情報等には頭が下がる思いです。私は、その資料も引用しながら所見を述べ質問します。

2005年10月、米国防次官リチャード・ローレスが北海道を選挙区にする外相町村信孝に、「駄目だというなら北海道はどうか」と切り出した。町村氏は、「ほっ、ほっ、北海道っ」と北海道という地名を繰り返して言葉を失った。翌日、町村外相は、米側に北海道知事も受け入れられないと断った。しかし、町村外相は、北海道は断りながら、辺野古への基地受け入れ説得に奔走しました。町村氏の「ほっ、ほっ、北海道っ」はペンタゴンでも有名な話だと言われている。

米軍基地を沖縄に集中させる政策を正当化してきたのは、「戦略的地理的優位性」という言葉であります。しかし、沖縄の米海兵隊がグアムへ移転する理由を米太平洋司令部の関係者は「政治が決めたから」と答えています。軍事アナリスト退役軍人カール・ベーカーは「機動性に富む海兵隊にとっては、どこでも良かったのです。九州でもグアムでも海兵隊は同じように任務を遂行する能力がある」と述べている。しかし、防衛白書は「沖縄には地理的優位性があるからです」と書き続けています。

2002年、ホノルルにある米国防総省のシンクタンク「アジア太平洋安全保障研究所」での安保問題セミナーで、「九州でも北海道でも日本政府が訓練場や必要施設を用意すれば、海兵隊はそこへ移ることは可能

ですか」との屋良記者の質問に海兵隊司令官は「イエス。沖縄でなくても構いません」と答えている。

ところで、2004年10月7日、小泉首相は「沖縄の負担を分かち合うなら、国外移転、本土移転の両方を考えていい」と発言し、米側は大いに歓迎し、沖縄県民も期待した。ところが、小泉首相は8カ月後の2005年6月23日の沖縄戦没者慰霊祭に来県し、記者の質問に「総論賛成、各論反対。自分の所にはきてくれるなどという地域ばかりだ」と答え、県民を失望させた。

稲嶺恵一氏は、このことに関し、「問題点として投げかけてみたものの、猛反対にあって早々とあきらめたというのが実際のところだろう。非常に失望した。みずからリーダーシップを発揮することなく、官僚に丸投げしたのだろう。」と述べています。

海兵隊内部では、「司令部と戦闘部隊を関東周辺に移転させ、陸自との連携を緊密にしていく」という計画も練られました。また、米軍再編の日米交渉に直接携わった米外交官は、普天間飛行場を佐賀空港に移転させるアイデアを米側から日本へ提起した。「佐賀空港は発着便が少ない。周辺に住宅もない。沖縄の海兵隊飛行場を移転するのにもってこいだ」。佐賀空港のメリットは、佐世保の艦船とあわせて機能を集約できる。九州には自衛隊の訓練場が幾つもあるので狭くて演習の制限が多い沖縄にこもるより条件がいい。滑走路は有明海に面しており、ヘリコプターは海上を飛ばせば騒音問題が少ない。佐賀空港から強襲揚陸艦の母港佐世保まではほんの55キロ、九州には演習場も多く、佐賀県内には大野原演習場があるほか、大分に足を伸ばせば西日本最大の日出生台演習場がある。

しかし、米側から出された佐賀空港移転案に日本政府の担当者は「ただ黙って聞いているだけで返事がなかった」という。

2004年11月、元太平洋海兵隊司令官のスタックポール中將は屋良記者の「なぜ沖縄か」の質問に「日本本土にアメリカ海兵隊を歓迎する県がありますか。ありませんね。軍部の意思ではありません。すべては政治なんです」と答えた。

このように自民党の政治家と官僚たちが沖縄へ米軍基地を押しつけたことは明白であります。

一方、民主党は、鳩山、岡田、前原氏などの幹部がこれまで普天間飛行場を県外・国外へと発言し、県民は民主党中心の政権誕生で沖縄の基地問題が大きく前進すると期待した。しかし、鳩山首相の態度も不明確な上、岡田外相は嘉手納統合案、北澤防衛相は現行案を主張し閣内不一致でぶれている。しかも、岡田外相は選挙中の発言は公約ではないと開き直り、普天間飛

行場の県外・国外移設についても「少なくとも私の頭の中には具体的なものは無い」と述べ、一切検証しておらず県内移設ありきの姿勢である。岡田外相はこれまでのみずからの発言に政治家として責任を待つべきである。また、民主党の沖縄ビジョンに県外・国外と明記し、幹部が県外・国外と発言してきたことから、普天間飛行場の県外・国外の検証と検討がなされるべきであり、私は県民大会要請団の一員として武正副大臣にそのことを強く要請しました。

このようにヤマトの政治家たちの無責任ぶりと沖縄差別に県民は失望、落胆、不信、不満と怒りが大きくなっている。

松沢神奈川県知事の身勝手な発言も同様である。県外・国外への移設は不可能、今の辺野古しか解決策は見えない。神奈川にとって、厚木の空母艦載機の岩国移転に普天間の影響でおくれてしまう可能性があるなどと述べ、貴殿に辺野古しかないなどと言われるゆえんはない。言語道断とはこのことだと、県民大会要請団に抗議されるのは当然であります。

本土大手の新聞社には社説で、「鳩山首相は早急に現行計画支持を決断すべきだ」と沖縄への基地押しつけを誘導しているものもある。

この新聞は、「きしむ日米」と題して10月24日付の朝鮮日報を紹介し、沖縄の米軍基地には「韓国を保護する役割がある」として朝鮮半島の安全保障への影響を案ずる見方を伝えたと報道している。しかし、米軍再編で在韓米軍は約2万5000人大幅削減し、在韓米軍を1万3000人から1万5000人にして沖縄の基地には「韓国を保護する役割がある」と朝鮮日報に言われるゆえんはないのであります。そして、このような朝鮮日報を紹介して沖縄へ基地を押しつける本土大手新聞に不信と怒りを持つものである。

このように、まさに沖縄差別の精神構造が見え隠れするヤマトの政治家、官僚、大手新聞の沖縄への米軍基地押しつけに対し、私たち沖縄県民が団結して県民ぐるみの運動を展開し、県外の良心的政治家、国民と連帯して基地問題の解決を図らなければならない。

そこで、質問します。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、小泉首相(当時)の「総論賛成、各論反対」発言に見られるように、自公政権は県外の候補地を十分に検討せず沖縄に米軍基地を押しつけた。知事の所見を伺いたい。

(2)、民主党幹部はこれまで「県外・国外」と発言しながら、政権発足後は鳩山首相の姿勢が不明確で外相と防衛相は沖縄へ押しつける発言をしている。知事の

所見を伺いたい。

(3)、アメリカにおける松沢神奈川県知事の発言について、知事の所見を伺いたい。

(4)、11月8日の県民大会について、知事の感想を伺いたい。

(5)、鳩山首相の「友愛」は沖縄にとって「少なくとも県外」との発言を実現することだと思う。知事の所見を伺いたい。

(6)、鳩山政権の外務・防衛両大臣の発言に対し、多くの県民は怒りと危機感を持っている。今こそ、県民ぐるみで「県外・国外」を実現させる運動が求められていると思う。知事の所見を伺いたい。

(7)、知事の公約について。

知事就任から3年が経過し任期はあと1年である。

以下の主な公約について、現状と見通しを伺いたい。

ア、完全失業率の全国平均化。

イ、ノービザ特区の導入。

ウ、普天間飛行場の危険性除去。

エ、毎年100人の学術及び語学留学生派遣。

オ、小学校における1クラス30人学級の導入。

2、基地問題について。

(1)、県民の約70%が県外・国外を求める県民世論について、知事の所見を伺いたい。

(2)、県内の首長アンケートで41名中35名が県外・国外を求めたことについて、知事の所見を伺いたい。

(3)、最近の世論調査によると「県外がベストだが、県内もやむなし」とする仲井真知事の政治姿勢に54.5%が支持しないと答え、支持するのは31.1%である。知事の所見を伺いたい。

(4)、11月のマスコミ各社の世論調査で「見直して再交渉」や「県外・国外を目指して米国と交渉」が多数になっている国民世論について、知事の所見を伺いたい。

(5)、SACO合意から13年が経過した。辺野古への基地建設は実現していない。知事は13年たっても進まない現実をどのように認識しているのか伺いたい。

(6)、去る11月27日に鳩山首相と仲井真知事の会談が行われたことが明らかになった。新政権の基地政策に注目が集まる中でひそかに会ったことに疑惑が持たれており、内容を明らかにすべきではないか。

(7)、事業仕分け作業による在日米軍駐留経費負担(思いやり予算)の基地従業員の給与見直しについて、知事の所見を伺いたい。

(8)、L字案合意を受け、ゼネコン7社の「受注割り振り」ともとれる概略施工検討資料に関することが報

道されている。国の関与が疑われる内容であり、知事の所見を伺いたい。

3、「沖縄21世紀ビジョン（仮称）」（素案）について。

(1)、安全保障は基地というハードパワーで貢献するのではなく、中国との歴史的関係性や今時大戦で受けた甚大な被害というアジア諸国との歴史的共通性を生かし、危機管理、紛争解決等の緩衝地としての「東洋のジュネーブ」というソフトパワーで貢献するについて、知事の所見を伺いたい。

(2)、米軍基地のない沖縄をあるべき県土の姿としながら、引き続き基地の整理縮小を進めるについて知事の所見を伺いたい。

答弁の後、再質問します。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 新里議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、普天間飛行場移設問題に対する政府の対応についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

普天間飛行場移設問題につきましては、各大臣がさまざまな発言をしておられますが、政府として統一的、具体的な方針は示されておりません。この問題の早期解決に向けて、政府が明確な方針及び具体案を示していただきたいと考えております。

次に、同じく政治姿勢の中で、米国での神奈川県知事の発言についての御質問にお答えいたします。

普天間飛行場移設問題に関する松沢知事の発言は、渉外知事会会長としての発言ではなく、神奈川県知事としての意見であると理解をいたしております。

また、その際、私は松沢知事の発言について、私の意見とは違う旨お断りをした上で、この問題に関する県の従来からの考え方を申し上げたところでございます。

次に、知事の政治姿勢の中で、県民大会に対する所見という御質問にお答えいたします。

普天間飛行場移設問題につきまして多くの県民が参加をし、一定の意思表示を示されたという事実は重いものであり、政府に対して大きなメッセージになったものと考えております。

同じく政治姿勢の中で、これは関連いたしておりますので、1の(5)の首相の「友愛」に係る御質問の中で、1の(5)と(6)につきましては一括して答弁させていただきます。県外移設の実現及び県民ぐるみでの運動についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

市街地の中心部に位置します普天間飛行場は、住民生活に著しい影響を与えており、周辺住民の不安や騒音被害などを解決することが喫緊の課題となっております。この間、政府においては、米軍再編合意に基づき、名護市辺野古への代替施設建設に向けて取り組んできたところであります。

こうした中、新内閣が発足をし、鳩山総理の「地元の皆さまの思いをしっかりと受け止めながら、真剣に取り組む」とした所信表明などを受け、沖縄県内では県外移設の実現を期待する声が非常に高まっております。

県としましては、これまでも申し上げてきたとおり、県外移設が最も望ましいと考えており、政府が具体的な県外移設案を提案されるのであれば、政府の方針を積極的に支持するものであります。

県は、普天間飛行場の一日も早い危険性除去のため、明確な方針及び具体案を示していただくよう、政府に対して要望、要求をいたしているところであります。

次に、同じく政治姿勢の中で、完全失業率の全国並みへの現状と見通し、私の公約との関係でございします。申し上げます。

沖縄県の完全失業率は、平成18年が7.7%、平成19年が7.4%、平成20年7.4%で推移しております。全国は同じく4.1%、3.9%、4.0%で推移いたしております。直近の平成21年10月、ことしの10月の沖縄県の失業率は7.1%で、全国の5.1%と比べその差は2ポイントに縮まっているところであります。

また、沖縄県の就業者数は、平成18年は59万7000人、平成19年は59万2000人、平成20年は60万人で推移をいたしております。全国は同じく6382万人、6412万人、そして6385万人で推移いたしております。直近の平成21年10月の沖縄県の就業者数を見ますと61万3000人で、前年同月に比べまして12カ月連続の増加となっております。全国は6271万人で、前年同月の比較では21カ月連続の減少となっております。この3年間の傾向を見ても数値の変動はありますものの、沖縄県と全国との完全失業率の差は縮まっており、就業者数も全国が減少する中で沖縄県は増加いたしております。沖縄県の雇用情勢は改善の方向にあると認識いたしております。

沖縄県としましては、引き続き経済団体や労働団体、そして行政機関、教育機関、PTAなど、関係機関60団体で取り組んでおります「みんなでグッジョブ運動」をエンジンとして広く県民運動を展開し、残る1年を精力的に雇用情勢の改善に努めてまいり所存で

ございます。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、普天間飛行場の危険性除去の現状と見通しについての御質問にお答えいたします。

県としましては、普天間飛行場の危険性を放置することはできないことから、この飛行場のヘリ等の運用を極力低減し、3年をめどに危険性の除去、騒音の軽減を図ることを機会あるごとに政府に対して求めているところでございます。また、「普天間飛行場の危険性の除去に関するワーキングチーム」などにおきましても政府と率直な意見交換を重ねてまいりました。さらに、去る9月の新政権発足後、鳩山総理を初め各大臣との面談や軍転協の要請、そして環境影響評価準備書に対する知事意見の中などで普天間飛行場の一日も早い危険性の除去を求めてきたところでございます。

県としましては、今後とも普天間飛行場の危険性の除去につきまして具体的な方策の提案、そして実施に向けさらに検討を加速させるよう政府に求めていると考えております。

新里議員におかれましても、国政政権与党におられる議員として、ぜひ政府への要請の力強い後押しなどをお願いしたいと考えております。

次に、基地問題に係る御質問の中で、恐縮ですが2の(1)、(2)、(3)が関連いたしておりますので一括して答弁させていただきますが、県民世論調査、首長アンケート調査で普天間飛行場の移設先、知事の政治姿勢に関して県外・国外を求める声が多いことについて知事の所見はという御質問にお答えいたします。

沖縄県内では、去る9月の新内閣発足以降、普天間飛行場の県外移設の実現を期待する声が非常に高まっております。各種アンケート調査の結果は、このような県民の期待感を反映したものであると理解をいたしております。

次に、基地問題に係る御質問の中で、鳩山総理との面談の内容はどうかという御質問にお答えいたします。

11月27日の鳩山総理との面談におきましては、基地問題を初め沖縄の抱える課題につきまして広く意見交換をしましたが、非公式の場であり、具体的内容につきましてはコメントを控えさせていただきたいと考えております。

同じく基地問題の御質問の中で、基地従業員の給与見直し等に係る知事の所見いかんという御質問にお答えいたします。

沖縄県は、広大な米軍専用施設の存在により生活環境や産業振興が阻害され、大きな基地負担を背負って

おります。このような中で、今回の思いやり予算の事業仕分け作業によりまして駐留軍労働者の給与が見直し対象となったことは極めて遺憾に思っております。

県といたしましては、見直しによって駐留軍労働者の給与が引き下げられることがないように、国に対して強く要請してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 知事の政治姿勢についての御質問で、自公政権による沖縄への米軍基地の押しつけについてお答えいたします。

普天間飛行場の移設について日米両政府は、米軍再編中間報告において、沖縄県民が県外移転を希望していることを念頭に置きつつ検討したとされております。現在、日米両政府においては、閣僚レベルのワーキンググループを設置し、普天間飛行場の代替施設についての検証作業を行っております。

県としては、ワーキンググループの検証結果を注視しているところであり、いずれかの時点で経緯を含め検証状況を明らかにしていただきたいと考えております。

基地問題についての御質問で、国民世論調査の結果についてお答えいたします。

マスコミ各社の世論調査につきましては、再交渉を求める意見が朝日新聞で54%、毎日新聞で50%である一方、合意の見直しを求める意見が読売新聞では19%、NHKでは35%となるなど、各社の調査によって若干の数字の違いが見られます。

各種アンケート調査の結果は、このような国民のさまざまな意見を反映したものであると理解しております。

同じく基地問題で、辺野古への基地建設が進まないことへの認識についてお答えいたします。

普天間飛行場の移設については、平成8年12月のSACO最終報告、平成11年12月の名護市の代替施設受け入れ表明及び「普天間飛行場の移設に関する政府方針」の閣議決定を経て、平成14年7月に基本計画が策定されました。その後、公共用財産使用協議や環境影響評価調査などの諸手続が進められてきましたが、平成17年10月の日米安全保障協議委員会（いわゆる2＋2）におきまして、米軍再編の中間報告としてキャンプ・シュワブの海岸線にL字型の新たな移設案が合意されました。そして、平成18年4月の政府と名護市等との基本合意を経て、平成18年5月の米軍再編の最終

報告において現行のV字型滑走路を建設することが合意されるなど、さまざまな経過をたどり現在に至っているものと認識しております。

同じく基地問題についての御質問で、L字案合意時の概略施工検討資料についての御質問にお答えいたします。

報道された内容について沖縄防衛局に照会したところ、防衛省として関与した事実は確認できなかったとのことであります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 知事の政治姿勢について、ノービザ特区についての御質問にお答えしたいと思います。

ノービザ特区の導入について、県は国に対しこれまで4回にわたり特区の申請を行ってまいりましたが、国からは不法入国者の水際対策が形骸化するなどの理由で提案が認められなかった経緯があります。

一方、現在、国は観光立国推進の立場から、短期滞在におけるビザ免除などへの取り組みを進めており、本県の誘客重点地域である台湾・韓国・香港においては既にビザが免除されているほか、中国についてもことしの7月からは一定の条件つきで個人観光ビザの発給が可能になるなど、外国人誘客への取り組みが着実に進んでいるところであります。

県としては、目標としたノービザの状況がおおむね実現していることから、今後は誘客重点地域を初めとする海外からの誘客に積極的に取り組むとともに、外国人観光客の受け入れ体制の向上にも努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは、知事の政治姿勢についての御質問で、海外留学生の現状と見通しについてお答えをいたします。

現在、本県が実施している海外留学生派遣事業は、国費2事業、県費2事業、合計4事業あり、平成20年度は59人を海外留学生として派遣し、平成21年度は68人を派遣しているところです。

県教育委員会としましては、引き続き「100人の海外留学生派遣」に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、30人学級の現状と見通しについてお答えいたします。

30人学級につきましては、小学校1、2年生で施設条件面等の対応が可能な学校において実施しており、当面、小学校低学年で実施することとしております。

今後の計画については、国の動向や全国の実施状況等を踏まえ研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 「沖縄21世紀ビジョン」についての質問の中で、安全保障はハードパワーではなくソフトパワーで貢献することについての御質問に対してお答えいたします。

「沖縄21世紀ビジョン」の素案については、去る11月28日に開催した沖縄県振興審議会に提出し審議いただいたものであります。

審議会では、基地負担の公平は図られなければならないとの意見や「平和を希求する「沖縄の心」を内外に発信し、世界の平和構築に貢献する。」との意見が、また、「沖縄戦を忘れず、いつまでも平和な島」という県民意見など、さまざまな意見があります。

今後、沖縄県振興審議会を年明けに開催し答申をいただき、パブリックコメントや議会における議論等を経て最終的な内容を確定する予定であり、引き続き議論を深めてまいりたいと考えております。

次に、同じく「沖縄21世紀ビジョン」に関しての質問の中で、米軍基地のない沖縄をあるべき県土の姿としながら引き続き基地の整理縮小を進めることについてに対する趣旨の御質問にお答えをいたします。

米軍基地の今後についても、審議会では、沖縄の基地は過重負担となっており、全国並みに軽減するとの意見や、「米軍基地の整理・縮小を進め、将来的には基地のない沖縄を目指す。」との意見があり、また、「米軍基地と共存する島」という県民意見もあるなど、さまざまな議論があります。これにつきましても先ほど同様、引き続き議論を深めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 新里米吉君。

〔新里米吉君登壇〕

○新里 米吉君 再質問を行います。

基地問題の(3)ですが、知事の県外がベストだが県内もやむなしということについて、県民の多数がこの政治姿勢を支持してない。これは非常に明らかになっているわけです。これは、知事に政治姿勢の方針転換を求めていると思うんですが、知事はどのように受けとめておられるかお聞きします。

それから基地問題の(5)、13年たっても進んでない。この13年間もつくれなかったという現実があります。もしこれを進めようとしても、ますます私は反対運動は拡大していくと思います。盛り上がってくるだろうと思います。到底、辺野古に基地建設というのはもう不可能な状態になっていると私は考えているんですが、知事の認識はどうなのでしょう。

それから沖縄ビジョンについてですが、この沖縄ビジョンではこういうことを言っているわけですね。

「安全保障は基地というハードパワーで貢献するのではなく、」「東洋のジュネーブ」というソフトパワーで貢献する。」、非常にいいことを言っています。それから、米軍基地のない沖縄をあるべき県土の姿とすると。

そういうことからいきますと、知事、この理念を実現しようとしたら、新たな基地建設というのはいかがなものかと思うんですが、いかがでしょうか。

終わります。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時9分休憩

午後3時10分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 新里議員の再質問に答弁させていただきます。

まず第1に、私が申し上げてきました県外がベストだけれども、一日も早い危険性の除去のためには県内もやむを得ないというような言い方についての議員からのサジェスションだと思うんですが、県民の意見というのはやっぱり県外だというのが非常に強いということは私も理解し、総理ほかお目にかかった方々に申し上げてきたところでありますが、したがって知事も意見を変えろというところにつきましては、まだそこに私は至っておりません。ですが、基本的には私も県外が最も望ましいという点は申し上げてきたとおりでございます。

それから2番目の、今なおSACO合意から辺野古地域への移設について13年かかってきて、これからますますこれは厳しくなってきた建設不能ではないかという御趣旨の御意見ですが、無論大変難しいということは私もよく理解いたしております。基本的にこれは200%政府の仕事でございまして、政府が決め、政府のこれは仕事で、どなたかくい打ちをさせないと私に申された方から、これは政府自身の問題で、私がくい打ちに行くわけではありませんし、ぜひこれは政府

に向かっても強くおっしゃっていただければと思います。私の方でもこれは難しい事業ではありますよというのは再三申し上げているところでございます。

そして、ビジョンの中での基地のない沖縄を目指してというような表現がいろいろございます。そういう中で、このビジョンはもうちょっとこれは調整に時間がかかります。ですからそういう意見も非常に強い。実はこれはもう県民からたくさんの御意見をいただき、違う意見が同居していたりしておりますが、これは審議会の中でもうしばらくもみながらまとめていきたいと考えております。そういう中でいろんな意見は今のところははっきりと出して、基地のない沖縄を20年後であっても目指そうと。いや、それは現実的であるとかないとか、いろんな意見が実はあります。その今、最終的な調整に入っておりますので、今しばらくお時間をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

〔渡嘉敷喜代子さん登壇〕

○渡嘉敷喜代子さん こんにちは。

社民・護憲ネットを代表して質問いたします。

辺野古新基地建設が県内か県外かと、今、沖縄は大きく揺れております。

新政権が誕生してこの方、鳩山首相の、最後は私が決めるとは、どう決めるのか。外相や防衛大臣の発言の範疇で決めるのか、不透明です。沖縄にとっては鳩山内閣への期待が大きかっただけに、今や期待が不信感に変わり裏切られた思いです。

民主党の目指す米国と対等の立場で外交を進めていく政策方針に対して、国民は成熟した国家主権の樹立だと過分の期待をしました。ところがどうでしょう。岡田外相はゲーツ米国国防長官来日以後、豹変しました。嘉手納統合案は2つの大きな基地が1つになることに大きな意味があるとの岡田外相の発言は、余りにも沖縄の現状を知らな過ぎました。その後、地元の強い反対で嘉手納は負けたと、勝った負けたの世界の認識でしかないことにあきれ返るばかりです。県外・国外と多くの選択肢のある中で、何ゆえ県内移設での検討なのか。県外についてどれだけ検証したのか、その形跡もありません。

さて、知事はといえば、県民大会のさなか、渉外知事会で訪米し、松沢知事とともに県内やむなしの間違ったメッセージを米国から発信しました。また、11月27日に鳩山首相と非公式に会ったときの会談の内容も明らかにされておりません。政府に対して早く結論を出せとは、辺野古でもどこでもよいからとにかく結

論を出せばそれに従うということなのか、知事の真意がわかりません。

今、知事がやるべきことは、民意をしっかりと受けとめて県外移設をと、県民の側に立って主張することではありませんか。それが県の最高責任者としての使命だと思います。今こそ知事はベストの選択をするチャンスです。沖合の微修正と小手先のことをしたところで、SACOの合意から13年たってもできなかったことは、どうあがいても無理なことです。民意にしっかりと寄り添っていくことが今知事に求められていることです。

それでは質問いたします。

1、教育行政について。

(1)、中学生の集団暴行事件についてお尋ねします。

またもや痛ましい事件がうるま市で起きました。事件が起きるたびに県及び市町村の教育委員会や関係機関は事件の検証、そして対策を講じてきたはずなのに、どこに問題があったのか考えさせられるばかりです。いじめの対象になるのはだれでもなり得ること、そしてどんな小さなサインも見逃さず、学校、保護者、地域がいま一度検証していかななくてはなりません。

ア、事件の経緯について伺います。

イ、過去の集団暴行事件について、その背景や要因等をどう分析し検証してきたのか。

ウ、いじめや集団暴行事件等について、地域性もあるのか、どこでも起こり得ることなのか。

エ、今後の対応を伺います。

(2)、県立高等特別支援学校分教室を設置することについてお尋ねします。

子供たちにとって、特に高等特別養護学校に通う子供たちにとっては、高校生活は社会に出る前の大きな大切な教育の場です。社会の縮図ともいえる学校生活で、障害のある子供が普通高校でともに学ぶ機会としての分教室の設置は教育理念として素晴らしいことです。それだけに日々成長していく子供たちの教育は慎重でなければならないし、失敗は許されません。普通高校への分教室の設置は、教育改革の一端を担う一大事業だと思います。そのためにも時間をかけて調査研究をし、万全を期して取り組むことが大切です。

そこで伺います。

ア、普通高校への支援学校分教室の設置は国の施策ですか。また、そのねらいと形態を伺います。

イ、分教室設置決定に至るまでの経緯を伺います。

ウ、来年4月の分教室発足に向けて、本校である高等支援学校と同等あるいはそれ以上の専門性が保障さ

れる教科の設定や環境整備はどうなっているのか。

エ、主要教科の教科ごとの教師配置となっているのか、そうでなければ本校との格差が出てくることになるのではないのでしょうか。

(3)、学校図書と司書の位置づけについてお尋ねします。

県教育委員会は、学校における読書活動を昭和62年度から学力向上対策の一環として位置づけ、豊かな感性と表現力の育成など、基盤づくりとして推進してきた。豊かな表現力、確かな学力として本県の教育目標に位置づけました。それだけに学校図書館の司書の専門性が求められています。

そこで伺います。

ア、教育長の学校図書教育に対する認識を伺います。

イ、学校司書の現状と雇用形態を伺います。

ウ、賃金雇用の司書の中に無資格の司書もあり、図書館運営で現場は混乱している状況を把握しているのか。雇用形態の改善を求められていますが、そのことについて伺います。

エ、現在33名の正職員のうち10人が来年退職する。正職員の補充の雇用形態について伺います。

この正職員については、2008年が42名、そして2009年が33名、28年間この方本採用していないという状況の中で、この10名の退職に対しての正職員の採用になるかどうかについてお尋ねします。

(4)、教職員のメンタルヘルス問題について伺います。

ア、メンタルヘルスを受けている教職員の実態と要因について伺います。

イ、労働安全衛生委員会の設置状況と委員会の実動状況を伺います。

2、福祉行政について。

(1)、待機児童解消の施策と特別基金の運用について伺います。

ア、基金活用で県内の待機児童解消は可能か、所見を伺います。

イ、1施設当たり上限700万円の支援となっているが、上乗せの必要があると考えるがどうか。そのために関係機関へどのような働きかけをしたのかお尋ねします。

(2)、児童虐待防止について。

八重山で起きた児童虐待死亡事故は、虐待に対する認識のずれや職員の配置体制の不備が指摘されました。職員の的確な判断が要求される有資格者の配置と児童保護所の設置は緊急を要します。

ア、一時保護所の設置計画についてお尋ねします。

けさの新聞で、2012年にコザ児童相談所に一時保護所を設置するという報道がありましたけれども、本当に緊急ならば、この2012年では遅いのではないかと思います。

イ、専門職人材の確保と、職員の増員の予定はあるのか。

(3)、介護職員処遇改善等臨時特別基金について。

ア、対象事業者数と申請件数、また臨時特別基金を活用できない課題はどこにあるのか。

イ、県内の介護職員の処遇改善の状況を把握しているのかお尋ねします。

ウ、他産業との給与等の処遇格差はどうなっているのか、それについてお尋ねいたします。

(4)、発達障害児支援体制について、福祉側と教育行政側の連携はどのようになっているのかお尋ねいたします。

(5)、ファミリーサポートセンター事業の現状と県の支援策について伺います。

(6)、現在、「県立病院の経営再建計画」が始動しています。県は、3年後に何を想定し、どんな準備を進めていく予定なのか伺います。

3、基地問題について。

知事は、普天間を重点課題として公約に掲げ、3年以内の普天間の閉鎖を県民に約束しました。ところが、当選したその年（2006年）の11月議会のころから、閉鎖状態と変わってきました。閉鎖状態の状態とどういう状態をあらわすのか定かではありません。幾ら訓練を減らしたところで市街地の上空を飛来することには変わりはなく、騒音が減っても依然として危険は伴います。普天間に基地が存在する限りです。普天間が本当に危険との認識ならば、即閉鎖しかありません。約束の3年がたちました。以前と変わらぬ普天間の状況です。知事は、公約の重みをどう受けとめ、その責任をどうとるつもりですか、お尋ねします。

(1)、3年以内の普天間の閉鎖の見通しと対応策について具体的な説明を求めます。

(2)、読谷村で起きた米兵によるひき逃げ事件についてお尋ねします。

11月7日未明、読谷村で起きたひき逃げ死亡事件は、極めて悪質な事件です。事故を起こしたその日の午後には事故車を修理に出し、居住地は基地外にありながら、事故発生後、容疑者は基地内に逃げ込んでおります。14日以来、任意の出頭にも応じないことから、捜査が行き詰まっているのではないかと。何ゆえに県警は、日米地位協定に基づき犯罪通報をし逮捕状の

請求をしないのか、県民にとって納得がいきません。

そこで質問いたします。

ア、事件の概要と県の対応、県警の捜査状況を伺います。

イ、米兵の身柄が米軍の手中にある限り任意捜査に限界があるのではないかと。今後の日程を伺います。

ウ、今回の事件を単なる交通事故の範疇としてとらえているのか、県と県警に伺います。

エ、日米地位協定に基づく犯罪通報の手続の予定はあるのか。早期にできなかった背景は何かお尋ねします。

オ、平野官房長官の発言で、今回は交通事故の中で起きたこと、起訴前の身柄引き渡し要求の事案には当たらないとのコメントは、捜査上微妙な影響を与えかねない重大な発言ととらえます。知事の所見を伺います。

カ、日米間で基地内での聴取が検討されているとの報道があります。県警の見解を伺います。

(3)、伊芸区の流弾事件に関連して、レンジ7へ立ち入りどんな感触を受けたのか。また、確証は得られたのか伺います。

(4)、基地返還に伴う「駐留軍労働者雇用対策プログラム（仮称）」を「沖縄振興計画」にどう反映させたのか、具体的な内容と進捗状況を伺います。

終わります。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 渡嘉敷喜代子議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に福祉行政の御質問で、介護職員の処遇改善状況についてという御趣旨の御質問に答弁いたします。

平成21年4月の介護報酬3%アップ改定を受けて、ことしの6月に県内の介護老人福祉施設と介護老人保健施設を対象にアンケート調査を行ったところ、約4割の施設が介護職員の処遇改善を行っております。また、平成21年10月から実施されております介護職員処遇改善交付金を活用し、さらに介護職員の処遇改善が図られるよう取り組んでおります。

次に、基地に係る問題の中で、3年めどの閉鎖状態の見通しと対応についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県としましては、普天間飛行場の危険性を放置することはできないことから、同飛行場のヘリ等の運用を極力低減し、3年をめどに危険性の除去、そして騒音の軽減を図ることを機会あるごとに政府に対し求めて

いるところでございます。また、「普天間飛行場の危険性の除去に関するワーキングチーム」などにおきましても政府と率直な意見交換を重ねてまいりました。さらに、去る9月の新内閣発足後は、鳩山総理を初め各大臣との面談や軍転協の要請、そして環境影響評価準備書に対する知事意見の中などで、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去を求めたところであります。

県としましては、今後とも普天間飛行場の危険性の除去について具体的な方策の提案、そして実施に向けさらに検討を加速させるよう政府に求めていると考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは、教育行政についての御質問で、集団暴行事件の経過についてお答えいたします。

去る11月17日午後8時過ぎ、うるま市内の空き地にあるプレハブ小屋から中学生が転落したとのことで、救急車で病院に搬送されましたが、約8時間後に死亡しました。死亡したのは、うるま市の中学2年生、男子生徒であります。

警察は、当初転落事故としてとらえておりましたが、体に殴られたような跡があったことから、暴行による事件の可能性があるととのことで捜査を進めたとのことであります。11月20日に被害生徒と一緒にいた4人と、新たに関与が判明した4人の合わせて8人のうち5人が傷害致死容疑で逮捕され、3人が児童相談所へ送致される予定であります。加害生徒は、被害生徒と同じ学校に通う中学2年生であります。

次に、背景や要因等の分析及び検証等についてお答えいたします。

これまでの集団暴行事件における背景や要因等については、どの事件にも共通することとして、規範意識の低さや基本的な生活習慣の未確立などの本人の課題、親と子の触れ合いの少なさなどの家庭の課題、夜型社会や他人の子供に無関心であるなどの地域社会の課題、子供への指導・支援などの学校の課題等が挙げられます。

このような課題を踏まえ、県教育委員会としましては、「指導から理解へ」をキーワードとして、児童生徒理解に基づいた個に応じたきめ細かな指導・支援の充実に努めてきたところであります。

次に、地域性等についてお答えいたします。

いじめや集団暴行事件等については、特定の地域で

起こるわけではなく、どの子にも、どの学校にも起こり得ることとしてとらえております。

次に、今後の対応についてお答えいたします。

いじめや暴力等に対しては、「しない、させない、見逃さない」という毅然とした姿勢で、学校、家庭、地域、関係機関等がそれぞれ役割を果たしつつ再発防止に取り組んでおります。

県教育委員会としましては、さらに「自他の生命を尊重する」教育や「子どもの心の居場所づくり」、児童生徒理解に基づく個に応じた指導・支援などの充実に努めてまいります。

今後とも、学校、家庭、地域社会及び関係機関等が一体となり、暴力事件等の未然防止と児童生徒個々の健全育成に努める所存であります。

次に、特別支援学校分教室のねらい等についてお答えいたします。

高等学校における特別支援学校分教室の設置については、平成19年度の県立特別支援学校編成整備計画を受け、障害の有無にかかわらず可能な限り地域での共生を目指す特別支援教育の理念に基づいて取り組んでおります。

分教室の導入は、共生化の拡大、理解啓発の推進、地域化の推進、センター的機能の充実、中学校知的障害特別支援学級卒業生への進路選択の拡大を目的としております。

本県においては、モデル校として軽度知的障害生徒を対象に1学級10名の定員で設置してまいります。

次に、分教室設置の経緯についてお答えをいたします。

分教室の設置につきましては、ノーマライゼーションの全国的な流れの中、本県においても平成19年度の県立特別支援学校編成整備計画において、通常学校への分校・分教室等の設置検討について明記されております。本年4月に庁内に作業部会や検討委員会を設置し、先行県調査等を実施しながら検討を進めてまいりました。その結果、10月の県教育委員会において中部農林高等学校、南風原高等学校に設置することで募集定員が承認され、現在分教室準備に取り組んでいるところであります。

次に、教科の設定や環境整備についてお答えをいたします。

分教室における教科の設定や環境整備につきましては、本校の教育課程に準ずることを基本に、設置校の専門性や特色を生かした園芸、福祉、郷土芸能などの教科・科目等の設定、教育施設の有効活用等を図りながら専門性の確保に努めてまいります。

次に、教師配置等についてお答えいたします。

分教室の教員配置につきましては、知的障害教育が生活に結びついた教科指導が重要であることから、その教育に精通した指導力を有する教員を配置する予定であり、生徒の特性を踏まえた指導の充実が図られるものと考えております。

次に、学校図書館教育についてお答えいたします。

読書は、児童生徒が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きるための力を身につける上で欠くことのできないものであると認識しております。また、子供たちの豊かな人間性を育て、視野を広げる上でも学校図書館教育は重要であると考えております。

次に、学校司書の現状と雇用形態についてお答えいたします。

平成21年度の県立学校における学校司書の現状は、高等学校60校、特別支援学校16校の全校に各1名を配置しております。

雇用形態につきましては、高等学校において常勤が46人、賃金職員が14人、特別支援学校で常勤が14人、賃金職員が2人となっております。

次に、雇用形態の改善と退職者の補充について一括してお答えをいたします。

学校司書については、本県行財政改革の一貫として平成11年度より本務が退職した後は賃金職員を充てております。図書館に賃金職員が配置された学校においては、学校図書館の専門的職務を担当する司書教諭との連携や校務分掌で教職員を複数配置することにより、図書館業務の円滑な運営に努めているところであります。

県教育委員会としましては、今後とも学校図書館の機能を十分保持できるよう、司書免許所持者及び司書教諭資格保持者の配置等に努めてまいります。

次に、平成20年度教職員等のメンタルヘルス相談事業の相談件数及び内容についてお答えをいたします。

平成20年度における「教職員等のメンタルヘルス相談事業」の相談件数は337件で、主な相談内容は「家族との関係に関する相談」が78件、「児童・生徒との関係に関する相談」が77件、「気になる体の症状についての相談」が52件となっております。また、要因については社会の複雑化や多様化、人間関係の希薄化など、学校を取り巻く社会環境の急速な変化に加え、高い倫理観が求められる職業であるなど、職務の特殊性によるストレスが反映しているものと思われま

次に、衛生委員会の設置状況と活動状況についてお答えいたします。

現在、県立学校の67校すべてに衛生委員会が設置されており、平成20年度活動実績は平均7.8回となっております。また、市町村立学校につきましては平成21年5月1日現在、対象校9校のうち5校において設置されており、未設置の学校につきましても、当該市町村教育委員会において体制整備に向けて準備を進めているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 福祉行政についての御質問の中の、基金を活用した待機児童解消策についてお答えいたします。

待機児童解消を目的として、「待機児童対策特別事業基金」及び「安心こども基金」を設立し、市町村が実施する保育所整備等へ助成することとしております。

待機児童の解消については、約5400人の定員増が必要ですが、両基金を活用した現時点の計画では、平成23年度までに約2600人の定員増にとどまっております。現在のところ目標に達していないことから、今後とも実施主体である市町村に当該基金の積極的な活用を働きかけてまいります。

次に、施設整備上限額700万円の上乗せについての御質問にお答えいたします。

認可外保育施設の認可化については、「待機児童対策特別事業基金」により進めておりますが、市町村内において保育ニーズの高い地域と認可外保育施設の認可化希望とのミスマッチがあることや、後年度の運営費の負担増が懸念されることなどから保育所整備に慎重になっていると考えられます。また、本基金の施設整備の上限額など補助要件についても活用しづらい面があるものと考えております。

県においては、本基金のより一層の活用を図るため、施設整備費上限額の引き上げなどについて内閣府と調整しているところであります。

次に、一時保護所の設置計画についてお答えします。

コザ児童相談所への一時保護所の設置につきましては、大幅な増員が必要であることなどから、現在、人員及び整備予算等に係る検討を行っているところであります。

今後は、必要な調整を行いながら、今年度中に整備基本計画を策定し、設置に向けた作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、専門職の確保及び増員予定についてお答えし

ます。

児童虐待防止対策のためには、児童相談所の体制強化が必要であると考えており、現在、平成22年度以降の増員等について検討を行っております。また、児童福祉司スーパーバイザー等については、相談援助活動において10年程度の経験が必要とされることから、研修の強化等により人材養成に努めてまいります。

次に、介護職員処遇改善交付金の申請状況と課題についてお答えします。

沖縄県の介護職員処遇改善交付金の対象事業者は、平成21年10月30日現在764事業者であり、そのうち484事業者が申請を行っております。

なお、介護職員処遇改善交付金を申請しない理由について国が全国調査を実施しておりますが、その内訳は、「交付対象者の制約がある」が26%、「申請事務が煩雑」が17%、「平成24年以降の取り扱いが不明」が14%等となっております。

次に、介護職員給与の他産業との格差についてお答えします。

平成21年10月に県内の介護事業者に対してアンケート調査を行ったところ、直接介護業務に従事する正職員の所定内賃金は、月額平均18万34円でありました。これを平成20年の沖縄県勤労統計調査の産業別正職員所定内賃金と比較しますと全産業平均が24万9348円であり、介護職員は運輸業、飲食店・宿泊業に次いで低い金額となっております。

次に、発達障害児支援体制における福祉と教育行政の連携についての質問にお答えします。

発達障害児の支援における福祉と教育との連携については、沖縄県発達障害児（者）支援体制整備計画や人材育成計画に基づき、乳幼児期から学齢期、成人期までの支援の役割を明確にし、連携して取り組むこととしております。また、同整備計画を総合的かつ計画的に推進するため、福祉、教育等の関係課・所による県支援機関連絡会議を設置し、庁内の連携体制の強化を図ったところであります。

さらに、発達障害者支援センターに医療、福祉、教育、当事者団体等の委員で構成する連絡協議会を設置し、地域における支援体制の連携構築を図ったところであります。これにより、福祉と教育との連携体制は強化されるものと考えております。

次に、県立病院の改革についての御質問にお答えします。

地域において必要とされる医療提供体制を将来にわたって確保し、医療水準の向上及び病院現場の勤務環境の改善を図るのが県立病院改革の目的であり

ます。

平成24年度以降の病院事業につきましては、民間医療機関では提供が困難な医療を提供するという県立病院の役割を踏まえ、救急医療、離島医療、小児・周産期医療等地域において必要とされる医療を安定的に提供していくことのできる体制を構築すべきであると考えております。それまでの間は、6月に策定した「県立病院のあり方に関する基本構想」に基づき、病院事業局は経営全般にわたる改革を実施し、現行の経営形態での存続について検討するための取り組みを、福祉保健部は県立病院の医療機能の見直しについての検討及び経営形態の見直しが行われる場合に備えた準備を行うなど、双方で共通の目標である県立病院改革の目的を実現するための取り組みを行うことになります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 福祉行政についての、ファミリーサポートセンター事業の現状と県の支援策についての御質問にお答えします。

ファミリーサポートセンター事業は、県内11市町村で実施されており、平成21年3月末の会員数は7075人となっております。今年度は糸満市と南風原町が設立に向けた準備を進めており、石垣市においても設立の動きがあります。県としては、平成15年度よりセンターの設置主体である市町村に対して、設立促進のために必要な指導、活動支援等を行っております。また、設立意向のある市町村に対して設立に要する経費の2分の1を補助しており、これまで県内の7市1町に対して補助金を交付しております。

次に、基地問題についての中で、「駐留軍労働者雇用対策プログラム」の沖縄振興計画への反映と進捗状況についての御質問にお答えします。

全駐労から要請のあった「駐留軍労働者雇用対策プログラム」の策定につきましては、その内容を沖縄振興計画に位置づけることとし、計画の中で雇用の安定を図るための十分な期間の確保、離職前職業訓練の充実、離職者への特別給付金や就職促進手当の支給等の支援策を講じております。

進捗状況につきましては、第3次沖縄振興計画の策定後、駐留軍従業員の大量解雇がないため実績はありません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 黒木慶英君登壇〕

○警察本部長（黒木慶英君） まず読谷村で起きた米

兵によるひき逃げ事件につきまして、事件の概要と県警の捜査状況、米兵の身柄が米軍の手中にある限り任意捜査に限界があるのではないか、今後の日程を伺うについて一括してお答えいたします。

本件は、本年11月7日午前、読谷村字楚辺1383番地の2北方約200メートル先道路において、歩行中と思われる外間政和さん（66歳）をはね、同人を救護することなく、また事故を通報することなく現場から逃走し、被害者を死亡させた事件であります。

本件は、本年11月7日午後、事故現場付近を通りかかった通行人からの110番通報により事件を覚知し、所要の捜査を実施したところ、修理工場に持ち込まれた車両と被害者の結びつきが濃厚になったことから、ひき逃げ死亡事件として捜査した結果、車両を修理に出した米軍人を被疑者として特定し、現在米軍捜査当局の協力を得ながら鋭意捜査を継続しているところであり、事件の立件に向けて全力を傾注しているところであります。

任意捜査に限界があるのではとの件につきましては、一般的には米軍手中の事件につきましては被疑者の出頭が確保されていたため、捜査に特段の支障は生じておりませんでした。しかし、今回の事件に関しましては、被疑者が出頭を拒否している状況にあり、大変難しい捜査となっております。

県警察といたしましては、今後も引き続き米軍当局と協力体制を強化しつつ、客観的な証拠収集に全力を挙げるなど事件の全容解明に向けた捜査を展開する考えであります。

次に、今回の事件を単なる交通事故の範疇としてとらえているのかについてお答えいたします。

今回の事件は、自動車運転過失致死のみならず救護義務違反をも視野に入れて鋭意捜査を進めております。したがって、単なる交通事故の範疇としてとらえているものではございません。

具体的には、自動車運転過失致死が7年以下の懲役、ひき逃げ――要するに救護義務違反でありますが一が10年以下の懲役となっており、極めて悪質な犯罪量刑であると認識しております。

次に、日米地位協定に基づく犯罪通報の手続の予定はあるのか、早期にできなかった背景は何かについてお答えいたします。

犯罪通報の時期につきましては、今後の捜査状況を踏まえて適切に判断していきたいと考えております。一般的には犯罪通報は、裁判権行使の通告期限の起算点となりますことから、警察は公判維持を念頭に十分な捜査を尽くした後に行っております。したがって

て、被疑者が特定されたからといって直ちに犯罪通報を行うことはありません。

次に、日米間で基地内での聴取が検討されていることが報じられていることに対する県警の見解についてお答えいたします。

被疑者が出頭を拒否している以上、仮に基地内で事情聴取しようとしても被疑者は拒否するものと思われますし、報道によりますと弁護士は可視化が実現しない限り、事情聴取を拒否すると言っております。

県警察は現時点、基地内における事情聴取を行うことは考えておりません。

いずれにしても客観的証拠の収集に全力を挙げるとともに、立件に向けて必要な捜査を実施してまいり所存であります。

次に、基地問題のうち、伊芸区の流弾事案に関して、レンジ7へ立ち入りどんな感触を受けたか、また確証は得られたのかの御質問についてお答えいたします。

まず県警察は、去る11月20日と24日の2日間にわたってレンジ7に立ち入り、米軍当局の担当官立ち会いのもと、現場における調査を実施し、その結果につきましては直ちにマスコミを通して公表させていただいたところであります。

現場調査におきましては、訓練指揮官等の配置状況、7トントラックの配置状況、射撃手の状況の確認、レーザー距離計やGPSを活用した測定、標的の確認、県警ヘリを活用しての上空からの写真撮影などを実施して訓練概要を把握するとともに、各地点の位置関係を特定したところであります。

県警察といたしましては、これまでの捜査の経緯を踏まえ早期に送致できるよう詰めを行っているところであります。

なお、本件は現場の被弾の状況から見て跳弾によるものと認められ、例えば何者かが拾ってきた弾芯をナンバープレートにハンマー等で打ち込んだ、あるいは走行中の車が道路上にたまたま存在した弾芯を踏み、それがナンバープレートに突き刺さったといった状況は物理的に全く考えられないところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 基地問題についての御質問で、ひき逃げ死亡事故に対する県の対応についてお答えいたします。

県は、Yナンバー車が事件に関与しているとの報道を受け、関係機関に照会するなど情報収集に努めてき

たところであります。

県におきましては、米太平洋軍司令官、岡田外務大臣、在日米軍沖縄地域調整官及び駐日米国大使に対し、知事から県警の捜査に協力するよう、直接強く申し入れております。さらに、在沖米陸軍第10支援群司令官及び在日米軍沖縄調整事務所長に対して、軍人等の服務規律の確保や交通安全対策の教育徹底に万全を期すとともに、引き続き県警の捜査に全面的に協力するよう強く申し入れたところであります。

同じくひき逃げ死亡事件に対する県の認識についてお答えいたします。

去る11月7日、読谷村で発生したひき逃げ死亡事件については、県警の捜査により在沖米陸軍の軍人が被疑者とされております。

今回の事件は、事故後被害者を現場に放置したまま逃走した人道上あるまじき行為で、強い憤りを覚えるものであります。事件については、現在、県警で捜査中ですが、事件の早期解明のため、米軍においては、県警の捜査に協力するとともに、交通安全教育及び綱紀粛正の徹底に取り組むべきであると考えております。

同じくひき逃げ死亡事件に関しまして、平野官房長官の発言についてお答えいたします。

報道によると、平野官房長官は、御指摘の起訴前の引き渡しには該当しないとの認識を示した日の午後には、「悪質性が認められれば引き渡しは当然である」旨発言したとのことであります。

県としては、起訴前の拘禁移転については、県警が捜査状況に応じて適切に判断するものであり、県警からの要請があれば米軍は応ずるべきであると考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

〔渡嘉敷喜代子さん登壇〕

○渡嘉敷喜代子さん それでは再質問いたします。

知事、3年以内の普天間の返還についてですが、危険性の除去を私は聞いてなくて、公約の中で普天間の3年以内の閉鎖ということを言いましたね。そのことについて私は、幾ら訓練が減らされても市街地を飛ぶわけだから危険はあるということなんです、騒音についてもですね。そういうことの認識はどうか、そのあたりをお尋ねします。

県立病院再建計画についての福祉保健部長の話で、3年後の準備の進め方なんですけれども、それでは病院事業局と福祉保健部がそれぞれ役割分担をして今進めていく状況にあるのか、そのあたりを病院事業局長

にお尋ねしたいと思います。

それから教育長、教育長のお話を聞いていると何だか平成19年からこの分教室の設置について検討しているというふうに聞こえますけれども、私を知る範囲内では4月に教育長が分教室を設置するんだということを発表して、それから大急ぎで検討委員会を設けたということなんです。その短期間で本当に設置できるのかどうかということで今現場はとても心配しているわけです。

それで、まず最初にお尋ねしたいのは生徒指導についてですが、本校と配置校である中部農林や南風原高校との意見交換ができたのかどうか。それから、軽度の子供たちだから普通の子供たちとの程度がわからないだけにいじめの問題が発生するんじゃないかということも予想されるわけです。そのあたりの認識をお尋ねします。

それから教科についてですが、学校現場への説明の中で、中部農林とかそれから南風原高校の教育課程を案として示しております。そして何よりも驚いたのは、下の方に米印で職業科目の増設等は調査研究を進めながら検討する。そして教育課程は生徒の実態に対応するために調査研究を進めながら変更することもあると、このようなことを言っていて、案の状況で保護者にも説明をしているわけですね。10月30日に説明をして12月2日から4日の間にそれを受け付けをしている状況ですね。そのあたりで今現在どれだけの生徒が申し込みをしているのか、本当に何名だったらスタートするのか、そのあたりをお尋ねしたいと思います。

それから教育委員長にお尋ねしますが、10月21日に県教育委員会に提案されたということですが、教育委員会としてはその先進地の視察をしたようであります。そこで、その設置に向けての準備期間がどれだけだったのかということも検証してはたはずなんですよ。それが10月21日の委員会の中でどのように検証し、そのことをしっかりと踏まえての会議だったのか、そのあたりをまず教育委員長にお尋ねします。

それから図書館司書についてですが、現場はもう28年間本当に正職員を採用していない状況で非常勤を採用しています。その非常勤の事務職の中で司書として位置づけられている、このことが問題ではないかというふうに思えてならないんですね。そして司書教諭と連携をとりながらというけれども、そういう連携が全くとれていないから問題なんですよ。そういうことで賃金等についても一度お答えください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時2分休憩

午後4時3分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。
病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） それでは再質問にお答えします。

まず県立病院の病院事業局の役割でございますけれども、ことしの6月に策定いたしました「県立病院のあり方に関する基本構想」に基づいて、平成21年度から23年度にかけて経営全般にわたる経営再建計画を実施して、いわゆる経常収支の黒字化を図るという計画を立てて現在努力しているところでございます。

また、福祉保健部の役割でありますけれども、私たち病院事業局が3カ年間のこの全適の経営形態の中で、もしその目的が達成できないというふうな状態になったときに独立行政法人に移行するということを念頭に置いた計画を立てるということでありまして、あくまでも私たち病院事業局としては全適の中で3カ年間の経営改善を図り、以後もその経営形態を継続していきたいというふうに考えておりますし、福祉保健部の役割というのはその経営計画がうまくいかなかったそのときに備えた準備を行っているということでありまして、そのことは「県立病院のあり方に関する基本構想」の中にも示されているところでございます。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時6分休憩

午後4時7分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。
仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 渡嘉敷議員の再質問に答弁させていただきます。

私が公約の中で、3年めどの閉鎖状態という言葉を使って――これはもう一度確認をさせていただきたいんですが――政見放送の中できちっと申し上げています。

ですから、今、議員のこの御質問の中であなたは閉鎖と言ったんでしょう、閉鎖状態とは言っていないでしょうという御趣旨の御質問だと思うんですが、閉鎖ではなく3年をめどにした閉鎖状態ということで、私は公約にしっかりと当時載せております。そしてこの閉鎖状態というのは、閉鎖ではないということでして、まだそこまではいかないということで、そして県としてはヘリなどの運用が極力低減されて危険性の除去、そして騒音の軽減などについて地域住民も実感で

きるような状態になることが閉鎖状態を実現することになるものというふうに説明をこれまでも何度もやってまいりました。

そういうことでございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） 渡嘉敷議員の再質問にお答えをいたします。

6問あったと思いますけれども、抜けておりましたらまた御指摘をお願いいたしたいと思います。

まず最初1点目の、学校との意見交換でございますけれども、学校につきましては私たちは何校か普通高校を選びまして各学校を回ってまいりました。その中で、学校長から手を挙げた学校――最初は何校かは断られました、それはできないということで――そういう形でやった段階で、南風原高校の校長先生とそして中部農林高等学校の校長先生が、私たちの学校でやりますということで手を挙げていただきました。そして中部農林の場合には、校長先生がいろいろ説明をなされて私たちも呼んで説明会をやっております。PTAにもやっておりますし、PTAの方は大歓迎だと、先進的な取り組みであるのでぜひ支えていきたいということをお願いしております。南風原高校につきましても、前から私は行って説明したいと、職員にも理解を得たいという形で伺いましたら、校長先生が、いや学校は私がちゃんと説得をすると、私がしっかりとやるから来なくてもいいということで、今まだ行っておりません。これは学校長からのあれで、学校もそういう体制で学校長に協力体制でやっているということをお聞きしております。

2点目でございます。いじめについてどうかということでございますけれども、いじめについては全然ないということはないと思いますけれども、やはり青年期の発達段階を見た場合に高等学校と中学校とは違います。本県の高等学校にはこれまで障害児の子供たちがたくさん入っております。車いすの子供もおります、北中城もあります。入る前は大変だろうと思いましたが、入ったらクラスの子供たちがこの子を支えているような形でやっております。例えばバスケット大会でもその子をみんなで支えてボールを上げてゴールに入れる。あのシーンを見て非常に感激的なシーンがあって私も感動をしたものです。私は高校ではいじめはなくて、みんなで支え合っているのだと確信をしております。

3点目ですね。教育課程（案）になっているんじゃないかということで、調査研究を進めてやる段階でよ

いかというお話ですけれども、分教室の教育課程というものは本校の教育課程を基本にそこでやります。しかし、この調査研究を進めるというものは、普通高校の中に分教室が入る以上は、その普通高校の中の特色がございまして。例えば農林学校でしたらいろんな農業、それから食品、それからセラピーで犬の世話、そういういろんなものがございまして。そういうカリキュラムが交流できるかということ調整していくということでもあります。基本的にはこれまでの高等特別支援学校の教育課程をベースにしてやっていきますので、問題はないんです。

そしてもう一つは、その子供たちが一人一人の能力に応じて普通教科の中に一人でもいいから行って、国語の授業を受けられるんだって行って見て、そこで挑戦してみると、そういうこともできるようなことをやろうというのが調査研究でございまして、決してでたらめにやるものではございません。そしてその教育課程もほとんど各学校では協力的にいろんなことをやっております。これも大丈夫だと考えております。

4点目、生徒の申し込み状況ですけれども、きのうが初日でございました。初日の現在で南風原高校に4名、中部農林高校に4名の応募があります。締め切りはあしたになっております。

何名からやるかということですが、基本的には、やはり私としては一人でもおればやっていきたいと考えております。

それから、図書館の非常勤の件ですけれども、お答えいたします。

公立小中学校及び県立学校の定数を定める公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律、いわゆる標準法において学校司書にかかわる文言は明記されておられません。平成9年の学校図書館法の改正により、平成15年度以降、学校図書館の専門的職務を担当させるため司書教諭講習を修了した司書教諭が配置されております。

学校図書館は、司書教諭と学校司書が二人三脚で連携し、学習情報センターとしての機能と読書センター

としての機能を果たすものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育委員会委員長。

〔教育委員会委員長 比嘉梨香さん登壇〕

○教育委員会委員長（比嘉梨香さん） お答えいたします。

教育委員会は、昨年滋賀県の長浜高等学校と長浜養護学校の視察をしてまいりました。分教室ではなくて、併設校でございました。

普通校に学ぶ子供たちと知的障害を持つ子供たちがともに学ぶ、例えば部活動ですとか学校行事と一緒にすることによってお互いの理解が深まり、普通校の子供たちは優しく接する、そんな思いがどんどん強くなり、障害を持つ子供たち、知的障害を持つ子供たちが気おくれすることなく普通にお友だちと接し、一緒に行事やいろいろな取り組みをしていくという姿、その生き生きとした姿も目にまいりました。

ノーマライゼーションの実現、その社会をつくるためにも学校教育そういう場から始めていくということは大切なことであると考えております。

今回の分教室の問題に関しましては、教育委員会の定例会議におきまして事務局のほうから説明を受け、各委員から体制や受け入れ状況についていろいろな質問や意見が出ました。その上で、しっかりとこの半年間、そしてその後も本当に子供たちがしっかりと学ぶことができ、いじめもなく、ちゃんと生活をしていくことができるのかということを今後検証しながら、ちゃんとデータをとりながらやっていってほしいということをお願いし、総合的に判断した結果、承認をいたしました。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 以上で本日の代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明4日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時17分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 座 喜 味 一 幸

会議録署名議員 西 銘 純 恵

平成21年12月4日

平成21年
第 6 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 4 号）

平成21年
第 6 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第4号）

平成21年12月4日（金曜日）午前10時1分開議

議 事 日 程 第4号

平成21年12月4日（金曜日）

午前10時開議

第1 代表質問

本日の会議に付した事件

日程第1 代表質問

出 席 議 員（47名）

議 長	高 嶺 善 伸 君	24 番	前 島 明 男 君
副議長	玉 城 義 和 君	25 番	新 垣 良 俊 君
1 番	上 原 章 君	26 番	仲 田 弘 毅 君
2 番	島 袋 大 君	27 番	照 屋 守 之 君
3 番	中 川 京 貴 君	28 番	辻 野 ヒロ子 さん
4 番	桑 江 朝千夫 君	29 番	嶺 井 光 君
5 番	平 良 昭 一 君	30 番	赤 嶺 昇 君
6 番	仲 村 未 央 さん	31 番	当 銘 勝 雄 君
7 番	照 屋 大 河 君	32 番	渡嘉敷 喜代子 さん
8 番	渡久地 修 君	33 番	前 田 政 明 君
9 番	瑞慶覧 功 君	34 番	玉 城 ノブ子 さん
10 番	新 垣 清 涼 君	35 番	比 嘉 京 子 さん
11 番	上 里 直 司 君	36 番	新 垣 安 弘 君
12 番	吉 田 勝 廣 君	37 番	金 城 勉 君
13 番	當 山 眞 市 君	39 番	翁 長 政 俊 君
14 番	吉 元 義 彦 君	40 番	浦 崎 唯 昭 君
15 番	座喜味 一 幸 君	41 番	池 間 淳 君
16 番	佐喜真 淳 君	42 番	新 垣 哲 司 君
17 番	玉 城 満 君	43 番	具 志 孝 助 君
18 番	仲宗根 悟 君	44 番	當 間 盛 夫 君
19 番	崎 山 嗣 幸 君	46 番	新 里 米 吉 君
20 番	西 銘 純 恵 さん	47 番	嘉 陽 宗 儀 君
21 番	奥 平 一 夫 君	48 番	大 城 一 馬 君
22 番	山 内 末 子 さん		

欠 席 議 員（1名）

38 番 糸 洲 朝 則 君

説明のため出席した者の職、氏名

知 事 仲井眞 弘 多 君

副 知 事 仲 里 全 輝 君

副 知 事	安 里 カツ子 さん
知 事 公 室 長	上 原 良 幸 君
総 務 部 長	兼 島 規 君
企 画 部 長	川 上 好 久 君
文化環境部長	知 念 建 次 君
福祉保健部長	奥 村 啓 子 さん
農林水産部長	比 嘉 俊 昭 君
観光商工部長	勝 目 和 夫 君
土木建築部長	仲 田 文 昭 君
企 業 局 長	宮 城 嗣 三 君
病院事業局長	知 念 清 君
会 計 管 理 者	名渡山 司 君
知 事 公 室 秘書広報統括監	棚 原 政 忠 君

総 務 部 監	黒 島 師 範 君
財 政 統 括 監	
教 育 委 員 会 長	比 嘉 梨 香 さん
教 委 員 会 長	
教 育 長	金 武 正八郎 君
公安委員会委員	幸 喜 徳 子 さん
警 察 本 部 長	黒 木 慶 英 君
労 働 委 員 会 員	矢 野 昌 浩 君
公 益 委 員 会 員	
人 事 委 員 会 長	伊 礼 幸 進 君
人 事 務 局 長	
代 表 監 査 委 員	又 吉 春 三 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長	遊 佐 信 雄 君	課 長 補 佐	平 田 善 則 君
次 長	龍 野 博 基 君	主 査	佐久田 隆 君
参事兼議事課長	嘉 陽 安 昭 君	主 査	仲宗根 章 君

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた公安委員会委員長安里昌利君は、別用務のため本日及び12月8日から10日までの会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として本日及び12月8日の会議に公安委員会委員幸喜徳子さん、12月9日及び10日の会議に同委員会委員翁長良盛君の出席を求めました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第1 代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

瑞慶覧 功君。

〔瑞慶覧 功君登壇〕

○瑞慶覧 功君 皆さん、おはようございます。

社大・結の会、瑞慶覧功です。

会派を代表しまして質問を行います。

初めに、知事の政治姿勢について伺います。

普天間基地問題について。

11月8日に開催された県民大会は、オバマ大統領の来日を踏まえ、準備期間の短い中、2万1000人が結集しました。もし知事が参加され、超党派で取り組まれていたならば倍以上の県民が結集できたと思うと残念です。

伺います。

11・8「辺野古への新基地建設と県内移設に反対する県民大会」の評価を伺う。

渉外知事会の訪米中、松沢神奈川県知事が県外・国外への移設は不可能、鳩山政権は辺野古で進めるべきだと述べたことに対し、県民大会実行委員会は松沢知事への抗議を県民大会で承認し、11月10日に神奈川県庁を訪ね「公的に発言撤回を求める」抗議文を届けました。

残念ながら、松沢知事は出てきませんでした。心ある神奈川県議会議員の皆さんも同席し、一緒になって松沢知事の発言に抗議しました。

松沢知事は記者会見で、「政治家の責務で強い信念で申し上げた。」と発言を撤回しない考えを表明しました。同じ国民として実に情けなく、怒りを禁じ得ません。

伺います。

全国渉外知事会の訪米目的と成果を問う。

次に、松沢神奈川県知事の発言に対し異議を唱えなかったのはなぜか、見解を伺う。

鳩山首相の、来年1月24日投開票の名護市長選挙の結果を踏まえ判断したいとの発言に対し、地元へ責任を押しつけるのはおかしいとの声上がる一方で、知事が選挙を意識したと思える発言をしています。

名護市長選挙で反対派が勝てば、辺野古案は困難と述べた真意を問う。

次に、知事は絶えず早期決着を政府に求めています

が、年内決着で県内移設と1年後の県外移設ではいずれを選択されるのか伺う。

次に、仲井眞知事が就任されちょうど3年が経過しました。知事公約実現について伺います。

雇用対策として「雇用再生特別事業基金」及び「緊急雇用創出事業臨時特別基金」を活用し、今年度計画3200人を目標としていますが、完全失業率の全国平均化について現状と課題を伺う。

次に、知事は30人学級導入を公約に掲げた趣旨として、よりきめ細かな学習指導など、学校教育の充実を図ることにより、世界で活躍できる優秀な人材の基礎づくりを推進することにあるとおっしゃっております。大変素晴らしいことだと思います。

現在、小学校1、2年生で実施しているとのことですが、小学校における1クラス30人学級について現状と課題を伺う。

県内41市町村の2008年度決算に基づく健全化判断比率が発表され、財政破綻の手前に当たる早期健全化団体に座間味村、伊平屋村、伊是名村が該当しており、いずれも離島です。離島振興実現について現状と課題を伺う。

次に、泡瀬干潟埋立工事差しとめ控訴審判決敗訴についての見解と責任について伺う。

次に、日本の非核三原則について見解を伺う。

次に、川端文科相の歴史教科書検定意見「適正」発言に対する見解を伺う。

2、基地問題について。

11月7日、読谷村で起きた米兵によるひき逃げ死亡事件は、3週間以上もたつというのに犯人の身柄引き渡しがなされておられません。一体これは何なのでしょう。外間さんの遺族の心中を察すると、本当に悔しいし情けない、怒りの気持ちでいっぱいです。

犯人の米兵は、はねたことを認めながらも出頭を拒否し、DNAの提出も一時期拒否し、取り調べの可視化を条件にしてきました。この状況が許されていること自体がおかしいと思います。

多くの県民は、間違いなく飲酒運転によるひき逃げだと思っています。事故後、すぐに救急車を呼んでいたら助かったかもしれないと思うと絶対に許せません。これが凶悪犯罪に当たらなければ、何を指してそういうのでしょうか。アメリカは裁判社会で、自分が交通事故を起こしても決してごめんなさいを言わない、言ってはいけない社会だそうです。

アメリカの初代大統領ジョージ・ワシントンが子供のころ、桜の木を切って正直に謝ったというエピソードが知られています。そのアメリカが、今ではごめん

なさいの言えない社会、エゴのまかり通る社会になっていることを今回の事件は物語っています。礼節を重んじるウチナンチュと余りにも価値観がかけ離れており、米兵はよき隣人にはなり得ません。

それでは、伺います。

米兵によるひき逃げ死亡事件について、県警はなぜ身柄引き渡しを求めないのか伺う。

渉外知事会訪米では、環境問題で一定の評価があったようですが、会長の松沢知事は身柄引き渡しの問題などほかの条項についての見直しは困難視しているとのことであるが、県は協定の見直しのためにどのような戦略を持って臨むのか伺います。

日米地位協定の改定に向けた取り組み状況、課題について。

次に、四軍調整官テリー・ロブリング中將の発言で、昨年前任のジルマー氏が事件・事故を40%削減したとしているが事実関係を伺う。

3、離島振興について。

6月定例会においての質問で、中学生の海外修学旅行の補助対象要請に対し、当該市町村教育委員会と調整していくとの答弁がありました。

伺います。

「八重山圏域中学生の修学旅行（海外）の補助対象要請」に対するその後の対応を伺う。

沖縄最西端の島与那国は、石垣島と台湾の間に位置し、それぞれ110キロにあり、生活物資の大半を船便に頼っており物流コストの負担が大きく、生活コストの高さは人口減少の原因となっています。台湾との間に定期便が就航すれば物流コストの大幅な改善につながります。

伺います。

与那国島と台湾間の定期航路就航について見解を伺う。

次に、離島における漂着ごみ対策について伺う。

4、公共事業関連について。

総合事務局の存続問題について県の見解を伺う。

次に、不発弾処理対策について伺う。

ア、広域不発弾探査事業の民間地域における対策について伺う。

イ、磁気探査調査事業への参加資格基準について伺う。

次に、国直轄事業の地元企業への発注について。

国直轄の発注工事に入札参加した地元企業が少ない理由として、WTO案件で入札手続がふなれなこと、専任技術者の確保ができなかったことが言われているとのことであるが、疑問に感じます。

平成20年度沖縄総合事務局発注金額48.6%と沖縄防衛局金額69.2%の額面を伺う。

次に、地元業者で施工できない事業があるか、WTO案件とは何か伺う。

次に、県同様の総合評価方式、入札最低価格制度は導入されているのか。

次に、地元企業の受注率アップのために何を改善すべきか見解を伺う。

5、観光振興について。

今年度の県外・国外からの入客予想人数と前年度との比較を伺う。

次に、新型インフルエンザの影響と対策を伺う。

次に、沖縄観光特別対策事業、新規団体旅行客への支援制度の内容と実績、金額を伺う。

次に、地域の文化イベントを新たに観光資源として拡充していくため、市町村への補助制度の内容と実績、金額を伺う。

6、中学生の集団暴行死について。

11月17日、痛ましい、そしてやるせない事件が発生しました。県内では1992年から今日まで11件の中・高校生を含む未成年による暴行死亡事件が発生しています。事件が起こるたびに大きな問題となりさまざまな再発防止策がとられておりますが、また起きてしまいました。

集団暴行は、私が中学生のころからありました。今より多かったかもしれませんが、死亡事件は少なかったように思います。共通しているのが、集団心理で恐ろしい結果を招いてしまうことです。いつ、どこで起きても不思議はありません。家庭、地域社会それぞれが課題に向き合う必要があり、学校だけが責められる問題ではありません。しかし、核となっているのは学校です。

うるま市の教育長は「教育は人なり。教師の情熱と力量で必ず子どもを変えることはできる。信念の確立と教育に対する力量を高めてほしい」とおっしゃっております。しかし、今の学校の現場で先生方は子供と向き合う時間的ゆとりが果たしてあるのでしょうか。勤務評定制度や全国学力テスト、提出物などに追われ、校長や教頭先生の顔色を気にしながら休憩時間さえ満足にとれない今日の状況では困難だと思います。

伺います。

事件発生の背景と原因をどうとらえているか、県警と教育長に伺います。

次に、学校現場で過去の悲惨な事件を教訓とした授業に毎年取り組む必要があると思うが、見解を伺う。

7、経済労働問題について。

政府は、事業仕分け作業で基地従業員給与を見直すように求めた。理由は、地域の同職種のバランスが必要とのことだが、沖縄の民間企業は中小零細企業が多く、賃金水準は全国一低い。8800人と言われる基地従業員の賃金引き下げが行われれば県の経済、雇用に与える影響は大きく問題です。何かと印象の悪い思いやり予算ですが、基地従業員の給与は最も優先されるべきであり、削減すべきは米軍人住宅の光熱費や基地内の施設建設費です。

伺います。

行政刷新会議における基地従業員給与見直しについて見解を伺います。

政府はデフレ宣言をしました。その背景に消費者の所得減少や将来不安から生活防衛意識を高めたことで企業の安値競争が激化し、収益減が雇用や所得を圧迫し、さらに消費を冷やす負の連鎖に陥りつつあるとのことです。特に沖縄県は、年収200万円以下の就業者が約50%と、貧困化格差の拡大が深刻な問題となっており、法定最低賃金の引き上げ、不公正な取引関係の是正とともに、公契約の最低条件の設定が喫緊の課題となっています。

平成20年12月2日、陳情番号194号、件名「公契約に関する基本法の制定を求める意見書の可決を求める陳情」が連合沖縄から提出され、ことし6月定例会の経済労働委員会で採択されました。

伺います。

公契約条例の制定について見解を伺う。

重複する質問もございますが、代表質問ですのでよろしく願います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） おはようございます。

瑞慶覧議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、知事の政治姿勢についての中で、県民大会の評価についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

普天間飛行場移設問題につきまして多くの県民が参加し、一定の意思表示をされたという事実は重いものがあります。政府に対して大きなメッセージになったものと考えております。

次に、同じく政治姿勢の中で、渉外知事会の訪米目的、そして成果についてという御質問にお答えいたします。

今回の訪米目的は、ワシントンDCにおいて渉外知事会の会長であります松沢神奈川県知事とともに、日米地位協定の見直しについて、沖縄の米軍基地におけ

る状況を含め連邦政府などに対し直接説明をし、理解と協力を求めることであります。

今回の訪米につきましては、国防省のグレグソン次官補ほかとの面談で、「日本の新しい政府とも環境問題について話し合う協議の場を設けていきたい。」との発言があるなど、大きな前進があったと考えております。また、シンクタンクや研究機関において、沖縄の環境問題を中心とした具体的な事例を示し、渉外知事会として地位協定の見直しや環境特別協定について意見交換を行うことができたことは大きな意義があったと考えております。

県といたしましては、沖縄県民の過重な基地負担の軽減が図られるよう、渉外知事会等とも連携し、今後とも粘り強く日米両政府に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、同じく政治姿勢の中で、名護市長選挙と普天間飛行場移設問題についての御質問にお答えいたします。

普天間飛行場代替施設の建設につきましては、政府と名護市の間で基本合意書が締結され、この間、国・県・名護市との間で協議が進められてきました。選挙の結果によってはこれら協議等の進展が厳しくなることも予想されるなど、さまざまな影響があるものと考えております。

次に、同じく政治姿勢の中で、年内決着の県内移設と1年後の県外移設に係る御質問にお答えいたします。

県としましては、県外移設が最も望ましいベストだということはこれまでも申し上げてまいりました。

ただ、お尋ねの件は、やはり仮定のお話でありましてなかなかお答えしかねるものだと考えております。そして、基本的に政府の明確な方針が示され、そして具体的な案が示されれば、県といたしましては、その案に沿って対応してまいりたいと考えております。

次に、同じく政治姿勢の中で、完全失業率全国並みへの現状と課題についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県の完全失業率は、平成18年7.7%、平成19年7.4%、平成20年が7.4%で推移し、全国は、同じく4.1%、3.9%、4.0%で推移いたしております。直近の平成21年10月の沖縄県の失業率は7.1%でありますから、全国の5.1%と比べ、その差は2ポイントとなっております。これまでは、今申し上げたとおり約3%強の差でありましたが、縮まっていると考えております。

また、沖縄県の就業者数は、平成18年は59万7000

人、平成19年は59万2000人、平成20年は60万人で推移し、全国は、同じく6382万人、そして6412万人、6385万人で推移いたしております。直近の平成21年10月の沖縄県の就業者数を見ますと61万3000人で、前年同月の比較では12カ月連続の増加となっております。一方、全国は6271万人で、前年同月の比較では21カ月連続の減少となっております。

この3年間の傾向を見てみますと、数値の変動はあるものの沖縄県と全国との完全失業率の差は縮まり、就業者数も全国が減少する中、沖縄県は増加いたしており、沖縄県の雇用情勢は改善の方向にあると認識いたしております。

沖縄県の雇用の課題は、雇用の場の不足、求人と求職のミスマッチ、若年者の低い就業意識等が挙げられております。

この解決に向けまして「みんなでグッジョブ運動」を通して、第1に、企業誘致や産業振興などによる雇用の場の創出・拡大、第2に、助成金の活用などにより雇用の安定、そして維持、第3に、女性・障害者対策などの求職者支援、第4に、労働者福祉の推進など雇用環境の改善、第5に、産学官が連携をしましたキャリア教育の推進などを基本的な柱として取り組んでいるところでございます。

同じく政治姿勢の中で、離島振興の現状と課題に関する御質問にお答えいたします。

沖縄県の離島振興につきましては、これまで諸施策が講ぜられ、産業基盤、そして交通・通信体系、生活環境施設等の社会資本の整備などにおきまして着実な成果を上げてきております。しかしながら、離島地域は地理的・自然的条件の不利性などから、医療・福祉、教育や人流・物流コストなどの面で本島との間に依然として格差が残っております。一方で、離島地域は豊かな自然環境や独特な伝統文化等を有しております。このため、引き続き離島の不利性の軽減に努めますとともに、離島の優位性を伸ばしていく取り組みを進め、離島の振興を図ってまいりたいと考えております。

同じく政治姿勢の中で、非核三原則に対する知事の所見という御質問にお答えいたします。

鳩山首相は、「核不拡散と軍縮」をテーマにしましたことし9月の国連安全保障理事会の首脳会合において、「唯一の被爆国としての道義的責任」を掲げ、非核三原則を堅持し核廃絶に取り組む決意を表明しました。また、去る11月13日、鳩山首相はオバマ大統領との間で日米首脳会談を行い、核兵器のない世界を追求するとの目標を共有し協力したい旨、双方で話し合わ

れました。

沖縄県におきましては、これまで核廃絶に向けて「非核・平和沖縄県宣言」を行うとともに、あらゆる国による核兵器の実験に対してその都度抗議を行ってまいりました。非核三原則は、国会で決議された我が国の国是であります。悲慘な太平洋戦の地上戦を経験した県民として非核三原則を堅持していくべきだと考えております。世界じゅうから一刻も早く核兵器が廃絶されることを願っております。

次に、経済労働問題に係る御質問の中で、基地従業員給与見直しに係る見解についての御質問にお答えいたします。

沖縄県は、広大な米軍専用施設の存在により生活環境や産業振興等が阻害され、大きな基地負担を背負っております。そのような中で、今回の思いやり予算の事業仕分け作業により駐留軍労働者の給与が見直し対象となったことは、極めて遺憾に思っております。

県といたしましては、見直しによって駐留軍労働者の給与が引き下げられることがないよう、国に対して強く要請してまいりたいと考えております。

知事の政治姿勢の中で、神奈川県知事の発言についての御質問にお答えいたします。

普天間飛行場移設問題に関する松沢知事の発言は、渉外知事会会長としての発言ではなく、神奈川県知事としての意見であると理解をいたしております。

また、その際、私は松沢知事の発言について私の意見と違う旨お断りをした上で、この問題に関する県の従来からの考え方を申し上げたところであり、この様子は県内の新聞にも報道されているとおりでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは、知事の政治姿勢についての御質問で、30人学級の現状と課題についてお答えいたします。

30人学級につきましては、小学校1、2年生で施設条件面等の対応が可能な学校において実施しており、当面、小学校低学年で実施することとしております。

実施に当たっての課題については、定数の確保、市町村教育委員会における教室の確保などがあります。

次に、川端文科相の発言についてお答えいたします。

教科書検定問題については、一昨年、県民大会が開催され、県や実行委員会及び県教育委員会が政府及び

関係団体へ検定意見の撤回等を要請した結果、広い意味での「日本軍の関与」の記述が回復されたものと認識しております。

川端文部科学大臣の発言につきましては、大臣としての所見を述べたものであると理解をしております。

次に、離島振興についての御質問で、海外修学旅行の対応についてお答えいたします。

中学校で実施される修学旅行につきましては、設置者が認めた場合、海外でも可能であり、その際には国庫補助の対象となります。このことについては、当該市町教育委員会に伝えてあります。

今後、当該市町教育委員会の意見を十分に聞くなど対応してまいりたいと考えております。

次に、中学生の集団暴行死についての御質問で、背景と原因についてお答えいたします。

事件の背景及び学校の対応等については、現在、県警やうるま市教育委員会で調査中であり、詳細はまだ把握しておりません。

これまでの集団暴行事件における背景や要因等については、どの事件にも共通することとして、規範意識の低さや基本的な生活習慣の未確立などの本人の課題、親と子の触れ合いの少なさなどの家庭の課題、夜型社会や他人の子供に無関心であるなどの地域社会の課題、子供への指導・支援などの学校の課題等が挙げられます。

次に、過去の事件の教訓を生かした授業の取り組みについてお答えいたします。

各学校においては、過去の事件の教訓を生かし毎月1回「人権を考える日」を設定し、いじめや暴力行為等をなくすため、自他の生命を尊重する教育や相手の立場や気持ちを思いやる心の育成を図る授業を実施しております。

今回の痛ましい事件を受け、学校現場において保護者、地域、関係機関等と連携し、この悲慘な事件を教訓とした授業を毎年取り組んでいく所存であります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 知事の政治姿勢について、控訴審判決の見解と責任についてお答えいたします。

控訴審判決においては、判決確定時以降の一切の公金支出を差しとめた第一審判決とは異なり、土地利用計画の見直しや埋立免許等の変更に必要な調査費等の支出は認められております。

今後は、沖縄市の進める土地利用計画見直し作業に

引き続き協力していくとともに、見直し結果を踏まえた埋立免許の変更等の必要な手続きを行い、事業が早期に再開できるよう努めていくことが県の責務であると考えております。

同じく公共事業関連について、平成20年度国発注工事の県内企業受注金額についてお答えいたします。

平成20年度の沖縄総合事務局が発注した工事の契約金額は566億628万3000円で、そのうち県内企業の受注金額は275億756万6000円となっております。また、沖縄防衛局が発注した工事の契約金額は181億2942万2000円で、そのうち県内企業の受注金額は125億5351万2000円となっております。

同じく公共事業関連について、地元業者で施工できない事業とWTO案件についてお答えいたします。

地元業者が施工困難な工事は、大規模かつ技術的難易度の高いダム堤体工事、PC橋工事、鋼橋工事、下水道のプラント工事等があります。また、WTO案件とは、WTO政府調達協定の適用の対象となる物品等または特定役務の調達で、国際競争入札に付することが義務づけられている契約です。建設工事については、国は予定価格が7億9000万円以上、地方公共団体は予定価格が26億3000万円以上が適用となっております。

同じく公共事業関連について、国における総合評価方式、最低制限価格制度の導入状況についてお答えいたします。

国においては、一般競争入札で発注する全工事に総合評価方式を導入しているとのことであります。

また、国では、予算決算及び会計令第85条に基づく「低入札価格調査制度」を導入しており、地方自治法施行令第167条の10第2項で定める「最低制限価格制度」は、国発注工事においては適用されておられません。

同じく公共事業関連について、地元企業の受注率向上についてお答えいたします。

地元企業の受注率の向上のためには、分離・分割発注や入札参加資格条件の緩和等による県内企業の受注機会の拡大、総合評価方式の評価項目の見直し等を図る必要があると考えております。

県としましては、今後ともあらゆる機会を通して県内企業の受注拡大について国に要請してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 黒木慶英君登壇〕

○警察本部長（黒木慶英君） 米兵によるひき逃げ死

亡事件について、警察はなぜ身柄の引き渡しを求めないかという質問にお答えいたします。

起訴前における身柄の拘禁移転を求めるか否かについては、今後の捜査状況を踏まえて国において適切に判断することになるものと承知しております。

今回のひき逃げ死亡事件についても、起訴前の身柄引き渡しについては国が判断するものと承知しており、県警察としてはお答えする立場にありませんが、平成10年10月の北中城村における女子高生を被害者とするひき逃げ死亡事件について、国は起訴前の身柄の拘禁移転を求めなかったと承知しております。

次に、うるま市で発生した中学生による集団暴行事件の背景と原因をどうとらえているのかについてお答えいたします。

まず、事案の概要について御説明いたします。

本件事案は、本年11月17日午後9時4分ごろ、うるま市消防本部から、屋根から転落した14歳の中学生を病院に搬送したが、意識はなく心肺停止状態であるとの通報を受けて覚知いたしました。

管轄警察署においては、本件を覚知した段階で少年は緊急手術中であったことから、行動をともししていた4人の少年等からの事情聴取及び転落したとされる現場を確認するなどの捜査を実施した結果、転落したとされる現場の状況、当該少年等の説明に矛盾点がなかったことから、同時点では転落による事故の可能性が高いものと判断したところであります。

しかしながら、11月18日の深夜、少年の死亡が確認された後、被害少年の検死を実施したところ、転落による外傷と矛盾する打撲痕様の物が複数認められたことから、事件の可能性も視野に入れ司法解剖を実施するとともに、現場の再見分、少年等からの再事情聴取を行ったところであります。

少年等からの再事情聴取については、当初に事情聴取を行った4人の少年や新たに判明した少年等計8名からの事情聴取を行った結果、ほとんどの少年が、転落したとされる空き地において被害少年に対し殴る、けるの暴行等を加えた旨、本件犯行を自供したことから所要の捜査を実施し、暴行を加えた8名のうち14歳に達した犯罪少年5名については、11月20日、沖縄簡易裁判所からの逮捕状の発付を受け、同日通常逮捕、11月22日に那覇地方検察庁沖縄支部に事件送致しております。

また、14歳に満たない触法少年3名については、本日、児童相談所へ事件送致したところであります。

次に、本件事件発生の背景、原因については、現在捜査中であることから答弁を控えさせていただきます。

ます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 基地問題についての御質問で、日米地位協定の見直しについてお答えいたします。

日米地位協定は、一度も改正されないまま締結から約50年が経過しており、人権や環境問題などに対する意識の高まり等の中で、時代の要求や県民の要望にそぐわなくなっていることなどから、沖縄県においては11項目にわたる抜本的な見直しを要請しているところであります。

その中で、裁判権については、日本側の裁判権の対象となる被疑者が米側によって拘束された場合、日本側の起訴前の拘禁移転要請に米側が応ずる旨明記することを求めています。また、新政権においても「日米地位協定の改定を提起」としており、県としては、日米地位協定の見直しについて、その実現に向け、引き続き渉外知事会等と連携しながら日米両政府に求めていると考えております。

同じく基地問題で、事件・事故に関するロブリング中將の発言についてお答えいたします。

去る11月24日、在日米軍沖縄地域調整官ロブリング中將が表敬のため県庁を訪れた際、知事から、米軍の運用に伴う事件・事故等を限りなくゼロにしてみたいとの要請を受けて、昨年、事件・事故の米側の統計によると、事件・事故を40%減少させたというふうに覚えているとの発言がありました。さらに同中將からは、限りなくゼロに近づけるべく努力していきたい旨の発言がありました。

次に、公共事業関連についての御質問で、民間地域における不発弾対策についてお答えいたします。

県におきましては、昭和49年の那覇市小祿の爆発事故を契機に、昭和50年度から埋没不発弾等の処理事業を開始し、平成20年度までに134トンの不発弾等を発掘・処理してまいりました。また、糸満市の不発弾爆発事故を契機に、民間地域における不発弾対策を拡充する必要があることから、今年度大幅な補正予算を計上しております。

県としましては、民間工事予定地を含めた開発地域の調査を行い、広域不発弾探査事業を実施しているところであります。

同じく不発弾関係ですけれども、磁気探査調査事業への参加資格基準についてお答えいたします。

磁気探査調査事業への参加については、土木建築部

が制定しております「測量及び建設コンサルタント業務入札参加登録業者名簿」に登録されている業者で、資本金300万円以上及び従業員5人以上などの参加基準を満たすことが条件となっております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 離島振興についての御質問の中で、与那国と台湾の定期航路就航についてお答えいたします。

与那国町において、台湾との定期的な直接往来の実現に向け、海路及び空路のチャーター便運航による社会実験等を行っており、県としては地域活性化に向けての積極的な取り組みとして評価しております。

定期航路の就航については、採算性や船舶の国際安全基準等の課題がありますが、県としては、与那国町における課題の整理の状況を見きわめつつ、必要な支援について対応を検討してまいります。

次に、公共事業関連についての御質問の中で、総合事務局の存続問題の見解についてお答えいたします。

本土復帰以来、沖縄総合事務局は、社会資本の整備等を初め沖縄の振興に係る国の責務を果たす役割を担ってきたと考えております。

国の出先機関については、新政権における基本的な方針のもと、国と地方の役割分担や地方分権の観点から、今後の方向性が検討されるものと認識しております。

なお、沖縄の特殊事情に基づく国の責務は地方分権にかかわりなく果たされるべきものであり、総合事務局については、沖縄の振興のあり方等を踏まえ検討がなされていくものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 離島振興についての御質問で、離島の漂着ごみ対策についてお答えいたします。

沖縄県における漂着ごみは、漁業用の浮きやペットボトル等のプラスチック類が圧倒的に多いことや、中国や台湾等の海外由来のごみが多いことが確認されております。

漂着ごみ対策につきましては、今年度から、環境省の「地域グリーンニューディール基金」の7億8700万円を活用して、県・市町村、地域関係者等による海岸漂着物対策推進協議会を立ち上げ、対策方法を協議しながら、離島を含む県内全域における漂着ごみの回

収・処理等を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 観光振興について、観光客数の見通しについての御質問にお答えします。

平成21年4月から10月までの入域観光客数は、342万3300人で前年の同期間に比べ94.7%となっております。うち外国人観光客数は18万1200人で、前年同期間比96.6%となっております。

今年度の残された期間についても、景気の先行きへの不安感による旅行手控えや「安・近・短」志向、新型インフルエンザの第二波による旅行需要への影響が懸念されるなど、引き続き厳しい状況が予想されます。

同じく観光振興について、新型インフルエンザの影響と対策についての御質問にお答えします。

新型インフルエンザの観光への影響については、沖縄県が主要観光施設や宿泊施設、旅行会社に対して聞き取りを行った9月時点では、27施設のうちのほとんどの施設において、予約のキャンセルなどの影響が出ております。現在、修学旅行についてはおおむね予定どおり実施していただいておりますが、個人や一般団体においては厳しい状況が続いております。そのため、沖縄県では、新型インフルエンザに関する緊急連絡先等を明記した「安心カード」の配布や観光客相談窓口の設置など、情報発信や対応の強化等に取り組んでいるところであります。また、民間におきましても、ホテルなどの観光施設が独自に受け入れ用の対策マニュアルを作成するなど、対応の強化が図られております。

今後も民間との対策会議などにおいて関係機関との連携を密にしながら、新型インフルエンザの感染防止のための予防対策の徹底や観光客への迅速な対応に取り組むことにより、沖縄観光への影響を最小限に食い止めたいと考えております。

同じく観光振興について、団体旅行支援制度の内容と実績についての御質問にお答えします。

夏場の観光需要喚起を目的として実施しました沖縄観光特別対策事業において、新規団体旅行客に対する新たな支援制度を5月に設けました。

本制度は、新規に沖縄旅行を決定する40名以上の団体を対象に経費の一部を支援するもので、本年10月から来年2月の期間に沖縄旅行を実施する団体を対象としています。

これまでの状況としましては、10月は44団体、11月

は39団体の実績があり、12月実施予定の13団体を含めますと、年内で合計96団体、約1645万円を支援する予定としております。

同じく観光振興について、地域の文化イベントへの助成制度についての御質問にお答えします。

沖縄県では、今年度より地域の文化資源を活用した新たな誘客イベントの創出を、公募により支援する「文化資源活用型観光戦略モデル構築事業」を実施しております。

今年度は、那覇市の「琉球の祭典」、名護市、本部町、今帰仁村の「沖縄の三大桜まつり」、南城市で行われる「ハイ祭」の5地域の事業を選定しております。

具体的には、会場設営費や運営費、広告宣伝費などを対象としており、5件の合計で約4000万円を助成することとしております。

経済労働問題の中の、公契約条例の制定についての御質問にお答えします。

公契約については、県が発注する公共工事、官公需契約の担当部局において適正な積算が行われ、公正な労働条件が確保されていると考えております。

公契約条例の制定については、国の「公契約に関する基本法」の法制化の動向を見守りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 瑞慶覧 功君。

〔瑞慶覧 功君登壇〕

○瑞慶覧 功君 再質問を行います。

初めに、米兵によるひき逃げ死亡事件について。

訪米中もそうでしたが、四軍調整官ロブリング中将与との会談において、知事は要請にとどまっています。必死さを感じられません。もっと強く抗議し、身柄引き渡しを求めるべきだったのではないのでしょうか、見解を伺います。

次に、もし被疑者が日本人であった場合、どう対処されるのか、米兵同様に拒否することもできるのか伺います。

次に、中学生の集団暴行死について。

一昨日の2日に県教育庁で緊急連絡会議が開かれ、教育長は情報共有のため指導カルテにかわる新たなシステムの導入を来年度から目指すとのことですが、それこそ多忙な教師の時間をさらに奪う結果になるのではないのでしょうか。

最も子供たちの身近にいる現場の先生方の意見は聞いたのでしょうか。今求められているのは、頭ごなしに現場に押しつける作業ではなく、いかに子供と向き合

える時間を確保するかではないんですか。もっと心の通った、血の通った教育を目指してほしいと思います。

すぐできる効果として、校長や教頭先生が背広を脱いで作業着やトレパンに着がえ、職員室から外に出ていつも子供たちに声をかけること、かけやすい状況をつくることだと思います。そうすることで、いろんなシグナルをキャッチすることができるはずです。ぜひ実践していただきたいと思います。教育長、答弁お願いします。

次に、普天間基地問題における知事の政治姿勢について。

知事の、ベストは県外だが県内移設もやむを得ないとする発言と態度は、多くの県民の思いとかけ離れ、日米政府に間違ったメッセージを発信していると思います。世論調査で、知事の姿勢に対して全体の54.5%、名護市においては60.7%が支持できないとし、県外・国外移設を求める声が全体で63.3%、名護市では72.6%の調査結果からも明らかです。知事はこの調査結果をどう受けとめますか、見解を伺う。

知事は、新聞のインタビューでなぜベストを主張しないかという質問に対し、政府が絶対に県外にやるんだとおっしゃれば、すぐに私は態度を切りかえると答えています。そうではないでしょう。知事、政府が要求すれば、県民の不利益になることを受け入れるんですか。とても県民の命と暮らしを守る知事の発言とは思えません。

今、知事は沖縄の米軍基地を固定化させた知事として歴史に禍根を残すのか、それとも沖縄の子や孫の将来のために米軍基地をつくらせなかった知事として名を残すのかの瀬戸際に立たされています。

昨日、せっかく翁長さんがチャンスを呈したのにもかかわらず、すっとしない答弁でした。しつこいようですけれども、重要なことですのでいま一度伺います。

今こそ苦渋の選択、県内移設やむなしではなく、県外移設の英断を下すときではないでしょうか。言ってすっとしていただきたいと思います。

次に、今こそ県民の先頭に立って県民大会を開催すべきだと思います。見解を伺います。

次に、公共事業関連について。

特に総合事務局は50%以下の発注となっており、地元沖縄県民のことを本当に考えているのか疑問です。沖縄県の振興を図るのであれば、廃止して一括交付金を導入して県が担ったほうがよいのではないのでしょうか、見解を伺います。

次に、国直轄工事は受注すると赤字になるという話を聞いたことがあります。実態を把握しているでしょうか。事実だとすれば原因は何ですか。もし、実態を把握していなければ調査を求めたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時1分休憩

午前11時4分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 再質問に答弁させていただきます。

まず第1に、四軍調整官が見えたときにもっときつく抗議をすべきではないかという御趣旨の再質問だったと思うんですが、抗議といいますか今の段階では捜査中ですから、しっかりした捜査協力を県警に対してやってもらいたいというのを申し上げ、極めてこういう事件の発生は遺憾であるということは強く申し上げたつもりです。これは太平洋軍司令部、ハワイでもトップの司令官に申し上げましたし、あっちこっちで申し上げて、今議員おっしゃったような気持ちを込めて申し上げたつもりです。

それから第2に、思い切って県外をとというのをこの際言うべきではないか。

私、県外を言っていないわけではなくて、何度も申し上げていますが、ベストであるとか、日本語に訳すれば最も望ましいのは県外であると申し上げてきたつもりですし、先日の11月30日に総理にお会いしたときもその旨申し上げてきたつもりです。

そしてあとはもう1点、県民大会を開いたらどうか。

これは議員の御提案として受けとめさせていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 黒木慶英君登壇〕

○警察本部長（黒木慶英君） 米軍人は出頭拒否しても逮捕されないが、日本人が拒否しても同じように逮捕されないのかという再質問にお答えいたします。

逮捕の必要性については、個別事案ごとに逃亡、証拠隠滅のおそれ等を総合的に勘案し、適切に判断するものと承知しております。

一般的に出頭拒否が逮捕の要件となるわけではありませんが、出頭拒否は、逮捕の要件である逃走及び証拠隠滅のおそれの判断をする材料となります。

米軍手中の被疑者について、出頭が確保されないな

どということについては全く想定外の事態でありまして、そうではありますが、県警としては全力を挙げて事実を究明し、適切な判断が司法において行われるよう努力を継続してまいる所存であります。

警察としては、いわゆる逃げ得を許すわけにはまいりません。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） 瑞慶覧議員の再質問にお答えいたします。

指導カルテと、それから子供と向き合う時間ということについての御質問にお答えいたします。

「指導・支援カルテ」につきましては、個人情報保護条例との整合性、保護者への周知方法等に課題があるとの指摘がなされました。学校、家庭、地域を含む社会全体で児童生徒を育てるとの視点に立ち、もう一度原点に戻り検討する必要があると考えまして、外部有識者を交えた検討委員会を設置いたしました。そして当カルテの意義や必要性、活用のあり方、条例との整合性等について総合的に検討をしていただきました。その検討結果につきまして11月3日に提言を受けました。

県教育委員会としましては、12月中に生徒指導担当者会、県立の生徒指導担当者会、それから校長会とともに実施に向けての案を作成していきたいと考えています。そして1月8日の校長会には案を提案をいたしまして、その後、県教育委員会のホームページにその目的、方針、そしてこれまでの提言を受けての改善点等を明確にしまして、県民や父母からパブリックコメントをいただき、その後、様式を整え4月から実施していきたいと考えております。

次に、子供と向き合う時間についてですけれども、やはりおっしゃるとおり学校の先生方、職員がゆとりを持って子供と向き合う時間をつくることは大切なことだと私も思っております。

先日の教職員の勤務実態調査に係る分析検討委員会の報告もありました。教職員の時間外勤務が常態化し、業務に負担感を持っていることがわかりました。その原因分析としてはいろいろありますけれども、学級経営、各種会議、事務処理、部活動、家庭との連絡などこれまで以上に複雑多岐にわたっていることが挙げられておりました。

県教育委員会としましては、定時退校日、ノー部活動日の設定、会議の精選、報告書の簡素化等の推進に今努めているところであります。また、働きやすい職

場づくり、そして子供と向き合える職場づくりを目指しまして、負担軽減検討委員会を各学校に設置をいたしまして、各学校の実情に応じた取り組みを検討するよう通知をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 公共事業との関連で、一括交付金にしたかどうかという再質問にお答えをいたします。

一括交付金の導入につきましては、現時点において具体的な内容が示されておりません。しかしながら、一括交付金については、高率補助を含む総額の安定かつ継続的な確保、それから基地返還跡地利用、離島振興等国の責務により実施すべき財政需要への対応、さらには現行の沖縄振興計画、沖縄振興特別措置法との関連等も整理すべき課題であります。これらの課題等を踏まえながら、適切に対応してまいりたいというふうに考えます。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 公共事業についての再質問で、公共事業を受注すると赤字になるという趣旨の再質問にお答えいたします。

そういう赤字になるという実態については、私どもの方で今現在把握しておりません。

それから調査についてでございますが、これにつきましては検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 瑞慶覧 功君。

〔瑞慶覧 功君登壇〕

○瑞慶覧 功君 知事は言ってきたつもりとおっしゃいますが、そういうふうには受けとめられておりません。意味が違うと思います。

そして教育長、やはり現場の先生方の意見というものをも全然聞いていないというふうに思います。これはぜひ現場の意見も聞くべきだと思います。教育長、答弁よろしくをお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） 瑞慶覧議員の再々質問にお答えいたします。

やはり、先ほど申し上げましたように職員がゆとりを持って子供たちと向き合う時間を確保することは大切だと思っております。そして、ゆとりを持つことは

やはり心のゆとりや人間的な幅広い生き方につながりまして、それが子供たちの教育につながっていくものだと思っております。ですから、職員の意見も聞きながら、学校の中で改善委員会の中でしっかりと検討を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城ノブ子さん。

〔玉城ノブ子さん登壇〕

○玉城 ノブ子さん 私は、日本共産党県議団を代表いたしまして質問を行います。

主権者である国民が、自民・公明政権への退場の審判を下しました。国民が総選挙にかけた思いは、自公政権によってもたらされた耐えがたい暮らしの苦難、平和の危機を取り除きたい、政治を変えたいという強い願いであります。

日本共産党は、新政権のもとで政治を変えてほしいという国民の期待にこたえとともに、不安や批判を代弁して問題点をだし、日本の政治をさらに前に進める建設的野党として奮闘するものであります。

国民の暮らしと平和にかかわる切実な願いを実現するためには、現実の政治を前に動かすために力を尽くすとともに、財界中心、日米軍事同盟絶対の政治を根本的に転換をし、国民こそ主人公の新しい日本に進むことが求められております。異常な対米従属の政治を打破し、独立、平和の日本を築く改革が必要であります。

質問いたします。

1、米軍再編と新基地建設について。

(1)、宜野湾市のど真ん中にある普天間基地の周辺には、住宅と公共施設が密集しています。日常的に旋回飛行訓練を繰り返しているのは、9万人の市民が居住し、学校や病院などの120カ所の公的な施設のまさにその真上であります。もし市街地区で墜落事故が起きれば大惨事になることは明白です。

普天間基地は、日米両政府が13年前のSACO合意で、その危険性ゆえに5年から7年以内の全面返還を合意しております。しかし、実現せずに旋回飛行訓練はますます激化し続けています。

米国内の海兵隊基地では、米国の基地運用基準で、滑走路の両端から幅450メートル、長さ900メートルの利用禁止地帯クリアゾーンを設定しています。米国の基地運用基準でいえば、普天間基地のクリアゾーンの中に、小学校や住宅、施設の多くが入っています。宜野湾市全域が危険地域になっています。米国内の運用基準を普天間基地にも適用させ、即時閉鎖を求めるべきであります。

米軍基地を撤去させた事例は世界に幾つもあります。例えばフィリピンは91年9月に米軍基地協定が終了した後、87年憲法に基づき、基地撤去を米側に提案して92年に完全撤退に追い込んでいます。世界一危険な普天間基地は即時閉鎖・撤去しかありません。知事の御所見を伺います。

(2)、辺野古への新基地建設は、単なる普天間からの移設ではありません。機能を拡大強化した最新鋭の基地を新たにをつくろうとするものであります。日本政府は、沖縄の米軍基地は日本を守るために必要な基地であると言ってきました。しかし、沖縄に配備されている米軍は、他国への出撃を任務とする部隊です。ベトナム、アフガン、イラク戦争でも在日米軍基地は最前線基地の役割を果たしてきました。日本を守るためではなく、アメリカが世界で戦争を行うときの最前線基地として機能してきたのであります。この危険な米軍基地は、県内どこにもつくらせてはなりません。知事の所見を伺います。

(3)、私たち沖縄県民は、米軍基地があるゆえに、筆舌に尽くしがたいさまざまな苦しみと痛みを戦後64年間も強いられてきました。国土面積の0.6%にすぎないこの島に全国の米軍専用施設の75%が集中し、米軍犯罪や墜落事故で県民生活は脅かされ、県経済にも大きな障害をつくり出しています。もうこれ以上の基地負担には耐えられない、多くの県民の叫びです。

名護市民投票でも、県議会決議でも、辺野古への新基地建設反対の県民の明確な意思が示されました。そして11月8日の県民大会には2万1000人の県民が結集し、世界一危険な普天間基地の即時閉鎖・米軍新基地建設反対の声を上げました。各種の世論調査でも辺野古新基地建設に67%が反対と回答しています。そして何よりも新基地建設で13年間くい一本打たせてこなかったことが、県民の意思を明確に示しているのではありませんか。県民の代表である知事は、この県民の意思を尊重し、危険な海兵隊基地である普天間基地は即時閉鎖・撤去し、新たな基地の建設反対との意思を明確にすべきではありませんか。

(4)、渉外知事会会長の神奈川県松沢知事が訪米中の講演で、普天間飛行場移設問題に関し、「移設は、辺野古でやっていくしか解決策が見出せない」と発言したことについて、同席していた知事は、なぜ抗議をしなかったのですか、容認したとともれる態度は絶対に認められません。知事の見解を伺います。さらに知事は訪米中、「県内移設やむなし」と言い続けていますが、県民の意思を踏みにじるものではありませんか。知事の見解をお聞かせください。

(5)、鳩山首相と知事の会談について伺います。

(6)、環境アセス準備書に対する知事意見では、「環境影響評価を十分に低減できない場合、事業の中止を行うことも含むものである」と指摘しています。その後も世界自然保護基金（WWF）ジャパンが、ことし6月に名護市東海岸の大浦湾沿岸で実施した調査で、新種のエビ、カニ類の生息が多数確認されたと発表しています。確認できた新種は36種で国内初も25種、今後調査を進めればさらに新種の数が増える可能性もあるとしています。生物多様性に富んだこの豊かな海域を埋め立てによって破壊することは許されません。その立場から、新基地建設はやめるべきではありませんか伺います。

(7)、2010年は、1960年に日米安保条約が改定されてからちょうど50周年の節目の年となります。世界は、この半世紀に軍事同盟から抜け出して、外部に仮想敵国を持たない、開かれた地域の平和共同体が世界各地に広がるという方向に大きく変わりつつあります。

多くの軍事同盟が解体、機能不全、弱体化しています。全体的には米国を中心とした軍事同盟も機能停止が続いています。その結果、米軍を中心とした軍事同盟で、現在実態的に機能しているものは、北大西洋条約機構、日米、米韓、米豪の軍事同盟の4つしかありません。これらの軍事同盟のもとにある国は31カ国、国連加盟国数の16%、人口は10億8000万人で世界人口の16%にしかすぎません。

半世紀前に軍事同盟に覆われていた世界は、今大きく変わっています。ところが、日米軍事同盟は、他に類のない特別に異常な特質を持っています。日本の米軍基地は、1980年代以降に面積では2倍以上に広がりました。海外に駐留する米軍総数は、世界的規模では、ソ連崩壊後に、約61万人から約28万人へと半数以下に減っているにもかかわらず、在日駐留米兵数は約4万人前後とほとんど変化がありません。

在日米軍基地は、海兵遠征軍、空母打撃群、遠征打撃群、航空宇宙遠征任務部隊など、日本防衛とは無関係の干渉と介入が専門の殴り込み部隊が次々と配備され、米軍の侵略的な世界戦略の一大拠点地として強化されてきました。日本に駐留する米軍は、常時2000人から3000人以上がイラクやアフガニスタンに投入されてきました。日米軍事同盟の体制は米軍再編の名で、日米が世界における共通の戦略同盟を持ち、米軍と自衛隊の軍事一体化を図り、基地体制の抜本的強化を図るとの日米同盟宣言も行われています。憲法を踏みものに、米軍と一体となって戦争の道に突き進もうとする日米軍事同盟体制の転換を図るべきであります。日

米安保条約を廃棄し、対等・平等の平和友好条約の道に踏み出すことが求められています。マスコミの世論調査でも日米安保条約を平和友好条約に改めるべきだと答えている人が42%にも上っています。知事の御所見を伺います。

2、核兵器問題について。

政府が自公政権時代に、小型核兵器の保有を米側に促していたことに怒りの声が上がっています。人類史にない悲劇を体験した被爆国として堅持すべきは、非核三原則ではありませんか。知事の見解を伺います。真相の徹底究明を求めていくべきだと思いますが、いかがですか。

3、米兵によるひき逃げ死亡事件について。

読谷村で起きた米兵によるひき逃げ死亡事件は、県民の間に深い衝撃と怒りが広がりました。事件の徹底糾明と米兵の起訴前引き渡しを求めるとともに、日米地位協定の抜本改定を要求すべきであります。知事の御所見を伺います。

4、泡瀬干潟の埋め立てについて。

無駄な公共事業の典型である泡瀬干潟の埋立事業への公金支出について、福岡高裁那覇支部が一番に続いて「違法」と断じ、差し止めを命じる判決を下しました。県は埋立事業を中止し、泡瀬干潟の原状回復に取り組むべきではありませんか。知事の所見を伺います。

5、国民健康保険制度について。

国民健康保険法は、その第1条で「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。」と定めています。しかし今、国民の命と健康を守るための制度が、個人の支払い能力を超えた高過ぎる保険税で、滞納世帯が増加し、国保手帳が切りかえられずに、手おくれで死に至るという悲惨な状況をつくり出しています。県民すべてが安心して医療を受けられるようにするのは、政治が果たすべき大きな責任です。

以下、質問いたします。

(1)、短期保険証、資格証明書の発行件数。

(2)、中学生以下の子供のいる世帯の発行件数。

(3)、短期保険証、資格証明書の発行を直ちにやめること、特に子供のいる世帯への発行は中止することについて伺います。

(4)、国の国庫負担率をもとの45%に戻し、国保税の引き下げを要求すること。

(5)、県独自の支援を実施することについて伺います。

6、後期高齢者医療制度の廃止について。

民主党政権は選挙で、後期高齢者医療制度は廃止すると公約しました。しかし、医療制度の廃止を4年後に先送りしようとしています。後期高齢者医療制度は年齢だけで差別する世界に例のない医療制度です。2年ごとに保険料が引き上げられ、来年の4月には8556円（13.8%）増加すると厚生労働省は発表しています。高齢者の皆さんにさらに痛みを押しつけるものであり、先送りは許されません。直ちに廃止をするべきであります。

(1)、来年4月の保険料見直しで沖縄県の1人当たりの保険料は幾らになりますか。

(2)、保険料の滞納件数について伺います。

(3)、短期保険証、資格証の発行件数と100歳以上の高齢者への発行件数。

(4)、短期保険証、資格証の発行を直ちにやめること。

(5)、保険料の年金からの天引きはやめること。

(6)、廃止までの間、保険料への支援を早期実施し、軽減を図ること。

(7)、後期高齢者医療制度を直ちに中止すること。

以上について伺います。

7、子供の医療費を中学校卒業まで無料にすることについて。

内閣府の「少子化社会対策に関する子育て女性の意識調査」で、少子化対策として重要であると考えているものとの設問に対し、医療費の無料化と挙げた女性が45.8%に上っています。子供を産み育てられる社会の実現が求められております。女性団体を初め多くの人たちの子供の医療費無料化を中学校卒業までを助成対象に拡充を求める運動が広がっています。

そこでお伺いいたします。

(1)、全国、県内での中学校卒業までの無料化の実施状況について。

(2)、中学校卒業まで無料化にした場合の入院・外来の必要な財源は幾らになりますか。

(3)、子供の医療費無料化を中学校卒業まで助成を拡大してほしいとの県民のこの切実な要求にこたえるべきではありませんか。

(4)、現物給付制度の実現は県民の大きな願いになっています。実施について伺います。

(5)、国に対して子供の医療費無料制度の創設を要求することについて伺います。

8、教育問題について。

うるま市で中学生の集団暴行致死事件が起き、2年男子生徒が亡くなるという事件が起きました。なぜこ

のような痛ましい事件が起きたのか、なぜ防げなかったのか、その原因について伺います。二度とこのような事件を起こさないための対策について伺います。

9、地域経済の振興と雇用の拡大について。

(1)、沖縄経済の振興は、農漁業、中小企業、地場産業、観光産業の経営強化と雇用の拡大を図ることが重要であると考えます。地元の農水産物を全小中学校の給食の食材、県観光産業で積極的に活用する、そのための農水産物加工場をJA、漁協などに設置し地域の雇用を拡大することについて伺います。

(2)、地産地消を推進し、食料自給率を50%に引き上げることによって新たな雇用の拡大を進めること、農業・漁業の第1次産業の担い手をふやし雇用の拡大を進めていくこと、そのために農業・漁業の所得、価格補償制度の抜本的拡充と後継者育成制度の創出を図っていくことが必要だと考えます。

(3)、厚生労働省が発表した高校新卒者の就職内定率は、全国37.6%で沖縄県は8%、全国最下位、大学内定率は11%という大変厳しい状況になっています。深刻な若年失業者の実態をどのように認識されていますか、具体的な対策について伺います。

(4)、県の緊急雇用創出事業、雇用再生特別事業の雇用実績について伺います。

(5)、若い世代の就職が一層困難となっている一方で、県民生活に必要な仕事、暮らしを支援する仕事の各分野で若い力、人材不足が深刻な問題になっています。教職員の新規採用は減らされ、教員を目指す道は極めて狭き門になっています。ところが、学校現場では正規教員不足で現場の先生方に重い負担を押しつけています。教職員定数法に基づく教員の採用を直ちに行うべきであります。すべての子供たちに行き届いた教育の保障につながる30人以下学級を実施することによって新たに教職員をふやすことが必要であります。

(6)、県民の安全を守る上で欠かすことのできない消防職員を基準どおりにふやすべきではありませんか。基準どおりにふやすとすればあと何名の消防職員が必要ですか、答弁を求めます。

(7)、県の調査によりますと、待機児童1888人、待機率は全国で最も悪い状況です。保育所の待機児童を解消するための保育士の増員、学童保育所への指導員の配置、医療や介護の分野での雇用を計画的に拡大することによって仕事を求める若者たちに新たな雇用の場を拡大することができるのではないのでしょうか、県の具体的な計画について伺います。

10、県海洋水産研究センターについて伺います。

(1)、喜屋武地域への移転改築の見通しと時期につい

て。

(2)、今後の計画について伺います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 玉城ノブ子議員の御質問に答弁をさせていただきます。

まず第1に、米軍再編と新基地建設についてという御質問の中で、普天間飛行場の即時閉鎖・撤去、県内に移設しないこと及び新基地建設反対の姿勢を明確にすることについてという御趣旨の御質問ですが、これは1の(1)、(2)、(3)が関連いたしておりますので一括して答弁させていただきます。

市街地の中心部に位置いたします普天間飛行場は住民生活に著しい影響を与えており、周辺住民の不安や騒音被害などを解消することが喫緊の課題となっております。この間、政府におきましては、米軍再編合意に基づき名護市辺野古への代替施設建設に向けて取り組んできたところでございます。

こうした中、新内閣が発足し、鳩山総理の「地元の皆さまの思いをしっかりと受け止めながら、真剣に取り組む」とした所信表明などを受け、沖縄県内では県外移設の実現を期待する声が非常に高まっております。

県といたしましては、これまでも申し上げてきたとおり県外移設が最も望ましいと考えており、政府が具体的な県外移設案を提案するのであれば、政府の方針を積極的に支持するものであります。県は、普天間飛行場の一日も早い危険性除去のため、明確な方針及び具体案を示していただくよう、政府に対して要望しているところでございます。

次に、同じく米軍再編と新基地建設についてという項目の中で、訪米中の神奈川県知事の発言についての御質問にお答えいたします。

普天間飛行場移設問題に関する松沢知事の発言は、渉外知事会会長としての発言ではなく、神奈川県知事としての意見であると理解いたしております。また、その際、私は、松沢知事の発言について、私の意見とは違う旨お断りした上で、この問題に関する県の従来からの考え方を申し上げたところでございます。

次に、鳩山総理との面談の内容についての御質問にお答えいたします。

去る11月30日の鳩山総理との面談において、普天間飛行場の一日も早い危険性除去の取り組みや返還跡地利用のための基盤整備など、沖縄県の米軍基地問題の解決促進を要望いたしました。鳩山総理からは、日米両政府のワーキンググループで検証しているところで

あり、沖縄県民の基地負担が軽減されるよう、普天間飛行場移設問題を解決しなければならない旨の発言がございました。

県といたしましては、今後とも政府と連携を密にしつつ、この問題の解決促進に努めてまいりたいと考えております。

なお、11月27日の面談におきましては、基地問題を初め沖縄の抱える課題について広く意見交換しましたが、非公式の場であり、具体的内容につきましてコメントすることは差し控えさせていただきたいと思っております。

次に、核兵器問題に係る御質問の中で、非核三原則と真相究明に対する知事の見解いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県におきましては、これまで核廃絶に向けて「非核・平和沖縄県宣言」を行うとともに、あらゆる国による核兵器の実験に対してその都度抗議を行ってきております。非核三原則は国会で決議された我が国の国是であります。悲惨な太平洋戦の地上戦を経験した県民として、非核三原則を堅持していくべきだと考えており、世界じゅうから一刻も早く核兵器が廃絶されることを願っております。

なお、真相の究明につきましては、国において新政権のもと適切に対応されるべきものと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 米軍再編と新基地建設についての御質問で、海域を埋め立てる新基地建設の中止についてお答えいたします。

環境影響評価手続は、事業者が知事等の意見を踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作成していくことを目的とした制度であります。

県としては、事業者である政府に対し、今後の当該環境影響評価手続の実施状況を含め、普天間飛行場移設問題に関する明確な方針を示していただくよう要望しているところであります。

同じく米軍再編と新基地建設についての御質問で、日米安全保障体制についてお答えいたします。

日米安全保障体制を含む日米同盟関係は、我が国の平和と安全を守るため、現在の東アジア情勢を踏まえて構築された現実的な安全保障体制であると理解しております。

県としては、日米安全保障体制が安定的に維持され

るためには、何より沖縄の社会的・政治的安定が不可欠であり、そのためには沖縄県の過重な基地負担の軽減が必要であると考えております。沖縄における基地問題は、基地が集中する沖縄県だけの問題ではなく、我が国の外交や安全保障にかかわる全国的な問題として政府全体で考えるべき問題であると考えております。

なお、去る11月の日米首脳会談においては、来年の日米安保条約改定50周年に向けて日米同盟の深化のための協議プロセスを開始することが確認されております。

次に、米兵によるひき逃げ死亡事件についての御質問で、日米地位協定の見直しについてお答えいたします。

日米地位協定は一度も改正されないまま締結から約50年が経過しており、人権や環境問題などに対する意識の高まり等の中で、時代の要求や県民の要望にそぐわなくなっていることなどから、沖縄県においては11項目にわたる抜本的な見直しを要請しているところであります。

その中で、裁判権については日本側の裁判権の対象となる被疑者が米側によって拘束された場合、日本側の起訴前の拘禁移転要請に米側が応ずる旨明記することを求めています。また、新政権においても「日米地位協定の改定を提起」するとしており、県としては、日米地位協定の見直しについて、その実現に向け、引き続き渉外知事会等と連携しながら日米両政府に求めていると考えております。

次に、地域経済の振興と雇用の拡大についての御質問で、消防職員の必要数についてお答えいたします。

総務省消防庁が実施した「平成18年度消防施設整備計画実態調査」では、沖縄県内の消防職員は、国の基準に照らすと1325名少なくなっております。

県としては、住民の生命、身体及び財産を守る観点から、引き続き市町村の消防体制の充実強化を図る必要があると考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 黒木慶英君登壇〕

○警察本部長（黒木慶英君） 読谷村で起きた米兵によるひき逃げ死亡事件の徹底糾明と起訴前引き渡しを求めることについてお答えいたします。

本件は、本年11月7日午前、読谷村字楚辺1383番地2北方約200メートル先道路におきまして、歩行中と思われる外間政和さん（66歳）をはね、同人を救護することなく、また事故を通報することなく現場から逃

走し被害者を死亡させた事件であります。

ひき逃げ事件は、本年11月7日午後、本件事故現場付近を通りかかった通行人からの110番通報により事件を覚知し、所要の捜査を実施したところ、修理工場に持ち込まれた車両と被害者の結びつきが濃厚になったことから、ひき逃げ死亡事件として捜査をした結果、車両を修理に出した米軍人を被疑者として特定し、現在、米軍捜査当局の協力を得ながら鋭意捜査を継続しているところであります。

被疑者が出頭を拒否している状況ではありますが、事件の解明に向けて全力を傾注してまいり所存であります。

次に、起訴前における身柄の拘禁移転を求めるか否かにつきましては、今後の捜査状況を踏まえて国において適切に判断することになるものと承知しております。

今回のひき逃げ死亡事件についても、起訴前の身柄引き渡しについては国が判断するものと承知しており、県警としてはお答えする立場にはありませんが、平成10年10月の北中城村における女子高生を被害者とするひき逃げ死亡事件については、国は起訴前の身柄の拘禁移転を求めなかったと承知しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 泡瀬干潟の埋め立てについての御質問で、事業の中止と干潟の原状回復についてお答えいたします。

控訴審判決においては、土地利用計画の見直しや埋立免許等の変更に必要な調査費等の支出は認められております。また、沖縄市長は去る10月に「第Ⅰ区域は、沖縄市のために活用していきたい」との見解を示しております。

県としては、沖縄市の進める土地利用計画見直し作業に引き続き協力していくとともに、地元の要請にこたえるためにも、見直し結果を踏まえた埋立免許の変更等の必要な手続を行い、事業が早期に再開できるよう努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 国民健康保険制度についての御質問の中の、短期保険証、資格証明書の発行件数及び中学生以下の子供のいる世帯の発行件数について一括してお答えします。

平成21年6月1日時点における資格証明書の交付は

238件、短期被保険者証は2万5650件となっております。

資格証明書交付世帯で中学生以下の子供のいる世帯数は9世帯となっており、この世帯の中学生以下の子供には短期被保険者証が交付されております。

なお、短期被保険者証交付世帯における中学生以下の子供のいる世帯数については、データがございません。

次に、短期保険証、資格証明書の発行を中止することについてお答えします。

すべての医療保険制度は、保険料を主な財源として運営されており、被保険者が応分な負担を行うことで制度が維持されております。このようなことから、保険料を滞納している世帯につきましては、短期被保険者証及び資格証明書の交付が義務づけられております。しかしながら、子供への人道上の配慮から資格証明書の交付世帯においても中学生以下の子供への6カ月間の短期証の交付が義務づけられたところであります。

県としましては、短期被保険者証や資格証明書の交付に際しては十分な説明、滞納実態及び家族状況等を踏まえた慎重な判断を行うよう市町村に周知を図っております。

次に、国の国庫負担率をもとの45%に戻し、国保税の引き下げを要求することについてお答えします。

国民健康保険制度における対象経費に対する国庫負担率は、平成16年度50%、平成17年度45%、平成18年度以降43%となっており、新たに都道府県調整交付金が平成17年度より設けられ、国・県の公費負担で50%となっております。国保税には低所得者に対する軽減措置が設けられており、県内の平成20年度実績では、全世帯の59.1%、55億9920万4000円の軽減が図られております。

次に、県独自の支援を実施することについてお答えします。

国民健康保険制度は、制度に基づく国・県などの公費負担及び保険料等により保険者である市町村の責任により運営されるものであります。したがって、県独自の支援を行うことは困難であると考えております。

なお、国に対しましては、全国知事会等で国民健康保険制度の充実強化を要望しているところであります。

次に、後期高齢者医療制度についての御質問の中の、来年4月からの沖縄県の1人当たり後期高齢者医療保険料についてお答えします。

後期高齢者医療広域連合によりますと、来年度の保険料率等については試算作業を進めているところであり、現在のところまだ公表できる状況にはないということであります。

次に、保険料の滞納件数についてお答えします。

後期高齢者医療広域連合によりますと、平成20年度保険料の滞納件数は、平成21年10月8日現在で3397件ということであります。

次に、短期被保険者証と資格証の発行件数及び100歳以上の高齢者への発行件数についてお答えします。

後期高齢者医療広域連合によりますと、平成21年10月1日現在で資格証の発行はなく、短期被保険者証の発行は1542件ということであります。

なお、年齢別には把握されていないため、100歳以上の高齢者への発行件数は不明であります。

次に、短期被保険者証、資格証の発行についてお答えします。

長寿医療制度における短期被保険者証等の発行の目的は、市町村窓口での納付相談の機会をふやすことです。

県としましては、今後とも市町村に対し、できる限り資格証の発行に至らないよう、被保険者それぞれの状況に応じたきめ細やかな納付相談を行うよう助言してまいりたいと考えております。

次に、保険料の年金天引きについてお答えします。

保険料の年金天引きにつきましては、平成21年4月から申し出により口座振替に変更することが可能となっております。

次に、制度廃止までの間、保険料を軽減することについてお答えします。

低所得者に対する保険料の軽減については、世帯の所得の状況に応じ均等割保険料の9割、8.5割、5割、2割軽減と所得割保険料の5割軽減が実施されております。また、被用者保険の被扶養者に対しては、均等割保険料の9割軽減と所得割保険料の免除が実施されており、いずれも制度創設当初に比べより手厚いものとなっております。

後期高齢者医療制度を中止することについてお答えします。

国においては、長寿医療制度を廃止し新たな医療保険制度に移行するという基本的な考え方のもとで検討を始めたところであります。新たな医療保険制度が構築されるまでの間、長寿医療制度を維持することは、高齢者に必要な医療を途切れることなく提供するために必要なことだと考えております。

次に、乳幼児医療費助成の全国及び県内での実施状

況についてお答えします。

中学校卒業までの入院・通院にかかる医療費助成については、群馬県が平成21年10月から実施しております。県内では、金武町と嘉手納町が中学校卒業までの入院・通院にかかる医療費助成を実施しております。

乳幼児医療費助成を中学校卒業まで拡充した場合の試算についてお答えします。

乳幼児医療費助成を中学校卒業まで拡充した場合、現行の償還払い方式では入院に約2億円、通院に約25億円、全体で約27億円の県費負担が必要になると試算されます。また、市町村においても同額の負担が必要となります。

次に、乳幼児医療費助成の拡充、年齢拡大及び現物給付導入について一括してお答えします。

県としては、乳幼児医療費助成が子育て支援の観点から必要な事業であると認識しておりますが、制度の拡充・継続には大きな財政負担を伴うことから、現状では難しいと考えております。

次に、乳幼児医療費助成制度の国による制度化についてお答えします。

乳幼児医療費の負担軽減については、子育て支援の観点からより多くの子供が一定の支援を受けられる仕組みが必要であると考えており、全国知事会等を通してさらなる措置を講じるよう要望しているところがあります。

次に、地域経済の振興と雇用の拡大の御質問の中で、保育士、学童保育指導員、医療や介護の分野での雇用の計画についての御質問にお答えします。

保育所や高齢者施設等の整備予定から推計される今後の雇用見込みについてお答えします。

平成21年度の保育所整備については23施設の整備を予定しており、当該整備により既存施設の保育士割合から推計すると約90人の新たな雇用が見込まれます。

高齢者関連施設については、平成21年度から23年度までに特別養護老人ホーム330床、認知症高齢者グループホーム315床の整備を計画しており、当該整備により既存施設の従事者数割合から推計すると約440人の新たな雇用が見込まれます。

また、放課後児童クラブについては、平成22年度に新規6カ所を設置する計画であり、約20人の新たな雇用が見込まれます。

なお、医療の分野については、地域や特定の診療科で医師や看護師等が不足していることから、沖縄県地域医療再生計画（案）において、医療現場の職場環境の改善や潜在看護師等の掘り起こしを強化するなどの事業を実施することで雇用の創出につながるものと考え

えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは、教育問題についての御質問で、集団暴行致死事件の原因と対策についてお答えいたします。

事件の背景及び学校の対応等については、現在、県警やうるま市教育委員会で調査中であり、詳細はまだ把握しておりません。

これまでの集団暴行事件における背景や要因等については、規範意識の低さや基本的な生活習慣の未確立などの本人の課題、親と子の触れ合いの少なさなどの家庭の課題、夜型社会や他人の子供に無関心であるなどの地域社会の課題、子供への指導・支援などの学校の課題等が挙げられます。

いじめや暴力等に対しては、「しない、させない、見逃さない」という毅然とした姿勢で、学校、家庭、地域、関係機関等がそれぞれの役割を果たしつつ防止に取り組んでおります。

さらに、県教育委員会としましては、「自他の生命を尊重する」教育や「子どもの心の居場所づくり」、児童生徒理解に基づく個に応じた指導・支援などの充実に努めてまいります。

次に、地域経済の振興と雇用の拡大についての御質問で、高校新卒者の就職支援についてお答えいたします。

沖縄労働局の調査によりますと、10月末現在の県内高校生の就職内定率は26.6%で、前年同期を0.4ポイント下回っております。また、高校生に対する求人数は1482であり、前年同期の52.3%減と大変厳しい状況となっております。

県教育委員会では、全県立高校に就職指導等を支援するジョブサポーターやキャリアサポーターを配置するとともに、沖縄労働局や県観光商工部等と連携し、県内外求人開拓や企業合同説明会及び面接会の実施、県内経済団体等への雇用確保の要請を行っております。今後、さらに県内外企業の求人開拓等により高校生の就職支援に努めてまいります。

次に、義務標準法に基づく採用と30人学級についてお答えいたします。

教職員につきましては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき適正に配置するとともに、その採用に当たっては、児童生徒数の推移、退職者数等を中長期的に展望しながら、年齢構成のバランスも考慮し計画的に行っている

ところであります。

30人学級につきましては、国庫負担金の対象となる加配定数を活用し、小学校1、2年生で施設条件面等の対応が可能な学校において実施しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 答弁の途中ではありますが、玉城ノブ子さんの質問に対する残りの答弁は、時間の都合もありますので午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後1時23分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前の玉城ノブ子さんの質問に対する答弁を続行いたします。

農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 地域経済の振興と雇用の拡大の中で、農水産物加工場の設置による雇用拡大についてお答えいたします。

農林水産物加工施設の整備は、農林水産物の高付加価値化や雇用の拡大など地域経済の振興上極めて重要であります。県としては、特産物であるモズク、紅芋、熱帯果樹、薬用作物などの加工施設の整備を推進しております。

J Aや漁協等における農林水産加工施設の整備については、J Aおきなわのハープセンター、グリーンフィールドのカット野菜施設、恩納村の水産物加工流通施設、東村のパイン等総合農産加工施設、今帰仁村のきのこセンターなど県内の特産物を活用した加工施設の整備に取り組んでいるところであります。

今後とも沖縄の地域特性を生かした特産物の生産振興を図るとともに、加工施設の整備を行い、地域経済の発展と雇用促進に努めていく考えであります。

次に、農水産業における地産地消の推進や価格補償制度、後継者育成による雇用の拡大についてお答えいたします。

農水産業における雇用の拡大や食料自給率の向上を図るためには、耕作放棄地の解消や地産地消の推進等による生産拡大、担い手の育成確保などが重要であると考えております。このため、県では、農林水産業振興計画に基づき拠点産地の形成や生産基盤の整備等による生産供給体制の強化、流通・販売・加工対策の強化、耕作放棄地の再生利用による生産の拡大、経営感覚にすぐれた担い手の育成や新規就業者の育成確保などに取り組んでいるところであります。特に、地産地消の推進については、ファーマーズマーケット等、農

産物直売所の整備、県内量販店等におけるフードアドバイザーや地産地消コーディネーターの配置、「おきなわ食材の店」登録などを実施しているところであります。

農水産物の価格対策としては、野菜価格安定対策事業、肉用牛生産者補給金、国産水産物安定供給推進事業等を実施しております。

後継者育成につきましては、農業大学校における実践的な研修や農業後継者育成基金事業による新規就農者の研修支援などを行っております。

今後とも農水産物の価格安定制度や所得補償制度、担い手の育成確保対策の充実強化につきましては、全国知事会等を通して国に対し要請してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 地域経済の振興と雇用の拡大についての御質問の中で、新規大卒者の内定状況に関する認識と具体的対策についての御質問にお答えします。

沖縄労働局によると、平成22年3月卒業予定の県内大学生の就職内定率は、10月末現在で11.0%、前年同月に比べ2.4ポイントの低下となっており、厳しい状況にあると認識しております。

沖縄県としては、県内大学と連携して県外企業合同説明会の実施や県外インターンシップを拡充したほか、テレビ会議システムを利用した県外就職面談等の支援を行っております。また、9月補正により県外求人企業の開拓や合同就職面接会の拡充を図り、新規大卒者の就職内定率の向上に努めているところであります。

同じく地域経済の振興と雇用の拡大についての中で、基金事業の雇用実績についての御質問にお答えします。

「緊急雇用創出事業臨時特例基金」及び「雇用再生特別事業基金」については、平成21年11月末時点で、県・市町村合わせて318事業を実施及び予定しており、新規に雇用される失業者の数は2220人を見込んでおります。

両基金事業は、現下の厳しい雇用情勢を緊急的に改善するための重要な施策と認識しており、各部局及び市町村と連携して事業の追加に全力で取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 県海洋水産研究センターに関する御質問の中で、移転改築の見通しと時期及び今後の計画について一括してお答えいたします。

水産海洋研究センターについては、移転整備が必要であるとの認識のもと、現在、第三者で構成する整備検討会議において水産海洋研究センターの整備構想と設置場所について検討を行っております。県としては、整備検討会議の検討結果を踏まえつつ年度内に移転場所などを決定する予定であります。

移転整備に向けた今後の計画は、設計に1年、用地取得工事に二、三年でおおむね4年程度かかると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城ノブ子さん。

〔玉城ノブ子さん登壇〕

○玉城 ノブ子さん 再質問を行います。

沖縄県内の19人の有識者の皆さんが沖縄からの声ということで、オバマ大統領に声明文を送っています。私たちは「米海兵隊の沖縄からの全面撤退を検討するよう求める。沖縄の人々は一貫して、危険な普天間基地の沖縄県内での移設を中心とする米軍再編計画に反対し、無条件で同基地の閉鎖ないし返還を求め続けている。」「この問題の根本的な解決は、米海兵隊の沖縄からの全面撤退しかない。」というこの訴えであります。

県民がベストな選択として望むのは、普天間基地と在沖米海兵隊の即時撤去であります。知事の御所見を伺います。

住宅密集地の真上を米軍のヘリコプターが飛び回るとい世界でも異常な普天間基地の撤去は、一刻の猶予も許されません。沖縄県民の思いは、県民大会で示された世界一危険な普天間基地の即時閉鎖・撤去、米軍新基地建設反対が県民の確固たる意思であります。知事はこの県民の代表です。知事が最も尊重しなければならないのは、民意ではありませんか。この県民の思いを政府に堂々と訴えていくのが知事の果たすべき役割ではないでしょうか。この私たち県民の意思である世界一危険なこの普天間基地の即時閉鎖・撤去、米軍新基地建設反対、この願いを堂々と政府に対して知事は県民の代表として訴えていくべきではありませんか。知事の決意を再度伺います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 玉城議員の再質問にお答えいたしますが、これは2問あるんでしょうか、1つは即時撤去を政府に訴えなさいという御趣旨だったと思

うんですが、即時であるかという点は別にしましても、いずれにしても私の方では県民の民意も踏まえ、ベストは県外であるというのは何度も申し上げてきましたし、一番近いところでは11月30日に総理にも県民の意向、そして最も望ましい選択肢は県外でありますということを申し上げてきました。

そしてまた、これ御質問が2つあるんでしょうか、ちょっと区分つけにくいんですが、もう一つもやはり民意を踏まえて新基地建設反対、そして世界一危険な普天間基地の即時閉鎖・撤去という御趣旨だったと思うんですが、これは今申し上げたとおりでございまして、即時という点は申し上げておりませんが、いずれにしても最もいいベストな選択肢は県外であるということは申し上げてきたつもりでございます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城ノブ子さん。

〔玉城ノブ子さん登壇〕

○玉城 ノブ子さん 私が先ほどから訴えているのは、この県民大会で確認されたのは、世界一危険なこの普天間基地は即時閉鎖・撤去をすべきである、米軍新基地建設は反対だというのが県民の民意だということを申し上げているんです。これに対して知事は、政府に対してしっかりとこの県民の要求を訴えていくべきではありませんかということを聞いております。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時35分休憩

午後1時36分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 玉城議員の再々質問に答弁させていただきます。

今の県民大会での御趣旨といいますが、これは私はやはり県外だというふうに理解いたしておりまして、県外がベストだというのは私も何度も申し上げてきましたし、その旨いろんな機会をとらえて政府にも申し上げております。これが民意に沿っているものと理解しておるところです。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時37分休憩

午後1時40分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

前島明男君。

〔前島明男君登壇〕

○前島 明男君 公明党県民会議の前島でございます。

会派を代表して質問をさせていただきますが、代表

質問に入ります前に所見を述べさせていただきます。

事件や事故は忘れかけたころに起きるとよく言われます。

本島中部の中学校で、一番親しい仲間であるはずの同級生を死亡させるという悲しい事件が起きてしまいました。失われた命は決して戻ってきません。絶対に守っていかなければなりません。亡くなられた生徒さんの御冥福を心からお祈りいたしますとともに、二度と悲惨な事件が起こらないように願うものであります。

それでは質問に入ります。

1 番、鳩山政権と県政について伺います。

3カ月前、有権者は鳩山政権に大きな期待をかけました。高速道路の無料化、4年間は消費税増税を凍結するという公約などなど、しかし期待と現実のずれは日に日に大きくなっております。歴史的な政権交代ただだけに今日の失速感は小さくありません。現在、来年度予算の編成が迫っており、財源捻出のための事業仕分けで政権は手いっぱいようであります。税収が30兆円台に落ち込む中、当初の見込みも狂い、首相も国家戦略室も政策の優先順位を示せないまま日々閣僚の発言がぶれ、ばらばらの感はさらに強まっているように思えてなりません。

さて、この鳩山政権と県政のかかわりについて次のことを伺います。

(1)、事業仕分けによる県政への影響はどのぐらいか（件数、金額）。沖縄県にとってどのような事業が仕分けによって削られ、あるいは廃止になったのか。関係者にとっては復活や継続を望む声が多いようです。

(2)、21世紀ビジョンとのかかわりはどう予測されるか。

(3)、鳩山政権は道州制についてははっきりした姿勢が見えないが、県はどのようなスタンスでいくのか。

(4)、振興計画の総点検後、ポスト振計にどう臨むのか。

(5)、普天間飛行場の移設について伺います。

公明党県本部は、従来県外・国外に移設すべきであると考えてきました。しかし、移転先が決まらず普天間飛行場が現状のまま固定化されることが最悪であるとして、県知事や名護市長の苦渋の決断を是認してきたところであります。しかし、政権が交代した今、鳩山政権に対しては公明党県本部として普天間飛行場の県外・国外移転の方針に期待し、協力推進を求めてまいります。また、普天間飛行場返還とあわせて嘉手納飛行場以南の基地の返還、整理縮小、兵力削減の推進

を求めてまいります。ところが、鳩山政権は総理を初め関係閣僚の発言のぶれが目立ち、政権方針が不透明になってきております。しかし、けさのニュースでは普天間飛行場移設よりも3党合意を重視して、年内決着は難しいとか、辺野古以外を検討しなさいとか、迷走に迷走を続けているとしか言いようがありません。政権をとるつもりでいたのなら、この13年間は何だったのかと言いたい。いつまでも先送りするのではなく、年内に出されることを期待するものであります。

そこで次のことを伺います。

ア、政権が交代し、新政権は県外移設を模索しているが、このことについて現在の知事のお考えを伺います。

イ、知事の任期中の危険性除去の見通しを伺いたい。

ウ、13年たった今日まで何の進展もない。よって、一刻も早く危険性を除去するために米国大統領に直訴する考えはないか伺います。

エ、岡田外相は選挙中の発言は政権公約ではないと言っているが、知事の受けとめ方はどうか伺います。

(6)、日米地位協定の見直しについて伺います。

去る11月7日に起きた米国軍人の運転する車両によるひき逃げ死亡事故であります。日米地位協定が大きな壁となって立ちはだかり、3週間たった今日でも逮捕はおろか取り調べすら十分に行えない状況は異常としか言いようがありません。一日も早い地位協定の見直しが望まれてなりません。このままでは亡くなられた方が浮かばれません。県民が丸丸となって闘うしかありません。亡くなられた方の御冥福を心からお祈りいたしますとともに、日米地位協定見直しが早期実現できるように最大の努力を誓うものであります。

そこで次のことを伺います。

ア、平成12年8月29日に県が日米両政府に対し11項目の見直しを要請して以来、いまだに実現していないが、仲井真知事誕生後の経過はどうなっているか。

イ、前政権時代には、平成16年4月23日の沖縄政策協議会で出席した全閣僚に対し、見直しを要請しているが、今回の新政権に対しても早急に全閣僚に要請すべきだと考えるがどうか。

(7)、北部振興策は県土の均衡ある発展を目指して2000年からスタートしたが、県の統計資料から見ると北部発展の道筋は依然厳しい。そこでさらなる継続をぜひ国に訴えてもらいたいがどうか。

大きな2番、教育行政について伺います。

今日、学校現場においてはいじめの問題、父母等に

よる過度な要求などなど多くの課題を抱えながら、先生方は日々苦慮していると聞く。授業に専念できない状況を何とか打破しなければなりません。それぞれの問題は先生方だけで解決できるものでもないと思われます。そこで、学校、PTA、地域、そして警察が一体となって取り組むことによって子供も親も安心して学校へ通えるものと考えます。

そこで次のことを伺います。

(1)、学校におけるいじめの問題について。

ア、根本原因は何だと思うか。

イ、いじめの情報が事件後に入るのはなぜか。

ウ、いじめの撲滅対策はどうなっているか。

エ、沖縄県警との連携はどうなっているか。

(2)、学力向上について伺います。

ア、学力テストの成果をどう生かしているか。

イ、秋田県との交流の成果はどうなっているか。

ウ、新政権は学力テストを縮小する方針のようだが、全国の自治体の中には自前で参加を検討するところもあるが、教育長の考えを伺いたい。

(3)、学校問題解決のための体制づくりについて伺います。

ア、教師が保護者から過度な要求を受けて対応に苦慮するケースが県全体で年平均何件あるか伺います。

イ、学校問題解決サポートセンターの設置状況はどうなっているか。

(4)、教師の再教育について伺います。

ア、政府の免許更新制度廃止の方針をどう思うか。

イ、教職大学院修了を義務化する方向にあるが、6年生のメリット・デメリットを伺います。

大きな3番、福祉行政について伺います。

本県においては、合計特殊出生率は全国第1位であるものの、減少傾向にあることから、少子・高齢化が進展することが予想されており、これらの状況を踏まえ高齢者が地域で安心して暮らせるための介護サービスの質の向上への取り組み、認可外保育施設の認可化などの子育て支援策、また障害者の自立と社会参加の促進等について努めていかなければなりません。

そこで次のことについて伺います。

(1)、子育て支援特別手当の中止による不利益について伺います。

ア、雇用状況の厳しい中で、若年夫婦にとっては必要な制度だったと考えるが、我が県への影響はどのぐらいか。

イ、中止に伴う各市町村の事務費は幾らか。

(2)、介護支援ボランティアについて伺います。

介護保険制度における地域支援事業として市町村の

裁量により介護支援ボランティア活動を推進するものでありますが、具体的には介護支援ボランティア活動を実績に応じてポイントを交付し、ポイントは介護保険料や介護サービス利用料に充てることができ、実質的な保険料負担軽減にもつながります。それだけではなく、高齢者が活動を通じて社会参加、地域貢献ができ、自身の健康増進を図ることにもつながり、いわゆる介護予防に役立つわけであります。すぐれた制度にもかかわらず、まだまだ試行的な状況に近いと思われますので、県の積極的な推進が望まれます。

そこで次のことを伺います。

ア、本県の各市町村のポイント制度による介護支援ボランティア活動の導入状況はどうなっているか。

イ、他府県の状況はどうなっているか。

(3)、特別養護老人ホームについて伺います。

先日、ある特別養護老人ホームを視察し、関係者と懇談をしてまいりました。その中で、多くの課題を抱えながら奮闘している姿に感動を覚えました。いろいろな提案がありましたが、そのことは後日協議するとして、ここでは次のことを伺います。

ア、施設入居希望者数は幾らか。また、今後の対策はどうなっているか。

イ、国は施設介護から居宅介護へシフトしているが、老人が老人を介護している数は幾らか。また、今後の対策はどうなっているか。

(4)、障害者の権利と尊厳を守る県条例の制定を急ぐべきだと思えるが、予定はどうなっているか。

人はだれでも病気、老齢、事故などの予期せぬ原因によってある日突然障害ある身になる可能性を秘めています。現在健康だからといって、将来にわたり身体機能が損なわれずに普通の生活が送れるという保証はありません。障害者の権利を他人事としてとらえるのではなく、県民一人一人が自分自身の問題として受けとめなければならないと考えます。

4、医療行政について伺います。

本県の保健医療を取り巻く環境は、少子・高齢化の進展、医学・医術の進歩に加え、県民の健康意識の高揚等により多様化していることから、より質の高い保健医療サービスの提供が求められております。また、介護保険制度の導入や医療の大幅な改正、健康増進法の制定や健康保険法の改正など保健医療に関する大きな制度改革が進行しております。このような状況を踏まえて、より一層県民のニーズに即した保健医療サービスを提供することが求められております。

そこで次のことを伺います。

(1)、地域医療再生計画についてであります。

ア、救急医療対策として、小児救急電話相談事業――いわゆる #8000 であります――の予算は確保できているのか。また、他の 2 つの事業、クリニカルシミュレーションセンターの設立及び看護研修センターの設置はどうなっているか。

イ、地域医療再生基金が停止されると我が県への影響はどうなるのか。

(2)、医師不足の解消について伺います。

ア、公務員医師が次から次へとやめていく大きな原因の一つが、定数枠による勤務状況の厳しさだと指摘されているが、改善する考えはないか伺います。

イ、産婦人科医と精神科医の養成状況はどうなっているか。

(3)、新型インフルエンザ対策について伺います。

ア、県内の現在の発生状況と対策を伺います。

イ、発生しやすい冬場に向かうわけですが、小さい子供たちやお年寄りの受診状況はどうなっているか。また、ワクチンは十分確保されているか伺います。

大きな 5 番、環境行政について伺います。

今、世界じゅうで最も注目を浴びているのが経済不況の回復と環境政策ではないでしょうか。我が国・我が県においてもしかりです。ここでは環境問題について取り上げてみたいと思います。

我が県にとっては自然の恩恵を受けて県経済が成り立っていると言っても過言ではないでしょう。そのような観点から申し上げますと、自然環境保護がいかに大事かということであります。

そこで次のことについて伺います。

(1)、沖縄県環境基本条例に基づいて「沖縄県環境保全計画」を策定し、3 年ごとに総括することになっているが、直近 3 年の総括と新たな年計画を伺いたい。

(2)、CO₂削減目標 25% の達成のための具体的なスケジュールはどうなっているか。また、車社会の沖縄では特に厳しいと思われるが、政府の特別な支援はあるのか伺います。

(3)、管理型産業廃棄物最終処分場について、建設予定地の選定、進捗状況を伺います。

大きな 6 番、観光・商工行政について伺います。

我が県のリーディング産業である観光産業が今、最大のピンチに立たされております。10 月の県内入域観光客数が前年同月比 12.3% 減の 47 万 9900 人となっており、ことし 2 けたの落ち込みとなったのは 2 月の同 14.5% 減に次いで 2 度目であります。観光客数はリーマンショック後の 2008 年 11 月以降、ことし 7 月を除くすべての月で前年同月を下回る状況が続いております。

す。国内客は、景気低迷や新型インフルエンザによる旅行手控えなど約 12% も減っている状況のようですから、冬場は寒い近隣諸国の富裕層をねらって行政も一緒になって最大の営業努力をすべきではないかと考えます。

そこで次のことを伺います。

(1)、観光についてであります。

ア、大型観光客専用バスの完成も間近だし、今後、海外からの観光客増も大いに期待できるものと思います。そこで特に近隣諸国である中国、台湾、韓国からの誘客対策を伺いたい。

イ、10 月の県内入域観光客は前年同月比 12.3% 減となっているが、今後の緊急対策はどうなっているか伺います。

(2)、商工労働について伺います。

金融機関に返済猶予などを促す中小企業金融円滑化法が 30 日成立し、資金繰りが厳しくなる年末を控えた中小企業にとっては少しばかり光明が差した気がいたします。

そこで次のことを伺います。

ア、中小企業への融資策と 10 月末現在の利用状況はどうなっているか。また、資金は十分確保されているのか伺います。

イ、浦添職業訓練校と具志川職業訓練校の定数枠をふやす考えはないか伺います。

ウ、新卒者の内定状況はどうなっているか伺います。

大きな 7 番、農林水産行政について伺います。

我が県の農業の課題の一つが、基幹作物であるさとうきび農家の手取り収入のアップと担い手の育成であります。この両者は相関関係にあり、当然収入がアップし、魅力が出てくれば当然若者も U ターンしてくると思われれます。そのことによって耕作放棄地の解消にもつながり、また若者の失業対策にも貢献できる一石二鳥どころか三鳥にもなるものと考えます。

そこで次のことを伺います。

(1)、農業についてであります。

ア、政府の農家所得補償は米が中心だが、さとうきびに対する補償の見通しはどうなっているか。

イ、さとうきび増産プロジェクト基金事業は、平成 18 年度から始まって本年度で終了するが、4 年間の成果はどうか。また、今後の対策はどうなっているか。

ウ、耕作放棄地の解消についてであります。

食料の自給率アップを図るには、耕作放棄地の解消が最も重要だと考えるが、その対策はどう取り組んでいるか伺います。

8番目は、陳情書が知事の手元に届いていないために割愛をいたします。

以上、御答弁よろしく願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 前島明男議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、鳩山政権と県政に係る御質問の中で、鳩山政権と21世紀ビジョンとのかかわりについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄21世紀ビジョンは、県民とともにあるべき沖縄の将来像を描き、その実現に向けた取り組みの方向性を明らかにする基本構想であります。民主党においては、既に沖縄ビジョンを策定するなど、沖縄の将来に対し配慮が示されているところと考えております。

鳩山政権には、県民が望む沖縄の将来像の実現に向け、さまざまな面から支援・協力がいただけるものと期待をいたしているところでございます。

次に、同じくポスト振計にどう臨むかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県では、現在沖縄21世紀ビジョンの策定と並行しまして沖縄振興計画などの総点検を実施いたしているところであります。各種振興策の推進により、社会資本の充実や産業基盤の整備が着実に進捗している一方で、県民所得の向上などの課題も残っております。

新たな振興計画では、総点検結果やビジョンの実現方策も含め課題や不利性を克服し、沖縄の優位性を発揮するためのさまざまな施策の展開や制度の導入など総合的な検討が必要だと考えております。また、離島の振興や駐留軍用地跡地の利用対策などさらに国の責務により推進すべき重点課題もあり、国の支援・協力は今後とも必要と認識いたしております。

同じく政府が県外を模索していることについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

市街地の中心部に位置いたします普天間飛行場は、住民生活に著しい影響を与えており、周辺住民の不安や騒音被害などを解消することが喫緊の課題となっております。この間、政府においては、米軍再編合意に基づき名護市辺野古への代替施設建設に向けて取り組んできたところであります。こうした中で新内閣がスタートし、鳩山総理の「地元の皆さまの思いをしっかりと受け止めながら、真剣に取り組む」とした所信表明などを受けまして、沖縄県内では県外移設の実現を期待する声が非常に高まっております。

県としましては、これまでも申し上げてまいり

ましたが、県外移設が最も望ましいと考えており、政府が具体的な県外移設案を提案するのであれば、政府の方針を積極的に支持するものであります。

県は、普天間飛行場の一日も早い危険性除去のため、明確な方針及び具体案を示していただくよう、政府に対して要望しているところであります。

次に、同じく鳩山政権との関連ですが、普天間飛行場の危険性除去の見通しについてという御質問にお答えいたします。

県としましては、普天間飛行場の危険性を放置することはできないことから、同飛行場のヘリ等の運用を極力低減し、3年をめどに危険性の除去、そして騒音の軽減を図ることを機会あるごとに政府に対し求めているところであります。また、「普天間飛行場の危険性の除去に関するワーキングチーム」などにおいても政府と率直な意見交換を重ねてまいりました。さらに、去る9月の新政権発足後は、鳩山総理を初め各大臣との面談や軍転協の要請、そして環境影響評価準備書に対する知事意見の中などで、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去を求めたところであります。

県としましては、今後とも普天間飛行場の危険性の除去につきまして具体的な方策の提案、実施に向け、さらに検討を加速させるよう政府に求めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、危険性除去に関する米国大統領への直訴はどうかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私は、ことし1月と11月に訪米した際、国務省、国防総省などに対し、普天間飛行場の危険性除去策につきまして日米両政府で十分協議するよう要請をしたところであり、今後ともあらゆる機会を通じて日米両政府に求めていきたいと考えております。

岡田外相の公約に関する発言についての御質問にお答えいたします。

普天間飛行場の県外や国外への移設につきましては、民主党の「沖縄ビジョン2008」には記載されておりますが、マニフェストや三党連立政権合意では言及されておられません。また、前回の衆議院選挙期間中に普天間飛行場移設問題につきましてさまざまな発言があったことは新聞報道等により承知いたしておりますが、個別の政党の公約について、私がコメントすることは差し控えさせていただきたいと思っております。

次に、医療行政に係る御質問の中で、新型インフルエンザの県内の現在の発生状況と対策についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

新型インフルエンザの流行状況につきましては、10月に入ってから7週連続で増加し、先週はやや減少

しましたが、現在は第二波に入っていると思われます。これまでに報告された数は約2万5000人となり、実際は約12万6000人程度が患者となったものと推定しております。

感染防止対策としましては、県民に対して「咳エチケット」の徹底等と呼びかけております。また、10月からは重症化防止のためのワクチン接種を優先度に従いまして進めているところであります。さらに、11月から救急告示病院への相談員配置事業を開始し、病院にかかってくる発熱等の相談電話に対応することで救急医療提供体制の維持を図っております。

次に、観光商工行政に係る御質問の中で、中国、台湾、韓国からの誘客対策についての御質問にお答えいたします。

ことは、中国人への個人観光ビザの発給や大型旅客船バースの供用開始もありまして、外国人観光客の誘致に弾みがつくものと期待しているところであります。

沖縄県では、「ビジットおきなわ計画」に基づき、台湾、韓国、中国、香港を重点地域に位置づけて誘客活動を展開いたしております。具体的には、ウェブサイト「真南風プラス」を活用した多言語による情報発信、そして国際旅行博への出展や海外旅行社、メディア招聘などに取り組んでいるところでございます。

今後とも、県海外事務所の機能を活用し、国際観光振興機構などと連携をいたしまして、東アジア地域からの外国人観光客誘致に努めてまいり所存でございます。

次に、農林水産行政に係る御質問の中で、耕作放棄地の解消対策という御質問にお答えいたします。

耕作放棄地の対策につきましては、現在24市町村に「地域耕作放棄地対策協議会」を設置し、雑木等の除去、土壌改良、ハウス等の整備や農地の利用調整などを行っているところでございます。平成20年度には18.3ヘクタールを再生整備し、平成21年度には約75ヘクタールの解消を予定いたしております。

沖縄県といたしましては、今後とも未設置市町村における地域協議会の設立など関係機関と連携をし、平成23年度をめどに350ヘクタール程度の耕作放棄地の再生利用を進めてまいり予定でございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 鳩山政権と県政に関する質問のうち、事業仕分けによる県政への影響について

お答えいたします。

事業仕分けの結果は、今後、財務省の予算査定を経て年末の平成22年度政府予算案に反映される予定です。そのため、現時点では県予算への影響額は明らかではありませんが、事業仕分けで「廃止」とされた事業で「農道整備事業」や「田園空間整備事業」など8件、事業費で約7億円が影響すると思われます。

そのほか、公共事業等を中心に「予算要求縮減」や「見直し」とされた事業などがありますが、その内容については、まだ示されておられません。

県といたしましては、引き続き情報収集に努めるとともに県予算に影響がないよう国に対して要請してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 鳩山政権と県政についての御質問の中で、道州制についての県のスタンスについてお答えいたします。

道州制については、地方分権の推進や自主性・自立性の高い地方税財政制度の構築等を前提とする全国知事会の基本的な考え方等を踏まえ検討されるべきものと考えております。また、導入に際しては国民生活にも大きな影響を及ぼすことから、道州制の導入の是非や理念・目的等について国民的な議論が重要であると認識しております。

県としては、新政権における議論の方向性等を踏まえ適切に対応していきたいと考えています。

次に、北部振興策の継続についてお答えします。

北部振興策については、これまで沖縄県及び北部12市町村から国に対して継続実施の要望をしております。平成22年度内閣府予算概算要求の中では、新たな北部振興策として盛り込まれており、沖縄県としましては、今後の新たな北部振興策が着実に実施できるよう地元との連携のもと、積極的に支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 鳩山政権と県政についての御質問で、日米地位協定の見直しの経過についてお答えいたします。

日米地位協定は、一度も改正されないまま締結から約50年が経過しており、人権や環境問題などに対する意識の高まり等の中で、時代の要求や県民の要望にそぐわなくなっていることなどから、沖縄県においては

11項目にわたる抜本的な見直しを要請しているところ
であります。

日米地位協定の抜本的な見直しについては、渉外知事会や軍転協としての要請や、関係大臣及び衆参両院の関係委員会に対する要請など、機会あるごとに日米両政府等に対し要請しております。また、ことし1月と11月に知事が訪米し、日米地位協定の見直しについて求めてきたところであります。

同じく日米地位協定との関連で、新政権に対する見直し要請についてお答えいたします。

新政権の与党3党合意においては、「日米地位協定の改定を提起する」こととされております。県は、新政権発足後、日米地位協定の見直しについて、10月16日及び23日に渉外知事会を通じ、外務大臣及び防衛大臣に対し要請したところであります。また、10月28日及び29日に軍転協を通じ、内閣官房長官を初め日本政府と駐日米国大使館等に対し要請したところであります。

来年は、地位協定制定50周年の節目の年であることから、渉外知事会とも連携しながら、引き続き粘り強く地位協定の見直しに向けた取り組みを強化してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは、教育行政についての御質問で、いじめの根本原因についてお答えをいたします。

いじめの原因、背景についてはさまざまな要因があり一概には言えませんが、規範意識の低さや基本的な生活習慣の未確立などの本人の課題、親と子の触れ合いの少なさなどの家庭の課題、夜型社会や他人の子供に無関心であるなどの地域社会の課題、子供への指導・支援などの学校の課題等が挙げられます。

次に、いじめの情報についてお答えをいたします。

文部科学省の問題行動調査によると、いじめは、「一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」となっております。いじめの発見は、保護者や被害者本人からの訴え等によるものが多く、残念ながらいじめの行為が行われた後に情報が入ることが多くなっております。

次に、いじめ対策についてお答えをいたします。

いじめに対しては、「しない、させない、見逃さない」という毅然とした姿勢で、学校、家庭、地域、関係機関等がそれぞれの役割を果たしつつ防止に取り組

んでおります。

県教育委員会としましては、「自他の生命を尊重する」教育や「子どもの心の居場所づくり」、児童生徒理解に基づく個に応じた指導・支援などの充実に努めてまいります。

次に、県警との連携についてお答えをいたします。

県警と沖縄県教育委員会は、「沖縄児童生徒健全育成サポート制度」を締結し、児童生徒の問題行動や非行防止のための情報交換を行うなど、相互に連携してたくましさや優しさを持った心豊かな児童生徒の育成に努めております。また、児童生徒の非行を防止し、健全育成を図ることを目的として「沖縄県教育庁・警察本部連絡協議会」を毎年定期的に開催しております。

そのほか、学校において警察官が専門的立場から各種授業を行う安全学習支援授業を実施しております。

今後とも県警と連携し、児童生徒の非行及び被害防止、交通事故等の防止を図ってまいります。

次に、学力調査の成果をどう生かしているかについてお答えをいたします。

全国学力・学習状況調査を実施することによって、教育委員会の教育施策及び各学校の教育の成果や課題、児童生徒一人一人の学習状況などを把握することができ、学習意欲の向上等を図る取り組みの方向性も明らかになってまいりました。

県教育委員会としましては、県全体としての課題改善のため、今後とも児童生徒一人一人が学びを楽しみ、高める「わかる授業」の構築と「早寝早起き朝ごはん」などの取り組みにより、基本的な生活習慣の確立を図る取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、秋田県との交流の成果についてお答えをいたします。

人事交流開始から8カ月がたっております。4人の先生方は、勤務校の同僚からも信頼され、授業づくりや児童生徒個々へのかかわり方をともに追究したり、他の学校の先生方にも、学級経営を基盤にした「授業づくり」について考える機会を提供するなどよい影響を及ぼしていると聞いております。

秋田県との人事交流事業は、新しい教育観や指導のあり方について相互に示唆を得るなど、学校教育の振興に貢献しております。

次に、全国学力調査への参加についてお答えいたします。

平成22年度の調査は、抽出方式で実施するとの連絡を受けております。

県教育委員会としましては、市町村教育委員会と連携をして、今後、国が示す具体的な調査方法や方針に基づき適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、保護者からの過度な要求についてお答えいたします。

平成19年9月に行った「保護者等からの理不尽な要求や苦情等の実態調査」によりますと、過度な要求等の件数は、同年4月から9月の間で県立学校25件、市町村教育委員会19件となっております。

次に、学校問題解決サポートセンターについてお答えをいたします。

県教育委員会としましては、平成19年12月に「学校問題解決支援チーム」を設置し、県立学校や市町村教育委員会において解決できない問題に対して相談に応じたり、問題解決に向けた対処方針等について提示するなどの支援を行っているところであります。

次に、教員免許更新制の廃止及び教職大学院のメリット・デメリットについて一括してお答えをいたします。

文部科学省は、平成22年度より教員免許制度の抜本的改革に必要な調査検討を開始することとしております。その中で、現行制度の効果等を検証し、現在の教員免許更新制のあり方についても検討を行うとのことであります。

したがいまして、現段階では教員免許更新制の廃止の方針や教職大学院のメリット・デメリットについては、国の制度設計が具体的でないため言及できない状況であります。

県教育委員会としましては、文部科学省の動向を見守りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 福祉行政についての御質問の中の、「子育て応援特別手当」の中止による影響と各市町村の事務費について一括してお答えします。

平成21年度に支給が予定されていた「子育て応援特別手当」については、支給対象児童数がおおよそ5万人、支給額は約18億円となる見込みでありました。また、各市町村におけるこれまでの準備経費や執行停止に伴う必要経費等の影響額は、調査の結果、約500万円となっております。当該経費については、国において適切に対応されるものと考えております。

次に、介護支援ボランティア活動導入状況についてお答えします。

介護支援ボランティア活動については、高齢者の社会参加、地域貢献を促進するとともに、高齢者自身の健康増進を図ることを目的にボランティア活動にポイントが付与されるものであります。このポイントが一定以上になると、介護保険料軽減分として換算されることなどが平成19年度から認められており、事業の財源として地域支援事業交付金を活用しております。

県内においては、現在、介護支援ボランティア活動を推進する事業を実施している市町村はありませんが、導入する市町村に対しては、県としても支援する考えであります。

次に、介護支援ボランティア活動の他府県の状況についてお答えします。

全国で介護支援ボランティア活動を導入しているのは、平成20年度で8地方自治体であります。平成19年度に東京都の稲城市が介護支援ボランティア活動モデル事業を初めて実施してから、その後千代田区、世田谷区、八王子市、横浜市など事業を実施する市町村がふえてきております。

なお、対象となるボランティア活動の範囲や蓄積ポイントの換算、保険料軽減額の設定方法や内容については、各市町村の判断に任されております。

次に、特別養護老人ホーム施設入居希望者の数及び対策についてお答えします。

特別養護老人ホームの入所申込者数は、平成20年11月末時点で3409人、そのうち要介護3から5の高齢者は1630人、さらにその中で介護を要する者が高齢などで十分な介護ができない世帯は1056人となっております。

県では、特別養護老人ホームを330床、認知症高齢者グループホームを315床、居住系サービスの特定施設を405床、合計で1050床を整備するなど施設入所待機者の解消を図ってまいります。

次に、老人が老人を介護している数及びその対策についてお答えします。

国が平成20年9月9日に公表した平成19年国民生活基礎調査によると、全国では65歳以上の要介護者を70歳以上の者が介護している割合は35.2%で、平成16年の調査に比べ6ポイント増加しております。

県としては、特別養護老人ホーム等の施設サービスを初め地域密着型サービスや居宅サービスの拡充を図り、高齢者介護者の負担軽減を図っていく考えであります。

次に、障害者の権利と尊厳を守る条例についてお答えします。

「すべて障害者は、個人の尊厳を重んぜられ、その

尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。」こと、また、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」ことについては、障害者基本法が明確に定めているところであります。

県では、同法に基づき策定した「第3次沖縄県障害者基本計画～美らしま障害者プラン～」において、障害者の権利擁護を推進することを基本的な考え方として諸施策を推進しております。障害者の権利と尊厳を守る条例の制定に当たっては、条例制定の目的を明確にするとともに、差別行為の定義や法的実効性などについて慎重な検討と十分な議論が必要であると考えております。

県としては、今後、国が検討を進めている障害者差別禁止法の制定の動向などを踏まえながら検討していきたいと考えております。

次に、医療行政の御質問の中の、小児救急電話相談事業、クリニカルシミュレーションセンター及び看護研修センターについてお答えします。

小児救急電話相談事業、クリニカルシミュレーションセンター整備事業及び看護研修センター整備事業につきましては、「沖縄県地域医療再生計画」（案）に盛り込んでおります。計画（案）については、年内に厚生労働大臣の承認を経て、今年度中に沖縄県地域医療再生基金を設置した後、平成22年度から事業を実施する予定であります。

次に、地域医療再生基金の停止についてお答えします。

地域医療再生基金臨時特例基金につきましては、当初、全国10カ所の二次医療圏に予定されていた補助限度額100億円の計画は、補正予算の執行停止対象となりました。その結果、各都道府県は、限度額25億円の二次医療圏の計画を2つ提出することになりました。

次に、産婦人科医と精神科医の養成状況についてお答えします。

県内においては、専門医の確保を図るため、15の病院が臨床研修事業を実施しております。そのうち、現在、産婦人科を専攻している者が19人、精神科を専攻している者が5人おります。精神科専攻の研修においては、小児精神に関する研修も含めて行われております。また、確保が困難な診療科の医師を養成するために医師修学資金貸与事業を実施しており、産婦人科を専攻する医師等に対しても修学資金を貸与しております。

県におきましては、臨床研修病院等の協力も得ながら、引き続き専門医のバランスある養成に努めていき

たいと考えております。

次に、小さい子供やお年寄りのインフルエンザの受診状況とワクチン確保についてお答えします。

インフルエンザの受診状況の把握は困難であることから、県内58定点医療機関からの発生動向の状況を述べさせていただきます。

沖縄県内で夏場以降、インフルエンザとして報告された約2万4000例のうち、15歳未満の小児は全体の約53%を占めております。一方、70歳以上の高齢者の報告数は全体の約1%程度となっております。

新型インフルエンザワクチンは、優先順位に従って接種が進められており、現在は医療従事者と基礎疾患を有する者、妊婦を対象に接種が行われております。

なお、一般の幼児については、12月17日から接種開始となります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 医療行政についての御質問の中の、県立病院の医師の定数見直しについてにお答えします。

県立病院は、各医療圏域の中核病院として三次医療の救命救急や、ICU・NICUなどでの重篤な患者に対する医療を24時間体制で提供しており、多くの医師が長時間の時間外勤務を行っております。一方、各病院では労働基準法第36条に基づく協定が締結されておらず、労働基準監督署からは正勧告を受けているところであります。勤務環境の改善を図りながら三六協定を締結し、救命救急などの現在の医療提供を維持するには、医師の増員を検討する必要があります。また、病院現場からは、医師の待遇について、長時間勤務が多い現在の勤務状況の改善のほかに、学会参加など医師の研修機会をふやすこと、優秀な研修医を正職員として採用することなどが提案されており、これらについても検討する必要があります。

病院事業局としては、このような観点から適正な医師数を検討し、現在進めている経営再建計画との整合性を確保しながら段階的な定数増を行ってまいりたいと考えており、2月議会に向けて病院事業局としての定数条例改正案を策定すべく、関係部局と調整を行っているところであります。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 環境行政についての御質問で、沖縄県環境保全実施計画の総括と新たな計

画についてお答えいたします。

平成19年度に終了しました第2次沖縄県環境保全実施計画においては、赤土の堆積状況等の指標達成率の低下により、第1次計画の73%に対し67%となっております。平成20年度から開始した第3次計画においては、第2次計画の実績を踏まえ、一般廃棄物の排出量の抑制を強化する等の施策の充実強化を図るとともに、各施策をより適切に評価できるよう、新たにエコアクション21登録事業者数等の指標を追加するなどの見直しを行っております。

県としましては、引き続き環境の保全と創造に関する施策の推進に取り組んでいくことにしております。

次に、CO₂削減目標と政府の支援についてお答えいたします。

我が国の新たな削減目標や達成時期などについては、今月、デンマークにおいて開催される気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）において、次期枠組みとして設定される予定となっており、これを受けて国においては、新たな目標の達成に向けた施策が示されるものと考えております。

一方、沖縄県においては、現行計画を見直し、新たな計画を平成22年度に策定することにしており、引き続き国の動向を注視しつつ、削減目標の設定や対策の充実強化を図っていく考えであります。また、国の支援策を活用して電気自動車の普及、施設の省エネ改修や住宅の遮熱化の促進など、対策の強化を図っていきたいと考えております。

次に、公共関与事業の進捗状況についてお答えいたします。

公共関与最終処分場の立地候補地3カ所において、それぞれの地元関係者に理解と協力を求めているところですが、用地の決定には至っておりません。処分場の整備に当たっては、安全・安心なモデルとなる処分場とすることを基本とし、地域との信頼関係を構築することが重要であると考えております。

今後は、関係市町や地域の方々への説明を積み重ね、他府県の先進地視察を行い、理解が得られるよう努めるとともに、地域の意向を踏まえながら周辺環境整備等の地域支援策にも取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 観光商工行政について、入域観光客減に対する緊急対策についての御質問にお答えします。

沖縄県では、昨今の世界不況や新型インフルエンザ等による厳しい状況の中、沖縄観光の需要喚起を目的に観光客誘致緊急対策プロモーション事業を実施しております。具体的には、国内観光客の誘致に関しては、インターネットの活用や航空会社等と連携したキャンペーン、東京や大阪など主要都市における観光PRイベント、MICEの誘致セミナーなどを実施しているところであります。また、外国人観光客の誘致に関しては、インターネットや沖縄を舞台としたテレビドラマを活用したPR、クルーズ船寄港時の歓迎セレモニーなどを実施しているところです。

今後も、国や航空会社、旅行社、市町村等と連携して観光客の増加に向けた効果的な誘客プロモーションを実施してまいりたいと考えております。

同じく観光商工行政について、中小企業への融資策と10月末現在の利用状況等についての御質問にお答えします。

県では、県内中小企業の事業活動に必要な資金の融資の円滑化のために県融資制度を設けております。平成21年度は、14種類の資金で合計約187億円の融資枠を準備しております。そのうち緊急経済対策資金としては、「中小企業セーフティネット資金」と9月補正予算で融資枠を15億円から30億円に拡充した「原油・原材料高騰対策支援資金」があります。10月末までの利用状況は、全体で698件、融資額約51億5500万円、「中小企業セーフティネット資金」は182件、16億4920万円、「原油・原材料高騰対策支援資金」は126件、8億8670万円となっております。資金需要が増加する年末・年度末に向けて融資枠を十分確保しており、県融資制度を有効に活用していただくため広報の強化等を行ってまいります。

同じく観光商工行政について、県立職業能力開発校の訓練指導員定数枠をふやすことについての御質問にお答えします。

現在、浦添職業能力開発校においては、正職員が18名、非常勤講師が15名、また、具志川職業能力開発校においては、正職員が22名、非常勤講師が14名の体制となっております。県内では、県立職業能力開発校のほか、独立行政法人雇用・能力開発機構沖縄センターや民間専門学校等で職業訓練を実施しております。

県立職業能力開発校においては、これら職業訓練機関の訓練コースとの整合性を図りつつ、社会や時代のニーズに対応した訓練科目の設定と指導員体制の構築が重要であると考えております。

そのため、現在、策定作業を進めている職業能力開発校の再編整備計画の中で、今後の訓練科目のあり方

と指導員体制について総合的に検討してまいりたいと考えております。

次、同じく観光商工行政について、新卒者の内定状況と対策についての御質問にお答えします。

沖縄労働局によると、平成22年3月卒業予定の県内高校生の就職内定率は、10月末現在で26.6%となっており、前年同月に比べ0.4ポイントの低下、大学生については11.0%で、前年同月に比べ2.4ポイントの低下となっております。また、新規高卒者に対する10月末現在の求人数は、前年同月に比べ52.3%の減、7月時点での各大学で受け付けた求人数は、前年同月に比べ県内60.4%の減、県外40.7%の減となっており、新規学卒者の求人数は大幅に落ち込んでおります。これらの状況は、全国的にも同様な傾向が見られ、当面厳しい状況は続くものと考えております。

沖縄県としては、9月補正予算により県外求人企業の開拓や合同就職面接会の拡充などを図り、引き続き沖縄労働局、教育庁等と連携し、新規学卒者の就職内定率の向上に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 農林水産行政の中で、さとうきびに対する戸別所得補償についてお答えします。

戸別所得補償については、国において平成22年度から米戸別所得補償モデル事業が実施されることとなっております。その内容としては、生産数量目標に即して生産を行った販売農家に対して、標準的な生産に要する費用と販売価格との差額を全国一律単価として交付するものとしております。

さとうきびについては、米戸別所得補償モデル事業の実施状況や今後の国の方針を注視し、関係機関と連携しながら対応することとしております。

次に、さとうきび増産プロジェクト基金事業の成果と今後の対応についてお答えします。

さとうきび増産プロジェクト基金事業については、さとうきび増産プロジェクト基本方針に基づき、平成18年度から21年度までの4カ年計画で生産者、糖業者、行政機関等の関係者が一体となって取り組んでおります。

主な事業実績としては、91ヘクタールの遊休農地の解消、49台の株出し管理機等の導入、1230ヘクタールの堆肥投入による土づくり、154ヘクタールの点滴かんがい施設導入などとなっております。その結果、さとうきび生産については比較的気象条件に恵まれたこ

とはあるものの、平成17年産の約68万トンから平成20年産は約88万トンに増産しております。

県としては、さとうきびの増産を図るため、さとうきび増産プロジェクト基金事業にかわる新たな対策を創設するよう関係機関と連携し、国に対し要請しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 前島明男君。

〔前島明男君登壇〕

○前島 明男君 それでは、再質問をさせていただきます。

オバマ大統領に直訴していただきたいということを申し上げたんですが、オバマ大統領が沖縄の基地の状況を視察されたかどうか分かりませんが、やはり聞くのと実際に自分の目で見るのとでは、全然受けとめ方が違うと思うんですよ。

ですから、普天間のあの状況をごらんになった場合、恐らくこれは米大統領だってそのままというわけにいかないんじゃないかというふうに思いますので、あらゆるルートを通じて、これは絶対オバマ大統領に直訴していただきたい。このようなことから再質問させていただきますが、その点について、知事、いかがでしょうか。

それともう1点、職業能力開発訓練校。

今の失業率の高さ約8%近くになっていますけれども、それを考えた場合に、ぜひとも浦添、それから具志川の両校の拡大といいますか、やっていただきたい、このように思います。民間と競合しない形で、ぜひとも両校の募集人員、募集訓練生が一人でも多く入校できるようにぜひとも拡大をしていただきたい、このことを要望して私の再質問を終わります。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時51分休憩

午後2時52分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 前島議員の再質問に答弁させていただきます。

まず第1に、オバマ大統領へ普天間の状況について直訴したらどうかということで、私もぜひ議員のお力も得て、いろんなルートを使ってトライをしてみたいと思います。

さらにもう1点、浦添、具志川の職業能力訓練校について、この拡充、機能強化というのは私も全く賛成でございまして、今整備計画を見直しをしております。

す。その中で、議員おっしゃったような方向でまともにいき、拡充・拡大してみたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

〔平良昭一君登壇〕

○平良 昭一君 改革の会の平良昭一です。

会派を代表いたしまして質問を行います。

11月8日の「辺野古への新基地建設と県内移設に反対する県民大会」は、準備期間が短かったにもかかわらず2万1000名を超える参加者が集結し、沖縄の民意を確実に発信できた大会でありました。特に、自身を保守系の政治家であると公言し、大会の共同代表に就任した翁長那覇市長は、「県民は基地を挟んで右と左に分かれ、長い間、経済だ平和だと白黒闘争を続けてきた。これ以上沖縄の人々を対立させないでほしい」と県民を分断する移設問題に終止符を打つように訴え、「私も保革の枠を超え一步を踏み出した。今、県民は心をついにまとめることが大切だ」と呼びかけ、今こそ超党派の県民党での日米両政府への民意を訴える必要性を強調したあいさつは印象に残りました。

そもそも米軍普天間飛行場代替基地の県内移設の遵守などを明記したグアム移転協議や、日米で合意したさまざまな協定は米国議会の承認が必要な条例ではなく、官僚間で締結できる行政協定である。条例の見直しなら非常に難しいが、行政協定なら再交渉ができるものである。沖縄が理由と条件を突きつければ、県外へ動かすことができることを翁長市長は問いかけたに違いない。

今、沖縄は日米両政府から試されている。冷戦時代の思考法や、自民党政権与党時代の考え、地政学的な運命論から早く抜け出す政策転換が急務であります。沖縄が迷っている印象を与えてはならない。県民一体となり、県外移設をはっきり望む意思を両政府に示す必要があるものだと思うことを述べ、質問に入ります。

1点目、知事の政治姿勢について。

(1)、訪米の内容、その成果は。日米地位協定改定にどれだけの成果があったのか、また訪米中、同席する神奈川県知事発言に対する知事の見解を伺う。

(2)、11月27日、30日に鳩山首相との直接連続会談があったが、その内容について伺う。

(3)、辺野古移設案の概略施行検討資料に受注割り振りとも思える資料が関連企業で保有されていることが判明したが、その件について知事の見解を求める。

(4)、予算の無駄遣いを洗い出す事業仕分けで基地従業員員の給与見直し方針が示されたことについて知事の

見解を伺う。

(5)、今回の補正予算、経済危機対策に対応する景気対策予算は47億円規模で本当に大丈夫か伺います。

(6)、来年の名護市長選挙に対する知事の対応はどうするのか伺います。

(7)点目、知事の任期もあと1年を切りましたが、来年の知事選挙に出馬の意向を伺います。

2点目、北部振興事業について。

(1)、北部振興事業の基本方針は、北部地域の産業振興による雇用創出と生活環境整備による定住人口の増加を図ることを柱に計画実行され、人と産業の定住条件の整備による地域の持続的な発展がテーマであります。その方針どおりに反映されているか、10年間の総括について伺います。

(2)、振興事業後に所得ランキングが県内最下位地区に下がっている。人口も5000人ふえたが、南の3町村だけで減少している町村が多い。偏っているがその見解を伺います。

(3)、北部を15万人都市として形成していくためには長期継続は絶対必要だが、その見解を伺います。

(4)、すべての事業を北部広域で権限と予算調整を仕切るべきであり、北部振興基金で受け入れることや単年度事業主義の弊害をなくしたり、多様な地域振興費として活用できるような工夫や交渉が必要だと思うが、知事の見解を伺います。

3点目、観光行政について。

(1)、観光客が減少しているが県の見解を伺います。

(2)、国際線旅客ターミナル整備について。

ア、モノレールまでの連結通路にアーケードがなく、降雨時に支障を来しております。暗くて、田舎臭いと不評であります。観光地としてのイメージダウン、そしてまた玄関のひさしが低く、大型バスが横づけできないとの苦情があり、その対応策について伺います。

(3)、台湾観光客誘客対策について。

ア、台湾におけるリゾートウエディング対策について伺います。

イ、台湾版沖縄情報誌作成について、県がどのようなかわりを持っているか伺います。

ウ、台湾省交通部観光局、中華航空、台湾における国際旅行博覧会及び現地大手旅行社などへのこれまでの県の対応について伺います。

エ、八重山圏域と台湾東部地域の交流について伺います。

(4)、来年3月に行われる沖縄国際アジア音楽祭について進捗状況を伺います。

(5)、沖縄マリニック開催について、県の考え方を伺います。

4点目、先進的交通システム及び鉄軌道について。

(1)、21世紀ビジョンでも多くの県民の要望が寄せられている状況だが、県の考え方を伺います。

5点目、医療行政について。

(1)、県立病院の医療機能の見直しについて。

ア、南部医療センターが将来的に小児医療に特化していくことや、中部病院や精和病院の医療機能の見直し作業が進んでいるというが、なぜ今の時期にその必要があるか説明をしてほしいと思います。

(2)、北部病院産婦人科休止状況、その後の県の取り組みを伺います。

(3)、ドクターヘリについて。

ア、現在民間のドクターヘリが県民の誠意によって運営されていますが、その件に関しどう思うかお聞かせ願います。

イ、中北部を初め数多くの離島を抱える本県の実情を考えたときに、今後の医療体制と県民の生命を守る立場からその見解を伺います。

ウ、医師、看護師、救急救命士等の人材を育成することによって新たな雇用が生まれてくるが、人材育成と雇用創出の立場から今後どのような取り組みを考えているか伺います。

エ、国立病院を初め県立病院においてもヘリポート設置の必要性を感じるが、その見解を伺います。

オ、人材育成こそ沖縄の宝だと思うが、人材育成にどのような取り組みを行い、どのようなサポートを図ってきたか伺います。

(4)、インフルエンザ対策について。

ア、感染拡大の予防対策はどのようなになっているのか伺います。

イ、タクシー乗務員が予防対策としてマスクをしたときに、客の目からは風邪を引いていると勘違いをされることから、全タクシーに対してマスクの設置等の要請はできないものか伺います。

ウ、被害が多い小児、低学年児の早期ワクチン接種の状況はどうなっていますか。また、県としてワクチン接種に対する補助ができないか伺います。

6、土木建築行政について。

(1)、独占禁止法違反による損害賠償請求について。

ア、損害賠償請求をしている会社の経営状況は一体どうなっているか把握しているか伺います。

イ、賠償金が調停の結果、減免になった場合でも、国への返還は補助金全額になるか伺います。

7、アスベスト問題に対する現状と対策について伺

います。

(1)、県内におけるアスベストの使用状況の把握はどうなっているか伺います。

(2)、これまでの対策と現状はどのようなになっているか伺う。

(3)、公共施設と民間施設との比率はどのようなになっているか伺います。

(4)、米軍施設内についてはどの程度把握していて、その対処方法はどのようなになっているか伺います。

(5)、アスベスト対策として、東京都と神奈川県は民間工事に対して200万円の補助金を出していると聞くが、本県は補助金制度を設置する考えはないか伺います。

8点目、教育行政について。

(1)、うるま市で発生した集団暴行死事件について教育長の見解を求めます。

(2)、他校でもいじめの問題が報告されている。実態把握と今後の対策について伺う。

9点目、警察行政について。

(1)、読谷村楚辺で発生したひき逃げ事件の進捗状況について伺う。

(2)、金武町伊芸区での流弾事件の演習場立入捜査が行われたようですが、状況について伺います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 平良昭一議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、訪米の内容、成果についての御質問にお答えいたします。

今回の訪米では、ワシントンDCにおいて、渉外知事会の会長であります松沢神奈川県知事とともに、日米地位協定の見直しについて、沖縄の米軍基地問題における状況を含め、連邦政府等に対し直接説明をし、理解と協力を求めてまいりました。また、ハワイの太平洋軍司令部において、事件・事故や基地の整理縮小等、沖縄の抱える基地問題について軍の司令官らに対し、直接解決を要請いたしました。

今回の訪米につきましては、国防省のグREGソン次官補ほかとの面談で、「日本の新しい政府とも環境問題について話し合う協議の場を設けていきたい。」との発言があるなど、大きな前進があったと考えております。

また、シンクタンクや研究機関において、沖縄の環境問題を中心とした具体的な事例を示しますとともに、地位協定の見直しや環境特別協定について意見交換を行うことができましたことは、大きな意義があり

ました。

県としましては、沖縄県民の過重な基地負担の軽減が図られるよう、渉外知事会等とも連携をし、今後とも粘り強く日米両政府に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、知事の政治姿勢の中で、神奈川県知事の発言についての御質問にお答えいたします。

普天間飛行場移設問題に関する松沢知事の発言は、渉外知事会会長としての発言ではなく、神奈川県知事としての意見であると理解しております。また、その際、私は、松沢知事の発言について、私の意見とは違う旨お断りした上で、この問題に関する県の従来からの考え方を申し上げたところでございます。

同じく知事の政治姿勢の中で、鳩山総理との面談の内容いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

去る11月30日の鳩山総理との面談におきましては、普天間飛行場の一日も早い危険性除去の取り組みや返還跡地利用のための基盤整備など、沖縄県の米軍基地問題の解決促進を要望いたしました。

鳩山総理からは、日米両政府のワーキンググループで検証しているところであり、沖縄県民の基地負担が軽減されるよう普天間飛行場移設問題を解決しなければならない旨の発言がございました。

県といたしましては、今後とも政府と連携を密にしつつ、この問題の解決促進に努めてまいりたいと考えております。

なお、11月27日の面談におきましては、基地問題を初め沖縄の抱える課題について広く意見交換をいたしましたが、非公式の場であり、具体的内容につきましてはコメントすることは差し控えたいと思います。

同じく知事の政治姿勢の中で、基地従業員の給与見直しに係る知事の見解いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県は、広大な米軍専用施設の存在により、生活環境や産業振興等が阻害され、大きな基地負担を背負っております。

そのような中で、今回の思いやり予算の事業仕分け作業により、駐留軍労働者の給与が見直し対象となったことは、極めて遺憾でございます。

県といたしましては、見直しによって駐留軍労働者の給与が引き下げられることがないよう、国に対して強く要請してまいりたいと考えておりますし、先日超党派の県議会の議員の皆様からも、同様の趣旨の御要請がございました。むしろ、無論一緒になってこの件については解決に取り組んでまいりましょうと申し上

げましたが、議員の皆様との共同の要請をよろしくお願い申し上げます。

次に、知事の政治姿勢の中で、名護市長選挙に対する知事の対応についての御質問にお答えいたします。

来年の名護市長選挙につきまして、県政与党であります自由民主党、公明党の方針を踏まえ、連携しながら対応してまいりたいと考えております。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、来年の知事選挙出馬の意向に係る御質問にお答えいたします。

現在は、掲げました公約の実現に向けて残る任期に全力を尽くす決意でございます。現段階では、それ以上のことを考える余裕がないのが現状でございます。

次に、観光行政に係る御質問にお答えいたします。音楽祭の進捗状況いかんという御趣旨の御質問にお答えをいたします。

沖縄県では、音楽産業及び観光の振興などを目的に、平成22年3月に「沖縄国際アジア音楽祭～ミュージックス2010」を開催することにいたしております。

現在、出演者の選考を進めているところであります。メインとなる3月26日から28日に展開されます屋内及び屋外ステージにつきましては、アマチュア、そしてインディーズを含め、延べ150組ほどのミュージシャンの出演を見込んでいるところでございます。

なお、出演者につきましては、今月中旬以降、来年1月にかけて、順次確定し発表してまいりたいと考えております。

また、この月間中における他のイベントの充実を図るほか、国内外の音楽関係者が集い、ビジネスの新たな展開につなげるカンファレンスの開催準備を進めているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 知事の政治姿勢についての御質問で、辺野古移設案の概略施行検討資料についてお答えいたします。

報道された内容について沖縄防衛局に照会したところ、防衛省として関与した事実は確認できなかったとのことであります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 知事の政治姿勢についてに関連する質問の中で、11月補正予算における経済対策予算についてお答えいたします。

沖縄県では、昨年秋以降の経済危機に対応するための緊急経済対策として、平成20年度11月補正予算から平成21年度9月補正予算まで、合計で約900億円を計上してきたところであり、現在はその迅速かつ効果的な執行に全力で取り組んでいるところであります。

今回の補正予算案には、このたび国との調整を終え、このほど交付額が決定された医療施設耐震化整備事業などを計上したものであり、引き続き経済対策を着実に推進してまいりたいと考えています。

なお、現在、国においては、第2次補正予算の動きが見られております。

沖縄県としては、その動向を踏まえつつ、今後とも迅速かつ適切に対応し、経済対策を推進してまいりたいと考えております。

次に、北部振興事業についての御質問の中で、北部振興事業の総括についてお答えします。

北部振興事業につきましては、これまで情報関連、観光・リゾート関連、農林水産関連などの産業基盤整備を初め、道路、港湾、住宅等の社会資本及び生活環境の整備が行われてきました。

これらの取り組みにより約2000名の雇用が創出されるとともに、定住人口についても、平成12年に比較して約4300人、3.5%増加するなど、北部地域の産業の振興や定住条件の整備に寄与していると考えております。

同じく北部地域における人口増減の偏りについてお答えします。

北部地域における人口の推移につきまして、名護市以北においては少子・高齢化の影響などにより減少しておりますが、名護市以南においては、情報関連や観光・リゾート関連施設の整備などにより、人口の定住が促進されてきております。

同じく北部振興策の継続についてお答えします。

北部振興策については、これまで沖縄県及び北部12市町村から国に対して継続実施の要望をしてまいりました。平成22年度内閣府予算概算要求の中では、新たな北部振興策として盛り込まれており、沖縄県としましては、今後の新たな北部振興策が着実に実施できるよう、地元との連携のもと、積極的に支援してまいりたいと考えております。

次に、北部振興事業の実施のあり方についてお答えします。

新たな北部振興策の仕組みにつきましては、現在、国において検討されているところであります。

沖縄県としましては、事業実施についてできるだけ柔軟で、地元が主体的に活用できることが重要である

と考えております。

次に、観光行政に関する御質問の中で、国際線旅客ターミナルの整備についてお答えします。

御指摘のモノレールとの連絡通路の屋根の設置については、国際線ターミナルを管理運営する那覇空港ビルディング社が国に対して要請しているところであります。

大型バスの横づけについては、道路幅が狭いため交通安全上の観点から、国において、路線バス、タクシー、一般車両に限定しているとのことであります。

那覇空港ビルディング社は、国際線ターミナルの狭隘化・老朽化を解消し、利便性向上を図るため、今後、国の「那覇空港ターミナル地域整備基本計画」に基づき新施設を整備する予定であり、県としても同社や関係機関と連携して早期整備に努めてまいります。

次に、先進的交通システム及び鉄軌道についての御質問の中で、鉄軌道等の導入についてお答えします。

県としては、鉄軌道等の導入について、沖縄県の体系的な交通ネットワークの構築や、環境負荷の軽減、県民の暮らしを支える観点から、現在策定中の21世紀ビジョンに位置づけることとしております。

次年度から、21世紀ビジョンを踏まえ、「沖縄県総合交通体系基本計画」を見直すこととしており、その中で鉄軌道等の導入についても総合的に検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 観光行政について、観光客数の減少についての御質問にお答えします。

沖縄県への入域観光客数は、昨年からの世界的な景気低迷や新型インフルエンザの国内流行等の影響を受け、前年実績を下回る厳しい状況が続いております。

今後の見通しとしましては、景気の先行きへの不安感による旅行手控えや、「安・近・短」旅行へのシフト、新型インフルエンザの第二波による影響が懸念されること等から、引き続き厳しい状況が予想されます。

沖縄県としましては、「観光客誘致緊急対策プロモーション事業」の実施により、各航空会社と連携したキャンペーンや国内外での積極的なプロモーション活動を行うなど、沖縄観光の回復に向け取り組んでいるところであります。

同じく観光行政について、台湾におけるリゾートウエディング対策についての御質問にお答えします。

台湾からの誘客を促進するため、リゾートウエディ

ングは効果的なテーマの一つと考えております。ことし10月に開催された台北国際旅行博においては、関係企業の協力のもと、初めて沖縄リゾートウエディングのPRを行ったところであります。また、11月に台湾から現地旅行社を招聘した際には、模擬挙式を披露して沖縄リゾートウエディングを実際に体験してもらい、商品化の可能性を検討していただいたところであります。

今後は、専門誌等のメディアを活用した情報発信等を強化していきたいと考えております。

同じく観光行政について、台湾版沖縄情報誌作成等についての質問にお答えします。

海外の現地メディア活用は、外国人に沖縄の魅力を伝える効果的な方法と認識しており、沖縄県では、台湾で発行される沖縄情報誌への広告出稿を行ったほか、メディアの取材支援や招聘事業を行っております。

沖縄観光を紹介する各種情報誌等への支援については、企画内容のほか、発行部数や読者層などを考慮し、費用対効果を総合的に勘案し検討してまいります。

同じく観光行政について、台湾における観光関係機関への県の対策についての御質問にお答えします。

台湾の観光関係機関に対しては、沖縄県産業振興公社や沖縄観光コンベンションビューローの台北事務所を通して、ネットワーク構築に努めているところであります。

中華航空については、減便後に安里副知事を含めて2度訪問しており、1日2往復運航の復活を要請しております。

毎年開かれる台北国際旅行博では、沖縄ブースを設け、今回はリゾートウエディング、サイクリング、八重山観光をテーマに沖縄の新たな魅力を発信したところであります。

現地旅行社には、沖縄への招聘や意見交換を通じて旅行商品造成を支援しております。

また、台湾省交通部観光局に対しては、現地事務所を通じ、ネットワークの構築と情報収集に努めてまいりたいと考えております。

同じく観光行政の中で、八重山圏域と台湾東部地域との交流についての御質問にお答えします。

沖縄県としては、八重山圏域と台湾東部との交流も視野に入れながら、観光誘客活動を実施してまいりたいと考えております。

具体的には、八重山圏域への台湾旅行社及びメディアの招聘やチャーター便就航に対する支援を行うこと

としております。

また、八重山観光関係者との意見交換会の開催などにより、市町村の取り組みを促進するほか、石垣市内において、多言語表記の観光案内板を設置するなど、受け入れ体制の整備についても推進してまいります。

同じく観光行政の中で、沖縄マリンピック開催についての御質問にお答えします。

沖縄マリンピックについては、具体的な提案を受けた段階で、その実施の可能性、本県の生涯スポーツの振興及び観光振興に対する効果などについて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 答弁の途中でありますが、平良昭一君の質問に対する残りの答弁は、時間の都合もありますので休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後3時24分休憩

午後3時46分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前の平良昭一君の質問に対する答弁を続行いたします。

福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 医療行政についての御質問の中の、県立病院の医療機能の見直しについての質問にお答えいたします。

沖縄県の医療提供体制は、県立病院のみで確保できるものではなく、県立病院の医療機能の見直しを適時に行い、民間医療機関等との適切な機能分担と連携のもとに確保していく必要があると考えております。

県立病院の医療機能の見直しは、「民間医療機関による提供が困難な医療を提供する」という県立病院の役割を基本として、実際に現場の第一線で医療機能を担っている職員の意見も踏まえながら、県としての案を策定することが必要であります。そのためには時間をかけて十分な意見交換を行う必要があり、この時期に試案を示して意見交換を始めることは時期的にも妥当であると考えております。

次に、民間の救急ヘリの運営についてお答えします。

民間の救急ヘリの活動に対する県民の支援に対しましては敬意を表するものであります。しかしながら、民間の救急ヘリが運航している地域は主に沖縄本島北部地域であり、県のドクターヘリ事業の運航範囲と重複しております。

県においては、今後のドクターヘリの複数配置の必

要性について、現在のドクターヘリの運航状況を踏まえ、今後研究していくこととしております。

今後の医療体制と県民の医療を守る立場からの見解についてお答えします。

島嶼県である本県における急患空輸の基幹的システムは、長距離や夜間にも対応した自衛隊及び海上保安庁によるヘリコプター等に医師等を添乗させた急患空輸であります。ドクターヘリを導入して、今後県内全域をカバーしていくということではなく、自衛隊や海上保安庁による急患空輸システムにドクターヘリが補完的に加わることで、本県の急患空輸体制の充実が図られていると考えております。

医師、看護師、救急救命士等の人材育成と雇用創出の立場から、今後の取り組みについての質問にお答えいたします。

医師、看護師等においては、「沖縄県地域医療再生計画（案）」において、修学資金貸与事業等を拡充する予定であり、このことにより地域医療に貢献する人材を育成することとしております。また、医師の就労環境の改善や未就労看護師等の掘り起こしなどを強化することとしており、これにより雇用の創出が図られるものと考えております。

救急救命士の人材育成では、来年4月に県内の専門学校で初めて救急救命士の資格を取得できる学科が開設される予定になっております。

次に、ヘリポートの必要性についてお答えします。

県の補助を受けて浦添総合病院が実施しているドクターヘリ事業については、ヘリが離着陸するランデブーポイントが171カ所あります。また、病院の敷地内にヘリポートを設けているのは1カ所のみであります。病院の敷地内にヘリポートがあることがより望ましいことではありますが、安全確保の面から課題もあります。

次に、人材育成の取り組みについてお答えします。

県におきましては、自治医科大学への学生の派遣や県立北部病院、中部病院及び南部医療センター・こども医療センターで後期臨床研修事業を実施しており、プライマリーケア医や専門医の養成を行っております。さらに、医師修学資金等貸与事業及び離島医療セミナー事業を実施し、離島医療に意欲を持つ医師の養成に取り組んでおります。

今後、地域医療再生基金を設置し、医師、看護師等の医療人材の育成について重点的に取り組むこととしております。

次に、インフルエンザに関する感染拡大の予防対策についてお答えします。

インフルエンザの感染防止対策としては、県民に対して「咳エチケット」の徹底等と呼ばかけております。なお、10月からは重症化防止のためのワクチン接種を優先度に従って進めているところです。さらに、11月から救急告示病院への相談員配置事業を開始し、病院にかかってくる発熱等の相談電話に対応することで救急医療提供体制の維持を図っています。

次に、タクシー乗務員へのマスク設置等の要請についてお答えします。

マスクは、せきやくしゃみによる飛沫及びそれらに含まれるウイルス等病原体の飛散を防ぐ効果が高いとされているので、せきやくしゃみなどの症状のある人にはマスクの着用を勧めております。

一方で、予防用にマスクを着用するのは混み合った場所、特に屋内や乗り物など換気が不十分な場所では感染予防策の一つとされております。

沖縄県としましては、感染予防策としてマスク、手洗いやうがいの励行等を県民に広く呼びかけるとともに、新型インフルエンザ対策の取り組みについて、関係団体への周知を図っているところであります。

これを受けまして社団法人沖縄県ハイヤー・タクシー協会は、乗務員のマスク着用を推奨することを会員企業へ呼びかけているところであり、また、乗務員が感染しているなどの誤解がないよう、車内外掲示方法についても周知を図っているところであります。

今後とも関係機関と連携し、新型インフルエンザの感染拡大防止に向けた総合的な取り組みを推進してまいります。

次に、小児への早期ワクチン接種の状況と接種に対する県の補助についてお答えします。

沖縄県では、国の示した優先順位に従ってワクチン接種を進めており、これまでに医療従事者、基礎疾患を有する者、妊婦への接種が始まっております。1歳から小学校就学前の一般の幼児や小学校低学年の児童を対象とした接種は、12月17日に開始する予定となっております。

なお、市町村が実施する低所得者等に対する接種費用の負担軽減措置は、国2分の1、県4分の1、市町村4分の1という負担割合で行われ、県では本議会に約7億3000万円の補正予算案を提出しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 医療行政についての御質問の中の、北部病院産婦人科についてにお答えし

ます。

北部病院における産婦人科の救急患者の受け入れやハイリスク分娩については、医師2人体制では対応が困難であることから、9月28日から救急診療を制限し中部病院へ搬送しております。

24時間救急診療体制を再開するためには4人の医師の配置が必要であると考えており、従来の医師確保の取り組みに加えて、今年度より全国から医師を招聘する地域・離島医療確保モデル事業を実施するなどあらゆる手段を講じて医師の確保に努めているところであります。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 土木建築行政についての御質問で、損害賠償請求対象会社の経営状況の把握についてお答えいたします。

損害賠償請求対象会社の経営状況につきましては、建設業法に基づく建設業者からの各事業年度ごとの損益計算書、貸借対照表等による事業報告や業界新聞及び経営情報誌等により把握に努めているところであります。

続きまして、同じく土木建築行政についての御質問で、調停で賠償金を減免した場合の補助金返還についてお答えいたします。

補助金返還について国に照会したところ、一般的に、国は県や県議会が国庫補助金相当分を含む債権をみずから減額または放棄した場合は、減免額に占める国庫補助金相当分について返還を求めるとしております。

一方、公的な第三者機関である裁判所等を介した調停は、一般論として、合理的な協議により適切な判断がなされるとしんしゃくされることから、国としてはその結果はできる限り尊重したいとしております。

県としましては、今後とも適時・適切に国に相談し対応していきたいと考えております。

次に、アスベスト問題に対する現状と対策についての御質問で、本県のアスベスト対策補助金制度についてお答えいたします。

本県では、平成17年度に国の補助制度を活用し、県と市町村が連携して民間建築物への補助を行った実績があります。今年度も国の住宅・建築物安全ストック形成事業の活用により、建築物の所有者等からの要望を受け、国・県及び市町村が民間建築物へ補助することが可能となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） アスベスト問題に対する現状と対策についての御質問で、県内のアスベストの使用状況についてお答えいたします。

平成20年度末時点で県内の教育施設、病院等の公共施設及び大規模民間施設でアスベストの使用が確認された施設は56施設あり、そのうち除去・処理済みのものが43施設、未除去・未処理のものが13施設となっております。

次に、これまでの対策と現状についてお答えいたします。

大気汚染防止法に基づき届け出のなされたアスベストが使用されている建築物等の解体作業等については、保健所が書類審査及び現場立入検査を実施し、法令に定められた作業基準の遵守状況等の確認を行い、周辺環境へのアスベスト飛散防止を図っております。労働安全衛生法等の他のアスベスト関連法令においても、所管する関連部局・機関が監督指導を行っている」と承知しております。

次に、公共施設と民間施設との比率についてお答えいたします。

平成20年度末時点でアスベストの使用が確認された公共施設は44施設、1000平米以上の民間施設が12施設となっております。そのうち、除去・処理済みの公共施設が33施設、民間施設が10施設であり、未除去・未処理の公共施設が11施設、民間施設が2施設となっております。

次に、米軍施設内のアスベストについてお答えいたします。

米軍施設内において防衛局が発注したアスベスト除去等の工事については、大気汚染防止法に基づいて県に届け出がなされており、保健所による現場確認、指導等がなされております。しかしながら、米軍が発注した工事については、大気汚染防止法が適用されないことから、工事の内容等について把握は困難であります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは、教育行政についての御質問で、集団暴行致死事件の見解についてお答えいたします。

うるま市において中学生が同級生から暴行を受け、とうとい命が失われたことについて、深い悲しみと大きな衝撃を受けているところであります。

今後、このような痛ましい事件が二度と起こらない

ように、学校と家庭、地域、関係機関等と緊密に連携し、再発防止に取り組んでまいります。

次に、いじめの実態把握と今後の対策についてお答えいたします。

各学校においては、いじめはどの学校でもどの子にも起こり得るものであることを共通認識した上で、アンケート調査や個人面談の実施などにより、個々の児童生徒の実態把握に努めております。

いじめに対して「しない、させない、見逃さない」という毅然とした姿勢で、学校、家庭、地域、関係機関等がそれぞれの役割を果たしつつ再発防止に取り組んでおります。

県教育委員会としましては、「自他の生命を尊重する」教育や「子どもの心の居場所づくり」、児童生徒理解に基づく個に応じた指導・支援などの充実に努めてまいります。

今後とも、学校、家庭、地域社会及び関係機関等が一体となり、暴力事件等の未然防止と児童生徒個々の健全育成に努める所存であります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 黒木慶英君登壇〕

○警察本部長（黒木慶英君） 読谷村で発生したひき逃げ死亡事件の捜査と進捗状況についてお答えいたします。

本件は、本年11月7日午前、読谷村字楚辺1383番地2北方約200メートル先路上において、歩行中と思われる外間政和さん（66歳）をはね、同人を救護することなく、また事故を通報することなく現場から逃走し被害者を死亡させた事件であります。

本件は、本年11月7日午後、事故現場付近を通りかかった通行人からの110番通報により事件を覚知し、所要の捜査を実施したところ、修理工場に持ち込まれた車両と被害者の結びつきが濃厚となったことから、ひき逃げ死亡事件と判明し捜査した結果、車両を修理に出した米軍人を被疑者として特定し鋭意捜査を継続しているところであります。被疑者は出頭を拒否していますが、事件の立件に向けて全力を傾注してまいり所存であります。

次に、金武町伊芸区での流弾事件の演習場立ち入りの捜査状況についての御質問にお答えします。

まず、県警察は去る11月20日と24日の2日間にわたりましてレンジ7に立ち入り、米軍当局の担当官立ち会いのもと、現場における調査を実施し、その結果につきましては直ちにマスコミを通して公表させていただいたところであります。

現場調査におきましては、訓練指揮官等の配置状況、7トントラックの配置状況、射撃手の状況の確認、レーザー距離計やGPSを活用した測定、標的の確認、県警ヘリを活用しての上空からの写真撮影などを実施して訓練概要を把握するとともに、各地点の位置関係を測定したところであります。

県警察といたしましては、これまでの捜査の経緯を踏まえ早急に送致ができるように詰めを行っているところであります。

なお、本件は現場の被弾の状況から見て跳弾によるものと認められ、例えば何者かが拾ってきた弾芯をナンバープレートにハンマー等で打ち込んだ、あるいは走行中の車が道路上にたまたま存在した弾芯を踏み、それがナンバープレートに突き刺さったといった状況は物理的に全く考えられません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

〔平良昭一君登壇〕

○平良 昭一君 再質問をさせていただきます。

まず、知事の政治姿勢についてですが、県内やむなしの繰り返し松沢知事発言につながったのではないかと思います。そしてまた、渉外知事会の会長でもあります。そしてまた、仲井真知事は副会長でもあります。渉外知事会は、アメリカに個人で行ったものではないというものでありますので、当然公の言葉だということで私は認識しておりますけれども、その件に関して本当にそのようなことでいいかどうか、知事の見解を賜りたいと思います。

そして、橋下大阪府知事は、沖縄に多大な基地負担をかけたので、全国でどう分かち合えるかを今回の全国知事会戦略会議で提案したいと、2日の面談で明言いたしました。なぜ今までこのようなことが全国知事会で議論されなかったのか、大変不思議であります。知事会が過度な負担をしている認識がないのではないのでしょうか。その面で橋下知事の発言は大きな転換期であると思います。私は、沖縄県知事みずから全国で負担を負うべきと提言するべきだと思いますがいかがでしょうか。

それと、防衛省は関知していないという受注割り振りの資料ということでもありますけれども、それならば受注割り振り資料などというのが表に出てくることは、明らかに沖縄県を無視して代替施設案が進んできたことを意味するものではないのでしょうか。その件に関して知事はどう思いますか。

北部振興事業についてでありますけれども、北部振興策があったから人口がふえたというような答弁であ

りますけれども、そうであれば南の3町村、名護市を含めて4市町村だけが人口がふえているということはどう理解すればいいですか。特に中身を見ますと、25歳から29歳の段階に人口の増加が全く見られておりません。保育施設、産婦人科、救急医療など、子育てにかかわる定住条件が不十分であったと言わざるを得ないと思います。本来の目的は達成されていないことから、箱物ばかりではなく本来の目的達成のために10年間の総括をして長期継続を活用を考えるべきであると思いますが、その見解をお聞かせ願います。

それと観光行政についてであります。沖縄情報誌は2006年から作成されておられません。今、知事にお渡ししましたけれども、民間の会社がこのように情報誌をつくっております。(資料を掲示) 民間サイドをうまく利用して今後展開していかなければいけないものだと思います。一番近い外国でありますので、上海、香港、北京に目を向けるよりも台湾対策を行うべきであるということを私は提言させていただきたいと思います。その件に関して答弁をお願いします。

そして、先般行ってまいりましたけれども、台北事務所が1人で頑張っているようで大変かわいそうであります。台湾の人が何を望んでいるのか調査を全くされておられません。そして先ほどおっしゃっていましたが、ことしの国際旅行博覧会の沖縄ブース、その資料がビューローからの資料でありますけれども、2007年度版の行事を皆さんに渡しているんですよ。そのようなことで本当にいいんでしょうか。台湾対策というのはこんなものでいいのかどうかお聞かせ願います。

それと先進的交通システム及び鉄軌道についてであります。何分これまでの議論を見てもまだまだ鉄軌道に関してのやる気が県のほうには見えない。

そこでお伺いしますが、旧国鉄の債務償還に充当する税、たばこ特別税が平成10年度から導入されております。沖縄国税事務所分は幾ら納税されているのかお聞かせ願いたいと思いますが、平成19年度が15億2000万円沖縄県から納税されております。沖縄県民は戦後、旧国鉄・JRの恩恵を何も受けていないのに、ありもしない鉄道に他県と同じような税を納めているのは大変おかしいと思いますが、その点どうお考えでしょうか。

医療行政についてであります。医療機能の見直しであります。病院事業局は2月の定例会で定数条例の見直しをしたいと答弁し、福祉保健部と相反しているではありませんか。現場の不信感をつくってしまった、独法化に拙速な判断をするなど決議した県議会の立場をどう思っているのかお答え願います。

それとヘリポートは今後の政策医療としての必要条件だと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

それとアスベストの問題ですが、使用実態の調査を行うことが喫緊の課題であると思います。工法には、除去処理と封じ込む工法があり、ヨーロッパでは封じ込む工法が主流であるとおっしゃっておりますけれども、今後どうやっていくか検討してみてもいいでしょうか。

以上です。

○議長(高嶺善伸君) 休憩いたします。

午後4時11分休憩

午後4時16分再開

○議長(高嶺善伸君) 再開いたします。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事(仲井真弘多君) 平良議員の再質問にお答えいたしますが、2つ私のほうで答弁いたします。

まず第1に、私の普天間基地に係る移設の話で、ベストは県外だ、一日も早い危険性の除去を考えれば県内もやむなしというような、このやむなしが松沢知事の発言を誘発したのではないかと。

これは、やはり松沢さんは渉外知事会として、大きな米軍基地を抱える知事会の会長として、しかも長年――もはや今度は3期目でしょうか――知事さんをやっておられて、渉外知事会の会長も長年やっておられて、彼は彼の確固とした彼自身のお考えだろうと思います。私は私の考えを申し上げていることであって、これが誘発したかどうかは私のほうでは知りません。

それから2番目の、橋下大阪府知事さんの反応、これもマスコミを通じてしか私も知りませんが、こうやっていろんな知事さんがいろんな形で関心を持っていただくということは非常にありがたいことだと思います。そして私の前の稲嶺知事さんも、地位協定などについては各県、そして知事会、議長会とかいろんな組織を通じて、また地位協定の改定など基地問題にかかわることを全国知事会、そして渉外知事会を通じていろんな御理解と御支援を得ながらやってきた歴史もあります。そういうことから、何も全国知事会、一切反応もなかったというわけではありませんが、この元気のいい橋下府知事さんがいろんなことで受けとめられたということは結構なありがたいことだと思います。

この全国知事会の中で普天間基地の問題などなどをどう扱うかについては、ちょっと会長さんと相談してみたいと思います。今のところ、米軍基地に関して

は渉外知事会14知事ですが、いろんなことで情報交換し相談しておりますが、平良議員の御提言として、ちょっと私のほうでも相談をしてみたいと思います

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 再質問にお答えいたします。

概略施行検討資料について、県が知らないのはおかしいのではないかとのお尋ねだと思います。

この件は、防衛省の発注する事業の話で、それも報道によるものであることから防衛省に照会したものであります。

防衛省からは、関与した事実は確認できなかったとの回答を得ております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） アスベスト問題に対する現状と対策についての再質問で、ヨーロッパなどでは封じ込め工法が主流であるが我が国ではどうかという趣旨の再質問にお答えいたします。

国の補助事業においては、除去、封じ込め、囲い込み工法などが補助対象となっております、建物の状況などを考慮して使い分けている状況でございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 再質問にお答えします。

台湾において沖縄関連ガイドブック、旅行記等については、いろんな種類が出版されておまして、県ではこれまでそういう関連するガイドブックの記者の例えば宿泊費とか一部取材費の支援等から、県内での各地域のアポイント等に協力してきております。

いろんなこういうガイドブックの活用につきましては、先ほど発言しましたが、費用対効果等を検討して、部数とか効果とか年齢層とか考えて検討してまいりたいと考えております。

先ほどまた御指摘のありましたビューローのパンフレットの古い件については、早急に調整したいと思っております。

それから、なお台湾事務所の強化については、現在上海、香港等とともにあわせて検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 県立病院におけるヘリポートの設置状況についてお答えしたいと思います。

県立病院は、災害時の災害拠点病院としての指定を受けており、ヘリコプターの離着場の確保がその指定要件の一つとなっております。

南部医療センター・こども医療センターでは、隣接する病害虫防除技術センター、中部病院においては自衛隊の白川基地、北部病院の場合は21世紀の森公園をそれぞれヘリポートとして確保しております。

離島につきましては、宮古病院の場合は宮古島市営球場をヘリポートとして確保しており、八重山病院は石垣空港を利用しております。

ヘリポートから病院までのおおよその距離につきましては、南部医療センター・こども医療センターが0.3キロメートル、約300メートルです。それから中部病院が5キロメートル、北部病院は2キロメートル、離島におきましては、宮古病院が2キロメートル、八重山病院が3キロメートルというふうになっております。一応機能を果たしていると考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 県立病院に対する県議会の決議をどのように認識しているかという趣旨の御質問にお答えいたします。

県立病院の経営、運営方法の決定に当たっては、拙速な判断を行わないこととする県議会の決議につきましては、大変重く受けとめております。このため、6月に策定しました「県立病院のあり方に関する基本構想」においては、議会決議の趣旨を踏まえ、「病院事業局の「経営再建計画」に沿った経営全般にわたる改革の取り組みにより、経営改善が実現し持続的な経営の健全化が達成される見込みがある場合には、現行の経営形態での存続について検討する」という「経営形態に関する基本方針」を定めたところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 北部振興策をやったから人口がふえたのではないのではないかと、今後どのような長期的な展望を持ってやるかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

確かに総体として人口、雇用もふえてきたわけですが、それが一部の市町村にとどまって

きたというふうなことがございます。

この要因につきまして、北部広域市町村圏事務組合等で検討・分析をしているわけですが、その中では、例えば人口につきましては少子・高齢化の進行による人口の自然減、それから道路基盤の整備が促進されたことによる域外通勤者の増加、3点目に、北部振興事業等で整備された施設への地元就業率を高める措置が不足していたのではないかなというふうな反省がございします。

それからまた、産業面におきましては、観光施設、生産施設、情報施設、公共施設等の整備は進んできたというふうなことがございます。しかしながら、一方で成長産業である環境、福祉関連分野については十分な資本投資が図られてこなかった。ヤンバルの自然環境や健康・長寿といった地域優位性が生かされなかったというふうな反省がございします。

このような状況を踏まえまして今後の対応といたしましては、これまでに整備された施設・機能を積極的に活用するとともに、伸長分野の拡充、例えばIT関連産業、農林水産業等について拡充をしていく。それから環境、福祉関連分野の不足要素の追加を行うことによって産業の振興、それから定住条件の整備といった戦略的な取り組みを行う必要があるかなというふうに考えております。

次に、鉄軌道に対する再質問がございました。

これにつきましては、旧国鉄などの負債を国の一般会計に承継させたことに伴って生じる負担を補うために平成12年12月1日から国税としてたばこ特別税が導入されてきたというふうなことを承知しております。ただし、この詳細な金額は現在持ち合わせてございませんけれども、この鉄軌道の導入に当たっては、そのようなことを踏まえながら今後の鉄軌道の整備の手法について国と調整をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

〔平良昭一君登壇〕

○平良 昭一君 台湾の誘客でありますけれども、もう台北事務所の職員1人で頑張っているのが大変本当にかわいそうです。とにかく一番近い外国ということ

で上海、香港、北京よりもまずは台湾対策を徹底してやるべきだというふうに思っていますので、その辺、いま一度御答弁をお願いします。

そして先ほどの鉄軌道の件で、たばこ特別税、10年間で簡単に見積もっても150億支払っています。10年前に5分の1ぐらいの禁煙者が減っているといいますが、恐らく300億ぐらいは我々は払っているんじゃないかなと思います。当然の権利として私たちは鉄軌道を求めていく権限があるというふうに思っておりますので、その点、いま一度、改めて部署をつくって検討していくような必要があると思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時30分休憩

午後4時31分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 議員おっしゃるように、台湾につきましては上海、香港より前から沖縄県にたくさんのお観光客が来ていただいているし、これから先も第一番に台湾へやっぱり誘客をしっかりとやって、しかも一番長い間の友好交流関係もありますから、おっしゃるようにここは本当に増員できるかも含めてかなりしっかりした対応をやっていききたいと思います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 鉄軌道に関する再々質問についてお答えいたします。

ただいまの議員の御提言も踏まえながら研究を深めてまいりたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 以上をもって代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、12月7日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時32分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 座 喜 味 一 幸

会議録署名議員 西 銘 純 恵

平成21年12月 7 日

平成21年
第 6 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 5 号）

平成21年
第 6 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第5号）

平成21年12月7日（月曜日）午前10時2分開議

議 事 日 程 第5号

平成21年12月7日（月曜日）

午前10時開議

第1 一般質問

第2 甲第1号議案、甲第2号議案及び乙第3号議案から乙第25号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 甲第1号議案、甲第2号議案及び乙第3号議案から乙第25号議案まで

甲第1号議案 平成21年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）

甲第2号議案 平成21年度沖縄県自由貿易地域特別会計補正予算（第1号）

乙第3号議案 沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

乙第4号議案 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

乙第5号議案 沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

乙第6号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例

乙第7号議案 沖縄県地上デジタル放送受信者支援基金条例

乙第8号議案 沖縄県医療施設耐震化臨時特例基金条例

乙第9号議案 沖縄県景観形成条例の一部を改正する条例

乙第10号議案 工事請負契約について

乙第11号議案 県が管理する所有者不明土地に係る増改築許可申立事件の和解について

乙第12号議案 車両損傷事故に関する和解等について

乙第13号議案 指定管理者の指定について

乙第14号議案 指定管理者の指定について

乙第15号議案 指定管理者の指定について

乙第16号議案 指定管理者の指定について

乙第17号議案 指定管理者の指定について

乙第18号議案 指定管理者の指定について

乙第19号議案 指定管理者の指定について

乙第20号議案 指定管理者の指定について

乙第21号議案 当せん金付証票の発売について

乙第22号議案 県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第23号議案 県道の路線の一部廃止について

乙第24号議案 公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第25号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について

出 席 議 員（47名）

議 長 高 嶺 善 伸 君

副議長 玉 城 義 和 君

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた教育委員会委員長比嘉梨香さんは、別用務のため本日及び9日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として教育委員会委員中野吉三郎君の出席を求めました。

○議長（高嶺善伸君） この際、念のため申し上げます。

本日から10日までの4日間にわたって行われます一般質問及び議案に対する質疑につきましては、議会運営委員会決定に基づき再質問の方法として「一問一答方式」が導入されております。

議員各位を初め知事等説明員の皆様におかれましては、同制度導入の趣旨を踏まえ、簡潔かつ的確な質問及び答弁が行われ、円滑な議会運営が図られますよう要望いたします。

○議長（高嶺善伸君） 日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案、甲第2号議案及び乙第3号議案から乙第25号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

新垣安弘君。

〔新垣安弘君登壇〕

○新垣 安弘君 おはようございます。

民主党の新垣でございます。

一般質問を始めたいと思いますが、質問に入る前に一言所見を述べさせていただきます。

どこの国であれ、国家の独立と国民の生命財産を守るための安全保障政策がその国の政権の最重要課題であることは言うまでもありません。

今まさに、政権交代をなし遂げた鳩山政権に普天間基地の移設問題を通して、我が国の安全保障はどうしていくのか。日米安保、日米同盟をどう方向づけるのかが問われております。時代の要請で政権交代が必要とされたとするならば、その政権がこれからの時代にふさわしい安全保障政策、同盟関係のあり方を模索し、指し示していくことは当然のことです。

来年は日米安保改定50周年です。いわゆる60年安保のとき、日本じゅうが安保と言えば小さい子供でさえ反対と言って返すような状況だったと言われておりま

す。そのような中で、当時の岸信介首相が安保改定を決断し、その後の我が国の安全保障政策のルールがしかれて今日に至りました。私は、東西の冷戦のさなかにおける日本にとってのその決断は正しかったと思っております。しかし、その後の外務省や防衛省の官僚主導の対米交渉の中において、沖縄の基地負担は軽減されないままに放置されてまいりました。結果として、沖縄は日米安保の重荷を背負われ続けて今日に至っております。

鳩山政権の歴史的な使命は、普天間基地問題の対米交渉を通して日米関係を悪化させるのではなく、新たな時代にふさわしい日米関係に深化させることだと思います。日本にとって、鳩山政権にとって、この交渉の厳しさ、困難さは新しい時代の日米関係に移行するための産みの苦しみではないでしょうか。いつまでも沖縄県民に安保の重荷を負わせ、苦渋の選択をさせていいはずがありません。日米が単に経済大国や軍事大国というだけではなく、民主的・道義的国家としての誇りを持つためにも沖縄県民が納得のいく形でこの普天間問題を決着させなければならないわけです。普天間基地問題を県民と日米双方が納得のいく形で決着させることによって、新しい時代の日米関係がスタートするでしょう。ぎりぎりの交渉の局面において、沖縄の果たす役割は重要です。党派を超えて一つの方向性を打ち出すべきときではないでしょうか。

そのような認識にあることを御理解いただき、質問に入らせていただきます。

まず初めに、知事の政治姿勢についてお伺いいたします。

(1)、普天間飛行場移設問題への民主党と政府の対応を知事はどのように評価しておられるのでしょうか。

(2)、普天間飛行場の移設について、現在知事は政府にどのような結論を期待しておられるのでしょうか。

(3)、政府は、普天間の危険性除去への対応として下地島や伊江島などへの分散移転を検討しているようですが、知事の見解をお伺いいたします。

(4)、知事が辺野古移設を容認しておられるのは、名護市長がそれを受け入れていることが最大の根拠となっているのかお伺いいたします。

(5)、県政与党の自民党は政府が年内に結論を出せなければ、県外・国外へと方針転換すると表明しておりますが、その際、知事はどうされるのかお聞かせください。

(6)、基地移設とリンクされた今までの北部振興策の

費用対効果と、これからの振興策のあり方について知事の御所見をお聞かせください。

(7)、政府内には年内に結論を出したいとの思いもあるようですが、知事の方針や思いは政府の判断にどのような影響を及ぼすと考えておられるのかお伺いいたします。

次に、沖縄21世紀ビジョンの素案についてお伺いいたします。

(1)、県民の安全保障についてはどのようにビジョンに示されているでしょうか。

(2)、「自然環境の保全と再生・創造」をうたっておりますが、本県の自然は今までにどのように失われてきたのか、そして現在どのような形でそれが続いているのかお伺いいたします。

(3)、広大な海域を持つ離島の重要性をどう位置づけるかなども重要な課題であるとありますが、現在はそのような位置づけがなされているのでしょうか。

(4)、海洋資源の開発、利用を促進し、関連する海洋産業を振興するとありますが、現在はそのような政策が実行されているのでしょうか。

(5)、本県が「最も力を入れるべき政策の一つは教育であり、人材育成である。」とうたっておりますが、現在はそのような形でそれがなされているのでしょうか。

3番目に、沖縄総合事務局の今後についてお伺いいたします。

(1)、政府の沖縄総合事務局への見直し作業はどのような方向に、どのようなペースで進むと予想されるでしょうか。

(2)、見直しがなされてくると、県としてはどのような影響が出てくるでしょうか。また、どのように対応を準備していくのでしょうか。

4番目に、政府への要望、要請にかかる費用についてお伺いいたします。

(1)、年間の政府への陳情や要請にかかる費用はどの程度でしょうか。

(2)、民主党の打ち出した方針で、どのような変化が予想されるでしょうか。また、東京事務所の位置づけ、役割などに変化が出てくるでしょうか。

(3)、今後はどのような要望、要請のあり方が望ましいのでしょうか。

最後に、教育行政についてお伺いいたします。

(1)、久米島高校の園芸科の今後についてお伺いいたします。

(2)、離島の小中学校や親元を離れての高校進学へは、今後どのような支援が必要になってくるでしょう

か。

以上、御答弁をお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） おはようございます。

新垣議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、普天間飛行場移設問題に対する政府の対応についてどうかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

普天間飛行場移設問題につきましては、各大臣がさまざまな発言をしておられますが、政府としての具体的な方針は示されておりません。この問題の早期解決に向けて政府が明確な方針及び具体案を示していただきたいと考えております。

次に、同じく政治姿勢の中で、普天間飛行場移設問題に対する政府の結論に係る御質問にお答えいたします。

市街地の中心部に位置する普天間飛行場は、住民生活に著しい影響を与えており、周辺住民の不安や騒音被害などを解消することが喫緊の課題となっております。この間、政府においては、米軍再編合意に基づき、名護市辺野古への代替施設建設に向けて取り組んできたところでございます。こうした中、新内閣が発足をし、鳩山総理の「地元の皆さまの思いをしっかりと受け止めながら、真剣に取り組む」とされた所信表明などを受けて、沖縄県内では県外移設の実現を期待する声が非常に高まっております。

県としましては、これまでも申し上げてきましたとおり県外移設が最も望ましいと考えており、政府が具体的な県外移設案を提案されるのであれば、政府の方針を積極的に支持するものであります。

県は、普天間飛行場の一日も早い危険性除去のため、明確な方針及び具体案を示していただくよう、政府に対して要望しているところであります。

次に、同じく政治姿勢の中で、自民党県連が方針転換した場合の対応についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

自民党県連の皆様とは、私を支える与党としてこれまでもさまざまな調整を行い、連携してきたところであります。今後とも御相談や意見交換をしながら対応していきたいと考えております。

次に、政治姿勢の中で、知事の方針と政府の判断についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私の方針等が政府の判断に及ぼす影響について予断を持って申し上げることはできませんが、いずれにしましても、政府と連携を密にしつつ、この問題の解決

促進に努めてまいりたいと考えております。

政府におかれましては、普天間飛行場の一日も早い危険性除去のため、明確な方針及び具体案を示していただきたいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 知事の政治姿勢についての御質問で、普天間の危険性除去への対応として、下地島や伊江島への分散移転についての御質問にお答えいたします。

沖縄防衛局によると、現在政府において日米間で閣僚レベルのワーキンググループを設置し、過去の日米合意等の経緯の検証を進めていると承知しており、御指摘の内容について御提示できる段階に至っていないとでございます。

県としましては、普天間飛行場の危険性を放置することはできないことから、同飛行場のヘリ等の運用を極力低減し、3年をめどに危険性の除去、騒音の軽減を図ることを機会あるごとに政府に対し求めているところであります。

同じく知事の政治姿勢についての御質問で、辺野古移設容認の根拠についてお答えいたします。

普天間飛行場のキャンプ・シュワブへの移設は、米軍再編協議において日米両政府が合意し、地元名護市や宜野座村も基本的に合意しているものであります。これに基づき政府が環境影響評価手続を進めてきたことから、県としてもこれまで対応してきたところであります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、北部振興策の費用対効果と今後の振興策のあり方についてお答えいたします。

北部振興事業につきましては、県土の均衡ある発展を図るため、これまでに888億7000万円の予算が執行されてまいりました。これにより観光・リゾート産業や農林水産業、情報関連産業などで約2000人の雇用が創出されております。また、各種の社会資本及び生活環境の整備が促進されるなど、定住条件の改善が進んだことから、北部圏域の人口はこの9年間で約4200人、3.4%増加しており、一定の効果があったものと理解しております。

沖縄県としましては、今後の新たな北部振興策が着

実に実施できるよう、地元との連携のもと積極的に支援していきたいと考えております。

次に、沖縄21世紀ビジョンの素案についての御質問の中で、ビジョンにおける県民の安全保障についてお答えします。

沖縄21世紀ビジョンの素案については、去る11月26日に開催した沖縄県振興審議会に提出し、審議いただいたものであります。審議会では、「平和を希求する沖縄の心を内外に発信し、世界の平和構築に貢献する」との意見や「多国間協力の枠組みづくり等に寄与する外交・国際会議の拠点づくりを行い、世界平和に貢献する」という意見など、さまざまな議論があります。

今後、沖縄県振興審議会を年明けに開催し答申をいただき、パブリックコメントや議会における議論等を経て、最終的な内容を確定する予定であり、引き続き議論を深めてまいりたいと考えております。

次に、同じく離島の重要性の位置づけについてお答えします。

本県の離島は、それぞれが個性ある伝統文化や豊かな自然環境を有していることから、沖縄のリーディング産業である観光の魅力になるとともに、主要な食料供給地としてこれまで県の発展を支えてまいりました。また、我が国の領海、領空、排他的経済水域の確保並びに航空機や船舶の安全な航行に重要な役割を果たしているほか、広大な海域に賦存するさまざまな海洋資源により今後の我が国の経済発展に寄与する可能性を秘めるなど国家的役割を担っております。一方、その遠隔性や狭小性により、教育、保健・医療、交通など生活している上でさまざまな離島苦を抱え、雇用機会も少ないこと等から人口流出や高齢化が進行しております。

このようなことから、沖縄21世紀ビジョンにおいては、離島の重要性を再評価し、定住促進はもとより、有効な振興策等を位置づけることが必要であると考えております。

次に、同じく人材育成の取り組みについてお答えします。

人材育成は県づくりの基盤であり、本県が今後、持続的に発展していくためには、産業、福祉、医療、文化等の各分野における多様な人材の育成が極めて重要であると考えております。中でも、経済・産業振興等を担う人材の育成については、自立に向けた持続的発展のかなめとなることから、各種の人材育成に関する施策により、情報・観光の核となる人材の育成、経営やマネジメントにすぐれた人材の育成、青年農業者の

育成など、幅広い分野において人材の育成を図っているところであります。

県としましては、引き続き、産業界等とも連携しながら、各分野における多様な人材の育成に取り組んでいく考えであります。

次に、総合事務局の今後についての御質問の中で、総合事務局の見直しの作業の方向とペース及びその影響と対応について一括してお答えします。

本土復帰以来、沖縄総合事務局は、社会資本の整備等を初め沖縄の振興に係る国の責務を果たす役割を担ってきたと考えております。

国の出先機関については、新政権における基本的な方針のもと、国と地方の役割分担等、地方分権の観点から、今後の方向性が検討されるものと認識しております。

なお、沖縄の特殊事情に基づく国の責務は、地方分権にかかわりなく果たされるべきものであり、沖縄総合事務局については、沖縄の振興のあり方等を踏まえ、検討がなされていくものと考えております。

次に、政府への要望、要請にかかる費用についての御質問の中で、民主党の打ち出した方針でどのような変化が予想されるかについてお答えします。

民主党の「分権型陳情への改革」による陳情窓口の一元化により、各省の政務三役への陳情、要請は民主党県連、民主党幹事長室それぞれの判断による了解を得た上で可能となります。この一元化により各省庁の運用面において自由な陳情、要請が制限されたり、民主党幹事長室において、全国と一律のルールで取り扱いを判定された場合、基地問題や離島など沖縄特有の課題について十分理解されない場合が生ずるのではないかと懸念しております。

民主党沖縄県連におきましては、県や市町村、民間団体、県民の声をしっかりとお伝えいただくようお願いをいたします。

次に、同じく今後はどのような要望、要請のあり方が望ましいかについてお答えします。

分権型陳情による透明性・公平性の確保や、政務三役の負担の軽減等の目的は理解するところでありますが、沖縄県として緊急かつ重要な要望、要請もあるところから、できるだけ自由な要請活動ができることが望ましいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 沖縄21世紀ビジョン素案についての御質問との関連で、沖縄県の自然環境

についてお答えいたします。

沖縄県は、亜熱帯海洋性気候のもと、サンゴ礁が発達した青い海と貴重な野生生物が数多く生息する緑豊かな固有の自然環境を有しております。本土復帰後の急速な社会資本の整備に伴う開発や農地等からの赤土等流出、人間活動の拡大などにより、自然海岸、干潟・藻場や森林等の減少、野生動植物の生息・生育環境の劣化など自然環境への影響は大きいものでありました。このような状況を踏まえ、県では「豊かな自然環境に恵まれたやすらぎと潤いのある沖縄県」の実現に向けて、「沖縄県環境基本条例」、「沖縄県赤土等流出防止条例」等の条例制定や、「自然環境の保全に関する指針」等を策定するなど自然環境保全施策を積極的に推進しているところであります。

本県の豊かな自然環境を次の世代に継承していくことは極めて重要であることから、「琉球諸島」の世界自然遺産登録やサンゴ礁の保全・再生についての取り組みなど、自然環境の保全と持続可能な利用の推進を図っていく考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 沖縄21世紀ビジョンの素案についての中で、海洋産業の振興についての御質問にお答えします。

21世紀ビジョンでは、鉱物・エネルギー・生物などの資源を活用した「海洋産業」の振興が掲げられております。現在、海洋生物資源については、マリンバイオ産業創出事業を平成20年度より実施しており、琉球大学や県の試験研究機関・企業等が連携し、モズクや海ブドウなどの海藻類の機能性や加工技術、生産技術の研究開発を実施し、健康食品産業、バイオ産業や水産業などの振興を図っているところであります。

なお、海洋鉱物等の資源や再生エネルギーについては、国の技術開発動向とあわせて対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは沖縄21世紀ビジョン素案についての御質問で、教育の取り組みについてお答えいたします。

教育の果たす役割は、次代を担う子供たちを育成することだと考えております。

県教育委員会では、平成14年度に本県教育の指針となる「沖縄県教育長期計画」を策定し、創造性・国際

性に富む活力ある人材の育成を目指して諸施策を推進しております。

主な施策としましては、第1に、「学校教育の充実」として豊かな心を培い、確かな学力を身につけるとともにたくましい心と体をはぐくむ教育の推進、第2に、「国際化・情報化への対応」として国際社会に活躍する人材育成の推進、第3に、「青少年の健全育成」に向け、健やかな青少年をはぐくむ地域活動・体験活動の拡充等8項目の施策を策定し取り組んでおります。

今後とも子供たちが知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を身につけ、将来に自己実現が図られるよう教育の充実に取り組んでまいります。

次に、教育行政についての御質問で、久米島高校の園芸科についてお答えをいたします。

久米島高等学校の園芸科につきましては、ここ数年、定員の過半数割れが続いている状況にあることから、現在、学校において同科の活性化や学科のあり方等について研究が進められております。

なお、平成22年度の同園芸科については、従来どおり募集することが決定しております。

次に、離島の小中学校や親元を離れての高校進学に対する支援についてお答えいたします。

県教育委員会においては、離島における児童生徒の学習環境の改善を図るため、遠隔学習システム「美ら島e-net」を導入し、学習情報の配信を行い、情報活用能力や発表力の育成に努めております。今後は、同システムを活用した学校間の遠隔会議、授業交流、研修会等の充実に努めてまいりたいと考えております。また、離島から親元を離れて進学する生徒が安全で安心して学習や生活ができるよう、県立高等学校11校に寄宿舎を設置し、離島出身の生徒の入寮を優先した配慮を行っております。さらに、経済的負担の軽減を図るため、授業料減免や奨学金事業等の活用を奨励しているところであります。

今後とも、地域に僻地はあっても教育に僻地はあってはならないという思いで、公平に教育の機会が享受できるよう教育環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 政府への要望、要請に係る質問のうち、陳情や要請にかかる費用についてお答えいたします。

政府への陳情や要請につきましては、要請者や要請

先が多岐にわたり、全体を把握することは困難でありますが、県三役等による国庫支出金や基地関連の要請などに要した経費は、平成20年度実績で約1120万円となっております。

次に、東京事務所の位置づけ、役割などの変化についてお答えいたします。

東京事務所は、国の省庁や関係行政機関等との連絡調整や県行政の推進に必要な情報収集を行うとともに、政府への要請等の日程調整などの業務を行っているところであります。

東京事務所の役割や位置づけについては、民主党が打ち出した「分権型陳情への改革」方針を受けてどう変わるか慎重に見きわめる必要があり、国や他県の動向等を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 再質問を行いたいと思います。

まず知事にお伺いいたします。

この間、岡田外務大臣とお会いされたと思うんですが、そのときの感想と、あとこの議会が終わったら東京のほうへ出向かれて政府の意向を確認したいというふうにおっしゃっておられるようなんですが、先日も鳩山総理と2回にわたってお会いしていますし、この間は岡田大臣とも会われたと。今度東京へ行かれてどういう形での聞き取りをされる予定なのか、そこら辺を少しお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 今の議員の御質問2つあったと思うんですが、1つは、先日の土曜日に外務大臣にお目にかかりました。

感想といいますか、前の日からかなり小刻みに沖縄じゅうを回っておられて、少しお疲れの感じも受けましたけれども、しかし精力的に回られていろんな意見を聞かれて、あれはワーキングチームの作業もほぼ終わりに近づいた感があって、ただこの政府方針というのを最終的に見直しの結果どうするかというのはまだ最終的には決めていないというような御趣旨のお話だったかと思います。

それから第2に、この議会の一般質問終わりましたら、なるべく早目に東京に行こうと思っている第一は、無論今のその再編の見直しだとか、それから検証・実証をやっておられて、その結果最終的にどういうことに相なりましたか、可能であれば伺わせていただきたいということと、これはまだアポイントメントがとれるかどうかわかっておりません。

それからもう一つは、先日、赤嶺議員、山内議員を初め県議会の超党派の先生方からのお話がありました例の仕分けで、基地従業員の給与に仕分けのあれが入っているわけですが、どんなふうに相なるのかならないのか。一切減らすようなことは勘弁してもらいたいというのは強く申し上げてまいりたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 私も土曜日に岡田大臣に少しお会いしたんですが、4区での集会ですね。そのときに一言大臣がおっしゃっていたのは、仲井真知事はよく頑張っておられると、踏ん張っておられると、そういうことをおっしゃっておられたんですね。私それがちょっと気になりまして、大臣は皆さんも御存じのように、辺野古に落としていこうという意向も持っておられるんじゃないかというふうな状況がありますから、そういう意味では知事が今までベストは県外けれども、苦渋の選択で辺野古なんだとそう言うておられましたから、そこに大臣もある意味で期待をしておられる部分もあるのかなと思ったんですが、この間大臣とお会いしたときにそういう意味での激励というか、評価というか、そこら辺はなかったでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 余り時間もなくて具体的なお話はほとんどなかったということですね。なかなか――ただ印象ですよ、これは印象ですが――アメリカ政府との前の政権のときの合意事項がちゃんとあるというようなことも踏まえて、いろいろむしろアメリカの関係者ともいろんな意思の疎通を今、一生懸命図っているんですよというようなことをうかがった感じがします。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 もう一点、ここに地元紙の記事があるんですが、（資料を掲示）これは県議の皆さんに地元紙がアンケートをとっているんですね。このアンケートによりますと、県議の9割が県内には反対なんです。あと知事が自公政権に対して求めてきたV字型滑走路の位置の修正に関する支持は、前回調査の14人から今回はゼロになったというふうに書かれております。ほとんどの9割以上の県議がもはや辺野古ではなくて、県外・国外なんだとそういう状況に今なっています。そういう中で、政府の見解はまだ定まっていらないんですが、沖縄からすればこれはもう辺野古は無理ですよと言わざるを得ない状況ではないかと思うんですが、知事の見解をお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 議員おっしゃるように、そういうふうにも見えないわけではないと思います。確かに、私も申し上げていますように、ベストは最も望ましいのは県外ですよと申し上げていますとおりで、あともう一つ今言われたV字型について位置をとというより、私も選挙のときに申し上げた、つまり頭越しに決めたものを当時の自公政権であってもそのままのめと言われたら絶対だめだということがその意味でしたから、基本的に。さらに技術的には騒音の問題とか幾つかありましたけれども、そういう点で私は全く変わっておりません、その点は。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 また再度ちょっと確認したいんですが、今私の幾つかの質問の中で、これは知事がマスコミに対してぶら下がりでお答えするその文言にもあるんですが、政府がどういう意向なのか、そこがはっきりしないとそれを確認しないと何とも言えないとか、あるいは政府に対して早く方向性を出してほしいとそういうふうに知事はおっしゃっていると思うんですね。そこが私どもと少し見解が違うところでして、今政府は御承知のように岡田大臣の姿を見てもわかるように、対米交渉を必死でやっているわけですよ。そういう意味で今政府の中に早期の結論だとか、こう行きたいとかそこはまだ固まっていらないんです。これはまさに交渉の最中なんです。私どもこの日米の普天間をめぐる交渉というのは、日本もアメリカも沖縄の状況を見ながらの交渉をやっていると思うんですね。

そういう意味では政府の見解はどうなんだ、早く示せということではなくて、沖縄はこの普天間の移設をどうしたいんだということを強く言わないといけないし、そういうことで今県民世論の大半はどうなんだということを強く政府に言わないといけない。それが今の知事の立場だと思うんですが、それに関して御意見をお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 今の点にお答えいたしますが、二、三関連していたところがあると思うんですが、政府がまず方針を出したらというのは、明らかに前の政府のあの案をそのまま取り下げていないでしょう。ですから混乱が始まっているんですよ。そのまま取り下げて――僕らも幾つかシナリオを昔予測したことあるんですが――取り下げるという予測とか、ところが10月13日に知事意見というのを私は出したわけです。なぜなら、取り下げないから。取り下げなければもう要らないわけです。ですから、これに対して政府はそのまま行くんですねという信号だと私は思ってい

たわけです。

ところが、どうもこれは大体新聞、マスコミ情報ですが、いろんな関係閣僚の御意見がどうも違う。そうすると、一方でこういうことを取り下げないでこのまま進行させておきながら、今おっしゃった、何人かの閣僚のおっしゃることが違う。そしてなるべく早くというのは、最近少し落ちついています、内閣もできて約3カ月でしょう。そういう意味では、私は何も早く早くとせっついているつもりはありません。むしろこの間、日がわりメニューと言われたぐらい、しょっちゅう言い方が微妙に変わるような印象を与えるよりは、少し腰を落ちつけて、そういう意味ではきちっとこれは取り組まれたほうがいいですよ。あっちだこっちだ、あっちだこっちだというようなものではありませんよという意味です。ですから、早く早くと何もせっついているつもりは毛頭ありません。ただし、すぐれてこれは政府の仕事なんです、まず。昔は防衛施設庁というのが施設の提供は。ですから、これは政府がどうするか前の日米合意があり、名護市長と基本合意もやりながら進めているものを政府は一体どうするのかという、やはりここがないと物事は前に進まないし、無論私のほうの意見は申し上げています、それはマスコミの皆さん、先ほど議員言われたようにやはり県外へ持って行ってくれという大きな流れはありますし、民主党のマニフェストその他選挙のときにいろいろ言われたのは、どう見てもこれは県外に読めますよね。ですから、変えるんだなという印象を与えながら、防衛省の防衛大臣は全然変えていませんよ、彼は前の自公そのとおり。ですからわからなくなり始めているんです。

ですが、私はベストはやはり県外だというのは申し上げている。何もこれ意味のない言葉を申し上げているのではなく、やはりそう思っていますよ。しかし、行政実務を抱える身として県外だと我々この普天間基地をセールスして歩く能力はありません。そうすれば、今、前の政府とは言え、日米が合意をし名護市長も基本合意をした。しかも防衛大臣そのまま続けておられて、民主党の北澤さん、一体どうなんだとなると、私としては普天間の危険性の除去のためにはこれはやむを得ない選択肢としては置いておかなきゃいけないというのはもう当然のことだと思っていますが。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 民主党もグアム協定を前政権がこれを決めたからもう動かせないんだと。そうやって政権が発案すればこの苦労はなかったと思うんです。私も民主党政権であり、私も民主党なんです、この

問題は沖縄と政府との問題だと思っているんです。そういう意味では、その党派を超えて沖縄という立場でこの沖縄の問題をどう処理しようかということで今お互いに頑張っているわけですね。

それで1つは、前政権よりも沖縄県民がベストとするのは県外・国外だから、そこにやってみようということで今の政権は出発しているわけです。ところが、対米交渉というものがあるから厳しくて、行き詰まっている部分があるわけなんです。そこを我々は力を合わせて何とかベストな方向へ落としていこうという努力をお互いにしているわけです。そこは御理解いただきたいと思うんですが。

あと1点、今度防衛大臣がグアムに視察に行くことになりました。つい最近、アメリカのほうでグアムの基地移設の環境評価書が出されました。それを見ると、結構アメリカは本気でグアムに基地を移転しようとしているような内容がうかがえるわけなんです。宜野湾の伊波市長もそのことをずっと前から言っておられます。そこで、沖縄からその司令部とか家族とか兵たん部隊が8000名グアムに移転すると。これはアメリカからしたならば、沖縄の基地縮小のためではなくて中国の危険性からの避難なんです。これはそのとおりだと思うんです。

そういう意味で、そういうことも考えるとグアムに海兵隊の攻撃部隊も移転する可能性は全くなきにしもあらずだというふうに私は思うわけなんです。それで今回防衛大臣もグアムの視察に行くことになりました。そこは本来なら、沖縄県がその移設先を細かく探す義務はないんですけれども、ここは知事もそういう観点からグアムの視察をされてはどうでしょうか。やる価値はあるかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の点はですね、確かに我々も防衛白書を読み、特に沖縄ではマスコミ、それに議会、それから大学の先生たちがいろんな基地問題であるとか、安全保障であるとか、平和の問題という形でよく研究をされておりますが、ただ現場のこの行政実務、防衛も含むいろんな分野ではいろんな意見、ほとんどすべてがあり得る可能性がゼロではない意見だとは思いますが。それぞれ意味のある意見だと思う。ただし、それを現実の実務の上に置き、そして2国間・多国間であれば国際的な話の中できちっと政策にし、協定を結べるぐらいのところまで持ってくるには長い時間といろんな考えをまぜていく時間がかかると思うんです。ですから、今のグアムのお話もいろんな見方ができるし、我々が普天間基地をセールスして

歩く能力はゼロではないんですが、これはもうすぐれて国と国との話で、僕はまず防衛がしっかりと防衛の公表されてない部分もあるでしょうが、そういうシステムを含め、いろんなのを抑えながらまず考えて国民・沖縄県民も含めて示すべきだと私は考えております。ただ、いろんな人がいろんな意見を持つことはこれは僕は可能性ゼロとは思いませんが、これは机上のあれからきちっとした政策協定まで来るのには物すごい時間がかかるものだと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 辺野古にしても、これは辺野古案で行ったとしてもあと五、六年はかかるわけです。

そういう意味で、普天間の危険性の除去という観点から、辺野古へ進めないといけないということを発言されたりする一部の政府の閣僚もいるんですが、ここは知事と思いを一つにしたいと思うんですが、普天間の危険性除去という観点ではそれは即辺野古にはつながらないんだと。それは普天間の機能の分散を早急に進めること、それが政府の義務なんだと。そこを進めていくことは、辺野古を凍結した上でもこれはできることですから、そういう意味でこれからの政府に対する要請はそういうところに絞ってやるべきだと思うんですが、そこはどうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 今のお考えは、議員のお考えとしてやはり傾聴に値すると思います、失礼ですが。ですから、今の普天間の持つ機能、施設の分散というような方向。ですから、普天間の一日も早い危険性の除去のために今は十二、三年もかけて辺野古に決まり、基本合意もできている状況で私はこれが最も早いとは思いますが、ただしこれが100%だとは無論必ずしも思いません。いろんな方法が今なおこれから日米双方、それから各地域も含めて議論できる余地があるとすれば、今の議員のおっしゃっている機能分散、施設の分散というシステムの存在、方法が防衛の先端の技術システムも含みますからあり得るのかどうか、ここも議論する余地と余裕があるのであれば、今議員のおっしゃっていることは立派な一つのお考えだと私も理解はいたしますが。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 基地問題で最後に1点ですね。

政府は、今回環境影響評価書の作業を凍結するということを発表しましたね。それともう一点、あと1月に名護市長選挙が行われます。これは市長選の結果で――今お二人が出ているんですが――このお二人が辺野古への移設を反対、あるいは容認撤回する可能

性は十分あると思うんです。なぜなら、自民党も年が明けたら県外・国外ということになりますから、そうしたときにこの辺野古への移設はもうそこで随分困難になってくると思うんですが、まさか名護市が反対しているのに知事が公有水面の埋立許可を出すこともできないでしょうし、そういうことに関してちょっと知事の見解をお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 今の環境アセスメントの事務をそのまま凍結されるのかという点については、私はちょっとよく知らなかったんですが、事務方に確認しますと、マスコミの皆さんからの情報としては聞いて知っているけれども、担当の防衛省からはまだきちっと話は受けていないということのようです。

○新垣 安弘君 もう一点、市長選の……。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 失礼しました。答弁漏れのように、名護市長さんがどうされるかという、無論名護市の市長さんの意向というのは極めて大きいとは思いますが、まずやはりこれは名護市の意見も含め、防衛省そして政府の考えというのをよく聞いて――総合的にと言っちゃ変ですが――それを踏まえて考えるべきものだというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 基地問題、知事にかかっている部分もありますのでぜひ頑張ってください。

あと教育長にお伺いします。

久米島高校の園芸科の件ですね。これ存続の方向性に向けて校長を含めて地域の方々が一緒に協議会をやって、話し合いを持っていくという方向だったんですが、地元の話によると一、二回協議会をやっただけでろくな話し合いもしないで校長がその協議会を解散したという情報が伝わっています。そして各地域の懇談会の中で、校長先生がもう園芸科は廃止すると、そういう結論的なことをおっしゃっていると。そういう話があるんですが、教育長これを把握していますでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） ただいまの件、私のほうは把握しておりません。

私のほうとしては、学校が校内の検討委員会を設置して、そして地域の人たちとともに語る久米島高校を考える会で協議をして、年内に方向性を出すということで報告を受けております。

○新垣 安弘君 やり方に問題があると思いますので、対応してください。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

〔崎山嗣幸君登壇〕

○崎山 嗣幸君 では、早速一般質問を行います。

最初に、普天間基地問題についてであります。

知事は、普天間基地の危険性除去のため一日も早い返還を望み、現実的な選択として名護市の辺野古沖合への移設を苦渋の選択をしたと、一貫した態度をとっております。知事は、1996年の日米合意から実に13年半もの長きにわたり、移設が進展していないことを自覚をしていないと思います。

その後、諸般の情勢は大きく変化をし、米国も日本も政権交代が起こり、沖縄でも衆議院選挙で辺野古移設反対の候補者全員が当選をしました。直近の選挙での民意であり、これで十分ではないかと私は思います。

また、去る5日のマスコミ報道でも県議の9割が県内移設反対を表明し、4日には前原沖縄担当相がオスプレイの配備は環境アセスのやり直しだと言及し、辺野古への移設の最短論に疑問の発言をされております。知事は、このような諸情勢の動きに逆行し、県民の認識と大きくかけ離れていると思います。

自民党の川口順子元外相が、辺野古移設反対の座り込み現地で座り込み現地の人々から、私たちの苦労はあなた方がつくった。家族、親族も分断をされ、ひどい目に遭っている原因をつくった。そこから反省しないと物事は始まらないと強く批判を受けたようであります。その言葉は、知事にも同じように投げかけられている言葉でもあります。

知事は、これまで県内移設の地ならし的な役割を果たしたことの責任から、私は免れることができないと思います。知事は、今から政策転換をして、県外移設を叫んでも県民から本質を見透かされ、支持されることはないと思います。新政権も県民との約束を裏切り県内移設を強行するなら、県民の怒りは一気に頂点に達することを肝に銘ずるべきだと思います。

では、次のことについて伺います。

ア、知事は、諸般の情勢の変化を見誤り、政策転換の時期を失いました。もはやどのような選択をしても、これまでの知事の言動は県民から支持されないし、県民から見放されています。知事の見解を求めます。

イ、知事公約の3年閉鎖の時期が来た。どうやって解決をするのか伺います。

ウ、知事の頭の中に沖縄の将来、10年後、20年後、50年後、米軍基地の実態をどう描いているのか伺います。

2、古島団地（元郵住協）問題について伺います。

この古島団地は、1970年代に建築をされ、海砂が使われ、老朽化で崩落の危険性があります。平成17年に郵住協は解散をし、現在パークレー社に売却をし、その際、協定書の中で、再開発による建てかえ、補修、修繕等を県・那覇市、事業者で推進協議会を設置をし話し合いをしていくことを締結しております。しかしながら、再開発のめどとした平成20年3月末もとくに過ぎ、修繕等の約束は守られず、ただ入居者へ崩落危険性を理由に退去を求めることを繰り返しております。

元郵住協は県や市町村等が運営をし、財政難のため民間のパークレー社に売却をし、再開発による建てかえを託したことになっています。今となって責任はすべて事業者にあるとして行政の責任逃れをすることは、道義的にも許されることではないと思います。

この郵住協は、戦前の郵便貯金で預金者の福祉向上を沖縄の住宅解消難に寄与することを目的に設立されたことは承知しております。県が中心となり専務の役職者を派遣をし、沖縄市長が理事長で各市町村が出捐をして運営されたことは否定しようがありません。

これまでの県の対応は、法的にはとか、義務はないとか、行政責任を回避しようとする不誠実な態度を感じます。これに比べ那覇市は、行政の立場を逃げるのではなく、都市計画でのマスタープランでの位置づけの協議や推進協議会設置の努力をしてきております。また、これまでの関与も、那覇市は理事職を認め、理事長職の沖縄市に頭が下がる思いと述べるなど誠実なる姿勢を示しています。県には、これまで関与してきた事実を認め、解散時に約束した協定書が確実に履行されることに最大の努力を払うことを求めます。

では、次のことについて伺います。

ア、県は、元郵住協にどう関与してきたか伺います。

イ、郵住協解散時に結んだ協定書は、当然履行されるべきと考えるかどうか。

ウ、再開発のめどとした平成20年3月はとくに過ぎたが、おくられている理由を伺います。

エ、第2回目の推進協議会で、入居者の要望を反映されたか伺います。

オ、当団地は、浦添市で起きた崩落したマンションと同時期で、しかも海砂が使われ鉄筋のむき出し、コンクリートの剝離、落下が相次いでいます。建築基準法、消防法等の観点から問題はないのか伺います。

3、地域子育て支援拠点事業について伺います。

この子育て支援センターは、少子化対策の一環とし

て地域の子育て家庭への支援を行う重要な施策であります。

今日の社会は少子・核家族が進行し、地域で子育ての悩み、ストレスを抱えたりする若い親たちも少なくありません。そのためにも、親子が心身ともに健やかに成長できる環境づくりは極めて大切なことであります。この地域子育て支援センターは、唯一子育てに悩む親たちの居場所として重要な役割を果たしております。

では、次のことについて伺います。

ア、地域支援センターの役割と意義を伺う。

イ、地域支援センターの実数と目標を伺う。

ウ、県負担分の補助金を保障すべきではないか伺います。

4、消防広域化の問題について伺います。

自治体消防は、住民を災害や事故等から守る大きな役割を果たしています。

年々、社会情勢の変化とともに大規模災害、救急業務の対応に消防業務が一層の高度化・専門化と体制強化が求められていることは承知をしております。

そのような中で、消防体制基盤強化を目的に県下の自治体消防の広域化の計画が進められております。

各市町村の消防力の実態と状況の違いをどう克服していくのか、あるいは消防署の統廃合、職員の削減等が起こり消防力の低下が起こらないか危惧する声もあります。

では、次のことについて伺います。

ア、県消防広域化推進計画の進捗状況を伺います。

イ、広域化の趣旨、目的は何か伺います。

ウ、課題と問題点は何か伺います。

以上であります。再質問は後ほどさせていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 崎山議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、基地行政に係る御質問の中で、普天間飛行場移設問題への対応についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

市街地の中心部に位置する普天間飛行場は、住民生活に著しい影響を与えており、周辺住民の不安や騒音被害などを解消することが喫緊の課題となっております。この間、政府においては、米軍再編合意に基づき名護市辺野古への代替施設建設に向けて取り組んできているところであります。

こうした中、新内閣が発足をし、鳩山総理の「地元

の皆さまの思いをしっかりと受け止めながら、真剣に取り組む」とした所信表明などを受けまして、沖縄県内には県外移設の実現を期待する声が非常に高まってきております。

県としましては、これまでも申し上げてきたとおりですが、県外移設が最も望ましいと考えております。政府が具体的な県外移設案を提示するのであれば、政府の方針を積極的に支持するつもりでございます。

県は、普天間飛行場の一日も早い危険性除去のため、明確な方針及び具体案を示していただくよう政府に対して要望しているところであります。

次に、同じく基地行政に関しての御質問ですが、3年めどの閉鎖状態の解決についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県といたしましては、普天間飛行場の危険性を放置することはできないことから、同飛行場のヘリなどの運用を極力低減をし、3年をめどに危険性の除去、騒音の軽減を図ることを機会あるごとに政府に対し求めているところでございます。また、「普天間飛行場の危険性の除去に関するワーキングチーム」などにおいても政府と率直な意見交換を重ねてまいりました。さらに、去る9月の新政権発足後は、鳩山総理を初め各大臣との面談や軍転協の要請、そして環境影響評価準備書に対する知事意見書の中などで普天間飛行場の一日も早い危険性の除去を求めたところであります。

県としましては、今後とも普天間飛行場の危険性の除去について、具体的な方策の提案、実施に向けさらに検討を加速させるよう政府に求めていると考えております。

崎山議員におかれましても、ひとつぜひ国政政権与党に所属される議員として、政府への要請の後押しに御支援を賜りたいと考えております。

同じく基地行政に関する御質問の中で、将来の米軍基地について10年後、20年後、50年後、知事の考えいかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県としましては、究極的には基地のない平和で豊かな沖縄県を実現することが県民の願いではないかと認識をいたしております。その方向に向かって一歩一歩、基地の整理縮小を着実に進めていくことが重要であると考えております。

次に、消防行政に係る御質問の中で、消防広域化の趣旨、目的についての御質問にお答えいたします。

消防を取り巻く環境は、災害や事故の大規模化、そして住民ニーズの多様化など大きく変化いたしております。住民の生命、身体及び財産を守る消防の責務はますます大きなものとなっております。

しかしながら、県内の消防は総じて小規模であります。このような変化に的確に対応していくためには、県内の消防体制の基盤を強化する必要があります。消防の広域化を図ることにより、現場対応職員の増加、専門的な人材の育成、はしご車など高度な資機材が整備され、県内の消防力を強化することができると考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 住宅行政についての御質問で、県の旧郵住協への関与についてお答えいたします。

県は、旧財団法人郵便貯金住宅等事業協会が解散するまでは指導監督官庁としての指導監督を行っており、また、評議員への就任や同協会の要請により専務理事などとして職員を派遣しておりました。

同じく住宅行政についての、郵住協解散時に結んだ協定書の履行についてお答えいたします。

当該協定は、旧郵住協と当該事業者との協定であり、その履行に関しては締結当事者の責務であると考えております。

それから、同じく住宅行政についての御質問で、再開発のおくれている理由についてお答えいたします。

当該事業者は、再開発計画について去る10月13日の推進協議会において、100年に一度と言われる不況の影響もあり、まだ具体的な構想を開示できる段階に至っておりませんと回答しております。

同じく住宅行政についての御質問で、入居者の要望の反映についてお答えいたします。

入居者からの要望のある建物補修については、事業者は、必要な補修を行っているが、建物躯体については劣化しており、修繕で対応できる状態ではないと回答しております。

団地内での仮移転の要望については、事業者は、どの棟も同様に危険な状態であるため、移転先にはできないこと、また、自社物件や一般賃貸住宅等のあっせんなどを居住者の要望を聞きながら対応したいと回答しております。

同じく住宅行政についての御質問で、古島団地の建築基準法、消防法上の問題についてお答えいたします。

古島団地につきましては、那覇市が建築基準法第12条に基づく定期報告及び改善計画書の提出を行うよう所有者に対し指導していると聞いております。

建築基準法においては、特定行政庁である那覇市が状況を把握し、助言、勧告等を適切に措置すべきものとなっていることから、那覇市では、当該報告を受け必要な助言、勧告等を検討していきたいとのことであります。

また、消防法については、指導権限を有する那覇市の消防本部によりますと、消防法上、特に問題はないとのことであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 福祉行政についての御質問で、地域支援センターの役割、意義、実数、目標及び補助金について一括してお答えいたします。

地域子育て支援拠点事業は、地域において子育て親子の交流等を促進する支援拠点を設置することにより地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感を緩和し、子供の健やかな成長を図ることを目的として実施しております。

現行の「おきなわ子ども・子育て応援プラン」では、地域子育て支援センターの設置目標は84カ所ですが、平成21年度の実数は47カ所となっております。

県では、平成20年度から厳しい財政状況のため、国庫補助基準額の県負担分について対応することができておりません。現下の厳しい財政状況では、基準額の引き上げは困難であると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 「沖縄県消防広域化推進計画」の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

沖縄県では、市町村の消防の広域化を検討するため、平成19年5月に市長会、町村会、離島振興協議会等の代表者で構成する「沖縄県消防広域化推進計画検討委員会」を設置し、平成20年3月に「沖縄県消防広域化推進計画」を策定しました。

現在は、ことし9月に設置いたしました「沖縄県消防広域化協議会準備事務局」において、協議会の規約案や予算案の作成など協議会設立に向けた業務を行っており、平成22年4月の協議会設置を目指しております。協議会設置後は、協議会の場において消防の広域化等について研究・協議されることになります。

同じく消防広域化の課題と問題点についてお答えいたします。

消防の広域化は、消防力の強化を図るため市町村が

自主的に取り組んでいくものでありますが、市町村間の財政状況や消防力の格差、離島など地理的条件の違い等もあって市町村の取り組み状況に温度差があります。

また、広域化により人事異動によるふなれな地域での現場到着時間の遅延等も懸念されますが、運営面で工夫することにより改善できるものと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 再質問をしたいと思います。

まず知事にお伺いしますが、基地行政の中で、政策転換の時期を失い県民から見放されているということの質問をしましたがけれども、知事は、これまでベストは県外と言いながら、私は何の努力もしていないのではないかと思います。11月28日の朝日新聞のインタビューで知事は、知事が県外を主張すれば選択肢が一つになり、普天間基地の解決が遠のくと発言をしているようですが、みずから県外を否定しているようですが、このベストは県外というのはまやかashiではないかと私思うんですが、その見解を知事からまずお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） まやかashiではありません。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 知事、これは朝日に答えたのは間違いないですよ。答弁をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 朝日新聞のインタビューに応じました。間違いないですよ。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 知事は、このように今開き直っている感じがしますが、知事はこんなことも言っているんですね。選択肢が一つになれば普天間基地の解決が遠のくと。私は、知事も含め選択肢が、沖縄県民が一つになれば県民運動が盛り上がり新政権に大きなインパクトを与えることができると思うんですよ。

先ほどからされているように、県民の声は県外だということで知事はおっしゃっていましたね。これは、そのことからするならば、知事も含めて県外を主張することによって、やはり沖縄から新政権に向かってしっかりと米国に交渉することの政治状況をつくることが私はできると思いますが、これは、知事はそういう行動を否定をなさるんですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） ベストは、しかも日本語では望ましいのは県外だというのは、きちっと紙に書いて、先日、総理大臣にも持ってまいりましたし、そういうことはいろんな閣僚の皆さん、沖縄にお見えになるたびに申し上げているところです。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 知事、再度お聞きしますが、選択肢が一つになると何で普天間基地の解決が遠のくんですか。お答えをお願いします。

○知事（仲井真弘多君） ちょっと休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時25分休憩

午前11時25分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） みんなの思いと一緒に県外ベストだということだけで現実の大きなこの基地の話が、これでもってすべて解決する、我々県内だけで解決できるものではありません。ですから、思いの最も望ましいものは県外だということであって、我々は、今現在普天間にあるこの基地、そしてこの13年近く日米政府が合意してきたもの、そして県内での合意などを踏まえると、県内の扉も少しあけていないと現実の解決がやっぱり遠のくのではないのでしょうか、という意味です。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 知事はもう後ろに下がっている感じもしますが、知事の状態は、県民の総意は県外だが、知事は、政府が工程表も示さないし、その段階では県内の辺野古移設に執着しているということで受けとめてよろしいんですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） どうも議員の御質問の意味が正確に私とり切れませんが、私も県外はベストだと申し上げているんですよ。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 知事は、発言を何回もなされておりますが、政府が県外と言えは自分もすぐ県外に変えると言っていますよね。でも、先ほどから言っているように、県外と言ったら解決ができなくなると、もう矛盾したことをずっと繰り返しておりますが、政府が県外だと言ったら私もすぐ県外に変えると、これはやっぱり県政のトップとして、私は主体性がないと思うんですよ。先ほどから、みずから沖縄県が県外と一つになったら解決が遠のくと言いながら、政府が県外、

私はすぐ変えますよと言っておりますが、そういったことが知事は自分の理由があって、やっぱり県外と言ったり、今おっしゃっているようにそう簡単にはいかんということをおっしゃっているわけだから、政府が変わったら自分もさっさと変えるということは、自分の持論は間違っていたというのか。そして、簡単に変えるということの、転換することの主体性はないのかと思うんですがいかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 主体性そのものだと私は思っておりますが、いいですか、この基地の具体的にどこにどうするかというのは、日本政府、アメリカ政府、やっぱり両方でよく相談して決めていく話であって、ですから責任をきちっと持っている政府が、しかも防衛がまず窓口だと思うんですが、こうする、ああしたい、こうしたいというのを相手政府と一緒に決めていき、具体的な中身等ないしは少なくとも構想とその工程表ぐらいがあればそういう方向に変わっていく。つまり、実際の責任を持っている官庁が責任を持ってやるとおっしゃっているのに、ノーという理由はなかなか難しいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 知事が変わってきたのは、県民の多くの総意は県外だということをお認めになったことなんですよ。これは、知事がインタビューで言うように、知事と島袋名護市長だけがもう辺野古にこだわっているということで、みずから知事はインタビューで断っているように、ほとんど多くの状況が転換をされて、もうやっぱり県外移設を叫んでいる割に、知事は、政治的というか、これはもう貫くような姿勢がありますが、これはもはや知事がこれから幾ら県外が望ましいと言っても、もうだれも信用しないと思うんですよ。そのことを含めて知事の本音というのがなかなか明確ではないような感じがしますので、このことについては見解が違いますので終わっておきたいと思いますが。

次に、普天間飛行場の3年閉鎖の時期の問題ですが、知事は、先ほどからヘリの運用の軽減、騒音等のことを政府に求めているということの答弁でありましたけれども、知事は、公約として3年めどの閉鎖状態ということを言っておりますが、もう既に3年が経過をしましたけれども、この3年めどの閉鎖状態というのは根拠があったのかどうかですね。それから、3年過ぎましたけれども、今後、そのめどは延ばすのか、撤回をするのか、どうなさるおつもりか伺います。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと休憩してください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時31分休憩

午前11時31分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 私も選挙に出ましたときに、3年めどの閉鎖状態を実現したいということでやってまいりました。これは先ほど答弁もさせていただいたように、普天間移設の協議会の中でワーキングチームをつくって、いろんなことを研究をしてきて8月を迎えたんですが、政権もかわり、そして今、基本的には辺野古へ移設する間であっても、オペレーションレベルをぐっと下げて閉鎖状態という状態にするようにいろんな工夫をやってもらいたいということで、ワーキングチームでテクニカルにも事務的にも勉強を重ねてきたところです。

これが政権がかわって、今この協議会もワーキングチームもどうなるか、まだ開かれておりません。ですから、これはどうするのですかという趣旨のことは、たしか防衛大臣でしたかね、聞いた覚えはあるんですが、その後返事はもらっておりません。

ですが、申し上げたように、3年めどの閉鎖状態というのは無論、当時私が知事になったとき何回か議会でも申し上げましたように、3年ぐらいをやはり目安にして次の移設が完了するまでの前であれ、きちっと今の騒音であれ、危険性はぐっと減らしてもらいたいということを私は言い続けてきましたし、新しい内閣にも申し上げております。ですから、きちっと3年そのものというよりも、相手のあることですから、今の3年をめどにまだまだこの閉鎖状態を実現するよう私は求めてまいりつもりでございます。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 知事、延ばすのか、撤回をするのかということは言及はしないんですか。

○知事（仲井眞弘多君） 失礼、延ばすというのは……。

○崎山 嗣幸君 公約の3年めどですよ。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 延ばすのかとおっしゃる意味がよくわかりませんが、それは3年めどの閉鎖状態というのを目指してこれからも努力してまいりということでございます。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 はぐらかしておりますけれども、そ

の件はもう終わります。

それから、郵住協の件でお伺いしますが、部長は、先ほど郵住協の関与について指導監督、専務の派遣をしてきたということですが、これは既に県の関与は明確であります、時折、県の中では関係ないかのような発言をしておりますけれども、これは、これまで指導監督、専務派遣では県の関与、責任はあるということの立場で理解をしてよろしいですか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 旧郵住協につきまして、役員を派遣しておりました。その後、解散しておりますけれども、また現在の問題につきましては、私ども今この協定書関係でいろいろ事業者とそれから居住者の問題があるということで推進協議会をこのために立ち上げているわけですので、その中でいろいろこの課題等について私どもは対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 県の立場上、その後関与、責任もあるということを私は理解をし発言をしますが、郵住協の解散時に、県はこの郵住協からたしか5億円余りの寄附を受けたと私は聞いておりますが、お金はもらって、その後、入居者への責任はないかということとは私はできないと思いますが、これは確かかどうか御答弁をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時36分休憩

午前11時37分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 5億円が県のほうに入っていることは、そのとおりでございます。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 受け取っているということですね。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） そのとおりでございます。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 この解散時の売却益で県が受け取ったということであるならば、これは先ほどからお話しているように、事業者と郵住協の問題ですということとさき逃げています。郵住協はもう解散していません。解散して、皆さんは残った金を、5億円余りを受け取ったということです。翁長那覇市長も県が中心であると言っているんですよ、これは。こういうことを言いながら、そのことをしながら、皆さんは

責任回避をするのかと私は聞いているんですが。

それと、先ほど推進協議会の役割でありますから、13条では、県も那覇市も事業者も入っているんですよ、この協定書の中には。それをつくったのは、先ほど答弁した県から出向した役職の専務ですよ。

こういったことを作成をして、この中には、推進協議会は本協定の実施状況を点検するとともに事業の円滑化を協議するとなっているんですね。そういう使命が県はあるにもかかわらず、先ほどこれは郵住協と事業者の問題ですということと通るのかどうかというのは、私は疑問であります、お答えをお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 協定書につきましては、2者の責任でありまして、しかし、私ども県あるいは那覇市におきましては、この事業の円滑化のための推進協議会をつくることになっておりますので、その中で私ども対応してまいりたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 部長、この協定書の中には、6条、7条、8条の中に維持管理・補修を行う、事業者が。それから7条、20年度末をめどに再開発事業をする。8条、居住者への配慮をするということが協定書の中に入っているんですよ。協定書は、県も那覇市も事業者も入っているんですよ。この中で私は、県は解散をしたからといって関係ないということは言えないんじゃないかと言っているんであって、先ほどから話をしていますように、皆さんもこの中で責任があるわけですよ。

それで部長は、決算特別委員会の中で私の質問で、推進協議会の中で安全な場所へ移動する話し合いを出したいという答弁をしましたが、でも、2回目の会合で県から何の一言もなかったということが入居者からあったんですよ。これは、先ほど部長は、いや、推進協議会の中で努力しますと言っていますが、この中で、第2回目の推進協議会の中で、部長は、県は、一言も言っていないですよ、これは。何でも、こういうことを努力しますと言いつつしてないということと話が合わないじゃないですか、部長。再度、答弁をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 移転等につきましては、事業者のほうからそれについて回答されておりますので、私ども県のほうからは改めてやっておりますが、事業者のほうが主体的にやっておりますので、そのとおりだと認識しております。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 部長、この問題は先ほどから言っているように、協定書をつくったんじゃない。県から出向した専務が中心になってね。協定書は、郵住協は解散をしているんですね。協定書の中に皆さんは、推進協議会については、効力がないといかぬのですよ、皆さん。

入居者は、皆さんに訴える力もない、事業を訴える力もない。推進協議会で指導性を発揮しないとどこで解決するんですか、これは。

部長、これを、言っているように協定書の中に締結されているから、この推進協議会の中でしっかりとこの問題を解決することで、県は努力するというところで決算特別委員会で部長は発言していたんじゃないですか。再度、この推進協議会の中で、今私が言っている協定書に盛られている入居者への問題、あるいは維持管理、補修、再開発、居住者への配慮について協定書に書かれているように、推進協議会の中で最大限の努力を払うということを部長、ここで明言をしてください。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 推進協議会は、これまで2回開催されております。また次も引き続き行うことになっておりますので、それぞれの事業者と居住者、それから那覇市、私ども、その中で課題が、問題が解決できるよう努めていきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 この団地にはほとんど高齢者、お年寄りが100世帯余り住んでいるんですが、1号棟の皆さんは、もう古いから出ていけということで退去を迫られているんですね。そういった意味では、今部長が答えたように、推進協議会の中で円満に、最大限の力を払って努力をお願いしたいというふうに思います。

終わります。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村 未央さん それでは、一般質問を行います。

まず、普天間基地問題について知事に見解をお尋ねいたします。

(1)、知事は、ベストは県外との考えを表明されていますが、政府が県内移設を決めた場合、残念との思いか伺います。

(2)、普天間基地3年で閉鎖の公約について、就任から満3年を迎えた今どのように総括をされているのか伺います。

2、環境行政について。

(1)、沖縄市に過度に集中する産業廃棄物処理施設の現状、地域への影響をどう受けとめているのか伺います。

(2)、撤去に今後27年もかかるほどのごみの山はどのようにして生まれたか。沖縄市や地域住民から県行政に何が問われてきたのか伺います。

(3)、農業振興地域で農地の買い占め等が行われ、産廃施設が集中している沖縄市北部の現状について、農林水産部はどのように考えますか。

(4)、中城湾港新港地区における新たな廃棄物処理施設（感染性廃棄物等）の建設計画の詳細と、地域住民からの意見、県の対応を伺います。

(5)、処理施設の一極集中を抑え、分散させる方針はありますか。目標、現状と課題を示されたい。

3、医療行政について。

(1)、病院職員の定数拡大について、単独条例の提案に向けた取り組み、予定増員数を伺います。

(2)、経営改善計画の評価、検証はどのようになされていますか。

(3)、医療機能の見直しについて検討の内容、今後の進め方を伺います。

4、美咲特別支援学校幼稚部の定員問題について伺います。

(1)、来春の入学希望者は既に定員を上回っています。全員受け入れ可能か伺います。

(2)、学級増設も検討されていますか。

(3)、幼児教育推進の中で、就学前の療育はどのように位置づけられていますか。現状と課題、取り組みを伺います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 仲村議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、普天間基地問題に係る御質問の中で、政府が県内移設を決めた場合、残念と思うかどうかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

仮定の御質問なのでお答えしかねますが、いずれにしましても、県内移設に至った経緯など十分な説明をよく伺った上で、判断することになるものと考えております。

同じく普天間基地に係る問題の中で、3年めどの閉鎖状態の総括いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県としましては、普天間飛行場の危険性を放置することができないことから、同飛行場のヘリなどの運用

を極力低減し、3年をめどに危険性の除去、騒音の軽減を図ることを機会あるごとに政府に対して求めているところでございます。

また、「普天間飛行場の危険性の除去に関するワーキングチーム」などにおいても政府と率直に意見交換を重ねてまいりました。

さらに、去る9月の新政権発足後は、鳩山総理を初め各大臣との面談等や軍転協の要請、環境影響評価準備書に対する知事意見の中などで、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去を求めたところでもあります。

県としましては、今後とも、普天間飛行場の危険性の除去について、具体的な方策の提案、実施に向け、さらなる検討を加速させるよう政府に求めていると考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 環境行政についての御質問にお答えいたします。

まず、産廃処理施設の現状、地域への影響についてお答えいたします。

沖縄市北部地域については、他の地域と比べると焼却施設が多く設置されているものと認識しております。

これらの施設の稼働による地域への影響につきましては、県が実施している大気環境調査で環境基準を達成していることから、現時点で大気環境に大きな影響を与えている状況にはないと考えております。

しかしながら、当該地域におきましては、悪臭の発生などについて苦情が寄せられていることから、県としては今後とも監視・指導を強化していきたいと考えております。

次に、ごみの山の経緯と県の対応についてお答えいたします。

県内におきましては、平成14年から平成15年にかけて他社の管理型最終処分場2カ所が埋立処分を終了し、管理型最終処分場が2カ所しかない状況になったことから、当該事業者の処分場への搬入量が一挙に増大いたしました。そのため県は当該事業者に対し改善を指示しておりましたが、改善の進捗が見られなかったことから、平成16年12月に警告書を発出いたしました。さらに、沖縄市や地域住民からの貯留廃棄物撤去の要望を受け、同社が行う改善作業を管理するために、平成19年7月より同社、沖縄市及び県による改善状況進行管理会議を開催し改善作業の管理を行ってい

るところであります。その結果、平成21年11月末現在約5万4000立方メートルの改善が図られているところであります。

次に、産廃処理施設計画と住民意見等についてお答えいたします。

中城湾港新港地区で計画されている産業廃棄物処理施設は、感染性廃棄物、廃プラスチック類等を焼却処理する施設で、本年3月30日に設置許可申請が出され、9月18日から10月19日までの間、沖縄市などで縦覧手続を行ったところであります。

当該申請に対して沖縄市や住民から、施設の稼働による影響について意見が寄せられていることから、県としては、法に基づき専門家の意見を聞いた上で厳正に審査することとしております。また、申請者に対しては、住民への説明会を実施するよう指導しているところでございます。

次に、処理施設の一極集中の抑止についての御質問にお答えいたします。

廃棄物処理法では、土地利用の観点から、あらかじめ施設の設置場所について制限することはできません。

土地利用の規制につきましては、都市計画法や農地法等で行われるものと認識しております。

なお、県としましては、産業廃棄物処理施設の設置に当たり、地域住民への情報開示と不安感の解消を図る目的で、「沖縄県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱」を策定し、本年4月1日に施行しております。

その内容としましては、申請前に、事業内容の公告・縦覧、説明会の実施、住民意見の聴取、隣地地主の同意書の取得等の手続を事業者課するものであります。

県としましては、同指導要綱に基づく手続を実施することにより、事前に情報を開示し、住民の不安感の解消と住民意見の事業への反映が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 環境行政の中で、産廃施設が集中している沖縄市北部の現状についてお答えします。

沖縄市北部地域は、山林原野とその谷間にある農地が混在しており、そのうち集団性のある農地は、農業振興地域の農用地区域に指定され、畜産及び花卉等の施設団地が整備されております。

農林水産部としては、農地は農業生産の基盤であり、今後とも農地として利用することが重要であると考えております。

このことから、優良な農地を確保するため、農用地区域外の農地の転用に当たっては、農地法等関係法令に即し適切に対処するとともに、農業委員会による監視活動を通じて、農地の適正利用を促進することで地域農業の振興を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 医療行政についての御質問の中の、病院事業の定数見直しについてお答えします。

県立病院においては、労働基準法第36条に基づく協定の締結について、労働基準監督署から是正勧告を受けているところであり、協定を締結し、24時間の救命救急体制を維持するためには、医師の増員を検討する必要があります。また、定数の関係で、県立病院に残ることを希望する優秀な研修医を正職員として採用することができない状況にあります。

看護師については、急性期病院としての機能を果たす上でも、また経営面からも7対1看護体制の実施が必要だと考えています。

具体的な増員数については、これらの課題を踏まえて現在局内で検討しているところであります。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 医療行政についての御質問の中の、経営再建計画の評価・検証についてお答えします。

病院事業局が取り組む経営再建の成果の検証は、毎年度、外部の有識者で構成される経営再建検証委員会（仮称）が行うことになっており、検証項目及びその評価基準等についても同委員会が定めることとなります。

なお、最初の検証・評価は、平成21年度決算を基礎として行うこととなりますので、病院事業局長から決算の報告が行われる平成22年6月ごろから数カ月かけて行われることになると考えております。

次に、医療機能の見直しについてお答えします。

「県立病院の医療機能の見直し（試案）」については、「県立病院のあり方に関する基本構想」の「県立病院が果たすべき役割と医療機能等」において示した基本方針を踏まえ、その具体的な内容を立案したもの

であり、県としての成案を策定するための作業の一環として、病院現場を初めとする関係機関等との調整のたたき台として位置づけているものであります。

同試案では、医療機能の見直しについて、北部病院、宮古病院及び八重山病院は、原則として現在の医療機能を維持するとともに、産婦人科医療等一部の医療機能の強化を図ること、中部病院は、本県における急性期中核的な医療機関として今後とも救命救急医療等を担うとともに、離島医療の支援などを行うこと、南部医療センター・こども医療センターは小児医療及び周産期医療の強化を図るほか、成人部門の一部診療科は南部保健医療圏における他の公的医療機関との適切な機能分担が図られるまでの間は休止すること、精和病院は、精神科急性期医療への特化を図ることとしております。

今後、県においては、「民間医療機関による提供が困難な医療を提供する」という県立病院の役割を踏まえ、実際に現場の第一線で医療機能を担っている職員との意見交換を行いながら、県としての成案を策定することとしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは、美咲特別支援学校幼稚部の定員問題についての御質問で、美咲特別支援学校幼稚部の定員と学級増についてお答えいたします。一括してお答えいたします。

特別支援学校幼稚部の入学選抜については、「沖縄県立特別支援学校の幼稚部入学者選抜実施要項」の方針に基づき各学校において行われております。

美咲特別支援学校幼稚部の学級数については、県教育委員会による9月末日の入学希望調査の結果を踏まえ1学級としております。

次に、障害のある幼児の教育についてお答えいたします。

特別支援学校幼稚部は、幼稚園教育に準ずるとともに障害に応じて教育を行うことを目的としております。

現在、盲、聾学校、知的障害特別支援学校5校に幼稚部を設置し、障害のある幼児の支援に当たっております。

幼児教育の課題としましては、障害児教育に関する幼稚園教諭への研修や関係機関等の連携が挙げられます。

県教育委員会としましては、特別支援学校幼稚部がセンター的機能を果たすとともに、市町村関係機関等

と連携を図りながら障害のある幼児の教育の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 質問の途中ではありますが、時間の都合もありますので、仲村未央さんの再質問は午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午後0時0分休憩

午後1時22分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前に引き続き仲村未央さんの再質問を行います。

仲村未央さん。

○仲村 未央さん 知事、午前中の冒頭の質問で、知事はベストは県外だとおっしゃっていますので、政府が県内移設を決めた場合残念だと思われますかというふうなことをお尋ねしました。答弁どおりなんですけれども、私も知事は残念だとは言わないだろうと思っていました。というのは、知事にはその立場はとれないと思うんですね。なぜなら、知事みずから県内移設の選択肢を残してあげて、さらにこの選択肢、私が県外だと叫んでしまったら解決は遠のくとまでおっしゃっているからです。

そういう意味で、政府が県内移設を決めるとすれば、知事のこの発言、このメッセージが政府の判断の決定的な根拠になり得ると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） どうして県内移設の決定的な根拠になるかの論理が私にはよく理解できませんが、県外、そして県内、そして担当、責任を持っている政府がお決めになるには、アメリカも含めいろんなことで恐らく判断されるだろうと私は思います。

ですから、今議員のおっしゃったことが、はいそうですというのにはちょっとまだ理解できないところがございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん それから、知事は頭越しは勘弁をということをこの間の答弁でもおっしゃっていました。県内を決めるとき、あるいはいかなる最終決定であろうとも、これを決めてから言われては困るんだということでした。けれども、今のこの状況というのは、常に頭越しという状況には見えないですね。というのは、知事が県内移設の選択肢を残してあげて、用意してあげて、そしてこれがないと解決が遠のくとまでおっしゃって、その上で知事が総理と2回会われて、きのうも大臣と会われて、これはむしろ頭越しど

ころか「あうんの呼吸」、相手のミットを見ながらボールがよくおさまるように丁寧にボールを投げ合っているというふうに県民からは見えるんですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 議員にそこまで言っていたくほど私はまだ岡田外相であれ、総理とそんなに親しくありません。そもそも選挙そのものも私は自公側に立ってやってまいりました。むしろ、社民党の議員からそこまでおっしゃっていただくのはどうかと思うぐらいです。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん それでは条件整備というか、いわゆるもし県内にということがあろうことならば、本当に知事が言うようなハードルというのは、非常に知事にとってどのような重みを持っているのかというのがまだ見えにくいんですけれども、例えば先日、前原大臣がオスプレイの配備、これが明らかになっているというこの事態に際して、やはりこれは当然環境アセスを見直すべきだというふうな発言をされております。これについて、知事もそれはもちろん環境アセスをやり直すべきだということに意見を合わされるのかお尋ねいたします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時27分休憩

午後1時27分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

文化環境部長。

○文化環境部長（知念建次君） 私のほうからオスプレイの件についてお答えいたします。

オスプレイの配備ということについて決定したということについては、我々はまだ防衛省からきちんとした回答はいただいていません。その上で、仮にオスプレイを配備したというときのアセスの手續なんですけれども、アセス法あるいはアセス条例のやり直し要件には該当いたしません。ただ、やり直しするかどうかは事業者の意思がありますので、その事業者の意思としてやり直すことは抜きにして、その法的あるいは条例としてやり直すという要件には該当いたしておりません。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 知事自身が60項目、502件にもわたってその意見を付されて、その状況の中で前々からこのオスプレイについては後出しであるとか、あるいはその他のものについてもこのような環境アセスはで

たらめであるというような訴訟まで起こるような状況にあって、しかも前原沖縄担当大臣がこれはやり直す必要があるというような発言をされているわけですから、当然知事もこれは求めていくという立場に立つのが、まさしく今までおっしゃっていること、知事みずからのこれをクリアしないとということに当たるのではないかと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 環境アセス上の要件といえますか条件として、今、文化環境部長が申し上げたとおりですが、ただオスプレイというのがやっぱりこれまで墜落事故だったでしょうか、何か事故が多かったというようなこととか、それから実際オスプレイのスペック、騒音にしてもどうもはっきりしていない、あらあらはいろんなデータが出ていると思うんですが、そういうことも含めると、もしこの話が起ってきたときに、ああそうですかと言うにはまだ胸にストンと落ちないでひっかかるものがあるなどは私も議員がおっしゃるように思っておりますが、ただこれは防衛省自身、まさしく民主党の北澤大臣さんがどう考えてどう処理されるのか、民主党の前原大臣が今おっしゃったような趣旨のことを言っておられましたことを思いますと、やっぱりこれも政府でよく考えていただくのがまず第一だと思いますが、ただ私もすぐそのまま環境アセスがこのままでいいのかというのは法令上はどうもそれでもよさそうな感じもありますし、ただ私の実感としては、議員おっしゃるように、ちょっとまだ胸にこのままでストンとは落ちてはいません、今現在は。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 先ほど来、議論はもちろんかみ合ってはおりませんけれども、このみずからがその県内移設の選択肢を失ったら解決が遠のくということを前提にしながら、今事態が進んでいるという、この知事の主体の置き方、とても傍観者的で評論家的で政府の意向を読むということに指示をされていますけれども、その主体が本当に県民にあり、その代表が知事であるということを明快に示すような態度をぜひともお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 恐縮ですが、私は私なりに選挙で負託を受けて、そういう議員のおっしゃるような意識で私は仕事をしているつもりではおるんですが。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 今公約ということも出ましたが、

先ほど3年の閉鎖、これについてもお尋ねをしました。今まさに任期が就任から3年を迎える中でどのようということでお尋ねをしました。そして、先ほどは崎山議員からもこの3年について、3年を設定した根拠はあったのかということも聞かれておりましたが、この件についてお答えがなかったんですが、もう一度お尋ねします。3年の期限を区切ったその合理的根拠というのはあったんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時32分休憩

午後1時33分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） この3年めどの閉鎖状態の実現というのは、無論必要性からはなるべく早くということもありますが、私のこれまでの仕事の体験から言っても、3年あれば大抵のことはできるというのが私の信念ですし、さらにその前に幾つか経済団体、私がおりました経済界でも基地の問題は、かなり経済の部分を含んでいるということで、我々いろいろ研究会もやってきた中で、やっぱり普天間の危険性を除去するには、代替施設なりどこか移設なりがあって、それで最終的には危険がなくなる、その地域の危険がなくなるにしても、その間というのをやっぱり何年かでぐっと運用を減らしていくということは可能だと。それは、物事を始めて約3年あればいろんな手が打てるというようなこと、そしてまた、現に前の普天間移設の協議会の中で、ワーキングチームをつくっていろんな技術的・事務的なやりとりをやってきたわけでございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 知事の言う3年というのは、知事の経済界での経験上、3年あれば大体物事が進むから3年だったということなんですから、今3年たって実際には普天間の危険性の除去というものが達成されていないということを見るならば、もともとこの3年に具体的なめどがあって、あとどれぐらいやったら、今どこまで来ているからどれぐらい引き延ばせばその公約は達成に向かうんだということは言えるでしょうけれども、それが任期中のあと1年なのか、どのあたりまで来ているのかということがはっきりしない以上、ここで公約というのは3年というこのことに関しては破綻をしているというふうに思うわけですが、この件についてはむしろこの3年という言葉はもう取り下げて、一日も早い普天間の危険性の除去、閉鎖状態ということで求めていくというふうに公約を変

更される、そのときではないでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井眞弘多君） 仲村議員からいいサジェスチョンをいただきましたけれども、これ私が知事に当選した直後にやっぱりこの議論を議会でいただきまして、起点は一体いつだと、たしか12月25日の第2回普天間移設協議会、そこを起点にして3年をめどということにしております。まだ12月25日も来ていないと、ちょっとこれはへ理屈っぽいんですが、そういうことも含め、3年めどというのは3年以内、3年よりもっと早いということもあるし、3年よりおくれるようなこともあるというのは当時の議員にも答弁をいたしました。ですからまだそれは3年という時期の前後、これは目安でもありますから、そして政権も8月に変わりましたし、そういう中でどういうふうに対応していただくか、特に新しい政権とは今始まったばかりですから、今しばらくお時間をいただきたいと思いますし、公約を変更するつもりはございません。

○仲村 未央さん 休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時37分休憩

午後1時37分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲村未央さん。

○仲村 未央さん それでは、環境行政のほうをお尋ねいたします。

まず、沖縄市に過度に集中をしているというこの現状、過度という認識はありますでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

○文化環境部長（知念建次君） はい、沖縄市の北部地域に産廃施設が集中していることについては認識しております。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 認識をしながら、去る11月26日の県の都市計画審議会、この審議会の始まる直前に当たって沖縄市の意見として、この過度の集中ということをもって新炉建設においてはぜひその過度に集中している部分を分散させてほしい、抑えてほしいというこの意見を削除せよというふうに市の職員に働きかけたということがあったようです。このことについては、どういったことでこういう発言をされたのか、圧力がいのこういったやりとりというものがあったということを部長は御存じですか。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

○文化環境部長（知念建次君） 今の議員の発言については、承知しておりません。確認してみたいと思

います。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん ぜひ確認をしてください。

環境のセクションの職員から沖縄市の職員に対して、沖縄市の意見としてこの過度な集中があるということのを県の環境審議会に意見として申し上げようとしたところ、それは削除せよということで直前に指摘をされた。結果として、これは市の意見であるからといって職員がそこでそのことに圧力をはね返すような形で、審議会にその意見を表明した格好になっておりますので、ぜひこれは事実確認をしてほしいと思います。

それで今問題になっている沖縄市の北部のごみの山です。これは、今安定型についてもその撤去中、そして管理型に至ってはその安定型の部分が終わってさらに27年もかかるというような処理の状況があると思います。この中で、今のこのごみの山が出現をし、片づけが済んでいない段階で新たな処分場をこの間に許可していましたが、これはいつ許可されたんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時40分休憩

午後1時41分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

文化環境部長。

○文化環境部長（知念建次君） 失礼いたしました。

平成18年12月26日に倉敷の方に新しい管理型最終処分場の設置ということで、埋立面積が2829平米、埋立容量2万6000トンの変更許可の処分場でございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん もう一度お尋ねします。この処分場の許可をしたのはいつですか。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

○文化環境部長（知念建次君） 平成18年12月26日です。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん この平成18年、これはまさしく今あるこのごみの山がほとんど全く片づかなくて、いよいよ県と沖縄市が官で3者で管理会議を持って進行管理をしながら片づけさせようかということが、まさにその議論としてあったころ。この議論も進行管理もまだ進行中で、片づけ方も含めて見通しが立っていない段階で、また別の新しい処分場を一方では許可をする。こういった不適切な処分をごみ処理をしている業者に、また新しい処分場を許可するというようなこのような県の環境行政のあり方というのは非常に問題が

あると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時43分休憩

午後1時43分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

文化環境部長。

○文化環境部長（知念建次君） この18年12月26日に行った許可につきましては、同じく倉敷環境の敷地の中ですけれども、1つには今議員がおっしゃっています山となっている部分についての処理を行う必要があります。それを行わせるために新たに処理をする処分場を許可したということと、それと山の部分についてはそれは新たにその改善計画を行うという、この2つの方針でもって許可をしたということでございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 厚生労働省から環境行政に対するこのごみの行政処分のあり方について指針が出ているんですね。こういったことです。

一部の自治体においては、不適正処分を行った許可業者について、原状回復措置を講じたことを理由に引き続き営業を行うことを許容するという運用が依然として見受けられると。このように悪質な業者が営業を継続することを許し、断固たる姿勢により法的効果を行う行政処分を講じなかったことが一連の大規模不法投棄事案を発生させ、廃棄物処理及び廃棄物行政に対する国民の不信を招いた大きな原因にもなっていることから、都道府県におかれては、違法行為が継続し、生活安全上の支障を来す場合においては、国民の不信感を払拭するため、積極的な厳正なる行政の対応をお願いしたいということで指摘があります。指針が出ております。

これはもう沖縄県の行政のことを言っているのではないかと思うぐらいです。一方で不適切な処分が続行をしている中で、それを右から左に移すからもう一つの処分場を許可しますということでは、住民が本来訴えている環境の被害に対する答えにはなっていないどころか、全く形式的なその手続のありようを進めて、こっちは問題がないから、これは新しいから、これは別のものだからと、ずっとこうやって形式的なやり方を繰り返していて信頼が持てると、環境行政に廃棄物行政に信頼が持てると思われますか。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

○文化環境部長（知念建次君） 倉敷環境につきまして、平成12年以降今の状況になったということにつきまして、県の管理監督・監視の状況については深く反

省しなければいけない部分があるという認識は十分持っているつもりでございます。

それで19年から今、市、業者、それから県も含めて改善計画を実行させるための会議というか協議会も持って、県も十分その管理・監視しながら行っているつもりでございますし、現在のところ安定型については23年の7月までにはその安定型についてはできるだけ早くその解決ができるような状況で今進捗を見ているところでございますので、そういう状況もあわせて、今後監視・監督については十分なる対応をしたいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん それから、海邦町の港湾施設内の今回出された医療廃棄物、これについては土木建築部長にお答えをいただきたいんですが、港湾区域内における禁止構築物に当たるのではないのでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 新港地区の臨港地区の中の区分条例のことだと思いますけれども、もしこれが条例ができますとそれは禁止建物に該当いたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん そして文化環境部長、この申請がなされた21年3月30日、そして県が新たな要綱をして住民の合意形成を図りなさい、きちんと周りに説明をなさいというこの要綱、非常にこれが沖縄県取り組みができていて、ほかの県ではもうとっくにできているような要綱を4月1日に発行すると。こういう中で、駆け込み的に3月30日に申請が出されて、わずかその1日後、2日後にはその要綱が適用されるという状況にあってですね。そして住民の皆さんが3月30日は駆け込みですよと、この要綱を適用するそのような準じた指導をすることをやってくださいということを求めたら、要綱の発布は4月1日なので適用されませんというこういったことでよろしいのでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

○文化環境部長（知念建次君） 確かに3月31日の申請で4月1日の要綱適用でございます。

回答としては、要綱適用あるかないかということへの適用はないという回答をしてございますけれども、県としても要綱に沿った指導はしていくつもりでございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん そうならそうできちんと文書で住民の皆さんに回答してくださいよ。文書の中には3月30日の申請ですので要綱は該当しませんという回答に

なっているんですよ、皆さんの作成した文書は。そこはぜひ訂正も含めて住民に対する説明をお願いしたいと思います。

それから知事、今の禁止構築物に該当するというこの港湾施設内の医療廃棄物処理施設、これについては沖縄市の海邦町に在しておりますが、うるま市にも非常に近い。そしてその周辺住民にまさに説明をする要綱の適用の逃れのおそれも出ている。こういう中で、禁止構築物がもしこの施設に設置できるとすれば、これは知事が――ただしあえて知事が認めるときという――この部分を適用しなければ設置ができないんですね。これについてはぜひ慎重な対応と、知事の条項を適用されるかどうかも含めてお考えを聞きたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

○文化環境部長（知念建次君） 港湾施設の中で分区分の中でその結論が出ましたら、今廃処法上もその結論に沿った形での対応をしていくべきだということで議論をしていますし、そういう対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん それでは教育長、美咲幼稚園の定員問題について。

これは教育長には既に希望者が定員を上回っている状況にあるという認識はないのでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） 毎年、定員に関しましては9月の調査に基づいて入学定員を設定しております。今回は7名の定員の応募がありましたので、1学級ということで去る10月21日の県教委で1学級設置するというふうに入学定員が決まっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 陳情の趣旨にもはっきりしているんですけども、これについては、保護者が継続も含めて確認できているだけで、今9名の希望者がいるというふうに教育庁にも直接この話は来ているはずで、署名もあわせて。これを受けてどうしてそれが7名なのか、そして増設も含めた検討というのはできないのかお尋ねいたします。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） 入学希望者は9月の調査後も毎年変動がございます。例年5名、9月の調査で希望があって、定員を1学級打った場合でも4名になったり3名になったりというふうにして変動があるんです。ですから、実際に確実な入学希望者が出る

のは22年、来年2月の願書受け付けのときに明確になるものだと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 幼児教育のアクションプログラムにおいては、まさに満3歳児からのすべての希望する子供たちを就園させるというそのプランになっているはずです。このすべての中に、今言う早期の療育・教育機関における早期の支援を求める人たちの行き場というのは、県立のこういった養護学校、特別支援学校しかないわけですよ、実態のところ。その件も含めてぜひ学級の増、もっと適切な希望者の把握に努めていただきたいと思いますのですが、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） ただいまの件につきましては、正式に2月の応募を受けてしっかりと判断をしていきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 新垣清涼君。

〔新垣清涼君登壇〕

○新垣 清涼君 こんにちは。

社大・結の会、新垣清涼、一般質問を行います。

まず、知事の政治姿勢について。

基地政策について伺います。

普天間基地の移設先について、知事は、ベストは県外と発言の後に必ず辺野古やむなしと発言され、本土マスコミは知事の発言を本心は辺野古受け入れではと報じてきました。そして、沖縄が受け入れてもいいと言っているのだからという発言をするヤマトの政治家やマスコミ、解説者も少なくありません。知事、これ以上誤解を与えるようなサインはやめましょう。沖縄のことはウチナーンチュが決める。県民の利益と安全を求めるのは知事の役割ではありませんか。

そこで伺います。

知事が求めるベストは何か。辺野古への移設ですか。

次に、知事就任から3年がたちました。相変わらず普天間の米軍ヘリは私たち宜野湾市民の頭上を飛び回っています。沖縄大へのヘリ墜落事件以来、市民はうるさいと同時に怖いと訴えています。知事は、普天間基地の危険性の除去と閉鎖状態を日米両政府にこれまで求めてこられたと思いますが、いよいよ3年目の節目に普天間基地の閉鎖は現在何合目まで達成されているのでしょうか。危険性はどのくらい減少しましたか。いつになったらなくなるのでしょうか。

次に、30人学級の実現について伺います。

今年度までの実績・達成率はどうなっていますか。

教室が確保できなくて30人以下学級を実施されてな

い学校は何校で何クラスですか。

完全実施までの年度ごとの計画はありますでしょうか。

次に、観光振興についてお尋ねいたします。

県は、年間1000万人の観光入域客を目指しております。私は先日、南城市の斎場御嶽——嶺井さんの近くですかね——に行きました。そこは、この部分ですけれども（資料を掲示） 拝所であるサングーイ前の石積みでできている雨水排水用の溝と思われるところが土で埋まって、周りの土も踏み固められています。一日の入場者の制限をするか、立ち入り制限区域を設けるか、あるいは説明ボランティアという形で配置をして注意を促すかが必要ではないかと思っています。世界文化遺産などの観光地では入場者の許容範囲基準などを決める必要があると思いますが、検討されていますか。

そこでお伺いします。

今年度の観光客入域目標人数と今年度の取り組み状況を伺います。

次に、美ら海構築促進事業というのがあるようですが、目的と今後の取り組みを伺います。

3番目に、教育行政について。

高校生奨学金枠拡大についてお伺いいたします。

今年度の当初予算の執行状況についてお伺いいたします。

今回の奨学金枠拡大で奨学生は月額1万8000円の補助を受け、3年間で300人が対象となっているようですが、今回の予算拡大で就学困難な高校生を救う対策は十分でしょうかお伺いいたします。

労働安全衛生委員会設置の状況についてお伺いいたします。小・中・高、お願いいたします。

設置基準はどうなっていますか。小中学校で基準を満たしているのに設置がされていない学校はないでしょうか。もし市町村の教育委員会に指導という形ででもいいんですが、中学校区単位など、あるいは市町村単位でのそういう人員配置をすべきではないかと思いますがどうでしょうか。

4番目に、林道事業についてお伺いいたします。

この林道問題については、2月議会、そして6月議会でいろいろ議論がされてまいりました。今年度事業は2林道事業については費用便益等の問題で事業がとまっていると思いますが、現在、事業の進捗状況はどうなっていますか。今後の予定、課題についてお伺いいたします。

5番目に、基地問題について。

11・8県民大会の評価について伺います。

次に、知事訪米の目的とその成果について伺います。

神奈川県知事発言について伺います。

鳩山総理との会談について伺います。

6、行財政改革について。

これまでの取り組みの成果と今回の目標と特徴について伺います。

老人福祉施設への補助金の取り扱いについて伺います。

沖縄市にある老人福祉施設への補助金が年度途中、今年度の途中で大幅に削減される通知が届き大変困っているようですが、その経緯についてお伺いいたします。

公社等外郭団体への県退職者の再就職について伺います。

県の管理職が退職後に再就職している公社等外郭団体の中で、県から補助金を受けているのは何団体で、そこで役員報酬をいただいている方は何人ですか。また、そこでの役員報酬はどのようにして決められているか伺います。また、県の退職者でなければならない理由があるのであれば、それもお伺いいたします。

次に、代表質問との関連で、中学生の集団暴行致死事件についてお伺いします。

新聞報道やこれまでの議会答弁で教育長は、生徒指導・理解のための支援カルテにかわる新たな記録をつくる方向であるとのことですが、指導カルテはたしか問題ありで今現在中止になっていると理解しています。

新聞報道によると、浦添市内の中学でも11月18日から29日にかけて同級生18人に対する暴行事件があったと報じています。同じ時期で、しかも事件後も続いていたということで大変残念であります。県はどのように受けとめ対策をとられたのか伺います。

県PTA連合会の会長も、保護者と教師がいい関係をつくり、連携し、教師が子供と向き合える時間を確保してほしいと要望しています。保護者や教師とよく話し合って対応策を検討していただきたいと思います。

以上、再質問は答弁によって行います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 新垣清涼議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、知事が求めるベストとは何かという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄の広大な米軍基地の整理縮小を求めることが県の基本姿勢であります。普天間飛行場についても、従来から申し上げてきましたとおり、県外へ移設することがベストだと考えております。

次に、同じく政治姿勢の中で、3年めどの閉鎖状態に係る御質問にお答えいたします。

県といたしましては、普天間飛行場の危険性を放置することはできないことから、この飛行場のヘリ等の運用を極力低減し、3年をめどに危険性の除去、騒音の軽減を図ることを機会あるごとに政府に対し求めているところであります。また、「普天間飛行場の危険性の除去に関するワーキングチーム」などにおきましても、政府と率直な意見交換を重ねてまいりました。さらに、去る9月の新政権発足後は、鳩山総理を初め各大臣との面談や軍転協の要請、環境影響評価準備書に対する知事意見の中などで普天間飛行場の一日も早い危険性の除去を求めたところであります。

県としましては、今後とも普天間飛行場の危険性の除去について具体的な方策の提案、実施に向けさらに検討を加速させるよう政府に求めていると考えております。

次に、基地問題の御質問の中で、11月8日の県民大会の評価についてという御質問にお答えいたします。

普天間飛行場移設問題について、多くの県民が参加し、一定の意見表明をされたという事実は重いものがあり、政府に対して大きなメッセージになったものと考えております。

同じく基地問題の中で、訪米の目的、成果に関する御質問にお答えいたします。

今回の訪米目的は、ワシントンDCにおいて渉外知事会の会長であります松沢神奈川県知事とともに、日米地位協定の見直しについて、沖縄の米軍基地における状況を含め連邦政府等に対し直接説明し、理解と協力を求めることとございました。また、ハワイの太平洋軍司令部において事件・事故や基地の整理縮小など、沖縄の抱える基地問題について軍の司令官らに対し直接解決を要請することでもございました。

今回の訪米につきましては、国防省のグレッグソン次官補ほかとの面談で、日本の新しい政府とも環境問題について話し合う協議の場を設けていきたいとの発言があるなど、大きな前進があったと考えております。また、シンクタンクや研究機関におきまして沖縄の環境問題を中心とした具体的な事例を示し、渉外知事会として地位協定の見直しや環境特別協定について意見交換を行うことができましたことは大きな意義がございました。

県としましては、沖縄県民の過重な基地負担の軽減が図られるよう、渉外知事会等とともに連携をし、今後とも粘り強く日米両政府に働きかけてまいりたいと考えております。

同じく基地問題の中で、神奈川県知事発言に係る御質問にお答えいたします。

普天間飛行場移設問題に関する松沢知事の発言は、渉外知事会会長としての発言ではなく、神奈川県知事としての意見であると理解をいたしております。また、その際、私は松沢知事の発言について、私の意見とは違う旨お断りした上でこの問題に関する県の従来からの考え方を申し上げたところでございます。

次に、同じく基地問題の中で、鳩山総理との面談に係る御質問に答弁いたします。

去る11月30日の鳩山総理との面談におきましては、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去の取り組みや返還跡地利用のための基盤整備など、沖縄県の米軍基地問題の解決促進を要望いたしました。

鳩山総理からは、日米両政府のワーキンググループで検証しているところであり、沖縄県民の基地負担が軽減されるよう普天間飛行場移設問題を解決しなければならない旨の御発言がございました。

県といたしましては、今後とも政府と連携を密にしつつこの問題の解決促進に努めてまいりたいと考えております。

なお、11月27日の面談におきましては、基地問題を初め沖縄の抱える諸課題につきまして広く意見交換をいたしました。非公式の場であり具体的内容につきましてはコメントすることは差し控えさせていただきます。

次に、行財政改革の中で、行財政改革の成果と新行財政改革プランの目標及び特徴についてという御質問にお答えいたします。これは恐縮ですが、6の(1)と(2)が関連いたしておりますので一括して答弁させていただきます。

現行の沖縄県行財政改革プランの財政効果につきましては、当初の目標318億円を上回り451億円が見込まれるなど、おおむね計画どおりに進捗いたしております。しかしながら、沖縄県の行財政を取り巻く環境の変化や厳しい財政状況が懸念されることから、さらなる行財政改革の取り組みとして、「県民に対する責任ある県政運営のための行政体制の整備と持続可能な財政基盤の確立」を基本理念といたします新沖縄県行財政改革プランの素案を策定したところであります。

新プランでは、行政運営に対する説明責任や県民理解などの観点から、新たな推進項目として「県民視点

による事業棚卸し」の導入や、新税創設など「新たな自主財源の確保」に取り組むほか、分権型社会に対応するため引き続き市町村への権限移譲などに取り組むことといたしております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは、知事の政治姿勢についての御質問で、30人学級の実績、達成率及び今後の計画について一括してお答えをいたします。

30人学級につきましては、施設条件面等の対応が可能な学校において実施することとしており、その達成率は、小学校1年生85.7%、2年生82.5%で、当面、小学校低学年を対象に実施することとしております。

今後の計画につきましては、国の動向や全国の実施状況等を踏まえ研究してまいりたいと考えております。

次に、教育行政についての御質問で、奨学金予算の執行状況についてお答えいたします。

財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団の「高等学校奨学事業」及び「高等学校等育英奨学事業」に係る当初予算は、両事業合わせて7億9937万8000円であります。11月末現在の執行額は5億2442万7000円となっております。今年度募集においては、新規1200人、昨年度までの継続1804人を含めて3004人を支援しております。

次に、就学困難な高校生への対策についてお答えいたします。

今回、国の緊急経済対策として創設された「沖縄県高校生修学支援基金」を活用することで、奨学生を昨年度より300人程度ふやすことが可能となりました。これにより就学が困難な高校生への対応が拡充できるものと考えております。

次に、衛生委員会の設置状況についてお答えいたします。

現在、県立学校の67校すべてに衛生委員会が設置されております。また、市町村立小中学校につきましては、平成21年5月1日現在、対象校9校のうち5校において設置されております。未設置の学校につきましても、当該市町村教育委員会において、体制整備に向けて準備を進めているところであります。

次に、我が会派の代表質問との関連についての御質問で、集団暴行致死事件の今後の対応についてお答えいたします。

いじめや暴力等に対しては、「しない、させない、

見逃さない」という毅然とした姿勢で学校、家庭、地域、関係機関等がそれぞれの役割を果たしつつ防止に取り組んでおります。

県教育委員会としましては、「自他の生命を尊重する」教育や「子どもの心の居場所づくり」、児童生徒理解に基づく個に応じた指導・支援などの充実に努めてまいります。

今後とも、学校、家庭、地域社会及び関係機関等が一体となり、暴力事件等の未然防止と児童生徒個々の健全育成に努める所存であります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 観光振興について、今年度の観光客数の目標と取り組み等についての御質問にお答えします。

沖縄県では、「ビジットおきなわ計画」において平成21年度の入域観光客数の目標を630万人、そのうち外国人観光客数を30万人と設定しております。しかしながら、平成21年度の入域観光客数は、景気低迷や新型インフルエンザ等の影響を受け厳しい状況となっております。

沖縄県としましては、観光客誘致緊急対策プロモーション事業の実施により、各航空会社や旅行会社と連携したキャンペーンや国内外での積極的なプロモーション活動を行うなど、沖縄観光の回復に向けた取り組みを行っております。また、歴史・文化遺産等の貴重な観光資源等の貴重な観光資源と調和のとれた持続可能な観光地づくり支援事業等も取り組んでいるところでございます。

次に、同じく観光振興について、美ら海構築促進事業の目的と今後の取り組みについての御質問にお答えします。

美ら海構築促進事業は、ダイビング事故の防止、ダイビング産業の振興及びダイビングガイドの安定的雇用の創出等を目的に、雇用再生特別事業基金を活用して今年度から実施しております。事業期間は3年間で予定しており、本年度は本県ダイビング産業の実態把握調査、課題解決に向けた対応策の検討を行い、次年度以降に事故防止や産業の振興に向けた具体的な取り組みを実施してまいります。

なお、本事業の実施に当たっては、県内各地域のダイビング事業者、行政機関及び医療専門家を含めた検討委員会とワーキンググループを設置して幅広い意見の集約に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 林道事業の中で、林道事業の進捗状況及び今後の予定、課題等についてお答えします。

平成21年度の林道事業は、県営林道で伊江Ⅰ号支線、伊江原支線、市町村営林道で国頭村の吉波山線及び大宜味村の喜如嘉線の4路線の実施を計画しておりましたが、工事については着工しておりません。

現在、林道事業については、費用対効果の算定に当たり適切でない点があったことから、森林緑地課に「森林整備事業 事業評価ワーキングチーム」を、農林水産部に「森林整備事業に関する事業評価チーム」を設置し、費用対効果の再計算を行っているところがあります。その結果については、国と調整を行うとともに、沖縄県公共事業評価監視委員会への諮問を行った上で議会に対しても説明を行い理解を得たいと考えております。それまでの間、林道工事の着手を見合わせることにしております。

今後の林道建設については、自然環境との調和を図る必要があると考えており、ゾーニングの実施など地元住民や県民、関係者等との合意形成を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 行財政改革についての質問の中の、老人福祉施設への補助金の取り扱いについての御質問にお答えします。

当該施設は軽費老人ホームであります。隣接する特別養護老人ホームと厨房を共用し、さらに調理員も兼任しております。

県の「軽費老人ホーム補助金交付要綱」は、国の基準単価を適用してきたところですが、国は併設単価の適用については、併設先施設の定員要件があり、当該施設についてはそれに該当しなかったため、単独施設の単価を適用してきたところがあります。しかし、平成20年5月に国の軽費老人ホーム設備及び運営に関する基準が改正され、併設先施設の定員要件が撤廃されるとともに、補助金単価等は都道府県知事が定めることとなったことを受けて、県の軽費老人ホーム補助金交付要綱の改正を行い、併設単価の定義を明確にし、平成21年度予算から適用することとしたものであります。

なお、当該交付要綱の単価は、国から示された単価を準用しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 行財政改革の質問のうち、公社等外郭団体への県退職者の再就職についてお答えいたします。

公社等外郭団体の常勤役員に就任している県の課長級以上の退職者の数は、平成21年6月30日現在で7団体8名となっております。そのうち、役員に係る人件費補助金を受けている団体はございません。

報酬につきましては、指導監督要領で報酬基準を定めており、その範囲内で決定するよう指導しておりますが、最終的にはその団体の理事会等で決定されることになります。

役員の選任につきましては、個々の団体が所定の手續を経て個々の能力を評価した上で団体が選任するものと理解しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 それでは再質問をさせていただきます。

知事、きょうからずっと一般質問で基地問題についてはなかなかうまくかみ合っていないのかなという気がするんですが、外交や防衛については国の専管事項であるとしても、沖縄県のように国境の町があり、また外国の基地を抱えている地域は、外交や防衛についても発言し要求する権利があると思うんですね。そこで、きのうの新聞によりますと、首相を含め関係者がやると、そういう体制を組めばいつでも県外一本やりでいくと首相に申し上げたとの記事がありました。

そこで、首相が決めれば何でもオーケーなのか。そうではないと思うんです。やはり知事は県民の利益と安全のためにいろんな判断をされて関係者に求める、これが知事の立場だと思うんですね。そういう意味で知事は県内の多くの団体、そして県民を含めて県外移設がベストを求める声が高まっているということを総理にも伝えていらっしゃると思います。そういう意味ではやはり県民を代表して総理にはこういう要求をされて、そして決めるのは総理が決めると、それについて異議ありはずっと異議ありで申し上げていくということで、沖縄の利益のために、県民の安全のために、利益のためにそのベストを訴えるのが知事の役割だと思うんですがどうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） まさに新垣議員おっしゃるとおりだと私は思います。ですから県益を代表し、私

は総理・政府に物を言う、もう当然のことだと思います。そして外交・防衛であっても、沖縄の知事としては当然のこととして物を言うべきだと私も思っております。そして、私もそういうことで頭越しもだめですよから始まって、その前の自公政権のときに日米政府で決めた合意案についても、頭越しだということを踏まえて、それはだめですよということで幾つか私は条件みたいなことをつけてきたわけでして、今、ほとんど議員のおっしゃるようなことで私は仕事をやってきたつもりでおりますし、やっぱり県益を最適にということか最大にするということを常に頭に置いて、ただし必ず国益との調整が入ってきます。そういう中で県益を最適化するという精神は全く私、変えずにやっているつもりですが。

○議長（高嶺善伸君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 そこで知事、県益を考えるのは知事のお仕事です。国益はやっぱり政府のお仕事だと思うんですね。そういう意味では、これまでの政府についてはのれんに腕押しというような表現をされていたんですが、日米地位協定の抜本的な改定を幾ら叫んでも、なかなか日本政府はアメリカに対しても要求すらしない、話し合いのテーブルにものせないような状況でありました。でも、今は、今回8月の衆議院選挙を受けて、民主党を中心とする政権は、県民の思いを重く受けとめると総理もおっしゃっているわけです。そういう意味では何も知事が次善の策としての県内移設、辺野古だとか何とかというのは、ここは発信すべきではないと思うんです。知事はあくまでも県益を考え、そして県民の安全のためにはベスト一つを一本やりで突き進むと。後は、これでだめならば、政府のほうがかれではどうですか、これではどうですかという話を持ってくるのについては、こちらで検討すべきだと思うんですが、今、知事が政府のかわりに次の策まで用意するというのは、僕は違うと思うんですね。そういう意味でもう一度お願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 途中までは議員と思考もプロセス、私一緒なんですけど、途中から少し違ってまいりまして、結果は私も県益を最大にするというか最適にするということがこのローカルな知事の役目だろうと思うんですが、ただおっしゃったように国益との関係も、我々、県で47都道府県で国のほうは成り立っていますから、それぞれ私は防衛だろうと外交だろうと物を言うべきだということを私は主張し、ある程度の調整はすべきだというふうに私は考えております。専管だなどとはゆめ実は思っておりません。

そして、今おっしゃった中で県外ベストだということだけを言って、後は言うべきではないのではないかなという点なんですけど、これは8月の選挙の前まではやはり日本政府、アメリカ政府の間で日米両政府で合意をし、そして10年以上もかけてやってきた中身で、しかも名護市長は基本合意にサインをして、そこまで積み上がってきた現実があって、これについて何にも我々当事者である沖縄の知事が何にも触れないというわけにいきません。ですからこれから私は考えが違いますが、これはベストは我々はどう見ても県外ですよ。しかしながらという、このやむを得ないということはあり得るし、前の政権で10年以上もかけてやってきたこの事実を我々自身が今消すというわけにはいきませんよというふうな考えでございます。

○議長（高嶺善伸君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 なかなかかみ合いませんので、次に進みたいと思います。

30人学級なんですけれども、教室など施設の条件が満たされなければ実施しないというのは、やはり教育の平等や機会均等という意味でもこれは反していると思うんです。ですから、国からの教師の加配を待っていて行うのでは、やはり知事の政策とは言えないのではないのでしょうか。予算をかけてでも、教室がないところはちゃんとそういう対策を講ずるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） 学校施設の整備等については、御承知のとおり設置者である市町村が行うことになっております。

県としましては、教育委員会としましては、市町村教育委員会と連携をしながら国庫補助等の事業の活用も含め検討してまいりたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 ぜひ市町村とも連携をとりながら、そういった市町村の子供たちがそういう格差がないように取り組んでいただきたいと思います。

次に、観光振興についてお伺いいたします。

観光入域客数が減少ということでいろんな対策をとられているということなんですけど、皆さんのこの「ビジットおきなわ計画」（資料を掲示）この中から沖縄旅行を計画はしたけれども来たことがないという方が13%、その理由は調査されたのか。それからさらに、初めての方が25%おられます。その方々に対しては歓迎のメッセージなどどのように発信されているのでしょうか。クルーズ船については歓迎レセプションをやっているというのはいろいろマスコミで見て知っ

ていますけれども、個人でいらっしゃる方、特にリゾートウエディングが好調のようですけれども、その方々へのお祝いのメッセージ、そういったのはどういうふうに取り組まれているのかなど。そのことによって記念日としてさらに、要するにリピーターが多いという現状ですから、リピーターとして再来県をされる方が多いと思うんですね。結婚記念何年目とか、さらにあるいは子供ができたとか、そういう意味でのお祝いのメッセージはどのようにやっていらっしゃるのか。

次に、まだいらしてない未来訪者への魅力の発信としてはどのようなことを伝えていらっしゃるのかお伺いします。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） 沖縄を初めて訪れる人については正確に把握できませんので、個別なメッセージというのは今現在しておりません。

それから、リゾートウエディングなどに対しても、県の場合の支援の仕方は、業界全体のそういうプロモーションの全体的な宣伝・PRはしておりますけれども、個別の企業のリゾートウエディングの中に入ってメッセージというのは、現在、県からは発信しておりません。

そのほか、まだ来てない人に対してどうしているかという、一応今回はキャンペーンで国内外合わせて相当数、国内では11カ所、国外ではたしか6カ所だったと思うんですけれども、そういったキャンペーンを実施して沖縄を周知させているとともに、観光物産展が国内各地域でありますので、沖縄を観光と物産をあわせてPRしているというような状況でございます。

○議長（高嶺善伸君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 やはりまず最初にいらしたときに、県を代表して県知事のメッセージをお一人お一人に、あるいは結婚される方にメッセージとしてお上げすることも非常に大事だと思うんですね。

それからウエディングなんですけれども、やっぱり好調なんですよね、統計からすると。大変好調で非常に伸びています。そういう意味では、この方々はお二人で見えるのではなくて家族でいらっしゃると思うんですね。そうするとやはり沖縄に来ていい結婚式ができたということになると、とても感激をして帰られて、また次も行こうねという話になると思うんです。そういう意味ではぜひ知事、メッセージを送っていただいて、場合によっては泡盛をプレゼントするとか、あるいは県民の森あたりで、どこでもいいんですが、植樹をやってもらうとか、そうすることによって次

の、木はどうなっているのかな、泡盛はどのぐらい古酒になっているのかなというような楽しみもしながら来県がまたふえると思うんですね。ぜひその辺を検討していただきたいんですが。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井眞弘多君） いい御提案だと思いますので、ちょっと研究させていただきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 それから、観光の魅力として1番目にダイビング、そして海辺で楽しむ、ロングステイ、のんびりと過ごすということが挙げられています。先ほどのダイビング業界の調査をこれからされるということでもありますけれども、沖縄観光の魅力はダイビング、海がありますので、そういう意味ではぜひ目的に合わせて安心・安全、快適に楽しめるダイビングスポット、そういったスポットまではぜひ検証いただいて、美ら海沖縄を構築し、世界に沖縄の海の魅力を発信できるように、前回も申し上げたんですが、世界的なダイビングフェスティバル、ぜひこれも取り組んでいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） 今回行いますダイビングの美ら海構築促進事業は、県内これまで実は余りダイビング業界の実態を把握してなかったと。最近、やはり事故とかがちょっと多いものですから、その件の安全確認とかガイドライン、この件はきちっとやっていきたいなと思っております。もちろん沖縄の有効な観光資源の一つだと考えておりますので、きちっと対応していきたいと。

それとダイビングフェスティバルにつきましては、アメリカなどのフェスティバルに一応参加しております。沖縄の場合、場所として結構好評で、そういうような情報などを得ておりますので、あわせてそれも検討していければと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 ぜひカジノの誘致ではなくて、ダイビングフェスティバルを沖縄に誘致していただきたいと思います。

それから、最近、ダイビングで事故がちょこちょこあるようですけれども、減圧症の治療などについての医療体制は弱いと聞いているんですが、これからどのように取り組まれるのでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） この美ら海構築促進事業は、医療の関係者も入っていきまして、ダイビングで起こる医療などについても、やはりよく知らない

か場所がないとか、ほうっておくとか、結構いろんな問題が起きていますので、そういった関係者も入って協議会をつくっておりますので、そういう十分なネットワークも構築していきたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 ぜひそのような取り組みをお願いいたします。

次に、行財政改革で今回の特徴としては「県民視点」ということが挙げられているようですが、その「県民視点」ということについてもう少し詳しく説明いただけますか。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） お答えいたします。

「県民視点」という観点は大変重要な観点だと我々認識しております。とりわけ県民共通に県の財政需要であるとか、県政の事務であるとかそういったものを理解いただいて、それについては削減、それから見直し等々につきましても県民の意見をいろいろ聞きながらやっていきたいと思っています。

その一つに、今回試行になりましたけれども、来年度の行革プランの中で事業棚卸しの見直しがあります。その他についても県民参加のもとに実施する予定でございますので、そういったことを踏まえながら、しっかり県民と共通の意見を持ちながら行革に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 どんなにすばらしい計画でも県民の協力が得られないとまた実を結ばないと思いますので、ぜひ県民の声に耳を傾けながら進めていただきたいと思います。

ちょっと戻りますけれども、林道事業について、現在ストップしているけれども、しっかりとこれから検証して、そして県民あるいは議会にも理解を得ながら進めていかれるということですので、ぜひそのように進めていただきたいと思います。

それから知事、1点だけ、神奈川県知事の発言について、知事は私は意見は違うんですがということをおっしゃっているんですが、神奈川県知事は、御自分のところの基地の整理縮小が進むから、進まなくなると困るから、沖縄の普天間基地は辺野古でいいんじゃないかと、こういうふうにとられるわけですね、我々マスコミ報道を見ていると。それについて、やはり知事は、他府県のことをあなたに言われる筋合いはないんじゃないかみたいなことをやはり発信すべきだと思うんですが、ただ意見は違うけれどもでおさめたのは非常に残念なんです。それについて知事の

見解をお伺いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 今の議員のおっしゃっていることもよくわかります。沖縄県のことについてほかの県の知事に言われる筋合いはないということも言い方としてはないわけではありません。しかし、我々是一緒になってやっぱり基地に共通する課題を東京都の横田、神奈川の厚木を含め、神奈川は結構たくさん実は基地があるし、北海道とか佐世保、山口県、一緒になって基地問題の解決を図ろうということで、我々是一个の県だけじゃなくて一緒にやろうというのが目的で実はやっております。ですから、何といいますか、そして神奈川県知事を会長にして難しい地位協定の話も一緒になって我々解決のために日米両政府とかけ合いをやっているいわば同志でございまして、余計なことを言ってくれるなという、それはできないことはないんですが、これはまたたくさんの実は共通の目的のために力をお互いに手をつないでやっていこうという意味の同志でもあります。ですから、これは私はやっぱり違う意見でということで申し上げました。そしてやっぱり、これは記者さんとのやりとりの中で神奈川県知事が言われておりました。ですが、そういう御意見も県議からいただいたということはあれしておきますが、ただ私としては、やっぱり共通の課題解決のために同志として申し上げることは申し上げますが、そういう抗議的な感じは抑制をきかす必要があると考えております。

○新垣 清涼君 どうもありがとうございました。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

〔上里直司君登壇〕

○上里 直司君 民主党の上里直司でございます。

それでは通告に従いまして、質問をさせていただきます。

物流コストの軽減についてお伺いをいたします。

10月26日にANAの国際貨物ハブが供用開始いたしました。25時半という夜中の第1便の到着というのに合わせて私もその式典に参加をいたしました。この事業が県が掲げる国際物流拠点産業の形成にとっても大きな貢献をするだろうという思いで、この事業を見守って推進をしていきたいと考えております。

そこでお伺いをいたしますが、県産品の輸送コストを軽減させるというのが一つのねらいでもあります。県独自の取り組みを実施すべきであります。見解をお伺いいたします。

続いて、政権がかわった契機にカボタージュ緩和の特区申請をされております。これについても高いハー

ドルではありますが、申請をされたことについては敬意を表したいと思っています。これについての知事の意気込みをお聞かせください。

2番目、「沖縄～奄美～鹿児島 連携交流2009」についてお尋ねをいたします。

先月の交流事業に私も前島議員とともに参加をしてまいりました。私は奄美のことについてもさまざまな関係もありましたし、いろんな人からも御意見を聞いて、これまで沖縄のこの未来というものや発展というものをやはり奄美との交流をもっと深めていくべきだろうということもこの場でも質疑をさせていただきました。そういう意味で初めてお伺いをしました奄美大島でありましたが、さまざまな問題意識を抱いて帰ってまいりました。

そこでお伺いいたしますが、参加後の知事の感想と今後の奄美群島との交流についてお聞かせください。

(2)つ目、奄美市の経済界からの県への要請内容とその要請への県の取り組みについてお聞かせください。

(3)番目、ことしの離島フェアに行ってみましたが、ここでは奄美市の出展がございました。その取り組みの一環としてその他の奄美群島の町村の出展を受け入れてみてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

3番目、図書館行政についてであります。

図書館費とりわけ資料費と書きましたが、図書費は年々削減されておりますが、このままの推移で県立図書館の館運営は成り立つのかどうかお聞かせください。

また、県立図書館の司書有資格者の採用についてもお伺いをいたします。

(3)番目、全国の県立図書館及び市町村立図書館で館長を公募で採用している図書館についてお聞かせください。図書館運営を市民の要望にこたえるためにも県立図書館での館長を公募で採用できないかどうかお聞かせください。

続いて、県立青少年の家についてお伺いをいたします。

糸満青年の家と名護青年の家が指定管理者制度へと移行をされるようであります。本定例会にも議案として提出されておりますが、指定管理者制度の実施によって地域や学校との連携は十分対応できるのかどうかお聞かせください。

続いて、他の4施設の指定管理者制度への移行とその課題についてもお聞かせください。

5番目の米軍基地とのかかわりについてであります。

実はこの5番の質問は、7番の振興計画とリンクをしていると自分で思っておりまして、次の振興計画の中でどれだけこの県土の中で、または米軍基地が占める面積その跡地利用そういうものの具体的な負担割合というものをしっかり把握をするべきじゃないかという観点から質疑をさせていただきます。

基地から派生する被害などで県及び県内市町村の負担額についてお聞かせください。また、県や県警、教育庁が基地から派生する問題に対応するためにどれだけの人数を割いているのか。また過去3年の延べ人数についてもお伺いをいたします。

(2)番目、米軍基地内と那覇空港内における未登記箇所及びその面積についてお伺いをいたします。また、この面積は米軍基地の専用施設の面積に含まれているのかどうかもお聞かせください。

6番目、デザイン政策についてお伺いをいたします。

(1)、県産品開発関係機関連絡会議と県産品開発デザイナーズネット連絡会議の実績についてお伺いをいたします。

(2)番目、民間におけるデザイナーズネットの支援をするべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

7番目、沖縄振興計画についてお伺いをいたします。

(1)、沖縄振興予算の一括交付金化について、県庁内での検討作業の進捗についてお伺いをいたします。

(2)、沖縄21世紀ビジョンなどの策定及び実施にはあらゆる統計が必要であります。現在の統計のとり方における課題をお聞かせください。

また、今後振興予算の確保をどのようにすべきだと考えているのかお伺いをいたします。

(4)点目、旧軍飛行場問題などの戦後補償問題の解決はめどが立ったのかどうかお聞かせください。

(5)番目、不発弾対策協議会における民間団体の参加についてをお伺いをいたします。

8番目、大学院大学についてであります。

先日、政府の総合科学技術会議の有識者議員から、開学準備を疑問視する意見が相次いだとされる新聞報道がありました。その件で副知事が上京してその説明を行ったということを実日の本会議でもお聞きしましたが、その指摘内容と県の対応についてお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 上里議員の御質問に答弁い

たします。

まず第1に、物流コストの軽減に係る御質問の中で、県産品輸送コスト軽減の県の取り組みについてどうかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県におきましては、県産品の海外販路拡大の取り組みの一環といたしまして、今月から香港行きの貨物コンテナスペースを確保し、県内の生産者及び加工業者に提供する事業を試行することといたしているところでございます。この事業では、まずは香港行きでスタートしますが、海外での販路開拓を同時に行い、現地ニーズも見ながら、台北など他の沖縄ハブ路線の就航都市へも拡大していく考えております。

なお、次年度以降につきましては、今回の試行的な事業の結果を踏まえまして継続実施の検討を行うことといたしております。

次に、「沖縄～奄美～鹿児島 連携交流2009」に係る御質問の中で、沖縄・鹿児島連携交流事業の知事の感想いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

薩摩の琉球侵攻から400年という節目の年に、過去の出来事や成果をしっかりと踏まえつつ、両県が真の隣人としての関係を新たに構築するとともに、未来に向けた交流を拡大し発展させることが重要であるとしたしまして、奄美において交流拡大宣言を行ったものでございます。

400年という節目の年に沖縄県知事といたしましてこの事業を行えたことは、大変感慨深いものがあります。今後、あらゆる分野、世代でより一層の交流を推進していきたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 物流コストの軽減についての中で、カボタージュ緩和の特区申請に関する知事の意気込み等についての御質問にお答えします。

カボタージュ規制の緩和に係る構造改革特区申請につきましては、11月12日付で内閣官房地域活性化統合事務局へ提案したところであります。

沖縄県の物流は、他県のように道路、鉄道インフラによる陸上輸送の恩恵を受けておらず、海上輸送に大きく依存するほかないところであります。

今般のカボタージュ規制緩和の提案は、沖縄と本土間の物流コストの低減につながり、県外からの新たな製造業の進出はもとより、県内の既存の装置型製造業の県外出荷の活性化が期待されるところであります。

島嶼性ゆえの割高な物流コストの軽減は、製造業の振興にとって必要であり、国に対し積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、「沖縄～奄美～鹿児島 連携交流2009」についての中で、奄美市の経済界からの県への要請内容とその要請への県の取り組みについての御質問にお答えします。

奄美市の経済界等からは、今回の連携交流を通して経済面を初め、あらゆる分野での交流をさらに深めていきたいとの要望がありました。特に、観光交流については、1日1便の39名乗りの小型飛行機しか就航しておらず、交流拡大の大きな壁になっているとのことでした。

県としましても、奄美からの要望を受け、観光を初めとして各種の交流が図られるよう取り組んでまいります。

次に、デザイン政策について、デザイン施策関連連絡会議の実績及び民間におけるデザイナーズネットの支援の必要性について一括してお答えします。

県においては、物づくりへのデザイン活用の促進を図るため、「県産品開発関係機関連絡会議」を設置し、優良県産品推奨制度など各機関が実施している商品開発の支援策に関する情報交換を行っているところであります。あわせて、県内デザイナーで構成される「県産品デザイナーズネット連絡会議」を工芸技術支援センターに設置し、デザイン活用に関する相談窓口の開設や、県内デザイナーのネットワーク構築などの取り組みを始めており、これまで菓子メーカーなどからの相談が11件あり、一部商品化が進められております。

また、デザイナーなどへの支援については、デザイナー対象の研修や県内企業のデザイン活用促進事業などの支援策を検討しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 「沖縄～奄美～鹿児島 連携交流2009」についての御質問の中で、離島フェアなどで出展受け入れの可否についてお答えします。

離島フェアは、離島関係市町村、沖縄県離島振興協議会、沖縄県により構成される「離島フェア開催実行委員会」の主催により平成元年から開催されております。平成8年開催の「離島フェア 96」において、市制50周年を迎える名瀬市が初参加し、観光紹介と特産品の展示即売を行っており、以来、ことし11月開催の「離島フェア2009」まで奄美からの出展が継続してい

ます。

御提言の奄美市を含む奄美群島からの出展については、県内離島市町村の意向も踏まえながら、実行委員会で検討していくものと考えております。

次に、米軍基地とのかかわりについての御質問の中で、那覇空港内の未登記箇所についてお答えします。

那覇空港内の未登記箇所等については、管理者である国に照会中であります。

県においては、未登記の土地については、民法第239条第2項に「所有者のない不動産は、国庫に帰属する」と規定していることから、国有地として管理されているものと理解しております。また、県土面積については、未登記の土地についても含まれているものと理解しております。

次に、沖縄振興計画についての御質問の中で、一括交付金化についての県庁内での検討作業の進捗についてお答えします。

県においては、新政権におけるマニフェスト等の政策全般についてその影響や課題等の研究を進めているところであります。取り組みの主な対象として、公租公課の見直しや高速道路の無料化、暫定税率の廃止等を中心に対応策等を検討しております。

一括交付金については、そのアウトライン等について十分示されておりましたが、本県における影響や課題等を整理し、情報収集等を行っているところであります。

同じく次に、統計のとり方における課題についてお答えします。

「沖縄21世紀ビジョン」を初め、県の行政政策のもととなる重要な計画等の策定及び実施に当たっては、その施策を反映した精度の高い統計を活用することが重要であります。

県としては、より正確な統計の収集・整備に努め、実態に沿った実効性の高い計画の策定・実施を推進したいと考えています。

同じく今後の振興予算の確保についてお答えします。

県においては、これまで自立的かつ持続的な発展に向け、厳しい財政状況のもとで事業の優先度に十分配慮しつつ、沖縄振興計画に基づく各種施策を推進するため、所要の予算を確保してきたところであります。本県には、自立型経済の構築など克服すべき課題も残っており、また、基地跡地利用、離島の振興など、国の責務により対応すべき課題もあることから、今後とも沖縄振興に必要な予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、大学院大学についての御質問の中で、総合科学技術会議の有識者からの指摘内容と県の対応についてお答えします。

総合科学技術会議の有識者議員からの指摘内容については、「長期的に持続可能なスキームとは思えない。」、「財政的な自立計画についての指導が改善されていない。」、「意思決定の仕組みなどに多くの懸念があり、見直しも含めて検討する必要がある。」などがあり、それを踏まえて今年3日に有識者議員による沖縄県と恩納村の関係者に対する意見聴取が行われました。沖縄県からは仲里副知事と志喜屋恩納村長が参加し、大学院大学の設置の必要性や理念、沖縄振興への波及効果など県民を代表した立場から、津村啓介政務官等へ意見を申し伝えております。

今後は、これら地元の意見も参考に優先度判定がなされるものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは図書館行政についての御質問で、図書館の資料費用についてお答えいたします。

県立図書館の図書購入予算額は、前年度は1877万8000円、今年度は1766万5000円となっております。

厳しい財政状況の中ではありますが、効率的な予算執行に留意し、県民の要望にこたえられるような図書館運営に努めているところであります。

次に、図書有資格者の採用についてお答えいたします。

現在、県立図書館では本務職員で9名、非常勤職員で8名、計17名の司書有資格者を配置しております。

司書は、図書館で購入すべき本、雑誌の選定、書誌データや目録の作成、レファレンスへの対応などを行う専門職であることから、今後とも司書の配置に努めてまいります。

次に、県立図書館長の公募採用についてお答えいたします。

現在、全国の市町村立図書館においては、公募により外部登用された館長が数名おります。また、全国の都道府県立図書館においては、正式な公募採用は確認できませんでした。

県立図書館長の公募については、今後、調査研究をしたいと思います。

次に、県立青少年の家についての御質問で、地域や学校との連携についてお答えいたします。

指定管理者制度導入に当たっては、指定管理者と協

定書を締結し、地域住民の利用への配慮や学校等の優先利用などについて定めることとしております。このことにより、これまで同様、学校や地域、関係機関、青少年団体等との連携が図られるものと考えております。

次に、今後の指定管理者への移行と課題についてお答えいたします。

少年自然の家4施設については、平成23年度から平成24年度にかけて、順次、指定管理者による管理を導入する予定であります。

これらの施設は、修繕等が必要な箇所もあり、計画的に整備を行い、指定管理者制度の円滑な導入に向け条件整備に努めてまいります。

次に、米軍基地とのかかわりについての御質問で、基地から派生する問題に対応している職員数についてお答えいたします。

教育庁においては、基地対策関係の専任職員は配置しておりません。

過去3年における基地から派生した主な事件としては、平成19年7月、8月及び平成20年3月の「米軍車両の県立学校への進入事件」、平成20年2月の「米兵による女子中学生暴行被疑事件」があり、知事公室と連携し在沖米国総領事等に抗議を行うとともに、関係職員が児童生徒の安全対策、心のケア等に係る対応を行ったところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 米軍基地とのかかわりについての御質問で、基地被害の負担額についてお答えいたします。

米軍基地が県民生活に及ぼす影響につきましては、騒音発生回数でありますとか、犯罪検挙件数など住民生活に直接かわるものだけでなく、社会経済への影響等多岐にわたっており、それらを行政の負担額として算出することはなかなか困難であります。

同じく米軍基地とのかかわりとの関係で、基地関係の人数、これは知事部局であります。

基地対策課等において基地問題にかかわる業務を行っている職員の数、平成19年度26名、平成20年度28名、平成21年度26名、延べ80名となっております。

なお、基地から派生する問題は、環境問題を初め多岐にわたっており、すべての対応人数を算出することは困難であります。

同じく米軍基地内の未登記箇所についてお答えいたします。

米軍施設・区域内の未登記箇所等については、沖縄防衛局に照会中であります。

なお、同局によると「那覇港湾施設及び泡瀬通信施設内の土地については全て登記されており、現在未登記の土地はない。」との回答を得ておりますが、逆に言えばそれ以外はまだ把握されていないものと思われるます。

なお、未登記の土地も県土面積に含まれることから、基地内も同様に扱われていると理解しております。

次に、沖縄振興計画についての御質問で、旧軍飛行場用地問題解決のめどについてお答えいたします。

旧軍飛行場用地問題については、県・市町村連絡調整会議において、団体方式による事業実施等、その取り組み方針及び解決指針を確認しております。このことを踏まえ、平成21年度から特別調整費を活用した「特定地域特別振興事業」として、那覇市の鏡水地主会及び宮古島市の七原等3自治会のコミュニティーセンター建設事業が国庫補助事業としてスタートしているところであります。平成22年度につきましても、伊江村からカーフェリー建造の事業案、読谷村からビニールハウス等の農業関係施設整備の事業案が出されており、国及び両村と調整を進めた結果、内閣府の平成22年度国庫支出金概算要求に盛り込まれたところであります。その他の市町村についても沖縄振興計画期間内での事業実施に向け、県と関係市町村との連携を密にしながら、地主会として今後の地域の振興につながるような事業案を提出していただくよう働きかけていきたいと考えております。

同じく沖縄振興計画についての御質問で、不発弾対策協議会における民間団体の参加についてお答えいたします。

国は、昭和49年3月に那覇市小禄で発生した不発弾爆発事故を契機に、県内における不発弾処理問題の解決のため、県・市町村、民間で構成する「沖縄不発弾等対策協議会」を設立しております。

同協議会には、N T T、沖縄ガス、沖縄電力、沖縄県建設業協会等の民間団体が参加しており、民間地域における不発弾処理問題の解決に努めているところであります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 黒木慶英君登壇〕

○警察本部長（黒木慶英君） 基地から派生する問題に対応している人数等についてお答えいたします。

県警察におきましては、米軍基地から派生する問

題、すなわち米軍人等が関係する事件・事故が発生した場合は、地域警察官による初動的な現場臨場のほか、それぞれの事実に応じて生活安全部門や刑事部門、交通部門などそれぞれの担当部門において事件・事故の処理を行うとともに、事案の規模によっては部門、所属を問わず、県警察の組織を挙げて対応しているところでもあります。

したがって、米軍人等が関係する事案に限り、対応人数を数値的に表現することは困難であると考えております。

しかしながら、本県においては、米軍基地の存在など他県にはない事情がありますことから、米軍人等が関係する事案を専門的に取り扱う係として警察本部刑事部捜査第一課に国際犯罪対策係を、沖縄警察署地域課に渉外機動警ら隊、同署刑事第一課に渉外係をそれぞれ設置し、運用しているところでもあります。このほか、事案発生時には通訳等を行う渉外事件調査官等の職員を派遣して米軍人等が関係する事件・事故へ迅速・的確に対応しているところでもあります。

これらの人員は、平成19年は26名、平成20年は25名、平成21年は33名を配置しており、過去3年間で84名の配置となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 それでは再質問させていただきます。

一番最後の大学院大学についてから再質問させていただきます。

副知事が上京されて、実際にどういう質疑を交わされたのか。開学の準備についての疑義が出ているというのは新聞報道ではわかるんですが、具体的に国としてはどの点なんだということをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲里副知事。

○副知事（仲里全輝君） お答えさせていただきます。

新聞報道でもございましたが、持続性があるのかと、将来失敗事例になりはせんだろうか、独自の外部資金を導入してやっていかずにいつまでも国費におんぶされるような状況が続くんじゃなかろうとか、それから沖縄が果たして科学技術大学院大学の立地場所としていいんだろうとか、志ある学生たちが集まらないんじゃないだろうかとか、それから研究費は適正だろうかとか、そういうような心配がなされたようですね。

これに対しましては、この科学技術大学院大学の設

立理念の背景説明であったり、あるいは理念の実現のための要件の説明であったり、それから沖縄が全国的に対比しましても優位な立地条件を備えているとか、それから沖縄地域への波及効果等について強調して意見を述べさせてもらいました。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 指摘は指摘として受けとめながら、県挙げてこの成功に向けて取り組んでおりますから、この指摘にこたえていい大学院大学をつくるべきだろうと思っています。

そこで私の感想なんですが、いずれにしても県民の認知度がやはり低いんじゃないかなと思うんですね。もう少し県民が自分たちの大学院大学なんだという意識を持たせる工夫が必要ではないかというふうに考えています。その点は御指摘だけ申し上げて、県の担当者も同じような意識を持たれているんじゃないかなと思いますけれども、そういう県民の意識を醸成するうまい仕掛けをぜひ考えていただきたい。これは要望にとどめておきたいというふうに思っております。

それでは1番目の物流コストの軽減についてからお話をいたします。

知事には詳しくお話をいただいておりますが、県の物産公社が3日の県産品輸出研究会で説明したということが新聞記事に掲載をされておりました。この記事の内容でいくと、県内の企業や農産物などの生産者が対象であるとおっしゃっております。

そこで農水関係の担当者にお話を聞きますけれども、実際にこれを農産物に従事をしている皆さん方に普及をする必要があると思うんですけれども、どのようにこれを絡ませて普及させる努力をされているでしょうか、お聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 海外への県産品の出荷については、今、企画部からも話がありましたし、商工からも今話があって、それでJA関係ともいろいろこういうのがあるよという話し合いをしておりますけれども、これからやはり特産などもあると思うので、本格的にはこれからだと思います。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 これも経済団体を中心にして徐々にというか、開港をされてから姿をわかるようになって随分関心の高い事業で担ってきたかと思います。そういう意味では農水事業者にとってまだ身近な存在ではないような気がしますので、ぜひ普及に努めていただきたい。これも要望にとどめておきます。

カボタージュの規制緩和についてお伺いいたします。これは特区申請はこれまで他の地域からも申請をされてきて、なかなかこの申請が認められないというのを聞いております。

その上でお聞きいたしますが、県内の海運事業者の理解がまず得られているのかどうか。またその理解を得るための努力をされているのかどうかお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） 本土―沖縄間を今担当している海運は1社ありまして、その1社については2回ほどヒアリングして説明しているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 それで理解は得られていらっしゃるのでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） 一応その内容につきましては、理解していただいたと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 わかりました。

このカボタージュの規制の緩和、これは担当する課が企業立地推進課、ANAの国際貨物ハブの担当は企画部の交通政策課物流班ということであります。

先ほど農水担当というか、農水部長の方にもお聞きしましたが、県内で製造する農産品または二次加工品等々いろんな事業にまたがる話で、特に物流というのはいろんな形でかわるものでありますから、私は物流に関するチームないしそういうものをつくって、県全体としてこの物流に関しては取り組むんだという意気込みを見せたほうがいいんじゃないかなと思っております。その点について知事はどのようにお考えでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時23分休憩

午後3時23分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（川上好久君） お答えいたします。

今年度から県の企画部の交通政策課の中に物流班というふうなものを設置をして、今、全日空の航空貨物基地について作業を進めているわけですが、これは今後、商工それから農林含めて連携をしながら作業を加速をさせていきたいと思っております。現在つくっている21世紀ビジョン以降の中では、やはり次の新しいテーマとして物流を中心とした産業の振興というふう

に位置づけられていますので、その辺のところは今後連携をしながら対応していきたいというふうに思います。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 ぜひ他の部、他の課またがりながら、物流コストの軽減については全県的に取り組んでいただきたいということを申し上げます。

「沖縄～奄美～鹿児島 連携交流事業」についてお伺いをいたします。

私は交流会の席上で、奄美市の商工会議所の会頭が奄美を沖縄の離島として位置づけていただきたいというような趣旨の発言を、ちょうど乾杯の音頭をとられた際に発言されているのを聞いて、大変驚きましたし感銘を受けました。というのもこちらから交流をしたいと申し上げていても、やはり向こうが望んでいるのかどうかわからなかったものですから、これだけはしっかりと鹿児島県の職員の皆さん方がいる前でおっしゃられたことに驚きました。

そこで、とりわけ今観光の話が出ました。沖縄観光におけるオプション、またはその関連として位置づける必要があるとそういう要望もありましたので、沖縄観光コンベンションビューローのホームページがあります。今見させていただきますと、その地域には当然沖縄観光ではありませんから、奄美群島の市町村の名前はありませんでしたけれども、こういうところからでもリンクを一つ張るとか、その観光のオプションとしてこういう地域もあるんだということで盛り込むことができないのかどうか、御見解をお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） 今、先ほどお話ししましたように、1日1便、39名乗りが1便就航しているだけで非常に大きな壁になっているという意見は非常に強く出ました。あとまた沖縄とネットワークを組んで観光を発展させたいという意見もありました。それに向けて具体的に商品製造なども含めて今後やっていく予定ですが、今御指摘のホームページへのリンク、これについては早急に検討したいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 お互い島嶼県で島々の交流というのは関係するものですから、奄美の豊かな自然そういうものや奄美の物産、またはそれを沖縄がまた販売をしていく、沖縄側からも売り込む、そういう関係にあるべきだろうというふうに私も思っております。

続いて、図書館行政についてであります。

図書館行政と県立青少年の家については、同じ社会教育施設という観点から続けてお聞かせいただこうと思っていますが、実は県立図書館の図書費というのは年々減額をされてきております。平成11年度には3700万円ぐらいあったのが今では1800万円ということですよ。

私も議会の質問等、実は県立図書館のレファレンスを参考にレファレンスを利用しております。いろんな角度からレファレンスというもので問い合わせをさせていただいております。しかし、問い合わせをするたびに実感をするのは、どうも問い合わせしている資料が県立図書館にないんですよ。例えば琉球大学であるとか、沖縄国際大学とか、他の市町村立図書館にあるとか、何回も何回も重ねていくうちにそういう蔵書がないという本当にもう切実な問題なんですね。

そこで私はぜひ聞きたいのは、県立図書館というのはそういう意味でさまざまな市町村立図書館からの照会にも答えるという役割が一つあるわけなんですね。そう考えると、その資料の充実というのは必然的なされなければならないところなんですけれども、それができていない。県立図書館の図書費と同額、またはそれ以上の図書費を計上している市町村というのはあるんです。今、県内でどれだけそれがあるのか、それについてお聞かせいただけますか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時28分休憩

午後3時28分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（金武正八郎君） お答えいたします。

今、手元に資料がございませんので、後でまた確認してよろしくをお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 教育長、「沖縄県立図書館要覧」という皆さんが出した要覧がありまして、これ随分よくできている要覧で、これにすべて書いているんですね。これはことしからこういう形に県立、県内の公共図書館の予算というものをすべて書いていい取り組みだと思えるんですよ。それでいくと、この県立図書館と同額というのは1800万という形からすると、那覇市やうるま市もほぼ同額、そして名護市もほぼ同額程度になっているんです。これが同額だからどうなのかという話じゃなくて、県立図書館と既に同じぐらいの規模もう市町村で予算をとっているところもあるわけなんですよ。だから、どれだけ減らされたら困るんだということをしっかりと認識しなければ、これは利用

者が離れていくと思います。利用者が離れていくところの県立図書館そのものの存在意義は薄れていくと思います。そういう意味でその予算の確保というのは、これを2倍にせよとか1000万ふやせとか言っている話じゃありませんので、どれだけがデッドラインなのかということをごひ決めていただきたい。そのことは強く要望しておきます。

続いて、そういう意味では限られた資源と限られた予算で館運営をしていかなければならない。その意味で私も前回、または前々回にも質疑をさせていただきましたけれども、1年ごとに図書館長がかわっていく、今回の場合は2年でしたけれども、こういう中ではこういう限られた資源を有効に使った館運営というのは難しいんです。そういう意味で有資格者、司書の資格を持った方、または熱意のある方、そういうことをぜひ公募で考えていただきたい。もう一度要望いたしますし、それを図書館協議会で諮っていただけないか、その御見解をお聞かせいただけますか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） 図書館長の役割は、御存じのように、館務を掌握し、所属職員を監督して図書館奉仕の機能の充実に努めるということ、そして図書館の管理運営に必要な知識・経験を有し、図書館の役割及び任務を自覚し、図書館機能を十分発揮させるように不断に努めるという役割がございますし、それを踏まえて県立図書館長の公募については今後とも調査研究をしてまいりたいと思っています。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 ですから、図書館協議会に諮られるのかどうかぜひ御検討いただきたいという、その御見解をお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） それも含めまして研究調査してみたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 続いて、県立青少年の家についてであります。

この移行する2つの施設の平成21年度の予算額と、この指定管理者を受けた団体が受ける指定管理料というのは幾らなのかお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時32分休憩

午後3時34分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（金武正八郎君） 2施設の平成21年度の予算額を申し上げます。1億3838万5000円でございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時35分休憩

午後3時35分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（金武正八郎君） 指定管理料の上限額は7388万4000円となっております。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 この1億3800万から7400万程度、どれぐらいの割合になるんですか。その削減した内容というのはどの程度、何が削減、絞られたのか、その辺についてお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時36分休憩

午後3時39分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（金武正八郎君） その差額は、主には人件費が対象になっているということになっております。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 教育長、約50%近くを削減したんですよ。その多くが人件費なんです。だから、私は学校や地域との連携は大丈夫なのかとか、指導の内容大丈夫なのかと聞いているわけなんです。それ大丈夫なんです。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） 指定管理者制度の導入に当たりましては、指定管理者とその協定書を締結しまして、私たちは地域住民の利用の配慮や学校等の優先利用などについて一応利用を定めるということで了解を得ております。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 議長、その協定書や事業計画を見せてくださいと言いました。大丈夫なのかと思って見せてくださいと言われたら、これは見せられないとおっしゃられました。これはどういうことで、この事業計画及び協定書が我々の議決機関に出せないということなんですか、お答えください。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） 団体から提出されました事業計画書等には当該団体が実施してきた事業等の蓄積による独自のノウハウ、企画等が含まれておりま

す。これらを公開することにより、団体の権利や競争上の地位、正当な利益を害するおそれがあることから、公開しないこととしております。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 まず指定管理者制度の中で、この議決として情報を与えられているのは、この債務負担行為の上限額そして指定管理者の名前しか知らないんです。それでどうやって議決をしるというんですか。例えばこれ総務部の行政改革推進課というところがこれを取りまとめをしておりますけれども、これは計画については個々で判断をするという話をされているんですね。皆さんが本当にこれ必要な情報というか、議決に際して情報として必要であるならば、私たちは今後求めるべきだと思うんです。ぜひそういう意味で審議のときには出していただきたい、事業計画も。それは個人情報を出すということじゃなくて、公の施設をしっかりと管理運営する、そういう団体であるかどうか我々が見きわめる上で必要な資料であるからでございますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 20分間休憩いたします。

午後3時42分休憩

午後4時6分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

奥平一夫君。

〔奥平一夫君登壇〕

○奥平 一夫君 それでは一般質問を行います、その前にちょっと所見を述べさせていただきます。

「人間形成の重要な時期である子ども時代を貧困のうちに過ごすことは、成長・発達に大きな影響をおよぼし、進学や就職における選択肢を狭め、自ら望む人生を選び取ることができなくなる」と言われております。「子どもの「いま」と同時に将来をも脅かすもの、それが「子どもの貧困」です。」。「子どもの貧困」の議論は、「親が悪い」とか「子どもがかわいそう」といった個人のあり方に焦点を当てるのではなく、貧困を生み出す社会の仕組みを是正し、公正な社会をつくるためになされる必要があります。」。

先ごろ出版されました「子どもの貧困白書」でそう述べております。

日本の貧困率15.7%、子供の貧困率14.2%が初めて政府から発表された。一説では、沖縄の貧困率は優に30%を超えているのではないとも言われている。日本一高い失業率、低賃金雇用によるワーキングプアの増加、全国一低い県民所得、日本一の離婚率、生活保護世帯の増加等々子供や家庭を取り巻く環境は大変厳

しい。

けさの紙面にも「失業や収入急減で住宅ローン返済が行き詰まり、金融機関から自宅の競売を申し立てられるケースが急増。」「借金を払えずに自宅を失う「ローン難民」が拡大している。」と報道をしております。これらの現実が「子どもの貧困」をつくり出す大きな要因の一つになっております。

2008年度、県内では2万2660人の児童生徒が就学援助を受け、過去最高となった。労働環境の悪化による生活困難という背景の中で育児放棄、身体虐待などの児童虐待が起こる。社会や家庭の貧困のツケを子供が受ける。社会と大人のありようが厳しく問われなければなりません。

しかし、子供は確実に沖縄の未来を担う存在であり、自然や文化や伝統を継承していく伝承者でもあります。そうであるならば、沖縄というこの社会がこの子らを守り、育ちを支援していくことに責任を負い、それを果たしていくべきであります。安心して育児、就学ができる、そんな仕組みの社会をつくっていかねばなりません。今ほど政治と行政が問われているときはないと思います。

それでは一般質問を行います。

最初に、知事の政治姿勢について。

(1)、普天間飛行場問題について伺います。

知事公約の普天間基地の基地機能停止、閉鎖状態を3年で実現することについて、これまでの経緯からして現状は予想どおりに進捗しているか伺います。

知事は、「移設工事が完了するまでの間、普天間の基地機能を他の基地に分散移転することが必要」とも発言していますが、機能の分散移転ができれば新しい基地は要らないのではないのか、見解を伺います。

(2)、基地問題について伺います。

知事就任から3年間は航空機騒音、米軍基地に起因する事件・事故、米軍構成員等による刑法犯罪の検挙件数が増加をしています。知事公約は、「基地から派生する事故・事件・公害の根絶に取り組む」となっているのだが、現状は知事の公約に沿った経緯になっているのかを伺います。

次に、幾つもの世論調査やアンケート調査、選挙と普天間問題では県外移設の民意が示されてきた。しかし、これまでの知事の発言は、県内移設を誘導する発言ばかりであります。まさに民意を無視した言動ではないのかと考えます。

そこで、知事のこれまでの基地問題にまつわる言動が民意を代弁できているのかについて伺います。

次に、去る11月28日、朝日新聞紙上で掲載をされて

おりますけれども、知事は、県外移設では解決が遠のくと発言をしています。その根拠は何かを伺います。

次に、米国における松沢渉外知事会長の「県外移設は不可能」発言は、当事者である沖縄県民の民意を無視した暴論であると考えます。知事の見解を伺う。また、知事はその場に同席していながら、今回の要請は地位協定の改定、松沢のお供として参ったなどと発言をしております。松沢発言に異を唱えることすらしなかった知事の責任は大きいと思います。見解を伺う。

大きい2番目、公共関与の管理型処分場建設問題が停滞している原因は何か。解決へ向けた取り組みやこれまでの手法の洗い直しが必要ではないのか伺います。

大きい3番目、ダム事業について伺います。

奥間ダム事業からの撤退の理由について、費用対効果、利水・治水の面からの説明を求めたい。今後は環境破壊のダム建設をとめ、新たな水源の確保について施策の幅を広げて検討すべきではないのか伺います。

大きい4番目、教育問題で、学校現場職員の多忙化問題について伺います。

多忙化解消に向けた取り組み、現状と成果について伺います。

(2)については作成ミスがありますので、訂正をさせていただきます。

これは、全国と比較をして県内での精神疾患による休職者が突出をしているのはなぜかを伺います。ちなみに、同規模の富山県では――19年の同じ資料ですが――休職者29名、そのうち10名が精神疾患による休職となっております。

(3)、直近の教職員の病気休職者及び精神疾患による休職者数について伺います。

(4)、今回のうるま市での「中学生集団暴行死事件」について、学校現場における職員の多忙な勤務実態が影響していないかどうか、教育長に説明を求めます。

(5)、公立学校における「労働安全衛生委員会」の設置の現状と教育長の見解を伺います。

5番目、観光行政について。

持続可能な観光と環境保全について伺います。

(1)、産業としての観光業が、観光資源に及ぼす影響と観光客の受け入れ容量について知事の見解を伺う。

1000万人の観光客数の入り込みで生活環境や自然環境、文化遺産等にどれほどの負荷があると考えられるか。また、500万人を超した現在、現状はどうなのか。

(2)、観光客数はその増加による便益を享受できる県民がいる一方で、生活圏への干渉や交通、ごみ問題、

自然環境の保全などに対して負担感を感じる県民もある。そのような視点で、観光客の増加による負荷のストックを指標化して持続可能な観光を目指すべきと考えるが見解を伺う。

次に、観光資源としての自然や文化遺産等へのモニタリングは行っているのかお聞きをしたい。

(4)、観光消費による経済効果と環境負荷について地域住民にきちんと普及啓発はされているか伺います。

6番目、下地島空港及び周辺残地の利活用について。

「残地有効利用連絡会議専門部会」の取りまとめはいつごろを予定しているのか伺います。

(2)については取り下げます。

次に、代表質問の関連で伺います。

離島振興の実現について、離島の不利性について人流・物流コストの格差があるとして、その低減を図ると答弁をしています。これまでと全く同じ答弁の繰り返しであります。航空運賃の低減を含め具体的な離島地域の格差是正のために、この際、抜本的なコスト低減策が示されるべきと考えるがどうか。

また、離島地域の生活コスト低減を図るための全庁的な取り組みを検討すべきではないのか、知事の見解を伺います。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 奥平議員の御質問に答弁いたします。

第1に、知事の政治姿勢の中で、3年めどの閉鎖状態の進捗状況に係る御質問にお答えいたします。

県としましては、普天間飛行場の危険性を放置することはできないことから、同飛行場のヘリ等の運用を極力低減し、3年をめどに危険性の除去、騒音の軽減を図ることを機会あるごとに政府に対し求めているところであります。

また、「普天間飛行場の危険性の除去に関するワーキングチーム」などにおきましても、政府と率直な意見交換を重ねてまいりました。さらに、去る9月の新政権発足後は、鳩山総理を初め各大臣との面談や軍転協の要請、環境影響評価準備書に対する知事意見の中などで、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去を求めたところであります。

県といたしましては、今後とも、普天間飛行場の危険性の除去について具体的な方策の提案、実施に向けさらに検討を加速されるよう政府に求めていると考えております。

次に、同じく政治姿勢の中で、普天間飛行場移設問題と民意についての御質問にお答えいたします。

市街地の中心部に位置します普天間飛行場は、住民生活に著しい影響を与えております。周辺住民の不安や騒音被害などを解消することが喫緊の課題となっております。この間、政府におきましては、米軍再編合意に基づき名護市辺野古への代替施設建設に向けて取り組んできたところであります。

こうした中、新内閣がスタートし、鳩山総理の「地元の皆さまの思いをしっかりと受け止めながら、真剣に取り組む」とした所信表明などを受け、沖縄県内では県外移設の実現を期待する声が非常に高まっております。

県としましては、これまでも申し上げてまいりましたとおり、県外移設が最も望ましいと考えており、政府が具体的な県外移設案を提示するのであれば、政府の方針を積極的に支持するものであります。

県は、普天間飛行場の一日も早い危険性除去のため、明確な方針及び具体案を示していただくよう政府に対し要望しているところであり、民意に沿って対応しているものと考えております。

次に、同じく政治姿勢の中で、朝日新聞のインタビューでの発言に係る御質問にお答えいたします。

朝日新聞のインタビューでは、「私がみんなと一緒に、県外だ」と叫んだ瞬間、選択肢が一つになってしまう。普天間飛行場の危険性を一日も早く除去しようとやってきたのが、壁にぶつかって解決がいつになるかわからなくなる」と申し上げました。

その趣旨は、明確な見通しが立たないまま県外移設案を追求した結果、現在の普天間飛行場の危険性が長期間放置されることはあってはならないということでもあります。

次に、同じく政治姿勢の中で、松沢知事の発言に係る御質問にお答えいたします。

普天間飛行場移設問題に関する松沢知事の発言は、渉外知事会会長としての発言ではなく、神奈川県知事としての意見であると理解いたしております。

また、その際、私は、松沢知事の発言について、私の意見とは違う旨お断りした上でこの問題に関する県の従来からの考え方を申し上げたところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 知事の政治姿勢につい

ての御質問で、移設工事が完了するまでの間、普天間の基地機能の分散移転発言についてお答えいたします。

県が求めている閉鎖状態とは、ヘリ等の運用が極力低減された状態であり、移設するまでの間の一時的な措置という前提であります。したがって、普天間飛行場のヘリによる輸送機能を完全に停止させることまでは想定しておりません。

同じく米軍による事件・事故等についての御質問にお答えいたします。

本県には在日米軍専用施設の約75%が集中し、県民生活にさまざまな影響を及ぼしております。航空機騒音、米軍基地に起因する事件・事故及び米軍構成員等による刑法犯罪の検挙件数について、過去3年間に目立った減少はなく、依然として目に見える形での負担軽減があらわれているとは言えないと考えております。

県としては、米軍基地に起因する事件・事故は1件たりともあってはならないと考えており、事件・事故が発生するたびに米軍を初め日米両政府等関係機関に対し原因の徹底究明、再発防止及び安全管理の徹底等を強く申し入れてきたところであります。

今後とも、公約に掲げた「基地から派生する事件・事故の根絶」に向け強力に取り組んでいく考えであります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 公共関与の管理型処分場建設問題についての御質問で、公共関与事業の取り組みについてお答えをいたします。

廃棄物最終処分場の建設に対し地域の理解が得られない理由としましては、住民の環境に対する意識が高まる中、一方では一部の事業者による廃棄物の不適正処理が地域住民の不信感を招き、合意形成が厳しい状況になっていると考えております。

そのため、公共関与管理型最終処分場の整備に当たりましては、環境への配慮を最優先とした安全で安心なモデル施設となることを基本とし、地域との信頼関係を粘り強く構築することが重要であると考えております。

今後とも、関係市町や地域の方々への説明を積み重ね、他府県の先進地視察を行い、地域の理解が得られるよう努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 奥間ダム事業についての御質問で、治水事業の見地からの考え方についてお答えいたします。

奥間ダムは、比地川水系の治水と水道用水の確保の役割を担う多目的ダムとして計画されております。

治水の計画については、企業局が利水者として奥間ダムの建設計画から撤退することを決定したことから、今後、国頭村、地元住民等の意見を十分に聞いた上で、ダム事業者である国との調整を図りながら検討していく考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企業局長。

〔企業局長 宮城嗣三君登壇〕

○企業局長（宮城嗣三君） 奥間ダム事業について、撤退の理由と新たな水源の確保等について利水の面からお答えをいたします。

近年、水需要の伸びに鈍化傾向が見られることから、企業局では直近の実績値等を反映させて水需要予測の見直しを行いました。その結果、将来の需要量は下方修正となり、奥間ダムに係る事業の費用便益比は基準を大きく下回るものとなりました。また、供給の面では、現在建設中の大保ダムや億首ダムの完成により、当面の間は水需要に対する水源水量も確保できるものと考えております。

これらの社会情勢等の変化を踏まえた水需給計画と事業再評価委員会の答申等を勘案し、利水の観点から総合的に検討した結果、利水者としては、奥間ダム建設計画から事業撤退をすることを決定いたしました。

なお、新たな水源の確保に関しましては、今後の水需要の動向を見定め、水源水量に不足が見込まれる場合には、既存水源の有効利用や新規水源開発等での対応を検討することとしております。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは、学校現場職員の多忙化問題の御質問で、多忙化解消の取り組み等についてお答えいたします。

県教育委員会としましては、多忙化解消に向けた具体的な取り組みとして定時退校日、ノ一部活動日の設定、会議の精選、報告書の簡素化等の推進に努めております。県立学校においては、7月現在61校の学校が定時退校日、47校の学校がノ一部活動日を設定しております。また、働きやすい職場づくりを目指して全県立学校に「負担軽減検討委員会」等を設置し、今後の業務の簡素化に向けて各学校の実情に応じた取り組み

を検討してもらっているところであります。

次に、精神性疾患による休職者増の原因についてお答えいたします。

精神性疾患の増加の原因については一概には言えませんが、社会の複雑化や多様化、人間関係の希薄化など学校を取り巻く社会環境の急速な変化に加え、教職員の職務が多様な人間関係、数量化しにくい業務、高い倫理観が求められる職業であるなど職務の特殊性も大きく影響しているものと思われます。

次に、教職員の病気休職者数等についてお答えいたします。

平成20年度における病気休職者は382人で、そのうち精神性疾患による休職者は156人となっております。

次に、集団暴行致死事件と教職員の多忙化の関連についてお答えいたします。

事件の背景及び学校の対応等については、現在、県警やうま市教育委員会で調査中であり、詳細はまだ把握しておりません。学校現場における職員の多忙化と今回の事件との関連は、現段階では不明であります。

次に、衛生委員会の設置実態と見解についてお答えいたします。

現在、県立学校の67校すべてに衛生委員会が設置されております。また、市町村立小中学校につきましては、平成21年5月1日現在、対象校9校のうち5校において設置されております。未設置の学校につきましても、当該市町村教育委員会において、体制整備に向けて準備を進めているところであります。

県教育委員会としましては、教職員の健康保持増進と職場環境を改善する観点から、今後とも労働安全管理体制の整備について市町村教育委員会への指導助言を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 観光行政について、観光業が観光資源に及ぼす影響と観光客の受け入れ容量についての御質問にお答えします。

観光業の発展により本県に多くの観光客が訪れるようになると、美しい自然環境や独特の歴史・文化遺産への影響が懸念されることから、県としては、その影響を最小限にすることが重要であると考えております。

県では、観光客の受け入れ容量を、観光客が混雑感を持つことなく観光地を楽しむことができる人数と定

めており、昨年度から県が実施している「持続可能な観光地づくり支援事業」において受け入れ容量の研究等を進めながら、貴重な観光資源と調和のとれた観光の推進に取り組んでおります。

次に、同じく観光行政について、観光客数の入り込みによる生活環境、自然環境等への影響についての御質問にお答えします。

将来、観光客数1000万人が達成されると、自然環境や県民の生活環境等への影響が懸念され、その影響を最小限にすることは重要な課題であると考えております。平成20年度には入域観光客数が590万人を超える中、昨年度、県が実施した県内各観光拠点の現況把握調査では、観光利用による植物の荒廃、景観の悪化、騒音の増大などが確認され、地域住民の懸念事項となっております。

このような中、県では、自然環境と調和のとれた観光地づくりを推進するため、市町村が行う観光資源の保全のための取り組みや遊歩道などの環境配慮型観光利便施設等の整備に対する支援を行うとともに、受け入れ容量の定量化手法の調査研究等を行い、持続可能な観光振興を図っているところであります。

次に、同じく観光行政について、観光客数の増加によるごみ問題などの負荷のストックの指標化についての御質問にお答えします。

県では、現在、自然環境等の保全と観光振興の調和を目的とした「持続可能な観光地づくり支援事業」を実施しております。その中で、観光客数の増加による観光資源への影響把握のあり方について、混雑感などの「指標の抽出」、抽出した指標による「評価手法」などについて具体的な検討を行っているところであります。

次に、同じく観光行政について、自然や文化遺産のモニタリングについての御質問にお答えします。

県では、貴重な観光資源である自然環境を保全しつつ観光振興を図るため、平成18年度から20年度にかけて「沖縄における環境保全型観光促進事業」を実施し、モデル地域である西表島の仲間川と沖縄本島北部の玉辻山において、利用ルールやモニタリング手法などの検討を行っております。

モニタリングにつきましても、観光資源の管理者や観光事業者など地域の関係者が主体となって取り組むことが望ましいことから、県としましては、モデル地域で得られたノウハウを他の地域に提供し、各地域での取り組みを促進してまいりたいと考えております。また、琉球王国のグスク等の文化遺産につきましても、入域客数の動向を注視しながら関係市町村等と連

携して保全に向けた利用ルールの作成・周知などに取り組んでいるところであります。

同じく観光行政について、経済効果と環境負荷などの地域住民への普及啓発についての御質問にお答えします。

美しい自然環境等の観光資源の活用は、地域への経済効果をもたらしている一方で、一部の地域では環境負荷等により自然環境への悪影響が懸念されております。

このことから、県では、平成20年度から自然環境と調和のとれた観光地づくりに取り組む市町村を支援する「持続可能な観光地づくり支援事業」を実施しております。この事業を通じ、市町村が行う観光資源の保全と活用に向けたシンポジウムやフォーラムの開催を支援することにより地域住民への普及啓発を行っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 下地島空港及び周辺残地の利活用に関する御質問の中で、専門部会の取りまとめについてお答えします。

下地島空港残地有効利用連絡会議専門部会は、平成20年9月に4つの専門部会を設置し、これまで土地所有権等専門部会を1回、観光・リゾート等専門部会を2回、農業的利用等専門部会を2回開催しております。緑化・自然環境保全等専門部会については、下地島空港残地の各ゾーンごとの利用面積の論議が不十分であるため現在のところ開催しておりません。現在、宮古島市において農業的利用ゾーンの課題解決のため、関係部署で検討を行っているところであります。

県としては、市の検討の結果等も踏まえ、各専門部会の協議事項について取りまとめていきたいと考えております。

次に、我が会派の代表質問との関連についてのこの、離島地域の抜本的なコスト低減策及び生活コスト低減のための全庁的な取り組みについてお答えします。

離島の暮らしを守る上からも、また離島の持つ優位性を発揮するためにも、離島地域の航空運賃等のコスト低減及び生活コスト低減に向けた取り組みは重要な課題であると認識しております。現在、航空機燃料税及び空港使用料の軽減による運賃の低減や、石油製品輸送費等補助による石油製品の価格安定が図られておりますが、今後、沖縄21世紀ビジョン等に離島の重要性を位置づけるとともに、生活環境の整備など総合的

な離島振興を推進し、さまざまなコスト低減に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 それでは、知事にお聞きしたいと思います。

まず普天間飛行場問題について。

私は、さきの議会におきまして、この普天間の危険性の除去の成果について伺いをいたしましたら、こういう答弁がありました。危険性の除去の成果について、少なくともパイロット等が安全運航に努めているということの効果はあったと答弁しているんですね。これが仲井眞県政の3年の成果なんですね。そして現在、ワーキングチームも移設協議会も休眠状態。これについて知事はどう思いますか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 残念に思いますよ。もっとどんどん活発にやっていただこうと思っていましたから。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 「残念に思います」では、県民としては納得いかないと思いますね。

あなたは、3年間で危険性の除去をすると、県民の安全を守るというふうに公約をしたわけですから、「残念に思います」では県民は納得できないと思います。もう一度答弁お願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今のような口調でおっしゃられても、これは3年めどの閉鎖状態の実現に一生懸命頑張りますと申し上げているわけで、それを先ほどから申し上げているように、いろんなワーキングチームをつくって現にやっているわけでして、政権がかわって協議会が今ストップしているわけです。ですから、こういうものについては、私は、先ほどからも申し上げていますように、まず新しい防衛大臣に対しては、10月13日の知事意見のときにも3年めどの閉鎖状態にしっかり取り組んでくださいというのは申し上げましたし、いろんな関係大臣にも申し上げてまいりました。

これは現に政府が普天間の基地の中身についてきちっと取り組んでいただきませんと、これは技術的、事務的にもいろんなものがありますから、ぜひそれはやっていただきたいということで、政府の取り組みを今待っているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 ですから、努力目標だったら約束す

る必要ないですよ。あなたは、閉鎖します、閉鎖状態をつくりますというふうに県民に公約したわけですからね。

それに知事、知事はこの一日も早い危険性の除去をずっと言ってきたわけですが、この3年間で全然変わっていない。むしろ危険性が増している。そういう現状からすれば、もともと政府は県の言うことをさらさら聞くつもりもなく、ずっと引き延ばしにして話だけを聞いて、じゃ移設協議会で検討しましょう、ワーキングチームつくりましょうという、そういう引き延ばしにあったのではないかなという、非常にそういう私らには不満があるわけですね。そういうことについて知事はどのようにお考えですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） まさしくそういう点でまだ満足のいく答えが出てないから、しっかり政府としても取り組んでいただきたいというのを申し上げているところじゃありませんか。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 ですから、その公約との関係で言いますと、その公約を非常にあいまいにしているような感じがいたしますね、知事は。公約というのは県民との約束でありますから、3年間のうちに、あなたはきちんと言っていますよ。12月の20何日でしたかね。3年間に基地機能の停止、そして閉鎖状態をすると明確に言っていますよ。これは公約でありますから、約束なんですね。ですから、それを今、実際知事も残念でありますというその現状を認めているわけですから、公約は実現できませんでしたという発言になるべきじゃありませんか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 当然そうはなりませんよ。だって、3年めどの閉鎖状態へ取り組むと言っていることですから、まだ3年めどというのは、前の時期もあるし目安のことで、相手のあることですから、これは幅がありますよというのは、そのときでしたか、私も当時の議員の御質問に答えているとおりです。ですから、まだそれはやっている最中ですよ。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 堂々めぐりで意見が少し違うのかも知れませんが、公約という認識が知事と私どもとは全然違うような気がいたしますね。

ちょっと質問を変えていきたいと思います。

普天間基地は非常に危険な基地であるということにもかかわらず、いわゆる1995年のあの少女暴行事件以来、県民の不満を抑えつけることで、そのためにも基地も

返還しようということをしてしながら、普天間基地を閉鎖します、そのかわりにというふうなことで県内移設という話が出てきましたけれども、しかしながら、非常に危険な基地と認識しながらこの13年間ほったらかされた状態なんですね。この責任はどこにあるとお考えですか。アメリカですか、それとも日本政府ですか、それとも基地県内移設反対を言っている県民ですか。お伺いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時45分休憩

午後4時45分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 基本的には日米両政府で合意した案ですから、両政府に責任あると思いますが、国内のことについては、まさしく日本政府の責任だと思います。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 そうですね。私もそう思います。

さて、ちょっと質問を変えたいと思うんですが、知事、基地機能の分散を一時的にしたいと、すべきだという提案をされていますね。そういう意味では一時的であれ機能分散をできる基地があるわけですから、そのまゝいてもらえばいいと思うんですね。つまり、移設まで6年、7年、8年かかる、その分をきちんと負担をできる、分担をできるという基地があるという現実にあるわけですから、そのまゝいてもらってもいいのではないかなというふうに思いますが、その辺、知事はどう考えられますか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時46分休憩

午後4時46分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） その分散というのは一つの提案として、おっしゃるように、確かに一時的に分散が可能であれば、それはそのままの状態で置いておけばいいじゃないかという御趣旨だと思うんですが、それはそうではなくて、移設する先がはっきりして、そこまでにいくことがはっきりしていれば分散、一時的な、つまり、恐らくベストでない次善のシステムをもってこれを維持することは可能だろうと。だけれどもこれは永遠に維持するというわけにはいかないだろうと。したがって、ある一定の時期の間では次善、三善の分散も含めたことが可能であろうということですよ。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 実際、知事は普天間の一時分散を提案しているわけでありますけれども、具体的な知事が考えるようなそういう基地が現実にありますか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時47分休憩

午後4時48分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 具体的にどこということとは、今申し上げるほど私どもも煮詰めてはおりませんけれども、これはしかし、文字どおり防衛技術、防衛に精通している政府のほうできちっと対応すべき事務的、技術的な話だとも思っているわけですよ。ですから、こういうものは政府のほうでそういうことも含めて、しかもそれは一時的な訓練ですから、訓練、そういうものを担うような分散というのはあり得るだろうと申し上げているわけです。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 残念ながら今までのお話の中でも、そういう提案をしても結局日本政府や米軍が相手にしてこなかった。それで、知事の提案も全くほごにされているというのが現実ではありませんか。

それでは、もう少し視点を変えてお聞きしたいと思うんですが、そもそも普天間問題というのは何が出発点だと思いますか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 何度も答弁の中で申し上げていますが、基本的には危険性の除去、騒音の軽減、町の真ん中にある、あとは地域開発に邪魔になっているというようなあたりだと思いますが。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 そうですね。文字どおり世界で一番危険な基地なんです。そのために早期に閉鎖をさせるということが沖縄県民も含めて、知事もそうだと思いますが、そういう危険性の除去を訴えてきたわけですね、閉鎖を。ところが、13年たっても閉鎖もできない。これは何が原因なのかと。

移設の問題が出てきますけれども、私は、閉鎖の問題と移設の問題を別個に考えて、まず何よりも沖縄県民の命と暮らしを守る、いわゆる生活を守るという意味で基地を早目に閉鎖をするということを最優先すべきではないかと思うんですね。これを基地とリンクさせるからなかなか事が前に進まない。世界で一番危険というなら、その閉鎖を最優先すべきじゃないですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） そこは奥平議員と同じ意見でして、閉鎖ができるのであればそれが一番だと思います。ただ、それだけで完結し得るかどうかはまた別の話ですよ。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 それは知事の発言力であり、行動力だと思います。やはり危険な基地を閉鎖をしましょうという、県民と一緒に閉鎖をしましょうということになれば、事は可能だというふうに思います。

次に、別の質問をさせていただきます。

知事の言動は民意を代弁できているかということについて、知事は11月13日の野党県議団とのやりとりの中で、私は自分の信念に基づいてやっているというふうに発言をされております。県内移設というのがあなたの信念ですか。私は、知事たるあなたが信念を持ってやるべきは、民意を実現することではないかというふうに思いますがいかがでしょうか、知事。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 民意をよく踏まえ、民意優先というのは当然のことだと思いますが。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 私は、ずっとこれまで知事の発言で聞いたことは、沖縄の県民の民意は県外移設または国外移設。

あなたは、ベストは県外だと言いながら、やはり気持ちは県内移設というそんなふうな聞こえ方がしています。ですから、民意と知事の考え方が違うのではないかというふうにお伺いいたしますが。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 民意を尊重する、民意に従う、尊重するというのはもう当然だと今申し上げたとおりでして、私も県外移設はベストだというのは、日本語で最も望ましいということをしっかり申し上げているわけですし、それは奥平議員がどう解釈されようとベストは県外だと申し上げているとおりです。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 それでは、次の質問をいたします。

米国での松沢知事のいわゆる暴論的発言といい、県外移設は不可能との松沢発言に対しても知事は、私は松沢のお供で参ったなどとのんきな発言をしていると僕は思います。これは民意を封じ込めて、明らかに米国に対して県外移設は不可能である、それで県内移設了解のメッセージを送ったことになっているというふうに私としては解釈できるんですが、知事は最初から松沢知事との間でその織り込み済みの話をしているん

じゃありませんか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 奥平議員が御自分でどう解釈されようとそれは自由かもしれませんが、しかし、私がそう思っているのではないかというお考えを勝手にされるというのも大変残念なこととして、松沢さんは、今度行ったのは渉外知事会があって、やっぱり地位協定の改定のために意見交換をしに行こうというのが目的ですから、そういう中で我々はいろんなところを回り発言をしてきているわけです。

松沢さんがやっぱり難しい基地問題を抱える14の都道府県をまとめて会長をやっておられる方で、この人は立派な政治家ですよ。私は彼の持っている汗を流す姿勢と、そしていろんなことに深く突っ込んでいく、そしてよく研究されているということで人間としても敬意を表しております。そういう方に対して、アメリカにそういう、奥平議員が考えておられるようなことを、何かメッセージを伝えるために2人して行って、何か向こうで発言してきたのではないかという、こういうのは憶測というのか何というのかわかりませんが、それだけはひとつぜひ切りかえていただかないと、同じ基地問題を持って一生懸命やっている47都道府県の中での知事会に、やっぱりこれは逆に、何といいますかもう一つ、礼儀とまでは申し上げませんが、何かやっぱり抑制した部分で申し上げないとうかなと私は思いますよ。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 礼儀を知らないのは松沢知事じゃありませんか。だって、県民の民意というのは県外移設というのに、それは不可能だというふうに、しかも米国でそういう演説をするということ自体おかしくありませんか。（発言する者あり） 静かにしてくださいよ。講演だよ、講演。どうですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 私のはっきりした記憶では、何も講演の中で彼がしゃべるテーマではありません。地位協定の話をしに行っているんですから。それが終わって後、たくさんの方の記者さんとのいろんな質疑がありました。そういう中で政治家として、そして神奈川県知事としての発言であったと記憶しておりますよ。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 ちょっと折り合いがつきませんけれども、昨年の9月に知事が訪米をしようというときに、まさに米国に対していわゆる米軍再編を促進なさいというメッセージを送ろうということで、県議会

の野党は反対をしまして知事の訪米費を削除しました。12月になってさらに訪米をするというので、その辺は文言を調整しながら、この発言はしないということで知事には訪米してもらいました。ほかのさまざまな課題を解決するために行ってもらいました。しかし、今回は渉外知事会の一員として参加をして、そこで県としては県外がベストだが県内云々という発言をする。これは県民の民意は県外移設という民意が大きく今盛り上がっている中で、こういう発言をすべきじゃないというふうに思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） すべきでないということをおっしゃられても困るんですが、私は、私のこれまでどおりの考えを申し上げたつもりですけれども。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 私は、やはり知事は県内移設を結果的に目指しているというふうに考えておりますので、その辺については知事に期待しないでおきたいと思っております。

次は、ダム事業についてお伺いをしたいと思います。

このダム事業の費用対効果は、数値で幾らですか。

○議長（高嶺善伸君） 企業局長。

○企業局長（宮城嗣三君） お答えいたします。

費用対効果につきましては、大保ダムと奥間ダム合わせて事業実施する場合には1.04、それから残事業、奥間ダムだけを計算しますと0.04という数値となっております。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 0.04という数値は、具体的な便益ベースで、生活の視点でどういうふうに考えればよろしいですか。

○議長（高嶺善伸君） 企業局長。

○企業局長（宮城嗣三君） 実は、利水者としての費用対効果を試算するときは、効果としましては、減・断水被害、これを価格計算したときにどれぐらいになるかというような数値で利益を計算いたします。

そうしますと、平成5年当時、奥間ダム事業を計画しました時点ではかなり沖縄県の水事情が悪くて断水状態が続いている状況でございまして事業採択をしたという状況でございまして、それ以降、倉敷ダムが完成したり、それから海水の淡水化施設ができたり、工業用水の転用等々水源水量がかなり確保されてきたという状況でございまして、減・断水の効果が非常に小さくなってきたという状況でございまして。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 ちなみに、この費用対効果の中で、この数値に環境評価ないし環境負荷等は考慮されて計算をされていますか。

○議長（高嶺善伸君） 企業局長。

○企業局長（宮城嗣三君） コストにつきましては建設費用ということと、それから水道事業につきましては、先ほど申しあげましたように、減・断水の効果ということで計算してございます。したがって、環境評価については入っておりません。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 将来的にも、いわゆる必要とあれば新規水源の開発をするというふうにおっしゃっていますけれども、これはダム建設を再開するという意味ですか。

○議長（高嶺善伸君） 企業局長。

○企業局長（宮城嗣三君） 先ほど答弁いたしましたけれども、建設中の大保ダム、これにつきましては既に完成しておりまして、試験湛水の状況に入っております。あとは億首ダムが完成しますと、当分の間は新しいダムの建設は必要ではないのではないかというふうに考えております。

なお、新しいダムの建設につきましては、先ほど申しあげました新しい水源の開発の中では、まずは既存水源の有効利用、これを図った後に新規水源開発等という答弁をしましたけれども、既存水源の有効利用の中では、実は復帰前から取水しております「みなし水利権」、これはまだ整理されてないのがございまして、この分については計算上入れてございません。これが1点ですね。

あとは新しい水源の開発でございしますが、これにつきましては、最近海水淡水化施設、その性能等々が大分よくなってきましたものですから、そういうのも視野に入れて検討を進めているという状況でございます。したがって、新しいダムの建設、利水者としての面からの開発については考えてはおりません。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 これは企画部だと思いますけれども、雨水を政策として実施している自治体はたくさんありますけれども、県として雨水利用のための制度設計を検討すべきだと思いますが、見解を伺います。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 雨水の利活用についても、これは県として進めております。

平成4年に「沖縄県水資源有効利用推進方針」というふうなものを立てまして、その中で雨水の利活用に

ついて、例えば行政関係の庁舎等々、それから学校等使っています。

それから、那覇市、西原町でもそういうふうなものの助成制度を使っています。

○奥平 一夫君 以上であります。ありがとうございました。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

〔前田政明君登壇〕

○前田 政明君 発言通告に基づいて一般質問を行います。

岡田克也外務大臣が沖縄県を訪問し、国外・県外移設は約束していない、国外・県外移設は総選挙での公約ではないというのは、とんでもない開き直りです。総選挙中、国外・県外移設を約束したのは、民主党の鳩山代表です。

今問われているのは、鳩山内閣が基地の県内移設たらい回しではなく、沖縄の県民の求める、世界で一番危険な普天間基地を撤去するよう、アメリカと正面から交渉し、一日も早く普天間基地の無条件撤去を実現することです。

日本共産党は、県民とともに「辺野古への新基地建設と県内移設に反対する県民大会」の決議、スローガンの実現のために全力を尽くして奮闘する決意を表明して質問を行います。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、米軍再編と米軍基地問題について。

ア、鳩山首相との知事会談について、知事の見解を問う。

イ、米国での普天間飛行場移設問題に関する知事の、県内移設やむなしと、松沢神奈川県知事の、辺野古でやっていくしか解決策がない発言について、知事の見解を問う。

(2)、「辺野古への新基地建設と県内移設に反対する県民大会」について。

ア、県民大会に対する知事の見解について問う。

イ、県民大会決議とスローガンは県民が団結して、米軍基地整理縮小で一致して取り組めるものではないか。知事の見解を問う。

(3)、普天間代替施設建設に伴う環境影響評価の知事の意見について。

ア、ジュゴンの複数年調査などの指摘事項の調査に要する期間について、どのぐらいの期間を必要とするか。

イ、知事意見の環境評価に関する科学的意見と知見からすると、辺野古新基地建設は不可能であるにもかかわらず、辺野古新基地建設ありきの知事意見となっ

ている。知事の見解を問う。

(4)、普天間飛行場・基地問題について。

ア、知事公約の普天間飛行場の3年閉鎖問題について、知事の見解と対応を問う。

イ、世界で最も危険な普天間基地は、即時閉鎖・返還すべきである。見解を問う。

(5)、日米安保条約について。

ア、2010年は、1960年に日米安保条約が改定されて50周年となる。世界は軍事同盟から抜け出し、平和共同体が世界各地に広がっている。知事の見解を問う。

イ、半世紀前の安保改定時に、安保条約を対等なもの、日本の自主性を確保するものに改めるとして宣伝された事前協議制度は、日米密約と一体のものであり、国民を欺く虚構でしかなかったことが次々と明らかにされている。知事の見解を問う。

(6)、密約問題について。

12月1日、沖縄返還密約訴訟で、元外務相アメリカ局長吉野文六氏が原告側の証人として出廷し、密約を否定し続けた国家のうそを認めた。沖縄返還に関する密約問題について知事の見解を問う。

(7)、自衛隊航空ショーについて。

12月13日、那覇空港で自衛隊「エアースタ2009」が午前10時から午後3時まで開催予定されている。自衛隊F15戦闘機については、先月29日、航空自衛隊築城基地のエアースタで基地上空を曲技飛行していたときに尾翼の一部が落下。同じく先月25日には、訓練飛行をしていた航空自衛隊千歳基地所属の1機から、左エンジンの一部が脱落するなどの事故が発生したばかりである。昨年9月には山口県沖で墜落もしている。民間機が8割以上の発着を占めている那覇空港において、他県の自衛隊専用基地と同然のエアースタを開催し、事故が相次いでいるF15戦闘機などの自衛隊機の展示飛行、ブルーインパルス編隊飛行を実施するのは、民間機、市民、県民、観光客の安全確保からも許せるものではありません。

ア、那覇空港、自衛隊基地における危険な航空ショーの中止を申し入れるべきではないか、知事の見解を問う。

2、医療福祉行政について。

(1)、県単医療助成制度の拡充について。

ア、現在無料の重度の心身障害者と2歳児までの乳幼児の通院費の一部自己負担を求める見直し案を取りやめ、制度の継続・拡充と医療費助成事業補助要綱を県条例として制定することについて、当局の見解を問う。

(2)、「医療制度改革」について。

療養病床を廃止すべきではありません。

ア、介護療養病床廃止、医療型療養病床の廃止計画について、当局の見解と対応を問う。

(3)、公立病院改革ガイドラインについて。

ア、公立病院改革ガイドラインの具体的な内容と当局の対応について問う。

イ、公立病院特例債の起債条件と当局の具体的な対応について。

ウ、再編・ネットワーク化の具体的な内容と当局の対応について。

エ、経営形態見直しについて。

オ、「県立病院のあり方に関する基本構想」との関連について、当局の見解と対応を問う。

(4)、県立病院事業について。

県立病院事業を守り、充実するためには、医師、看護師などを確保し増員を行い、労働条件の改善が求められている。

ア、県立病院の健全化の取り組みについて、当局の見解と対応を問う。

(5)、県立病院の医療機能の見直しについて。

ア、県立病院の独立法人化へ向けた県立病院の医療機能の見直しなどは、病院事業局と調整の上での対応か、当局の見解と対応を問う。

イ、福祉保健部は、県立病院の独立行政法人化を方針としているのか。

ウ、独立行政法人化されると職員は公務員でなくなる。県立病院で働く多くの医療関係者は公的医療を公務員として行うことを誇りにしていると思う。有能な医師、看護師などが他に流失することにはならないか。

エ、独立法人化・民営化に移行されると職員の労働条件、給与体系が一般的には削減されていくのではないか。

(6)、保育行政について。

現行の面積基準は、1948年の制定以来改善はされていません。厚生労働省委託研究報告は、「現在の面積基準をさらに切り下げること、切り下げられるような仕組みを導入することは、一人ひとりの子どもの発達に応じた保育をさらに困難とするものであり、」、「少なくとも、現行の最低基準以上のものとなる方向で行うことが重要である。」と指摘しています。待機児は、詰め込みではなく、保育所をふやして解消すべきです。

ア、保育所の最低基準引き下げは行うべきではない、当局の見解を問う。

イ、待機児童の現状と今後の具体的な対応につい

て。

ウ、認可外保育所の認可化促進についての現状と今後の対応について問う。

エ、認可外保育所の消費税免除となっている件数と今後の対応について。

オ、認可外保育所への補助拡大について、当局の対応と見解を問う。

3、農林水産行政について。

(1)、林道建設問題。

私は、11月議会で林道建設事業の費用対効果の算出の誤りを指摘しました。部長は、「計算の仕方に不十分な点がありました。」との答弁でした。決算特別委員会でも新たな指摘をしてきました。

ア、林道建設に関する費用対効果などの算出問題と林道建設問題の対応について、当局の見解と対応を問う。

4、刑法犯罪のぼくち・賭博のカジノについて。

(1)、刑法犯罪のぼくち・賭博行為に当たるカジノ推進事業は中止すべきである。カジノを合法化する法律の制定ができる国会の状況なのか、見解を問う。

5、我が党の代表質問に関連して。

(1)、後期高齢者医療制度の短期被保険者証を発行されたのが1542人との答弁でした。短期証が手元にわたっていない人は何名ですか。

(2)、在日米軍基地は、日本の平和と安定のために抑止力ではなく、日本防衛と無関係の干渉と介入が専門の殴り込み部隊です。知事の見解を問う。

(3)、日米軍事同盟の体制は、米軍再編の名で、「日米が世界における共通の戦略同盟を持ち、米軍と自衛隊の軍事一体化を図り、基地体制の抜本的強化を図る」との「日米同盟」宣言を行い、憲法を踏みにじる危険な日米軍事同盟体制となっています。日本とアジアの平和のためにも日米安保条約を廃棄し、対等・平等の平和友好条約の道に踏み出すことが求められています。知事の見解を問うものです。

再質問を行います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 前田議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、知事の政治姿勢についての中で、鳩山総理との面談についての御質問にお答えいたします。

去る11月30日の鳩山総理との面談において、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去の取り組みや返還跡地利用のための基盤整備など沖縄県の米軍基地問題の解決促進を要望いたしました。

鳩山総理からは、日米両政府のワーキンググループで検証しているところであり、沖縄県民の基地負担が軽減されるよう普天間飛行場移設問題を解決しなければならない旨の発言がございました。

県といたしましては、今後とも政府と連携を密にしつつ、この問題の解決促進に努めてまいりたいと考えております。

なお、11月27日の面談におきましては、基地問題を初め沖縄の抱える諸課題について広く意見交換をいたしました。非公式の場であり、具体的内容につきましてはコメントすることは差し控えていただきます。

同じく政治姿勢に関する御質問の中で、アメリカでの神奈川県知事の発言についての御質問にお答えいたします。

普天間飛行場移設問題に関する松沢知事の発言は、渉外知事会会長としての発言ではなく、神奈川県知事としての意見であると理解いたしております。

また、その際、私は、松沢知事の発言について、私の意見とは違う旨お断りした上で、この問題に関する県の従来からの考え方を申し上げたところでございます。

次に、同じく政治姿勢の中で、県民大会に対する見解についての御質問にお答えいたします。

普天間飛行場移設問題につきまして、多くの県民が参加をし、一定の意思表示をしたという事実は重いものがあり、政府に対し、大きなメッセージになったものと考えております。

次に、同じく政治姿勢の中で、県民大会決議とスローガンについての御質問にお答えいたします。

今回の県民大会におけるスローガンのうち、日米地位協定の改定を求めることや返還後の跡地利用を促進するための対策を求めることなどにつきましては、私の考えと一致いたしておりますが、決議については、「辺野古への新基地建設と県内移設に反対する決議」となっており、その趣旨が普天間飛行場移設問題に関する私の考え方と必ずしも一致いたしておりません。

いずれにしましても、米軍基地の整理縮小は県民の強い願いであります。県としましては、県民の過重な基地負担の軽減に向け、今後も全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、同じく政治姿勢の中で、3年めどの閉鎖状態に対する御質問にお答えいたします。

県といたしましては、普天間飛行場の危険性を放置することはできないことから、同飛行場のヘリ等の運用を極力低減し、3年をめどに危険性の除去、騒音の

軽減を図ることを機会あるごとに政府に対し求めているところでございます。

また、「普天間飛行場の危険性の除去に関するワーキングチーム」などにおいても政府と率直な意見交換を重ねてまいりました。

さらに、去る9月の新政権発足後は、鳩山総理を初め各大臣との面談や軍転協の要請、そして環境影響評価準備書に対する知事意見の中などで、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去を求めたところでございます。

県としましては、今後とも普天間飛行場の危険性の除去について、具体的な方策の提案、実施に向け、さらに検討を加速させるよう政府に求めていると考えております。

同じく政治姿勢の中で、普天間飛行場の即時閉鎖・返還についての知事の意見いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

市街地の中心部に位置する普天間飛行場は、住民生活に著しい影響を与えております。周辺住民の不安や騒音被害などを解消することが喫緊の課題となっております。この間、政府においては、米軍再編合意に基づき、名護市辺野古への代替施設建設に向けて取り組んできたところであります。

こうした中、新内閣が発足し、鳩山総理の「地元の皆さまの思いをしっかりと受け止めながら、真剣に取り組む」とした所信表明などを受け、沖縄県内では県外移設の実現を期待する声が非常に高まっております。

県としましては、これまでも申し上げてまいりましたとおり、県外移設が最も望ましいと考えており、政府が具体的な県外移設案を提案するのであれば、政府の方針を積極的に支持するものであります。

県は、普天間飛行場の一日も早い危険性除去のため、明確な方針及び具体案を示していただくよう、政府に対して要望しているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 知事の政治姿勢についての御質問で、知事意見への対応に要する期間についてお答えいたします。

県は、普天間飛行場代替施設建設事業に係る準備書に対し、平成21年10月13日に環境保全の見地から知事意見を述べたところであり、事業者である沖縄防衛局においては、ジュゴンの複数年調査を初め、当該知事

意見に真摯に対応していただけるものと考えております。

その対応の内容によって要する期間が異なるため、知事意見への対応にどの程度の期間を要するのかは、一概に申し上げることはできません。

次に、環境影響評価準備書に対する知事意見についてお答えをいたします。

現在の環境影響評価制度は、事業者が、事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価及びその手続を行うものであり、事業の許認可等を行うものではありません。

準備書段階においては、当該事業に係る廃止手続が行われていないことから、知事意見は、名護市辺野古沿岸域へ移設するという現政府案に係る準備書について、環境保全の見地から法令にのっとり意見を述べたものでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 知事の政治姿勢についての御質問で、日米同盟からの脱却についてという趣旨の御質問にお答えいたします。

日米安全保障体制を含む日米同盟は、我が国及び東アジアにおける国際の平和と安全の維持に寄与し、我が国に所在する米軍基地が重要な役割を果たしていると理解しておりますが、将来的には、日米関係を含む中国や朝鮮半島などにまたがる多極的な平和的關係を構築し、新たな国際秩序が形成されることが理想ではないかと考えております。

同じく知事の政治姿勢の御質問で、事前協議の密約についてお答えいたします。

報道によりますと、密約の存在を示す米公文書などが開示され、4人の外務事務次官等経験者が核持ち込みに関する密約の内実を証言する中、日本政府は、その存在を否定しておりました。

県としては、日米間の密約の有無については承知しておりませんが、今回の岡田外務大臣によるいわゆる密約問題に関する調査命令は、密約をめぐる過去の事実を徹底的に明らかにし、国民の理解と信頼に基づく外交を実現するためのものと考えております。

同じく密約関係でございますけれども、沖縄返還に関する密約についての御質問にお答えいたします。

今回の調査命令の対象となっている4点の密約のうち、1972年の沖縄返還に関係するものは、有事の際の核持ち込みに関する密約及び原状回復補償費の肩がわりに関する密約の2点となっております。

これらの密約に関する調査は、調査チームを9月に、また、有識者委員会を11月に立ち上げ、来年1月中旬をめどに報告書が出されるとのことであり、その推移を見守っていきたいと考えております。

同じく知事の政治姿勢についての御質問で、自衛隊航空ショーについてお答えいたします。

航空自衛隊によると、来る12月13日に航空自衛隊那覇基地で開催される「エアフェスタ2009」において、那覇基地所属のF15戦闘機や航空自衛隊のアクロバットチームによる展示飛行が予定されております。また、曲技飛行は行わず、編隊で会场上空を通過する飛行のみを行うとのことであります。

県としましては、航空自衛隊が県民に不安や影響を与えることがないように、管理に万全を期すべきであると考えております。

次に、我が党の代表質問に関連いたしまして、在日海兵隊の各部隊の役割についてお答えいたします。

在沖米海兵隊は、唯一米本土以外に駐留する海兵遠征軍として、第3海兵遠征軍がキャンプ・コートニーに本拠地を置き、緊急即応展開部隊として配置されております。

米軍の駐留の目的は、日米安全保障条約第6条の規定に基づき、「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、」とされております。

次に、同じく我が党の代表質問に関連しての御質問で、安保条約の見直しについてお答えいたします。

日米安全保障体制を含む日米同盟関係は、我が国の平和と安全を守るため、現在の東アジア情勢を踏まえて構築された現実的な安全保障体制であると理解しております。

県としましては、日米安全保障体制が安定的に維持されるためには、何より沖縄の社会的・政治的安定が不可欠であり、そのためには沖縄県の過重な基地負担の軽減が必要であると考えております。

沖縄における基地問題は、基地が集中する沖縄県だけの問題ではなく、我が国の外交や安全保障にかかわる全国的な問題として政府全体で考えるべき問題であると考えております。

なお、去る11月の日米首脳会談において、来年の日米安保条約改定50周年に向けて、日米同盟の深化のための協議プロセスを開始することが確認されております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 医療福祉行政についての御質問の中の、県単医療助成制度の継続・拡充及び要綱の条例化についてお答えします。

県単独の医療費助成制度については、制度の持続的かつ安定的な制度運営を確保するため、制度のあり方等について引き続き検討を行ってまいります。

また、同制度について、県は政策的に奨励する趣旨から、事業費の一部について実施主体である市町村に対し補助しているものであり、補助金交付要綱に基づき実施することが適切であると考えております。

次に、療養病床削減計画についてお答えします。

民主党のマニフェストにおいては、「当面、療養病床削減計画を凍結し、必要な病床数を確保する。」としておりますが、国からは、現在のところ、その取り扱いの詳細は示されておられません。

療養病床の再編については、医療機関の意向を尊重することとなっておりますので、今後の国の動向を注視し、対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、公立病院改革ガイドライン、再編・ネットワーク化、経営形態の見直し及び基本構想との関連について一括してお答えします。

まず総務省が示した公立病院改革ガイドラインは、病院事業を設置している地方公共団体に対し、平成20年度内に、公立病院の果たすべき役割と一般会計負担の考え方、経営の効率化、公立病院等の再編・ネットワーク化及び経営形態の見直しを内容とする「公立病院改革プラン」を策定し、病院事業経営の改革に総合的に取り組むことを求めています。

次に、ガイドラインへの対応についてであります。本県におきましては、関係部局間の協議を経て、福祉保健部は県立病院の果たすべき役割と医療機能、経営形態の見直し及び公立病院等の再編・ネットワーク化について、病院事業局は経営の効率化及び一般会計負担の考え方について、それぞれ所管することとし、対応してきたところであります。

次に、公立病院等の再編・ネットワーク化につきましては、平成20年度において、南部保健医療圏に所在する公立病院等が参加する協議会を開催したところであり、引き続き、公立病院等の経営主体の統合、病院機能の再編等について関係団体との協議を行う必要があると考えております。

次に、経営形態の見直しにつきましては、「県立病院のあり方に関する基本構想」において、「病院事業局の「経営再建計画」に沿った経営全般にわたる改革の取り組みにより、経営改善が実現し持続的な経営の健全化が達成される見込みがある場合には、現行の経営

形態での存続について検討することとする。同時に、経営再建計画の達成が困難と見込まれる場合に備え、平成24年4月を目途として地方独立行政法人へ移行することができるよう、準備期間を考慮し、平成21年度から移行に向けた取組みを進める。」との経営形態に関する基本方針を定めたところであります。

最後に、改革プランと基本構想との関連についてありますが、「県立病院のあり方に関する基本構想」は、改革プランに盛り込む内容のうち、県立病院の医療機能、経営形態の見直し及び公立病院等の再編・ネットワーク化に関して、県の基本方針を定めたものであります。

次に、県立病院の医療機能の見直しに関する県の見解と対応についてお答えします。

「県立病院の医療機能の見直し（試案）」につきましては、「県立病院のあり方に関する基本構想」で示した基本方針を踏まえ、県立病院の医療機能の見直しに関する具体的な内容を立案したものであり、関係機関等との調整のためのたたき台として作成したものであります。

当該試案をたたき台として、今後、病院事業局を含め関係機関等との調整を行う考えであります。

なお、県立病院の医療機能につきましては、県民の医療ニーズの変化及び地域において必要とされる医療の確保という観点から、病院事業の経営形態のいかんにかかわらず検討すべきものであると考えております。

次に、県立病院の独法化、独法化に伴う人材流出及び職員の労働条件について一括してお答えします。

公営企業型地方独立行政法人につきましては、政策医療の提供等に対し、議会及び知事の関与があるほか、不採算医療の提供につきましても、地方公営企業の場合と全く同様に県の財政負担が行われるなど、民営化とは異なる経営形態であることを御理解いただきたいと思います。

平成24年度以降の病院事業の経営形態につきましては、結論を留保しているところであり、福祉保健部は、「県立病院のあり方に関する基本構想」に基づき、経営再建計画の達成が困難と見込まれる場合に備え、地方独立行政法人への移行に向けた取組みを進めているところであります。

次に、地方独立行政法人へと移行した場合、職員は地方独立行政法人の職員となりますが、独法化しても、県が責任を持つ県立病院であることに変わりはなく、救急医療、離島医療及び小児・周産期医療など、地域において必要とされる医療は、地方公営企業の場合と同様、引き続き担うことになります。

また、病院現場の職員との意見交換を進め、地方独立行政法人への移行が検討された背景、独法化が不採算医療の切り捨てではないことなどについて理解が深まることにより、人材の流出が起こることはないと考えております。

最後に、一般地方独立行政法人における職員の給与につきましては、その職員の勤務成績が考慮されなければならないとされているほか、当該法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように、給与及び退職手当の支給基準を定めることとされており、給与以外の勤務条件につきましても、法人の就業規則等で定められ団体交渉の対象となり、労働協約を締結することができるものとされておりますので、基本的に地方公営企業の場合と異なるところはないと考えております。

次に、保育所の最低基準引き下げについてお答えします。

厚生労働省においては、国の「義務付け」見直しを求めた地方分権改革推進委員会の勧告に対し、「東京都などの大都市部のみ、待機児童が解消するまでの一定期間に限って居室の面積基準を緩和する。居室面積基準や人員配置基準等は、自治体が従うべき基準として残す」旨回答しております。

保育所の居室面積等の基準については、入所児童の良好な保育環境を確保する観点から一定の水準を維持する必要があると考えております。

今後とも、国の動向を注視してまいります。

次に、待機児童の現状と今後の具体的な対応についてお答えします。

沖縄県の平成21年4月1日現在の待機児童数は、1888人となっておりますが、平成20年度に実施した待機児童実態調査結果によると、潜在的なものを含む待機児童数は5834人となっております。

待機児童の解消については、定員の弾力化等も勘案すると、平成20年4月1日時点よりも約5400人の定員増が必要になるものと考えております。

現時点の計画としましては、「保育所入所待機児童対策特別事業基金」及び「安心こども基金」を活用して、平成23年度までに約2600人の定員増を図る予定としております。

現在のところは、目標に達していないことから、今後とも実施主体である市町村に当該基金の積極的な活用を働きかけてまいります。

次に、認可外保育所の認可化促進についての現状と今後の対応についてお答えします。

認可外保育施設の認可化については、待機児童対策特別事業基金により進めておりますが、1施設60人の定員増にとどまっております。

課題としましては、市町村内において、保育ニーズの高い地域と認可外保育施設の認可化希望とのミスマッチがあることや後年度の運営費の負担増が懸念されることなどから、保育所整備に市町村が慎重になっていることが考えられます。また、本基金の施設整備費の上限額など補助要件についても、活用しづらい面があるものと考えております。

県においては、本基金のより一層の活用を図るため、現在、改善策について内閣府と調整しているところであります。

次に、認可外保育所の消費税免除となった件数と今後の対応についてお答えします。

認可外保育施設指導監督基準を満たし、消費税が非課税となっている施設は、平成21年12月1日現在、436施設のうち132施設となっております。

県としましては、今後とも立入調査における指導助言等により、保育内容の向上や同基準を満たす施設の増加を図ってまいりたいと考えております。

次に、認可外保育所への補助拡大についてお答えします。

認可外保育施設入所児童の処遇向上につきまして、平成12年度から「新すこやか保育事業」を実施し、児童の健康診断費、調理員の検便費、児童の牛乳代に対して助成しているところであり、これまで段階的に助成の拡充を図ってまいりました。また、平成20年度から新たに米代についても助成しております。

しかしながら、さらなる補助の拡大については、現下の厳しい財政状況では困難と考えております。

次に、我が党の代表質問に関連して、後期高齢者医療の短期被保険者証の発行についてお答えします。

長寿医療制度の被保険者証については、創設とともに交付された被保険者証の有効期限が今年度7月末までとなっていることから、今年度8月を始期とした新たな被保険者証が交付されたところであります。

その際、短期被保険者証の対象となる方については、納付相談を受けて交付することが原則ですが、後期高齢者医療広域連合によると、本県においては、初回の交付ということを考えて、窓口相談のない方にも郵送しており、調査日の10月1日までに1542件が発行、交付されております。

その交付された短期被保険者証のうち、調査日時点で有効期限が切れているものが1030件あり、これらの方々については、市町村窓口での納付相談や訪問確認

により被保険者証の更新を進めているということでもあります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 医療福祉行政についての御質問の中の、特例債の起債条件と具体的対応についてにお答えします。

公立病院特例債の発行は、平成20年度に限り認められたものであり、次の4つの条件を満たす必要がありました。

1つ目に、平成19年度決算において不良債務比率が10%以上あること、2つ目に、公立病院改革ガイドラインに基づく改革プランを策定し、経営健全化の取り組みを行っていること、3つ目に、改革プランの実行により単年度収支の均衡を図るとともに、償還財源を確保すること、4つ目に、給与等に関し不適切な運用が行われていないこととなっております。

病院事業では、これらの条件を満たした上で、平成20年度に29億8000万円の公立病院特例債を発行し、不良債務を解消したところであります。

続きまして、県立病院の健全化の取り組みについてにお答えします。

現在、病院事業局においては、これまで県立病院に指摘されてきたさまざまな課題に取り組んでおります。

まず、経営面においては、経営再建計画を策定し、不良債務の解消、資金不足の解消及び経営アドバイザーの活用などによる経常収支の黒字化を目指して取り組んでおります。

また、病院長への大幅な権限移譲や病院プロパー職員の採用による現場力の強化、定数見直しによる7対1看護体制への移行や医師の安定的確保、三六協定の締結や体系的な研修制度の検討などによる勤務環境の改善と医療機能の向上に取り組んでいるところであります。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 農林水産行政の中で、林道建設の費用対効果と対応についてお答えします。

林道事業の費用対効果の算出に当たり、便益計算の因子のもととなる資料の保存、費用の計算内容、便益の計算式等において適切でない点がありました。このことは、書類の保存に対する認識が足りなかったこと

や、チェック体制が不備なために生じたものであり、今後、このようなことがないよう、適切に対処していきたいと考えております。

現在、森林緑地課に「森林整備事業 事業評価ワーキングチーム」を、農林水産部に「森林整備事業に関する事業評価チーム」を設置し、費用対効果の再計算等を行っているところであります。

この中で、「疎林」等の便益計算の因子の確認・整理、「費用」及び便益計算式の確認、「防火帯便益」等の各種便益の選択等について検証を行っているところであります。その結果については、国と調整を行うとともに、「沖縄県公共事業評価監視委員会」への諮問などを行いたいと考えております。それまでの間、林道工事の着手を見合わせることであります。

今後の林道建設については、自然環境との調和を図る必要があると考えており、ゾーニングの実施など、地元住民や県民、関係者等との合意形成を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 刑法犯罪のばくち・賭博のカジノについて、カジノ・エンターテインメント検討事業についての御質問にお答えします。

カジノ・エンターテインメントは、導入により観光振興、地域の活性化、雇用の創出、税収の確保など、経済的波及効果の面で多くのメリットがあると言われており、国際観光におけるグローバル・スタンダードとなりつつあります。

カジノ法案につきましては、一部超党派の国会議員による勉強会等の動きがあるようですが、詳細には把握しておりません。

沖縄県としては、今後の推移等を見守っていききたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 知事訪米につきまして、新聞では、松沢神奈川県知事と知事が行ったことに対しては、米は辺野古推進と理解しているというふうに報道されております。それから論壇でも、神奈川県知事はアメリカの旗振り、こういうふうに書いていまして、また地元の新聞では沖縄県知事に助け船と。松沢知事、あなたの同志はあなたを助ける思いでこの知事が、ベストは県外と県内やむを得ないの間で揺れる沖縄県の仲井眞知事の立場をおもんばかるもので、仲井眞知事を後押しするねらいがあると見られる。講演直後も、記者

団に沖縄の問題で聞いたら、知事が大変苦労している問題だからと言っておりますが、あなた方は、県民大会が開かれる前にいわゆる米国で、アメリカの立場に立った見解を述べたということで、これは県民の基地をなくせと、新たな政権のもとで、やはり沖縄県民の思いは総選挙で示されたその思いなんだということを見事に打ち消す役割を果たしていると報道されておりますが、その自覚はありますか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 自覚はありますかとおっしゃっても、全くそうでないと自覚いたしておりますが。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 これはですね知事、あなたの信念に基づいてやはりやられていることで、辺野古に基地を推進すると。環境アセスの問題もそうですけれども、本来、科学的知見からすれば、ジュゴンの複数年調査とかさまざまな形でやはりここは大きな影響があると。そういう面で、ここは場合によっては中止、縮小、こういうものを知事意見として出しておりますよね。そういう面では、アメリカ政府も知事意見というのは大変関心を持って見たわけです。そういう面で、ゲーツ国防長官が10月の下旬ごろに来て、いわゆる新政権に対してこれはもうけしからぬと、日米合意しかないんだと、これしかないんだと。それから、アメリカ大使も来られて同じような立場をお話していたと思いますが、そういう面では私は知事が沖縄県民の新たな総意、民意、世論調査もそうですし、そういうことに対してやはり、わかりやすく言えば、アメリカ政府・アメリカ本国に行ってわざわざそういう形でお2人で、松沢知事が日米合意そのままやる以外ないんだと。知事はにこにこしたかわかりませんが、県内やむを得なしという形で、客観的にやはり沖縄の知事は米軍のアメリカの味方なんだと、力強い味方なんだとそういうことを発信をしたというふうに理解をすべきではありませんか。そういう面では、県民大会が開かれる前にそういうような言動と行動をするということは、これは本当に許しがたいことだと思いますけれども、これに対してどうですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 許しがたいことで、それに対してどうかと言われても、またこれ答えるのが大変なんです。ただ我々が行ったのは、地位協定の改定の議論をしに行こうということで、渉外知事会でやっていることでありまして、講演が終わり、議論が終

わった後で、記者さんたちからのいろんな質問に対して、我々は当然受け答えをしているわけですから、それはそれぞれが政治家として申し上げているわけでして、あなたの気に入らない、入るということだけでいろんな判断をされるのもいかがかと思います。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 これは、私の思いじゃなくてマスコミが書いているんですよ、あなたと同行した記者などが。松沢知事は、5日のシンクタンクでの講演で、普天間飛行場移設について現行案推進の考えを初めて示した。6日の米政府との面談でも、予告どおり普天間の移設のおくれが再編全体に影響する。ロードマップのスケジュールをしっかりと守って進めてほしい。グレグソン次官補——あなたがアメリカで会って内容を言わなかった人ですね——スケジュールにおくれがないようにできる限り努力をしたいというような話をしたと。そして、このときには知事も同席されているんでしょう、違うんですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 確かに、県内の新聞記者の方が一緒について見えておられましたが、今共産党の前田先生が掲げたこの記事、一つ一つ審議を場合によったらチェックしてもいいんですが、今この場でどれが正しいかと言われても、それは覚えておりませんが、ただしはっきり言えることは、地位協定の改定のために行っているんであって、何もアメリカ政府に普天間の移設がどうのこうのなんて話を我々しに行ったわけじゃないということははっきりしているんですから、これをまぜてまるで我々が普天間の移設は県民の意思だとか、県外がベストだと私が申し上げていることと逆のことを言いに行ったような御質問をされていますが、そんなことは絶対ありませんよ。これはもう一度チェックさせてください。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 あのですね、あなたの主観は別にしてもやはり地位協定の問題があるとしても、神奈川県知事と要するに仲井真知事、だからこの新聞報道にあるときに、知事はこの松沢知事のそばにいたんですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 恐縮ですが、今の前田議員のその質問、新聞記事を基本におっしゃっておられるとすれば、一つ一つその中身をチェックさせてください。それがないとこれはお答えしようがありません、正確には。ただし、大抵松沢さんとは一緒にいて、地位協定の話をしてきたんです。それ以外のものはあり

ません。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 テレビを見た婦人などが知事の発言を聞いて、情けないと。そういう面では訪米は失敗だったという声の欄もあるんですよ。

私は、今政権がかわってそして県民が県内移設を推進する自民・公明の議席はなくなった。こういう中で、一応は鳩山さんも県内移設じゃない方向を出したと。そしたら、それに対して民意はそういう方向ですから、そこに沖縄の県知事としてその民意を受けて、そして私はやるべきだと思うんですよ。少なくともこの県民大会は、もうこれ以上この小さな沖縄でこれ以上の基地は要りません。辺野古への新基地建設と県内移設に反対します。そして、日米両政府も認める世界で最も危険な普天間基地の即時閉鎖・返還を求めるとこの立場なんですよ。だから知事、3年閉鎖状態ももうできない状態ですよ。そうであるならば、やはり最も危険なこの普天間基地をパッケージじゃなくてこの原点に立って即時閉鎖・撤去すべきだという形で、沖縄県民と一緒にこの知事が県民大会の私は決議・スローガンで団結できると思うんですよ。これは安保条約廃棄ということではありませんし、本当にそういう面でそこに県知事があの県民大会にいたら、それは新たなまた物すごい、今のような混迷した局面じゃなくて、沖縄県民の声は一つだと。そういう面で基地の県内移設反対、これを求めるんだと、そして最も危険な普天間基地は、これは閉鎖・撤去なんだと。こういう形で大きくこの状況は変わってきていると思うんですけども、それは理解できませんか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時57分休憩

午後5時58分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 今の前田議員の発案といいますか、ストーリーですが、理念としてはそういう考え方はあり得るかもしれませんが、しかし、現実には即時だとか閉鎖だとか、そういう言葉を使った瞬間、理念の理念みたいな印象になって、現実にはこの普天間というハードウェアのある、この歴史のあるこの基地をどういうふうにして危険性をなくすかという現実の問題解決には、どこまで今の議員の御提案が実際にお役に立つかは私としてはわかりません。ですから、今おっしゃったことは、むしろ日本政府に向かっておっしゃってください。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 知事、私は、今の知事の御答弁は残念です。

沖縄県民の苦難の歴史というのは与えられたものじゃないんですよ。あのキャラウェイ高等弁務官が、自治は神話だと言ったときからこの「四原則貫徹」も含めて、私たちは一つ一つ県民が頑張ってきたんです。そのときに県民の代表である知事、その他が先頭に立つ、このことが地方自治体としても住民の命と暮らしを守るのが知事です。これはいろんな考え方を抜いてですよ。そういう面で、あなたの果たしている役割は明快な県内移設反対、危険なこの普天間基地はもう即時閉鎖してほしい。こういう願いとは全く別に、現実的という言葉を使って現実的ではないと。なぜなら、那覇軍港は1974年に移設条件つき全面返還ですよ。もう35年たっていますよ。移設条件つき県外というのは、国外、これらの中身は相手先、結局は今度の問題でも相手先に持って行ってどこもなかったと。それを知事はこれまでの経験から言ってそれはないでしょうと言っているかもしれませんが、やはりこれはそういう面では県内移設反対、そして最も危険なこの基地をなくすためにその先頭に県民の代表である知事が私は立つべきだと。この知事が立たないことに沖縄県民の不幸があるんですよ。だから私は、国のせいじゃない。国に私たちが求めるんですよ。その先頭に本来県知事が立つべきなんですよ。そういう面で知事、そういう自覚が今求められるんですよ。何か国がやるべきことだと、そういう第三者的な立場、それを現実的だという言葉でやるということは、本当に

県民の願いを踏みにじるものです。だから、あなたがそういう認識がない。神奈川県知事と一緒に同席をして、アメリカはもう知事は県内移設だと、よしわかったと、地元の知事がそうならばそれで行こうじゃないかというような形で、今の日米の混迷、鳩山内閣も揺れておりますが、そういうものの一つの大きな要因は沖縄の県知事であるあなたが、ベストであるけれども残念ながら移設という形でこだわっているところにこの問題の根幹があるんですよ。

そういう面で、私どもは知事がそういう立場に立とうと、私たちはどんなことがあっても県民とともに、あの辺野古の海を守り、そして普天間基地の即時閉鎖、米軍基地のない沖縄を目指して全力を尽くして私も頑張りたいということを述べて終わります。

答弁は要りません。

○議長（高嶺善伸君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

休憩いたします。

午後6時2分休憩

午後6時3分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明8日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後6時4分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 座 喜 味 一 幸

会議録署名議員 西 銘 純 恵

平成21年12月8日

平成21年
第 6 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 6 号）

平成21年
第 6 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第6号）

平成21年12月8日（火曜日）午前10時1分開議

議 事 日 程 第 6 号

平成21年12月8日（火曜日）

午前10時開議

第 1 一般質問

第 2 甲第1号議案、甲第2号議案及び乙第3号議案から乙第25号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 甲第1号議案、甲第2号議案及び乙第3号議案から乙第25号議案まで

甲第1号議案 平成21年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）

甲第2号議案 平成21年度沖縄県自由貿易地域特別会計補正予算（第1号）

乙第3号議案 沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

乙第4号議案 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

乙第5号議案 沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

乙第6号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例

乙第7号議案 沖縄県地上デジタル放送受信者支援基金条例

乙第8号議案 沖縄県医療施設耐震化臨時特例基金条例

乙第9号議案 沖縄県景観形成条例の一部を改正する条例

乙第10号議案 工事請負契約について

乙第11号議案 県が管理する所有者不明土地に係る増改築許可申立事件の和解について

乙第12号議案 車両損傷事故に関する和解等について

乙第13号議案 指定管理者の指定について

乙第14号議案 指定管理者の指定について

乙第15号議案 指定管理者の指定について

乙第16号議案 指定管理者の指定について

乙第17号議案 指定管理者の指定について

乙第18号議案 指定管理者の指定について

乙第19号議案 指定管理者の指定について

乙第20号議案 指定管理者の指定について

乙第21号議案 当せん金付証票の発売について

乙第22号議案 県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第23号議案 県道の路線の一部廃止について

乙第24号議案 公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第25号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について

出 席 議 員（47名）

議 長 高 嶺 善 伸 君

副議長 玉 城 義 和 君

1	番	上	原	章	君
2	番	島	袋	大	君
3	番	中	川	京	君
4	番	桑	江	朝	千
5	番	平	良	昭	夫
6	番	仲	村	未	央
7	番	照	屋	大	河
8	番	渡	久		修
9	番	瑞	慶		功
10	番	新	垣	清	涼
11	番	上	里	直	司
12	番	吉	田	勝	廣
13	番	當	山	眞	市
14	番	吉	元	義	彦
15	番	座	喜	味	一
16	番	佐	喜	眞	淳
17	番	玉	城		満
18	番	仲	宗	根	悟
19	番	崎	山	嗣	幸
20	番	西	銘	純	恵
21	番	奥	平	一	夫
22	番	山	内	末	子
24	番	前	島	明	男

25	番	新	垣	良	俊	君
26	番	仲	田	弘	毅	君
27	番	照	屋	守	之	君
28	番	辻	野	ヒロ	子	さん
29	番	嶺	井		光	君
30	番	赤	嶺		昇	君
31	番	当	銘	勝	雄	君
32	番	渡	嘉	敷	喜	代
33	番	前	田	政	明	君
34	番	玉	城	ノ	子	さん
35	番	比	嘉	京	子	さん
36	番	新	垣	安	弘	君
37	番	金	城		勉	君
39	番	翁	長	政	俊	君
40	番	浦	崎	唯	昭	君
41	番	池	間		淳	君
42	番	新	垣	哲	司	君
43	番	具	志	孝	助	君
44	番	當	間	盛	夫	君
46	番	新	里	米	吉	君
47	番	嘉	陽	宗	儀	君
48	番	大	城	一	馬	君

欠 席 議 員（1名）

38	番	糸	洲	朝	則	君
----	---	---	---	---	---	---

説明のため出席した者の職、氏名

知	事	仲	井	眞	弘	多	君
副	知	仲	里	全	輝	君	
副	知	安	里	カ	ツ	子	さん
知	事	上	原	良	幸	君	
総	務	兼	島		規	君	
企	画	川	上	好	久	君	
文	化	知	念	建	次	君	
福	祉	奥	村	啓	子	さん	
農	林	比	嘉	俊	昭	君	
観	光	勝	目	和	夫	君	
土	木	仲	田	文	昭	君	
企	業	宮	城	嗣	三	君	
病	院	知	念		清	君	
会	計	名	渡	山	司	君	

知	事	公	室	柵	原	政	忠	君
秘	書	広	報	統	括	監		
総	財	政	務	統	括	監	黒	島
教	委	員				会	比	嘉
教	育	員				長	金	武
公	安	委	員	会	委	員	幸	喜
警	察	本	部	長			黒	木
労	働	委	員	会	員		宮	城
公	益	委	員					
人	事	務	局	会	長		伊	礼
代	表	監	査	委	員		又	吉

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事	務	局	長	遊	佐	信	雄	君
次		長	龍	野	博	基	君	
							参	事
							課	長
							補	佐
							嘉	陽
							平	田
							安	善
							昭	則
							君	君

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案、甲第2号議案及び乙第3号議案から乙第25号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

比嘉京子さん。

〔比嘉京子さん登壇〕

○比嘉 京子さん おはようございます。

仲井真知事就任から3年目を迎える本議会において、知事の公約から次の2点を質問いたします。

まず1点目に、雇用確保への取り組みについて。

ア、完全失業率の全国平均を目指し就職支援、職業訓練の強化、ミスマッチの解消、キャリア教育の推進を実施してきましたが、これらの予算と事業内容を明らかにし雇用の実績を説明してください。また、費用対効果についても明らかにしてください。

イ、みんなでグジョブ運動推進計画の目標は、4万人の雇用拡大と完全失業率4%台であります。就任1年目、2年目、3年目の雇用者数、失業率の推移を伺います。また、その成果はどのように把握され検証されているのか伺います。

ウ、この3年間の雇用者総数における正規と非正規の割合についても伺います。

(2)番目に、長寿世界一復活プロジェクトの実施について伺います。

ア、長寿世界一復活のためのアクションプラン、メタボリック症候群への対応、自殺者対策、治療から予防への転換等が取り組まれてきましたが、これらの予算と事業内容について明らかにし、3年間の改善の推移を示していただきたい。また、費用対効果についても同様に説明をいただきたい。

イ、この3年間で特にこの長寿世界一復活のための公約実現に向け重点的に取り組んだ事業を挙げ説明をしてください。

2番目についてでございます。

さて、去る11月30日、沖縄県知事と鳩山総理の会見が行われ、全国的に報道されました。その映像を私はテレビで見えておりましたが、特に知事が総理にある文書を手渡ししているシーンでございます。その映像をテレビで見えておまして、私はあのかつての幻の文書のことを連想・想起いたしました。沖縄県の最高責任者

である知事が日本政府の総理に対し沖縄の未来を、また県民の思いを託すために直訴をするこの文書と、本土復帰時に県民の思いと願いを託したあの文書との共通するものを見ておりました。

皆さん、これは何だと思われますか。（資料を掲示） 幻の建議書でございます。「「復帰措置に関する建議書」 琉球政府」と書いてあります。あけてみます。「琉球政府は、日本政府によって進められている沖縄の復帰措置について総合的に検討し、ここに次のとおり建議いたします。これらの内容がすべて実現されるよう強く要請いたします。昭和46年11月18日 琉球政府 行政主席 屋良朝苗」となって、128ページものページがここに書かれております。

さて、内容を少し皆さんに御紹介したいと思います。

「あの悲惨な戦争の結果、自らの意志に反し、本土から行政的に分離されながらも、一途に本土への復帰を求め続けてきた沖縄百万県民は、この国会の成り行きを重大な関心をもって見守っております。」。

その国会とはということでございますが、申しおりましたが、この渡す際におきまして沖縄の未来を、また県民の思いを託すために、それを託すためにこれを持っていったわけでありましたが、昭和46年11月18日、まさにいわゆる「沖縄国会」第67回臨時国会、いわゆる俗に言う「沖縄国会」の山場を迎えているまさにそのとき、この建議書を持って羽田におり立ったという経緯がございます。

「この重大な時機にあたり、私は復帰の主人公たる沖縄百万県民を代表し、本土政府ならびに国会に対し、県民の卒直な意思をつたえ、県民の心底から志向する復帰の実現を期しての県民の訴えをいたします。」。中略いたしますが、「百万の県民は小さい島で、基地や核兵器や毒ガス兵器に囲まれて生活してきました。それのみでなく、異民族による軍事優先政策の下で、政治的諸権利がいちじるしく制限され、基本的人権すら侵害されてきたことは枚挙にいとまありません。県民が復帰を願った心情には、結局は国の平和憲法の下で基本的人権の保障を願望していたからに外なりません。経済面から見ても、平和経済の発展は大幅に立ちおくれ、沖縄の県民所得も本土の約6割であります。その他、このように基地あるがゆえに起るさまざまな被害公害や、とり返しのつかない多くの悲劇等を経験している県民は、復帰に当っては、やはり従来通りの基地の島としてではなく、基地のない平和の

島としての復帰を強く望んでおります。」。

もう本当に思いが詰まっております。

さて、知事の今回の要望書でございますが、これでございます。（資料を掲示）これは文書の冒頭におきましては強く要請いたしますとなっておりますが、これは御高配をお願いいたしますというふうになっております。このA4 1枚のこの要望書をあのテレビのシーンで我々は見ていたわけでございます。

それについて伺いいたします。

(1)、この11月30日に知事が総理に手渡した要望書は、県民の意思、県議会の決議を反映していないと私は思いますが、総理にお任せをしますということなのか、何の御高配なのかを明確にお願いします。

(2)番目に、アセス準備書に対する知事意見について。

ア、知事意見を事業者である沖縄防衛局に守らせるためにどのような方策を講じているのか。

イ、知事意見の提出後、ジュゴンの複数年調査をどう行っているか、どのような報告を受けているのか。

ウ、騒音については、アメリカではオスプレイの配備が明記されたが、県は防衛局や外務省に確認したのか。

3番目の医療行政について。

県の病院機能見直し試案について。

ア、根拠について説明を求めます。また、このような混乱が起こる原因はどこにあるか。

イ、公的医療を守るためには人材確保が重要な要素であることは言うまでもありません。知事部局内の意思統一がなされていない中で市町村や医療現場への説明は混乱と不信感を招き現場の人材の流出につながりかねない。認識を伺います。

ウ、県議会の決議をどのように認識しておられるのか伺います。

(2)番目に、医師の人事について。

ア、北部病院産婦人科の閉鎖を初め八重山病院の耳鼻科、宮古病院の――来年度においては脳外科の問題も浮上しておりますが――眼科、南部医療センターの精神科などは医師不足による閉鎖と認識をいたしております。しかしながら、現体制で克服することが本当にできないのか。県立病院全体をプールにした医師の人事権はどこが担っているのか伺います。

イ、ニーズに合った医師の配置は適切に行われているのか。また、常に流動化できる体制は整っているのか伺います。

(3)番目に、看護師の確保について。

看護師不足により中部病院の52病床の休床、南部医

療センターの59病床の休床と看護師不足は深刻であります。

ア、現時点で必要な看護師は何名か。また、来年度から中部病院及び南部医療センターで7対1看護体制を実施するとなると総じて何名必要か。

イ、県民の医療を守る県立病院の看護師確保を安定的に行う具体的な施策を問います。

ウ、浦添看護学校は県立で堅持し、計画的な看護師養成をすべきだと考えるがどうですか。

エ、看護師及び助産師養成は病院事業局管轄にすることが私は望ましいと考えておりますが、検討してはいかがでしょうか。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） おはようございます。

比嘉議員の御質問に答弁いたします。

第1に、知事の公約に係る御質問の中で、雇用者数と失業率の推移などなどに関する御質問に答弁いたします。

沖縄県の完全失業率は、平成18年7.7%、平成19年7.4%、平成20年7.4%で推移いたしております。全国は、同じく4.1%、同じく3.9%、そして4.0%で推移いたしております。直近の平成21年10月の沖縄県の失業率は7.1%で、全国の5.1%と比べ、その差は2ポイントに縮まっております。

また、沖縄県の就業者数は、平成18年は59万7000人、平成19年は59万2000人、平成20年は60万人で推移し、全国は、同じく6382万人、そして6412万人、さらに6385万人で推移いたしております。直近の平成21年10月の沖縄県の就業者数を見ますと61万3000人で、前年同月の比較では12カ月連続の増加となっております。一方、全国は6271万人で、前年同月の比較では21カ月連続の減少となっております。

この3年間の傾向を見えますと、数値の変動はあるものの、沖縄県と全国との完全失業率の差は縮まり、就業者数も全国が減少する中、沖縄県は増加いたしております。沖縄県の雇用情勢は改善の方向にあると認識をしております。このことは、「みんなでグッジョブ運動」などの成果だと考えております。

また、「みんなでグッジョブ運動」の検証につきましては、有識者等により雇用戦略推進会議を設置し、PDCAサイクルによる検証作業を行っているところであります。検証の結果を踏まえ、今後も効果的な取り組みを行っていきたいと考えております。

次に、辺野古移設問題に係る御質問の中で、総理へ

の要望書についての御質問にお答えいたします。

市街地の中心部に位置します普天間飛行場は、住民生活に著しい影響を与えております。周辺住民の不安や騒音被害などを解消することが喫緊の課題となっております。この間、政府においては米軍再編合意に基づき名護市辺野古への代替施設建設に向けて取り組んできたところであります。こうした中、新内閣が発足し、鳩山総理の「地元の皆さまの思いをしっかりと受け止めながら、真剣に取り組む」とした所信表明などを受け、沖縄県内では県外移設の実現を期待する声が非常に高まっております。

県としましては、これまでも申し上げてきたとおり、県外移設が最も望ましいと考えており、政府が具体的な県外移設案を提案するのであれば、政府の方針を積極的に支持するものであります。県は、普天間飛行場の一日も早い危険性除去のため、明確な方針及び具体案を示していただくよう、政府に対し要望しているところであります。

次に、医療行政に係る御質問の中で、県議会決議に対する認識についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

平成21年3月25日に県議会において決議されました県立病院の経営・運営方法の決定に当たっては、拙速な判断を行わないこととする「県立病院のあり方に関する決議」につきましては、大変重く受けとめております。このため、6月に策定しました「県立病院のあり方に関する基本構想」においては、県議会決議の趣旨を踏まえ、「病院事業局の「経営再建計画」に沿った経営全般にわたる改革の取組みにより、経営改善が実現し持続的な経営の健全化が達成される見込みがある場合には、現行の経営形態での存続について検討する」という経営形態に関する基本方針を定めたところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 知事の公約について、雇用対策の予算と事業の内容等についての御質問にお答えします。

沖縄県は、完全失業率の全国並み改善を目指してさまざまな雇用対策事業に取り組んでおりますが、今年度の事業について主な目的で各事業経費をおおむね振り分けると、まず就職支援を目的とした事業としては、「みんなでグッジョブ運動」の推進事業、地域ごとに求職者と求人企業のマッチングを促進する合同企

業説明会・面接会の開催事業等があり、予算額は約4億2000万円となっております。また、職業訓練の強化を目的とした事業としては、情報処理や介護等の技術取得を目的とした職業訓練の実施事業等があり、予算額は約7億1000万円であります。ミスマッチの解消を目的とした事業としては、観光産業等に係るミスマッチ解消のためのフォーラムの開催、求人倍率の高い情報通信関連産業への就職を促進するための人材育成事業等があり、予算額は約2億3000万円となっております。

キャリア教育の推進を目的とした事業としては、県外インターンシップやジョブシャドウイングの実施事業などがあり、予算額は約2億円となっております。

これら雇用対策事業には、県民の就業意識の喚起やキャリア教育の実施に要する費用等が含まれているため、新規の雇用者数等については算出が困難であります。県内の就業者数は着実に増加してきております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 知事の公約についての御質問に関連して、雇用者総数に対する正規と非正規の割合についてお答えいたします。

雇用形態別の雇用者数について、総務省が5年ごとに実施している就業構造基本調査によれば、平成19年の沖縄県における正規の雇用者の割合は59.2%、非正規の雇用者の割合は40.7%となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 知事の公約についての御質問の中の、長寿世界一復活のための予算と事業内容及びこの3年間の改善の推移と費用対効果についてお答えいたします。

長寿世界一復活に向けたアクションプランとして「健康おきなわ21」を平成20年3月に公表し、メタボリック症候群や自殺対策に関し関係機関と協働・連携し事業を推進しております。

健康づくり予算は、平成19年度1963万4000円、20年度3764万8000円、21年度4283万7000円、主な事業は県民の健康の保持・増進のための推進大会の開催や普及啓発であります。メタボリック症候群対策は、市町村国保が行う特定健診、特定保健指導の円滑な実施を支援するため負担金を支出しており、平成20年度1億5977万8000円、21年度1億7967万7000円であります。

また、自殺対策は、19年度及び20年度が642万7000円、21年度4264万4000円であり、主な内容は人材育成と正しい知識の普及啓発等であります。

健康づくりには長期にわたる個々人の生活習慣の改善が必要であり、短期的な取り組みの評価は困難であります。引き続き関係機関等と連携を図りながら啓発に努めてまいります。

次に、長寿復活の公約実現に向けたこの3年間の取り組みについてお答えします。

県におきましては、市町村・関係団体等との協働による「チャーガンジューおきなわ応援団」を結成するなど、健康づくり運動を推進しております。また、メタボリック症候群に着目した特定健診、特定保健指導については、医師会、保険者協議会等と連携して、県民が県内のどこでも健診が受けられる体制の整備に努めるとともに、市町村国保における健診等の費用の一部を負担しているところです。さらに、自殺対策としては、うつ病や自殺に陥らないための正しい知識の普及啓発を行い、平成19年、20年の自殺者数は減少してきたものの、現下の経済情勢のもとで本年上半期より急増していることから、交付金等を活用するなど引き続き対策の強化を図ってまいります。

次に、医療行政についての御質問の中の、医療機能の見直し試案を立案する根拠、混乱が起こる原因及び人材の流出に対する認識について一括してお答えします。

県立病院の医療機能の見直し試案につきましては、知事の権限に属する事務のうち「地域医療に関する事項」は福祉保健部が分掌していることから立案したものであります。

当該試案に関する公務員医師会との意見交換は、同会においても県立病院の医療機能の見直しは真摯に検討を行うべき課題であると認識していただいたことから実施したものであり、混乱を発生させたとは考えておりません。

今後とも病院現場の職員と十分な意見交換を行うことにより県の真意に対する理解を深めるとともに、病院現場の職員も納得できるような成案を策定したいと考えております。

次に、浦添看護学校の県立堅持と計画的な看護師養成についてお答えします。

県は、民間の看護師養成所が整備されてきたことから県と民間の役割分担を踏まえ、浦添看護学校を看護師養成所として民間に移譲する予定であります。平成18年度までは470人であった本県の看護師養成所等の入学定員は、名桜大学の学科新設、ぐしかわ看護専門

学校の開校、浦添看護学校及び那覇看護専門学校の課程新設等により増加しており、現在3大学と5養成所において720人の看護師が養成されております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 辺野古移設問題についての御質問で、知事意見への対応についてお答えいたします。

環境影響評価制度は、環境影響評価の結果を環境保全措置やその他の事業内容に関する決定に反映させることにより、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを目的としております。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る準備書への知事意見は、地域の環境保全に責任を有し、また、広域的な見地から市町村長の環境保全行政の調整を行う立場から、審査会の答申を踏まえ名護市長及び宜野座村長の意見を勘案するとともに、住民等の意見に配慮して環境保全の見地から述べたものであります。そのため、事業者である沖縄防衛局において、当該知事意見に真摯に対応していただけるものと考えております。

次に、ジュゴンの複数年調査についてお答えいたします。

ジュゴンの複数年調査について、県は方法書に対する知事意見において求めたところであり、また、準備書に対する知事意見においても改めて求めたところでございます。

現在までのところ、どのような対応を検討しているのか報告等はありませんが、事業者である沖縄防衛局において当該知事意見に真摯に対応していただけるものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 辺野古移設問題についての御質問で、オスプレイの配備についてお答えいたします。

普天間飛行場代替施設へのオスプレイの配備について沖縄防衛局へ確認したところ、沖縄へのオスプレイ配備については、累次米側に照会しているが、現時点では具体的には決まっていないと説明を受けているとの回答がありました。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 医療行政についての

御質問の中の、県立病院の医師の人事と適正配置についてに関して一括してお答えいたします。

内科・産婦人科等の医師の人事については、各病院の診療部長と事業局の担当者が診療科ごとに人事素案をつくり、院長会議で検討した後に病院事業局長が決定しております。

県立病院単独では医師を確保できていない眼科、耳鼻科、精神科等の診療科では、派遣を行っている大学に人選を依頼しています。いずれの場合も最終的な人事権は公営企業管理者である病院事業局長が有しております。

一方、県立病院の医局は正職員医師、大学からの派遣医師、臨時的任用などの非常勤医師、研修医など異なった任用形態と経験年数を有する医師により構成されております。また、医療の高度化に伴い診療科内においても専門性が細分化されています。このため、医師をプールにして流動的に人事配置を行うことは困難であります。現状では、地域に必要とされる医療機能の維持・発展を念頭に置いた適正な医師の人事を心がけております。

続きまして、7対1看護体制に必要な看護師数についてにお答えします。

現在の10対1看護体制で全県立病院の病床を稼働させるためには1702人の看護師が必要です。また、中部病院と南部医療センター・こども医療センターで7対1看護体制を実施するためには128人の看護師がさらに必要になると見込んでおります。

続きまして、看護師の安定的確保についてお答えします。

県立病院において看護師の安定的な確保は、看護師の勤務環境の改善や離職防止はもとより、経営面においても極めて重要であると考えており、今年度より採用試験を2回にふやすとともに、県外で行われた求人活動の看護適職フェアへの参加など、看護師確保に取り組んでいるところであります。特に、7対1看護体制の導入は急性期病院としての医療機能の向上はもとより、看護師の安定的な確保を図る上でも不可欠であります。このため、病院事業局では、来年4月から南部医療センター・こども医療センターで7対1看護体制を試験実施し、その結果を踏まえて将来的には中部病院を初め他の急性期病院でも7対1看護体制を実施したいと考えております。

続きまして、看護師及び助産師養成所の所管についてにお答えします。

県立病院において看護師の安定的な確保は極めて重要であり、7対1看護体制の実施に向けた取り組みな

ど看護師確保対策を強化しているところであります。

県立の看護師養成所は、県内医療機関の看護師の安定的な確保に大きな役割を果たしておりますが、今後の方向性等については所管部局で検討されるものと考えております。

病院事業局が看護師養成所を所管することについては、今後の看護師確保に向けた御提言の一つとして受けとめさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 再質問をさせていただきます。

2番目の辺野古問題についてから先に伺いたいと思います。

さきの知事の11月30日の要望書についてでございますが、私は、きのうまでの質問を通して、知事には建前論をこの場で聞くつもりは全くありません。私がお聞きしたいのは、この要望書で知事が何をおっしゃりたいのか。県民の何を代弁しておられるのか。総理に会って何をお願いしたいと思われて持っていかれたのか。この1ページを読む限り幾つにもとれます。何が一番強調したいのかを本音でお聞きしたいという質問なんです。お願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 議員のおっしゃったおわかりにならないという点が私にはまたわかりにくいんですが、そこに書いてあるとおりで、基本的には基地問題というのが沖縄にはたくさんありますよ。それは日常の事件・事故から始まって普天間の問題に至るまで、これについてはきちっと解決に向かって政府として取り組んでいただきたいというのが1点。

そして、あとは基地の跡利用についても経済振興、いろんな面でもやっぱり障害になっておりますから、それについても沖縄振興という観点からきちっと取り組んでいただきたい。

要約すればこの2点です。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 知事、私は先ほど建議書を取り出しましたけれども、今まさに歴史を動かせるかどうか、知事が歴史上にどう残るかどうか、大変な瀬戸際だと皆さん認識しておられると思うんです、もちろん知事御自身も。この期に及んで知事のこのような対応、きょうの新聞を見ますと、知事を支えておられる経済団体も反対を表明している、県外を表明している。この期に及んで知事は今までのこういう姿勢をチェンジするおつもりはないんですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 恐縮ですが、この期に及んでという意味が私にはまたこれは理解不能なんです、それは踏まえて、確かにきょうの新聞の報道によりますと、経済同友会でしたかね、県外へということを言われた。これがいろんな経済団体、いろんな方々、いろんな形でいろんなお考えを持って発表されるのはこれは自由ですから、そして私も何度も申し上げておりますように、ベストは県外だと言っているんですよ。そういうことですから。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん ぜひ当局にお願いしたいんですが、簡潔な答弁をお願いします。きのうまでの同じ答弁を何度も繰り返すようでしたら、私、ストップをかけます。

さて、次のオスプレイ問題ですが、先ほど防衛局に問い合わせたら、その予定はないと。予定がないと防衛局が言われましても、アメリカにおいてはそれは自明の理でございます。それについて皆さんがどういうふう考えていかれるのか、ちょっと伺いたいと思いますが、きのう知念部長は、オスプレイの配備はアセスのやり直しの要件には該当しないと答弁されました。私は、その根拠についてお伺いします。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

○文化環境部長（知念建次君） お答えいたします。

アセス手続の中で、軽微な変更以外で要するにアセス手続のやり直し要件として期待されておりますのは、滑走路の長さが20%以上増加したとき、または新たに飛行場区域となる部分の面積が10ヘクタール以上となるときに手続のやり直し要件となりますので、きのうはそのことを答弁したということです。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 方法書について知事意見を出されておりますけれども、そのときの機種については皆さんどのような質問をされて、どのような回答をいただいているんですか。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

○文化環境部長（知念建次君） 機種については、予定される機種も含めて記載するように、その方法書についても準備書についても明確になった時点で記載されることを求めています。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 事業内容について皆さんの知事意見においては、想定されるものも含め具体的な機種及び数を明らかにすることと要望しておられますよね。それに対して準備書にはオスプレイは配備されておられませんね。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

○文化環境部長（知念建次君） はい、準備書においてオスプレイの記載はございません。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん さらに、皆さんは準備書に対する知事意見として、同じ要件を求めておられますよね。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

○文化環境部長（知念建次君） はい、そのとおりでございます。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 知事は、この朝日新聞の11月28日でしょうか、（資料を掲示）新聞に載っておりますが、こう書いてあります。「僕は（アセス準備書知事意見の中で）300ぐらい条件を出した。これを全部クリアしてもらいたい。騒音測定もそうです。ぎりぎりではだめ。もっと沖合に出して余裕を持たせない」というふうにおっしゃっていますね。そうすると、皆さんこの300の中には、もしオスプレイが配備されるならばアセスに入れるということは当然のことになりますよね。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

○文化環境部長（知念建次君） オスプレイの配備が決定されたら、評価書において騒音調査等も含めて反映されなければいけないと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん これは今日まで普天間または嘉手納周辺における騒音被害を考えると、沖縄県の代表である知事としては当然の要求だろうというふうに理解をいたします。今、前原大臣の発言等も問題になっておりますけれども、これは国交大臣として飛行場を設営する側からの意見でもありますので、私は非常に貴重な意見ではないかと評価をしているところです。

次に移りたいと思います。

雇用について伺います。

先ほど何度もお聞きしたんですが、ことしの雇用者数が61万3000人、でも私ちょっと疑問に思っているのは、本当はこれをどう評価したらいいかわからなくて質問しているんですね、この雇用対策が。そうすると知事は、好転をしているんだというふうに代表質問等で答えられているんです。そんな中で9月の答弁においては、7月現在63万2000人と答えられているんです。そうすると10月までのその3カ月の間に今日の答弁で1万9000人減少しているわけなんですね。そうすると、この減少という原因がよくわからないので質問したいんですけれども、これは短期的な、例えば雇用対策等のそういうような雇用も入っているのかどう

か。今言われている61万3000人はその中にどういう雇用対策事業等が入っているのかお聞きします。その人数についてお聞きします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時46分休憩

午前10時47分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） 10月の直近の雇用者数は、就業者数61万3000人になっております。おっしゃられるとおり年の雇用の動きを見ると、1月から10月まで変動がございます、数値的なですね。1月は61万9000人、2月が61万1000人から3月は……。

○比嘉 京子さん 議長。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時48分休憩

午前10時48分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○観光商工部長（勝目和夫君） その61万3000人の中には短期的な雇用者というとらえ方ではなくて、今やっている緊急雇用対策事業、こういったものは含まれております。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん その人数をお聞きしているんです。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） 緊急雇用対策事業で短期的な雇用をやっておりまして、10月末現在で1531名の雇用をやっているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん では、先ほどからお聞きしているように、1万9000人はどう理解したらいいんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） 先ほどちょっとお話ししたとおり、年によって、月によって変動がありますので、毎年そういう動きがございますので、月によっては非常に人数が少なくなるという状況です。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん では、知事答弁で好転しているというのはそう理解していいんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） はい、一応全国はその中でもやはり就業者数は20カ月連続減少しております、沖縄県は逆に前年同月比で見た場合ですけども、12カ月連続一応その中では増加しているというこ

とでございます。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 全国と比較するのは失業率を4%台に、そして4万人の雇用というのが知事のグッジョブ運動の目標ですよ。ですから全国と比較していいかわかりませんが、その目標に対してどうなんだと今聞いているわけなんですね。ですからこういう凹凸がある中でそういう評価をしていいんだろうかということ疑問に呈しておきます。

次、自殺者問題がやっぱり緊急を要しておりますので、自殺者についてお聞きしたいと思います。

自殺者の予防対策について、先ほど私は経費を聞いたんですが、本県がうつが非常に多いと。自殺者の多くにうつの問題というのがありますが、うつケアにおいて3年前とことしのケアに対する予算はどうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前10時53分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 私の調べたところによると、3年前が280万、そしてケアが週2回開かれておりました。そうするとことしは130万。こういう最も命の最前線のところの予算を100万円単位の予算ですよ。先ほど自殺対策の何百万という話がありましたけれども、総務部長にちょっとお聞きしたいんですが、沖縄県のこの自殺が2006年を上回る今最悪の状態にあるのではないかと。これだけの予算で24時間対応の「こころの電話」も開設できない。こういう中でこういう100万単位の予算を削るのが沖縄県の姿勢ですか。総務部長にお聞きしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） 予算につきましては、各部局から要求があって、その各部局と要求の中で県の財政状況等々を含めて、また必要性を含めて査定していきますので、まず各部局のほうでどういう形の対応をしているかということが肝心だと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 部局では要求をしてないんだというふうにとらえるわけなんですけれども、通所のリハビリ作業所の予算もこの3年間は削り続けているし、そして今のようなうつケアが週2回から1回に落として、ことしはゼロになろうかと、来年度に向けて、そういうような動きさえもあるわけなんですよ。私はこういうことが本当に年間に400人も超すで

あろう、そういうような自殺対策の施策とはとても思えないんですね。ですからぜひ緊急な考え方として取り組んでいただきたい。知事に最後、答弁をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井眞弘多君） ごもっともな御質問だと思います。これから予算編成に当たって議員の御提案をよくかみしめてやっていきたいと思いますが、財政再建、改善というのはあわせやっております、ちょっとそういう御批判はあっちこっちでいただいておりますが、今の御意見はきちっと受けとめてまいりたいと考えております。

○比嘉 京子さん ありがとうございます。

○議長（高嶺善伸君） 照屋大河君。

〔照屋大河君登壇〕

○照屋 大河君 おはようございます。

社民・護憲ネット、照屋大河です。

通告に従い、一般質問を行います。

質問の冒頭、地元うるま市で起こった少年暴行による死亡事件について、亡くなられた14歳の少年の御冥福をこの場所をかりて心よりお祈りすると同時に、お母さんそして家族、友人たちもたくさんいたでしょう。先日は、その亡くなった少年が出場予定の空手大会があったという報道もありました。空手の先生、その教室に通う友人たち、皆さんにも本当に心からのお悔やみを申し上げます。

そしてとうとい命を失った今回の事件について、周囲はいじめの可能性の認識があったとの話もあり、この表面化しづらいいじめの問題に学校、教育委員会はどうか対応していくのか。県教育庁として今後二度と被害者も加害者も出さない。今、この場に立っても加害者と言っていいのかどうか、僕は迷っています。事件の解明も含めてこのかかわった少年たちみんな被害者じゃないかという思いもしています。そういうふうな子供たちを出さない、そういう事件を二度と起こさないよう強い教育長の決意を伺いたいと思います。

まず1番目、教育問題について。

(1)、うるま市における中学2年生の男子生徒が集団暴行により死亡した事件について、教育長の見解を伺いたい。

(2)、事件の背景、学校の対応について伺いたい。

(3)、同じうるま市における女子中学生による集団暴行事件について、その背景と学校の対応について伺いたい。

大きい2番目、米軍普天間飛行場移設問題について。

普天間飛行場の県外移設は、選挙公約には当たらないとの認識を示し、沖縄に2つある大きな基地が1つになることは大きなメリットだ。辺野古移設案だと2つの基地が固定化することになりかねない等、嘉手納統合案を提案する岡田外相には大変失望をしています。同時に、この国の外務大臣の認識はこの程度かと怒りも覚えます。

嘉手納基地の現状は、騒音防止協定も守られず、戦闘機の深夜・早朝の離陸、外来機の飛行訓練による殺人的爆音、エンジン調整などによる騒音、さらに健康被害も指摘されており、周辺住民の負担は限界を超えており、統合案は到底容認できるものではありません。絶対に不可能な案と考えます。

北谷町に瑞慶覧功さんがいる限り、読谷に仲宗根悟さんいる限り、當山眞市さんがいる限り、そして嘉手納に中川京貴ある限り絶対に不可能な案と考えますが、(1)、まず岡田外務大臣の嘉手納統合案に対する知事の見解について伺います。

(2)番目、この申し上げた外務大臣の発言、あるいは防衛大臣の発言、政権交代後この間大きく県民は振り回されてまいりました。しかし、まだ沖縄県の知事としての対応がこういう発言をさせている原因じゃないかとも考えています。

9月政権交代直後の議会、時勢や チムグクルアーチ クリカラー シマンチュヌタミ チムユシティ イクサヌネーランユヌナカチュクイルタミニ ウミハマティイケーヤーンディウムトーイビーン、玉城満さん。もう方言もできない世代になってしまいましたが、あのときの玉城さんの呼びかけ、そして9月議会、具志孝助さんはベストの選択を要求すればいいんじゃないですか、知事と。その政権交代の分析もしながら、現状の分析もしながら、あの迫力ある質問に知事があのときに答えていればこれほど県民が振り回されることはなかったんじゃないかと思っています。

知事は、新政権発足後初めて首相と会われました。公式の会談を行いました、その会談の内容について伺います。

大きい3番目、沖縄科学技術大学院大学について。

(1)、事業の進捗、開学の予定、予算（政府方針）について伺う。

(2)、沖縄アミークスインターナショナルスクールについて。

ア、沖縄科学技術大学院大学との関連性、学校の理念と経営方針、地域への波及効果について伺います。

イ、県、うるま市、旺文社の役割、3者で結んだ覚書の内容について伺います。

大きい4番、サウジアラビア国営サウジアラムコによる沖縄における原油備蓄計画について。

(1)、11月27日の新聞報道について事実確認を行ったか伺う。

(2)、備蓄候補地とされるうるま市平安座地域について、計画が実現した場合想定される（県・うるま市）のメリットについて伺います。

イ、漁業や環境に対する影響などデメリットも考えられるか伺います。

ウ、平成19年度、平成20年度のうるま市の特別とん譲与税の総額と、そのうちの与那城地区の額について伺います。

エ、同様の事例としてアラブ首長国連邦アブダビの国営石油会社が新日本石油の喜入基地（鹿児島県）の貯蔵設備の利用で合意したケースがあるようであります。その合意前後における当該地域の特別とん譲与税について伺います。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 照屋議員の御質問に答弁をいたします。

第1に、普天間飛行場移設問題に係る御質問の中で、岡田外相の嘉手納統合案についてどうかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

普天間飛行場移設問題につきましては、各大臣がさまざまな発言をしておられますが、政府としての具体的な方針は示されておられません。いずれにしても、県といたしましては、嘉手納飛行場周辺の市町村において、航空機騒音など過重な基地負担が増加することはあってはならないと考えております。

次に、同じく普天間飛行場移設問題に係る御質問の中で、鳩山総理との面談の内容いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

去る11月30日の鳩山総理との面談におきましては、普天間飛行場の一日も早い危険性除去への取り組みや返還跡地利用のための基盤整備など、沖縄県の米軍基地問題の解決促進を要望いたしました。鳩山総理からは、日米両政府のワーキンググループで検証をしているところであり、沖縄県民の基地負担が軽減されるよう普天間飛行場移設問題を解決しなければならない旨の発言がございました。

県といたしましては、今後とも政府と連携を密にしつつ、この問題の解決促進に努めてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁

させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは教育問題についての御質問で、集団暴行致死事件の見解についてお答えいたします。

うるま市において、中学生が同級生から暴行を受け、とうとい命が失われたことについて、深い悲しみと大きな衝撃を受けているところであります。今後、このような痛ましい事件が二度と起こらないように、学校と家庭、地域、関係機関等と緊密に連携をし、再発防止に取り組んでまいります。

次に、事件の背景や学校の対応並びに女子中学生による事件について一括してお答えいたします。

事件の背景及び学校の対応等については、現在、県警やうるま市教育委員会で調査中であり、詳細はまだ把握しておりません。女子生徒の事件についても同様であります。

今回の集団暴行事件や過去の事件における背景や要因等については、どの事件にも共通することとして、規範意識の低さや基本的な生活習慣の未確立などの本人の課題、親子の触れ合いの少なさなどの家庭の課題、夜型社会や他人の子供に無関心であるなどの地域社会の課題、子供への指導・支援などの学校の課題等が考えられます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 沖縄科学技術大学院大学についての御質問の中で、事業の進捗、開学の予定、予算についてお答えいたします。

沖縄科学技術大学院大学の進捗状況につきましては、今年度中に管理棟と第一研究棟が完成し、一部供用開始され、新キャンパスでの実質的な研究・教育活動が開始される予定となっております。また、ことし7月には学園運営の自主性や柔軟性、経営の安定性を確保するための「沖縄科学技術大学院大学学園法」が公布・施行されており、平成22年度中には学長の選任と学校の設置認可申請が行われる予定となっております。

開学につきましては、平成20年12月の関係閣僚申し合わせにより、平成24年中の開学を目指すことが確認されております。

予算につきましては、平成22年度当初予算として研究事業費74億2000万円、新キャンパス関連経費約22億円、施設整備費53億円で、合計約149億円が要求され

ております。

次に、同じく沖縄アミークスインターナショナルスクールの大学院大学との関連性、学校の理念と経営方針、地域への波及効果についてお答えします。

沖縄県では、世界各国から来る研究者やその家族等が安心して快適に暮らせるための周辺環境を整備するため、住宅・教育・医療など8分野の整備を進めております。

沖縄アミークスインターナショナルは、大学院大学における教育環境整備の一つとして取り組みを進めているところであり、沖縄科学技術大学院大学プロジェクトの一環をなすものであります。当スクールは、「自分で考え、学び、行動する、自立した子供を育てる」を教育理念として、平成20年11月に設立された沖縄国際学園準備財団がその設立準備を進めており、開校に際しては、新たに設立される学校法人が学校運営を行うこととなっております。当スクールの設置により、沖縄振興計画に位置づけられた沖縄科学技術大学院大学プロジェクトの円滑な推進が確保されるとともに、学校周辺地域の活性化や子供たちの国際教育への興味・関心が深まり、職業選択の幅が広がるなど、子供たちの将来に大きな希望を与えるものであると考えております。

次に、同じく県、うるま市、旺文社の役割、3者で結んだ覚書の内容についてお答えします。

インターナショナルスクールの整備については、平成19年度に「インターナショナルスクールのあり方検討会」を設置し、スクール設置の望ましいあり方について検討を行っております。その結果を踏まえ、スクール設置の実現に向け、実施可能な方策や事業主体等について検討・調整を行ったところ、一条校とインターナショナルスクールが一つになった新しいタイプのスクール設置について、県、うるま市、株式会社旺文社の3者による基本合意が得られたことから、平成20年7月25日に覚書を締結したところであります。

覚書では、うるま市は用地を、県は校舎建設を、旺文社は初期運営資金の確保とそのノウハウを生かしてスクールの運営に当たることとなっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目と夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目と夫君） サウジアラムコによる沖縄における原油備蓄計画についての質問の中の、11月27日の新聞報道についての御質問にお答えします。

サウジアラムコ社に関する報道について、所管官庁

である経済産業省資源エネルギー庁に確認したところ、共同備蓄や詳細の公表時期などの具体的な内容については、協議中であるとの回答でありました。また、視察対象となった県内石油会社に確認したところ、サウジアラムコ社の社長らが視察したのは事実であるが、詳細については不明とのことでありました。

同じくサウジアラムコによる沖縄における原油備蓄計画について、計画が実現した場合のメリットやデメリットについての御質問に一括してお答えします。

県としては、新聞報道にある共同備蓄が実現すれば、本県の石油備蓄基地の有効活用につながり、今後、アジア石油市場の拠点として県の産業振興に寄与するものと考えております。また、地元うるま市のメリットとしては、特別とん譲与税の増などが見込めます。

なお、新たに備蓄用タンクを増設する場合の漁業、環境への影響も懸念されますが、共同備蓄の具体的な内容が不明であるため、評価については困難であります。

同じくサウジアラムコ社による沖縄における原油備蓄計画についての中で、うるま市及び喜入石油基地などの特別とん譲与税についての御質問にお答えします。一括してお答えします。

うるま市によれば、平成19年度及び平成20年度の特別とん譲与税はそれぞれ1393万1000円、1718万7000円となっています。そのうちの旧与那城町の方はそれぞれ30万8000円、71万4000円となっております。また、喜入石油基地がアラブ首長国連邦の国営石油会社と合意したのはことしの6月であり、鹿児島市によれば、合意前となる平成20年度の市の特別とん譲与税は2億2161万1000円となりますが、合意後の特別とん譲与税は、まだ譲与を受けていないとのことでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 まず教育長に伺います。

この事件について、開会直後の文教厚生委員会、事件に関する委員会を傍聴させていただきました。その際もその事件の背景、詳細については、小・中が市の管轄というんですか、市町村の設置ということで情報が入っていないと。この事件後さまざまに緊急会議などを開いて対応をとられているようですが、繰り返し事件は起こっています。

まず、この事件の真相の究明がいつごろできるのか、それに向けてどう努力されているのか、県教育長としてその点について伺います。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） お答えいたします。

事件の背景、学校の対応等については、先ほど申し上げましたとおり、詳細がまだ把握されておられません。ですけれども、今、学校でも警察に当該生徒らは拘留されておりまして会うことができなくて、直接聞き取りができないと。それから事件発生以前の状況につきましても、今、周囲の生徒から情報を集めたりしております。

そういう中でも事実関係がはっきりしない中、そして情報が錯綜しているとかありまして、警察の捜査結果を踏まえて今整理をしているところでございます。ですから、警察の結果が出てその中で、後は明確になってくると思います。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 この事実確認した後の公表について、どのような形でなされるのでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） 事実関係については、県警の方から報告が正確にはなされると思いますけれども、私たちとしてはそれを受けまして、やはり生徒のプライバシー、それからその関係者、そういういろんな面の配慮がございますので、そういうところを総合的に勘案して、そういう配慮をしながらまとめて報告していきたいと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 デリケートな問題です。確かに配慮は大切だと思いますが、事学校での問題、教育委員会での問題について、市民・県民が、隠されているんじゃないか、組織を守るために、先生を守るために隠されているんじゃないか。今回の事件についても直後の校長先生の会見、マスコミとのやりとり報道されましたが、地域では――近い場所にいるもんですから――さまざまにその件に関して不安があるわけです、不満もあるわけです。

そういう意味では教育長、先ほど委員会の話もしました。もう小中学校での設置で県教育長として一つ区切りがあるんだよというような発言がずっと続いたんですが、本当に一緒に頑張っていこう、校長先生も含めて、そういう思いでこの事件の対応に当たっていただきたいんですが、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） 今、そのうるま市の中学校の対応につきましては、中学校、そしてうるま市の教育委員会がしっかり調査をしております。しかしながら、県教育委員会も別に待っているわけではなく

て、事件発生当日、学校にもそれから教育長も校長も3者あわせていろいろ討議をしておりますけれども、先ほど申し上げましたようにまず当該の生徒たちが警察に拘留されて直接もう会うことができないと。そしてもう一つは、周囲から情報を集めているんですけれども、いろんな情報が錯綜して、これがまず聞いている情報ですから、それが事実なのかどうか、それもちっと学校としては今整理をしているところで、しっかりと報告するまでにはもう少しちゃんとした事実関係をはっきり警察から出てくる情報と照らし合わせて、その中でしか出てこないということであります。

県教育委員会としまして、学校のそういう状況を踏まえながら、私たちとしてこれからどうするのかということで、対応策として12月2日に関係機関、市町村教育長協会、小中学校校長会、PTA連合会、高等学校PTA連合会、県民育成会議、県警、そして県の福祉保健部が一堂に会しまして関係機関緊急連絡会議を開催して、それぞれの機関で今回の事件をどう受けとめるのか、そしてこれから何をすべきなのかということを話し合っただけでアピールをいたしましたので、そういうことに今取り組んでいるところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 事件後の大人たち、先生も含めて大人たちの動きというのは子供たちも知ることができていると思います。そして一方、この事件の近い場所にいたのも周りの子供たちなんです。校長先生がどんなふうに対応しているんだ、あるいは大人たちがどんなふうに対応しているんだというのは、かかわっていないとしても周辺にいる同級生や友人たちは感じるわけですよ。

そういう意味では、この今回の事件が起こって比較というか取り上げられた北谷町の事件などの議事録なども読み返してみましたが、やはり教育長としての最初の答弁のような同じ答弁が繰り返されているわけですね。教育長もうるま市近くにいるわけですから、この金武教育長として本当にこの事件についてしっかりと明らかにしていく、そしてそれをもって解決策、先ほどの緊急会議などもあったと、それもしっかりわかっていますが、そういう思いをこの事件を目の当たりにして向き合っていくという決意を最後に伺いたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） 北谷町の事件を受けまして、教育委員会でもいろんな取り組みを父母、それから地域連携をやってまいりました。今回こういう事件

が起きたということで、大変衝撃を受けております。

私たち教育委員会としまして、教育長としまして、教育行政を預かる者として、しっかりとこの原因を究明をして、今後二度とこういうことが起こらないようしっかりと対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 ぜひ頑張ってください。期待しています。

それから続いて、インターナショナルスクールについて。

この件については、地元議会のほうで一度うるま市が提供するという用地、その廃止の議案について否決があって、次に可決という事情があります。そういう意味で地元には大変な期待も含めて議論があるわけですが、先日からあります科学技術大学院大学の有識者会議において疑問が出された。先ほどからあるように、インターナショナルスクールはこの大学院大学と関連する事業になっていますので、この開学に向けてうるま市地元のほうでは新たな負担が出ないかなどとの不安などもまだあるようです。議会などで繰り返し質疑されているようですね。その辺については、先日副知事も行かれたという答弁もありましたし、しっかり一緒になって一体として県知事も含めて取り組みをしていただきたいと思いますので、この件についてはよろしく願いいたします。

続いて、サウジアラムコの原油備蓄について。

この件については、約2年半前に安倍首相がサウジ側に提案した経緯があり、その際、県議会でも取り上げられましたが、そのアジアゲートウェイ構想に関連して国と連携していくなどという答弁があるわけですが、そのアジアゲートウェイ構想と国と連携していくという、その具体的な説明について伺います。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目 和夫君） さまざまなアジアゲートウェイはあると思いますけれども、今、全日空（ANA）の物流構想などもありまして、この中で今2年前ですか、ブラジルの国営会社のペトロブラス社が石油備蓄基地を構えておりまして、この新しいサウジアラムコ社の沖縄での石油備蓄についてもその一環というふうにとらえてもいいのではないかと思います。

○議長（高嶺善伸君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 その貨物を含めて構想があって、大まかに加えてもいいんじゃないかということのように

聞こえているんですが、先ほど冒頭、部長がおっしゃったように、沖縄を拠点としたアジア地域、アジアを見るきっかけにもなるような事業だというふうにとらえています。そういう意味では、ゲートウェイ構想も含めて積極的な感じが受けられませんでしたので、今後この構想について県はどのように取り組んでいくのか、今後の取り組みについて伺います。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目 和夫君） 今、共同備蓄の規模とか、公表時期などについて資源エネルギー庁に問い合わせておりますけれども、それはまだ協議中ということですが、ペトロブラス社が沖縄に来ていただいたように、これはサウジアラムコ社についても同様に積極的に協力していければと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 元気出して頑張っていただきたいなと思います。

それから次に、米軍普天間飛行場の移設問題について伺います。

このきょうの報道ですが、先ほど嘉手納基地への機能の分散移転も含めたシュワブ陸上検討案について報道がなされています。この件について、県のこの新聞報道の案について県の見解を伺います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） まだ実は全くきょう初めて新聞報道でしか知りません。そういうことで、今事務方にも確認したんですが、まだ我々は全く情報は得ておりません。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 続いて、公式会談についてなんですが、さまざまに変わると後ろから声もありました、毎日毎日変わるんだと。しかし、先ほど外務大臣の話もしましたが、そんな中で鳩山総理大臣は、最後は私が決める、沖縄の負担についても伝えながら最後は私が決めるというふうにおっしゃって迎えたその会談なんですが、知事はさまざまに発言を変えながら大臣がいる。そして何となく県内移設におさまってしまうんじゃないかという状況の中、最後は私が決めると言った首相に会うのに、なぜ県外で、県民は県外だというふうにとこだけを強調して強く言えなかったのか。その点について伺いたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 3党の連立だそうですが、まず民主党の鳩山総理に私もほとんどお会いしたことないんで、この間30日、ペーパーを持って行って基地

問題を中心にお話をしました。そういう中で、やはり県内では県外への声が非常に強いですよという旨のことを大きく強く書いて私は持っていったつもりですが。

○議長（高嶺善伸君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 県外移設を希望する声が強いですよ。県民の今の状況は伝えたのかもしれませんが、先ほど言ったように私が決めるんだと、社民党じゃなくて総理大臣の私が決めるんだという人に会いに行くのに、まるで何か他人事じゃないですか、知事。期待が高まっているよというのは、しっかりそこで言えなかったのか、伺います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 無論私の考えもベスト、望ましいのは、第一に県外でございますというのはきちっと申し上げてまいりました。

○議長（高嶺善伸君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 そこだけが強調されてないというところを言っているつもりなんです、先ほど同友会についての質問がありました。きのうあったようですが、どういう団体が表明するのでもいいというふうな答弁でありましたが、この同友会の会合の中で県外・国外移設の共同の提案をしようとしたができなかったようであります。その理由に、県民はどこへ落ちつこうとしているのかわからない。橋下知事の発言もありながら、関西の人たちはそういうふうに言っているわけです。沖縄県がどこに向かっているのかわからない。きょうの新聞ではいよいよ18日までに政府方針を出すと言っている段階において、こういうあやふやな状態を県知事として姿勢を示していく決意を伺います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 私の意見といいますか、態度はもう何度も申し上げていますように、ベストは県外であるということは申し上げているわけですよ。ですから、変わっているのは政府でして、政府の方で早くまずまとめてもらいたいというのは私は申し上げている。これはすぐれて政府の仕事ですから。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘 純恵さん こんにちは。

日本共産党の西銘純恵です。

一般質問を行います。

1、県立病院について。

沖縄県においては、県立病院が救急医療、小児医療及び周産期医療などの不採算と言われる医療で地域の

中核となり、救命救急センターの拠点整備で高度な医療が行われています。他県に見られるような救急搬送患者を受け入れないという事態もなく、離島においても医療が受けられる体制の県立病院は、県民の命を守るかけがえのないとりでとなっています。

(1)、県立病院は、今年度から3年間で「経営再建計画」による改革が実施され、経営改善が実現し経営の健全化が達成される見込みがあれば現行の経営形態の存続を検討するとされましたが、進捗状況はどうなっていますか。

(2)、ことし3月25日、県立病院の経営・運営方法の決定に当たっては、独立法人化を拙速に行わないことを県議会で全会一致で決議しました。病院現場が経営改善に全力を挙げているときに、福祉保健部が独立法人化の実施を促進しているのは県議会決議を軽視するものではないか。健全化のために県を挙げて努力すべきではありませんか。

2、発達障害児の支援について。

11月開催の発達支援研究会で会場の参加者が、子供が高学年になって発達障害と診断されたが、どうしていいかわからないと涙ながらに訴えていました。発達支援の専門家によると、早期支援のない地域では、幼児期後期や学童期で何かしら適応上の問題あるいは独特の育てにくさがあって、母親が悩んだ末に医療機関に診断を受けるが、障害という診断を受けとめるのにつらい思いをしていると指摘しています。

(1)、発達障害者支援センターは、発達障害の早期発見、早期支援、医療、療育、教育、就労などの支援を行う中核施設です。相談員、専門員などの人員体制と事業内容、実績について。

(2)、乳幼児健診を拡充して早期発見で早期支援を行うことが関係者の切実な要請です。市町村の乳幼児健診の実態と発見人数、健診率の推移について。

(3)、乳幼児健診によって発達障害と診断された子供のための市町村の支援内容と支援体制はどうなっていますか。

(4)、那覇市の幼稚園教師から、発達障害児がクラスにいるが支援員が配置されていないため教育に困難を抱えていると切実な訴えがあります。市町村の保育所、幼稚園への通園児の状況と支援員や保育士の配置基準と実態について。

(5)、今年度、浦添市の神森小学校で、就学認定の後に障害の判定がなされたため障害児学級に入学できなかった子がいます。4月の入学直前に障害の判定がなされることもあり得ますが、小学校、中学校の障害児学級の設置状況について。

(6)、幼稚園、小中学校の支援員の要請に対する配置状況について伺います。

3、特別支援学校について。

県の2011年度までの特別支援学校編成整備計画によると、本県の児童生徒数は過去10年間で10%減少しているが、特別支援学校は14%の増加、知的障害の在籍者は22.2%増加していることが報告されています。増加に対応した分離校建設を含めた抜本的な実施計画の策定が重要と考えます。

(1)、美咲特別支援学校の幼稚部には、今年度、定員オーバーとされ入学できない子がいました。来年度は既に9人の入学希望者がいます。選抜テストを廃止して、希望するどの子も入学できるようにクラスを増設することについて。

(2)、各特別支援学校の幼稚部の通園児は何人ですか。小学部の入学児童の人数の推移について、支援学校に通園できていない児童の支援内容について。幼稚部があることを関係者が知らないのではありませんか。周知の方法について伺います。

(3)、次年度、大平特別支援学校から島尻特別支援学校に変更になるという通知を受けた家族から不安の声が寄せられています。学校の再編計画が父母など当事者の意見を聞いてなく、一方的で拙速だとの声が上がっています。関係者との協議を十分に行った上で計画を立てるべきと考えますが、どうですか。

(4)、高等部設置等について、庁内に検討委員会を立ち上げていますが、分離校の建設を含めて学校現場や保護者、関係当事者を網羅した検討委員会にすべきだと考えますが、どうですか。

4、介護保険について。

介護サービスの利用がふえると保険料が上がる介護保険制度の矛盾を改め、国庫負担の引き上げでだれもが安心して介護が受けられる制度への改善が必要です。

(1)、高い保険料は取り立てられ、いざ必要ときに介護サービスは使えないという人が少なくありません。国庫負担割合の引き上げを国に要求すると同時に、当面、保険料引き下げのために県が補助することについて。

(2)、65歳以上、75歳以上、85歳以上で保険料滞納者はそれぞれ何人で、介護利用料を10割負担している人は何人ですか。75歳以上の介護は無料にすべきと考えますが、どうですか。

(3)、介護職員の報酬引き上げ策がとられていますか、どのように改善されていますか。

5、新型インフルエンザのワクチン接種に公費助成

をしている市町村に補助をすべきと考えますがどうか。

6、国の地域子育て支援拠点補助事業で、08年度に県が補助金を20%削減しました。県当局が対応策を講じないため、園長や子供を抱いた母親たち60人が、再度国基準額を求める要請を行っています。補助金削減は、支援センターの役割と存続を脅かすものです。補助金を国の基準額に復活することについて伺います。

7、11月22日、第18回沖縄県学童保育研究大会が開かれました。近年は障害児も増加して、1600人が放課後の安全と育ち合いの場である学童クラブに通っていますが、改善しなければならぬ課題が多くあります。県放課後児童クラブ運営ガイドラインの基準内容と県内学童クラブの実態、改善計画について伺います。

8、耐震診断、改修について。

(1)、県立高校、特別支援学校、幼稚園、小中学校の耐震診断の状況、改修を必要とする学校数、耐震化の実施計画を策定して直ちに実施することについて。

(2)、浦添市の崩落マンションの耐震診断、改修が急がれます。県内9万6500戸の民間住宅の耐震診断、改修について、国の補助制度を活用するために県が条例をつくることについて。

9、米軍再編について。

(1)、普天間基地は、限度を超えた爆音被害、老朽化した大型ヘリが墜落するなど住民は生命の危険と不安な日々を強いられており、世界一危険な米軍基地です。復帰後37年間、県民の生命を危険にさらしてきた歴代自民党政治の責任は重大です。知事が、普天間の危険性を一日も早く除去するのに県内移設が現実的対応というのは、県民の生命が失われかねない危険を放置するものでしかありません。普天間基地を即時閉鎖すれば、生命に対する危険性が直ちに確実に除去できます。知事の見解を伺います。

(2)、普天間基地は、海外での侵略戦争の前線出撃基地で、罪なき人々を殺りくする凶暴な海兵隊の基地です。戦争をしない、軍事力を持たないと定めた憲法9条を持つ国で、他国を侵略する米軍基地を日本の国土に置くことが憲法上許されるのでしょうか、知事の見解を伺います。

10、我が党代表質問との関連について。

うるま市の中学校の集団暴行死事件について、当該中学校は、ことしまで3年間の県教育庁の生徒指導研究指定校となっていると聞いていますが、事実かどうか。生徒指導研究指定校はどういう目的でなされますか。指定校で事件が起こったのはなぜですか。

また、小・中・高校における数年間の暴力行為の推移について伺います。学校数や行為別など。全国一斉学力テストを導入してから激増しているのではありませんか。生徒を競争に追い立て、教師を多忙化させている一斉学力テストを実施している沖縄県の教育に原因があるのではないかと、テストを廃止させるべきと考えます。

以上、お答えください。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 西銘議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、県立病院に係る御質問の中で、県立病院のあり方に関する県議会決議に係る御質問にお答えいたします。

平成21年3月25日に県議会において決議されました県立病院の経営・運営方法の決定に当たっては、拙速な判断を行わないこととする「県立病院のあり方に関する決議」につきましては、大変重く受けとめております。

このため、6月に策定をいたしました「県立病院のあり方に関する基本構想」におきましては、県議会決議の趣旨を踏まえ、「病院事業局の「経営再建計画」に沿った経営全般にわたる改革の取り組みにより、経営改善が実現し持続的な経営の健全化が達成される見込みがある場合には、現行の経営形態での存続について検討する」という「経営形態に関する基本方針」を定めたところであります。

今後、病院事業局の「「経営再建計画」に沿った経営全般にわたる改革の取り組み」の成果を検証し、病院事業の経営形態を判断することになりますが、経営形態の問題は、効率的な経営を行い健全な病院経営を行うためにはどのような形態が望ましいかという観点からも検討されるべき課題であると考えております。

また、「経営形態に関する基本方針」に基づき、経営再建計画の達成が困難と見込まれる場合に備え、地方独立行政法人への移行に向けた取り組みも進める必要がありますので、病院現場の職員と意見交換を行うことは必要な手続であると考えております。

次に、米軍再編に係る御質問の中で、普天間飛行場の即時閉鎖についての御質問にお答えいたします。

市街地の中心部に位置します普天間飛行場は、住民生活に著しい影響を与えており、周辺住民の不安や騒音被害などを解決することが喫緊の課題となっております。この間、政府におきましては、米軍再編合意に基づき名護市辺野古への代替施設建設に向けて取り組

んできたところであります。

こうした中、新内閣が発足し、鳩山総理の「地元の皆さまの思いをしっかりと受け止めながら、真剣に取り組む」としました所信表明などを受け、沖縄県内では県外移設の実現を期待する声が非常に高まっております。

県としましては、これまでも申し上げてきましたとおり、県外移設が最も望ましいと考えており、政府が具体的な県外移設案を提案するのであれば、政府の方針を積極的に支持するものであります。

県は、普天間飛行場の一日も早い危険性除去のため、明確な方針及び具体案を示していただくよう政府に対し要望いたしているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 県立病院についての御質問の中の、経営再建計画の進捗状況についてにお答えします。

経営再建計画で掲げた目標のうち不良債務の解消については、公立病院特例債の活用により平成20年度において達成しております。約100億円の資金不足の解消及び経常収支の黒字化の達成に向けては、一般会計繰入金金の増額が図られたほか、給料の調整数を廃止したところであります。

現在、新生児入院医療管理加算や冠動脈CT撮影加算など各種加算の新たな取得により収益の確保に努めるとともに、診療材料費、薬品費の経費縮減プロジェクトの実施等経営効率化に取り組んでいるところであります。

また、計画の確実な実行に向けて、病院長への大幅な権限移譲及び病院プロパー職員の採用試験を実施したほか、7対1看護体制への移行に向けた定数条例の見直しなどの諸課題に取り組み経営改善に努めております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 発達障害児の支援についての御質問の中の、発達障害者支援センターの人員体制、事業内容及び実績についてお答えします。

発達障害者支援センターにおいては、発達障害者及びその家族に対する相談支援、発達障害者に対する専門的な発達支援及び就労支援、研修・普及啓発及び市町村等関係機関との連絡調整を行うこととしておりま

す。これらの支援のために医師であるセンター長を初め臨床心理士、社会福祉士、保育士等5名の専門的職員を配置しております。

平成20年度の相談件数は、個別支援として相談支援71件、発達支援319件、就労支援262件となっております。また、支援拠点として、専門支援員養成のための研修22回、機関コンサルテーション60件、個別支援会議85件、地域自立支援協議会等の調整会議3件の間接支援を行っております。

次に、乳幼児健診の実施状況についてお答えします。

母子保健法に基づいて市町村が実施する乳幼児健診の平成20年度の受診率は、乳児前期98.3%、1歳6カ月児86.6%、3歳児が79.8%となっており、近年同様の受診率で推移しております。

精神発達面有所見率は、1歳6カ月児で3.2%、3歳児で3.8%となっております。

発達障害について、1回の健診で診断をすることは困難であり、市町村では発達障害を含め支援が必要な子として個別相談、健診事後教室等で遊びを通して子供の発達を支援する取り組みを行っているところで

す。

乳幼児健診後の市町村の支援体制についてお答えします。

健診した結果、発達の気になる子については、保護者の気持ちを踏まえ、保健師、心理士等による個別の相談、健診事後教室等で支援をしております。診断を希望する場合は医療機関等を紹介し、診断後も引き続き定期的な心理相談や事後教室、児童デイサービス等を活用するなど市町村の実情に応じ支援が行われているところです。

次に、保育所における発達障害児の状況と保育士等の配置についてお答えします。

市町村からの聞き取り調査によりますと、県内の保育所に通園する発達障害児は、平成21年10月1日現在、137施設で229人となっております。市町村においては、保育所における発達障害児の受け入れ状況等に応じて保育士の加配や巡回指導の支援員による相談等発達障害児に対する支援を行っております。

県としましては、認可保育所及び認可外保育施設に対し研修を通して支援を行ってまいります。

次に、介護保険について、介護保険の国庫負担引き上げなどについての御質問にお答えします。

介護保険は、介護を国民みんなで支え合う仕組みとして、高齢者も含めて40歳以上の全国民で保険料を負担している制度であります。その理念に基づく介護費

用は、保険料や国・県・市町村の公費負担も含めてそれぞれの負担割合が決められております。このような制度運用においては、保険料の減免等を目的に、県や市町村が独自に一般財源による財政支援等を行うことは適当でないとしております。

県としては、九州各県とも連携しながら、介護報酬の増加などにより高齢者が負担する保険料等の引き上げにならないよう国庫負担割合を上げるなど、国において十分な財源措置を講じるよう要望する考えであります。

次に、介護保険料の10割負担人数と75歳以上の無料化についてお答えします。

保険料滞納者数については、年齢別には把握しておりませんが、平成20年3月末時点で1年以上滞納している人数は1万8926人です。うち、滞納に伴い一たん10割負担してもらい、後で償還する支払いに変更された人数は27人です。また、75歳以上の利用料の無料化については、介護保険制度の中で国において検討されるものであると考えております。

次に、介護職員の処遇改善状況についてお答えします。

平成21年4月の介護報酬3%アップ改定を受けて、ことしの6月に県内の介護老人福祉施設と介護老人保健施設を対象にアンケート調査を行ったところ、介護報酬改定を受けて約4割の施設が介護職員の処遇改善を行っております。

また、他業種との賃金格差をさらに縮めるため、平成21年10月から介護職員処遇改善交付金事業を実施しておりますが、当該交付金は事業者が平成21年12月から交付されるため、今後事業者からの実績報告を受けて改善状況を把握していく考えであります。

次に、新型インフルエンザのワクチン接種を助成する市町村への補助についての御質問にお答えします。

新型インフルエンザワクチン接種事業は、重症化防止の目的で行われ、接種を希望した方が任意で接種を受ける仕組みとなっております。市町村は、低所得者等に対して接種費用の負担軽減措置を行い、国と県は、国2分の1、県4分の1、市町村4分の1という負担割合で補助を行っております。

県では、本議会に約7億3000万円の補正予算案を提出し、市町村の実施した公費助成に対して補助を行っていく予定です。

次に、国の地域子育て支援拠点補助事業について、補助金を国の基準額にすることについての御質問にお答えします。

地域子育て支援拠点事業の果たす役割につきまして

は、子育て支援の面から大変重要であると認識しております。しかしながら、補助金を国の基準額に引き上げることは、現下の厳しい財政状況では困難であると考えております。

次に、放課後児童クラブ運営ガイドラインの基準内容と県内学童クラブの実態、改善計画についてお答えします。

「沖縄県放課後児童クラブ運営ガイドライン」は、最低基準ではなく、「望ましい方向に誘導していくための現実的なあり方」を示したもので、その内容は放課後児童クラブの施設整備や職員配置基準等クラブを運営する上での指針を定めております。これまで県では、同ガイドラインに基づいた運営に努めるよう、実施主体である市町村を通して周知を図っておりますが、実態把握はできておりません。

県では、平成22年1月から23年度末までの間、雇用再生特別事業基金を活用した「沖縄県学童保育支援事業」を実施することとしております。当該事業において学童保育支援センターを設置し、実態把握及びガイドラインに基づいた運営改善が図られるよう相談支援事業、研修事業、ネットワーク形成事業、人材育成事業を実施することとしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 答弁の途中ではありますが、時間の都合もありますので、西銘純恵さんの質問及び質疑に対する残りの答弁は午後に戻したいと思います。

休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後1時21分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前の西銘純恵さんの質問及び質疑に対する答弁を続行いたします。

教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは、発達障害児の支援についての御質問で、幼稚園における発達障害児の状況と支援員の配置についてお答えいたします。

平成21年8月末の調査によると、県内の公立幼稚園に通園する発達障害児は144人で、そのうち115人の園児に89人の支援員が配置されております。支援員の配置については、設置主体である市町村が行っております。

なお、配置基準等については市町村によって異なり、基本的に安全面や生活面の補助の必要性が重視され配置がなされていると聞いております。

次に、特別支援学級の設置状況についてお答えいたします。

平成21年5月1日現在、公立小中学校に設置している特別支援学級数は、小学校297学級、中学校129学級で計426学級となっております。

次に、支援員の配置状況についてお答えいたします。

平成21年8月末の調査によると、市町村教育委員会が必要と認めた支援員数に対する配置状況は、幼稚園142人に対し89人、小学校543人に対し332人、中学校116人に対し85人となっております。

次に、特別支援学校についての御質問で、美咲特別支援学校幼稚部の学級増設についてお答えいたします。

特別支援学校幼稚部の入学選抜については、沖縄県立特別支援学校幼稚部入学者選抜実施要項の方針に基づき各学校において行われております。

美咲特別支援学校幼稚部の学級数については、県教育委員会による9月末日の入学希望調査の結果を踏まえて1学級としております。

次に、幼稚部の在籍数についてお答えいたします。

幼稚部の在籍数は、盲学校、聾学校及び知的障害特別支援学校5校の幼稚部に10学級を設置し、39名となっております。

小学部における入学児童数は、平成19年度90名、平成20年度96名、平成21年度93名となっております。

また、幼稚部に通学していない幼児については、障害児保育、母子通園等の児童デイサービス、市町村の幼稚園等において支援がなされております。

特別支援学校幼稚部の入学選抜募集については、市町村教育委員会、福祉・保健等関係機関に募集要項を送付するとともに、市町村広報や特別支援学校のホームページでの紹介、体験入学、教育相談等において幼稚園に関する周知を図っているところです。

次に、通学区についてお答えいたします。

大平特別支援学校の通学区域の見直しにつきましては、庁内に作業部会を設置するとともに、保護者代表を含む有識者会議を開催し慎重に検討を重ねてまいりました。また、当該校PTA役員からの意見聴取や保護者説明会等を経て、「沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則」を制定しております。

なお、通学区域の変更については、新規の入学者に限られるという経過措置があり、特例を定めるなど弾力的に対応してまいります。

次に、分教室等の検討委員会についてお答えいたします。

検討委員会においては、分教室等の設置について検討を行い、その結果を受けて分教室の開設に向け準備しているところであります。

分離校については、通学区域の見直し、高等学校への分教室設置等を行い、その上で今後必要に応じて検討してまいります。

次に、耐震診断、改修についての御質問で、公立学校施設の耐震化対策についてお答えいたします。

公立学校建物の耐震診断の実施率は、平成21年4月現在、幼稚園が96.2%、小中学校が98.7%、高等学校が100%、特別支援学校が100%となっております。また、改修を必要とする学校数については、文部科学省が行った全国的な調査において棟数で行っていることから棟数でお答えします。

本県において改修を必要とする棟数は、幼稚園が258棟中104棟（40.3%）、小中学校が1835棟中532棟（29.0%）、高等学校が548棟中83棟（15.1%）、特別支援学校が89棟中19棟（21.3%）となっております。

県教育委員会としては、安全で快適な学習環境を整備するため、沖縄振興計画による高率補助制度を活用し、危険建物改築事業の中でこれらの建物を優先的に改築しているところであり、今後とも計画的に事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、我が党の代表質問との関連の御質問で、生徒指導研究指定校についてお答えいたします。

事件が起きた中学校は、平成19年度から平成21年度までの3カ年間、県の生徒指導研究指定校として研究に取り組んでおります。

次に、最近の暴力事件件数の推移についてお答えいたします。

文部科学省の問題行動調査によりますと、最近5カ年間の本県公立小・中・高等学校児童生徒の暴力行為の件数については、平成16年度が588件、平成17年度が616件、平成18年度が614件、平成19年度が571件、平成20年度が646件となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 耐震診断、改修についての御質問で、民間住宅の耐震診断、改修への国の補助制度の活用についてお答えいたします。

国が行っている民間住宅への補助制度では、耐震診断については、国、地方公共団体合わせて3分の2、耐震改修については、国、地方公共団体合わせて23%の補助を行うことができるようになっております。

県としましては、同補助制度を活用して各市町村と連携し、民間住宅への補助が可能となるよう検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 米軍再編についての御質問で、憲法9条と米軍基地についてにお答えいたします。

憲法9条と我が国に駐留する外国軍隊について、最高裁判所は、昭和34年12月16日の大法廷判決において、我が国が主体となって指揮権、管理権を行使し得ない外国軍隊は、たとえそれが我が国に駐留するとしても、憲法第9条第2項の戦力には該当しないとしております。

県としては、日米安全保障条約に基づく米軍の我が国への駐留は認められるものと考えております。

以上であります。

○西銘 純恵さん 答弁漏れがあります。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時33分休憩

午後1時35分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） 生徒指導の研究指定校につきましては、教育事務所、市町村教育委員会が推薦する学校から、そして地域や領域等のバランスを考慮して決定をしております。

市町村教育委員会は、自主的に希望する学校や研究指定校としての活動が望まれる学校等を推薦しております。学校のほうからそういう研究活動をしたいということで申し出て研究指定をやっております。

それから、原因につきましては、警察と今調査中でありまして、それについて今のところまだ事実関係ははっきりしていません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 今、教育長が答弁なさった件について先にお尋ねします。

生徒指導研究指定校で事件が起きたということが問題があるのではないかと。生徒指導とは何ですか、教育の大もとから問われているんじゃないですか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） お答えいたします。

生徒指導とは、生徒一人一人が学校生活を楽しく安

全に過ごすように、お互いの人間関係をうまく築けるような形で学校生活ができるよう指導していくものと認識をしております。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 特に、この生徒指導という指定校を受けた学校で、一人一人が学校を楽しくと言われましたが、実際は学校が楽しくなくて外に出てこのような事件が起こったという、この指導というもののあり方が今問われているのではないかと。この研究指定校そのものも見直しを含めて考えるべきではないか。現場から自主的に指定を受けたいという指定校ではなっていないと思うんですよ。これについてもう一度答弁をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） お答えいたします。

研究指定校に関しましては、先ほど申し上げましたように、自主的に希望する学校や研究指定校としての活動が望まれる学校を市町村教育委員会が推薦してまいります。そして、それを受けて事務所から私たちのほうにありまして、その中から選定をお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 今の答弁は、現場の学校に今度の事件の責任を押しつけることになっているのではないかと、私はこのことを指摘して次に移ります。

次の質問ですね、美咲特別支援学校で幼稚部の入学選抜テストを行って、今年度1人を不合格にしているんです。幼稚部が2クラス開設されたのはいつでしょうか、幼児は何人いたんでしょうか。

○教育長（金武正八郎君） 休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時39分休憩

午後1時40分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（金武正八郎君） 美咲幼稚部に2学級が設置されましたのは、平成13年から平成15年度まで2学級、16年度1学級、17年度2学級、平成18年度から1学級でございます。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 幼稚部の2学級は、13年、14年、15年、17年だと事前に資料をいただいたのであるんですけども、13年度ですね、7名で2クラスなんですよ。そして、14年も8名、15年度6名で2クラス、これがこの間の幼稚部の推移なんです。今年度です

ね、21年度、6名の希望がいて2クラスにしなかったのはなぜですか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） 特別支援学校の幼稚部の定員につきましては、まず1つは、定員8名という上限がございます。あと1つは、要素といたしましては、その児童の支援の必要の度合い、そういうものに応じて学級を設定いたします。ですから、その子が非常に重度で手がかかるとか、いろんな支援が必要な場合には、6名の場合も8名の場合も2学級もあり得る場合もございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 美咲幼稚部については、本当に需要が高い、それは教育内容もさることながら施設もそれなりにつくられているというのがあると思うんですよ。今年度1人を振り落としたと、だけれども次年度、既に――5名の今幼稚部いますけれども――新たに4名の希望が出ている。先ほど、9月の調査と言われましたけれども、それ以降学校の説明会とかはこれから持たれていきます。保護者の皆さんの中では、既に9名いますよということが出ています。ですから、これはクラスを、さっき8名という答弁されたことにも反論したいんですけども、沖縄県教育庁はずっと障害児のクラスについては5名1クラスでやってきたと、これは委員会でも答弁されました。8名と今急に覆すやり方については、どこでどういう論議がなされてやったのかということも含めて聞きたいんですけども、この答弁は今求める気はありませんので。

その前に、次年度4名の新たに入所を希望する父母の皆さんがつかんでいる――学校側にももう申請を出している方ですが――この事例、障害が重いか軽いかと言われたんですが、1人は、Aさんはダウン症で内疾患もある。去年入学しようと思ったけれども、手術が入ってできなかった。今度はどうしても2年越しの思いを寄せて入所したいと、入学したいと。

Bさんも多動・言語困難、地域の幼稚園では安全面やコミュニケーションがとりにくいために幼稚部に入りたい。

Cさんの場合は、22番染色体異常や内疾患があって言語困難であると。保育園での統合保育には保護者としては不安があると、だから幼稚部を希望すると。

Dさんは自閉症、知的障害1級、言葉での誘導が困難なため、小集団で目の行き届いた場所での教育を強く要求する。これが次年度の4名の方。ですから、合わせて9名既に希望者がいます。さらにふえることは

当然予想されます。2クラス設置に向けて動くべきではないですか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） 美咲特別支援学校の幼稚部の定員につきましては、去る10月21日に県教育委員会で1学級を設置することを決定しております。この定員の設定につきましては、毎年度9月に調査をいたしまして、その調査に基づいて定員の策定を行っております。そういう形でことは1学級を設置することとしております。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 教育とは、希望する皆さんがどこに行きたいというものを受け入れるのが教育の立場ではないですか。9月に決めてしまったからあきませんと、もう2クラスにできませんという、これは本当に教育を拡充していく立場に立っていないと思うんですよ。保護者の皆さんは教育庁に直接、9649名、この署名を集めて、希望するだれでも幼稚部に入れてほしいと、この思いを教育長、どうとらえるんですか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） 9649名の署名をいただきました。そういう希望があるということで非常に重く受けとめてはおります。

しかしながら、特別支援学校の幼稚部に関しましては、学校教育法の中におきまして設置することができるとなっております。そして、設置義務はございませんので、全国どの県でもほとんど設置をされておられません。幼稚部の特別支援学級、知的障害の場合は。

そして、幼稚部は義務教育ではないことから、沖縄県教育委員会の幼稚部入学者選抜実施要項の方針に基づきまして入学者選抜を行い、入学者を現在のところ決定をしているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 美咲幼稚部は、2クラスの教室がちゃんとつくられた施設です。ですから10名まで2クラスで受け入れることが可能な施設です。

教員の配置の関係で、財政部がだめだという声も聞こえますけれども、知事にお尋ねしたい。この幼稚部、既に9名の希望者がいます。9月に決めたからということで受け入れをしないということがあっていいのでしょうか。知事の答弁を求めます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） 今9名いるということは、いろんな新聞とかそういうことで承知をしておりますけれども、これまで9月の定員の調査をした後に、定員を打った後でも、例えば最初5名来る予定

だったのが、その年の2月には3名来たり2人来たりするときもございます。

今9名に移っているとしても、その一連として私たちはとらえておりますので、2月の願書受け付けのときに何名来るかということを受けて判断をしていきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 2月を待って、2クラスにもやるということで受けとめたいと思います。

次、基地問題に移ります。

11・8県民大会には2万1000人が参加して、辺野古の新基地建設と県内移設に反対、普天間基地の即時閉鎖、返還の揺るぎない県民の意思を明確にしました。県民は、知事が県民の代弁者として日米両政府にこの声を届けてほしい、知事がはっきりしないために怒りは本当に頂点に達するところです。

知事は、前の選挙のときにこのような公約を出しています。（資料を掲示） これを見ましたら、「沖縄の米軍基地については、基本は整理縮小です。その上で普天間飛行場については、まずは危険性の除去をはかり、そして代替施設をめぐる問題については、責任をもって早急に解決に向けて全力を尽くしたいと考えております。」、これは知事自身のお言葉だと思うんですけれども、これ県民にみんな出しました。

知事の言われる普天間基地の危険性の除去は、どんな危険を言われるんですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時50分休憩

午後1時50分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

○知事（仲井眞弘多君） どんな危険かといいますと、基本的には市街地の真ん中にありますから、この間、沖縄国際大学にヘリが不時着といいますか、墜落といいますか、したようなこともあり得るでしょうし、もともと生活圏の真ん中にありますから、いろんな不測の事態というのは起こり得るわけですし、さらに生活に対するマイナス面、騒音も含めていろんなことがあり得ると考えております。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 知事が、重大な沖縄大の大型ヘリの墜落事故に対して不時着というような認識の発言をされたものですから、これは知事が本当に普天間基地が危険だということを肌身で感じているのか、これをとて疑問に思います。

これは伊波市長が全国・県民に向けても発している

危険な普天間飛行場の地図なんです。（資料を掲示） 9万人の市民が居住し、121カ所以上の公共施設があります。

そしてこの間、シンポジウムで普天間基地の危険性を伊波市長が言っていました。これをちょっと読み上げたいと思うんですが、「宜野湾市では、住宅地の上空を毎日のように米軍機が飛んでいて、私たち市民は、墜落の恐怖で毎日暮らしています。事故直後の半年間、米軍ヘリは飛行を停止していた。再開後は、苦情が年々増大しています。07年には、195件も寄せられました。というのも、墜落以前には夜10時以降は飛ばないことになっていた。けれども、それ以降、11時まで米軍機が飛ぶようになった。」と。F A18戦闘攻撃機も頻繁に飛来する。そして、普天間基地マスタープランにクリアゾーンという構造物をやってはいけないと、アメリカの安全基準そのものにも違反するようなゾーンを、そのまま宜野湾では民間住宅地があると、小学校や病院など公共施設が18カ所、住宅が800戸、住民3600人がすっぽりこの危険と言われている、アメリカではないようなクリアゾーンにあると。これが普天間基地の危険性なんです。この一日も早い危険性を除去するというのは、即時閉鎖以外ないんじゃないですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 議員からいろんなお話を伺いました。改めて一日も早い危険性の除去に努めたいと思いますが、即時閉鎖しかないじゃないですかという点については、なかなか理解不能です。即時とは瞬間という意味でしょう。ですから、言葉としてはあり得ても、現実としておっしゃる意味はなかなか理解しにくいですよ。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

〔渡久地 修君登壇〕

○渡久地 修君 通告に従い、質問します。

議長の許可を得て、質問に関連する資料を配付させていただきます。

最初に、日米安保条約の目的と沖縄への米海兵隊の配備状況と目的、復帰後の米軍の事件・事故、犯罪の件数と、そのうちの海兵隊の件数について明らかにしてください。

9月議会において、世界的な平和への変化、米軍基地撤去の動きが広がっていることなどを指摘し質問したことに對して、知事もそのことはよく理解できると答弁しました。しかし、逆に、日本、沖縄においては、日米両政府とも沖縄に新たな基地の押しつけ、基

地の機能強化が推し進められています。その理由はどこにあると知事は認識しているか。

移設条件という呪縛、金縛りから抜け出し、知事は普天間基地の即時閉鎖を堂々と主張すべきではないか。

次に、米軍人・軍属等の基地外居住について。

(1)、実態と弊害について伺います。

(2)、住民登録法及び日本の法律との関係で許されるのか。実質的な基地外基地ではないか。県は、基地外居住は認められないとの立場に立つべきではないか。

(3)、軍人・軍属以外の外国人が登録しないで居住している可能性はないか。

(4)、基地外居住の実態把握のためにどのような対策をとっているか。例えば、賃貸人に市町村への届け出を義務づけるなど何らかの対策が必要ではないか。

次に、復帰時から今日までの農家と農業従事者の推移と減数、主な農産物の生産高の推移と減数、県内食料自給率の推移について伺います。

(2)、農産物輸入自由化が衰退の主な原因ではないか。F T A、E P A協定は、農業に壊滅的打撃を与えるものであり、反対すべきです。

(3)、県内の失業率と完全失業者の数は幾らか。

(4)、県経済の発展の土台は第1次産業の発展にあると思うが見解を伺います。

(5)、県内食料自給率を当面50%に回復させるとどれだけの農業人口がふえることになるか。また、50%回復への具体的な目標と対策を立てるべきではないでしょうか。

(6)、若者への農業のすばらしさをもっとアピールし、担い手、後継者づくりの特別な対策を立て、「観光立県」とともに「亜熱帯農業立県」を目指すべきではないか。

(7)、沖縄21世紀ビジョンでもこのことに重点を置くべきではないか。

次に、沖縄の自殺の激増と命を守ることにについて。

(1)、ことしの県内での自殺の実態、増加率、原因、対策等について伺います。

(2)、失業、雇用、借金、病気などあらゆる面での対策強化が求められています。県として非常事態宣言を出して、命を守るための全庁的な対策本部も設置し、全自治体ぐるみ、全県民的な運動に取り組むことが必要です。

5、「沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金」、いわゆる730基金の「交通方法変更に伴う貸し付け」については、既に役割は終わったのではないか。

この基金の要綱では、交通災害医療機器の整備、僻地交通災害医療情報施設の整備などにも使えるようになっています。喫緊の課題である県立病院の医師確保、医療施設整備あるいはドクターヘリ等の充実に変更してはどうでしょうか。

6、大平特別支援学校の校区見直しなどについて。

(1)、保護者から、何の説明もないまま一方的な校区見直しが行われているとの1通の手紙が寄せられました。教育の現場において、父母や関係者の説明、協力や理解なしに一方的に進めてはなりません。特に、校区変更などは子供たちや父母への大きな負担となるものです。分離校建設を含め、教育長の見解と今後の対応について伺います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 渡久地修議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、日米安保条約と沖縄の米軍基地についての御質問の中で、基地の機能強化の理由についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

米軍再編につきましては、日本全体の抑止力の維持と沖縄を含む地元の基地負担の軽減を目的に協議が進められてきたところであります。全体として、兵力や訓練の移転、施設の返還・整理・統合が盛り込まれるなど、米軍基地の整理縮小に向けた具体的な方策が示されております。これが実現されれば、基本的には、基地負担の軽減が図られるものと理解いたしております。

普天間飛行場の移設につきましては、現在、日米両政府において閣僚レベルのワーキンググループを設置し、検証作業が行われております。

県としましては、ワーキンググループの検証結果を注視しているところであります。いずれかの時点で経緯を含め、検証状況を明らかにしていただきたいと考えております。

次に、同じく日米安保条約と沖縄の米軍基地に係る御質問の中で、普天間飛行場の即時閉鎖についての御質問にお答えいたします。

市街地の中心部に位置する普天間飛行場は、住民生活に著しい影響を与えております。周辺住民の不安や騒音被害などを解消することが喫緊の課題となっております。この間、政府においては、米軍再編合意に基づき、名護市辺野古への代替施設建設に向けて取り組んできたところであります。

こうした中、新内閣が発足し、鳩山総理の「地元の皆さまの思いをしっかりと受け止めながら、真剣に取

り組む」とした所信表明などを受け、沖縄県内では県外移設の実現を期待する声が非常に高まっております。

県としましては、これまでも申し上げてきましたとおり、県外移設が最も望ましいと考えており、政府が具体的な県外移設案を提案するのであれば、政府の方針を積極的に支持するものであります。

県は、普天間飛行場の一日も早い危険性除去のため、明確な方針及び具体案を示していただくよう、政府に対して要望しているところでございます。

次に、第1次産業の振興に係る御質問の中で、FTA、EPA協定に対する県の対応についての御質問にお答えいたします。

今後、世界の国々との間でFTA及びEPAが締結され、我が国の重要品目の関税が撤廃された場合、国内農業生産の減少や関連産業への影響、就業機会の喪失などが見込まれております。

特に、沖縄県の重要作物でありますさとうきび、肉用牛、酪農、パイナップルなど本県農業が壊滅的な打撃を受けることが懸念されております。

このため、沖縄県といたしましては、EPA等各国との農業交渉におきまして、砂糖などの重要品目を関税撤廃の対象から除外するなどの例外措置の確保について、関係団体等と連携し、強く要請しているところであります。

今後ともEPA交渉等の動向や国の対応を踏まえつつ、関係機関と連携し、適切に対応してまいり所存でございます。

次に、沖縄の自殺の激増に係る御質問で、全庁的な対策本部を設置し、全県民的な運動に取り組むことについてという御質問にお答えいたします。

沖縄県では、横断的に自殺対策を進める観点から、民間団体や関係機関等で構成する「沖縄県自殺対策連絡協議会」や「自殺対策県機関連絡会議」を設け、連携して総合的に自殺対策に取り組んでいるところであります。

県内で自殺者が急増していることから、沖縄県では、「沖縄県自殺対策緊急強化基金」を活用して、全県民を対象に「睡眠キャンペーン」等を実施するとともに、全市町村や民間団体等を支援することにより身近な地域における自殺対策体制を強化してまいり所存でございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 日米安保条約と沖縄の米軍基地についての御質問で、安保条約の目的についてお答えいたします。

外務省によると、日米安全保障条約の目的は、「我が国自身に対する侵略を抑止することに加え、我が国の安全が極東の安全と密接に結びついているとの認識の下に、極東地域全体の平和の維持に寄与すること」とされております。

同じく安保条約の関連で、在沖米海兵隊の配備状況等についてお答えいたします。

在沖米海兵隊は、唯一米本土以外に駐留する海兵遠征軍として、第3海兵遠征軍がキャンプ・コートニーに本拠地を置き、緊急即応・展開部隊として配置されており、在沖米軍によると、平成20年9月末現在、在沖米海兵隊の軍人数は1万2402人となっております。

同じく安保条約関連で、復帰後の米軍の事件・事故についてお答えいたします。

県の把握している復帰以降の米軍に関係する航空機関連等の事件・事故は、1434件となっております。また、米軍人等による刑法犯の検挙件数は、復帰以降平成20年12月末現在で5584件となっております。

さらに、米軍人等による人身に係る交通事故の件数は、統計のある昭和56年以降平成20年12月末現在で2222件となっております。

なお、これらの統計について海兵隊のみの件数は把握しておりませんが、平成20年に限ってですけれども、そこで発生した事件・事故72件のうち、海兵隊と特定できる12件に海兵隊管理施設内で発生した23件を合わせると35件で、割合は約49%となっております。

また、刑法犯について県警の資料によると、平成20年の検挙件数52件のうち海兵隊員は40件で約77%となっております。

次に、米軍人・軍属等の基地外居住についての御質問で、基地外居住の実態等についてお答えいたします。

防衛省によると、平成21年3月末現在、沖縄県内の施設・区域外に居住している軍人・軍属及び家族の総数は1万1901人となっております。

また、基地外居住者については、平成20年に北谷町において住人が未明まで騒ぐなどの問題があったとされており、過去には基地外居住者による犯罪も発生しております。

同じく米軍人・軍属等の基地外居住についての御質問で、米軍人等の住民登録についてお答えいたします。

日本国籍を有しない者については、住民基本台帳法

第39条により、同法に規定する住民基本台帳への記録等、同法を適用しないこととなっております。

また、外務省によると米軍関係者が外国人登録をしていないことについては、日米地位協定第9条第2項の「合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、外国人の登録及び管理に関する日本国の法令の適用から除外される。」との規定により、外国人登録法の適用から除外されるとのことであります。

米軍人等の基地外居住者については、防衛省から市町村別の居住者人数が公表されておりますが、県としては、その実態が把握できるよう、より詳細な情報の提供を求めているところであります。

同じく米軍人等以外の外国人登録についてお答えいたします。

米軍人等以外の外国人登録につきましては、外国人の登録及び管理に関する日本国の法令に基づき、市町村において適切に行われているものと理解しております。

また、外務省によると、日米合同委員会合意において、米軍関係者として入国した者がその身分を失った後に、一般外国人として日本国にとどまり、またはとどまろうとするときは、米軍当局は、遅滞なく入国管理局長に必要な事項を通告しなければならない旨取り決められております。また、通常このような場合、日本国にとどまろうとする者が一般外国人としての在留資格申請を行い、許可があった場合のみ、米軍当局は当該米軍人等の日本国内における除隊、解雇等を行っているとのことであります。

以上のことから、米軍人等以外の外国人が登録しないで居住している可能性はないものと考えております。

同じく市町村への届け出を義務づけるなら何らかの対策が必要ではないかとの御質問についてお答えいたします。

米軍人・軍属等の基地外居住については、県はその実態を把握する必要があると考えており、渉外知事会を通じて国に対し、実態を把握できるよう情報を地元地方公共団体に提供できる仕組みを構築するよう求めています。

賃貸人による市町村への届け出という議員の御提言は、一つの御意見として承っております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 第1次産業の振興の中で、農家数、農業従事者数、主な農産物の生産量、

食料自給率の推移及び増減についてお答えいたします。

本県における農家数及び農業従事者数などの推移については、直近の統計値と比較すると、総農家数については、1970年の6万346戸から、2005年は2万4014戸で、3万6332戸の減少、年間1日以上農業に従事した農業従事者数については、1970年の15万2583人から、2005年は3万6911人で、11万5672人の減少、農産物生産量については、1973年を基準に主な品目で、野菜7万3600トンから、2007年は5万7882トンで、1万5718トンの減少、花卉200万本から2007年は3億4200万本で、3億4000万本の増加、さとうきび138万トンから2008年は88万トンで50万トンの減少、食料自給率については、公表されている数値で最も古いものと比較すると、平成10年度37%から平成19年度概算値は33%で4ポイントの減少となっております。

次に、農林水産業の位置づけについてお答えいたします。

本県の農林水産業は、亜熱帯地域の特性を生かした食料の生産を初め、地域文化の継承や教育の場の提供、国土の保全などの多面的機能を有するとともに、製糖業や食品加工業、観光産業などと密接に結びつき、雇用の場を確保するなど、県民の生活や県経済の発展に重要な役割を担っていると考えております。

次に、食料自給率向上と就業者数についてお答えします。

本県の食料自給率は、平成19年度の概算値で33%となっており、平成23年度の食料自給率目標を40%に設定しております。

県としては、食料自給率の向上を図るため、農林水産業振興計画に基づき、拠点産地の形成による生産供給体制の強化、流通・販売・加工対策の強化や地産地消の推進、担い手の育成や新規就業者の育成確保、農林水産業の基盤整備など、各種施策・事業を総合的に推進しているところであります。

本県の食料自給率を50%にすることについては、仮に米を増産したとして単純に試算すると、作付面積は1期作で約1万6000ヘクタールが必要となります。また、米の増産に見合う農業就業者数は、1戸当たりの平均規模が現状のまま変わらないと仮定して試算すると約1万8000人の増加となります。しかしながら、この試算では、米の作付に必要な面積の確保や所得の確保を図ることが厳しい状況にあります。

次に、担い手及び後継者育成対策による亜熱帯農業立県と21世紀ビジョンでの位置づけについて、一括してお答えいたします。

県では、農林水産業振興計画に基づき、亜熱帯の気象条件を生かした生産性の高い活力ある農業の確立を目指して、ゴーヤー、サヤインゲン、菊などの冬春期における生産拡大、マンゴー等の熱帯果樹の生産拡大、沖縄独自の島野菜の生産拡大、牧草の周年栽培による肉用牛の生産拡大、農商工連携によるシークワサーや薬用作物などの製品開発を推進しているところであります。

特に、将来の農業を維持・発展するためには、経営感覚にすぐれた担い手の育成確保が重要であることから、新規就農相談センター等での就農相談、農業後継者育成施設や先進農家での実践研修、耕作放棄地の再生利用による農地の確保など、関係機関との連携を強化し、新規就農者の育成確保に取り組んでいるところであります。

また、農林水産業の振興や担い手及び後継者の育成については、現在策定中の沖縄21世紀ビジョンにおいて、重要な位置づけとなるよう関係部局等と調整していく考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 第1次産業の振興に関する御質問の中で、県内の完全失業率と完全失業者数についてお答えいたします。

県全体の完全失業率と完全失業者数は、直近の平成21年10月現在において完全失業率が7.1%で、完全失業者数が4万7000人となっております。

次に、「沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金」に関する御質問の中で、「交通方法変更記念特別事業貸付基金」の使途の変更についてお答えします。

「交通方法変更記念特別事業貸付基金」は、昭和53年に実施された沖縄県の交通方法変更に伴い、市町村が国・県の施策に協力し、円滑な交通方法変更事業が達成されたことを記念して、国が県に交付する交付金を原資として昭和54年に創設されたものであります。

同基金は、市町村が行う道路事業、交通安全事業、街路事業等の実施に必要な低利の財源として有効に活用されており、その果たす役割は大きいものと考えております。

これまで20億円の原資を確保しつつ、平成20年度までに延べ388団体、803の事業に対し、約83億円の貸し付けを行ってきたところであります。

今後とも、市町村において必要な事業が円滑に執行できるよう、適切に運用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 沖縄の自殺の激増と命を守ることにについての御質問の中の、ことしの県内での自殺の実態、増加率、原因、対策等についてお答えいたします。

今年1月から10月までの自殺者数は、警察庁統計によると355人となっており、前年同期の284人と比べ71人、1.25倍の増加率となっております。

原因、動機等については公表がされておきませんが、過去の状況を見ると、「健康問題」が最も多く、次に「経済・生活問題」、「家庭問題」の順となっております。

県では、これらの原因等に着眼し、多重債務と「こころの健康相談会」等を各圏域ごとで実施しているところであります。

今後は、「自殺対策緊急強化基金」を活用して、民間団体や全市町村等への支援などこれまでの取り組みをさらに強化することにより、身近な地域の自殺対策の体制を強化してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） 休憩お願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時22分休憩

午後2時22分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○教育長（金武正八郎君） それでは、大平特別支援学校の校区見直しなどについての御質問で、通学区域等についてお答えいたします。

大平特別支援学校の通学区域の見直しにつきましては、庁内に作業部会を設置するとともに、保護者代表を含む有識者会議を開催し慎重に検討を重ねてまいりました。また、当該校PTA役員からの意見聴取や保護者説明会等を経て、「沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則」を制定しております。

また、通学区域の変更については、新規の入学者に限られるという経過措置があり、特例を定めるなど弾力的に対応してまいります。

なお、分離校については、通学区域の見直し、高等学校への分教室設置等を行い、その上で今後必要に応じて検討してまいります。

以上でございます。

○渡久地 修君 議長、休憩。答弁漏れ。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時24分休憩

午後2時26分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 21年10月末の検挙件数及び人員の中で、海兵隊による刑法犯の検挙状況ということで県警から情報をいただいておりますけれども、件数で36件、35名のうち、海兵隊員によるものが28件で、構成比は77.7%、人員としては35名のうち28名ですから80.0ということでございます。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 知事、今答弁にあった海兵隊の犯罪の件数ですね。4軍のうちの海兵隊の構成58%、そのうちことしが80%の犯罪の件数、これについて知事はどういう見解をお持ちでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時27分休憩

午後2時28分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 海兵隊の兵員の構成、全兵員の中の構成比をやっばり超えていると思います。多いと思いますね。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 非常に高い比率なんです。それで、きょうは知事、先ほど知事は抑止力とかいろいろ言いましたけれども、安保条約に賛成の人でもこの普天間基地あるいは海兵隊の駐留というのが本当に認められるのかという視点で、私、知事に再質問したいと思います。

まず、先ほど答弁ありましたけれども、日米安保で日本に基地を置くという点で、それは極東の安全、日本の安全ということになっていますね。

それで知事にお尋ねしますけれども、イラクとかアフガニスタンというのは極東の範疇なんですか。私はあれは中東だと思うんですが、その辺、知事の認識をお尋ねします。

そして2点目に、沖縄の海兵隊が現にイラク、アフガンに現在出撃している。これまでベトナムや湾岸戦争でも出撃した。現在イラク、アフガンに出撃しているということを県は確認していますよね。知事もその件については認識していると思いますけれども、それについて見解お聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時30分休憩

午後2時31分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（上原良幸君） 日米安保条約という60年に改定されました。極東条項が確かにあります。それに対しまして、あれは96年でしたかガイドラインで日米再編に至るまでのその経緯の中で、日米同盟そのものをそういう範囲についてはかなりいろんな議論が巻き起こっていることは確かでありますし、今現在アフガニスタンとかイラクに行っているのは、沖縄から直接出撃ではなくて、兵の移動というようなことも米軍は言っております。

以上です。

○渡久地 修君 議長、ちょっと休憩。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時32分休憩

午後2時32分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（上原良幸君） アフガニスタン、イラクが極東かということですけども、極東ではございません。中東です。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 今の、知事と一心同体の公室長の発言、非常に驚きですね。兵の移動だと言いましたけれども、平成17年3月30日、稲嶺知事が在日沖縄調整官に申し入れしていますね、それについて明らかにしてください、中身について。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時33分休憩

午後2時37分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（上原良幸君） まず、稲嶺知事の四軍調整官に対する普天間基地に関する要請なんですけれども、これは前の年に沖縄大にヘリが落ちた……。

○渡久地 修君 紹介してくれと言ったのであって、解釈聞いているんじゃないよ。中身を紹介してください。

○知事公室長（上原良幸君） 四軍調整官に対する要請の中身でありますけれども、昨年8月からイラクに派遣されていた第31海兵遠征部隊所属のヘリが4月1日に約2000名が沖縄に帰還するということを確認いたしました。県は、昨年8月のヘリ墜落事故を踏まえ

て、普天間飛行場の危険性を限りなくゼロに近づけるよう、日米両政府に強く求めてきたと。イラクに派遣されていた部隊が沖縄に帰還することは、普天間飛行場の危険性がもたらすことになる、到底容認できるものではないと。県としては、基地の過重負担の中で、日米両政府がヘリ墜落事故に大きな衝撃を受けた地域住民の心情に配慮し、イラクに派遣された部隊が沖縄に帰還しないよう求めますということです。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 稲嶺知事のときに県はこのようにちゃんと確認しているんですよ、認めているんですよ。それを仲井眞県政になって「移動している」、よくそんなことが皆さん言えますね。

これは2005年4月2日にホワイト・ビーチに帰ってきたときの写真です。（資料を掲示） そのときの報道官は、「日本国民も英雄として歓迎してください」と発表して、県民の反発を買ったんですよ。今でもどんどん派遣されている。「軍事研究」という権威ある本でも——ことしの12月号ですよ——現在でもどの部隊がどれだけ派遣されるかと詳しく書かれている。それを皆さんは移動していると。本当にそういう認識だから、県民からひんしゅくを買うんですよ。

それで知事、そもそも海兵隊というのは本当にどんな軍隊かというのを私、今度の質問のためにちょっと調べてみたんですけども、米国の法律がありますけれども、米国法では陸軍の任務というのは「合衆国の防衛」、それから空軍の任務は「領土の防衛」、「敵の上陸部隊の撃破」などが含まれています。海軍の任務は「洋上作戦での戦闘行為」と書かれています。じゃあ海兵隊は何かと言ったら、海兵隊の防衛の対象というのは、海外基地のみとされて第一義的任務は海外での上陸作戦、海上基地の奪取ということが書かれています。アメリカの国防報告でも相手国の軍隊が支配する領域に海上から強行突入して、その軍隊と戦闘行為を行いながら、後続の重装備部隊が入ってくるための拠点、いわゆる橋頭堡を築くというのが任務として位置づけられて、日本を守る部隊じゃないということはアメリカの法律で明確になっているんです。

先ほどあったように、海兵隊、米本国以外においてのこの沖縄ですね、うるま市にあります。海兵隊は、グアム、インド洋、地中海の3カ所に事前集積艦というのを常に置いて、いつでも出撃できるようにしていると言われています。沖縄の海兵隊はいつでも戦闘あるいは戦闘状態直前の状態に置かれていると言われています。

これはSACO合意のときに、政府の高官が協議の

ときに言ったことですが、沖縄駐留部隊の即応体制が維持できない案はのめない。常にレベル4でなければ、レベル4を維持する必要がある」、レベル5というのは戦闘行為です。「レベル4を維持する必要がある」と発言したと報道されています。沖縄の海兵隊は常にレベル4を維持しているんですよ。だから本当にいつでも戦闘状態だから、犯罪が多い、80%という状態があると。日本の安全どころか県民にとって最も危険な状態にあるというのが海兵隊です。

ですから、1975年、県議会はこのような犯罪を起こす海兵隊撤退という決議を全会一致で上げて、その後も海兵隊の兵力削減などの決議を何度も上げているんです。

海兵隊について、アメリカの議会では政府高官は何と言っているか。ジョンソン国務次官補、「われわれは通常兵力による日本の防衛に直接関係する兵力は、陸軍にしろ海軍にしろ、日本には持っていない」。マッキー在日米軍司令官、「日本に駐留する米国軍隊は、第一義的に日本本土の直接的防衛のためにそこにいるのではない」。ワインバーガー米国防長官、「沖縄に駐留する米海兵隊は、日本防衛の（任務）を割り当てられていない」、「アメリカは、日本防衛だけに専念する、いかなる部隊も日本に維持してはいない」と、アメリカの議会の小委員会が発言しています。

そして、これはことしの2月、安全保障懇話会というところで、日本の富沢元陸上自衛隊幕僚長、「日米安保体制はこの57年間の世界情勢の変化で大きな変化をとげたのだが、「日本の防衛は日米安保条約により米国が担っている」と考える日本人が今なお存在する。「在日米軍基地は日本防衛のためにあるのではなく、米国中心の世界秩序の維持、存続のためにあり」ということを講演で述べているんですよ。

知事、先ほど抑止力と言いましたが、これは自他ともに本当に認める抑止力ではない。海外に殴り込みをかける部隊、こういった部隊は知事がいかなる安保賛成の人でもこれは認められないんじゃないですかと問いたいんですけども、どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時43分休憩

午後2時44分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今、議員のお話、しかもよく勉強というか研究されていて、ほんとに感心いたしましたけれども、そういう意味で、軍の自身の構成員力といいますか、軍の中身、その機能、目的というも

のについて、今ここで先生ほどの私能力は持っておりませんが、いずれにしても、今度こういうものの内容は、政府間でそれぞれが専門の政府機関を持ってやっておりますから、まさに今の点なども含めて疑問を感じる点も確かに御指摘のとおりないわけではありません。新内閣のもとで、私どもももう一回これは整理整頓して、申し入れるべきは申し入れ、問い合わせすべきは問い合わせて、沖縄県民が納得できるような形で我々も新しい政府といろいろ協議をしまいたいとつくづく思ったところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 知事、ちょっとぐあい悪くなると国のものに持っていったりしますけれども、この一番の過重負担を押しつけられたのは沖縄なんですよ。その当事者、県知事だということをよく理解してこの問題をとらえないといけないと思います。

私は、今日の日本とても異常だと思います。密約の問題、それから「ショーザフラッグ」、「ブーツ・オンザ・グラウンド」有名ですね。そして10月にゲーツ国防長官が来て言ったら、外相が県外移設は考えられないと公約を翻したり、それから今資料をお配りしました在日米軍基地の75%から80%近くを日本が維持していると。アメリカにとってはこんないいところはないわけですよ。基地の維持費は出してくれる、気前のいい国、圧力をかければ言うことを聞く、米兵が犯罪を犯せば地位協定で守ってくれる、本当にこれはもう従属状態、服従だと思えるんですよ。

知事、フィリピンで91年に米軍基地撤去されましたけれども、これ私たち学ぶことがとても大事だと思うんですけども、91年にマルコス政権の独裁政治に反対する国民の戦いの中で、アキノ政権が誕生します。政権は、「外国基地の撤去」を掲げました。ところが、大統領になったら米国の圧力でだんだん基地容認に傾いていくんですよ。国民から公約違反という厳しい批判が起こります。今の日本と全くそっくりです。

アメリカは、「これで我々の関係はおしまいだ」と怒鳴って、関係断絶を迫って脅すんです。そのときの交渉団の団長が知事御承知のアーミテージ、当時の国防次官補だったそうです。上院は、うんと激しい議論の中で、「いかなる国においても外国軍が存在することは異常な状態である」、「米国との友好、協力、貿易は望むが服従は望まない」ということで、基地の使用協定を破棄をして粘り強い交渉でついにスービックとクラークの米軍基地撤去させているんですよ。私たちこれから学ばないといけない。ですから、堂々と沖縄の県知事として政府に対して、もう基地、沖縄のど

こにも置くことはできないと、ぜひアメリカと堂々とその立場で交渉してくれと、ぜひ沖縄の代表として知事、政府に迫っていただきたいんですが、どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井眞弘多君） 議員の今の迫力あるお話を受け、ぜひきょうはお話として政府に迫るかどうか、一回頭の整理をさせていただきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 私は、アメリカがなぜこんなにも今、強行に圧力をかけてきているかということを考えてみました。そうしたら知事、NHKの「“隣人”の素顔」というのをごらんになったと思いますけれども――95年少女の暴行事件が起きて、これずっと37回にわたって連載されたのを本にしたものですけども――このプロローグにこういうことが書かれています。「1995年の少女暴行事件をきっかけとした基地問題のうねりは、在沖米軍にも大きな衝撃を与えた。

（同胞の犠牲の上に築いた沖縄の基地から追い出されるかもしれない……。） 戦後半世紀にわたって、広大な基地を維持してきた米軍が初めて抱いた恐怖心だ。沖縄の基地を失えば、アジア・太平洋地域での戦略に決定的なダメージとなる。その恐れが米軍に「良き隣人」政策を打ち出させた。基地に反発する県民感情を和らげるのが狙いだった。」ということで、これ始まるんですけども、アメリカは恐怖心を抱いたとここに書いてあるんですよ。そのときの有名なラムズフェルド国防長官が望まれぬところには配備しないとまで言わせたんです。

ところが、現在どうか。ゲーツ長官は非常に強圧的になってきている。当時と現在違うのは何か。あのときは、県知事も基地なくしてくださいということで頑張っていた。沖縄県民全部立ち上がった。決定的に違うのは政権が変わったけれども、仲井真県政がそこにいることなんです。県知事が県内移設やむを得ないとずっと言い張っていることじゃないかなと私は思うんです。ですから、アメリカは政権が変わろうが、県知事がやっぱり県内移設やむを得ないと言い続けている限り、アメリカは自分たちの援軍だと思って私はこのように強行に出ているんじゃないかなと理解しているんですけども、私の見解について知事はどうお思いでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井眞弘多君） 議員の論理がなかなかしっかりされているので、そうかなという感じも受けますが、ただし今の中で私は前から申し上げていますよ

うに、そういうふうにお考えになるのは、無論これは自由ですが、私としましては、いずれにしてもベストは県外だというのは私も言い続けてますんで、ひとつその点だけは御理解いただきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 知事は今度の議会で、いつも私は県外がベストと何度も言っていますよと言います。しかし、きのうは日本語としてもちゃんとやっているんだと言っていました。私、この県外がベストだが一日も早い危険性除去のために県内移設やむを得ないというのを、私としてはこれ県内移設やむを得ないが中心だと受けとめているんですよ。アメリカでもそう受けとめていると思います。

念のために国語の先生に聞いてきました。習ってきました。この「ベストだが」の「が」は、接続助詞ということで、これはこの前に出てくる「県外がベストだが」というのは、譲歩の手法で、いわゆる結論は「やむを得ない」が結論、強調したいものはそれで、「県外がベストだがやむを得ない」を言うと、「県外がベストだが」は「やむを得ない」を強調するものになっていますよということなんです。だから、それは私もそう思っています。県民もみんな思っていると思う。僕は、アメリカも日本政府も、マスコミもそう思っていると思います。知事が望むと望まざるとにかかわらず、知事のこの言い方は当然そうなると思うんですよ。ですから、知事が県外がベストだと言い続けるんだったら、県内は認められない、困るとか、そういったところとか一切言わない。この際、言ったらどうでしょうか。どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時54分休憩

午後2時54分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の議員の非常に論理的なまた御指摘を受けて、ちょっとたじたじとなっているのが心境ですが、ただベストであるがというのが、今のその国語の先生の文法上の解釈と私が言っている意味は全く違って、私も県外というのがベストだと思っております。そこで「マル」をつけてもいいんですけども、そういうことです。私の実際の意味というのは、今の国語の先生の解釈とは大分違いがあると思っております。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 知事、それでは「マル」だったら、もう県内移設はやむを得ないという考えは取り除くと

いうことで理解していいですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 県外移設がベストである「マル」。一日も早い危険性の除去のためには、県内移設もやむなしということでは変わりありません。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 いずれにしても、県内移設容認は変わらないわけですね、県内移設容認論に立っているわけです。今の状況のもとで、「県内移設やむなし」、これを言い続けるということは、今のこういう政権が大揺れに揺れているもとでは、これはやむなしから早期にやってくださいという推進の論拠を与えることになってしまうと思います。ですから、今構図としては、知事とアメリカが日本政府に早くやって、辺野古にやってくれということ、そういう構図に今なっているということを感じすべきだと思います。

終わります。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

〔仲宗根 悟君登壇〕

○仲宗根 悟君 県民の皆様、こんにちは。

社民・護憲ネット、議席18番、仲宗根悟であります。

通告に従いまして、行政一般について質問を行います。

さて、11月8日の県民大会は、短時間の準備期間とはいえ県民の関心の高さ、そしてまた、関係者の努力もあって2万1000人の県民が結集したことは、辺野古への新基地は要らない、基地の県内のたらい回しはもう御免だの意思を改めて示すものでありました。

政府は、沖縄のこの民意を真摯に受けとめ、主権国家としてアメリカの圧力に屈することなく、辺野古への新基地建設を断念し、県民の長年の悲願である基地被害からの解放を実現することが政府の責務であります。

「大人になると、約束したことを守らなくてもいいのですか。」、「鳩山総理。「基地を造らない」はとても大切な約束です。約束は必ず守ってください」。家族5人で登壇した渡具知武龍君（12歳）の純粋で真っすぐな問いかけが会場に響き渡りました。「友達も含め全国民に思いを伝えるため、必死に考えた。」とのことであります。彼のひたむきな心、素朴な疑問は会場のすべての参加者の胸を打ち、だれもが共感をいたしました。感動そして怒りの県民大会の民意は大きく発信できたものでありました。県民の結集力こそが政府を動かし、政策に県民の声を反映させることが

できます。大会を支えた関係者の皆さんの御労苦に感謝を申し上げ、それでは質問をいたします。

まず最初に、知事の政治姿勢に関してであります。

知事就任満3年を迎えて、みずから掲げた公約の実現に向けて一生懸命頑張ってきてくれたというふうに思います。その公約の達成状況についてお伺いをいたします。

基地問題や雇用問題、経済・福祉・教育・文化・環境などあらゆる分野で「「おきなわ力」で大躍進」と、県民へお訴えになられてまいりました。この「おきなわ力」はどの程度達成されたとお感じになっていらっしゃるのかお聞かせをいただきたい。

(2)は、普天間基地の問題であります。

知事は、普天間基地は3年で閉鎖状態にするつもりでした。今でもそのことは堅持をしていますか。民主党も選挙公約で、普天間基地は県外・国外と叫んできました。前政権から県内ありきで県外・国外の検証もされないまま、読谷補助飛行場や嘉手納弾薬庫、嘉手納基地統合案など候補地に挙げられて、その都度県民は翻弄され続けてきました。そして基地を押しつけられてきました。

橋下大阪府知事も、基地の負担は全国で負担すべきと言っています。県民大会で翁長雄志那覇市長は、私も保革の枠を超え一歩踏み出した。今、県民は心一つにまとめることが大切だとも呼びかけました。今を生きる私たちは、50年先、100年先の未来の歴史の批判にこたえることのできる、そしてまた耐え得ることのできる判断が今求められていると思います。

今のこの時期こそ千載一遇のチャンスだと考えますが、知事、そして県議会一致して「オール沖縄」で政府に普天間飛行場の県外・国外を主張すべきだと思うのですがいかがでしょうか。

次に、読谷村の米兵によるひき逃げ死亡事件に関してであります。

我が沖縄県は、これまで枚挙にいとまがないほどの基地があるがゆえに起こる事件・事故に苦しめられ、心を痛め、傷つけられ、その都度、日米地位協定の壁に阻まれ屈辱を味わわれ、怒りに震え悔し涙を何度流したことでしょうか。民主党も野党のころ、地位協定の不平等さや不備の解消を求めてきたはずであります。身柄を要求された際は、前向きに対応したいと容疑者の所属するトリイ通信施設の司令官さえも安田読谷村長に伝えています。対等な日米関係を標榜するなら、厳しく抗議し身柄を要求すべきであります。安保によって引き起こされた米兵犯罪に奪われた県民の命の償いは、政府の責任であります。そのことも踏ま

え、事件の早期解決にはあらゆる手法を用いて当たるべきであります。県当局、県警察の見識について伺いをいたします。

(1)、事件の概要について伺いたい。

(2)、県警察は、米軍捜査機関との捜査体制はどうなっているのか。

(3)、報道によると、事故車両に付着している血痕等が被害者と一致しているとのことですが、容疑者と断定したのか。

(4)、容疑者は、出頭を拒否しているとのことですが、事実はどうなのか。

(5)、今回の事件で容疑者が県警察の出頭要求を拒否していることを考えた場合、日米地位協定を盾にしているものが大きい。県民は常に憤りを感じています。今こそ日米地位協定の改定を強く求めるべきです。知事の見識を改めて伺うものであります。

(6)、遺族への補償については、県民の権利を保障する観点から当然なされるべきです。県の見解を伺います。

3番目に、環境行政に関してであります。

私は、議会のたびに産廃場の問題を取り上げ問題提起、指摘も申し上げてまいりました。県の監視・監督のあり方が甘く、そして緩い。ないと困る施設だからと業者に対して顔色をうかがうような姿勢がありありと見られます。もっと毅然とした態度に改めるべきだと指摘を何度も申し上げてまいりました。また、安定型産業廃棄物最終処分場での管理において、埋め立て内の水質検査のための浸透水の採取のあり方についても提起をしてまいりましたが、現在のその取り組み状況についてお聞きをいたします。

(1)、安定型最終処分場における指導について。

ア、県は、去る9月18日に県内の産廃業者に対して、「安定型最終処分場に係る処理基準等に関する説明会」を行っていますが、その内容について伺います。

イ、浸透水の取水施設の設置指導の内容について伺います。

4番目に、水産行政に関してであります。

(1)、漁協信用事業統合促進利子補給事業についてであります。

ア、事業の内容について伺います。

イ、対象漁協は何か所で、計画どおり最終年度には統合促進資金を償還し完済する漁協はあるのでしょうか。

ウ、利子補給期間は平成13年から22年度の10年間で定めていますが、8年目（平成20年度）で打ち切られ

た漁協があるということです。この利子補給補助金は県、系統団体、市町村、それぞれ3分の1で利子補給支援がされ、県が打ち切ることによって残りの系統団体、市町村に影響を与え追従するが、この三者との話し合いもなかったとしています。どのような対処がなされたか伺います。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 仲宗根議員の御質問に答弁いたします。

まず、知事の政治姿勢に関するもので、公約はどの程度達成できたかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私は、知事就任以来、雇用の創出・拡大や企業誘致など産業振興に取り組みますとともに、県民福祉の向上や過重な基地負担の軽減など、沖縄が抱える諸問題の解決に全力で取り組んでまいりました。あらゆる面で施策を展開してまいりました。

これまでに沖縄県中小企業振興条例の制定、ドクターヘリの導入による救急医療体制の整備等につきましては実現いたしております。また、「沖縄県産業・雇用拡大県民運動（みんなでグッジョブ運動）」の展開、そしてIT津梁パークの整備、情報通信関連産業の集積など、雇用拡大と産業振興を図りますとともに、大学院大学の設置推進、そして那覇空港拡張整備促進、国際物流拠点の形成に向けた那覇空港ターミナル地区の整備促進などなど、各種基盤整備の促進を図ってまいりました。さらに、保育所入所待機児童の解消対策、そして沖縄国際アジア音楽祭の開催などに取り組みますとともに、農林水産業の振興や離島・過疎地域の振興、その他多くの施策についても事業化するなど、諸課題の解決に向け着実に前進していると考えております。

次に、知事の政治姿勢の中で、3年めどの閉鎖状態に係る御質問にお答えいたします。

県としましては、普天間飛行場の危険性を放置することはできないことから、同飛行場のヘリ等の運用を極力低減し、3年をめどに危険性の除去、騒音の軽減を図ることを機会あるごとに政府に対し求めているところでございます。また、「普天間飛行場の危険性の除去に関するワーキングチーム」などにおきましても政府と率直な意見交換を重ねてまいりました。さらに、去る9月の新政権発足後は、鳩山総理を初め各大臣との面談や軍転協の要請、環境影響評価準備書に対する知事意見の中などで、普天間飛行場の一日も早い

危険性の除去を求めたところでございます。

県としましては、今後とも普天間飛行場の危険性の除去につきまして具体的な方策の提案、実施に向けさらに検討を加速させるよう政府に求めていると考えております。

仲宗根議員におかれましても、国政政権与党に所属される議員として、ひとつぜひお力添えお願いいたします。

同じく知事の政治姿勢の中で、普天間飛行場の県外・国外への移設についての御質問にお答えいたします。

市街地の中心部に位置します普天間飛行場は住民生活に著しい影響を与えており、周辺住民の不安や騒音被害などを解消することが喫緊の課題となっております。この間、政府におきましては、米軍再編合意に基づき名護市辺野古への代替施設建設に向けて取り組んできたところでございます。

こうした中、新内閣が発足し、鳩山総理の「地元の皆さまの思いをしっかりと受け止めながら、真剣に取り組む」とした所信表明などを受け、沖縄県内では、県外移設の実現を期待する声が非常に高まっております。

県といたしましては、これまでも申し上げてきましたとおり県外移設が最も望ましいと考えており、政府が具体的な県外移設案を提案するのであれば、政府の方針を積極的に支持するものであります。県は、普天間飛行場の一日も早い危険性除去のため明確な方針及び具体案を示していただくよう、政府に対し要望しているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 黒木慶英君登壇〕

○警察本部長（黒木慶英君） 読谷村の米兵によるひき逃げ死亡事件について、事件の概要と米軍捜査機関との協力体制はどうなっているかについてお答えいたします。

本件は、本年11月7日午前、読谷村字楚辺1383番地2北方約200メートル先道路において、歩行中と思われる外間政和さん（66歳）をはね、同人を救護することなく、また事故を通報することなく現場から逃走し被害者を死亡させた事件であります。

ひき逃げ事件は、本年11月7日午後、本件事故現場付近を通りかかった通行人からの110番通報により事件を覚知し、所要の捜査を実施したところ、修理工場に持ち込まれた車両と被害者の結びつきが濃厚になっ

たことから、ひき逃げ死亡事件として捜査をした結果、車両を修理に出した米軍人を被疑者として特定し、現在、米軍捜査当局の協力を得ながら鋭意捜査を継続しているところであります。

また、米軍捜査機関との協力体制であります。ひき逃げ事件を覚知後、事案の全容解明に向けて必要な協力を得て捜査を実施しているところであります。

次に、容疑者として断定したのか、容疑者は出頭を拒否しているのかについて一括してお答えいたします。

これまでに収集した証拠資料や捜査結果等から総合的に判断し、米軍人を被疑者と見て捜査を行っているところであります。また、被疑者については、11月11日から米軍当局を通じて出頭要請を行い事情聴取を行っておりましたが、11月14日以降、米軍当局から本人が出頭要請に応じられない旨申し立てているとの連絡を受け、それ以降、現在まで出頭していない状況にあります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 読谷村の米兵によるひき逃げ死亡事件に関しましての御質問で、日米地位協定の見直しについてお答えいたします。

日米地位協定は、一度も改正されないまま締結から約50年が経過しており、人権や環境問題などに対する意識の高まり等の中で、時代の要求や県民の要望にそぐわなくなっていることなどから、沖縄県においては11項目にわたる抜本的な見直しを要請しているところであります。

その中で、裁判権については日本側の裁判権の対象となる被疑者が米側によって拘束された場合、日本側の起訴前の拘禁移転要請に米側が応ずる旨明記することを求めています。また、新政権においても「日米地位協定の改定を提起」するとしており、県としましては、日米地位協定の見直しについて、その実現に向け引き続き渉外知事会等と連携しながら日米両政府に求めていると考えております。

同じくひき逃げ事件との関連で、遺族への補償についてお答えいたします。

事件につきましては、現在、県警において捜査中ですが、県としましては、詳細が明らかになり次第、御遺族の心情や意向に配慮しながら、十分かつ速やかな補償がなされるべきであると考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 環境行政に関しての御質問で、安定型最終処分場に係る処理基準等の説明会の内容についてお答えいたします。

県は、廃棄物処理法に規定する処理基準等の周知を図り、安定型最終処分場における適正処理を徹底するため、去る9月18日に事業者に対する説明会を開催しております。

説明会におきましては、1、廃棄物処理法で定められた処理基準等の内容、2、処理基準等違反に対する県の方針、3、処理基準等を遵守するために処分業者が講じるべき措置等について説明しております。

次に、浸透水採取設備設置の指導内容についてお答えいたします。

廃棄物処理法では、浸透水採取設備の構造、深さ等について具体的な基準が定められておりません。そのため、一部の最終処分場で浸透水採取設備の水がかれてしまい、採水ができなくなってしまうなどの事例が発生いたしました。

このようなことから、県は他県の事例調査を行い、その結果をもとに浸透水を確実に貯留・採水することができる構造について、図面等を用いて具体的に示しております。また、設置する場所及び深さにつきましては、引き続き他県の状況を精査・検討した上で県の指導方針を決定し、安定型最終処分場を設置する産業廃棄物処分業者へ指導していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 水産行政に関しての中で、漁協への利子補給事業の内容、対象漁協及び県の対応について一括してお答えします。

漁協信用事業統合促進利子補給事業は、平成13年3月に県内漁協の信用事業を沖縄県信用漁業協同組合連合会に一元化する際に、同連合会から資金の借入れが必要であった4漁協に対し、県・関係市町村及び漁業団体がそれぞれ3分の1ずつ利子補給の支援を行う事業であります。

対象漁協のうち、読谷村漁協については平成19年度決算において約1100万円の利益を計上しており、当該補助金交付要領の「利子補給を受けなければ資金返済が困難な漁協」に該当しないため、平成20年度から利子補給を中断しているところであります。しかしながら、平成21年10月13日に当該漁協の前組合長及び参事から、水揚げの減少等により経営状況が厳しくなっ

ているとの現場の状況を踏まえ、利子補給を再開してもらいたいとの要請がありました。

県では、この要請を踏まえ、読谷村及び漁業団体と協議し、去る11月27日に開催された漁協経営改善管理委員会において、県が経営状況を精査した上で支援を再開することを確認したところであります。また、信用事業統合促進資金の返済期限は平成22年度となっておりますが、いずれの漁協においても完済は厳しい状況で、新たな資金の借りかえによる返済が想定されており、今後、関係市町村及び漁業団体と対応策について検討していくこととしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 質問の途中でありますが、仲宗根悟君の再質問は時間の都合もありますので休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後3時22分休憩

午後3時46分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前に引き続き仲宗根悟君の再質問を行います。

仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 それでは、順を追いまして再質問を行いたいと思います。

まず知事の公約についてでございますけれども、3年での閉鎖状態の件でございますが、私も3年前の知事選挙に当たって、3年で閉鎖をするんだということに興味が非常にございまして、3年で何とか普天間が閉鎖ができるのであれば応援したいなという思いもございました。現在でも私自身もお手伝いできればという思いでございます。

知事のお出しになりました「世界の宝、おきなわ力で大躍進」の中で普天間基地のことが、普天間飛行場は危険性を一日も早く除去するために、キャンプ・シュワブなどの暫定ヘリポート機能を緊急に整備することなどを含めて、あらゆる方法を検討して、3年で基地機能を停止、閉鎖状態を実現するというような内容のものなんですけど、ここで言うあらゆる方法というふうにも明記してあるんですけど、このあらゆる方法というのはお考えがあるのかどうか。そのあらゆる方法の中に県外ですとかあるいは国外、それから機能の分散とかいうようなものが含まれてのあらゆる方法を検討するというような訴え方をなされているのか、その辺いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時48分休憩

午後3時48分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（上原良幸君） これまでに危険性除去のためにいろんな施策を実施してまいりました。これはワーキンググループのほうでやってきましたけれども、例えば飛行経路にかかわる安全の向上ということで、その外にあります例えばゴルフ場の障害灯を設置したり、飛行場の中の樹木の伐採でありますとか、不要な工作物の除去とかがございます。それから、来年1月から3カ月間かけて航空機の飛行状況の調査も今後やることになっております。しかし、最終的には訓練の移転ということができないかということで政府に対しては要求しております。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 今ずっと答弁を聞いていますけれども、やはりこの閉鎖状態のことでは政府に機会あるごとに要請をしてこられたんだと。何もしていないんじゃないくて、どんどんどんどん要求もしてきたと。ということは、この3年の間、政府がやはりこの沖縄の皆さんの思いを、閉鎖状態にさせていただきたいこの要請を、聞く耳を持たなかったというようなことになるんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（上原良幸君） まず、政府が移設協議会の中にそういうワーキングチームをつくったという事実は、僕は大きいと思います。これは今まで5回実施しましたけれども、その中で先ほどやった施策をそこで確認してきております。もちろんこれから訓練の移転ということになりますと、相手がありますのでなかなかすぐに「はい」というわけにはいきませんけれども、今後それについても政府と協議していきたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 今後も3年めど、3年でもなくてこの閉鎖状態についての要請・要望というのは今後もずっと続けていくんだというようなお話ではありますけれども、ヘリ1機たりとも飛ばない閉鎖状態の実現に本当にどういうふうな具体的な戦略・戦術がおりなのか、その辺いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（上原良幸君） 今の普天間でヘリが飛ばない状況というのが恒久的にできるかというのは、これは大変難しい話で、だからこそ移設をするわけでありまして、どこに移設するものであれ、その間の一時的な期間の訓練をどこかに移転をしてくれということとであります。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 はい、承知しました。3番目の、県外・国外に主張すべきという点なんですけれども、各種世論調査の結果も大半が県外・国外ですよ。那覇市議会も県外・国外の意見書を可決しておりますね。そして沖縄県内の市町村長もまた県外・国外を求める立場が多くて、だんだんだんだんその向きに変わってきていると。今この現状で、大分沖縄の皆さんが県外・国外と固まりつつあるこの中で、これはやはり知事が英断すべきだというふうに思うんですが、最後に、どうぞ知事、お願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 先ほどの渡久地議員にもお答えしたとおりであります。確かにいろんな議会でも議員おっしゃったような方向にあることは私もよく知っております。そして30日に総理にお会いしたときのあの文書は公表されておりますが、基本的にはやはり県外が県民の意思でもあるし、私もベストですよということは申し上げて、やむを得ないという部分というのはほとんど封印寸前までは来てはいますけれども、ただ、やっぱり朝日新聞のインタビューでも私申し上げたんですが、その一つの可能性というだけで現実の基地の処理というのは最終的に本当に落ちつくのだろうか。これは今の政府が本気で一生懸命やっていたく姿と、せめて案とか工程表らしきものでも出してくれば、私は先ほどから答弁していますように、これは私も一生懸命むしろ政府の応援みたいな、恐縮ですが応援も兼ねてやりますよと申し上げているとおりですが、今現在、まだ議員のおっしゃるようなところまではまだ踏み切れない状態です。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 それではひき逃げ事件について伺います。

県警本部長のほうに伺いたいんですが、今、出頭に応じないとやきもきしているんですね、皆さん。そうであれば、今どのような対策をとっているのか、お持ちなのかお伺いしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

○警察本部長（黒木慶英君） 現在も説得の努力を継続していることはもちろんであります。被疑者の供述が得られないことを想定し、所要の立証に全力を挙げることにしたところであります。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 代表質問からこの件についてお聞きしていますが、県警察と米軍捜査機関は、捜査体制において非常に協力関係は構築できているんだというふ

うなことであるんですが、あと何が足りなくて、どう
いうことが支障になっているのか、その辺はいかがで
しょうか。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

○警察本部長（黒木慶英君） 被疑者の出頭について
継続的に説得を行うほか、捜査嘱託等その都度必要な
捜査協力を得られているところでございますが、現在
被疑者が出頭を拒否し、かつ可視化が実現されない限
り供述を拒否するとしているため大変難しい捜査に
なっております。

県警といたしましては、地位協定の枠組みや規定さ
れた法や手続に従って事案の真相解明になお努力を傾
注してまいりたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 今度は県当局の皆さんにそのひき逃
げについてお伺いしたいんですが、県当局として、こ
の容疑者の所属する部隊に対して打開策ですとか、あ
るいは捜査協力などを申し入れたと思うんですよ。ど
ういった感触が得られたのかどうか、お願いします。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（上原良幸君） 捜査協力につきまして
は米軍に申し入れもしましたし、また知事からも何度
か答弁しておりますけれども、いろんな機会にぜひ協
力してくれということはお伝えしております。

これからどうするかということでございますけれど
も、これはどうしても捜査の進展を踏まえて対応せざ
るを得ないという状況でございますので、今、捜査を
見守っているということでございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 もうこれは容疑者として断定し得る
条件というのも満たされて証拠も十分にそろっている
今の状況の中で、すぐそこまでしょっぱけというよう
な状態の中で、やはり金網の中はしょっぱけないと
いう事実、そのことに非常に県民の皆さんもいら立っ
ていると思うんですよ。ひょっとしたら政府の対応次
第では捜査の進展状況も変わってくるのかなと思っ
たりもするんですが、今、政府のその姿勢について県は
どういうお考えでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（上原良幸君） 当然基本的には、私が
今申し上げた形で捜査の進展に対応するということだ
と思います。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 ぜひ早期解決を願いたいというふう
に思っております。

13日にこの件について読谷村では、このひき逃げ事

件に対しての抗議村民大会が開かれますが、県首脳と
して参加の意思があるかどうかお伺いしたいんです
が。要請がございますか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（上原良幸君） 要請があることにつ
いては聞いておりません。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 ぜひ要請がございましたら、13日2
時からですので、どうぞ御参加をよろしくお願いした
いというふうに思います。

それでは産廃場の件ですけれども、今回説明会を開
いたということは、業者にとって適切な運営を義務づ
けるためにも、そして周辺住民にも安心を得るため
にも非常にいいことだと私は評価しております。そし
て、その廃棄物を出す側にもやはり責任はあると思う
んですが、その受け入れ廃棄物の性状の確認の徹底で
すとかあるいは展開検査、選別の徹底等強化すべきこ
とが山ほどあると思うんですが、その辺についてはど
のような指導がなされたのかお聞きしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

○文化環境部長（知念建次君） 9月18日の説明会
の内容のもう少し詳しい説明をさせていただきます。

まず具体例を挙げて説明をする必要があるかとい
うことで、例えば処理基準につきましては、弁当がら
など有機物が付着した廃容器包装の埋め立て禁止、あ
るいは安定型産業廃棄物以外の付着混入防止措置、そ
れから埋め立てする廃プラスチック類及びゴムくずの15
センチ以下への破碎徹底等、あるいは構造基準につ
いて浸透水採取設備の設置等、あるいは維持管理基準
について展開検査の徹底、それから浸透水による最終
処分場の周辺の地下水の水質への影響の有無を判断
することができる地下水の観測用井戸の設置等につ
いて説明会を催したということでございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 次に、その浸透水の採取施設につ
いてです。

この浸透水採取の設備の場所、先ほど部長は他県を
参考にしながら考えていくと、深さについてですね。
この深さの指針そのものというのは県は今お持ちで
ないということだと思うんですが、私は不透水層
まで掘り下げて持って行って取水すべきだというふう
に思うんですが、その深さの指針について県の考え方
をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

○文化環境部長（知念建次君） 場所あるいは深さに

つきまして、今、保健所等にも調査の精査状況を意見聴取していますので、年内にはその指導方針というかそういう方針が決定されるような状況にもっていった上で改めて説明をしていきたいというふうに考えています。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 最後に、読谷村の沖広産業での改善は終わりました。そこで住民もまたもう一度その土壤検査の実施を求めているんですが、その点について、皆さんどういってお答えをしたのかお聞かせいただけますか。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

○文化環境部長（知念建次君） 住民の方々から土壤調査の計画書が今県に提出されてございますので、それを県のほうで検討した上で分析項目とか分析方法について住民の方々と協議をして、その協議が整って具体的な調査計画書をまとめていきたいと思っています。その調査計画書がまとまり次第、事業者に対して県のほうから申し入れ、調整をしていきたいというふうに考えています。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 土壤検査をさせるの。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

○文化環境部長（知念建次君） 土壤調査については事業者の協力が必要ですので、その協力の申し入れについて県のほうからきちんと申し入れをして、事業者のほうとも調整をしていきたいというふうに考えています。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 その協力が必要ということなんですが、非協力の場合、協力しないという場合は県の対応はどのようにお考えでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

○文化環境部長（知念建次君） 事業者に対しましては、調査の実施について協力していただけるように指導を含めて調整していきたいというふうに考えています。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 指導監督はやはり県ですので、これは協力をいただくとかいうんじゃないしに、どんどんさせるべきだというような指導ということをお願いしたいと思います。いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

○文化環境部長（知念建次君） そのように努めていきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽 宗儀君 こんにちは。

通告に基づき、一般質問を行います。

初めは、教育問題についてです。

うるま市の中学校で引き起こされた集団暴行死亡事件は、改めて沖縄の教育の深刻な実態を浮き彫りにしました。この危機的状況を脱するために、現在の教育の問題点を県民の英知でえぐり出し、対策をとるべきだと痛感しています。

そこで質問します。

(1)、中学生集団暴行死亡事件の調査結果を明らかにしてください。

(2)、その原因について教育長と教育委員長の見解を伺います。

(3)、これまでに発生した集団暴行死亡事件は何件で、それぞれの原因について説明してください。どのような再発防止策をとってきたか。なぜ、また今回発生したのか、教育行政の責任は何か、明らかにしてください。

(4)、学校教育におけるいじめ、不登校、いわゆる学級崩壊など解決すべき課題にどのような取り組みをしてきたか、説明してください。

(5)、沖縄が少年非行全国一の県になっている最大の責任は現在までの教育行政にあると考えますが、この際、自己分析を深め問題点を洗い出し、解決策を打ち立てるべきだと思いますけれども、決意を伺います。

(6)、現在までの教育行政が少年非行全国一県をつくり出してきていると思います。その最たる要因になっている学力向上推進運動と全国学力テスト対策中心の「差別と選別」、「競争主義」教育は根本から大転換をすべきです。所見を伺います。

(7)、学校の管理体制の強化をやめ、学校の民主的運営で教師が伸び伸びと教育に専念できるようにし、教師の多忙化などすぐに改善できる問題は解決すべきです。決意を伺います。

2番目の質問は、泡瀬干潟の埋立問題です。

(1)、埋立事業に経済的合理性を欠くと指摘した判決が確定しましたが、県はどのように受けとめていますか。

(2)、それでも埋立工事を推進する立場ですか。

(3)、泡瀬干潟の埋立事業は、市民多数の要望があると説明してきましたが、沖縄市が実施した市民意識調査では支持する意見はわずか11.8%しかないことが発表されました。県はその調査結果をどう受けとめていますか。

(4)、県財政が逼迫している中で、無駄な公共工事で

ある埋立工事を莫大な税金を投入して進める理由は何ですか。

3番目に、沖縄市の新焼却炉建設問題について質問します。

(1)、沖縄市の北部地域に産業廃棄物処理施設が過度に集中している問題で、沖縄市や地域自治会などから要請が出されていますが、どのような内容ですか。

(2)、それに対して、どのように対応していますか。

(3)、農振地域に施設が建設されている問題で、農振法違反で刑事告発を含めて厳正な対処を求めてきましたが、どう対応してきましたか。

(4)、ごみ山問題も違法を野放しにしているが、取り締まりできない理由があるのですか。

(5)、海邦町に建設されようとしている産業廃棄物処理施設は、地域住民や市当局が反対していますが、その理由は何か。それに対してどう対応していますか。

4番目に、基地外居住米軍関係者の犬の適正飼育についてお聞きします。

基地外居住米軍関係者の飼っている闘犬（ピット）が市街地に逃げ出して県民に不安を与えていますが、その実態と対策について説明してください。

5番目に、生物多様性締結国の国際会議について質問します。

来年、2010年は名古屋で第10回生物多様性条約締約国会議（C O P10）が行われます。本来ならば亜熱帯性の気候の特性を持ち、全国で最も豊かな生物多様性の沖縄でこそ開催されるべきだったと考えます。

そこで質問です。

(1)、生物多様性締約国会議（C O P10）の100日前集会の沖縄開催について、積極的な誘致のための取り組みを行うべきだと思いますがどうですか。

(2)、生物多様性締結地域戦略の作成はN G Oと行政が協働でやっていくと思いますが、どうなっていますか。

6番目の質問は、米軍基地問題についてです。

(1)、米軍再編と新基地建設について。

知事は、普天間基地問題で、県外移設がベストだが一日も早い危険性の除去のためには、県内移設もやむを得ないと発言されてきましたが、私はその内容が理解できません。よくわかるように説明してください。

ア、なぜ県外移設がベストですか。

イ、一日も早い危険性の除去のためには、なぜ県内移設なのです。

ウ、辺野古に新基地建設が決まってから13年になるのに、建設のためのくい一本も打てないのはなぜか。知事はその実態を知っているのか答弁してください。

(2)、海兵隊について。

ア、海兵隊の任務は何ですか、沖縄を守る任務があるのですか。

イ、在沖米軍の人数は何人で、海兵隊の人数と占める割合は幾らですか。

ウ、復帰後の米軍関係の事件・事故、犯罪の実態はどうなっていますか。そのうち海兵隊の占める割合はどうなっていますか。

エ、これまでの県議会が海兵隊の削減・撤退を決議した回数は幾らですか。

(3)つ目に、日米安保条約50年について。

ア、日米安保条約が沖縄を守ってきたという根拠は何ですか。

イ、すべての米軍基地を撤去したら、沖縄はどうなると思いますか。戦争に巻き込まれるおそれがあると考えますか。

ウ、安保条約第10条について説明してください。

エ、「守礼の邦」沖縄には軍隊は必要ありません。安保条約を終了させるために沖縄から声を上げるべきだと考えます。知事の決意を伺います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 嘉陽議員の御質問に答弁いたします。

6番目の米軍基地問題に関する御質問の中で、6の(1)のアとイが関連いたしておりますので、一括して答弁いたします。御質問の中身ですが、県外ベストの理由及び県内移設の理由についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄の広大な米軍基地の整理縮小を求めることが県の基本姿勢であり、普天間飛行場についても県外へ移設することがベストだと考えております。また、キャンプ・シュワブへの移設は、米軍再編協議において日米両政府が合意をし、地元名護市や宜野座村も基本的に合意しているものであります。

これに基づき政府が環境影響評価手続を進めたことから、県といたしましてもこれまで対応してきたところであります。

次に、同じく米軍基地問題の中で、辺野古代替施設建設が進まない理由は知っているかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

普天間飛行場の移設につきましては、平成8年12月のS A C Oの最終報告、そして平成11年12月の名護市の代替施設受け入れ表明及び「普天間飛行場の移設に関する政府方針」の閣議決定を経て、平成14年7月に基本計画が策定されました。その後、公共用財産使用

協議や環境影響評価調査などの諸手続が進められてきましたが、平成17年10月の日米安全保障協議委員会いわゆる2プラス2におきまして、米軍再編の中間報告として、キャンプ・シュワブの海岸線にL字型の新たな移設案が合意されました。そして平成18年4月の政府と名護市等との基本合意を経て、平成18年5月の米軍再編の最終報告において、現行のV字型滑走路を建設することが合意される等さまざまな経過をたどり、現在に至っているものと認識をいたしております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは教育問題についての御質問で、中学生集団暴行事件の調査結果についてお答えいたします。

去る11月17日午前8時過ぎ、うるま市の空き地にあるプレハブ小屋から中学生が転落したとのことで、救急車で病院に搬送されましたが、8時間後に死亡いたしました。死亡したのは、うるま市の中学校2年生男子生徒であります。警察は当初、転落事故としてとらえておりましたが、体に殴られたような跡があったことから、暴行による事件の可能性があるとのことで捜査を進めたとのことであります。11月20日に被害生徒と一緒にいた4人と、新たに関与が判明した4人の合わせて8人のうち、5人が傷害致死容疑で逮捕され、3人が児童相談所へ送致されました。加害生徒は、被害生徒と同じ学校に通う中学2年生であります。事件の背景等については、現在、県警やうるま市教育委員会で調査中であります。

次に、集団暴行事件の原因についてお答えいたします。

今回の事件や、これまでの青少年による集団暴行事件における背景や要因等については、どの事件にも共通することとして、規範意識の低さや基本的な生活習慣の未確立などの本人の課題、親子の触れ合いの少なさなどの家庭の課題、夜型社会や他人の子供に無関心であるなどの地域社会の課題、子供への指導・支援などの学校の課題等のさまざまな要因が関連しているものととらえております。

次に、集団暴行事件の発生件数とその原因についてお答えいたします。

平成4年以降、県内で中学生が命を失った集団暴行事件は4件発生しておりますが、その原因や背景については、本人の課題や、家庭の課題、地域社会の課題、学校の指導・支援体制の課題など、さまざまな要

因が複合的に関連しているものととらえております。

県教育委員会としましては、これまで過去に発生した事件の教訓から、毎月1回「人権を考える日」を設定したり、「いじめに関するアンケート」を実施するなど、「自他の命の大切さ」や「思いやりの心」をはぐくむために学校の教育活動全体を通じて道徳教育や人権教育の充実を図ってまいりました。しかしながら、そのような中で今回の事件が起こってしまったことはまことに痛恨のきわみであります。

次に、いじめ等の解決すべき課題への取り組みについてお答えいたします。

いじめに関しては、「しない、させない、見逃さない」という毅然とした姿勢で、学校、家庭、地域、関係機関等がそれぞれの役割を果たしつつ、防止に取り組んでおります。

不登校への対応としては、一人一人を十分理解し、個に応じたきめ細やかな指導・支援が大切であると考え、「スクールカウンセラー」や「児童生徒生活支援員」等を活用することにより、学校における教育相談体制の充実に努めております。

学校生活の基盤は学級であり、児童生徒間、教師と児童生徒間に望ましい人間関係を築き、毎日を生き生きとした学校生活を送れるよう、学級経営の充実に努めているところであります。

次に、沖縄の非行の問題点と解決策についてお答えいたします。

児童生徒の非行及び問題行動の背景には、夜型社会や他人の子供に無関心であるなどの地域社会の課題、規範意識の低さや基本的な生活習慣の未確立などの本人、家庭、学校の課題等が考えられます。

このことを踏まえ、県教育委員会としましては、学校において規範意識を高める取り組み等の充実を図るとともに、「立ち直り支援コーディネーター」の配置や「問題を抱える子ども等の自立支援事業」等により、関係機関及び地域と連携した「子どもの居場所づくり」を推進しております。また、「地域の子は地域で守る」という視点から、スクールエリア対策、安全学習支援隊、警察と連携した対応を行っております。

今後とも学校、家庭、地域、関係機関・団体等と緊密な連携を図るとともに、それぞれが役割を果たし、児童生徒の問題行動の未然防止に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、学力向上の取り組みについてお答えいたします。

本県の子供たちに一人の人間として自己実現を図り、未来を切り開き世界に羽ばたくなど、県内外を問

わず堂々と振る舞うことができる確かな学力を身につけさせることは、県民の願いであり責務だと考えております。

県教育委員会としましては、今後とも幼児・児童生徒一人一人が学びを楽しみ、高める「わかる授業」の構築を基軸に、「生きる力」の要素である確かな学力や豊かな心、健やかな体などをバランスよくはぐくむため、学校、家庭、地域、行政が一体となった県民総ぐるみによる学力向上の取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、学校運営等についてお答えいたします。

学校運営につきましては、教職員はもとより、PTA、地域及び関係機関等のさまざまな意見等を踏まえながら、学校長の責任のもとで行われているものと認識しております。また、教師の業務の負担軽減につきましては、現在具体的な改善策として、定時退校日、ノー部活動日の設定、会議の精選、報告書の簡素化等に努めているところであります。

県教育委員会としましては、教職員がともに信頼関係を築き、学校長のリーダーシップのもと、相互に協力し合える職場環境づくりを支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育委員会委員長。

〔教育委員会委員長 比嘉梨香さん登壇〕

○教育委員会委員長（比嘉梨香さん） それでは教育問題についての御質問で、集団暴行事件の原因についてお答えいたします。

14歳の中学生が暴行を受け、とうとい命を失い、同級生8人が逮捕・補導されるという痛ましい事件がまた起こってしまいました。逮捕の知らせを受けたとき県外にいた私は、矢も盾もたまたまらず、帰ってすぐに学校現場を訪ねました。そして初七日のお焼香に伺いました。あどけなさの残る遺影を前に本当に胸が張り裂けそうでした。

中学生がかかわり、命を失う事件は今回のみならず、石垣、浦添、北谷でもありました。県教育委員会委員長として、このようなことを起こさないために何をなすべきなのか悩み続けております。

まずは行動と、11月26日に臨時県教育委員会会議を開催いたしました。各委員の専門的視点を交えた意見はホームページで公開しております。原因の解明と再発防止に向けた取り組みは、金武教育長を中心に行っておりますが、私ども合議制の教育委員会も、現場の声や各方面の意見、ニーズを総合して大所高所から教育行政の基本的方針を決定するという役割と責任を全

うすべく教育長とともに行動してまいる所存でございます。

ここでお願いがございます。子供一人一人をたくさん目の目が見守る社会が本当に必要だと思います。県議の皆様、県執行部の皆様、そして、全県民の皆様、どうぞお知恵をお貸しください。そしてそれぞれのお立場で私たちとともに行動していただけますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 泡瀬干潟の埋立問題についての御質問で、控訴審判決についてお答えいたします。

控訴審判決においては、「土地利用計画の全容が明らかになっていない現段階においては、これに経済的合理性があると認めることはできないといわざるを得ない」となっております。しかしながら、土地利用計画の見直しや、埋立免許等の変更に必要な調査費等の支出については認められており、経済的合理性を有する土地利用計画を作成することが重要と考えております。

同じく泡瀬干潟の埋立問題についての御質問で、埋立工事の推進についてお答えいたします。

泡瀬地区埋立事業は、本島東海岸地域の経済活性化を図るための経済振興策として地元からの強い要請に基づき進められてきたものであります。また、沖縄市長は去る10月に「第Ⅰ区域は、沖縄市のために活用していきたい」との見解を示しております。

県としましては、地元の要請にこたえるためにも、市による土地利用計画見直し結果を踏まえた埋立免許の変更等の必要な手続を行い、事業を早期に再開できるよう努めていきたいと考えております。

同じく泡瀬干潟の埋立問題についての御質問で、市民意識調査の結果についてお答えいたします。

沖縄市において行われた「生活環境意識調査」における重点施策に係る調査は、重点施策としての特に力を入れてほしいと思う事業を25施策の中から3つを選ぶという調査内容となっており、東部海浜開発に対する個別の意識調査ということではないと認識しております。本調査結果を見ると、医療、福祉、年金等に関する事業が上位を占め、東部海浜開発事業は25施策中のうち9位となっており、特に本事業に対する市民の支持が低いということではないと考えております。今後、沖縄市においては、本事業に対し市民の理解をさらに深めるため、積極的に広報活動を行っていくとの

ことであります。

同じく泡瀬干潟の埋立問題についての御質問で、埋立工事を進める理由についてお答えいたします。

泡瀬地区埋立事業は、本島東海岸地域の経済活性化を図るための経済振興策として、地元からの強い要請に基づき進めてきたものであります。また、本事業は新港地区における港湾整備と密接に関係しており、新港地区東埠頭背後地における企業誘致にも寄与することから、本県の経済活性化を図る上でも重要な事業であり、早期に再開できるよう努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 沖縄市の新焼却炉問題についての御質問との関連で、沖縄市や地域自治会からの要請の内容についてお答えいたします。

沖縄市北部地域に焼却施設が計画されていることに関連して、沖縄市長、池原、登川、知花自治会、倉敷ダム流域振興促進協議会から県に対し要請がありました。その内容は、（株）倉敷環境、（株）環境ソリューションの新炉の建設に反対であること、産業廃棄物処理施設の沖縄市北部地域への過度の集中を避け、県内に分散・平準化すること、違法状態にある貯留産業廃棄物を是正するよう指導することというものでございました。

次に、要請への対応についてお答えをいたします。

（株）環境ソリューションの焼却施設につきましては、平成20年10月27日に産業廃棄物処理施設設置許可申請がなされたことから、法に基づき告示・縦覧を行うとともに、沖縄市長、住民意見及び専門家の意見を聞いた上で厳正な審査を行った結果、平成21年10月14日に許可処分を行ったところであります。また、（株）倉敷環境につきましては、現在、沖縄県環境影響評価条例に基づく手続を行っているところであり、条例に基づく手続終了後、同社から設置許可申請が提出された際は、法に基づき専門家等の意見も聞いた上で厳正に審査していきたいと考えております。

次に、農振地域との関連と、ごみの山への対応について一括してお答えいたします。

関係部局に確認しましたところ、御指摘の土地は沖縄市が農振法に基づき設定した農用地域であり、市が当該業者と賃貸借契約を締結して産業廃棄物最終処分場として利用させていたことについては、農振法に基づく農用地域からの除外、または開発行為の許可が必要であったとのことであります。このような状態

を解消すべく、関係部局及び沖縄市と連携して事業者改善を指示してきました。その結果、平成21年10月末現在、当該農用地域に積み上げられた廃棄物約8万4000立方メートルのうち、約5万4000立方メートルを処理しており、引き続き改善を進めるよう事業者を監視・指導していきたいと考えております。また、当該土地に隣接する農用地域外の地域の産業廃棄物最終処分場には約30万立方メートルの廃棄物が積み上げられていることから、農用地域の改善が終了次第、速やかに改善作業に着手させることとしております。

次に、産廃処理施設の現状、地域への影響についてお答えをいたします。

中城湾港新港地区で計画されている産業廃棄物処理施設は、感染性廃棄物、廃プラスチック類等を焼却処理する施設で、本年3月30日に設置許可申請が提出され、9月18日から10月19日までの間、沖縄市などで縦覧手続を行ったところであります。

当該申請に対して沖縄市や住民から、施設の稼働による影響について意見が寄せられていることから、県としては、法に基づき専門家の意見を聞いた上で厳正に審査することとしております。また、申請者に対しては、住民への説明会を実施するよう指導しているところでございます。

次に、生物多様性条約の国際会議についての御質問で、100日前集会の沖縄誘致についてお答えをいたします。

生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）につきましては、2010年10月に名古屋市で開催されることになっております。地元名古屋市では、COP10の開催にあわせて行政や市民、NGOなど多様な主体が参加・交流するシンポジウム等の関連事業の開催が予定されていると聞いております。

県内の市民団体が100日前集会を開催したいとの動きがあることは承知しておりますが、同集会はCOP10の関連事業とは別途にNPOが自主活動として開催するものと理解しており、県としては関心を持って見守っていききたいと考えております。

次に、生物多様性地域戦略の策定についてお答えいたします。

生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたって享受できる自然共生社会を実現することは、県、事業者、市民団体などのさまざまな主体が参加、連携して取り組みを進めていくことが求められております。このため、本県における生物多様性保全のため「生物多様性地域戦略」を策定する必要があると考えております。今後、生物多様性地域戦略を策定する際には、事

業者や民間団体など多様な主体の参加、協力を得ていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 米軍関係者が飼っている闘犬種への対応等についてお答えします。

県内の闘犬種の逸走、放し飼い事案については、ことし4月以降、これまでに26件把握しております。このうち、米軍関係者に係るものは13件となっております。

放し飼いなど、管理が不適切な犬については、日ごろから県動物愛護管理センターにおいて市町村や県警と連携して、捕獲や飼い主への指導を実施しております。米軍関係者が飼っている闘犬種についても同様に対応しております。また、県ではことし6月に在日米軍沖縄調整事務所長に対し、闘犬種を含む犬の適正な飼い方について指導を徹底するよう文書で依頼しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 米軍基地問題についての御質問で、海兵隊の任務等についてお答えいたします。

在沖米海兵隊は、唯一米本土以外に駐留する海兵遠征軍として第3海兵遠征軍がキャンプ・コートニーに本拠地を置き、緊急即応・展開部隊として配置されております。

米軍の駐留の目的は、日米安全保障条約第6条の規定等に基づき、「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため」とされております。

同じく基地問題で、在沖米軍の人数等についてお答えいたします。

在沖米軍によると、平成20年9月末現在、在沖米軍人は2万1277人で、そのうち在沖米海兵隊は1万2402人であり、その割合は約58%となっております。

同じく基地問題で、復帰後の米軍の事件・事故についてお答えいたします。

県の把握している復帰以降の米軍に関係する航空機関連等の事件・事故は、1434件となっております。また、米軍人等による刑法犯の検挙件数は、復帰以降平成20年12月末現在で5584件となっております。さらに、米軍人等による人身に係る交通事故の件数は、統計のある昭和56年以降平成20年12月末現在で2222件と

なっております。なお、これらの統計について、海兵隊のみの件数は把握しておりませんが、平成20年に発生した事件・事故72件のうち、海兵隊と特定できる12件に海兵隊管理施設内で発生した23件を合わせると35件で、割合は約49%となっております。また、刑法犯について県警の資料によると、平成20年の検挙件数52件のうち海兵隊員は40件、約77%、平成21年は10月末現在で検挙件数36件のうち、海兵隊員は28件、約78%となっております。

同じく県議会が海兵隊の削減・撤退を決議した回数は幾らかという御質問でございますけれども、議会事務局によりますと、平成11年から平成21年までで12件とのことであります。

同じく基地問題で、日米安保条約の効果についてお答えいたします。

戦後の日本が国際紛争に巻き込まれることもなく、経済が発展し続けてきていることや平和な国民生活を享受してこれたのは、日米安全保障体制を含む日米同盟関係が我が国及び東アジアにおける国際の平和と安定の維持に寄与していることによるものと理解しております。

同じく米軍基地問題で、基地撤去後の影響についてお答えいたします。

戦争に巻き込まれるおそれがあるのかという御質問でございますけれども、東アジア情勢は北朝鮮をめぐる問題のほかに、中国と台湾をめぐる問題などがあることから、引き続き、緊張関係が続くものと考えていますが、米軍基地の撤去による影響については、一概に判断することは困難であります。

次に、安保条約第10条について説明されたいという御質問にお答えいたします。

外務省によると、第10条は、「日米安保条約は、当初の10年間の有効期間が経過したあとは、日米いずれか一方の意思により、1年間の予告で廃棄できる旨規定しており、逆に言えば、そのような意思表示がない限り条約が存続する、いわゆる「自動延長」方式である。本条に基づき、1970年に日米安保条約の効力は延長されて、今日に至っている。」とされております。

同じく安保条約につきまして、安保条約を終了させるために沖縄から声を上げるべきだということにつきまして所見を伺うということでございますけれども、日米安全保障条約は、先ほど答弁したとおり、我が国及び極東における国際の平和と安全の維持に寄与しているものと理解しております。

今般発足した鳩山内閣も日本と米国とが連携し、協力し合う重層的な日米同盟を深化させることを表明し

ており、県として安保条約の終了を求める考えはありません。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時43分休憩

午後4時43分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 初めに、教育問題について再質問します。

教育長の答弁を聞いていますと、非常に私心が暗くなっています。といいますのは、私はここに新聞の切り抜き集を持ってきたんですけれども、1991年でしたか、石垣の田本君集団暴行死亡事件、これの特集です。それ以後のものを全部やっていますけれども、そのときに大問題になったのは、なぜこのような痛ましい事件が起きるかということについて、一貫してこれまで4回というのがありましたけれども、特徴的なのは県教育行政の責任は全く触れられてない。その責任は全部子供が悪い、家庭が悪い、地域が悪いと責任転嫁をしているということの繰り返しなんです。きょうの答弁もそうですね。だから、荒れる中学校、子供たちの告発とたくさん載っているけれども、今のことが続くんでは今後も引き続きそういう事態が起こる。しかも今は毎日のように集団乱闘とかいろんな事件・事故が起こっている。これについて改めて私は今までの教育行政のあり方について分析をして、原因を突きとめて本当にこういう子供たちが居場所がない、荒れる中学校で追い立てられるようなことはなくしてほしいと思うんですけれども、どうですか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） 今回のうるま市の事件が起こりまして、本当に県民も痛恨のきわみの中で、また新たな女子中学生の暴行、それから浦添市の暴行等いろいろ続きまして、大変私としても非常に痛恨のきわみであるし、本当に残念であります。

嘉陽先生がおっしゃったように、どっちが悪いということではなくて、これはやはり家庭、学校、地域社会、そして行政すべてみんなで取り組んでいくことだと私は受けとめておりますし、そういうふうにして今後原因を究明して再発防止に努めてまいりたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 教育長は、教育の本質に触れないで、ただ現象面だけ見て対応するというだけにしかっていないんですよ。私はこれまでも本議会で、例

えば全国的に愛知県の犬山市の教育委員会の実情をぜひ調べてほしいと。向こうは全国学力テストに参加しない。それでどういう授業をしているかということ、少人数学級で一人はみんなのために、みんなは一人のためにとグループ学習して、おくれがあったら全部で教え合い、学び合うということをやっているんですよ。少なくとも沖縄は、ディキヤー、ディキランヌーを差別して、おまえはディキランヌーだからどここの何流校に行きなさい。教室でも一番ディキヤーの席とディキランヌーの席が事前に分けられていて、習熟度別クラス編成、とにかく成績が上がらない者は居場所がない、荒れる以外にない、将来の目標もない、非常に心を痛めているわけですよ、子供たちが。その子供たちをそこまで追いやっているのは教育行政ですよ、私から言えば。反省がない。人のせいにするのは一番ひきょうなやり方ですよ。真摯になって、本当に教育行政のあるべき姿を追求してほしい。御所見を伺います。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） 子供たちは沖縄県の未来をつくり、沖縄県の宝物でございます。ですから、子供たちがやはりいつもたくましい気概とそして思いやりの心そういうものを持ってこれからの社会を生き抜いていくためには、私たち教育委員会としてはいろんな面でやっていく課題がいっぱいあると思います。

今回の問題につきましても、さまざまな要因がありますけれども、県教育委員会としても学校とともにしっかりと受けとめて、解決そして今後の対応に努めてまいりたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 少なくとも今の学級崩壊、学校の現場というのは大変ですよ。先生方の多忙化、子供たちと心を開いて接触できない。本当に心の琴線で教師が生徒と接するようになれば、これは解決しますよ。それを阻んでいるのは教育行政でしょう。そういう意味で反省が足りないと言っているんです。今の答弁も反省が足りない。きょうはもう時間がありませんから、これぐらいにしますけれども、改めて今の深刻な事態については受けとめてください。

ちょっと休憩してください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時48分休憩

午後4時48分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○嘉陽 宗儀君 次に、農振地域に産廃処理施設がつけられる問題ですけれども、先ほどの答弁ではあのご

み山のところは農振農用地でしたけれども、解除されましたか。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 解除されておられません。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 では、現在でも違法状態ということですね。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 農用地区域でございます。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 今、農用地で産廃をつくっちゃいけないと、明確な違法です。

私が問題にしているのは、この業者は平成11年のときにも北谷町宮城で不法投棄をする、有罪判決、それからごみ不法投棄で有罪判決、それから脱税でも有罪判決、今も違法行為をやっている。なぜこういう業者に皆さん方は許可を出すんですか。何かあるんですか、許可出さなければならぬ理由が。はっきりしてください。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

○文化環境部長（知念建次君） 今、農用地区域においてごみの山というか、その処理をする分については新たな埋立処分は行われておりません。今、その改善に向けての作業を行っているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 沖縄市が地域住民一緒になって反対運動しているわけだから、それについて真摯に受けとめてください。

次に、基地問題について質問しますがけれども、先ほど私は、海兵隊は沖縄を守る任務があるのかと質問しましたがけれども、渡久地議員は渡久地先生と言われるほどたくさん調べていました。私は庶民的に行きますけれども、沖縄にいる海兵隊は沖縄を守っているんですか、県民を守っているんですか。これは答弁していない。そのことについてすぐ答えてください、わかりやすく。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（上原良幸君） 沖縄の海兵隊を含む兵力で構成されている在日米軍は……。

○嘉陽 宗儀君 海兵隊は沖縄を守っているかというんだよ。

○知事公室長（上原良幸君） ですから、極東における国際の安全に寄与するためということを言っているんで、沖縄を守るという規定はどこにもありません。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 そうすると、海兵隊は沖縄県民を守るために駐留しているわけじゃないということは明確ですね。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（上原良幸君） 沖縄という一つの地域を守るとは言っていないんですね。沖縄を含む日本国を守ると言っているんです。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 日本国を守るということは沖縄県民を守っているということになりますね。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（上原良幸君） そのとおりです。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 沖縄県民を守っているかどうかということで、先ほどの米軍犯罪の答弁いただきましたけれども、皆さん方からいただいた資料によると、復帰後これまでに1万2140——これはけた数が非常に違うぐらいたくさん出ているね。要するに、沖縄はまさに戦場さながらの状況になっている。婦女暴行する、交通事故でひき殺す、強盗する、殺人する。皆さん方が言うのは、こういうのを称して沖縄県民を守っていると言うんですか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（上原良幸君） 防衛という政策の中で日本を守ることと、事件・事故で県民に対していろんな被害、損害を与えるということに対比するというのはちょっとおかしいんじゃないかと思います。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 日本全体を守っているかどうかよくわかりませんが、沖縄県民は守られていない。加害者ですよ、米軍は。僕は沖縄市ですがけれども、夜は戸もあけて寝ておられない。女性なんかすぐ入ったら強姦される。これが沖縄を守る軍隊の正体、わかっているんですよ。どうですか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（上原良幸君） そういう事例もあるということは当然認識しておりますけれども、実際事件・事故起きておりますから。しかしそれがいきなり戦力によって沖縄を守ることとはちょっと違うというふうに思っています。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 では庶民的に行きます。海兵隊の仕事は何ですか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（上原良幸君） 御案内のとおり、国の

防衛に関しては国が所管しておりますので正確には答えられませんが、先ほど申し上げましたように、沖縄に駐留しております第三海兵遠征軍につきましては、緊急即応・展開部隊として配置されているということです。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 県民が疑問に思っていることを答えられないから非常に問題ではあるけれども、簡単に言うとならぬ海兵隊に聞いたら、あんな方の仕事は何かと言ったら、人を殺すことだと、「キル」と言っているんですよ。

ちょっと休憩してください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時55分休憩

午後4時56分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○嘉陽 宗儀君 これはアメリカ兵が手りゅう弾みたいなものを体の中に撃ち込んで、破裂させて、飛び散った遺体を全部集めている。平気でこれをやっている。海兵隊の正体です。（資料を掲示） それからこれ、銃撃戦でたくさん人を殺して、ここにこの死体があるんですけども、その死体の肝臓を切ってこの兵隊が肝臓の肉を食べている。肝臓の肉をみんな食べている。

知事、先ほどから私は極めて県民が思う疑問を聞いた。海兵隊は何をしていますか、人殺しが専門です。戦場に行ったら、ベトナムではソンミ村虐殺事件、イラクではファルージャの皆殺し作戦、今でもやっていますね。そういうことで沖縄の基地にいる米兵は沖縄県民のためにいるんじゃない、あくまで外国に行って侵略戦争をしてその住民をジェノサイドする、皆殺しする、こういう任務を持っているんですよ。

それともう一つ、これは種も仕掛けありません。

（資料を掲示） 沖縄からどこに行っているか。これを見たら知事、ロシア、湾岸戦争、イラク、クウェート、サウジ、エチオピア、ソマリア、日本と関係ない、よその国に行って、そして後方から皆殺し戦争するのが海兵隊の任務です。ベトナムやアジアじゃないんですよ、これは。

知事、こういう恐ろしい軍隊をなぜ知事が移設先を心配してあげるんですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時59分休憩

午後4時59分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 確かに今の石川さんの写真集は見せていただきましたし、大変悲惨な戦場の状況というのはよく写真に撮ってあると思います。

なぜ海兵隊の基地を心配するのかという御質問には、非常に答えにくいんですが、これまでいずれにしても日米両政府で決めて、そして合意をしてやってきた作業をずっと継続して政府の方でやっているわけで、これは今の政府もそのままの状態で凍結しているという何かお話も報道されているようですが、今そのまま続いております。そして基地については、そういう政府間の合意に基づいて基本的には動いていくものだと思いますし、しかし県民の気持ちは私も含めてですが、基本的にはやはり基地の整理縮小という点から言っても県外へまず持って行っていただきたい。これがベストだと私は言っているわけで、心配をしているわけじゃありません。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 安保条約に基づくと言っていますけれども、安保条約のどこに海兵隊の駐留を認めている条項がありますか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時1分休憩

午後5時1分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（上原良幸君） 安保条約には、海兵隊の駐留を認める条項はありません。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 今の答弁のように、安保条約では陸海空認めているけれども、海兵隊は海軍と空軍の特殊部隊、安保条約も駐留を認めていない。これは明確にしてくださいね、今は認めてないと言ったでしょう、はっきり安保条約上は。どうですか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（上原良幸君） 海兵隊の位置づけというのは、たしか海軍の……。

○嘉陽 宗儀君 海軍と空軍、合併・合体、だから普天間は海兵航空部隊でしょう。

○知事公室長（上原良幸君） それは確認してみますけれども、たしか海軍の枝といいますか、部隊だというふうに記憶しております。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 この普天間については、海兵航空隊ですよ。だから、要するに安保で認めている陸海空には入らない。これは今安保条約上問題がある。であ

れば、知事、そういう疑わしい部隊のために政府が何言おうが、知事が少なくとも移設先の心配をしてあげる必要はないんですよ。少なくともこれは安保条約上も認められない軍隊だから、即刻アメリカに帰れ、普天間基地は即時閉鎖・撤去せよと、こういう立場に立つことが県民の命や暮らしを守ることになるんじゃないですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時3分休憩

午後5時4分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（上原良幸君） ただいま確認いたしますけれども、再度申し上げますが、海兵隊は組織的には海軍の下部組織として位置づけられており、予算も海軍が一括して計上しているというふうに外務省からの回答を得ております。

いずれにしても、これから出ていけということについては、これはもう国の方で所管いたします。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 答弁に窮していますけれども、問題は、辺野古にこだわるのも向こうに普天間から移ったら総合機能を有する、侵略戦争に最も使い勝手のいい基地になるからアメリカは向こうにこだわるんですよ。

そういう意味で、改めてアメリカのねらいも、本当にどれが沖縄県民の生命財産を守る道であるかということについて知事、しっかり検証してくださいよ。向こうの辺野古にこだわる、また今度はプーメランみたいに本土移設してもまた返ってきて、本土に努力しましたけれどもやはり沖縄しかありませんので、沖縄の皆さんということになりかねない。なぜか。アメリカがこだわっているのは向こう総合訓練、キャンプ・ハンセンもある、北部訓練場もある、弾薬庫もある。そこに大きな港を持つ飛行場ができれば、鬼に金棒。だから米軍はそこにこだわっているんです。

○議長（高嶺善伸君） 55分を経過しましたので、これをもって嘉陽宗儀君の質問、答弁は終了いたします。

○新垣 哲司君 議長。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時6分休憩

午後5時7分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

山内末子さん。

〔山内末子さん登壇〕

○山内 末子さん こんにちは。

民主党の山内末子です。

胸が締めつけられるような写真を見て、少し私も動揺しておりますし皆さんも動揺しておると思いますが、冷静にいきたいと思います。

多くの戦闘機が沖縄の上空を飛び交い、人々の生活権を奪うほどの騒音をまき散らす中、県民の命を守る救命ヘリはたった2機しかない。だれのための空なのでしょうか。何が沖縄の県益なのでしょう。

政権交代は、霞ヶ関から国民への大政奉還なのです。沖縄のことは沖縄で決めると、基地問題、何に遠慮する必要があるのでしょうか。何におびえる必要があるのでしょうか。仲井真知事を支えている皆さんも、それから残念ながら支えていない人々も、その多くが県外移設を求めています。その声は県外・国外にも届きつつあり、沖縄だけの問題から我が事と考える知事、人々が出てきました。

1足す1は2という答えではなく、まさしく発想を変えれば大きな展開も見出せるところに来ております。18日には、総理が方向性の決断をいたします。沖縄の未来のあるべき姿が、知事の姿勢にかかっています。その動向に県民が注視をしております。なかなか議論がかみ合いませんが、一致点をつくり出していくこと、それが県民に負託をされた知事、そして我々の責務だと考えます。

それでは、一般質問を行います。

まず、知事の政治姿勢について。

(1)、大阪の橋下知事の基地受け入れ発言についての知事の見解を伺います。

(2)、行政刷新会議による事業仕分けは税金の使われ方、予算の策定の仕方が国民に公表され、高い評価を受けています。県での事業仕分けの声も高まっておりますが、その実施計画を伺います。

(3)、地位協定につきまして、その反応についてはよろしいです。今後の取り組み計画についてお答えください。

2、県民医療の確保について伺います。

(1)、がん対策についてです。

きょうは、私、乳がん撲滅活動の一つ「ピンクリボン」をつけてきました。

ア、沖縄県がん対策推進計画アクションプランが策定されていますが、その概要をお聞かせください。

イ、がん対策推進条例策定の取り組みについて、その状況をお聞かせください。

ウ、がん対策予算の5年間の推移と全国との比較を示してください。

エ、患者会・相談窓口体制が脆弱だと指摘がありますが、その実態はどうなっているのかお聞かせください。

オ、緩和ケア病棟が足りない状態が続いているようです。その整備計画を伺います。

カ、禁煙教育、子宮頸がん教育の重要性が挙げられていますが、その状況について伺います。

キ、成人T細胞白血病の検診公費負担の取り組みについてお聞かせください。

3、福祉行政について伺います。

(1)、待機児童解消に向け県独自の取り組み施策を伺います。

(2)、認可外保育園への支援拡充について、ミスマッチ対策等どのような方策を持っているのか伺います。

(3)、県内の企業内保育園の状況と今後の動向についてお聞かせください。

(4)、子供の支援政策の総合的な視点の確立が必要だと考えます。「子どもの権利基本条例」の制定に向けての本県の取り組みを伺います。

4、教育行政について。

(1)、うるま市での集団暴行致死事件について知事の見解を伺います。

(2)、実態把握と教育界、社会全体で解決策に取り組まなければならないと考えますが、今後の対策を伺います。

(3)、過度のマスコミ取材もあわせ、生徒の心理状況が心配されます。その対策はどうかお聞かせください。

5、民法第772条について伺います。

離婚後300日以内に生まれた子は、前の夫の子供と推定される。110年前の明治時代に制定され、今なお生き続けている規定です。

(1)、離婚後300日規定による無戸籍児の県内の実態とその周知方法、支援対策はどのようなになっているのかお聞かせください。

6、沖縄科学技術大学院大学について伺います。

(1)、開学に向けての準備についてはよろしいです。周辺整備事業の進捗状況について伺います。

(2)、沖縄アミークスインターナショナルスクール進捗状況、開学に向けての県の支援体制について伺います。

7、在日米軍駐留経費について伺います。

(1)、基地従業員給与水準見直しの件ですが、これにつきましては、知事は11日にも政府への要請をするということで早い動きに対し敬意を表します。しっかりと実情を訴えていただきたいと思います。

(2)、沖縄県駐留軍関係離職者等対策協議会設置条例の運営状況を伺います。

8、公安行政について。

(1)、読谷村での米兵ひき逃げ死亡事故について、いまだに出頭拒否を続けており、日米地位協定の盲点が指摘されておりますが、早期の解決に向けての関係機関の決意を伺います。

(2)、9月にうるま市で起きました米軍関連とされますコンビニへの強盗事件、オクラ畑への侵入事故等その後の捜査の経過についてお聞かせください。

9、2020年夏季オリンピックへ広島市、長崎市が平和の祭典として共同開催を表明いたしました。財政上、また、オリンピック規定等懸念材料も多いのですが、本県も連動した取り組みができないのか見解を伺います。

10、サウジ国営石油会社「サウジアラムコ」のうるま市与那城地域にある原油備蓄基地を活用した「サウジ原油の沖縄備蓄」について伺います。

(1)、2007年4月、当時の安倍首相がサウジ側に提案して2年半が経過しています。県当局は、2007年6月定例会で、首相提案が実現することを期待して、アジア・ゲートウェイ構想に関連して国と連携していくなどと答弁しております。今回はサウジ側の最高経営責任者が発言をし、実際に同地域の備蓄会社を訪問したことに意義があります。今回の動きについて県当局の受けとめ方をお聞かせください。

(2)、日本政府が提案されたとされる「共同備蓄」とはいかなるものなのでしょうか。経済産業省などからの聞き取り結果はどうかお聞かせください。

(3)、サウジ側が貯蔵施設の利用について経済産業省と協議後、近い時期に公表すると報道されたことについての県当局の確認はどうか伺います。

(4)、今回の提案が実現した場合の日本、サウジ、県、うるま市及び事業者のメリットは何か伺います。

(5)、経済成長が著しい中国などアジアの石油市場をターゲットにした県内の備蓄タンク活用、C T S 機能活用に対する県当局の見解と取り組み姿勢を伺います。

よろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 山内議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、地位協定に係る御質問ですが、訪米中の反応は答えなくていいという御指示でしたから、これからについてのみ答弁させ

ていただきます。

まず県としましては、これまで稲嶺県政のころから11項目改定したほうがいいということで出しておりますし、たしか民主党の沖縄ビジョンの中では13項目ぐらい挙がったりいたしております。

まず県としましては、この渉外知事会等と連携をしながら日米両政府に見直しを求めていると思っております。そして、民主党さんはもともと地位協定の抜本改定を提起するとなっておりますから、具体的にどういうふうに提起されるのか、これから我々もいろいろ話をし、お願いをしながら詰めていきたいと思っておりますが、まだここら辺は話を始めておりません。

そして次に、この件は外務省が大体窓口になっておりますが、外務大臣にお目にかかったときのこれは感想ですが、1つは、11項目とか、民主党を中心としてまとめられた13項目、全面的なアプローチの方法でいくのか、改正について幾つか反応がアメリカ政府から出てきている。例えば環境の問題とか、17条のこの裁判権については、この間も我々話したんですが、実はなかなか渋い反応しかありませんでした。

もう一つ割にいい反応があったのは、日米合同委員会のもとにといいますか、中に正式な地方の県なども入るような協議機関のようなものを置くというようなあたりは非常に興味あるというような反応もありました。ですから、このあたりの反応があったところを中心に展開していくのか。これは、これから先民主党さん、そして外務省ともよく詰めて戦術論といいますか、改正の戦術をまとめていく必要があると考えております。

次に、集団暴行事件に係る御質問についてお答えいたします。

うるま市において中学生が同級生から暴行を受け、とうとい命が失われたことにつきまして、深い悲しみと大きな衝撃を受けております。亡くなった中学生の御冥福を心からお祈り申し上げますとともに、御家族、そして御親族の皆様には衷心よりお悔やみを申し上げます。今後、将来を担う若者の命が失われるような痛ましい事件が二度と起きることがないように、県民総ぐるみで再発防止に努めてまいりたいと考えているところでございます。

在日米軍駐留経費に係る御質問の中で、基地従業員の給与見直しに対する見解、対応についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県は、広大な米軍専用施設の存在により生活環境や産業振興が阻害され、大きな基地負担を背負って

おります。このような中で、今回の思いやり予算の事業仕分け作業により駐留軍労働者の給与が見直し対象となりましたことは、極めて遺憾に思っております。

県といたしましては、見直しによって駐留軍労働者の給与が引き下げられることのないよう国に対し強く要求してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 知事の政治姿勢についての御質問で、大阪府の橋下知事の発言についてお答えいたします。

新聞報道によりますと、橋下知事の発言について岡田外務大臣も「真意をよく把握していないので何らかの形で聞いてみたい」と述べているとのことであり、県としては、今後とも政府の対応を注意深く見守りたいと考えております。

橋下知事の発言の趣旨につきましては、県も詳細には把握しておりませんが、いずれにしても、全国の皆さんが沖縄の基地負担の軽減について関心を持っていただくことは大変重要なことだと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、行政刷新会議による事業仕分けに対する見解についてお答えします。

無駄な事業の見直しは、国においても地方自治体においても重要であります。ただ、事業の内容にかかわらず一律の手法で、短時間の討議で結論を得ることは限界があり、住民生活や地域の振興に係る事業や予算の見直しについては、地方にも意見を求めるべきと考えます。

次に、民法第772条についての御質問の中で、離婚後300日規定に基づく無戸籍児の県内の実態についてお答えします。

県内全市町村に問い合わせたところ、12月1日現在、民法第772条の離婚後300日規定に基づく無戸籍児は、うるま市、宜野湾市など3市2町で9名、うち住民票の作成は7名、また、児童手当の支給は5名との報告がありました。

無戸籍児に対しては、多くの自治体で住民票が記載されない場合がほとんどでしたが、無戸籍の人にとって住民票は唯一の公的な存在証明であるとともに、住

民票がなければ就学通知が届かない、選挙の投票ができない、運転免許の取得ができない等の不都合があるほか、就職やアパートの入居などでも支障を来す場合があります。

無戸籍児に対する住民票の記載の考え方については、昨年7月に総務省から通知があり、県も各市町村に対し通知し、戸籍や住民票のなかった人たちの待遇改善につなげたところであります。

次に、沖縄科学技術大学院大学についての御質問の中で、周辺整備の進捗状況についてお答えします。

平成24年度に開学が予定されている沖縄科学技術大学院大学の周辺整備につきましては、道路や海岸、下水道整備などの公共事業とあわせ、住宅、教育、医療や商業施設など民間の活力を活用しなければならない事業が多く含まれていることから、民間の方を構成員に含めた専門部会を設置し、その実施に向けた支援策等について検討を行っております。

次に、同じくインターナショナルスクールの進捗状況と県の支援体制についてお答えします。

インターナショナルスクールの設立については、昨年7月に締結した沖縄県、うるま市、株式会社旺文社の3者による基本合意に基づき、それぞれが役割に応じ平成23年4月の開校に向けた取り組みを行っております。

校舎整備については、8月に基本設計業務が完了し、現在、実施設計業務と測量・地質調査業務が行われており、来年4月には造成工事等に着手する予定となっております。

沖縄県では、昨年7月に締結した3者による基本合意に基づき募金等によるインターナショナルスクールの建設資金の確保について支援を行っております。

インターナショナルスクールの資金計画としては、県内、国内外からの寄附や補助金、財団の借入れなど実現に向けた各種方策について検討を行っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 知事の政治姿勢の質問のうち、県での事業仕分けの実施計画についてお答えいたします。

県では、新たな行財政改革プランにおいて、行政運営に対する説明責任や県民理解などの観点から、事業仕分けの手法を用いて「県民視点による事業棚卸し」を新たな推進項目として導入することとしております。

具体的には、県が実施している事業について毎年100から200程度を外部有識者等で構成する「事業棚卸し委員会」において、その必要性の有無や実施主体のあり方等について公開の場で議論を行い、県の役割・責任を明確にすることとしています。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 県民医療の確保についての御質問の中の、沖縄県がん対策推進計画アクションプランの概要についてお答えします。

沖縄県においては、平成20年3月に「沖縄県がん対策推進計画」を策定し、がん対策を推進しているところですが、同計画の目標を確実に達成するためにアクションプランを策定し、がん対策を強化していくこととしております。

アクションプランにおいては、がん対策推進計画の中の「がん医療」、「たばこ対策」及び「がん検診」について、県・市町村、医療機関、関係団体及び県民がそれぞれ実施主体ごとに取り組むべき具体的な内容を明確にしております。

今後、これらの実施主体が相互に連携をとりながら、アクションプランの取り組みを実行していくことで計画の目標を達成していきたいと考えております。

次に、がん対策推進条例の取り組みについてお答えします。

県においては、「沖縄県がん対策推進計画」を策定し、がん対策を総合的かつ計画的に推進するための目標と施策を掲げております。

県としては、本計画を着実に取り組む中でがん対策を推進していきたいと考えており、「がん対策条例」の制定については、現在のところ予定しておりません。

次に、がん対策予算の5年間の推移と全国との比較についてお答えします。

過去5年間のがん対策関係予算は、平成17年度が3879万3000円、平成18年度が3781万7000円、平成19年度が1968万円、平成20年度が2153万1000円、平成21年度が3251万5000円であります。年度ごとの予算額に差があるのは、医療機器整備等の有無や新規事業の実施等によるものであります。他の都道府県のがん対策の予算額と比較してみると、本県の予算額は相対的に低いと思われます。

次に、患者会・相談窓口体制についてお答えします。

患者会については、まだ全県的な組織としてはあり

ません。しかしながら、がん診療連携拠点病院を拠点に患者や家族等が集う「ゆんたく会」が組織されており、相互の情報交換が行われつつあります。

相談窓口体制については、相談支援センターを設置している病院が8施設、地域医療連携室など他の相談室で対応している病院が9施設となっております。

県においては、がん診療を行っている病院に対して「ゆんたく会」の設置や相談窓口の設置について働きかけるとともに、相談支援センターに関する情報を広く周知し、相談員の資質の向上を図ることにしております。

次に、緩和ケア病棟の整備計画についてお答えします。

県内の緩和ケア病棟を有する病院は、国立病院機構沖縄病院（17床）、オリブ山病院（21床）、アドベンチストメディカルセンター（12床）の3病院で、病床数は全部で50床であります。

今後は、がん患者の要望に沿うことができる環境を整備することが必要であると考えておりますが、緩和ケア病棟の整備については、県内の各圏域で沖縄県保健医療計画で定める基準病床より病床過剰となっていることから、基本的には既存の病床を転換して活用することになります。現在のところ、医療機関からの緩和ケア病床への転換の相談はございません。

次に、禁煙教育と子宮頸がん教育の状況についてお答えします。

喫煙による健康被害は多くの研究報告により、特にがんの危険性が上昇すると知られております。また、子宮頸がんは最近の研究で、HPV（ヒトパピローマウイルス）の持続感染によって引き起こされ、性行為による若年者への感染が懸念されております。

本県としては、「健康おきなわ21」により、たばこ対策として世界禁煙デーや禁煙週間に合わせた教育活動の展開、健康影響に関する講演会の開催、関係機関・団体等と連携して協議する場の設置を図っております。また、子宮頸がんに関し、沖縄県がん診療連携協議会等関係機関と協働・連携しながら必要な知識の普及啓発を実施しております。

次に、成人T細胞白血病の検診費用の公費負担についてお答えします。

成人T細胞白血病は、血液のがんである白血病の一種で、HTLVウイルスの感染によって起こり、沖縄県を含む九州地方は妊婦のキャリア率が高い地域とされています。

一方、ウイルスキャリアからの成人T細胞白血病への発症頻度は、40歳以上で年間約1000人から2000人に

1人の割合と言われ、その治療法は確立されておられません。そのため、県においては、現在のところ公費負担による検診については検討していません。

なお、成人T細胞白血病を発症した場合には、その治療費について特定疾患としての公費助成制度があります。

次に、福祉行政についての御質問の中の、待機児童解消に向けた県独自の施策についてお答えします。

本県独自の施策としましては、沖縄特別振興対策調整費を活用して認可外保育施設の認可化を促進する保育所入所待機児童対策特別事業基金があります。

認可外保育施設の認可化については、本基金により進めておりますが、市町村内において、保育ニーズの高い地域と認可外保育施設の認可化希望とのミスマッチがあることや、後年度の運営費の負担増が懸念されることなどから保育所整備に慎重になっていると考えられます。また、本基金の施設整備の上限額など補助要件についても活用しづらい面があるものと考えております。

県においては、本基金のより一層の活用を図るため、施設整備費上限額の引き上げなどについて内閣府と調整しているところであります。

次に、認可外保育施設の支援拡充についてお答えします。

認可外保育施設入所児童の処遇向上につきましては、平成12年度から「新すこやか保育事業」を実施し、児童の健康診断費、調理員の検便費、児童の牛乳代に対して助成しているところであり、これまで段階的に助成の拡充を図ってまいりました。また、平成20年度から新たに米代についても助成しております。しかしながら、さらなる補助の拡充については、現下の厳しい財政状況では困難と考えております。

次に、県内の企業内保育園の状況と今後の動向についてお答えします。

県内の事業所内保育施設は、平成21年12月1日現在、34施設となっております。

県では、「おきなわ子ども・子育て応援プラン」において、「仕事と家庭の両立の推進」を基本目標の一つとしており、事業所内保育施設の果たす役割は重要であると考えております。

県としましては、関係部局が連携して企業に働きかけるなど同施設設置を促進してまいります。

次に、「子どもの権利基本条例」の制定に向けての取り組みについてお答えします。

子供たちの健やかな成長は県民すべての願いであり、また、子供が大切にされる社会をつくるためにも

子供の権利擁護を図ることは重要なことであると考えます。

県においては、このような観点から各種の子育て支援や青少年健全育成の推進、児童虐待防止対策等に取り組んでいるところであります。

子供の権利等に関する条例の制定については、その効果や他県の状況等について、今後、調査研究を行ってまいりたいと考えております。

次に、民法第772条についての御質問の中の、離婚後300日規定による無戸籍児の支援対策についてお答えします。

児童手当、児童扶養手当の支給及び保育所受け入れの場合は、戸籍及び住民票に記載のない場合であっても、実態を把握することにより戸籍等のある児童に準じて取り扱っているところであります。

同取り扱いについては、国からの通知を受け市町村、児童相談所へ周知しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは教育行政についての御質問で、集団暴行致死事件の今後の対策についてお答えいたします。

いじめや暴力等に対しては「しない、させない、見逃さない」という毅然とした姿勢で、学校、家庭、地域、関係機関等がそれぞれの役割を果たしつつ防止に取り組んでおります。

県教育委員会としましては、「自他の生命を尊重する」教育や「子どもの心の居場所づくり」、児童生徒理解に基づく個に応じた指導・支援などの充実に努めてまいります。

今後とも、学校、家庭、地域社会及び関係機関が一体となり、暴力事件等の未然防止と児童生徒個々の健全育成に努める所存であります。

次に、生徒への心理的なケアについてお答えいたします。

生徒の心のケアについては、学級指導や気になる生徒の個別面談等学級担任を中心に全職員体制で行われております。

県教育委員会としましても、当該校にはこれまでもスクールカウンセラーを週2回程度派遣しておりましたが、事件後、緊急配置としてカウンセラーの数及び時間数をふやし対応しております。また、うるま市教育委員会等との連携で支援チームを結成し、兄弟等が在学する小学校を含め、子供や保護者、先生方の心のケアに努めております。

次に、広島市、長崎市が平和の祭典オリンピックの連帯開催を表明したことについての御質問で、オリンピックの連動した開催についてお答えいたします。

オリンピックは、平和な社会の確立を目的に開催され、世界のトップアスリートが集い、すべての人に夢と希望を与える大会であります。

五輪憲章が掲げる「平和」の理念を世界にアピールするため、このたび広島市と長崎市が2020年夏季オリンピック共同開催を目指すことはすばらしいことだと思います。

本県が連動して開催することについては、オリンピックが1都市での開催を原則としている点や開催経費、国際基準を満たした競技施設の整備やオリンピック村の設置など多数の課題があることから厳しいものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 在日米軍駐留経費についての御質問の中の、沖縄県駐留軍関係離職者等対策協議会設置条例の運営状況についての御質問にお答えします。

当該条例は、多数の駐留軍関係離職者が発生したとき、または発生するおそれがあるとき、必要な施策について関係行政機関相互の連絡調整を図るため、駐留軍関係離職者等対策協議会の設置について定めております。

同協議会については、昭和58年以降、駐留軍関係従業員の雇用状況が安定的に推移してきたことから開催しておりません。

次に、サウジ国営石油会社のうるま市与那城地域にある原油備蓄基地の活用についての御質問の中の、サウジ側の動きと県の受けとめ方についての御質問にお答えします。

今回、サウジアラムコ社の社長兼最高経営責任者が県内の石油貯蔵施設を視察しており、県としては「共同備蓄」が現実味を帯びてきているものと期待しております。

同じくサウジ国営石油会社関連の中で、「共同備蓄」の内容と貯蔵施設利用に関する公表時期についての御質問にお答えします。一括してお答えします。

新聞報道によれば、「共同備蓄」とは、サウジアラムコ社がアジアへ輸出する原油を沖縄県内に備蓄し、日本は緊急時に優先的に供給を受けるという内容になっています。このことについて、所管官庁である経済産業省資源エネルギー庁に確認したところ、貯蔵施

設利用の公表時期も含めて、具体的な内容については協議中であるとの回答であります。

同じくサウジ国営石油会社関連の御質問の中の、今回の提案が実現した場合のメリット及び石油備蓄基地の活用に関する県の見解等について一括してお答えします。

新聞報道にある「共同備蓄」が実現した場合の関係者のメリットとしては、日本政府は緊急時、優先的に原油の供給を受けることが可能となり、エネルギーセキュリティの向上につながります。また、サウジアラムコ社はアジアの拠点となり得る貯蔵施設が確保できます。さらに、地元のうるま市では特別とん譲与税の増などが見込め、石油貯蔵施設を保有する地元石油会社においては施設の有効活用が図られます。

県としては、当該「共同備蓄」の実現が本県の石油備蓄基地の有効活用につながり、今後、アジア石油市場の拠点として県の産業振興に寄与するものと考え、引き続き国・市及び石油会社等からの情報収集に努めるとともに連携を図りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 黒木慶英君登壇〕

○警察本部長（黒木慶英君） 読谷村での米兵ひき逃げ死亡事故について、早期の解決に向けての決意についてお答えいたします。

県警察におきましては、本件覚知後、直ちに交通部長を初め交通指導課長、捜査第一課長等の指揮のもとに大量の捜査員を現場に派遣して徹底した現場鑑識活動等所要の捜査を実施し、米軍人によるひき逃げ死亡事件と認め、米軍捜査当局の協力を得ながら捜査を継続しているところであります。

被疑者にあっては、11月14日以降出頭を拒否しており、大変難しい捜査となっておりますが、逃げ得を許すわけにはまいりません。たとえ被疑者の供述が得られない場合であっても、客観的証拠の積み重ねにより事件が立件できるよう、周到かつ綿密な捜査を実施して事案の全容解明に向けて努力してまいる所存であります。

次に、9月にうるま市で起きた米軍関連と思われる事故・事件のその後の捜査の経過についての質問にお答えいたします。

初めに、うるま市において本年9月23日に覚知した耕作地を車両が通過したと推測される事案についてお答えいたします。

本件は、9月23日午前10時35分ごろ、耕作者の方から所轄署に通報があり、警察官を派遣して現場調査を

したところ、現場には大型車両のものと思われるタイヤ痕があり、同痕跡から見て車両が道路に接している休耕地から本件被害のオクラ等が植えられた農地を通過したと推測される事案であります。

県警察では、何らかの理由で車両が畑地内に入り込み作物を踏みつぶした状況であることから、事案の解明、車両の特定のため所要の調査を行うとともに、現場に残されたタイヤ痕について関係機関への照会や、米軍基地が近くにあることから米軍に再照会を行うなど継続して調査を行っているところであります。

次に、本年9月24日に発生したうるま市昆布在のコンビニ店における強盗致傷事件の捜査状況についてお答えいたします。

本件は、9月24日午前0時8分ごろ、うるま市昆布在のコンビニ店において外国人風の者2名が店内に侵入し、レジスター内から現金約6万円を強取し、同店員に対し傷害を負わせた事案であります。

県警察では、事件覚知後、被疑者の検索を初め現場鑑識活動の実施や現場付近の聞き込みなど所要の捜査を行うとともに、被疑者が外国人風とのことから、米軍捜査機関に捜査協力を求めるなどして継続捜査をしているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 質問の途中ではありますが、時間の都合もありますので、山内末子さんの再質問は休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後5時48分休憩

午後6時11分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前に引き続き山内末子さんの再質問を行います。

山内末子さん。

○山内 末子さん 企画部長にお願いいたします。

インターナショナルスクールについてですが、今、県の寄附金の状況についてお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 現在、県では寄附金の募集をしております。ことしの6月に国内企業、それから7月には県内企業11団体、それから大学院大学設置促進県民会議への支援協力依頼などを行っております。

そしてまた、海外からの寄附金募集における税の優遇措置等も今準備をしております。現在、海外在住の県関係者約1000名に対して協力依頼をする準備を進めているところであります。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん それでは、その目標額をお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） インターナショナルスクールの建設費につきましては、15億円という当初予定をしておりました。目標額はその15億円、寄附金を目標として進めてきたわけですが、御承知のとおり、この厳しいリーマンショック以降の経済状況等もございまして、当面、その約半分ぐらいはその寄附金で賄って、残りを別の資金の手当を想定しております。

また、もう一つ、事業費の縮減も含めて検討を進めているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん この事業のほとんどの予算が県の寄附金についてということでありまして、そうなりますと、今半分ぐらいといいますと7億円ぐらいだというふうにとらえてよろしいですか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 現在の国内の経済状況から判断をして、校舎の建設資金のすべてを民間からの寄附で賄うというのは非常に難しいというふうに判断をしております。そのため、整備に当たって当面必要最低限の施設整備を基本としながら、施設整備の優先順位の検討を進めながら、また、既存施設の活用等も図りながら整備費の縮減をまず図ろうかというふうに思っています。

それで当面、15億円から13億円あたりに事業費を縮減しようというふうな方向で今検討を進めております。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん そうなると、うるま市への負担ということは考えておられるのでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） これにつきましては、覚書のほうで確認をしてあるとおり、うるま市につきましては土地を提供してもらおうと、県のほうは建設のほうを担当する、また、旺文社のほうは運営のほうを担当すると、そういうふうな形の覚書に沿って今事業を進めているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 縮減をしながらも、ぜひこれについては、開学に向けて県も一緒になってやっていただきたいと思っておりますけれども、この目標がだめになったとか、そういうようなことを想定して、そうなった場

合に白紙になる可能性とか、その辺のところはどうなんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） これは、きょう午前中の代表質問でも申し上げましたけれども、インターナショナルスクールは、沖縄科学技術大学院大学プロジェクトの一環となる重要な事業だというふうに認識をしております。それについては、県としては着実に実施をしていきたいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん ありがとうございます。

朝、照屋議員からもありました。いろんな過程を経てうるま市では誘致をしたわけですから、ぜひ真剣に最大限の支援を県のほうもよろしくお願いいたします。知事の決意のほうもよろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 私のほうも、当初の目標達成できますように断固としてやってまいりたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん ありがとうございます。

それでは、教育問題について伺います。

教育長、私のところにこういう訴えが来ております。今、教育長、代表質問、それからきょうまでの質問の中で、本当に真剣に取り組んでおられるということは私たちにも伝わっています。しかし、その方策が、何をもってやるのかというのがほとんどそれが出ておりません。その中で、具体的に保護者のほうから相談室の体制について、相談室に相談に行くと、私たちは相談室なのでアドバイスはできますが、それ以外は何もできませんという返事があったそうです。教育庁には電話はしましたかとか、行政へは相談はしましたかとか、たらい回しにされるのが今の現状だそうです。

そういったところを含めていろんな相談室、それからソーシャルワーカー、その皆さん方が真剣に、今本当に現状として何が必要で、何が足りないのか、その個々に合った現状に対しての方策をつくり上げていく。その件について少し見えない形がありますので、教育長のもう一度明解な答弁をお願いしたいと思っております。何をしたいかということをはっきりおっしゃってください。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） 今回のいじめに関する問題につきましては、非常にサインを見逃しやすいということもございまして、いろんな要因でそういうこと

が起こっておりますけれども、県としましては、まず各機関でそれぞれいろいろな取り組みをなさっております。それをしっかりと、どこにどう話しかければ解決できるかというそういう一覧表をつくって、ぜひ配布をしていきたいと思っております。これが1点でございます。

あと1つは、学校として、子供として、保護者から、地域からできることをしっかりお互いやろうということで、今回の関係団体等で意思確認をしております。

例えば、学校として、いじめについて毅然とした態度で臨む、いじめのサインを見逃さない、行きたくなる学校をつくらうということを校長会等でやっています。子供としても、勇気を持って親や先生に相談する、命を大切にする、いじめ・暴力はしない、させない。保護者からは、親子の対話できずなを深める、親のとうとさ、規範意識を育てる等々ですね。こういう形を地域からも一応手本となるという形でこういう取り組みをやっているということで決意を新たにしています。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 理念については、もうみんな私たち、ここにいる皆さん、それから県民、大人の皆さん同じだと思います。子供をどう育てるかということ、それを実際に行政としてどう取り組んでいくかが大事だと思います。そういった意味で、これは札幌市の「子どもセンター」ということで、子供に対して相談体制のできているこういった支援センターがあるんです。こういう問題について県のほうで財政的に、今「いのちの電話」とかそういう大人向けのもありますし、子供向けに対して、本当に子供たちがいじめられる、あるいは暴力を受けた、仲間外れになる、いろいろな問題について相談のできる、そういった体制が取り組めるのか。また、似たようなものがあるのかどうか。似たようなものがあれば、これを拡充していった、それを全体的に県全体で考えていくという体制を予算をつけてやっていただきたいんですけれども、その件について財政とそれと知事、よろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時21分休憩

午後6時21分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 予算額について

は、今手元にございせんが、「いのちの電話」は、年齢関係なく民間のほうでやっております、子供というと児童相談所のほうでは、平日は相談を受けておりますし、虐待に関しては24時間のホットラインということで相談体制はできております。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 本当に心からの叫びのときにこういった電話を利用するということは聞いています。でも、本当に日々の中で相談体制というものは、こういう電話もそうですけれども学校の中でもそうです。相談支援体制、そういった意味での相談体制をしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それから教育長、大変暗い話ばかり多いんですけれども、実はうるま市、「肝高の阿麻和利」が第1回のユネスコ憲章登録という本当にうれしいニュースも入ってきております。そういった意味で、今の子供たちがこういう状況に対して、自分たちの学校とか地域とかを嫌いにならない、そういうような具体的な政策もしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

この間聞いたら、宇宙飛行士を選ぶときに、今すごい応募があって1000人から3人を選んだんですって。その1000人から3人を選んだ選定理由が、協調性だと言っていました。宇宙の中でけんかをしたら大変ですから。そういうことを含めてですけれども、自分を信しながら相手を信じていく、それで協調していく、自分の存在が認められる、そういううるま市、そういう沖縄県であっていただきたいと思いますので、ぜひその辺のほうをひとつまたみんなで協力して、みんなで頑張ろうという気持ちでやっていると私も思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。その件については、以上です。

次、地位協定について、先ほど知事のほうからもありました。今、いろんな項目を挙げながら、裁判権の問題を少し取り上げておりましたけれども、今回のひき逃げ事件でもそうですけれども可視化の問題、これが大変大きなアメリカと日本の違いだというところで、そういったところからも可視化をしっかり今の政権の中では制定するような形になっていきますので、そういった観点から取り組んでいくということも、これは沖縄県から大きな声を上げていくところかなというふうに思いますので、その件どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（上原良幸君） 日本とアメリカのいろんな捜査、あるいは取り調べの仕方等に違いがあるようございまして、特に、引き渡しについては声も出ておりますけれども、そういうものが実現するかどうか

かによって、これからの引き渡しの問題等もかなり影響してきますので、その動向は十分にこれから注意して見ていきたいというふうに思っております。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 項目については、また政府とも協議をしていただいて頑張っていたきたいと思います。

その中で、訴え方なんですけれども、今、大体政府のほうとかに行っておりますけれども、実はこの間、日米地位協定の第一人者であります法政大学の本間先生のお話を聞きますと、地方公共団体が行くとしたら、アメリカの議員というのは地位協定について余り関心がないというところを含めて、これをもっと基地所在地のメディアを使って、そこの皆さん方に大きくアピールしていく、これがアメリカは人権の国ですので、人権という立場からこれを訴えていくというのは、本当にそういった意味での効果があるんじゃないかと、そういうような提言がありました。

そういう意味では、政府に訴えることと渉外知事会とかということで地方公共団体がやるべきところと、そういうところを――次回予算つくかどうかはわかりませんが――ぜひ検討していただいて、そういうところも考えていただけないかなというふうに思いますが、見解をお伺いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（上原良幸君） 大変貴重な情報、御提言いただきましてありがとうございます。ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん ことし、もうすぐ終わります。

私たちのこの基地問題について、普天間の問題についてももうすぐ終わりにしたいのと、本当に知事の思いと、今私と私が一緒だと思っております、私は。

いつも知事が、ベストは県外と言ったその尾ひれ、いつ外すタイミングですか。お願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時27分休憩

午後6時27分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 単刀直入に聞かれてちょっと答えにくいんですが、議会を通じていろんな御意見賜りましたので、もう少し時間下さい。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん もうすぐと言っても余り時間がありません。

日米合意、それから3党合意、県民の思いということでうちの総理がどちらも大事だということで、本当に何か八方美人だというような批判がありますけれども、これは当然の作業の一つだと思っております。そういう中で政府が、その中で3者を生かした結論を探し出す今、努力をしておりますので、ぜひ知事も一緒に努力をしていただいて、一筋の光、それを一緒に見つけていただきたいと思っておりますので、ひとつ来年の夜明けを一緒に迎えましょう。よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（高嶺善伸君） 55分を経過しましたので、これをもって山内末子さんの質問、答弁を終了いたします。

○議長（高嶺善伸君） 当銘勝雄君。

〔当銘勝雄君登壇〕

○当銘 勝雄君 はい、最後になりました。

私は、社民・護憲会派の当銘勝雄でございます。よろしくお願いいたします。

県民にとりまして屈辱的な状況が続いております。

けさの比嘉京子議員の質問の冒頭、復帰に関する建議書が紹介されました。私も、建議書作成総点検にかかわった者として、記憶を新たにしたい次第でございます。

全県民が待ち望んだ祖国復帰に対し、余りにも県民を失望させる復帰対策が進められようとなりました。それに対する琉球政府行政主席は、政府に物申す建議書が作成されたのであります。しかし、それは政府に届かぬまま幻に終わったのであります。主席がそれを携えて羽田におりたときには、国会は既に可決をしてしまった。屈辱の一つであります。

私は、さきの議会で議会100周年の折に触れ、琉球処分から敗戦後の米軍統治、復帰後も続く米軍基地の重圧は我が国政府による沖縄蔑視の何物でもない指摘をした。

普天間基地の移設問題は象徴的であります。日米政府が最も危険な基地として認め、返還協定から13年がたち、その間にあわや惨事となるヘリの墜落事故も起き、しかも沖縄県民の負担軽減を約束しながら、再び75%の米軍基地が集中する沖縄に基地を押し込もうとしている政府のやり方は異常としか言いようがありません。これまでの政府はあめとむちで県民を分断し、基地返還を難しくしているのが最も問題です。

県民は、基地から派生する被害に長年押しつぶされ、8月の衆議院選挙においては、普天間基地の早期返還や米軍基地の整理縮小を民主党政権に託したので

あります。

しかし、民主党連立政権が誕生しても普天間の辺野古移設の県民の民意とは反対の方向で進められようとしているのであります。依然として琉球処分の延長線上にあるのではないかというふうに思います。

私たち県民は、オール沖縄で日本政府に当たらなければ基地問題の解決はできないと思います。普天間問題は、民意を背景に知事が明確に示すことが早い解決につながるものと信じるものであります。

知事は、「ベストは県外であるが普天間の危険性の除去には辺野古移設もやむを得ない」としておりますが、本当に危険性の除去というなら、暫定ヘリポート建設も主張しながら、検討された形跡もありません。民意を無視して、辺野古もやむを得ないとする本音がわからないのであります。

そこで質問します。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、知事の訪米についてであります。

知事の訪米は基地問題について、何かとしっかりしないことが多々あります。前回の訪米の際にもいろいろと物議を醸しました。今回の訪米の主目的は、日米地位協定の改定問題でありましたが、普天間移設について神奈川県知事の発言は民意と裏腹のメッセージを日米両政府や全国民に送ってしまった。大変残念に思うものであります。「ベストは県外であるが危険性の除去には辺野古もやむを得ない」とする知事のこれまでの発信が作用しているものと思うものであります。

そこで質問します。

ア、渉外知事会による訪米はどのような経緯で決まったのか。

イ、訪米の成果を問います。

ウ、訪米中の神奈川県知事の発言についてどう思いますか、問います。

(2)、普天間基地の県内移設に反対する県民大会についてであります。オバマ大統領の来日が差し迫る中、取り急ぎ開催された「辺野古への新基地建設と県内移設に反対する県民大会」は、2万1000人余が参加する大きな大会になりました。米軍基地問題に対する日米政府のあり方に県民の怒りのマグマが爆発したものだというふうに思います。

そこで質問します。

ア、知事は県民大会をどう評価するか。

イ、県民大会と訪米はどこに力点を置くべきと考えられるのか問います。

ウ、県民大会に参加しなかったことによる日米政府への影響をどう見るか。

次に、普天間飛行場の移設に対する知事の発言について問います。

普天間の移設に対し、冒頭言いましたように日米政府に県民意思とは反対のメッセージを送ったとの批判があります。知事の真意が何なのか分からない。

そこで質問します。

ア、県外がベストであるが、普天間の危険性の除去のためには県内移設もやむを得ないとする知事の発言が、対外的には辺野古受け入れを表明したものであると思います。どう認識しますか。

イ、知事は普天間の危険性の除去のために暫定ヘリポートを建設するとした考えは今も変わりはないか、どう進めたか。

ウ、11月29日、鳩山総理との会談の中で、普天間の移設先を早急に示してほしいと要請しておりますが、示されればどこでもいいということなのか。なぜ、県民を代表する知事としてみずからの考え方を言わないのか。

大きな2番、世界的な経済不況下での産業構造の転換について問います。

我が国の経済政策は、大企業優先の政策が進められ、自動車や工業製品など輸出産業への重点化が進められてきた。1次産業への配慮に欠け、農業の食料生産が低下し、食料の外国依存度が高まっております。同時に、農業の有する治山・治水や緑資源など多面的機能も失われ、農村が衰退の危機にあります。我が国の食料自給率は40%まで低下し、世界的に食料不足が懸念される中で食料の安全保障の面からも指摘されます。民主党連立政権は、これまでの産業構造の見直し、農林水産業の見直しを公約しました。農業は他の産業に比較して、効率化やオートメーション化が難しく、オーストラリアやアメリカなど、土地利用型農業を営む国々に太刀打ちできるものではありません。戸別所得補償制度の導入を進め、市場経済主義から国を守り、ふるさとを守る農業と共存できる農政の転換が必要であります。

そこで質問します。

(1)、新政権は「コンクリートから人へ」と公共事業中心から生活重視の政策転換を示しております。どう評価し対応するか問います。

(2)、これまでの自動車や電機産業の輸出型産業による経済のリードを否定するものではないが、特化した産業構造は陰の部分として、1次産業や地方農村を疲弊させております。どう改善すべきか問います。

(3)、戸別所得補償政策による本県農業の振興策にどう取り組むか問います。

大きな3、那覇空港の国際貨物基地構想についてであります。

沖縄振興計画は、本土との格差是正や自立的発展を目指し、那覇空港を我が国の南の表玄関と位置づけ、臨空港型産業の振興などを図ろうとしてきました。しかしながら、遅々として進んでいないのが実態であります。今回の新貨物ターミナルの整備並びに貨物専用便の就航は、本県産業の振興に大きく期待がされます。

そこで質問します。

(1)、新貨物ターミナルが整備され、ANAの貨物専用機が就航したが、県経済にどのような効果が期待できるか。

(2)、県は産業政策にどう生かしていくか。また、本県の農産物移輸出は物流コストが足かせになっております。

今後、農水産物の輸移出拡大にどう生かしていくか問います。

4、うるま市における中学生傷害致死事件についてであります。

痛ましい事件が起きてしまいました。時を同じくして女生徒への暴行事件も起きております。いじめや暴行は氷山の一角との見方もあります。学力向上だけでなく、助け合いや他人を大事にする心の教育こそ、学校や、家庭、地域が一体となって真剣に取り組まなければならない問題であるというふうに考えます。

そこで質問します。

(1)、人権や命を大切にする教育はどのようになされているか。

(2)、ゆとり教育による心の教育こそ大切ではないか。今後、現状の教育をどう見直していくのか問います。

5、試験研究機関の所属移管についてであります。

地方自治体における試験研究は、基礎研究より応用研究に主体を置くべきと考えます。本県の有する亜熱帯の気候、海洋性気候、島嶼県、島嶼性、東南アジアに最も近い県として近隣諸国との交流を通じて培った文化等々があり、全国と共通しない面が多いのであります。

本県のリーディング産業である観光にしても、本県の優位性から生まれたものであり、それを支える農林水産業や工芸産業などの振興には本県独自の研究開発が必要であります。本県の優位性を生かした産業振興を進めるには、それぞれの専門分野での研究を進めることが良策と考えます。

そこで質問します。

(1)、試験研究機関は長年のあり方を変えて、企画部にまとめられたが、そのねらいは何か問います。

(2)、メリット・デメリットを比較して、どう評価するか。

(3)、所属見直しをする考えはないか伺います。

6、我が会派関連質問であります。

新里米吉代表質問との関連であります。

(1)、普天間の県外移設を主張すべきとの質問に対し、「普天間移設は100%、200%国の仕事、私がくいを打つわけでもない政府に言ってもらいたい」と答弁しておりますが、知事は政府が移設先を示すまでは何も言わない。政府が言うとおりに容認することなのか。

辺野古と言われればやむを得ない、県外と言えばベストは県外と言ったからよしとして、県民を代弁する立場は一切とらないということなのか、伺います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 当銘勝雄議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、訪米の成果についての御質問にお答えいたします。

今回の訪米につきましては、国防省のグレッグソン次官補ほかとの面談で、「日本の新しい政府とも環境問題について話し合う協議の場を設けていきたい。」との発言があるなど、大きな前進があったと考えております。また、シンクタンクや研究機関におきまして、沖縄の環境問題を中心とした具体的な事例を示し、渉外知事会として地位協定の見直しや環境特別協定について意見交換を行うことができたことは、大きな意義がございました。

県といたしましては、沖縄県民の過重な基地負担の軽減が図られるよう、渉外知事会等とも連携し、今後とも粘り強く日米両政府に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、同じく政治姿勢の中で、訪米中の神奈川県知事の発言についての御質問にお答えいたします。

普天間飛行場移設問題に関する松沢知事の発言は、渉外知事会会長としての発言ではなく、神奈川県知事としての意見であったと理解いたしております。

また、その際、私は、松沢知事の発言について、私の意見とは違う旨お断りした上で、この問題に関する県の従来からの考え方を申し上げたところでございます。

次に、県民大会をどう評価するかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

普天間飛行場移設問題について、多くの県民が参加し、一定の意思表示をしたという事実は重いものがあり、政府に対して大きなメッセージになったものと考えております。

次に、県民大会と訪米はどこに力点を置くべきかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

今回の県民大会は、「辺野古への新基地建設と県内移設に反対する県民大会」となっており、その大会の趣旨が普天間飛行場移設問題に関する私の考え方と必ずしも一致していなかったこともあり、参加できませんでした。

いずれにいたしましても、県民大会であれ訪米事業であれ、それぞれに重要な意義や必要性があると考えております。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、県民大会の不参加による日米両政府への影響についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私が県民大会に参加しなかったことによって、日米両政府にどのような影響があったかにつきまして、推しはかることは困難であると考えております。

次に、同じく政治姿勢の中で、1の(3)のア、ウ、すなわち普天間飛行場移設問題に関する知事発言及び総理への要請についてという御質問にお答えいたします。

市街地の中心部に位置する普天間飛行場は、住民生活に著しい影響を与えており、周辺住民の不安や騒音被害などを解消することが喫緊の課題となっております。

この間、政府においては、米軍再編合意に基づき、名護市辺野古への代替施設建設に向けて取り組んできたところであります。

こうした中、新内閣が発足し、鳩山総理の「地元の皆さまの思いをしっかりと受け止めながら、真剣に取り組む」とした所信表明などを受け、沖縄県内では県外移設の実現を期待する声が非常に高まっております。

県としましては、これまでも申し上げてきましたとおり、県外移設が最も望ましいと考えており、政府が具体的な県外移設案を提案するのであれば、政府の方針を積極的に支持するものであります。

県は、普天間飛行場の一日も早い危険性除去のため、明確な方針及び具体案を示していただくよう、政府に対して要望しているところであります。

同じく、知事の政治姿勢の中で、暫定ヘリポートの建設に関する御質問にお答えいたします。

暫定ヘリポートにつきましては、「普天間飛行場の

危険性を一日でも早く除去するために、あらゆる方策を検討し、問題解決に取り組む」という知事公約を実現するための一つの事例として示したものであります。

危険性除去の具体的な案につきましては、基地の提供責任者であります政府が示す必要があると考えており、今後とも政府に対し、具体的な方策の提案、そして実施に向け、さらに検討を加速させるよう求めてまいりたいと考えております。

次に、那覇空港の国際貨物基地構想に係る御質問の中で、ANA貨物ハブ事業の県経済への効果についてという御質問にお答えいたします。

離島県であります沖縄におきまして、物流基盤の整備は大きな課題でございますが、ANA貨物ハブ事業によりまして、那覇空港を拠点とする待望の国際航空物流ネットワークが構築されました。

県経済にとりましては、県産品の販路拡大による産業の振興、そして新たな臨空型産業の集積、これらにより雇用の増大が図られることから、沖縄県の目標とします民間主導の自立型経済の構築につながるものと期待をいたしております。

次に、我が会派代表質問との関連ということで、普天間飛行場の県内移設の容認及び民意の代弁についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私は、去る11月30日、鳩山総理に対し、沖縄県内では県外移設の実現を期待する声が高まっており、このような状況を御賢察いただき、普天間飛行場の一日も早い危険性除去のため、明確な方針及び具体案を示すことを要望したところでございます。

政府の方針が示された際の対応につきましては、仮定の御質問なのでお答えがしかねますが、いずれにいたしましても、そこに至った経緯等十分な説明をよく伺った上で判断することとなるものと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 知事の政治姿勢についての御質問で、渉外知事会訪米の経緯についてお答えいたします。

渉外知事会においては、これまで制定から一度も見直しがされていない日米地位協定について、重要な課題となっている環境問題への対策等に関する明確な規定を設けるなど、時代の変化に対応が求められるとして、政府等関係機関に対し、その見直しを繰り返し求

めてきたところであります。

このような中、来年の締結50年の節目の年に際し、その抜本的見直しの実現のため、見直し項目の中でも環境問題、裁判手続の見直し、日米合同委員会に地域の声を聞く場を設置することの3点について、日米両政府間で協議するよう、米国政府等に対し直接要望するため、渉外知事会としての訪米事業を実施したものであります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 世界的な経済不況下での産業構造の転換に関連する御質問の中で、新政権による政策転換の評価と対応についてお答えいたします。

民主党を中心とする連立政権は、前政権の経済政策を見直し、子ども手当の創設など、家計への直接給付による個人消費を中心とした経済成長の実現を重視しているものと理解しています。今後展開される経済政策を注視していきたいと考えております。

次に、那覇空港の国際貨物基地構想についての御質問の中で、ANA貨物ハブ事業の産業政策及び農水産物の輸移出拡大への活用について一括してお答えいたします。

ANA貨物ハブ事業により、那覇空港が国内を含むアジアの8つの主要都市と物流ネットワークで結ばれることから、これを活用した既存の製造業等の振興はもとより、国際航空物流に関連する臨空型産業として、流通加工や精密機器パーツ等、企業の新たな進出を促進することにより、産業振興を図ってまいります。

また、農水産物については、海外において特に生鮮品に対する期待が高いことから、市場調査や輸出の実証実験等を実施するとともに、国や農協、漁連等との連携強化により販路拡大に取り組み、県産品の輸移出拡大を図ってまいります。

次に、試験研究機関の所属移管についての御質問の中で、試験研究機関を企画部に管理一元化したことのメリット・デメリット及び所属の見直しについて一括してお答えします。

試験研究機関を管理一元化したメリットは、分野横断的な課題における共同研究の実施、外部研究資金の獲得、増加、多様な研究人材の育成、研究施設の維持管理経費の効率的な執行等、試験研究が円滑に実施できるようになっております。また、試験研究評価システムの導入により、研究開発ニーズの把握、課題設定から成果の普及まで体系的な研究管理と重点的に取り

組むべき研究課題については予算を重点配分しております。

しかしながら、産業界からは、産業政策を担う部局、特に普及部門との連携が不十分なのではないかという意見もあります。

県としましては、今後、管理一元化の利点を生かしながら、より効率的な試験研究の推進と普及部門との連携も含めて試験研究機関のあり方を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 世界的な経済不況下での産業構造の転換の中で、農林水産業及び農山漁村の振興についてお答えします。

我が国の農林水産業は、食料自給率の低下や生産額の減少、就業者の減少などの課題を抱えております。

本県においても、国際化の進展による価格の低迷、農家の高齢化や後継者の減少、耕作放棄地などが課題となっております。このため、県では、持続的農林水産業の振興と、多面的機能を生かした農山漁村の振興を目標として、農林水産業振興計画に基づき、各種施策・事業を推進しているところであります。

具体的な施策といたしましては、おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化、輸送コストの低減や地産地消の推進、食品・観光産業と連携した流通・販売・加工対策の強化、経営感覚にすぐれた担い手の育成や多様な新規就農者の育成確保、農業用水源の確保やかんがい施設等の生産基盤の整備、グリーン・ツーリズム等の推進による多面的機能を生かした農山漁村の振興などに取り組んでいるところであります。

次に、戸別所得補償政策による農業の振興策についてお答えします。

戸別所得補償については、国において平成22年度からコメ戸別所得補償モデル事業が実施されることとなっております。その内容としては、生産数量目標に即して生産を行った販売農家に対して、標準的な生産に要する費用と販売価格との差額を全国一律単価として交付するものとしております。

本県農業の振興策については、コメ戸別所得補償モデル事業の実施状況や、今後の国の方針を注視し、関係機関と連携しながら対応することとしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは、うるま市にお

ける中学生傷害致死事件についての御質問で、人権や命を大切にする教育についてお答えいたします。

各学校においては、過去の事件の教訓を生かし毎月1回「人権を考える日」を設定し、いじめや暴力行為等をなくすため、「自他の生命を尊重する」教育や相手の立場や気持ちを思いやる心の育成を図る授業を実施しております。

今回の痛ましい事件を受け、学校現場で保護者、地域、関係機関等と連携し、いじめや暴力等に対しては「絶対に許さない、させない、見逃さない」という毅然とした姿勢で取り組み、命や人権に関する教育の充実に取り組んでまいります。

次に、「心の教育」と今後の取り組みについてお答えいたします。

児童生徒一人一人が豊かな心をはぐくみ、みずからの人生をよりよく生きていけるようにするため、「心の教育」は、学校教育において重要であるとしてとらえております。

県教育委員会としましては、人間としてのあり方・生き方についての自覚を深めるため、各教科や学校の教育活動全体を通じて道徳教育の充実に努めております。

今後とも、ボランティア活動や自然体験活動など、豊かな体験を通して児童生徒の内面に根差した道徳性をはぐくむとともに、心の教育の充実になお一層取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 試験研究機関の所属移管の質問のうち、企画部一元化のねらいについてお答えいたします。

本県の地域特性を生かした産業の振興を図るためには、生産者や企業のニーズに合った研究を実施し、技術移転を促進する必要があることから、平成16年度から農業研究センターを初めとする試験研究機関の研究を専門家等が評価する「試験研究評価システム」を導入いたしました。

その評価結果を研究予算等に反映させるとともに、分野の異なる研究機関相互の連携を図るため、平成17年度から工業分野や農林水産業分野の試験研究機関を企画部に一元化したものであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後7時2分休憩

午後7時3分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

当銘勝雄君。

○当銘 勝雄君 普天間飛行場移設の問題ですが、知事は先ほどの質問でも言っていますが、県外がベスト、で、これマルつけると言っているんですがね、これはマルをつけたら文章が2つになりますよ。二律背反というんですね、これは。これは文章が背反しますよ。こういうことでいいんですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後7時3分休憩

午後7時3分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 言語学的な意味は私も正確にはわかりませんが、県外がベストである、マル。仮につけたときであれば、しかしながら一日も早い普天間飛行場の危険性除去のためには、県内もやむなしという文章に相なります。二律背反にならないのではないかと思います。

○議長（高嶺善伸君） 当銘勝雄君。

○当銘 勝雄君 なるんですよ。この県外という文章と、それから、いや辺野古であるという文章、これ2つ生きるんですよ。どちらが本物かとわからないじゃないですか。どうですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後7時5分休憩

午後7時5分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 国語上の正確さは私わかりませんが、基本的には今の文章のとおりです。県外がベストではあるけれども、しかしながら、一日も早い普天間の危険性の除去のためには、県内もやむなしという意味です。

○議長（高嶺善伸君） 当銘勝雄君。

○当銘 勝雄君 知事とこういう議論をしても前に進みません、これは無駄な議論になりますから、やりません。

県民大会についてですが、こういうことがあるんです。「知事不在の県民大会」という、これは地元紙の社説ですよ。（資料を掲示） ちょっと読みますね。

「訪米は、渉外知事会の主催だが知事不在の県民大会は、画竜点睛を欠く。知事は大会にメッセージを送らないという。沖縄の県民世論がまたも二分されているかのような印象を与えかねない。」。基地撤去を求める従来の大会に知事はよく欠席する云々というのがあ

ります。これに対してどういうふうな感じを持ちますか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後7時6分休憩

午後7時7分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 先ほど答弁させていただきましたが、県民大会の決議・趣旨が私の考えと必ずしも正確に一致していないということもあります。ただ、訪米中でしたから無論参加もできませんでした。趣旨が違うということでもありますから、私がいらない、不在の県民大会とおっしゃられても、それはそもそも私はまず参加できない内容だったと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 当銘勝雄君。

○当銘 勝雄君 知事が参加した云々の話じゃなくて、それは地元のマスコミの評価の問題なんです。この評価に対して知事はどういうふうにかえるかということを知事しているんです。これはちょっといいでしょう。

○知事（仲井眞弘多君） 趣旨が違うと言っているんですよ、私の考えと。だから、コメントできないんですよ。

○当銘 勝雄君 次に、総務部長、企画部長に伺いますが、試験研究機関の所属移管について。

先ほど確かに答えはもっともらしい答えではあるんですが、横断的な試験研究をつくるとか、維持費の節減とか外部専門家の意見をどんどん取り入れることができるとかあるんですが、現実には皆さんはやるべきことをやっていない。忘れている。例えば葉草の問題、大事なのは沖縄にとっては葉草というのは非常に大きな問題なんです。これはどんどんと商品化もできる、製品化もできる。こういうようなものを私が取り上げたら、何の研究もされていない。こういうことでは何を専門家が研究したのかと言いたくなりますよ。ですから、私はそういうものこそ、やはり専門の所属に任すべきだということを考えます。どうでしょう。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 一元化をすることのメリットというのは、これは確かに出ていくというふうに思っております。

例えば、現在事業としてやっている先端バイオ、この研究基盤高度化事業等では、これでは例えば農林の果樹だとか、あるいはまた畜産の関係の品種の改良をこのシーケンサーを使って一緒にやっていく話だと

か、それから今議員が言われました葉草のデータベースもこれも実はもうつくっております。むしろ一元化することによって、そういうデータベースを使えるようなそういう融通があるのではないかというふうに思っています。

しかしながら、一方で現場の声として、普及部門との連携がうまくいかないというふうな声は確かに届いています。その辺のことを勘案しながら検討していきたいというふうに思っております。

○議長（高嶺善伸君） 当銘勝雄君。

○当銘 勝雄君 データベース化して横の連携をとるのは私はこれは構わない。所属別々になっても、データベース化はできるんです。ですから、私が言うのは、まずいろんな研究テーマを考えていく、ここから始まらぬといけないんですよ。これは、企画部長が例えば工業関係とか、商業関係とか、農業関係とか、林務関係、いろんなこんなものに目が届くか、頭が届きますかと聞きたいんですよ。そうじゃないでしょう。やっぱりそれぞれの専門の所属で、今、私たちがやるべき産業は何をどう研究すべきかというのをどんどん考えていかないといけないと思うんです。私は、だからこれはきょうすぐ、はい、そうしますということは求めませんので、また次の議会あたりでももっと議論しますので、よくそこら辺は検討しておいてください。

それから那覇空港の貨物ターミナルですね。これについては、私たち県議会においてもそれを推進するためには、その公租公課を軽減すべきだということを議決をしまいたったわけですが、それについては知事はどういうふうにされているのでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 通行料であるとか着陸料、それにあと燃料税などがあります。これについては、担当大臣にも先日の知事会でもお願いをしましたし、その前の自公政権のころから、これはお願いをしています。そしてまた、もしこの議会の後、私この金曜日から出張できるとすれば、改めてまた東京を回ってきたいと思っております。一生懸命実現できるように頑張りたいと思っております。ぜひ、お力かしてください。

○議長（高嶺善伸君） 当銘勝雄君。

○当銘 勝雄君 先ほど私質問でもやりましたが、物流が沖縄の産業振興、これの足かせになっているわけですよ。これまで例えば農林水産物でも、重量物についてはどうしても例えば飛行機ではだめだと、船にかえねばならぬと、そうすると時間がかかってしま

うとこういうような問題があったわけですね。しかし、航空貨物を利用してとなると、今度重量物というのは、やはりその分だけ値段がかかってしまう。それから、あるいは容積の大きいものもかかってしまう、こういうことがあるわけですから、そこはやはりそういった公租公課の軽減でもって進めないと、ある意味では絵にかいたもちになってしまうという懸念がありますから、ぜひこれを進めてもらいたいと。

今私たち議会がやったのは、国内線貨物便の航空燃料税、それから着陸料、それから航行援助施設利用料、この3つを出したわけですね。これぜひとも進めていただきたいとこういうふうに考えます。

ちょっと休憩。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後7時14分休憩

午後7時14分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○当銘 勝雄君 それから、教育長に伺いますが、これまで私はゆとり教育を進めるべきだということと質問をしてまいりましたが、今度職員団体からこれはどうも学校の多忙化を招くと言われているのが、「指導・支援カルテ」ですね。これに対して今度は指導記録簿これをつくって運用していくということ

も答弁がありました。これは僕は学校の多忙化と同じようになっていくのではないかという懸念を持つんですが、それはいかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） お答えいたします。

「指導・支援カルテ」につきましては、いろんな問題がございまして、原点に戻って考えるということで、有識者会議等をお願いいたしまして検討していただきました。その中から提言を受けました。その提言に基づいて今検討しているところでございます。その検討した結果を県民やそれから学校とかいろんなところにパブリックコメントをして、いろんな目的から、基本から、いろんな意見をお聞きして進めたいと思っております。ですから、それが多忙化になるかどうかにつきましても、その中で議論をさせていただきたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明9日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後7時16分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 座 喜 味 一 幸

会議録署名議員 西 銘 純 恵

平成21年12月9日

平成21年
第 6 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 7 号）

平成21年
第 6 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第7号）

平成21年12月9日（水曜日）午前10時1分開議

議 事 日 程 第 7 号

平成21年12月9日（水曜日）

午前10時開議

第 1 一般質問

第 2 甲第1号議案、甲第2号議案及び乙第3号議案から乙第25号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 甲第1号議案、甲第2号議案及び乙第3号議案から乙第25号議案まで

甲第1号議案 平成21年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）

甲第2号議案 平成21年度沖縄県自由貿易地域特別会計補正予算（第1号）

乙第3号議案 沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

乙第4号議案 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

乙第5号議案 沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

乙第6号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例

乙第7号議案 沖縄県地上デジタル放送受信者支援基金条例

乙第8号議案 沖縄県医療施設耐震化臨時特例基金条例

乙第9号議案 沖縄県景観形成条例の一部を改正する条例

乙第10号議案 工事請負契約について

乙第11号議案 県が管理する所有者不明土地に係る増改築許可申立事件の和解について

乙第12号議案 車両損傷事故に関する和解等について

乙第13号議案 指定管理者の指定について

乙第14号議案 指定管理者の指定について

乙第15号議案 指定管理者の指定について

乙第16号議案 指定管理者の指定について

乙第17号議案 指定管理者の指定について

乙第18号議案 指定管理者の指定について

乙第19号議案 指定管理者の指定について

乙第20号議案 指定管理者の指定について

乙第21号議案 当せん金付証票の発売について

乙第22号議案 県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第23号議案 県道の路線の一部廃止について

乙第24号議案 公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第25号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について

出 席 議 員（47名）

議 長 高 嶺 善 伸 君

副議長 玉 城 義 和 君

1	番	上	原	章	君
2	番	島	袋	大	君
3	番	中	川	京	君
4	番	桑	江	朝	夫
5	番	平	良	昭	一
6	番	仲	村	未	央
7	番	照	屋	大	河
8	番	渡	久		修
9	番	瑞	慶		功
10	番	新	垣	清	涼
11	番	上	里	直	司
12	番	吉	田	勝	廣
13	番	當	山	眞	市
14	番	吉	元	義	彦
15	番	座	喜	味	一
16	番	佐	喜	眞	淳
17	番	玉	城		満
18	番	仲	宗	根	悟
19	番	崎	山	嗣	幸
20	番	西	銘	純	恵
21	番	奥	平	一	夫
22	番	山	内	末	子
24	番	前	島	明	男

25	番	新	垣	良	俊	君
26	番	仲	田	弘	毅	君
27	番	照	屋	守	之	君
28	番	辻	野	ヒロ	子	さん
29	番	嶺	井		光	君
30	番	赤	嶺		昇	君
31	番	当	銘	勝	雄	君
32	番	渡	嘉	敷	喜	代
33	番	前	田	政	明	君
34	番	玉	城	ノ	子	さん
35	番	比	嘉	京	子	さん
36	番	新	垣	安	弘	君
37	番	金	城		勉	君
39	番	翁	長	政	俊	君
40	番	浦	崎	唯	昭	君
41	番	池	間		淳	君
42	番	新	垣	哲	司	君
43	番	具	志	孝	助	君
44	番	當	間	盛	夫	君
46	番	新	里	米	吉	君
47	番	嘉	陽	宗	儀	君
48	番	大	城	一	馬	君

欠 席 議 員（1名）

38	番	糸	洲	朝	則	君
----	---	---	---	---	---	---

説明のため出席した者の職、氏名

知	事	仲	井	眞	弘	多	君
副	知	仲	里	全	輝	君	
副	知	安	里	カ	ツ	子	さん
知	事	上	原	良	幸	君	
総	務	兼	島		規	君	
企	画	川	上	好	久	君	
文	化	知	念	建	次	君	
福	祉	奥	村	啓	子	さん	
農	林	比	嘉	俊	昭	君	
観	光	勝	目	和	夫	君	
土	木	仲	田	文	昭	君	
企	業	宮	城	嗣	三	君	
病	院	知	念		清	君	
会	計	名	渡	山	司	君	

知	事	公	室	柵	原	政	忠	君
秘	書	広	報	統	括	監		
総	財	務	統	括	監			
教	育	委	員	会	委	員		
公	安	委	員	会	委	員		
警	察	本	部	長				
労	働	委	員	会	長			
事	務	局						
人	事	委	員	会	長			
代	表	監	査	委	員			
選	挙	管	理	委	員			
委								

黒	島	師	範	君
中	野	吉	三	郎
金	武	正	八	郎
翁	長	良	盛	英
黒	木	慶	英	晶
比	嘉	久	晶	進
伊	礼	幸	進	三
又	吉	春	三	伸
阿	波	連	本	伸

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事	務	局	長	遊	佐	信	雄	君
次		長	龍	野	博	基	君	

参	事	兼	議	事	課	長	嘉	陽	安	昭	君
課	長	補	佐				平	田	善	則	君

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

11月24日から12月4日までに受理いたしました陳情14件は、お手元に配付の陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

〔陳情文書表 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） 日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案、甲第2号議案及び乙第3号議案から乙第25号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及ぶたゞいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

玉城義和君。

〔玉城義和君登壇〕

○玉城 義和君 おはようございます。

1、基地問題についてであります。

(1)、普天間基地の移設について。

知事は、11月28日付朝日新聞のインタビューで次のように述べています。「私がみんなと一緒にあって、総理と一緒にあって、「県外だ」と叫んだ瞬間、選択肢が一つになってしまう。普天間飛行場の危険性を一日も早く除去しようとやってきたのが、壁にぶつかって解決がいつになるかわからなくなるでしょう。県内移設の選択肢を持っていない」というふうに述べております。

ア、県内移設の選択肢を持っていないと普天間の危険性の除去ができないと考える理由は何か。

イ、知事が県外移設を打ち出すときにはどのような条件が示されたときか。

ウ、また、県内移設の受け入れの条件は何か。

エ、30日に公式の会談が行われるにもかかわらず、3日前の27日にわざわざ秘密裏に首相に会う理由は一体何か。また、27日、30日の会談の中身について説明されたし。

オ、27日の会談の申し入れは知事の側か、首相の側か。

(2)番の知事訪米については、もうたくさん出ておりますので取り下げます。

2、自殺予防の取り組みについて。

県内自殺者が1月から10月で355人と前年同月比で71人の増で事態は極めて深刻であります。

(1)、県の認識はどうか。

(2)、県の担当職員の増加や市町村、諸機関などとの連携など対応の抜本的な見直しが必要と思うがどうか。政府の「100日プラン」を含め県の施策を伺う。

3、知事の公約について。

(1)、「経済力おきなわ」について。

ア、完全失業率の全国平均を目指すことは達成されたか。

イ、中心商店街の活性化はどのような状況にあるか。

ウ、エは取り下げます。

(2)、「観光力おきなわ」について。

ア、観光客1000万人誘致への道筋をお示してください。

イは取り下げます。

ウ、観光客1人当たりの消費額の増加については知事公約にないがどうしてか。

(3)、「基盤力おきなわ」について。

ア、鉄道など軌道系交通システムについてどのような対応をとってきたか。検討委員会の設置は図られたか。

イ、ウ、エは取り下げます。

(4)、「解決力おきなわ」に関連して。

ア、普天間飛行場の危険性の除去について、3年以内めどという公約の実現はどうなっているか。3年以内の起算日は第2回移設協、平成18年12月25日——クリスマスの日であります——それが起算日であります。これは同18年12月18日の本会議で公室長の答弁であります。

イ、日米地位協定の見直し要求について、この3年間の動きはどうか。

ウ、見直し要求が前進しない理由はどのように考えているか。

エ、返還予定地の利用計画の策定はどうか。

簡潔な答弁をお願い申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

玉城議員の御質問に答弁いたします。

基地問題についての中で、朝日新聞のインタビューの発言についての御質問にお答えいたします。

朝日新聞のインタビューで、私がみんなと一緒に県外と叫んだ瞬間、選択肢が一つになってしまふ。普天間飛行場の危険性を一日も早く除去しようとやってきたが、壁にぶつかって解決がいつになるかわからなくなると申し上げた記事ですが、その趣旨は、明確な見通しが立たないまま県外移設案を追求した結果、現在の普天間飛行場の危険性が長期間放置されることはあってはならないということでございます。

次に、同じく基地問題の中で、県外移設及び県内移設の条件という御趣旨の御質問なんですが、これは1の(1)のイとウが関連いたしておりますので一括して答弁させていただきます。

普天間飛行場につきましては、従来から申し上げてきましたとおり県外へ移設をすることがベストだと考えており、明確な方針及び具体案を示していただくよう、政府に対して要望をしているところであります。また、県内移設の条件につきましては、仮定の御質問なのでお答えしかねますけれども、いずれにしましても県内移設に至った経緯など十分な説明をよく伺った上で判断することになると思います。

次に、同じく基地問題の中で、鳩山総理との面談内容及び面談の申し入れについての御質問ですが、同じく1の(1)のエとオが関連いたしておりますので一括して答弁させていただきます。

去る11月30日の鳩山総理との面談においては、普天間飛行場の一日も早い危険性除去の取り組みや返還跡地利用のための基盤整備など、沖縄県の米軍基地問題の解決促進を要望いたしました。

鳩山総理からは、日米両政府のワーキンググループで検証しているところであり、沖縄県民の基地負担が軽減されるよう、普天間飛行場移設問題を解決しなければならない旨の発言がございました。

県といたしましては、今後とも政府と連携を密にしつつこの問題の解決促進に努めてまいりたいと考えております。

なお、11月27日の面談におきましては、基地問題を初め沖縄の抱える課題につきまして広く意見交換をいたしました。非公式の場であり具体的内容につきましてコメントすることは差し控えたいと思います。

また、面談の申し入れにつきまして、私はかねてから早い時期に表敬をいたしたいという思いがある中で、今回、面談の機会を得ることができたわけでございます。

次に、知事公約に係る御質問の中で、完全失業率の

全国平均に係る御質問について答弁いたします。

沖縄県の完全失業率は、平成18年が7.7%、平成19年が7.4%、平成20年が7.4%で推移をし、全国は同じくそれぞれ4.1%、3.9%、4.0%で推移しております。直近の平成21年10月の沖縄県の失業率は7.1%で、全国の5.1%と比べその差は2ポイントに縮まっております。

また、沖縄県の就業者数は、平成18年は59万7000人、平成19年は59万2000人、平成20年は60万人で推移し、全国は同じく6382万人、6412万人、6385万人で推移いたしております。直近の平成21年10月の沖縄県の就業者数を見ますと61万3000人で、前年同月の比較では12カ月連続の増加となっております。

一方、全国は6271万人で、前年同月の比較では21カ月連続の減少となっております。

この3年間の傾向を見てみますと、数値の変動はありますものの沖縄県と全国との完全失業率の差は縮まり、就業者数も全国が減少する中、沖縄県は増加いたしており、沖縄県の雇用情勢は改善の方向にあると認識いたしております。

沖縄県としましては、引き続き経済団体や労働団体、そして行政機関、教育機関、PTAなど関係機関60団体で取り組んでおります「みんなでグッジョブ運動」をエンジンとして広く県民運動を展開し、残る1年間精力的に雇用情勢の改善に努めてまいり所存でございます。

同じく公約の中で、観光客1000万人誘致への道筋いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

平成20年度の観光客数は593万人で過去最高を記録いたしました。現在は景気低迷などの影響を受けて厳しい状況にありますが、その対策といたしまして観光客誘致緊急対策プロモーション事業を実施し、航空会社と連携をしキャンペーンや国内外での誘客イベントなどを行い、観光需要の喚起に努めているところでございます。

今後の観光客1000万人達成に向けましては、新規市場を含む国内外のマーケット開拓、そして新たな観光商品の開発、MICEやリゾートウエディングの誘致等に取り組んでいるところでございます。あわせて、道路、空港、港湾などの基本インフラやホテルなど宿泊施設の整備促進に向けて関係機関と連携を図りますとともに、観光資源としての自然環境へも十分配慮していく考えでございます。これらの取り組みに加え、沖縄観光を支える人材の育成を促進することにより、観光客1000万人を実現してまいりたいと考えております。

次に、同じく公約の関連で、3年めどの閉鎖状態の公約実現についての御質問にお答えいたします。

県といたしましては、普天間飛行場の危険性を放置することはできないことから、同飛行場のヘリ等の運用を極力低減し、3年をめどに危険性の除去、騒音の軽減を図ることを機会あるごとに政府に対し求めているところでございます。また、「普天間飛行場の危険性の除去に関するワーキングチーム」などにおきましても政府と率直な意見交換を重ねてまいりました。さらに、去る9月の新内閣発足後は鳩山総理を初め各大臣との面談や軍転協の要請、環境影響評価準備書に対する知事意見の中などで、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去を求めたところであります。

県といたしましては、今後とも普天間飛行場の危険性の除去につきまして具体的な方策の提案、実施に向けさらに検討を加速させるよう政府に求めていると考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 自殺予防の取り組みについての御質問の中の、県の認識についてお答えいたします。

県内の自殺者数は、平成10年以降11年連続で300人を超え高どまりの状況にあります。また、ことし10月までの自殺者数は355人と前年同期の284人から71人、1.25倍と急増しており、自殺対策は重要な政策課題であると認識しております。

次に、自殺の対応の見直しと政府の「自殺対策100日プラン」を含め県の施策についてお答えします。

県では、「沖縄県自殺総合対策行動計画」に基づき、関係機関が連携して自殺対策を進めております。

推進体制としては、すべての圏域で自殺対策連絡会議を設置するとともに、全市町村において自殺担当課が設置され、身近な地域において早期に対応できる体制を強化したところであります。また、「沖縄県自殺対策緊急強化基金」を用いて全県民を対象に「睡眠キャンペーン」等を実施するとともに、全市町村や民間団体等を支援することにより身近な地域における自殺対策体制を強化してまいります。

「自殺対策100日プラン」については、国の取り組みの動向を見ながら対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 知事の公約についての中の、中心商店街の活性化の状況についての御質問にお答えします。

中心商店街の活性化の状況について平成20年度の空き店舗率で見ると、県全体では11.5%となっており、調査開始以来ほぼ横ばいで推移し改善しておりません。

その要因としては、郊外への大規模店舗の立地、商店主の高齢化や売り上げ減少による廃業の増加のほか、品ぞろえや駐車場の不足等商店街の魅力が低下したなどが考えられます。

県では、現在、商店街振興組合指導事業によりセミナーや研修等による商店街の組織強化や後継者の育成等を支援しておりますが、市町村でもNPOと連携したイベントやトランジットマイルの実施など、商店街の活性化に主体的に取り組んでいるところがあります。

県としましては、このような市町村や商店街の取り組みを促進しながら、中心市街地の活性化を支援してまいりたいと考えております。

次に、同じく知事の公約についての中で、知事公約における1人当たり観光消費額についての御質問にお答えします。

公約では、観光客1000万人誘致を掲げております。これに合わせて、知事は就任当初から1兆円の観光収入を目指すと説明してきております。このことは、1人当たり観光消費額の目標が10万円であることを意味しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 知事の公約についての御質問の中で、鉄軌道系を含む交通システムへの対応についてお答えいたします。

現在、県において中南部都市圏を対象とした軌道系を含む新たな公共交通システムの導入調査を行っているところであります。また、次年度から平成13年度策定の「沖縄県総合交通体系基本計画」を見直すこととしており、その中で本年度の調査結果等も踏まえ検討してまいります。

なお、検討に当たっては外部の有識者で構成する委員会を設置し、幅広い知見を取り入れていきたいと考えております。

同じく知事の公約に関連する御質問の中で、返還予定地の跡地利用計画の策定についてお答えします。

返還予定地は、沖縄の振興・発展に資する貴重な空間として新たな産業の振興を図るとともに、周辺密集市街地や道路網のゆがみの是正を図るなど、その適切な利用の促進を図っていく必要があります。返還予定地の跡地利用計画の策定については、最も地域に密着した市町村が主体となり、国の補助制度の活用等により地主や住民の意向を反映しつつ取り組んでおります。

跡地利用計画については、今後とも国や跡地関係市町村と密接に連携し取り組んでいく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 知事の公約の中で、日米地位協定につきまして、見直しの経過に関する御質問にお答えいたします。

日米地位協定は、一度も改正されないまま締結から約50年が経過しており、人権や環境問題などに対する意識の高まり等の中で、時代の要求や県民の要望にそぐわなくなっていることなどから、沖縄県においては11項目にわたる抜本的な見直しを要請しているところであります。

日米地位協定の抜本的な見直しについては、渉外知事会や軍転協としての要請や、関係大臣及び衆参両院の関係委員会に対する要請など、機会あるごとに日米両政府等に対し要請しております。また、ことし1月にはオバマ新政権の発足に際して訪米し、また、去る11月にも渉外知事会の副会長として訪米し、日米地位協定の見直しについて求めてきたところであります。さらに、来年は地位協定制定50年の節目の年であることから、渉外知事会とも連携しながら、引き続き粘り強く地位協定の見直しに向けた取り組みを強化してまいりたいと考えております。

同じく地位協定との関連で、見直しが前進しない理由は何かという御質問にお答えいたします。

これまで政府は、日米地位協定については、米軍及び在日米軍施設・区域をめぐるさまざまな問題を解決するためには、その時々の問題について、地位協定の運用の改善によって機敏に対応していくことが合理的と考えているとしておりました。

一方、新政権の与党3党合意においては、「日米地位協定の改定を提起する」こととされております。

県としましては、日米地位協定の見直しについて、その実現に向け引き続き渉外知事会等と連携しながら、日米両政府に求めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 なるべく議論がかみ合うようにやりたいと思いますが、まず知事、この朝日新聞のインタビューは東京でなされたということもあって少し気が楽になったんだろうと思いますが、かなり本音が出ていらっしゃって、私は非常に、むしろ議会で聞くよりも新聞を読んだほうがわかる部分もあったりして、なかなか微妙なニュアンスも出ているように思ったんです。

それで、その新聞のインタビューの内容をもとに少しお聞きしますが、県内移設の選択肢を持ってないと普天間の危険性の除去ができないという考え方は、今でも現下で変わりがないということで確認できますか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） そのとおりです。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 ここで言う普天間の危険性というのは、要するに普天間の閉鎖移転ですよね、危険性の除去、3年以内の話ではなくて。ここで知事がおっしゃっているのは、要するに閉鎖ということですよ。

○知事（仲井真弘多君） ちょっと休憩してください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時31分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） そこで申し上げている危険性というのは、無論、今普天間が持つ危険性のことですが。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 そうすると、非常に話が混乱するんですが、要するに県内移設ということを前提にして話をしているわけですよ、これは。つまり、辺野古のことを念頭に入れて言っているわけでしょう。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 県外がベストだけれども、普天間の一日も早い危険性の除去のためには県内もやむなしという脈絡の中の話ですよ。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 そのとおりですね。したがって、この知事のそういう発想でいきますと、県内移設の選択肢を持たない限りは普天間の危険性の除去はできない

と。こうなりますと、この論理は必然的に普天間の危険性を除去するためには県内に移すしかない、という理屈になりませんか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の議員の御指摘のレトリックもあるかもしれませんが、私は必ずしもそう思っておりません。やっぱり県外はベストだという選択はあるわけですし、ですから県外はあるし、県内は辺野古というのはこの自民党政権以来3年近くずっとこれはこれで地元も含めていろいろと調査研究をやってきた事例ですから、それはそれで踏まえているわけです。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 逆に聞きますが、県内移設の選択肢なしでも普天間の危険性の除去は可能ということですか、それでは。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） それは何度も答弁していますが、政府が責任を持って県外に具体的なものを、しかもルートもある程度、作業工程といいますかそれもし示していただいて納得いけば、当然あり得る話だと思いますが。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 それでは、答弁にありますように、政府が具体的な県外移設案を出せば支持すると、ということですね。そこで聞きますが、具体的な県外移設案というのはどういうことを想定されているか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） どういうことをといますか、わかる中身を政府が責任を持って示していただく中身ですよ。ただ県外とただだけでは、県外といっても沖縄県以外の日本の国内もあればほかの国々たくさんあるし、アメリカの中なのも含めて非常に広い空間ですからね。ですから具体的にイメージできる内容とそれに持っていくプロセスがわかる案を当然のこととして示していただきたいと、こう言っているわけです。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 そうすると18日までに何らかの方向を出すという話ではありますが、仮に沖縄の県内移設は断念をすると。県外・国外を目指して政府としては努力をすると、仮にそういう話になった場合に、それでもなお知事としては具体性に欠けると。したがって県内移設の選択肢は捨てないと、こういうことになるわけですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の議員のお考えは考え方としてあり得ますかね。しかし、基本的にこの新聞報道されている18日までにというのは、政府が無論本当にクリアなはっきりした県外移設の中身をきちっと示していただければ、スペックつきでですよ、わかりやすいです。だけれども今までの内閣ができて約3カ月の間の議論を見ていますと、基本的な構想に近い方針なのか、もう少し具体的な中身を持ったものかによってこれはまた判断が違ってくると思います。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 県外移設の場合で、例えば地域名等々とかが出せる、要するに知事が県内移設の選択肢を持たなくてもいいという段階というのは、少なくとも今の段階で知事が言えるのは、例えば地域でありますとかあるいはスケジュールでありますとかそういうのを想定すると、どの程度までは知事の頭の中にあるのか、その辺を少しおっしゃってください。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 無論それは県外移設であれどういう場合であれ、その内容が具体的でわかりやすく納得いくものであればあるほどいいに決まっています。だけれども突然そこへいくわけに物事いきませんから、いろんなふわーとした星雲状態からまとめていく話ですから、私が今どういう内容の、スペックもどこまででないといけないかというのは私も申し上げる状態にはありません。

さらにあわせて、この基地問題については、今までの国会答弁で各関係大臣がおっしゃっているのを見ると、割合簡単に、例えば嘉手納統合であるとかいろんなことをおっしゃるものですから、やっぱり内閣の関係する閣僚、総理も含めて本当に腹を決めて、ちょっと下世話な言い方であれですが、本当にしっかりやるぞというこの決意、内容もしっかりあわせてこれを見せていただければ、納得できるものは納得いたしますよ。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 もともとこの移設問題というのは日米両方から提示をされたわけでありまして、知事にしても名護市長にしてもみずから誘致をしているわけではないわけですね。そうすると今日の状況は、政権が交代をしていわゆる辺野古というのが外れて、星雲状態という話がありましたが、今時新しい政府が、新政権がどういう振り方をするかまだ決まってないわけですね。そういう状況が1カ所にありながら、知事がなお県内移設の選択肢を捨てないという状況は、これは構図が変わっているのに知事自体は前の構図の中にい

るということになりまして、きのうの議論もありましたが、日本政府においてアメリカと沖縄県が逆に日本政府と対峙をするまでは言いませんが、そういう関係になっているんじゃないかというふうに映るんですね。そこはどうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） そういうふうに見られたとすれば極めて不本意といいますか残念です。私も沖縄県知事としてちゃんと沖縄のためになるように、沖縄の県益をしかも最適化するように仕事をしていこうというのは、もともと玉城議員からも私は昔伺ったことがあるぐらいの方針で私はやっているつもりです。ですから、そういうふうに見られたとすれば極めて不本意ですが、ただ、今の普天間基地そのものが十二、三年たってようやく、これは大の大人が長いことかけて、結局時間をかけて十二、三年たって今の辺野古に私は落ちついていると思うんです。いろいろ欠点もありますよ、環境上も。ですが、こういうものを全く一切白紙にしてゼロから始められる状態にあるかどうかですよ。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 それは日本政府に提供義務があるわけで、日本政府がどうするかということに必然的によってかかるわけですね。だからそういう意味では、私は9月にも申し上げましたが、少なくとも政府の態度が決定しないわけですから、そういう意味ではまさにニュートラルにギアを入れて待っておくべきであって、知事が辺野古でなければ解決が難しいなんていうことをおっしゃること自体、私はむしろ日本政府にそういう言葉じりをとらえられて利用される可能性があるのではないかと、こういうふうに思っているわけで、県外がベストと、よってその政府の方針を待つということぐらいは言い切ったほうがいいんじゃないかと。だから後ろのほうの「しかし」とか「だが」とかという話は、やっぱりこれはもう切ったほうが、私は現下の情勢に合うと思うんです。少なくとも私はそう思うんですね。だから、ぜひとは言いませんが、少なくともそれぐらいまでは知事が寄るべきではないかと、年内にですね。というふうに思うんですか、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 私も知事になってちょうど丸3年になるわけですけども、その前後から今の辺野古というのは長い間かけて煮詰めてきた位置だと私は思っております、いろいろ議論はあってもですよ。ですから、ただそれをぽーんと捨て去る気はありませ

んけれども、無論これは今のこの状態になって、県内はもう辺野古でなければどうにもならぬとも思っております。だから、これこそ日米両政府がまず相談して、日本政府がどういう方針、県外であればどういう感じでどれだけ腹を決めておやりになるか。県内も視野に入れておられる記事ばかりが報道されますが、どう考えておられるのか、これはまさしく説明をよく承ってから判断したいと考えているところです。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 別の質問に移りますが、今重要なのは、これだけ全国は本当に久しぶりに沖縄の基地問題に注目をしているときに、沖縄県知事のメッセージがいま一つはっきりしないと。ここは私は極めて残念に思いますし、今が本当はチャンスなんですね。熱烈にアピールしていくチャンスを我が県は失っているのではないかと、こういうふうに思っております。

次の質問に移りますが、3年めどということについてであります、これは12月25日が起点ですね。知事はこの第2回の移設協でも3年以内をめどと、こういう言葉を使っております。これはもう明らかに閉鎖状態になってないわけで、私は当初、知事の公約を見たときに非常にびっくりしました。これは基地問題の難しさをわかっていらっしゃらない方なのか、あるいはわかっていて選挙にこれを最も効果的だと思って使っているのかなと思ったんですが、案の定、難しいわけで、私はめり張りをつけるために余り言葉をあれこれ左右しないで、やっぱり3年以内にはできなかったと、こういう問題は難しいと。だからあと1年任期あるので、あと1年頑張るからというぐらいは言ったほうがめり張りがつくんじゃないですか。そうしないと3年めどというのは4年だとか言ったら、じゃ、4年めどは何年だという話になって、言葉のやりとりになって全然めり張りがつかないんですよ。だから政策というのをもうちょっと真っ当に受けて誠実に言ってもらわないといかぬというふうに思いますので、ここはひとつ現状、心情も含めて御答弁いただきたいと。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 3年めどの閉鎖状態を実現するということが易しいこととは私も思っておりません。それは当選した直後に何度か幾つも御質問いただいた方々にも申し上げております。しかしながら、それを実現するためになる申し上げてきたプロセスを経てワーキンググループもでき、そういう方向に作業が私は進んでいると確信をいたしております。ですから、めどというのは3年以内でもなくアバウト3年という目安ということですから、ひとつそこは少し寛大

になっていただいて、ただ、私の任期は4年ですから、4年を超える約束はとてもしておりません。ですから、あと2週間ぐらいで25日が参りますが、それは3年めどということで一生懸命これからも頑張りたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 3年めどというのは4年じゃないんですよね。じゃ4年めどは5年かという話になってもうお話になりませんが、要するに3年めどというのは3年を超しても1カ月と、そんなものを言うので4年を言うわけじゃないんです。だからこれは難しくてできませんでしたというふうにはっきりおっしゃったほうが我々も受け取りやすいと、こういうことであります。

それから基本的なことですけれども、前からも出ていますが、私は、仮に3年以内で閉鎖状態、開店休業状態ができるのであれば、辺野古に移設の必要性はないというふうに思っているわけですね。要するに、訓練の移転ができる、国内であれ外国であれできる、あるいはその運用の縮小、オペレーションのダウンができるということであれば、むしろ普天間の基地が県内移設という理屈が壊れるわけですね。普天間は、シュワブだとかハンセンだとかほかの海兵隊の機能との一体化が必要なんで県内移設ですよというのが理屈なんですよね、米軍再編を含めて。そうすると、知事の言う3年間で訓練やオペレーションの低下ができて、まさに閉鎖状態がつくれるのであれば、この合同の連帯した、統一したオペレーションは必要ないということになってしまうわけであって、理屈としては。したがって五、六年間実際に閉鎖状態が続くのであれば、これは今さらまた返してきて新しい基地をつくって戻す必要はないと、こういう自己矛盾に陥るわけですね。そこはどうお考えですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） これは前にもたしか玉城先生にも御質問をいただき答弁した記憶があります。今のようなお考えも私は否定しませんよ、あり得ることも。ただし、やっぱり普天間の移設のあの計画が決まって、そこに最終的に移設が完了するまでの間であれ、今のオペレーションレベルをそのまま維持するというのは、ああいう学校の中にヘリを落としたりしているようなあれではだめじゃないかと。ですから次のポイントが決まっていますが、その間の期間はヘリの運用を極力下げていくというのはもう当然のことだろうということです。そして、じゃ、その運用ができないんじゃないかというのがどうも玉城先生の御質問のよ

うですが、そうじゃない。これは次善、三善、次のちゃんとした移設先のものが確保されれば、その間、次善、三善いろんなシステム上の対応は可能であるはずなんです。だからこれは技術屋の世界ですから、きちっとこれはいろんな案を出してもらいたいということでワーキングチームでやっているところですよ。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 基地ができるまで数年間、五、六年間普天間の機能の閉鎖状態が保てるというのであれば、これは明確に再編だとかSACOの理屈は崩壊をする。つまり、一体的な運用でなければ成り立たない、したがって県内移設しかないといった理屈はここで崩壊をするということをはっきりと申し上げておきます。

それから、27日のこの極秘会談なんですが、30日に会談が予定されていて、なぜ3日前に会う必要があったのか。公式の会談では言えないようなことがあったんじゃないでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 余り27日のお話はいろいろやりたくありませんが、基本的にはこれまで内閣ができて民主党を主体とした政権がスタートした中で、なるべく早く沖縄の特に基地問題、その他沖縄の振興開発計画も三十七、八年たってきて、次への展開も含めてちょっとゆったりした時間をいただいているいろんなお話を伺いたい。そして総理が沖縄についてどこまでよく認識されておられるのかも含めて話を伺いたいというのは私、前々から持っていて、たまたま27日の早朝に時間があるよということになっただけでございます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 こんな時期に非常に誤解を生むということであります。

地位協定の改定でございますが、これはこれまで政府が協定の改定にのってこなかった理由は何だと考えますか。知事からもう一回お答えいただきたいんです。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと休憩お願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前10時50分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） これは私の感触ですが、いろんな要請で地位協定の要請、県民大会もありまし

た、そういう内容も含めてこの3年の間お願いして回った中で、特に外務省筋の反応がやっぱり運用の改善によるほうがいいという回答だけで、それ以上の進歩というか前進がほとんどないことで、一体これはどういうわけでこんなに沖縄では要求をしているのに、東京ではこれがにべもなく拒絶されるのかというのはいろいろ憶測を含めていろんな考えがあらうかと思いますが、いずれにしてもパンドラの箱論とかいろいろ我々も聞きました。ですから物すごく大変な作業と考え方の整理がいろいろあるのではないかと思います。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 ボンのそういう協定とかNATOとかいろいろ他の協定、アメリカはたくさん結んでいますから、あるかもしれません。私は一番大きい理由は、今の地位協定を県が出している11項目を、これを改定するとすれば、私は当然安保条約の改定が必要になってくるんだと思うんですね。その認識はありますか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 議員がおっしゃるように当然のこととして安保の改正に至るかどうかは別にしまして、かなり深く関連をし合っているというふうには理解しておりますが。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 自治体の関与だとか使用協定、あるいは施設の立ち入り、被疑者の引き渡し等々、これは文字どおり安保条約の規定・精神に深くかかわっていることであって、この前の金武町で行われた勉強会でも私はちょっとびっくりしたんですが、嘉手納の町長が明確に安保の改定が必要であると、こういうことをビデオのメッセージで言っておりました。私はまさに正解だと思いますし、そういう意味で例えば安保条約の第6条は、「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。」と、まさに片務条約と言われる安保条約の象徴的な条文ですね。それに基づいてあるわけですよ。したがって、日本は守ってもらっているんだと。したがって優越的な地位を与えるということが安保条約の精神なんですね。その精神に基づいてこの地位協定はできているわけですから、当然これは優遇というか、アメリカの地位を守ると、兵員にしても施設にしてもですね。こういうことは当然あるわけで、そこに手をつけることは外務省としては絶対できないんですよ。だから

私は、そういう意味でいろんなところに言うのはいんですが、何が基本的な原因なのかを押さえないと進まないんですよ、これ。いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 今の先生のお話も非常によくわかりますが、押さえてどうするというのもなかなか難しいところでして、基本的には今度の民主党が提起されている、改定を提起するというあたりが最も現実的なポイントじゃないかと私は思っておりますが。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 押さえてどうするかということですが、要するに今この時期に私は沖縄の基地問題だとか地位協定の改定を含めて、やはり安保条約、安全保障政策をどうするかということの根幹にさわらないと動かないということですよ、これはね。だから、安保条約も1960年からちょうど50年たっているわけですから、この安保条約、安保体制、これは55年体制の象徴ですから、政権交代というのはそういう意味なんですよ。だから民主党も、岡田さんももうちょっと落ちついて、日本の対米環境をどうするかを落ちついて考えればいいものを、安易に拙速にやるからあっち行ったりこっち行ったりするわけですよ。だから、そういう意味ではもうちょっと安保体制も含めて日米関係をどうするかは、この際じっくり考えると、政権も交代したことだしね。そういう意味で私は、沖縄県知事に先頭に立ってもらいたいわけですよ。だから、その地位協定も基地のあり方も今時、国民世論が沸いているわけですから、ここで辺野古だなどということをおっしゃらずに、やっぱりここは先頭にお立ちになって、沖縄の置かれてきた状況を説明して、この日米関係でいいのかと、本当にこのままでいいのかということを知事が言わぬでだれが言うんですか、これは。だから、そういう意味でもっと大きな立場から、もっと巨視的な立場から、長期的な立場から安保政策も含めて見直すべきであると。我々はこの何十年間も、我々のあずかり知らぬことですよ、この60年安保というのは、地位協定も含めて。我々は復帰してないんだからね。そういう意味では知事がもうちょっと私は先頭に立って、この際、やっぱり安保体制の中で沖縄はどうだったかという大きな視点からこの基地問題も含めて言うべきではないかと、こういうふうに思っているんですがどうですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 私は、かねてから玉城議員の学識とその安保などなどに対する御研究は大変傾聴に値する話で、昔から敬意を払っているところです。

今のお話もきょうのところは受けとめさせていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 年の暮れも迫っていますので、余り時間もないわけでありまして……、変えます。

知事の公約については、今、私個人的にたくさん研究者を集めてプロジェクトをつくっております、来期の質問で包括的にやりますが、この失業率ですね、これは18年は全国は4.1%ですよ。だから、要するにこれは今、就業率がふえたとか、くつついてきたなどということをおっしゃらずに、やっぱり目標は半分にすると、7.7と4.1ですからね。全国が4.1、18年ですよ、政策をおつくりになった段階で。そういう意味ではこれも余り言葉を左右せずに、やっぱりなかなか難しいと、まだ半分もいってないと。7%で我がほうは推移しているわけですから、そこのところはお認めになったほうがいいと思いますかどうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 失業率、特に完全失業率について、よく全国平均の2倍であるという一種、俗論に近い論が横行している部分があったりしていて、もっとこれはリアルに、これは経済とか雇用の専門家から見ればいろんな考え方が出てくるわけですよ。ですから私は、まず基本的にも雇用を拡大するというのは新しい雇用をつくる、そしてそれを状態をメインとする、求職者を支援するなどなど6項目の柱を立ててやっております。それでもって、要するに雇用の数をふやす、条件をよくするというを同時にやっていくことであって、何も難しいことはありません。ですから何もギブアップするとかしないという話でもなくて、この振興計画でもあと2年後は4.8という目標をつくっております。私はそれを少し早めていきたい。グッドジョブ運動で60団体一緒になって、これをエンジンにして今申し上げた政策をずっと展開して、かなり構造的には雇用を拡大する方向にやっぱり向かっていると思っています。ですから、全国との差はやっぱり小さくなっていますし、沖縄県がいつもぶりではなくて、今や追い抜く場合があるんですね、ほかの県、失業率でむしろいい方向で。ですからそういうデータを見て我々はリアルな数字をちゃんと認識をして、何だか知らぬけれどもいつも完全失業率が全国ぶりだという状態だという現実認識のところをもう少しきちんと我々はとらえるべきだということで、構造的にも結構いい方向に進んでいるというのが私の認識です。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 時間がありませんので、これで終わります。

○議長（高嶺善伸君） 大城一馬君。

〔大城一馬君登壇〕

○大城 一馬君 おはようございます。

一般質問をさせていただきます。

さきの衆議院議員選挙で、普天間基地の県外・国外移設を声高く叫んで県民に大きな期待を持たせた民主党幹部、政権交代をなし遂げた途端に、マニフェストの中では表現していないと言い、辺野古しか選択肢はないとか、あるいはまた嘉手納統合案とか理解不能のきわみであります。県民からは、裏切りの声さえも上がっています。

その中であって、私はせんだって社民党の県選出国會議員山内徳信さんが党の幹部に、辺野古に基地をつくるなら私を殺せ、そしてまた照屋寛徳衆議院議員は、党首選に打って出ると、党を二分しても打って出ると。こういう気概、気迫が沖縄県の選出国會議員に強く求められているのではないのでしょうか。社民・護憲、だれもそのことは言うておりませんから、あえて私のほうでこの場で申し述べておきたいと思います。もちろん、民主党もそれなりに頑張っております。県連も頑張っておりますけれども、まだまだ足りません。もっともっと頑張れというエールを送っておきたいと思います。

それでは質問をいたします。

(1)、新政権の発言がぶれ過ぎと考えるが、知事の認識を問います。

(2)、11月27日、30日の鳩山総理と知事の会談について、具体的内容を説明していただきたい。

(3)、閣僚の年内決着発言に対し知事の所見を伺います。

(4)、知事の「県外がベストだが県内移設もやむを得ない」との考え方は今でも変わらないのでしょうか。

(5)、日米ワーキンググループの議論が県民には見えません。沖縄での会議の開催と県民の声をしっかりと届けるため、知事は公聴会の開催を主張すべきだと考えますが、知事の所見を伺います。

(6)、橋下大阪府知事が普天間の一部訓練について、関西全体で積極的に議論したいとの発言についての知事の所見を伺います。

なお、この(1)から(6)までにつきましては、いろんな時間の経過で変遷しておりますけれども、質問通告してありますのでよろしくお願ひしたいと思います。

次に、琉球・山川港交流400周年事業についてでございます。

御承知のように、ことしは薩摩藩が琉球に侵攻して400周年に当たります。指宿市山川港は、薩摩の琉球出兵の際の出港地となり、また1879年沖縄県が設置されるまで琉球と薩摩藩・幕府との玄関口、いわゆる江戸上りの拠点地となっていました。

去る11月28日、29日に「歴史の波濤を乗り越えて新しい未来へ舵をきろう！」をスローガンに、琉球・山川港交流400周年シンポジウム、そして芸能交流事業が催されました。当日は、沖縄県側から仲里副知事、そして沖縄芸能連盟のメンバーが参加し、私もまたその一員に加わり交流を深めてきたところでございます。

ところでこの事業は単なるイベント的なものではなく、地元実行委員会が山川地区の人々から募金を集めて、かつての江戸上りの際に客死・病死した数百人の「琉球人鎮魂墓碑」を福元墓地に建立し、さらに愛宕山に「琉球人望郷の碑」を建立、29日早朝にその除幕式がとり行われました。

以下、質問したいと思います。

交流事業に対する知事の認識、評価をお伺いいたします。

指宿市山川の愛宕山に「琉球人望郷の碑」、福元墓地に「琉球人鎮魂墓碑」が建立された。県として感謝の意を込めて何らかの対応を講じるべきではないでしょうか。

次に、新沖縄県行財政改革プランについてでございます。

現行プランの成果と課題についてお伺いいたします。

新プランの重点項目についてもお伺いいたします。

財源確保のための新税導入も検討しているとのことですが、内容をお伺いいたします。

次に、交番機能充実強化対策事業についてでございます。

地域の住民から交番に警察官がいらないとの話を耳にしますが、その解消のため県警では（一時的に）不在交番をなくし、住民の治安に対する不安を解消するため交番相談員を配置して対応しているとのことですが、この警察官不在交番の実態についてお伺いいたします。

事業の効果についてお伺いいたします。

今後の事業拡大はありますか。

次に、中城湾港マリン・タウン・プロジェクトについてでございます。

海辺のアメニティー豊かなまちづくり推進に向け、マリン・タウン地区に活気に満ちた事業が展開されて

いますが、残念ながら県有地の売却や土地利用が遅々として進まず、地元では不安と不満が募っています。

以下、質問いたします。

(1)、ホテル用地やコンドミニアム用地等の県有地の土地の利用計画についてはどうなっていますか。

(2)、与那原マリーナ整備事業についてはどうなっているでしょうか。

次に、教育行政の中で、高校特別支援分教室についてでございます。

障害を持っている子も健常な子とともに学び育つ、いわゆるノーマライゼーションの理念であります。今日、県内の小学校、中学校においては障害を持っている児童生徒が普通学校や学級に進むことがふえていの中で、むしろ高校への制度導入が、私から言わせれば遅過ぎたのではないかとの感を持っています。しかし、今回の支援分教室導入については県教育庁内部の議論、そして導入決定までの期間の短さ、現場教職員との調整の不十分さが露呈していることは否めません。

以下、質問いたします。

ア、久米島、中部農林高校、南風原高校の3高校にモデル学級を設置するということについて、その経緯をお伺いいたします。

イ、現場の教職員との調整は十分なされているでしょうか。

ウ、保護者間でも不安が広がっているようでございます。意見聴取はどうなっていましたか。

次に、L R T 導入についてでございます。

先月、11月4日、与那原町においてL R T（新型路面電車）導入の先進地であります富山市の森雅志市長の講演会があり、南部や、遠くは大宜味村からも多数参加して盛大に催されました。交通渋滞や経済的損失の解消、C O₂問題、交通弱者対策など経済界や地域からL R T 導入の機運が高まっています。

以下、質問いたします。

(1)、国の地域公共交通活性化法案の施行により、県内にはL R T 導入実現の可能性が出てきたと思いますが、県の認識と取り組みの決意をお伺いいたします。

次に、離島活性化事業についてでございます。

県内離島伊平屋村を初め9離島町村の離島活性化事業について、事業の内容について説明を求めます。

取り組み状況と成果についてお伺いいたします。

以上、質問します。再質問でまた答弁よろしく願います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 大城一馬議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、米軍普天間飛行場移設問題に係る御質問の中で、普天間飛行場移設問題に対する政府の対応についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

普天間飛行場移設問題につきましては、各大臣がさまざまな御発言をしておられますが、政府としての具体的な方針は示されておられません。この問題の早期解決に向けて、政府が明確な方針及び具体案を示していただきたいと考えております。

次に、同じく普天間飛行場問題に係る御質問の中で、鳩山総理との面談の内容いかんという御趣旨の御質問に答弁いたします。

去る11月30日の鳩山総理との面談におきましては、普天間飛行場の一日も早い危険性除去の取り組みや返還跡地利用のための基盤整備など、沖縄県の米軍基地問題の解決促進を要望いたしました。鳩山総理からは、日米両政府のワーキンググループで検証しているところであり、沖縄県民の基地負担が軽減されるよう普天間飛行場移設問題を解決しなければならない旨の御発言がありました。県といたしましては、今後とも政府と連携を密にしつつ、この問題の解決促進に努めてまいりたいと考えております。

なお、11月27日の面談におきましては、基地問題を初め沖縄の抱える課題につきまして広く意見交換をいたしました。非公式の場であり、具体的内容につきましては、コメントすることは差し控えたいと思います。

次に、同じく米軍普天間飛行場に係る御質問の中で、1の(3)、(4)が関連いたしておりますので、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。これは閣僚の年内決着発言及び知事の考え方はどうかという御趣旨の御質問です。

市街地の中心部に位置します普天間飛行場は、住民生活に著しい影響を与えており、周辺住民の不安や騒音被害などを解消することが喫緊の課題となっております。この間、政府においては、米軍再編合意に基づき、名護市辺野古への代替施設建設に向けて取り組んできたところであります。こうした中、新内閣がスタートし、鳩山総理の「地元の皆さまの思いをしっかりと受け止めながら、真剣に取り組む」とした所信表明などを受け、沖縄県内では県外移設の実現を期待する声が非常に高まっております。

県といたしましては、これまでも申し上げてきましたとおり、県外移設が最も望ましいと考えておりますが、政府が具体的な県外移設案を提案するのであれ

ば、政府の方針を積極的に支持するものであります。

県は、普天間飛行場の一日も早い危険性除去のため、明確な方針及び具体案を示していただくよう、政府に対して要望をしているところであります。

次に、沖縄県行財政改革プランに係る御質問で、現行プランの成果と課題及び新プランの重点項目についての御質問にお答えいたします。3の(1)と(2)が関連いたしておりますので、一括して答弁させていただきます。

現行の沖縄県行財政改革プランの財政効果につきましては、当初の目標318億円を上回り451億円が見込まれるなど、おおむね計画どおりに進捗いたしております。しかしながら、この間、沖縄県の行財政を取り巻く環境は変化いたしております。加えて厳しい財政状況が続くことにより県民サービスの提供に支障を来すことが懸念されます。

新プランにおきましては、行政運営に対する説明責任や県民理解などの観点から、新たな推進項目として「県民視点による事業棚卸し」の導入や、新税創設など「新たな自主財源の確保」に取り組むほか、分権型社会に対応するため引き続き「市町村への権限移譲」などに取り組むことといたしております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 仲里副知事。

〔副知事 仲里全輝君登壇〕

○副知事（仲里全輝君） 大城議員の質問のうち、琉球・山川港交流400周年事業につきましては、県から私が代表して参加させていただきましたので、私のほうからお答えをいたします。

まず大城一馬議員におかれては、奥さん、お嬢さんともどもに沖縄からその交流事業に参加賜りまして、沖縄からの参加者の大変な励ましになったことと思います。また沖縄県の鹿児島・指宿・山川の市民を中心とする方々への対応もできたとはまずは感謝を申し上げます。

ことは1609年の薩摩による琉球侵攻から400年という歴史的節目の年に当たり、過去の歴史を踏まえつつ、沖縄県と鹿児島県が発展的な関係を築いていく上で重要な時期と認識しております。このような時期に、かつて琉球使節が江戸上りをする際の玄関口であった山川港で、未来志向の交流事業が開催されたことはまことに時宜を得た有意義なものであったと考えております。これを契機に、行政・民間のあらゆる分野における交流がさらに深まることを期待しております。

次に、同じく「琉球人望郷の碑」、「琉球人鎮魂墓

碑」に対する対応についてお答えいたします。

琉球・山川港交流400周年事業の一環として、このたび江戸上り等の際に遭難や病気により志果たさず旅の途中で客死されたと言われている数百人余りの琉球の先人のために、琉球・山川港交流400周年事業実行委員会が、永田会長を初め関係者の御尽力により「琉球人望郷の碑」、「琉球人鎮魂墓碑」を建立されたことについて大変感謝しております。

また、これに加えて、琉球から山川港に行くときの目印とされました五人番のアコウの木が大渡海岸で台風で倒れているのを指宿港公園へ移植し、そして立派に根づいているのを見まして大変感激をいたしました。今後もこれが沖縄県と鹿児島県の交流のシンボルになることを期待している次第でございます。

私はこのシンポジウムに参加して、このことについては感謝の意を述べたところであり、このたびの実行委員会の御厚情に対しては、御指摘のとおり県としても具体的に感謝の意を表すべく、対応を検討しているところであります。

どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 普天間飛行場移設問題についての御質問で、ワーキンググループの沖縄開催等についてお答えいたします。

県としては、ワーキンググループの検証結果を注視しているところであり、いずれかの時点で経緯を含め、検証状況を明らかにしていただきたいと考えております。

なお、県としては、現在のところ、沖縄県でのワーキンググループや公聴会の開催を求めることは考えておりません。

同じく普天間問題ですけれども、大阪府知事の発言についてお答えいたします。

新聞報道によりますと、橋下知事の発言について、岡田外務大臣も「真意をよく把握していないので何らかの形で聞いてみたい」と述べているとのことであり、県としては、今後とも政府の対応を注意深く見守りたいと考えております。

橋下知事の発言の趣旨については、県も詳細には把握しておりませんが、いずれにしても、全国の皆さんが沖縄の基地負担の軽減について関心を持っていただくことは、大変重要なことだと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 新沖縄県行財政改革プラン（素案）の質問のうち、財源確保のための新税導入についてお答えいたします。

県においては、新税導入に向け、庁内の各部局に対して意向調査を実施したところ、観光関連税などの提案があり、現在、関係部局と協議を進めているところであります。また、新税の導入に当たっては、地方税法に定める総務大臣の同意を得るため、住民の負担が著しく加重とならないことなどの要件を満たす必要があります。そのため、今後は県民や関係業界からの意向聴取、税収の使途、県経済に及ぼす影響などについて検討を行い、新税の早期導入に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 黒木慶英君登壇〕

○警察本部長（黒木慶英君） 不在交番の実態、事業の効果及び今後の事業拡大について一括してお答えいたします。

まず、不在交番の実態についてお答えいたします。

県内には本年4月1日現在、14警察署に67の交番がありますが、そのすべての交番に所要の警察官を配置しているところであります。

交番勤務の警察官は、すべての警察事象に即応し、地域住民の日常生活の安全と安心を確保する活動を行っており、その主な活動内容は、犯罪の検挙と抑止のためのパトロールや事件・事故等の初動対応、交通指導取り締まり、少年補導など多岐にわたっております。そのため、配置された警察官は、常時、交番に所在して活動するというのではなく、時には事件・事故の処理やパトロール等で交番を一時不在にすることがあります。

県警察といたしましては、「一時的に警察官が不在となる交番」の解消を図り、地域住民からの事件・事故の訴えや相談、要望などに対応するため、平成6年4月1日から事件・事故の取り扱いの多い交番に交番相談員を配置して、交番機能の強化に努めているところであります。

平成21年度は12警察署の41交番等に43人を配置しているところでありますが、現状といたしましては、交番相談員が引き揚げた夜間の時間帯や、交番相談員が配置されていない交番にあっては、依然として一時的に警察官が不在となる場合があります。

次に、事業の効果、すなわち交番相談員の配置による効果についてお答えいたします。

交番相談員を配置することにより、来訪者に対する

地理案内、遺失物・拾得物の届け出受理等に対応することができ、一方、交番勤務の警察官は、犯罪防止、交通事故防止のためのパトロール活動が積極的に実施できるなど、その効果は大きいものがあると考えております。

なお、本年10月末現在、交番相談員が取り扱った事実といたしましては、地理案内が2万7726件、遺失物・拾得物の届け出受理が7501件、各種相談等に対する指導及び助言が425件等であります。

次に、今後の事業拡大、すなわち交番相談員の増員についてお答えいたします。

県警察といたしましては、交番への事件・事故への訴えや相談、要望事案等が増加傾向にあることに加え、住民からの「警察官がいつも交番にいてほしい」、他方「パトロールを強化してほしい」といった要望に的確にこたえるために、今後とも交番相談員の増員について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 中城湾港マリン・タウン・プロジェクトについての御質問で、ホテル及びコンドミニウム用地の取り組みについてお答えいたします。

昨今の経済不況により投資環境が悪化している中、県は、ホテル及びコンドミニウム用地の分譲を推進するには、マリン・タウン地区の中核施設であるマリーナを活用した開発が必要であると考えております。現在、民間企業に対しマリーナの整備方針の説明を行うとともに、マリン・タウン地区への進出について意向調査を実施しているところであります。

今後、その結果を踏まえ、区画割り等処分方針を決定し、分譲の推進に努めていきたいと考えております。

同じく中城湾港マリン・タウン・プロジェクトについての御質問で、マリーナ整備の取り組みについてお答えいたします。

マリーナについては、係留施設、管理棟などを除き整備を完了しております。未整備の施設につきましては、行政の財政負担の軽減を図るため、民間企業の資金や運営ノウハウ等を活用し公共施設の整備を図るPFI手法により整備を検討しているところであります。

今後、マリーナ運営に実績のある民間企業に対し、PFI事業が成立するための条件について意向を確認し、その結果を踏まえ、PFI事業者の公募に向け取

り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは教育行政についての御質問で、特別支援学校分教室設置の経緯についてお答えいたします。

分教室の設置につきましては、ノーマライゼーションの全国的な流れの中、本県においても平成19年度の「県立特別支援学校編成整備計画」において、通常学校への分校・分教室等の設置検討について明記されております。本年4月に庁内に作業部会や検討委員会を設置し、先行県調査等を実施しながら検討を進めてまいりました。その結果、10月の県教育委員会において久米島高等学校、中部農林高等学校、南風原高等学校に設置することで募集定員が承認され、現在分教室準備に取り組んでいるところであります。

次に、学校現場や保護者との調整について一括してお答えいたします。

分教室設置に係る学校現場や保護者等との調整につきましては、学校長から教職員に分教室設置の理念、目的等を説明し職員会議での協議を通して理解が得られたものと認識しております。また、各学校の要請に応じてPTA、同窓会等へ県教育委員会事務局から説明を実施するなど分教室設置への理解を得ております。

県教育委員会におきましては、次年度の開設に向け分教室設置に係る人事配置等体制づくりを図るとともに、母体校、設置校、保護者や同窓会等と連携して最善のスタートとなるよう準備を進めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） LRT導入についての御質問の中で、LRT導入実現に対する認識と取り組みについてお答えします。

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の施行により、地域の実情に合った公共交通の活性化について、財政面も含めて国の総合的な支援が実施されているところであります。県においては、次年度から平成13年度策定の「沖縄県総合交通体系基本計画」を見直すこととしており、その中で、LRT導入の可能性についても検討していきたいと考えております。

次に、離島活性化事業に関連する御質問の中で、離島活性化事業の内容と取り組み状況及び成果について

一括してお答えします。

離島活性化特別事業は、地理的条件等から厳しい環境に置かれている離島地域の状況を勘案し、平成17年度に創設したものであり、離島間の広域連携の推進や自然・文化を生かした交流活動、専門家を活用した担い手の育成、ブランド化の推進等を行っております。これらの取り組みにより離島地域の特産品の品質向上やブランド力の強化、離島間連携や交流活動の推進など、一定の成果があらわれていると考えております。

県としては、引き続きこれら離島の特性を生かした諸施策等を推進し、離島地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 大城一馬君。

○大城 一馬君 まず最初に基地問題ですけれども、ずっと代表質問始まって、先ほどの玉城義和議員までいろいろと質問がありました。残念ながら、知事答弁聞いておりますと、やはり沖縄県知事としての気概がなかなか見えてこないというのが私の率直な感想でございます。

その中で、まず最初に、せんだっての鳩山総理と知事との会談であります。私は1点だけ注目・興味がある文書について質問をさせてもらいたいと思います。

これは鳩山総理のぶら下がり取材の記者の質問に対して、これはネット配信されておりますけれども、今日まで鳩山総理は最終的には私が決めるということで絶えず発言をいたしておりました。ところが30日のこの記者の取材の中で、最終的には私が知事とも相談を申し上げながら、日米関係の今日的な状況を踏まえて結論を出してまいりたいということを述べております。一般的にこの会談の内容はそんなに深い要望、議論内容じゃなかったというような内容の答弁をなさっておりますけれども、最終的には総理が知事とも相談をして決めるというこの言葉ですね。これは一体この会談で何があったかとむしろ私は非常に興味を示しております。もう少し、もしこれについて知事、お話がありましたらぜひ御答弁お願いしたいんですが。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） いろんな議員にお答えした以上のことはありませんが、ただ今の大城一馬議員のお話の中で、私はそれを読んでいませんが、知事とも相談してというところが入っているとすれば非常にある意味でありがたいことで、私は頭越しだけはひとつ勘弁していただきたいというのは機会あるごとにいろんな場所で申し上げております。

ですから、特に基地について何かお決めになる前には、必ず現地とは意見のすり合わせをしていただきたいというのはあちこちで申し上げていますので、それをもし言うておられるとすればある意味でありがたいことではないかと思いますが。

○議長（高嶺善伸君） 大城一馬君。

○大城 一馬君 それであるならば、知事、やはりせんだってから話がありますけれども、民意そして県内の状況、例えば与党の中からも県外・国外移設、そして経済界からも県外、そういう声が日増しに強まっていますね。これが今の沖縄県内の状況なんです。ですから、私はやはりここで知事がしっかりとメッセージを発信しなせんと、まさにタイミングを失う。例えばきょうの新聞報道を見る限りでは18日のCOP15ですか、その会議の前に鳩山総理がアメリカのオバマ大統領と会って辺野古以外を検討するという内容の説明をしたいということがあります。要するに、あくまでもマスコミの報道の範囲でありますけれども、やはり今の政権もこういう方向に向かっているかなど、私はある意味では期待もしています。多分にこの記事を見た皆さん方は、ほとんどがそういう期待があると思います。ですから、こういう今の流れのタイミング、やはり沖縄県知事としてのタイミング、政治家仲井真知事としてのタイミング、私は相当重要な時期、大事だろうというふうに思います。

知事、知事は11日に上京して総理とも会うんですか、11日に上京するという何かありましたけれども、そのときやはりぜひ総理とも面談・面会をお願いをしまして、この18日までに沖縄県知事の県外移設を求める強いメッセージをぜひ送ってもらえないかと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 今の大城議員のお話は、受けとめさせていただきたいと思います。11日は4点ばかりのことで上京します。基地従業員の予算のカットは勘弁してくれという話から予算の確保、大学院大学などなどです。ですから、これもまだ担当大臣にお目にかかれるかどうかまだわかっておりません。いわんや、総理に至ってはまだよくわかりません。ですが、今の大城議員のお話はきちっと受けとめさせていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 大城一馬君。

○大城 一馬君 前回の一般質問では、すべての再質問、知事とのやりとりに終始しましたんで、もうこれ以上多分知事も新たな答弁、新たな考え方は出ないと思います。しかし繰り返しますけれども、やはり沖縄

県民の民意は7割以上に達していると。むしろ9割にも届くような今の状況だというふうに私は認識しておりますので、ぜひくれぐれもタイミングを見誤らないように、ぜひ知事の奮闘を私は大きく期待して、この件につきましては終わります。

次に、交流事業ですけれども、これは先ほども申し上げましたけれども、単なる交流じゃなくていわゆるこの「琉球人望郷の碑」、そしてまた「琉球人鎮魂墓碑」ですね。

これは、実は先ほど仲里副知事がちょこっと触れておりましたけれども、一本の木からこの事業が始まります。ですから、薩摩侵攻云々の話、後ろからは何か感謝すべきじゃないかという話、やじも先ほど飛んでおりましたけれども、これはこのアコウの木、琉球の首里から当時の使節団がこの山川港の大渡海岸に植えたという伝承がずっとこの300年前からあると。そしてこの木が台風で倒れました。そしてそれを何とか生かしたいということで公園に運んで、その木が一体どこから来たかというこれから話が始まりまして、この交流事業が生まれたんです。また、この「琉球人鎮魂墓碑」というのは、本当にあの当時に500人の、これは明治10年代まであったと言われているんですよ。西南の役でこれを取り壊して、西南の役で亡くなった薩摩の兵隊の墓碑をつくっているわけですね。ですから、そういったことに地元の人たちが本当にボランティアで、官の助けもかりずに浄財を集めてこういう墓碑と碑を建立したわけです。私はやはりこういったことに関して、ぜひ私は知事が早いうちに機会を見つけてこの地に行って山川町の皆様と交流をすれば、さらにまたこの交流が拡大すると思うんですけれども、知事どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 大城一馬議員の御提案、そういう方向でやってみたいと思います。私も山川の港の人々とは一度琉球新報社の中でお目にかかりましたし、いろんなことやっておられるというのはある程度は知っておりましたが、今度は玉城節子先生初め大城議員、それから副知事、大勢行っていただきましてありがとうございました。こういう交流はそれぞれの分野で、どうも歴史全体を総括したらどうかという話もいろいろあるんですが、なかなか難しいものですから、一つ一つきちっと交流を、国際交流の前に我々は足元の交流をしっかりとやるべきだと思います。ぜひ早目に行ってまいりたいと思います。ぜひお供したいと思います。

○大城 一馬君 休憩。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時43分休憩

午前11時43分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

大城一馬君。

○大城 一馬君 ところで、琉球の首里城から来ましたアコウの木、実は里帰りしようということで関係者が動きました。このアコウの取り木が一体どこに行ったでしょうかと。浦添的那覇港管理組合の土地に移植されています。やはりせっかく300年前の歴史から掘り起こしてようやくたどり着いたのが首里城のアコウの木だということですから、関係者もぜひこれは一日も早く首里城にという思いがあります。この件も含めてぜひ実現するよう御検討お願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

〔玉城 満君登壇〕

○玉城 満君 ハイサイ。

ここに出ると、少しはウチナーグチしゃべらないといけないのかなという雰囲気になってまいりますね。

先ほど大城先輩が、社民党の山内徳信さんが、俺を殺してから基地つくれ。社民党の県議団は何しているんだと、そして民主党何しているんだという話をされておりましたが、我が改革の会は、しっかり2日、3日、大阪のほうに行ってまいりました。

知事にはアポはとれなかったんですが、朝倉議長にアポをとりまして表敬という形でいったんですが、たまたま知事のところに行ったら知事がお見えになって、もちろん国民新党の下地代議士と社民党の阿部知子代議士、お二人も同席していたので一緒に話をさせていただきました。

一番びっくりしたのは、あの橋下知事が、今まで沖縄の地上戦について、ほとんどヤマトで教育を受けなかったと、そういうことらしいんですよ。ということは、彼も40代近いですよ。50代、60代とやはり沖縄の地上戦の重み、アワリをほとんど知らない方がヤマトの行政、政府の中核におられると。これは、僕らは絶対にこれから訴えていかなければいけないなど。

それと、行ってよかったと思うのは、やはりこの沖縄の過重な負担を他府県もしっかり受けとめないといけない、分け合わないといけないということには賛同していただきました。ぜひ、次回の知事会の戦略会議に私は提案するという話を聞けまして、すごくよかったなと思っております。

さて、ウチナーグチは全然関係なかったんですが、「ナンクルナイサ」という言葉があるんですが、この

「ナンクルナイサ」というのは、日本語で「どうにかなるさ」、「ケセラ・セラ」というふうに皆さんよく理解されているかと思うんですが、ウチナーグチの専門家に言わせると、この「ナンクルナイサ」というのは、実は「ナークルナイサ」、あんたが頑張ったらできるんだよと。「どうにかなるさ」じゃないんですね。

だから、この基地問題はぜひとも「ナークルナイサ」なんです。知事に頑張っていただきたい。

そういう意味で、「ナンクルナイサ」というのはいいかげんな意味じゃないですよ。本当にあなたが一生懸命動いて初めて解決するんですよと、そういう意味合いがあるという話を少しばかり知っていただきたいなと思ひまして話をします。

それでは、一般質問をさせていただきます。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、普天間基地移設問題での迷走と言われる日本政府に対する知事の見解を伺います。

(2)、自民党県連を初めとする一部与党議員が県外移設を提唱しているが、知事の見解を伺う。

2、沖縄市東部海浜開発事業について。

(1)、泡瀬埋立事業について。

ア、10月15日の控訴審判決に対する知事の認識と見解を伺います。

イ、判決後の進捗状況を伺う。

(2)、沖縄特別自由貿易地域について。

ア、海外・県外からの視察及び企業誘致の進捗状況を伺う。

イ、制度見直しを検討及び進行しているかどうかを伺う。

(3)、港湾事業について。

ア、新港地区における定期航路を含めた物流の改善と見直しの進捗状況について伺う。

イ、新港地区港湾組合の必要性が問われているが、県の見解を伺う。

3、観光政策について。

(1)、台湾からの観光客の現状について。

ア、ここ10年の観光客数の増減について伺う。

イ、沖縄観光コンベンションビューローの対台湾対策について伺う。

ウ、キャンペーンの内容及び予算について伺う。

エ、上海、香港とのキャンペーンの内容及び予算の比較について伺う。

オ、現在の沖縄－台湾航路は、中華航空1社だが、増便を含めた他社へのアプローチはする予定があるかどうか、県の見解を伺う。

(2)、国際線旅客ターミナルについて。

ア、施設が十分に機能しているかどうか伺う。

イ、改善をする必要があると思われるが、インフラ整備も含めて改築する予定があるかどうか、県の見解を伺う。

4、アジアにおける流通について。

(1)、県産品の流通について伺う。

(2)、物流の現状と課題について伺う。

5、教育行政について。

(1)、うるま市の集団暴行死事件についての教育長の見解を伺う。

(2)、県立校の公用車の保険関係について伺う。

(3)、ボクシング競技について伺う。

これは前回も質問させていただいたんですが、A君という隻腕ボクサーがおりまして、ぜひ教育長を初め、彼が出場できるかどうか、その進捗状況について伺うということでございます。

6、米軍基地関係について。

このYナンバーというのは、ちょっと訂正させていただきたいんですが、一応もう確認済みなんですから。

米軍車両の事故処理について伺う。

7、私学について。

私学の増改築予算補助について、県の対応について伺う。

8、我が会派の代表質問との関連について。

アジア音楽祭「mu s i x 2010」の進捗状況について伺う。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） ただいまの玉城満君の質問及び質疑に対する答弁は、時間の都合もありますので午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後1時24分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前の玉城満君の質問及び質疑に対する答弁を願います。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 玉城満議員の御質問に答弁いたします。

知事の政治姿勢の中で、普天間飛行場移設問題に対する政府の対応についての御質問にお答えいたします。

普天間飛行場移設問題につきましては、各大臣がさ

まざまな発言をしておられますが、政府としての具体的な方針は示されておりません。この問題の早期解決に向けて政府が明確な方針及び具体案を示していただきたいと考えているところでございます。

同じく知事の政治姿勢の中で、自民党県連が県外移設案を提唱していることについてという御質問にお答えいたします。

自民党県連の皆様とは、私を支える与党としてこれまでもさまざまな調整を行い、連携してきたところでございます。

今後とも、御相談や意見交換をしながら対応してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 沖縄市東部海浜開発事業についての御質問で、控訴審判決に対する認識についてお答えいたします。

控訴審判決においては、判決確定時以降の一切の公金支出を差しとめた第一審判決とは異なり、土地利用計画の見直しや埋立免許等の変更に必要な調査費等の支出は認められております。

今後は、沖縄市の進める土地利用計画見直し作業に引き続き協力していくとともに、見直し結果を踏まえた埋立免許の変更等の必要な手続を行い、事業が早期に再開できるよう努めていきたいと考えております。

同じく沖縄市東部海浜開発事業についての御質問で、判決後の進捗状況についてお答えいたします。

事業に係る県の工事は、控訴審判決を踏まえて中断しているところであり、また、国による新港地区のしゅんせつ工事も中断されております。現在、沖縄市においては、土地利用計画見直し作業を継続しているところであり、当該計画は平成21年度末に取りまとめられる予定であります。

県としましては、市による土地利用計画見直し結果を踏まえた埋立免許の変更等の必要な手続を行っていききたいと考えております。

同じく沖縄市東部海浜開発事業についての御質問で、新港地区の定期航路を含めた物流の改善についてお答えいたします。

中城湾港新港地区は定期航路がなく、中部圏域の貨物の多くが那覇港からの搬出入を余儀なくされており、物流の改善のためには定期船の就航が重要と考えております。

定期船の就航については、平成20年2月に「国際物

流戦略チーム」において、新港地区での定期船就航に向けて社会実験を行うことが提言されており、現在、実施に向け関係者と調整を行っているところであります。

同じく沖縄市東部海浜開発事業についての御質問で、新港地区の港湾組合についてお答えいたします。

中城湾港は、3市2町2村にまたがる重要港湾であり、県が港湾管理者となっておりますが、その管理組合の設置については、関係市町村からの職員派遣や経費負担が必要となることから、現時点においては困難であると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 沖縄市東部海浜開発事業についての御質問の中の、特別自由貿易地域への海外・県外からの視察及び企業誘致の進捗状況についての御質問にお答えします。

今年度、特別自由貿易地域への国内外からの視察については、海外からは中国上海から1社あり、現在、同社と具体的な立地に向けて調整中であります。県外からは約80件、約130名の方が訪れ、現在、数社の企業と立地に向けて折衝中であります。

同地域への企業の立地状況は、平成21年10月末現在で分譲地に7社、賃貸工場に18社の合計25社が立地し、約460名の雇用の創出があります。

同じく沖縄市東部海浜開発事業関連で、特別自由貿易地域制度の見直しについての御質問にお答えします。

県としては、特別自由貿易地域への企業立地が進んでいないことから、今後、中国、台湾等の東アジアの中で魅力ある地域にするため委託調査を開始したところであります。同調査とあわせて現在実施している沖縄振興特別措置法の総点検作業を踏まえ、より効果的な制度等を検討してまいりたいと考えております。

次に、観光政策についての中の、過去10年の台湾人観光客数の増減についての御質問にお答えします。

沖縄県における台湾人観光客数は、10年前の平成11年では約8万人でありましたが、その後減少傾向で推移し、平成18年には約4万人にまで減少しました。しかし、平成19年は約8万人、平成20年は約11万人と、観光客数は回復に転じており、外国人観光客数全体の約4割を占めております。平成21年における台湾人観光客数は、台風によるクルーズ船寄港のキャンセル等から、前年実績を若干下回る見通しとなっております。

次に、同じく観光政策の中の、沖縄観光コンベンションビューローの台湾対策についての御質問にお答えします。

沖縄観光コンベンションビューローでは、沖縄県の観光施策に基づき台湾からの誘客活動を展開しているところです。

具体的には、平成7年から台北事務所を設置し、現地旅行社や航空会社、メディアとのネットワークの形成を図るとともに旅行市場の情報収集に努め、継続的に沖縄観光の魅力を発信しています。

沖縄観光コンベンションビューローでは、今後とも台北事務所を活用し、さらなるネットワークの拡充及び新たな市場の開拓に向け活動を強化していくこととしております。

同じく観光政策についての中で、台湾キャンペーンの内容と予算及び上海、香港との比較について一括してお答えします。

沖縄県では、平成21年度の台湾誘客キャンペーンとして、8月に県内事業者と連携した観光セミナー及び商談会を開催するとともに航空会社やクルーズ船社を訪問いたしました。特に、今回は沖縄国際アジア音楽祭、沖縄国際映画祭、サイクリングなど沖縄観光の新たな魅力をPRしたところでございます。そのほか、国際旅行博への出展、現地旅行社及びメディアの招聘や航空会社とのタイアップ広告などを実施しているところです。平成21年度の台湾誘客のための予算は、約2800万円となっております。

上海におきましては、旅行社への広告費支援、メディア招聘やリゾートウエディング支援などの事業のほか、9月には知事による上海市政府、航空会社及び旅行会社等へのトップセールスを行いました。予算は、約1800万円となっております。

香港におきましては、個人旅行及びリピーター客の誘致を図るため、メディア支援や旅行博への出展などの事業のほか、8月には副知事による航空会社、クルーズ船社、旅行会社等へのトップセールスを行いました。予算は、約1900万円となっております。

次に、同じく観光政策についての中で、中華航空の増便や他社へのアプローチの予定についての御質問にお答えします。

中華航空の定期便は、来年、就航から30周年を迎え、本県観光の発展に貢献しているものと高く評価しております。しかしながら、世界的な不況等の影響もあり、現在、週11往復に減便されているところであります。そのため、沖縄県では、安里副知事を含め2度にわたり中華航空を訪問し、1日2往復運航の復活を

要請しました。中華航空は、本県と台湾を結ぶ唯一の定期路線であり、今後とも相互交流の拡大に向けて連携を図ってまいります。

なお、台湾からのさらなる誘客を図るため、複数の航空会社との情報交換を行っておりますが、具体的には日台間の航空協議の動向を見ながら検討してまいります。

次に、アジアにおける流通についての御質問の中の、県産品の流通についてお答えします。

沖縄県では、アジア地域への販路拡大のため、中国、台湾、シンガポール等において観光と連携した物産展を開催しているほか、ジェトロと連携し、県内で商談会を実施しております。

また、中国大陆へのゲートウエーである香港に、県内メーカーや卸業者の営業担当者を派遣し、現地とのネットワーク構築を支援する人材育成事業のほか、香港貿易発展局と連携し商談会を実施しております。これらの取り組みにより、現在、東アジア地域では黒糖、塩、泡盛等が定番商品として流通しております。

同じくアジアにおける流通の中で、物流の現状と課題についての御質問にお答えします。

沖縄から海外への物流ルートは、輸出地域や提携する国内外の卸業者、商品の種類及び輸送量等によりさまざまなパターンがあります。

沖縄県物産公社の例では、台湾向け商品は週1回の定期貨物船を利用して直接輸送し、香港やシンガポール等については、本土や韓国の釜山を経由して輸送しております。また、野菜や卵等の生鮮食料品の一部については、航空機を利用しております。

物流の課題としましては、定期航路の確保やコストの低減などがありますが、その解決を図るためには、輸出する県産品の取り扱い量を拡大し、輸送単価を引き下げる必要があります。

県としましては、関係機関と連携し、物産展や商談会を開催するほか、県内企業に見本市への出展を促すなど、県産品の輸出拡大を促進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 観光政策についての御質問の中で、国際線旅客ターミナルの機能及び改築予定について一括してお答えします。

国際線旅客ターミナルについては、施設が狭隘であり、ボーディングブリッジが設置されていない等利便性が低いことが指摘されていることから、これを解消

するため、国の「那覇空港ターミナル地域整備基本計画」に基づき旧貨物ターミナル敷地に新施設を整備する予定であります。

県としては、機能性の高い新施設の早期整備に向け、事業主体の那覇空港ビルディング株式会社及び関係機関と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは、教育行政についての御質問で、集団暴行致死事件の見解についてお答えいたします。

うるま市において、中学生が同級生から暴行を受け、とうとい命が失われたことについて、深い悲しみと大きな衝撃を受けているところであります。今後、このような痛ましい事件が二度と起こらないように学校と家庭、地域、関係機関等と密接に連携し、再発防止に取り組んでまいります。

次に、公用車の保険についてお答えいたします。

教育委員会所管の公用車は、現在104台あり、すべて自動車保険に加入しているところです。加入保険の内容としては、対人及び対物に係る保険となっております。

なお、自損事故等に係る車両保険については、費用対効果の観点から加入しておりません。

次に、ボクシング競技についてお答えいたします。

県教育委員会としましては、ハンディを持った高校生の県高体連主催ボクシング大会出場について、本人、母親を交えて話し合いを持ち、その中で、大会へ出場したいとの意思を示したことから、その状況について沖縄県アマチュアボクシング連盟、高体連ボクシング専門部等へ報告し調整いたしました。

そのことを受け、県ボクシング連盟は、2度にわたり日本アマチュアボクシング連盟へ大会出場の可否について確認をしたところ、同連盟競技規則に基づき出場は認められないとの回答を受け、その旨、保護者やコーチに報告しております。

その後、保護者等からの要望があり、再度、保護者、コーチを含め県アマチュアボクシング連盟会長、連盟役員、連盟公認ドクター、県高体連専門委員長等が同席し、競技参加について話し合いを行いました。その中で、公認ドクターや連盟役員から、高校総体におけるボクシング競技は、日本アマチュアボクシング連盟の判断を遵守する必要があることから、ハンディを持った生徒の出場については、ルール上困難であると伝えられました。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 基地関係についての御質問で、米軍車両の事故処理についてお答えいたします。

米軍人等による事件・事故に関する被害者補償については、公務中の場合は日本政府が損害を賠償することとなっております。交通事故等の米軍との事件・事故により被害が生じた場合について、沖縄防衛局は、できる限り早期に賠償し、被害者等に負担をかけないように努めているとしております。

県としては、速やかな事故処理が行われるよう、関係機関等に対し働きかけていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 私学に関する質問で、校舎等の増改築に係る補助についてお答えいたします。

私立学校の校舎等の増改築につきましては、基本的に学校法人の責任において整備されるものであることから、国庫補助の対象となっております。しかしながら、日本私立学校振興・共済事業団の融資を受けて老朽校舎改築事業等を行った法人には、利子助成の制度があります。

県は、私立学校の公教育に果たす役割の重要性を踏まえ、事業団の融資や利子助成制度の活用についての周知等に努めるとともに校舎等整備に関する支援の拡充等について、今後とも九州地方知事会等を通じ国に要望していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 我が会派の代表質問との関連についての御質問で、沖縄国際アジア音楽祭の進捗状況についてお答えをいたします。

音楽祭では、日本、台湾、中国、韓国など五、六カ国で、延べ150組ほどのミュージシャンの出演を見込んでおります。

屋内ステージの出演者につきましては、延べ70組ほどのミュージシャンの出演を見込んでおり、今月16日開催予定の実行委員会総会での承認を受け、出演者の一部発表を計画しておりますが、全出演者を最終的に確定、発表するのは1月中旬ごろを予定しております。

なお、屋内ステージはチケット購入による入場となりますが、同チケットの販売開始は1月上旬を予定しております。

一方、屋外ステージの出演者につきましては、インディーズやアマチュアなど70組ほどのミュージシャンの出演を見込んでおり、現在、広く出演者を募集しているところでございます。12月20日までを応募期間としておりますが、12月中旬ごろから順次出演者を選考し、全出演者が最終的に確定、発表するのは1月下旬ごろを予定しております。

今後は、ホームページでの広報に加え、テレビ、ラジオ、新聞等を活用した広報活動を行うほか、海外事務所を活用しながら海外関係団体、店舗等と連携したPR、旅行社等への情報提供など国内外に積極的に情報発信を行い、観光客の誘致につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

○玉城 満君 東部海浜開発事業についてなんですが、去る11月30日に泡瀬埋立事業の見直し部会というのがありまして、そこから沖縄市のほうに見直しの提案が出されたわけですよ。県はそれをごらんになったか、もしくは立ち会ったか、どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） これは、100人市民会の部会のほうからの案だというふうに認識しておりますけれども、私も詳しい中身についてはまだ見ておりません。

また、今月の末に検討委員会があると思いますので、これからまた事務方のほうから説明等そういうものがあると考えております。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

○玉城 満君 この見直し部会の提案をまた市のほうで練り直すということなんです、前々から私は質問させていただいているんですが、県も国も、その見直しについて、やはり一緒にテーブルに着いて進行させていかないと、何でも沖縄市任せというようなイメージがあるんですが、今後、どういうふうなかかわりでこの見直しについてかかわっていくのか、その意気込みを聞かせていただきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 市民から上がってきたものにつきまして、これを踏まえまして私どもの行政、いわゆる沖縄市と県と、それから総合事務局、国、3者で連絡会議というのを設けておりますので、その案についてもお互い行政の立場からの議論もして

おります。

それから、検討委員会のほうにメンバーとして、土建部の、私もそうなんですけれども、総合事務局のほうから入っておりますので、市と綿密に連携をとって、この土地利用計画を仕上げていきたいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

○玉城 満君 ぜひともよろしくお願いいたします。

さて、続きまして、特自貿の件なんです、実は私たち、その特自貿の中に入っているいろんな企業の皆さん、そして新港地区の工業団地の皆さんともこの前話し合いをする機会があったんですよ。そのときに、特自貿の一番の問題点は何かということで、特に、製造業からの提案というか陳情でございましたけれども、工業用水が余りにも高いと、そして電気料が高いと、そして重油料、さらに36%ぐらい経費がかかってしまう。これは全国的に見ても、この工業用水と電気料に関してはかなり高いというんですね。だから、つくればつくるほど苦しい状態に追い込まれるという。

それとやっぱり、中には3社ぐらいもう撤退を考えているという企業もあるんですよ。だからその辺、早目に制度の見直し、新しい特典、そういうことをやっていかないと、今からの企業誘致にも相当響くんではないかと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） 進出している企業からいろいろお話は伺っているところです。特に、今おっしゃられた工業用水、特に電気料がやはり九州やほかの本土と比べて非常に高いというようなお話などがあって、関係電力会社とか相談しているところではあります。

一応我々もそういうお話の中で、特にまた物流コストも高いというような話があって、コンテナの補助など、那覇港まで運ぶなど補助を今やっているところでもあります。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

○玉城 満君 それと少しばかり連動するんですが、港灣事業についてなんです、今、西埠頭は開港していると。ある船会社が西埠頭に来て、定期便をお願いできないかとお願いされて西埠頭に来たときに、こう言ったらいいんですね。ガントリーが入らないような港に定期便は絶対来ないよと。ということはということかといいますと、あそこはガントリーが入れない、地耐力というんですかね、それが弱いというデータがあるというふうな話を伺ったんですが、実際

そうなんですかね。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） ガントリークレーンにつきましては、今現在沖縄県では那覇港のほうにありますけれども、基本的にといいますか、ガントリークレーンを設置する場合はコンテナを対象にしますので、コンテナの取り扱い貨物量がある一定以上ないとコスト的に合わないという面がございます。

あと地盤が弱くてできないとかそういうことはありますけれども、確かに中城湾港につきましては、あそこは地盤としてはいいほうではございません。それで、具体的な設置につきましてもしあるのであれば、土質調査をすとかそういったものをもって判断するかと思いますけれども、まずその前に取り扱うコンテナの量がどれぐらい予想されるかということが課題だというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

○玉城 満君 ということは、最初からこれはコンテナ船が入る予定でこの施設がつくられていったということではないんですかね。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 港湾計画の中でのガントリークレーンの位置づけは、どこの港にもありません。これはその中で港を供用していく中で、荷物の形態が変わるとかそういう需要が出てきた場合に、また岸壁を改良すとかそういうこともありますので、今の計画の中では、当初の計画ではたしかガントリークレーンの設置というのは想定されていなかったというふうに記憶しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

○玉城 満君 これは、今から定期便を入れようとする流れの中で、そのコンテナ船が入れない状況であるというのは、あそこの工業団地に入っている皆さんも、それはちょっと違うんじゃないかというふうな感じになると思うんですよ。だから、それはやっぱり新港地区の工業団地と、そして特自貿も含め、今後いろんな企業誘致をしないといけないので、ぜひともそれは早急に計画の中に入れていただかないと、船会社の定期便というのは、僕はなかなかここに持ってくることはできないんじゃないかと思うんですが、どうでしょうかね。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 確かに中城湾港新港地区につきましては、今現在、定期便がありません。ですから、それがまず第一だと、重要に考えておりま

す。そのためにはある一定のまとめた荷物を確保する必要があると思いますので、新港地区に立地している工業団地の中だけじゃなく、その背後の中部圏域といいますか、そこのほうの貨物がどういう状況であるかということ調査して、また、先ほど答弁いたしましたけれども、定期航路の実証実験を踏まえて課題等を洗い出しまして、定期船の就航に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

○玉城 満君 ぜひとも進めていただきたいなと思います。

次に、観光政策についてですが、この前、我が会派で台湾の視察いたしまして、観光関係、物流関係いろいろと話を伺う機会があったんですが、たまたまそのときに国際旅行博がございまして、その日に私たち会場に行ったんですね。すると、沖縄のブースがありまして、こういうふういろんな沖縄のこういう情報誌をここで発信しているわけですが、ここでびっくりしたのは、我が会派の代表質問のときにもちょっとあったんですが、台湾の人たち向けの翻訳されたこのパンフレットですよ。（資料を掲示）これが2007年4月から2008年3月のものを皆さんに配っているんです。これはどうしてそうなったのか、ちょっと説明していただきたいんですね。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） 代表質問でもそういう指摘を受けましたので、ビューローと相談して早速調整したいと思います。その経緯につきましては、やはり毎年アップデートといいますか、更新するものもありますけれども、冊子類につきましては2年とか3年に一遍のものもありまして、その件のことについてはちょっと今後検討していきたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

○玉城 満君 民間がこんなのを独自の力で年に2回出しているんですよ。これからはやっぱり一番お隣の台湾の観光客をもう少し誘致したいと。そして向こうの関係者は、ほとんどコンベンションビューローの人たちと話し合いを持った機会がないというそういう旅行社、そして交通局、この前副知事が行かれたという中華航空もそうでしたけれども、私たちが訪ねていったときに初めて来ていただきましたみたいなものになりまして、なかなかこの観光に関しての詰めが、僕はちょっと台湾に関しては相当甘いんじゃないかなという気がしているんですね。だから、ある種これは台湾の観光客の減にもつながってくると思うんです

よ。もう既に彼らはそういうふうな雰囲気を感じ始めているんですね。結局、香港と上海に目を向けるんですかみたいなの、そういうところがあるんですよ。だから、その辺のところはしっかりこういう情報物であるとか、そういうものは手抜きなくやっていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） ただいまの御指摘の件は、我々としても真摯に受けとめて、効果的なマスメディアの活用、雑誌の活用、広報活用、対応していきたいと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

○玉城 満君 アジアにおける観光と物流、これは物流も絡むんでしょね、観光も絡むんですが、この前、台湾のある物産会社の方と話をさせていただく機会がありまして、大阪にモズクを注文したほうが沖縄に注文するより安いと言うんですよ。なぜそういうふうなことになっているのか、ちょっと県はその辺認識していらっしゃるでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 今の件について、まだ情報を把握していませんけれども、しっかり情報把握に努めたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

○玉城 満君 これは、県産品をやはりアジアに向けて徹底的に売っていかうという中で、大阪の商社から買ったほうが沖縄よりは安いというような現象がいろんなところに出てくると、沖縄の物産を全部ヤマトに買い占められて、安くで買い占められて、それが向こうからアジアに出ていっているという、それは物流に関してはもう少し詰めていただかないと、これは県産品をつくっている業者の皆さんも大変なことにならないかなと、僕は思っているんですよ。その辺、ひとつよろしく願いいたします。

さて、続きまして教育行政についてですが、教育長、先ほど集団暴行致死事件の件で質問させていただいたんですが、実は一番質問したいのは、僕は、今体罰がなくなって子供たちが痛さをわからないんじゃないかと、そんな感じがするんですよ。ちなみに、メーゴサーは体罰ですか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） お答えいたします。

体罰になります。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

○玉城 満君 これは愛のむちと僕は言っているんですがね、メーゴサーぐらいは。それと、ヒサマ

ンチューぐらいはね。僕らは、やっぱり痛さをもう少し子供たちに教えるということがあっていいんじゃないかなという気がするんですよ。じゃないと、痛さのわからない子供たちがこういうふうな流れになっていってしまっているという気がするんですよ。

それと、PTAに関しても、僕は調査してほしいなと思うことがありまして、今、モンスターペアレントですか、あのクレーマーですよ。その実態というのはいかがなものなのでしょうか、今、学校現場において。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） お答えいたします。

幾らかはございますけれども、県教育委員会としても、そういうものに対応する委員会を設けまして、学校で対応できないもの、それから委員会等で対応できないものについては、相談窓口として受けて一緒に解決に向かってやる委員会をつくって今対応しているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

○玉城 満君 ぜひ、僕は今、やっぱりこの痛さをもう少しわからせる教育に戻っていただきたいと思うわけですよ。

それと、公用車の件に関してなんですが、先ほど自損に関しては車両保険に入っていないということで、たまたま自分でバンミカシタときに——バンミカシタって何て言えばいいのかわからないですが——そのときに、この学校の事務局の皆さんが、これは自分で直さんといかぬよとかというような、そういう事実というのは各学校であるものなんですかね。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） お答えいたします。

公用車の運転中に自損事故を起こした場合、その職員の賠償責任については規定がありますけれども、この規定によりますと、職員が、故意または重大な過失によりその使用に係る物品を損傷した場合に、その損害賠償をしなければならぬとありますけれども、重大といっても、飲酒、交通法規違反、公務等ありまして、そういう場合に想定されますけれども、これまでそういうことはございません。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

○玉城 満君 やはりいろいろ耳に入ってくるわけですよ。自分で直したよとかという話があるんですよ。これは各学校にやっぱり徹底して、そういう監査委員会にかけられて、これが重大な過失なのかどうなのかというのを前もってそれにかけられる前に自分で直したほうが得だよとか、出世に響かないよとか、そ

ういうことを言われるとやっぱり困ると思うんですよ、先生方も。これ徹底させないと僕はだめだと思います、各学校に。ぜひお願いいたします。

それともう一つボクシングの件なんです、彼の、1カ月前に地元のNHKでありまして、1週間前に全国放送があったんですよ。彼をぜひボクシング大会へ出したいという話があって、それは今後、僕ら一生懸命、彼が本当に出場できるためにどういうことをすればいいかと思っているんです。今までいろいろ調整されていて、どういう感想ですか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） 現在、ハンディを持ちながらたくましくボクシング競技に打ち込んでいる本人がいることは大変すばらしいことだと思います。私、感動しております。しかしながら、スポーツ競技は当該連盟の競技規則等に基づいて行われることから、そのような判断が下されたものだと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

○玉城 満君 ぜひ前に進めていただきたいと思っています。

それと、ちょっと米軍車両の事故処理についてなんです、Yナンバーは、保険が立ち会ってすぐ修理工場に入るらしいんですが、この米軍車両の件は3カ月後に支払うと言って、今半年支払われていないケースが出てきているんですね。その辺は、今後どういうふうにそういう話を進めていきますか、防衛局に。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（上原良幸君） 防衛局に問い合わせましたところ、今、被害者の請求から支払いまで最長4カ月以内には処理したいという目標は持っているそうです。ただ、事案によりましては半年に及んだりするという事例もあるそうですので、いずれにしても事故処理、あるいはその事務処理を迅速に行うよう防衛局に対して要望していきたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

○玉城 満君 知事、出番でございます。

これは県民、県民といっても私のいところでありますジェームス・タルガニーがつくった琉歌でございますので、ひとつ聞いていただきたい。

まず1つ目、「普天間ヌアワリ 山原ニヤラチ 大浦湾キジャーチ ユクチジャアラニ」。

次ですね、「普天間ヌアワリ 外ンカイヤラチ 基地ネラン浮世 チクティイカナ」。この気分になってほしいんですよ。

そして最後に、「沖縄の基地負担 ヒナラスル為ニ

ハマイシドゥ我が主 知事ヤアラニ」ということで、よろしく、ユタシクお願いいたします。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

〔當間盛夫君登壇〕

○當間 盛夫君 皆さん、こんにちは。

一般質問をさせてもらう前に、所信を述べさせていただきます。

月曜日の新報ですか、仲井真知事の就任3年ということであと残り1年だなというような形になるんですが、本当にもう早いものでことしもいろいろとあったんですが、ことしも残りわずか、知事も本当に早いものでもう3年過ぎてしまったということで、この公約の点検表という部分で、これはもう新報さんの判断ですからどうかわからないんですけども、マルが2つしかないんですよ、14項目の中で。そのマルは、国内・国際線の貨物ターミナルの拡充がマルなんですね。あとインターナショナルスクールの設置ということもマルだということで、あとは普天間飛行場の3年め閉鎖状態というのはバツだということで達成度ということで上がってきております。

もう私は、知事の就任のときに、公約だと。知事の公約は県民との約束だと、約束はやっぱりしっかりと守らないといけないと、約束を破ってしまうとうそつきになってしまうというようなお話をさせてもらって、あれ以来知事から余りお声がかかってこないもんですので3年たってきたんですが、もう残り1年ですので、知事も次の11月の知事選またどうするのかということで、今現在考えられないというところもあるかと思っています。これは、現実的にはもう今度政権もかわりました。それが全く3年前と違う状況も出てきているのかなというふうにも思っています。経済も去年の10月にリーマンショックということで、これだけ世界経済ががたがたになるということも予想もつかなかったことだろうということもあります。

ことしに入っても、円高、株安、デフレスパイラルということで上がってくると、知事がそのことで、さきに3年閉鎖、解決力だと。就任する前、やはり解決をそのことからしていったって、経済の仲井真だということでのやり方だったというふうにも思うんですが、なかなかやっぱり知事になると、沖縄県知事の部分での達成がこの基地問題ということでは難しいのがあるんだなというふうにも思っています。

その中で、我々今回大阪のほうも行きました。橋下知事と会えるのかどうかも含めながら行ってきたんですが、橋下知事のほうも、若い知事さんの発信力です

からねということでしたんで、あれだけ全国的に有名な知事が、知事会でしっかりと提言をしていきたいというところがありましたんで、やっぱり知事もそういう意味合いでは、全国知事会でしっかりと沖縄の基地問題ということではなくて、やはり日本の安全保障はどうするんだということを涉外知事会ということだけではなくて、全国知事会のほうでそのことを知事がみずから先頭に立ってその提起をぜひやってもらいたいなというふうにも思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、質問に移らせてもらいます。

まず、知事の政治姿勢について。

(1)、沖縄懇話会で述べられた普通の県になったというのはどういう認識であったのか、また今後の振興計画は必要ないということなのか認識をお伺いをいたします。

(2)、普天間基地代替地の県内移設容認ということであるんですが、これは辺野古だけの話なのか。知事は県内ほかにも何か考えがあるのかお伺いをいたします。

(3)、知事の権限で人選ができる那覇空港ターミナル、そして沖縄モノレール、コンベンションビューローなど、外郭団体というのは民間でもありますので、そういうトップの人事だとか、給与のあり方というのは、私も県民から本当にこれでいいのかということをよく言われるんですが、それはやっぱりもっと改善すべきことが山積していると思いますので、状況と対応をお伺いをいたします。

(4)、民主党がうたう地域主権、沖縄の単独特例型道州制について知事の見解を伺います。

(5)、東シナ海ガス田開発について、県は税収確保からも積極的に対応すべきだということを何度も主張させてもらいました。その状況と対応についてお伺いをいたします。

(6)、これは前回も質問をさせてもらったんですが、J T A の会社状況と、株式比率の引き上げの県の対応、県内企業の働きかけについて再度お伺いをいたします。

(7)、大学院大学の周辺整備状況とインターナショナルスクールの状況を伺います。

(8)、糸満市不発弾爆発事故の被害者の状況と今後の対応策を伺います。

(9)、遺骨収集の県の認識と状況、そして那覇市真嘉比地区で今行われています遺骨収集に対して県の対応策をお伺いをいたします。

観光行政について。

(1)、観光政策の実績についてであります。

ア、那覇空港ターミナルの早期改善、入国検査の迅速化についてお伺いをいたします。

イのほうは、「観光部長」として「おきなわ力で大躍進」ということで、知事は観光業界の皆さんに私は「観光部長」として頑張るんだということのお話もしておりましたんで、今観光客が物すごく減っています。那覇市内のホテルの稼働率は5割を切ろうかというような状況にもなっているということを考えると、これは知事だけの責任だとは思わないんですが、その減少をどう考えるのかお話しください。

ウ、県内のホテルの稼働率、観光収益はどのような状況かをお伺いいたします。

(2)、台湾観光・経済交流の対応について。

ア、台湾観光客、経済交流に対する県補助予算の5年間の推移をお伺いいたします。

イ、台湾海路の状況と対策を伺います。これは、有村が倒産してその後どうなったのかが見えてきませんのでお伺いをいたします。

ウ、海外事務所の統括部署を三役直轄にすることや外交部の創設についてお伺いいたします。

オ、青少年交流など修学旅行の対応について県の対応をお伺いいたします。

電子自治体について。

(1)、電子自治体構築のこれまでの予算の総額、申請など県・市町村の状況、費用対効果をどのように考えるか。またこれからの促進・活用策をお伺いいたします。

(2)、公共料金、公の税金だとかいろんなことを含めて、そういう公の料金関係、そしてまたモノレールとかそういう交通体制に対してカード決済ができたり、電子マネーが使えたりという活用方法について、どのような対策、方法を打っているのかそのことをお聞かせください。

失礼いたしました。

エが抜けておりました。サイクリングツアーに対する本島での専用ロードについてということで、「ツール・ド・おきなわ」もあったんですけども、また年明けに1月17日、全日空さん、県も含めてサイクリング3000名近くの皆さんであるということですので、そういうサイクリングロードがどのような状況になっているかお教えてください。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 當間盛夫議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、沖縄懇話会における発言の趣旨はどうかということについてお答えいたします。

沖縄懇話会における発言の趣旨は、県民1人当たりの納税額や国庫支出金及び地方交付税等の合計額などの経済関連指標に基づき、全国と比較して沖縄の相対的な順位を説明したものであります。

沖縄振興計画につきましては、現在、総点検を実施しているところであります。

社会資本や産業基盤の整備など着実な成果も上げておりますが、自立型経済の構築など克服すべき課題も残っております。また、離島の振興や駐留軍用地跡地の利用対策など、さらに国の責務により推進すべき重点課題もあり、今後も国の法律に基づく支援・協力が必要な分野があると認識いたしております。

これらを踏まえ、新たな振興計画のあり方を含め、総合的な検討が必要であると考えているところであります。

次に、同じく政治姿勢の中で、普天間飛行場の移設先に係る御質問にお答えいたします。

普天間飛行場の移設先として、政府から正式に提案があるのは、現時点で名護市辺野古だけであり、その他の移設先につきましては承知しておりません。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 知事の政治姿勢の質問のうち、外郭団体の人事、給与の状況と対応についてお答えいたします。

公社等外郭団体の役員選任等の人事につきましては、公社等は県とは独立した法人であることから、それぞれの意思決定機関である理事会や取締役会で適切に対応されているものと理解しております。

また、公社等の役職員の給与につきましては、指導監督要領に基づき当該公社等の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と均衡を考慮したものとなるよう指導しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 知事の政治姿勢についての質問の中で、民主党がうたう地域主権、沖縄の単独特例型道州制についての見解についてお答えいたします。

民主党マニフェストにおいては、中央集権体制を改

め「地域主権国家」へと転換するとしており、地方への大幅な権限移譲や地方税財政の拡充を図る地方分権の推進は、時代の潮流であると認識しています。

沖縄道州制懇話会からは、ことし関税や出入国管理等、国の権限移譲を求める沖縄の単独特例型道州制について提言がなされております。

道州制については、権限移譲や税財源問題など多くの課題があり、国民生活にも大きな影響を及ぼす可能性があります。このため、道州制については、今後、新政権の議論の方向性や沖縄道州制懇話会からの提言等を踏まえ、適切に対応していきたいと考えております。

同じく知事の政治姿勢に関連して、JTAの会社状況と株式比率引き上げについてお答えいたします。

JTAは、現在、県内5路線、県外13路線の計18路線を運航しており、前期決算では、燃油高騰等の厳しい経営環境のため、平成8年度以来の赤字となりましたが、今期上期は黒字となっております。

資本金は75億3720万円となっており、その主な出資構成はJAL70.1%、沖縄県12.9%であり、残りは県内の関係企業等となっています。

県としては、現時点において、JTAの株式比率引き上げについて具体的な検討は行っておりませんが、今後とも、株主及び社外取締役として経営に参画することにより、同社の経営の健全性確保に努めてまいります。

同じく次に、周辺整備状況とインターナショナルスクールの状況についてお答えします。

大学院大学の周辺整備につきましては、道路や海岸、下水道整備などの公共事業とあわせ、住宅、教育、医療や商業施設など、民間の活力を活用しなければならない事業が多く含まれていることから、民間の方を構成員に含めた専門部会を設置し、その実施に向けた支援策等について検討を行っております。

インターナショナルスクールの設置については、昨年7月に締結した沖縄県、うるま市、株式会社旺文社の3者による覚書に基づき、それぞれが役割に応じ、平成23年4月の開校に向けた取り組みを行っており、沖縄県は、募金等によるインターナショナルスクールの建設資金の確保に取り組んでおります。

インターナショナルスクールの資金計画としては、県内、国内外からの寄附や補助金、財団の借入れなど、実現に向けた各種方策等について検討を行っております。

次に、観光行政についての御質問の中で、国際線旅客ターミナルの早期改善、入国審査の迅速化について

お答えします。

国際線旅客ターミナルについては、那覇空港ビルディング株式会社が、国の「那覇空港ターミナル地域整備基本計画」に基づき、旧貨物ターミナル敷地に新施設を整備する予定であります。

県としては、入国審査の迅速化を初め、国際線ターミナルの利便性が向上するよう、那覇空港ビルディング株式会社及びC I Q等関係機関と連携して取り組んでまいります。

同じく観光行政についての中、台湾航路の状況と対策についてお答えします。

台湾航路については、有村産業が平成20年6月まで那覇から先島を経由して旅客及び貨物の輸送を行っていましたが、同社の倒産後は、那覇－台湾間を従来から貨物輸送を行っている1事業者に加え、新たに2事業者が参入して貨物輸送を行っております。

これにより、那覇－台湾航路の貨物については、他事業者の航路へ振りかえられ、旅客については、航空機に振りかえられているものと認識しております。

しかし、先島台湾航路は現在も代替がなく、那覇經由に頼らざるを得ないことから、時間・コスト等の面で影響が生じておりますが、同航路の再開については、新会社の設立を含め複数案が提案されたものの、その具体的な事業計画や採算性、実現可能性等が示されていないことから、具体的な対応策を検討することが困難な状況にあります。

島嶼県沖縄において、海上輸送航路の維持確保は、県民生活の安定や産業振興の面から欠くことのできない重要な課題であり、引き続き国や市町村と連携し、県としての対応を検討してまいります。

次に、電子自治体についての御質問の中で、電子自治体構築に係る予算、申請、今後の活用策等についてお答えします。

電子自治体構築に係る予算としては、職員1人1台パソコンの導入や通信施設維持管理費等の基盤整備及び県民サービスの向上に係る汎用電子申請システムや公共工事の電子入札、地方税申告のエルタックスの運営費等を含め、平成19年度から平成21年度までの累計で約57億円となっております。

そのうち、汎用電子申請システムにおいては、54の手続が電子化されており、年間の運営費は1500万円となっております。平成21年度の申請件数は、11月末現在で1369件となっており、1件当たりの運用コストは1万957円であります。

市町村においては、総務省がオンライン利用促進対象と位置づける手続について、申請件数が約7万件、

利用率は45%となっております。

電子申請については、開発費及び運営費の負担、手続案件の見直し、県民の利便性向上等、各面から検討し改善してまいりたいと考えております。

次に、同じく電子自治体についての中、公共交通でのカード決済についてお答えします。

県としては、公共交通にI C乗車券システムが導入されれば、バスとモノレールなど、相互の乗り継ぎ割引の運賃設定等を行うことにより、県民の利便性向上と公共交通の活性化に資することができるものと認識しております。

しかしながら、事業者においては、導入コストの負担が大きな課題となっていることから、導入が進んでいない状況にあります。

なお、総務省が開発を進めている低コストのI C乗車券システムの実証実験を今年度ゆいレールにおいて実施する予定であることから、今後、その成果も踏まえ、公共交通事業者等と連携し取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 知事の政治姿勢について、東シナ海ガス田開発の状況と対応についての御質問にお答えします。

新聞報道によりますと、去る11月20日、岡田外相が中国の楊外相との会談において、東シナ海ガス田の共同開発に関する条約交渉の早期開始を求めたところ、中国側は「時期を検討中」とのことでありました。

県としては、東シナ海ガス田の共同開発については、引き続き国の動向を注視しつつ適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、観光行政についての中で、観光客減少についての御質問にお答えします。

沖縄県への入域観光客数は、平成20年度には593万人と過去最高を記録するなど、これまで右肩上がりに推移してきました。しかしながら、昨年からの世界的な景気低迷や新型インフルエンザの影響等で、全国的に観光を取り巻く状況は厳しいものとなっております。

今後しばらくは厳しい状況が続くものと思われませんが、沖縄県としては、需要喚起のため、「観光客誘致緊急対策プロモーション事業」の実施により、各航空会社と連携したキャンペーンや国内外での積極的なプロモーション活動を行うなど、沖縄観光の回復に努めているところであります。

次に、同じく観光行政の中で、県内ホテルの稼働率、観光収益についての御質問にお答えします。

観光庁の「宿泊旅行統計調査報告」によりますと、平成20年の沖縄県における従業者数10人以上の宿泊施設稼働率は58.7%で、前年と比較して0.5%の減少ですが、前年に引き続き全国3位の水準となっております。

ホテルの収益等については県では把握しておりませんが、県ホテル旅館生活衛生同業組合の調査によれば、加盟ホテル20社のことし4月から12月の売上金合計は、前年同期比で14億117万円減少したとのことでございます。

なお、県の調査によると平成20年度観光収入については4299億円となっており、対前年度比では0.2%の増加となっております。

同じく観光行政の中で、台湾観光客、経済交流に対する予算の5年間の推移についての御質問にお答えします。

最近5年間の台湾観光に対する予算の推移は、平成17年度3225万円、平成18年度1066万円、平成19年度2049万円、平成20年度1491万円、平成21年度1209万円となっております。

また、物産展及び商談会開催のための経済交流に対する予算の推移は、平成17年度75万円、平成18年度の予算は計上してなく、平成19年度76万円、平成20年度66万円、平成21年度85万円となっております。

なお、台北事務所に係る予算は、平成17年度3216万円、平成18年度3168万円、平成19年度2479万円、平成20年度2378万円、平成21年度2397万円となっております。

同じく観光行政について、海外事務所の統括部署を三役直轄にすることや外交部の創設についての御質問にお答えします。

県は、財団法人沖縄県産業振興公社及び財団法人沖縄観光コンベンションビューローの海外事務所を通して、観光誘客、物産販路拡大、企業誘致等を行っております。

これらは主に観光商工部関連の業務であり、海外展開を図るには現在の体制が最も効果的であり、外交部の創設は考えておりません。

今後とも、海外事務所と連携を密にし、海外展開に取り組んでまいります。

同じく観光行政について、台湾との青少年交流など修学旅行の対応についての御質問にお答えします。

沖縄県では、台湾からの修学旅行の誘致を図るため、台湾の学校関係者と意見交換を行い、情報収集に

努めるとともに、観光庁が台湾で開催する「修学旅行説明会」へ参加し、沖縄修学旅行の魅力を紹介しているところでございます。

現在、台湾から日本への修学旅行は、東京、大阪などの大都市圏が中心であり、学校間交流も必要であることから、今後は関係部局や学校関係者と連携し、誘致及び受け入れ体制の強化を図ってまいります。

なお、今年度は台湾から1校、48名が修学旅行で沖縄を訪れております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 知事の政治姿勢についての御質問で、糸満市の不発弾事故の被害者の状況と今後の対応策についてお答えいたします。

ことし1月14日に糸満市で発生しました不発弾爆発事故で重傷を負った被害者の状況については、現在治療中であり、左目が回復傾向にあるとのことであります。

被害者への支援策として、5月に見舞金が支給されており、症状が安定した段階で労災認定され、労災による一時金と年金が支給される見込みであります。

なお、被害者が運転しておりました重機の損害に対する支援金も昨日支払われたとのことであります。

今後とも県としては、糸満市と連携をとりながら、被害者の回復状況を見守っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 知事の政治姿勢についての御質問の中の、遺骨収集の県の認識と状況及び真嘉比地区の対応についてお答えします。

戦没者の遺骨収集事業は、戦後処理の一環として一義的に国の責任において実施されていると認識しております。

沖縄県は、国からの委託を受け収骨作業を行っており、平成21年3月末現在、18万4000余柱を収骨しております。

区画整理事業が行われている真嘉比地区においては、現在、那覇市による緊急雇用創出事業を活用した遺骨収集事業及び厚生労働省による埋没壕の遺骨収集事業が実施されております。

県においては、当該地区から発見された遺骨は仮安置を行い、身元不明の遺骨については、納骨式を経て国立沖縄戦没者墓苑へ納骨してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 観光行政についての御質問で、サイクリングツアーに対応する本島での専用ロードの設置についてお答えいたします。

沖縄本島におけるサイクリング専用ロードは、県道玉城那覇自転車道があり、現在、鋭意整備を進めているところであります。また、国道58号などにおいては、広い幅員の自転車歩行者道が整備されており、歩行者に注意しながら自転車が走行できることとなっております。

県としましては、最近の健康ブームやサイクリングツアーによる自転車利用者の増加が予想されることから、観光団体や公安委員会などと連携し、自転車道や自転車歩行者道の利活用を図っていく考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 会計管理者。

〔会計管理者 名渡山 司君登壇〕

○会計管理者（名渡山 司君） 電子自治体についての御質問のうち、公金収納のカード決済についてお答えいたします。

平成18年の地方自治法の一部改正により、指定代理納付者制度が導入され、カード決済いわゆるクレジットカードの活用による県税等の収納が可能となりました。

クレジットカードによる収納は、納付者の利便性の向上、納付手段の多様化などのメリットがある一方、手数料の負担が割高になるなどの課題があります。

県では、クレジットカードはもとよりATM、携帯電話、パソコン等を利用して県税等県公金の支払いを可能にする、いわゆる電子媒体を利用した収納システムについて、現在策定中の新たな行財政改革プランに位置づけ、関係各部や金融機関等と連携して、費用対効果を見きわめながら導入の可能性について検討していくこととしております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 それでは、ちょっと忘れないうちに台湾の経済交流のほうからですね。

知事も以前、台湾との中琉協会会長もされていたということで、数字的に見ても知事、先ほども部長のほうからあったんですけれども、トータルすると平成16年、これは観光宣伝誘客の委託料とか物産に係る費用だとか、海外事務所のものからしても平成17年で6500

万円、台湾に対する部分の支援をしているんですよ、いろんな誘致の。ところがこの21年度を見ると3600万円なんですよ、もう半分ですよ、半分。ほとんど今、私は現状はそれからするとやっぱり台湾の観光客、海外の誘客の半分はやっぱりまだ台湾の観光客の皆さんですよ。観光も、先ほども玉城満議員からもあったんですけれども、観光店に行っても前年度の行事、先ほどのものは行事なんですよ、沖縄の行事。あれを置いていてもどうしようもないだろうということがあるわけですから、やっぱり観光というのは新しいものをどう発信していくかが大事かと思いますので、その点を含めて知事、今、台湾のそういう部分の予算に対してどのような認識をお持ちなのかお答え願えますか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時40分休憩

午後2時41分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 議員おっしゃるように、私も台湾というのは大変大事だと思いますし、そもそも沖縄のこの観光の産業になり得た外国人の部分というのは、もうほとんど台湾がおっしゃるように担ってきたんだと思います。

そういうことで、確かに今、上海であるとか、香港であるとか、少し元気のいいところに我々目を向けているんですが、改めておっしゃるようにこの台湾については私も先日行ってまいりましたが、やっぱり何だかんだ言っても、外国人観光客これから大事にしようという中では、台湾をないがしろにはしてはいけないという感じは私も持っております。

そして、今おっしゃったこの数字が平成16年度でしたか、17年度の六千数百万が半分ぐらいになっているというのはおかしいじゃないかという点がありますが、これ今、観光商工部長にちょっと確認したら、いろんな理由はあるんですが、この点きょうは御指摘を受けて、来年度また予算の面でもちょっと効率化したり、いろんな仕事そのものはそんな減らさずにやっているつもりではいるんですが、ごらんになってやっぱりおかしいというところは、ぜひもっと詳しく聞かせていただいて、次の予算に向けて反映できるようにしたいと思っております。ただ、いろんなこの見本市、その他で非常に時間のたった、しかも余り適切でない資料を配っているとすれば、これは仕事のやり方と感覚に問題があると思います。このあたり少しチェックさせてください。ありがとうございます。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 産業振興公社、コンベンションビューローの現地の方々は毎年変えることができないんですというような形でしたんで、この冊子自体がですね。そういうことですので、しっかりとつけてもらいたい。

そして修学旅行、やっぱり若い人たちが沖縄をどう認識するかというのも大事だと思うんですよ。沖縄からも台湾のほうに修学旅行で行ってもらうんだと。台湾からもまた沖縄に来てもらうというような修学旅行なんですけれども、やはり台湾も訪日教育旅行ということでこれやっているんですよ。先ほど、東京、大阪だということで部長言っていたんですけども、違うんですよ。知事、トップは長野県なんですよ、長野県。我々も行ったら、東京、大阪、ディズニーランドとかいろいろなそういう部分があるからいいんだなと思ったんですよ。違うんですね。台湾の修学旅行というのは学校間交流をどうするかというのが台湾の修学旅行の一つなんです。ですから、それは沖縄のその学校間交流をしっかりとやれば、台湾からも修学旅行の皆さんが何千名単位じゃないんですよ、その分では40名、50名単位での修学旅行だという教育旅行だということでありまして、その対応をしっかりとやってもらいたいんで、その点、知事お考えを伺えますか。部長でもいいです。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） 今、議員御指摘のとおり、長野県も非常に多いところがありまして、一応去年、19年度の実績で見ますと、台湾の修学旅行は108校となっていて、関東地方が60校、そのうち東京、長野、福島というふうになっておりまして、あとは関西・京都が37というふうに、一応東京圏、大阪圏ということで、その中で長野県も入っているということで、御指摘のとおり台湾の旅行者は学校間の連携が前提で修学旅行を行うということでございますので、沖縄県としても教育庁と連携しながら、また八重山地域では台湾との花蓮交流とか、こういうことをやっておりますので、そういうような連携をさらに広く広めて、台湾の修学旅行関係者を呼び込んでいきたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 ウチナー民間大使である蔡さんも、その青少年交流だということで強くおっしゃっていますので、しっかりこれは教育長も一緒になって対応してもらえればなというふうにも思います。

台湾のほうでもう一つ。

海路がなくなって、新会社がどうするのかと。新会

社を創設することでやるのが今困難な状態だと言っているんですけども、先ほどもモズクを入れるのに大阪、東京の方が安いんだということは、この海路がないからなんですよ、知事。現実、有村があったときには、その分でのものができたんですよ。ところが、モズクとかあいう単価なものからすると飛行機ではなかなか運べないと、単価が高過ぎて。ということになると、やっぱり船しかないわけですね。それから皆さん、今台湾でモズクを注文しようにも黒糖を注文するにも、知事、2カ月かかるらしいですよ、注文して台湾に来るだけで。2カ月かかるというと、黒糖が沖縄ブランドとして沖縄産の黒糖だということで、台湾でも物すごい人気があるらしいです。しかし2カ月かかるわけですから、物によっては溶けている、黒糖がですよ。そういう状況が認識的に企画部長として、その海路のものが困難だということだけれども、本当に終わっていいのか、その辺の認識をもう一度。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 今の議員のお話ですけども、有村産業が事業廃止した後、現在3つの事業者が那覇と台湾を結んで航路がございます。

1つは、那覇から基隆そして上海という形で、これは週に1回ございます。この場合は1日で行くというふうな形になっています。残りの2つにつきましては、これは実はほかの地域も経由しますので、那覇－台湾間が1週間だとかあるいはまた20日ぐらいかかるとか、そういうふうなケースがあるというふうに聞いております。

今言われましたお話、黒糖とかそれからモズクの経路につきましては、我々のほうでも少しこのこと気になりまして聞き取りをしたところでは、直行で行くときのロットが割高になることで関西経由で送るとかそういうケースもあるというふうなことを聞いております。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 そうなんですよ、だからこんなに近くに台湾がありながら、大阪、東京より割高になってしまうという現実が我々の今沖縄の物産のものであるわけですよ。しっかりとやっぱりこのことはもっと対応しないと、ただできないんだ、困難だということではなくて、どうするのかということをもっと企画部として考えてもらいたいなというふうにも思っております。

知事、また質問ほかに移るんですけども、真嘉比のほうで遺骨収集をされております。もう戦後64年たつ中で、那覇市が緊急事業として今回遺骨収集とホー

ムレスの皆さんに仕事をということでやったんですが、2カ月の事業だったんですよ。ところが、3分の2は今その事業で終わらすことができる。ところが残りまた3分の1遺骨がありながら、その事業が終わるもんですから、遺骨を残して事業を終わらせようとしているわけですよ。でも本来は、64年前に、国が戦争するんだということで沖縄にわざわざ来て、沖縄でそういう犠牲になって、今遺骨としてああいふ形で眠らせて、もう事業が終わりだから、はい、その分でブルでまたかきまぜるといふようなことが本当にそれであっていいのかというのが今言われているんですよ。土の中から遺骨が出てきて、遺骨を帰してあげたいんだという、この今作業員の皆さんなんですよ。命は一つしかない、だから無駄にしたくないという思いで、ホームレスの皆さんでも今そういう思いで、遺族の皆さんにこの方は帰してあげたいんだということで訴えています。

従来この遺骨収集というのは、国の戦後処理として埋没壕に限って重機で行ってきたと、重機で。やっぱりそうではなくて、重機ではなくて人の手によって尊厳ある遺骨収集を国の事業としてやるべきだということがあるんですが、先ほど、私1月の分でも不発弾のことがされました。やっぱりこれは沖縄県の戦後処理として、不発弾の中でどうこの遺骨収集ということを国に求めていくかということがあろうかと思うんですけども、知事、その遺骨収集のほうからお願いできますか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 先ほども答弁いたしました。一義的には国の業務ということですが、我々としましても、やはり早目に遺骨収集はできるようにということで、遺骨が見つかったときには厚労省と相談しながら、埋没壕の危険箇所については今厚労省のほうでやっておりまして、路面に出た分については、県のほうで情報があつた時点で収骨するというふうなシステムになっております。

今回の真嘉比につきましては、道路拡張区画整理との関係で市のほうの事業として緊急雇用を活用してやってございます。これを延長するとか、今後の残った分の事業につきましては、どうするかということは市のほうが国のほうに要望するというような情報も、新聞情報ですけれどもそういうものもあるんで、市がどんなふうに関後計画を考えているのかもまだ把握しておりませんので、その辺を情報収集しながら、また今後国のほうと調整できればそういう調整も進めていって、遺骨収集が順調に進むような形では取り組んでい

きたいとは考えております。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 ガマフヤーの具志堅さんが、期日が来て打ち切られれば身元が特定できた遺骨や収集途中の遺骨を投げ出すことになる。ぜひこれは、やっぱり国と県がしっかりと責任を持って継続してもらいたいんだということでありますので、知事やっぱりこの辺は戦後処理として不発弾含めてこの遺骨収集をどうするんだということを県から示す必要がありますよ。国の事業として、しっかりと遺骨収集もそういった部分での特定財源を含めて今の基金があるわけですから、そういった使い方ができるようにすべきだといふふうにも思うんですが、知事その辺でどうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 今の議員のお気持ち、非常によくわかりますが、ぜひこれ今担当部ともちょっと相談をさせてください。一応仕組みとしてはできてはおりますが、今現にやってきたこれを上手に継続してどうやっていけるか、そんな難しい話ではないかとも思いますが、おっしゃるまさしく戦後処理そのものですから、いい形で戦後処理への対応ができるようにしていきたいと思いますが、これは部とも実務的な相談少しさせてください。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 そうなんです知事、難しい話じゃないんですよ。もうこれは国の責任なんです。そのことを持ってしっかりと対応を担当部局もやってもらいたいなというふうにも思います。

大学院大学、政府もいろいろと実現時期に対する減速をしているんだというようなところがあります。きのうも山内議員から、また照屋議員からもインターナショナルスクールというところがあったんですが、これ先ほども総務部長からもありましたけれども、私学ですから国庫予算出ないんですよ。皆さんは、減額してでもやっていくということで、減額13億のその半分としても6億、7億近くは寄附金を集めないといけないというのがあつた。寄附金の現在の状況、どれぐらい今寄附金集まっているんですか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 寄附金は、現時点で幾つかの企業等から申し込みがある分が、トータル大体2億5000万ぐらいの状況でございます。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 2億5000万、あと4億近くは寄附金を集めないといけないという状況。そのほか13億です

から、あと7億はもしかするとどこかから借入れないといけないという状況になるんですけれども、これは財団が借り入れるというような予定になるんですか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） きのうも申し上げましたけれども、当初15億予定をしてございました。寄附でそれを賄うという前提で努力をしまいたったわけなんですけれども、先ほど議員も質問の中でございましたけれども、リーマンショック以降、非常に厳しい状況の中でなかなか寄附も集まりにくいというような状況で、今資金計画を見直しをしている最中です。15億のうちの約半分程度、7億程度を一応寄附金の目標額として、残りの金額について財団の借り入れ、そしてまた補助事業等を組み合わせて対応しようというふうに今検討している最中でございます。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 財団が借り入れするということは、この返済のものというのは授業料という形になりますよね。ホームページを見ると、授業料大体月当たり5万円だというようなのがある。どう考えても人件費だとかそれ考えても合わないんですけれども、この辺は知事、知事も選挙公約でこのインターナショナルスクールをうたわれたわけですから、公設民営化をするということも知事はお考えになるんですか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） これは基本的に民営を考えております。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 民営を考えるということは、もうじゃあ借金をしてでもという形になってくるわけですね。

沖縄にはやっぱりインターナショナルスクール、私は大事だと思うんですよ。そのことでアジアに向かっていくにしても、あるんですけれども、やっぱりその辺はちゃんと整理をしないと、皆さん隠れて特別調整費を使ったりとか、大学院大学のその予算に潜り込ませて、わからないうちに税金が使われているというような非難が出てこないようにしっかりとした対応をとってもらいたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

〔赤嶺 昇君登壇〕

○赤嶺 昇君 皆さん、こんにちは。

これより一般質問を行います。

まず1番目に入ります前に、先日、照屋大河議員か

らもありましたように、うるま市での中学生による集団暴行死事件で、その後、その前後に女子中学生、さらに浦添のほうでもあったということで、どこにでも起こり得るそういう現状に対して、我々県議会の仲間としても、これはしっかりみんなで受けとめて、教育委員会、教育長は一生懸命立派な理念を訴えてはおりますが、ではなぜ起こるんですかということも聞きたくなるぐらい、我々はそのことを真剣に議論をしていかなければならないと思っていると同時に、今回被害に遭った少年、またそのお母さん、また女子中学生本人、本当にこの皆さんに対して、まずは我々は謝るべきじゃないかなと思っております。本当に残念だと思っております。

それでは質問に入ります。

1番、知事の政治姿勢について。

(1)、普天間基地の移設問題について知事の姿勢をお伺いいたします。

(2)、普天間基地の3年以内の閉鎖状態の公約についてお伺いいたします。

(3)、少子化対策について知事の見解をお伺いいたします。

2番、福祉・教育・医療行政について。

(1)、認可外保育所への支援策についてお伺いいたします。

(2)、学童保育への支援策についてお伺いいたします。

(3)、認可保育所への支援策についてお伺いいたします。

(4)、発達障害への取り組みをお伺いいたします。

(5)、美咲特別支援学校幼稚部の希望入学についてお伺いいたします。

(6)、児童虐待の課題と対策をお伺いいたします。

(7)、県立病院の経営再建計画の進捗状況をお伺いいたします。

3番、土木建築行政について。

(1)、県内土木建築業者との調停の進捗状況をお伺いいたします。

(2)、県内土木建築業者の経営状況をお伺いいたします。

(3)、土木建築業界に対する支援策をお伺いいたします。

4番、暴走族対策の成果をお伺いいたします。

5番、我が会派代表質問との関連質問について。

(1)、知事の政治姿勢についての中で、訪米中同席した神奈川県知事発言に対する知事の所見は出たんですけれども、神奈川県知事の発言について多くの県民が

大きなショックを受けたと思っております。仲井眞県知事は、神奈川県知事の発言は渉外知事会としての発言ではなくて、神奈川県知事としての発言としているが、あの発言をしていた会場は、渉外知事会として同席していたのかどうかをお伺いいたします。

次に②番、観光行政について。

きょう、我々の会派は台湾についていろいろと指摘をしているんですけども、我々視察に行ったというよりも、台湾の各団体、旅行社に、どちらかというところ怒られに行ったような視察になってまいりました。何が問題なのかということの視察に行ったら、もう問題をすべてもらってききましたので、できればいいところの視察だけじゃなくて、何が課題かということをも、もちろんそれは台湾に限らず香港、中国も含めて、彼らが何を望んでいるのかということをもずりサーチをしてきて、我々はそれをまた今後生かしていきたいと思っておりますので、その中で先ほども出たんですけども、台湾版の沖縄情報誌、飛行機に乗った時点で皆さんそれを見て、沖縄に着いた途端にどこに行きたいということを見ているらしくて、これも非常に分厚いんですけどもフリーペーパーなんですね、無料なんです。それについて県がもっと戦略的にタイアップしていくべきじゃないのかなと思いますが、例えば表紙をあけて知事がそこに載って、「ウエルカム」みたいな、「ようこそ」という形で載るような形でタイアップするのもどうかなと思いますが、その件についてまずお聞かせください。

それから、部長は費用対効果という答弁を何回も言っていますが、費用対効果の話をされますと、私は観光商工部全体が費用対効果の問題になるんじゃないかなと思っておりますので、それについてまずお聞かせください。一体、費用対効果で今まで外国人誘客に投資した費用と詳細な効果をお伺いいたします。

教育行政について。

うるま市で発生した2件の集団暴行について、不登校、非行があったということだと思われるが、この事件が発生する前に児童相談所はどのように対応していたかをお伺いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 赤嶺昇議員の御質問に答弁させていただきます。

まず、知事の政治姿勢の中で、普天間飛行場移設問題に対する知事の姿勢についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

市街地の中心部に位置する普天間飛行場は、住民生

活に著しい影響を与えており、周辺住民の不安や騒音被害などを解消することが喫緊の課題となっております。この間、政府におきましては米軍再編合意に基づき名護市辺野古への代替施設建設に向けて取り組んできたところであります。

こうした中、新内閣が発足をし、鳩山総理の「地元の方々の思いをしっかりと受け止めながら、真剣に取り組む」とした所信表明などを受け、沖縄県内では県外移設の実現を期待する声が非常に高まっております。

県といたしましては、これまでも申し上げてきましたとおり、県外移設が最も望ましいと考えており、政府が具体的な県外移設案を提案するのであれば、政府の方針を積極的に支持するものであります。県は、普天間飛行場の一日も早い危険性除去のため、明確な方針及び具体案を示していただくよう、政府に対して要望しているところでございます。

同じく政治姿勢の中で、3年めどの閉鎖状態の公約に係る御質問にお答えいたします。

県といたしましては、普天間飛行場の危険性を放置することはできないことから、この飛行場のヘリ等の運用を極力低減し、3年をめどに危険性の除去、騒音の軽減を図ることを機会あるごとに政府に対し求めているところであります。また、「普天間飛行場の危険性の除去に関するワーキングチーム」などにおいても政府と率直な意見交換を重ねてまいりました。さらに、去る9月の新政権発足後は、鳩山総理を初め各大臣との面談や軍転協の要請、環境影響評価準備書に対する知事意見の中などで普天間飛行場の一日も早い危険性の除去を求めたところであります。

県としましては、今後とも普天間飛行場の危険性の除去につきまして、具体的な方策の提案、実施に向けさらに検討を加速させるよう政府に求めていきたいと考えております。

次に、我が会派の代表質問との関連の中で、訪米時の神奈川県知事の発言に対する対応が県民にどう映ったかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

普天間飛行場移設問題に関する松沢知事の発言などにつきまして、県民の間でさまざまな反応や意見があることは承知いたしておりますが、私としましては、その際、松沢知事の発言は私の意見とは違う旨お断りした上で、この問題に関する県の従来からの考え方を申し上げたところでございます。

同じく我が会派代表質問との関連でござりますが、神奈川県知事が個人的な意見を発言することについての御質問にお答えいたします。

普天間飛行場移設問題に関する松沢知事の発言は、ジョンズ・ホプキンス大学国際研究大学院における講演後の質疑応答の中で、参加者から米軍再編に関する質問があったため、この問題に対する御自身の考えを述べられたものであると理解をいたしております。そして、先ほど申し上げましたとおり、松沢知事の発言に続き私も沖縄県知事としての意見を申し上げたところであります。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 知事の政治姿勢についての御質問の中の、少子化対策についての見解についてお答えします。

沖縄県においても少子化が進行していることから、県では、平成17年度に「おきなわ子ども・子育て応援プラン」を策定し、次世代育成支援対策の総合的な推進に取り組んでおります。また、同プランについては、現在、平成22年度から26年度までの後期行動計画の策定作業を進めているところであります。

次に、福祉・教育・医療行政の御質問の中の、認可外保育施設への支援策についてお答えします。

認可外保育施設への支援策としましては、平成12年度から「新すこやか保育事業」を実施し、児童の健康診断費、調理員の検便費、児童の牛乳代に対して助成しているところであり、これまで段階的に助成の拡充を図ってまいりました。平成20年度から新たに米代についても助成しております。また、認可外保育施設の認可化については、待機児童対策特別事業基金により進めております。

次に、学童保育への支援策についてお答えします。

平成21年度の補助対象児童クラブ数は23市町村・194カ所で、県の補助予算総額は4億5133万4000円となっております。

大規模放課後児童クラブの分割は、3市・7カ所を予定しており、平成20年度に比べ15カ所の増となっております。平成22年度も引き続き放課後児童クラブの設置を進めてまいりたいと考えております。

次に、認可保育所の支援策についてお答えします。

認可保育所への支援につきましては、産休等代替職員任用事業補助金などで支援しておりますが、保育関係団体から、同補助金の増額と療育支援体制整備補助金など、県単独補助金の新規設置の要望があります。

認可保育所の支援策については、特別保育事業など既存の予算確保も厳しい状況にある中で、県単独補助

金の増額や新規設置につきましては、現在のところ対応は困難と考えております。

次に、発達障害への取り組みについてお答えします。

発達障害児（者）への支援については、現在発達障害児（者）支援体制整備計画及び人材育成計画に基づき、乳幼児健診のあり方や人材育成等について取り組みを進めているところであります。研修については、小児保健協会と連携し、保健師や医師等を対象とした研修を始めたところであり、今後、市町村や当事者等を含めた体制で、地域が必要とする研修プログラムを検討する予定であります。また、市町村における支援体制を強化する観点から、市町村が実施する支援拠点整備に係る経費の一部を助成する事業や早期支援に向けた体制について検討しているところであります。さらに、発達障害者支援センターに連絡協議会を設置し、市町村等への支援体制を強化したところであります。また、庁内において部局横断的な実務者会議を毎月開催し、早期発見や保育所から学校へのつなぎ等について実務的な検討を行っているところであります。

次に、児童虐待の課題と対策についてお答えします。

児童虐待につきましては、未然防止、早期発見、早期対応等の課題があると考えております。このため、県では、各種の子育て支援事業に取り組んでいるほか、市町村への要保護児童対策地域協議会の設置等を進めております。また、児童相談所の体制強化を図るため、コザ児童相談所への一時保護所の設置等について検討を行っているところであります。

次に、我が会派の代表質問との関連についての御質問の中の、集団暴行事件やいじめ問題に関する不登校と児童相談所のかかわりについてお答えします。

うるま市において、同級生からの暴行により中学生の命が失われたことについては、非常に残念なことでありと考えております。

当該事件及び同市で発生した女子中学生暴行事件に関する児童相談所のかかわりについては、事件発生以前にそれぞれ1名ずつ関係する児童のケースを扱っております。これらは、非行や不登校に係る相談であり、児童相談所において必要な指導等を行った後に関係機関へ送致するなどの対応を行っております。

児童相談所においては、これらのケースも含め非行や不登校、いじめの問題を含む相談について、学校や教育委員会、市町村、警察等と連携を図りながら対応しているところであります。

今後も、このような事件が繰り返されることがない

よう、関係機関と協力し対応を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは、福祉・教育・医療行政についての御質問で、美咲特別支援学校幼稚園の希望入学についてお答えいたします。

特別支援学校幼稚園の入学選抜については、「沖縄県立特別支援学校幼稚園入学者選抜実施要項」の方針に基づき各学校において行われております。美咲特別支援学校幼稚園の学級数については、県教育委員会による9月末日の入学希望調査の結果を踏まえ1学級としております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 福祉・教育・医療行政についての御質問の中の、経営再建計画の進捗状況についてにお答えします。

経営再建計画で掲げた目標のうち、不良債務の解消については、公立病院特例債の活用により平成20年度において達成しております。約100億円の資金不足の解消及び経常収支の黒字化の達成に向けては、一般会計繰入金の増額が図られたほか、給料の調整数を廃止したところであります。現在、新生児入院医療管理加算や冠動脈C T撮影加算など、各種加算の新たな取得により収益の確保に努めるとともに、診療材料費、薬品費の経費縮減プロジェクトの実施等、経営効率化に取り組んでいるところであります。また、計画の確実な実行に向けて、病院長への大幅な権限移譲及び病院プロパー職員の採用試験を実施したほか、7対1看護体制への移行に向けた定数条例の見直しなどの諸課題に取り組み経営改善に努めております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 土木建築行政についての御質問で、県内土木建築業者との調停の進捗状況についてお答えいたします。

特A企業に係る民事調停につきましては、昨年11月から協議を開始しましたが、ことしの4月から中断しておりました。その後、今月の2日に約8カ月ぶりに再開され、第7回目の協議が行われております。今回、申立人から調停案の提出があったため、裁判所は、これまでたたき台としてきた裁判所の調停骨子案を一たん取り下げ、改めて双方の意見を聞きながら調

停協議を進めていくことになっております。また、A企業に係る民事調停につきましては、ことし7月からこれまでに3回の協議を行っております。

県としましては、建設業者の意見に真摯に耳を傾けるとともに、県の考え方を十分に説明して理解を求めてまいりたいと考えております。

同じく土木建築行政についての御質問で、土木建築業者の経営状況についてお答えいたします。

県内の建設投資額は、平成5年度がピークで8296億円、平成20年度の見込みは5600億円で32.5%の大幅な減少となっております。一方、県内の許可建設業者数は、平成5年度が5066業者で平成20年度は4979業者と1.7%の小幅な減少となっております。

このように、投資額と業者数の推移を見ますと県内建設業者の経営環境は厳しい状況にあると考えております。また、沖縄振興開発金融公庫による県内企業景況調査結果においても、今年度の建設業の業況は前年度に比べ悪化しているものとした業者数は減少したものの、依然として悪化と景況判断している企業が多いことから、経営状況は厳しいものがあると考えております。

同じく土木建築行政について、土木建築業界に対する支援策についてお答えいたします。

沖縄県におきましては、県内建設業者の経営改善や新分野進出等を支援するため、平成19年7月から「ちゅらしま建設業相談窓口」を開設しており、これまで新分野進出に38社、177件の実績を上げております。また、経営革新支援事業として経営革新計画の認定を進めるとともに、本年度から新分野進出等の経営革新に取り組む建設業者に対する事業費補助を行っております。

その他の支援策としては、経営基盤強化への支援として県単融資制度を実施するとともに、公共工事の大幅な前倒し発注等に取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 黒木慶英君登壇〕

○警察本部長（黒木慶英君） 暴走族対策の成果についてお答えいたします。

県内の暴走族は、出身中学単位に小グループで形成され、毎年解散や新旧交代を繰り返している状況であり、本年11月末現在で42グループ361人を把握しております。

県警察におきましては、このような暴走族を根絶するために夜間の白バイ等による取り締まり、暴走行為が頻繁に行われている道路での大規模検問の実施、暴

走族壊滅プロジェクトチームによる事件捜査、暴走族加入者や支援者及びその保護者と面接し、暴走行為をしないよう指導などの各種対策を講じているほか、少年警察部門や地域ボランティア合同による期待族排除活動、期待族が娯集する駐車場やコンビニの管理者対策、地域住民が主催する暴走族追放住民総決起大会の支援、暴走族のイメージダウンになったダサイ族の普及活動等を推進しているところであります。

また、暴走行為で事件送致した者は228人で、前年同期に比べ25人、11%の増加、逮捕人員にあっては142人で、前年同期に比べ35人、24.6%増加しております。

このような結果、本年11月末現在、暴走行為関連の110番受理件数は2973件で、前年同期に比べまして501件、14.4%減少しております。特に浦添市や宜野湾市の国道58号では、浦添市が前年同期に比べ188件、22%、宜野湾市が158件、46%それぞれ減少しております。

県警察といたしましては、引き続き地域住民や関係機関・団体と連携して暴走族の根絶に向けた取り組みや取り組みを強化してまいり所存であります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 我が会派の代表質問との関連質問の中で、沖縄情報誌などの費用対効果の効果測定及びフリーペーパーの活用等についての御質問にお答えします。

情報誌などメディア活用に際しては、メディアの知名度、取材内容、著名人の活用の有無、発行部数、入手のしやすさなどから、広報効果を考慮して選定しております。

具体的には、現地の芸能人や著名人による取材があるもの、一般書店で定番化しているシリーズ、航空会社や旅行社などで入手できるものなどを選定しております。

効果については、若い世代に人気の高い沖縄出身の女性や、人気ブログの書き手による情報誌などは好評であると聞いております。しかしながら、個々のメディアの効果測定は困難であるため、現地事務所の活動やその他のプロモーション事業とあわせた総合的な取り組みの結果として、入域客数のほか、外国語版ホームページの閲覧数、クルーズ船の寄港回数、チャーター便の運航本数などを参考にしております。

なお、先ほど御提案のありました台湾でのフリーペーパーの活用については、発行者とその内容等につ

いて協議を行ってみたいと思います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 質問の途中でありますが、時間の都合もありますので、赤嶺昇君の再質問は休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後3時27分休憩

午後3時51分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前に引き続き赤嶺昇君の再質問を行います。

赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 再質問を行います。

まず初めに、大きい2番の認可外保育所への支援について。

新すこやか保育事業について答弁をいただきました。その中で、市町村によってその制度を活用しているところと若干活用してない市町村があって格差が出ております。中でも児童の内科検診は年2回と決まっておりますが、細かい話なんです、尿検査とかぎょう虫検査をやっている市町村もあればやってないところもあります。さらに、職員の検便費用が上限1500円ということになっているんですけれども、750円でできている市町村もあります。そういう要綱を改定して、その予算の枠内で弾力的に活用できるようにすることによって、できる限り市町村が活用できるようにしたほうがいいと思いますが、部長、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 現在、新すこやか保育事業の交付要綱の中では、児童の健康診断それから調理員の検便という種目ごとに基準額が定められておりまして、その対象経費の実質支出額と比較して少ないほうの額に2分の1を乗じて得た額というふうに要綱はなっておりますので、その基準に定められたとおりの中で執行していただきたいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 だから、言っているのは、1500円という基準の中には市町村によっては750円で検便できているんです。その予算をいわゆる年2回の検診で、そこにはやっぱりどうしても1000円で足りないというケースが出ていますので、要綱を少し改正して活用しやすいようにしたらどうかという質問なんです。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 要綱の中の検診の回数につきましては「認可外保育施設指導監督基準」に沿って定めておりまして、単価についてもその設定

時に多分、市価の検診費用を調べて設定したというふうに思っております。そして、安く仕上げてその範囲内ということではございますが、現在非常に限られた予算の中で、その枠の中でいかに予算を執行していくかということで、今苦心しているところですので、できるだけ節約していただければその予算が別のほうに回せるので、県としましては、現在の基準の補助の中でやっていこうというふうに現在のところ考えております。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 この新すこやか保育事業、大体9500万だと思えるんですけども、この予算をふやすということは、その枠の中で、皆さんはその予算をつくっておきながら、それが余るんだったらそれにこしたことはないということなんですけれども、子供たちの視点になってくださいよ。子供たち、市町村によってはその検査が受けられない、尿、ぎょう虫検査が受けられない。いわゆる病気を早期に発見できたところもあるんですね。ですからそういう実績もある中で質問をしておりますので、予算をふやすという話をしているのではなくて、その予算の枠内で弾力的に対応することも検討したらどうですかという話なんです。知事、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） この基準は、指導基準の中で定められた回数に基づいてやっておりまして、その単価につきましても現に市町村ではその範囲内でできているところもございますので、そういう意味では我々としてはその限られた予算の中でやっていきたいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 わかりました。これはまた市町村の皆さんと調整をして要請をしたいと思います。

待機児童の対策特別事業基金の活用状況をお伺いいたします。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） ちょっと休憩いたします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時56分休憩

午後3時57分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 当該基金、平成20年度は実績は5220万でございまして、この中で認可化、現在今年度予定しているのは1カ所でございます。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 9月議会でも取り上げたんですけれども、今後の認可化促進に向けて平成21年度4施設270名の定員増ということだったんですけれども、これは実現可能ですか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 今年度につきましては4カ所予定だったんですけれども、現在のところ1カ所にとどまっております。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 この件についても皆さんのほうで当初から出ている1園の施設改善費700万は非常に厳しいということで、今後改正する考えがあるか、もう一度改めて伺いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） この特別基金は施設整備の上限額が700万ということで、市町村等のアンケート等によりますと、やはりちょっと少ないんじゃないかということで、その上限額の拡大を求めて内閣府と現在調整中でございます。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 額について、ぜひ皆さんが希望できるように、なるべく活用できるようにしていただきたい。

それから各市町村は、各保育園のいわゆる研修費で20年度で各園13万円ぐらい支給したと思うんですけれども、その件についても認可外保育施設のいわゆる研修によってさらに保育の質の向上を図るという観点から、残り21、22、23年度に向けて研修を実施していくべきだと思いますがいかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） この件に関しましても、現在の要綱上は20年度限りの予算でございましたが、それにつきましても議員のおっしゃるよう非常に認可外にとってかなり支援になったということで、22年度、この基金がございまして23年度まで実施してもらえるように、今調整中でございます。要望しているということでございます。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 ぜひ各認可外の皆さんに研修を受けていただいて、ことし21年の分を早急にやっていただければ、21年、22年、23年それぞれ少なからず各施設に対して支援になるんじゃないかなと思っておりますので、頑張ってくださいと思っています。

知事のほうにお聞きしたいんですけれども、何回も給食費の件で質疑のやりとりをしているんですけれど

も、今、米代11円ということで非常に厳しい財政状況のもとで始めていただいたんですけれども、次年度に向けてそれを上げていくという考えはありませんか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時0分休憩

午後4時1分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） この認可外保育園の給食費についての補助拡大というのは私の公約にも出ておりますが、これはおっしゃるように11円まではもってきて、なかなか今、予算の関連で苦心惨たんしております。来年度については、これから詰めていく中でかなり厳しいものは実はあって私も苦心惨たんしておりますが、ちょっとこれから来年度の予算に向かってどこまで可能で、どこまで可能でないか、もう一詰めさせてください。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 財政が厳しいということも理解しております。

少子化について知事の見解ということで、部長がお答えしたんですけれども、沖縄県は合計特殊出生率が一番高く、所得が全国の7割、その中で認可外保育施設が大変多くあって、学童保育においてもなかなか足りない状況で非常に厳しい中において、若い世代は非常に子育て、子を産み育てるように頑張っているんですね。知事として今の福島少子化担当大臣に対して、沖縄県を少子化対策のモデル地域に指定をしていただくようお願いをして、いわゆる今さき言いました給食も含めて総合的に児童福祉の支援をするということを具体的に改めて求めていくことも、やっぱりその対策をすることによって沖縄県の少子化対策によって他府県のモデル地域になり得ると私は思っておりますが、知事いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 少子化対策という点で認可外保育園に対する支援というのは極めて重要な意味を持つと私も思います。ぜひ議会の先生方のお知恵とお力もかりて、要請などを通じてもう少しましな支援ができるようにぜひ頑張ってまいりたいと思いますので、ぜひお力をかしてください。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 ぜひ連携してそういうこともできたらありがたいと思っております。

学童保育の支援策についてお伺いいたします。

沖縄県学童保育支援事業がスタートすること

なんですけれども、その費用と人数をお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） これは21年1月から23年度末の約3カ年で、雇用再生特別事業基金を活用した事業でございます。23年度までの総事業費ですけれども1億5778万9000円で、そこで職員17名を採用するという事業の予定になっております。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 時限ではあるんですけれども、1億5000万余りの予算を確保できたことは非常に評価したいと思っています。ぜひとも学童保育の質の向上に向けてこの機会にぜひ頑張っていたきたいと思っております。

続きまして、児童虐待の課題について、去る議会の中で知事が、コザ児相について一時保護所、さらに平成24年スタートすると、ある程度新聞にも出ておりました。先ほどうるま市の暴行死事件、結果的にやっぱり児相のほうにも報告はいつているんですね。非行であったり不登校であったり。ですから、児童相談所にはいろんな情報 comes んです。そこを教育長がうちの文教厚生委員会の中で、いじめがあったか余り把握できませんでしたと、皆さんよくそういう答弁をされまされども、私はとんでもないと思っております。児童相談所にそういう情報が来て、それを学校側、教育委員会が把握してない。その児童相談所だけに任せている。それを受けてどのような対応をするかということをやっていないということは、私は怠慢だと思っております。だからこそ児童相談所の役割は大事だと私は再三言ってきたんですね。ですから、今、24年という財政いろいろあるんですけれども、少しでもそれを前倒しできる、それはこれからの計画だと思うんですけれども、早目にできればそれをやる考えはありますか。知事のほう、もしよかったら。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 現在、部のほうで検討しておりまして、それはコザ児童相談所の職員の中でそういう検討委員会的なものをつくって検討しておりまして、まず第1に、一時保護所は相談所と機能的な連携を図る必要があることから、現在の敷地内へ設置を想定しております。そうすると、コザ児相もかなり建物本体も古いものですから、その建てかえも視野に入れて、また設計についてもそういう視野に入ると一定程度の時間がかかると。

それから、工事に際しましても、何もないところで工事をするのと、やはり相談業務がございますので、

その相談を続けながら隣で工事をするということですので、やっぱりそういう配慮も必要。こういう工事のハード面の整備の日程上、スケジュール上、やはりゆとりを持って想定していけば24年4月が一番いい状況かなというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 ぜひ、もうこれは最近出てきた話じゃなくて以前から指摘されていますので、できる限り体制しっかりやるのも大事ということは理解しますけれども、取り組んでいただきたいと思います。

続いて、県立病院についてお聞きします。

病院事業局長、7対1看護、今、経営再建化に向けて非常に頑張っているんですけども、独法化することなく公営企業のまま独自の定数条例を制定している県があるかどうかお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

○病院事業局長（知念 清君） 何度も議会で答弁しておりますけれども、私たちは現在の病院事業に見合うようなそういう定数を定めていきたいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 質問の意味わかりますか。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

○病院事業局長（知念 清君） どうも失礼しました。聞き間違えておりました。

現在、病院事業局が調べましたところでは、全国で6県が病院事業独自の定数条例を制定しております。また、6県が公営企業等会計部門の定数削減目標を定めていません。ということは、すなわち定数の制限がかかっていない、定数制限をかけていないということです。

病院事業の定員につきましては全国的にも現在議論がされておりまして、去る11月26日に開かれました自治体病院協議会や全国知事会を初め地方六団体など連名で、自治体病院については定員管理の外枠にするということが要望されております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 私もそのとおりで、そういう先進事例があるということは非常に参考になると思っています。

さらに、病院事業局の定数は自己責任のもとで定数規制を外にすることが大事だと私は考えておりますが、局長の御見解をお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

○病院事業局長（知念 清君） 病院事業局としましては、県立病院においても診療報酬改定に柔軟かつ効率的に対応できる定数管理が必要だと考えております。病院事業にあっては、必要な医療スタッフの確保は医療体制を維持・充実し、医療収入を確保する根源でもあることから、定数規制の外枠とすることが望ましいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 総務部長にお聞きします。

病院事業局長には議会への条例改正の提案権はないと、これまで議会答弁がありましたが、病院事業局長から知事へ条例改正への提出がある場合には総務部長として議会に提出をしますか。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） まだ病院事業局のほうから病院事業局の案なるものが示されておられません。示されましたら、病院経営に資する、それから財政状況等々を勘案して適切に対応したいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 県立病院事業局並びに職員の現場の皆さん、今、必死に頑張っております。その中で先日、一般質問でもありましたように、福祉保健部の皆さん、独法化に向けて説明することが我々が全部反対と言っているんじゃないんです。余りにも独法化のすばらしいところが強調されて、デメリットが半ページしかないものでは、幾ら何でもちょっとそれはいかがなものかということで我々は考えております。ですから、独法化について、全適について議論するのはいいんです。ところが、その独法化ありきの部分でそれが現場に行くと、今現場で頑張っている医師、看護師の皆さんがすごく自分たちのいわゆる役割そのものに対してやる気をなくすんじゃないかなというふうに非常に私は懸念をしているんですね。そのあたりの現場への説明を含めて、やっぱりそこはやり方についてもう少し課題があると思いますが、知事はいかががお考えですか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 議会への説明ですが、まず独法化のメリット等に関しての説明ということですが、これに関しては基本構想に基づいて、やはり現場または県民への理解、市町村を含めて理解をしていくということがございまして、これにのっとりやっております。市町村の説明をいろいろ過去これまでやってきましたが、かなり独法化に対するまだまだ誤解がございまして、そういう意味ではやはりそういう誤解を解くという意味でもやはり必要

な説明かなというふうに思っておりまして、今の時期にやるかということですが、基本構想の中では経営形態の健全化がうまくいって、3年後にまたどんなふうな形態が今後病院を継続していくためには必要かということがございますので、そのときにきちんと将来どんな経営形態がいいかを判断するためにも、やはり今の時点できちんと独法化に対する正しい認識を持ってもらうというのも必要な行動だと思っておりますので、そういう意味で進めさせていただいております。

また、メリットばかりとおっしゃいますけれども、こちらの考えているメリットを列挙した結果としてそういうふうになっておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 結果的にメリットがこれだけあって、デメリットはこれぐらいしかないと。しかし今、全適で現場が一生懸命頑張っている。既に他府県ではもうそういういい事例が出ております。ですから我々は、今頑張っている皆さんにエールを送ることが一番大事なことだと思っておりますよ。その件について知事、どう思いますか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時15分休憩

午後4時16分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 議員を初め大勢の県民にこの県立病院のありよう、これから先のことについてもいろいろ御心配いただいていることは大変実はありがたいことで、県立病院に対する期待が大きいなということは我々、無論承知をしております。そしてまた、県庁内でもこの病院事業局と福祉保健部は何も別の目的を持ったあれではありませんで、県内の医療につきましては同じ目的を持ってやっている組織だと私は思いますし、最終的には県立病院であれどういう形であれ、万が一といいますか、独法化に踏み切ったときであれ、経営上の話では、全部責任は最終的には県知事にあるんだと私は実は考えております。ですから、そういう意味では同じ目標を持って県民のためにやっというということですし、不採算医療を切り捨てようなどという不遜なことはゆめ思っておりませんから、ぜひむしろこういうものを福祉保健部であれ、病院事業局であれ、きちっと将来長きにわたってやっというものが基本になっていきますから、ぜひここは議員の先生方もぜひお力をかしていただいて、しかし、

なまじなやり方では病院事業はほかの県を見てもなかなか苦労しますよというのははっきりしているので、ここはお互いにきちっと、表現は悪いんですが、本当にふんどしを締めてきちっとやっという気合いも入れて福祉保健部、病院事業局やっていると私、理解しております。そういうことですから、ひとつぜひそういう趣旨だということはいろんな面でまたお伝えいただければと思います。よろしく願います。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 続いて、美咲特別支援学校幼稚部の希望入学について、仲村議員並びに西銘議員にも答弁をいただいたんですが、県議会で同陳情を採択をしました。それについてどう受けとめているのかお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） お答えいたします。

議会の決定は重く受けとめております。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 2月時点で判断するということは、2学級にするという可能性もあるということで理解していいですか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） これは総合的に判断をしてまいりたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 2学級にするかどうかは教育委員会の合議が必要になってくるとと思いますが、教育委員長の見解をお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 教育委員会委員。

○教育委員会委員（中野吉三郎君） こんにちは。

教育委員の中野吉三郎です。

きょうは、比嘉委員長が別用務のため本議会に参加できませんので、かわって中野が答弁したいと思います。よろしく願います。

先ほどの赤嶺議員の質問に対しまして教育長が答弁したとおり、総合的に判断をし、資料を提供された後、教育委員会におきましては丁寧に対応していきたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 2月の時点で、今もう既に親の皆さんは9名はいるんですよということを、署名も重く受けとめていますと。2月の段階で9名、10名来たと言ったときに、皆さんは即その時点で対応する予算は確保していますか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） 特別支援学校の幼稚部に

当たっては、願書が提出をされて後に、その幼児の障害の状態を判断して、そして一人一人の子供にとって大切なのは何か、何が必要か、どういうケアが必要かということを総合的に判断をして、美咲の幼稚部でやるのか、市町村でやるのかということを調整してまいります。そういうことが手順でございます。

○赤嶺 昇君 休憩してください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時21分休憩

午後4時21分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（金武正八郎君） 特に今1学級ということですので、予算要求はしてございません。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 今、教育長がいかにも対応も含めて総合的な判断をするということは、関係者の皆さん、言葉ではこちら議会の場で判断するという答弁をされると、それだけの人数が来たら2学級設置されるんじゃないか、できるんじゃないかという期待を僕ら持っているわけですよ。ところが、この間の答弁では、総合判断を最終的な判断をすると。判断がもう明らかに1学級ありきで、1学級の予算しかとってない。仮にその段階で判断をして2学級必要になったという判断をされた場合の予算確保はどうされますか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） ただいま私たちが把握している応募者の人数は7名でございます。それに基づいて1学級設定しておりますので、予算要求をする段階では私はないと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 佐喜真 淳君。

〔佐喜真 淳君登壇〕

○佐喜真 淳君 皆さん、こんにちは。

自由民主党の佐喜真でございます。

時間がたつのも早いもので、ことしも残すところ3週間余りとなってまいりました。来年はとら年、4年に一度の冬季オリンピックがバンクーバーでスタートし、そしてまた県内においては選抜高校野球・甲子園に2校出場する可能性が出てまいりました。中川京貴先輩の嘉手納高校並びに興南高校が出場するかも、確実になると思います。そして、南アフリカで開催されるサッカーのワールドカップ、そして何よりも7月28日から我が沖縄県で開催される「美ら島沖縄総体」とスポーツのイベントがメジロ押しの年になり、ぜひとも出場する沖縄の高校生の皆様には、2位ではなくて1位を勝ち取って目指して頑張っていただきたいと思

います。

また、県外から選手、監督ら約3万6000人が参加する大規模の大会ですので、関係各位の皆さんにおかれましては成功に向けてさらなる御尽力をお願いするとともに、県民の皆様の御協力も期待したいと思

います。また、議員の皆様、そして知事初め執行部の皆様においては、来年が夢あふれる、希望あふれるすばらしい1年になりますよう祈念申し上げます。

さて、ことし1年を振り返ってみますと、8月の衆議院選挙が一番印象的に残っております。8月30日の衆議院選挙の結果を受け、9月16日に鳩山政権が正式に誕生いたしました。今月1日に発表された流行語大賞に「政権交代」が選ばれたのは、既に皆様御承知のことと思います。「政権交代」が実現できた背景には、我々自民党に対する不満、また高速道路の無料化、子ども手当月額2万6000円、天下り廃止、そして普天間飛行場の県外移設など選挙公約、マニフェストが言うまでもなく、国民・県民の支持を得たからにほかなりません。

我々自民党も反省すべき点はしっかりと反省し、立て直しに向けて頑張る決意であります。しかし、今日まで責任政党として政府・与党として特に普天間飛行場問題に関しては、苦渋の選択として県内移設を容認してまいりました。

世界一危険な普天間飛行場の返還は、1996年4月のSACO合意から始まり、99年12月名護市が代替施設の受け入れを表明し、2プラス2、日米合意の過程に今日まで13年という月日を費やしてまいりました。しかし、2014年に移設完了というロードマップを示し、さらに嘉手納以南1500ヘクタールの返還と沖縄の基地負担軽減策が日米両政府の合意がなされました。まさに普天間飛行場問題の原点は、周辺住民に対して危険性を取り払うことが最優先のはずが民主党連立政権が誕生後、鳩山総理を初め各大臣の発言に一貫性もなく、政府方針すら示すことなく時間稼ぎにだけ終始し、あげくの果てには民主党が掲げた選挙公約、マニフェストすらみずから否定する始末であります。期待した多くの県民を欺くものであります。

また、県内においては政府が県外移設を決定できないのは知事の責任と平気で言いわけをする発言があること自体、責任のすりかえにもほどがあります。外交・防衛は政府の専権事項としてしっかりと方針を示すのが当然であり、今の鳩山政権は政府が第一に優先すべき国民・県民の財産、生命を守る基本的なことすら先送りにする県民無視の無責任政権と言わざるを得

ません。

以下、質問をいたします。

1、選挙公約、マニフェストについて。

(1)、選挙公約、マニフェストの定義は何か。

(2)、選挙公約、マニフェストを遂行するに当たり、だれが責任を持ってやらなければならないと考えるのか、知事の見解をお伺いいたします。

(3)、鳩山総理は普天間飛行場問題等に対して選挙公約を守っていると思うか、知事の見解をお伺いいたします。

2、基地問題について。

(1)、普天間飛行場移設問題に対して、民主党連立政権発足後、方針も示さず今日まで経過したことは危険性の放置ととらえるが、知事の見解をお伺いいたします。

(2)、鳩山総理は普天間飛行場移設問題に対して、日米で新たに協議をする方針のようだが、協議の結果によっては日米合意に影響が出てこないのか、どのようなことが懸念すべき点なのか知事の見解をお伺いいたします。

(3)、3年を目途に普天間飛行場を閉鎖状態にする、知事の公約は政権が変わったことによりどう影響すると考えているのか知事の見解をお伺いいたします。

(4)、米軍普天間飛行場移設に関する作業チームを設置する方針のようだが、具体的な内容を知事は把握しているのか。

(5)、返還跡地対策として今後想定される懸念事項について、県はどのような取り組みをしているのかお伺いいたします。

(6)、米海軍病院の進捗状況はどうか、また同病院と連携した事業を検討すべきと考えるが、知事の見解と可能性についてお伺いいたします。

3、観光行政について。

(1)、那覇空港国際物流拠点形成推進事業について。

ア、ことし10月25日に供用開始した沖縄貨物ハブ事業の今後の取り組みと課題をどうとらえているのか。

イ、沖縄県への経済的メリットをお伺いいたします。

ウ、県は国内線貨物便の航空機燃料税2分の1、国際線の着陸料と航空援助施設利用料6分の1の引き下げなどを政府に要請したが、その見通しはどうか。

(2)、県内初の大型旅客バースが9月に泊埠頭で供用開始した。今後の展望と取り組みについてお伺いいたします。

(3)、来年開催される上海国際博覧会への県の取り組みと効果をお伺いいたします。

(4)、県の海外出先機関等への県職員派遣基準、人数、目的、期間、これまでの成果について説明を願います。

(5)、日本航空の経営危機に伴い、本土沖縄間の航空路線廃止・減便が懸念されるが、県はどのような対策をとっているのかお伺いいたします。

(6)、高校生最大のスポーツイベント、インターハイ「美ら島沖縄総体」が来年7月28日から開催されるが、青春のメモリアルとして、今後の観光客リピーターづくりとして出場校の記念碑、記念植樹をメモリアル事業としてすべきと考えるが、県の見解をお伺いいたします。

(7)、さまざまな観光客のニーズにこたえる観光資源づくりや県民の安全な釣り環境づくりのために釣り公園の設置を検討すべきと考えるが、県の見解をお伺いいたします。

4、暴走族対策について。

(1)、年末年始暴走族対策をどのように考えておられるのかお伺いいたします。

以上、答弁によって再質問をいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 佐喜真議員の御質問に答弁いたします。

まず選挙公約、マニフェストについての御質問で、マニフェストの実行責任についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

選挙公約及びマニフェストを訴え有権者の支持を得て政権を担うことになった政党、政治家それぞれが責任を持って、有権者と約束したとおりに政策を実行していくべきものと考えます。

同じく選挙公約、マニフェストに係る御質問の中で、鳩山総理の選挙公約に係る御質問にお答えいたします。

普天間飛行場の県外や国外への移設については、民主党の「沖縄ビジョン2008」には記載されておりますが、マニフェストや三党連立政権合意では言及されておられません。また、前回の衆議院選挙期間中に普天間飛行場移設問題についてさまざまな発言があったことは新聞報道等により承知いたしておりますが、個別の政党の公約につきまして、私がコメントすることは差し控えさせていただきたいと思います。

次に、基地問題に係る御質問の中で、普天間飛行場移設問題に対する政府の対応についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

普天間飛行場移設問題につきましては、各大臣がさ

まざまな御発言をしておりますが、政府としての具体的な方針は示されておられません。

同問題の早期解決に向けて、政府が明確な方針及び具体案を示していただきたいと考えております。

次に、同じく基地問題ですが、日米間の新たな協議についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

現在、日米両政府において閣僚レベルのワーキンググループを設置し、普天間飛行場の代替施設についての検証作業を行っております。

県としましては、ワーキンググループの検証結果を注視しているところであり、いずれかの時点で経緯を含め検証状況を明らかにしていただきたいと考えているところでございます。

同じく基地問題の中で、政権交代による3年めどの閉鎖状態の公約への影響に係る御質問にお答えいたします。

去る9月の新政権発足後、県は、鳩山総理を初め各大臣との面談や軍転協の要請、そして環境影響評価準備書に対する知事意見の中などで、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去を求めたところであり、これまでの県の立場に変わりはありません。

県といたしましては、今後とも普天間飛行場の危険性の除去について、具体的な方策の提案、実施に向け、さらに検討を加速させるよう政府に求めていると考えております。

次に、観光行政に係る御質問の中で、沖縄貨物ハブ事業の今後の取り組み、課題及び経済的メリットいかなという御趣旨の御質問にお答えいたします。なお、これは3の(1)のAとイが関連いたしておりますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

全日空は、今後、就航路線の拡充等により沖縄貨物ハブ事業の拡大を図ることといたしております。そのためには、那覇空港が近隣アジアの空港に引けをとらない国際競争力を確保する必要があることから、県としましては、国に公租公課の軽減措置の実現を強く要望いたしますとともに、県内発の国際航空貨物量の増大に取り組んでまいり所存でございます。また、経済的メリットといたしましては、県産品の販路拡大による農林水産業や製造業等の振興が図られるとともに、新たな臨空型産業の集積や雇用の増大が期待されるところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 選挙公約とマニフェス

トの定義についてお答えいたします。

選挙公約、マニフェストともに、選挙において有権者に政策本位の判断を促すことを目的として、政党または首長・議員等の候補者が基本政策や基本理念を明確にし、当選後に実行する政策をあらかじめ約束するものであると理解しております。

基地問題についての御質問で、普天間飛行場に係るワーキンググループの具体的な内容についての御質問にお答えいたします。

普天間飛行場の代替施設に関するワーキンググループの検証状況については、現時点では政府から具体的な説明がないため、県としてはその内容について把握をしておりません。

米海軍病院の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

沖縄防衛局によると、移設先の病院本体部分については、文化財発掘調査が平成20年度に終了しており、現在、病院本体部分の工事が実施されております。また、病院周辺部分については、平成21年度から22年度までの期間で文化財調査が行われております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 基地問題についての御質問の中で、返還跡地対策についてお答えします。

平成18年の在日米軍再編協議で合意された嘉手納飛行場より南の返還予定地については、これまでになく大規模なものであり、跡地利用計画策定後の事業実施について、財源の確保や事業実施手法など、多方面から検討していく必要があります。そのため、県としては現行制度を検証しつつ、新たな制度の導入も含めてきめ細かな対応を求めていると考えております。

次に、観光行政についての中、公租公課軽減要望の見通しについてにお答えいたします。

那覇空港に係る公租公課の軽減措置は、税制を含め国の財政の基本的事項について特例を設けるものであることから、その実現は容易なものではありませんが、新政権は、その政策集において、「国際的に大交流時代を迎えることを考え、着陸料や航空機燃料税など、国際的に比較しても高い費用を軽減する」としていることから、県としてはこれを踏まえ、引き続き早期実現に向けて国に対し粘り強く要望してまいります。

同じく沖縄関係路線の廃止・減便の影響と対策についてお答えいたします。

日本航空の経営再建計画において、JTA運航の那

覇一神戸、石垣一神戸、那覇一北九州路線が廃止される予定となっております。当該路線については、別航空会社または近隣空港への振りかえにより廃止の影響を最小限にすることが可能であると考えられますが、J T Aにおいては、今後とも、「沖縄の翼」として、県民や観光客の利便性向上に取り組んでいただき、その社会的役割を果たしてもらいたいと考えております。

県としても、同社を初め関係機関と連携し、離島地域の振興や観光キャンペーン等により需要拡大に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 基地問題についての御質問の中で、米海軍病院との連携事業についてお答えします。

米海軍病院との連携した事業として、医師の臨床研修事業を実施している琉球大学附属病院を中心とした R y u m i c グループの研修プログラムの中に、米海軍病院での研修が選択科目としてあります。1カ月間の研修期間であります。これまでの実績として平成19年度に2名の研修医が研修を受講しております。このように、米海軍病院との連携した事業は個別に行われておりますが、県が主体となって取り組んでいる事業は現在のところありません。

今後、御提案の趣旨を関係者等と意見交換をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 観光行政について、大型旅客バス供用開始後の展望と取り組みについての御質問にお答えします。

大型旅客船バースが供用開始され、9月21日に初めてのクルーズ船が寄港しました。

今後の計画としましては、引き続き国直轄事業としてバース背後30メートル幅の旅客施設用地及び南へ向かうアクセス道路の整備を進め、平成25年度中にすべての工事を完了する予定と聞いております。

旅客船バースの供用開始により、沖縄クルーズ観光をアピールする条件が整ったことから、今後は、国内外に対し誘致活動を強化していきたいと考えております。また、受け入れ体制については、那覇市と連携し、周辺地域で外国人が楽しめる環境づくりができるよう支援してまいりたいと考えております。

同じく観光行政についての中で、上海万博での取り組みと効果についての御質問にお答えします。

来年5月から10月末にかけて上海万博が開催されます。沖縄県では、9月29日から10月6日にかけて日本館で開催される「九州・沖縄ウィーク」において、芸能団の派遣や泡盛の紹介などを通じて、沖縄独自の魅力を発信したいと考えております。また、万博開催期間中は、中国各地や世界各国から多くの人々が上海を訪れることが予想されることから、万博会場外においてもイベントの開催、メディアや交通広告の活用なども検討してまいります。これらの取り組みにより、日本を代表する海洋性リゾート地として、沖縄の認知度向上を図ることができると考えております。

同じく観光行政について、県の海外出先機関等への県職員派遣基準、人数、目的、期間、これまでの成果についての御質問にお答えします。

県は、観光誘客、県産品販路拡大、企業誘致を図ることなどを目的に、平成2年に台北、平成7年に香港、平成17年に上海へ海外事務所を設置し、職員を派遣してまいりました。

県職員派遣基準は特に定めておりませんが、主に本庁で観光や物産、企業誘致に携わった職員の中から選定しており、派遣期間は原則3年となっております。現在、台湾、香港、上海に各1名の計3名を派遣しており、これまでの累計は22名となっております。

成果としましては、地元との交流ネットワークを構築することができたことと、上海及び香港の定期航空便や台湾クルーズ船が就航したことなどがあります。

観光においては、各地域での旅行博出展や観光イベントの開催などにより、入域観光客数の増加につながりました。物産においては、台湾や香港等で黒糖や塩、泡盛などが定番化するなど、県産品の販路が拡大しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは観光行政についての御質問で、「美ら島沖縄総体2010」リピーターづくりのメモリアル事業についてお答えいたします。

全国高校総体は例年、参加選手数が約2万7000人、学校数で約6000校が参加しております。約6000校の学校名を記した記念碑の設置または記念植樹を行うことは、さまざまな課題があると認識しております。

「美ら島沖縄総体2010」においては、高校生一人一役活動生徒実行委員会で作った記念品を製作して参加選手へ配布するなどの交流、思い出づくりの事業を

予定しており、生徒同士の有形無形の交流により、将来、リピーターとして再度沖縄を訪れることを期待したいと思います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 観光行政についての御質問で、釣り公園の設置についてお答えいたします。

県内では、「那覇港みなとまちづくりマスタープラン」において、三重城小船だまりの区域が、釣りやダイビングなど多様な海洋レクリエーションの機能を有するゾーンとして位置づけられております。

港湾における今後の釣り公園等の設置については、安全面や財政面等の課題もあることから、他県の先進事例を収集し検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 黒木慶英君登壇〕

○警察本部長（黒木慶英君） 年末年始における暴走族対策につきましては、クリスマス暴走や走り初め暴走などと称して毎年暴走行為が繰り返されております12月24日のクリスマスイブから翌日未明にかけてと、12月30日から翌年1月3日までの間、県警察においては、警察本部と警察署合同による白バイを投入した取り締まり、暴走行為が頻繁に行われている道路での大規模検問、少年警察部門や地域ボランティア合同による期待族排除活動などの取り締まりを予定しているところであります。また、事前の対策として、期待族が蟠集する駐車場やコンビニ等の管理者対策、暴走族加入者や交友者及びその保護者と面接し、暴走行為をしないよう指導すること等を強力に推進することとしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 佐喜真 淳君。

○佐喜真 淳君 再質問を行いたいと思います。

まず、選挙公約、manifestoの件ですが、私もちょっと調べてまいりました。選挙公約、まず公開の場で、また公衆に対して約束すること。特に、選挙のときに政党や立候補者が公衆に対して政策などの実行を約束することなんですね。

そして読売新聞の基礎からわかる普天間飛行場問題がございまして、その中で、民主党は野党時代から普天間飛行場の沖縄県内への移設に反対しており、党の沖縄政策の基本となる「沖縄ビジョン2008」では、県外移転を模索し、戦略環境の変化を踏まえ、国外移転

を目指すといいつながら鳩山総理は今回の選挙戦で最低でも県外移設と繰り返した。民主党沖縄県連の新垣幹事長は、衆議院選挙では県内の民主党候補者以上に党幹部が県外・国外と叫んだから県民の世論に火がついたと指摘している。

そういう視点からすると知事、今回の選挙の結果を踏まえながら、県外・国外といういわゆる世論を大きく盛り上げたのは私は民主党の公約だと見ているんですが、知事はどのように受けとめていますか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） そうだと思いますが。

○議長（高嶺善伸君） 佐喜真 淳君。

○佐喜真 淳君 それで知事、鳩山総理と2回お会いしたというお話でございました。そして今いろいろと作業部会という話がございましたけれども、作業部会も実はもう停止したんですね、きょうの新聞なんかでは。

確認したいんですけれども、鳩山総理は民主党の公約、manifestoを受けて県外・国外へと今検討しているのか。それとも日米合意が基本で今新たな候補地を探しているのか、どちらですか。確認していますか、知事。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） そういう詰めたことは確認はいたしておりません。

○議長（高嶺善伸君） 佐喜真 淳君。

○佐喜真 淳君 私は、これ大変重要なことだと思うんですね。なぜかという、県内の世論は今知事がおっしゃるように、もう県外だと。それはなぜかという、先ほど言ったように選挙戦で民主党の鳩山総理含めて党幹部の方々が沖縄の有権者に対して、最低でも県外、県外・国外をしっかりと訴えて県民の有権者の支持を得たんですね。本来であれば、そこにしっかりとmanifestoであれば作業工程、財源、そういうものが保証されなければいけないはずなのに、火花だけ、アドバルーンだけ上げて、後は責任はない。そういう公約では私はおかしいと思うんですね。

私どもは、責任政党として今日まで2014年までに移設を完了するというロードマップをつくってまいりました。沖縄県の中においてもいろいろ議論がございました。しかし、責任はしっかりと普天間の移設をするんだという2014年という目標も立ててやってまいりました。しかし、今の民主党はどうですか。manifestoが生きているのか、日米合意が生きているのかどちらですか。私はこれを確認するべきだと思うんですよ。11日には知事はお会いするというお話でございま

すが、私はこれは強く鳩山総理に確認すべきだと思うんです。なぜならば、アメリカ政府は既に日本政府を信用しておりません。本土の新聞報道でも既に作業部会は何を言っているかという、結論なく終了したと。日米同盟の深化を目指す協議についても延期を日本側に通告したばかりか、普天間協議の停止まで決まったことは両政府間の亀裂が一段と深まったことを示す、そういうふうに書いてあるんですね。一日も早い危険性を除去するからには、鳩山総理の方針並びに何を基準にしてこの普天間飛行場の一日も早い危険性の除去をするのか、まさにマニフェストか、あるいは日米合意なのか、私は確認する必要があると思いますが、知事の見解をお伺いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） そう自由に総理みたいにお忙しい方とお目にかかるわけにいかないし、なかなかアポイントメントもとれないと思います。11日はまた別件4件で参ります。

ですが、まさにおっしゃったように、11月30日にお目にかかって県内の普天間基地のこの移設の話、一日も早い危険性の除去などなど申し上げたときも、そのワーキングチームのその作業をまっという御趣旨の御返事をいただいたと思っておりますが、ですから、今そのワーキングチームの結果がどうなったか、これは何らかの形で総理であれ、外務大臣、防衛大臣であれ、御担当の大臣に確認、できれば説明を求めたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 佐喜真 淳君。

○佐喜真 淳君 先ほど冒頭私は2014年というロードマップをつくった、そして嘉手納以南の1500ヘクタールという危険性の除去も、あるいは基地負担軽減も含めてこれは日米間で合意された。そして今一番懸念されるのは、普天間飛行場が固定化されるのではない。あるいは日米合意の1500ヘクタール以南の返還が御破算になるのではない、そういった懸念があるんですね。私は、知事もまさしく同じような見解だと思うんです。だからこそ、一日も早い危険性の除去を含めてしっかりと政府の方針をもっともっと強く積極的にアタックする必要があると思うんです。どうですか、私はそこで怒ってもいいと思うんですね。なぜこんなに放置しておくんだと。

休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時59分休憩

午後4時59分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○佐喜真 淳君 「「普天間」沖縄に広がる政権不信」、産経新聞11月30日の記事なんです。「・民主党にだまされた・県民の心もてあそぶな・口先だけの同情」、少し読んでみます。これは普天間を抱える宜野湾市の普天間の商店街、普天間神宮の方々にインタビューしたものです。

「親子連れで参拝に来た40代男性は「どこでもいから早く撤去してほしい。移設は衆院選前から決まっていたが、移設されないのではないか」という不安も出ている。今の政府は一晩で言動が変わるから信用できない」と不満をぶつけた。 普天満宮近くの商店街でも同様の声が強い。 昭和30年から商店街に住んでいる80代女性はこう言って声を荒らげた。 「新聞で鳩山さんや閣僚の発言を読むたび、バカ野郎と怒鳴ってしまう。民主党にだまされた」。居合わせた40代の高校教諭も「ヤマトンチュは真剣に考えていないことがよく分かった」。 70代の男性も「いつ事故が起きるか不安で仕方がない。辺野古で決まったのだからそれでいいじゃないか」と、爆音をあげる戦闘機を見上げた。 県内の自治体首長経験者は「民主党は衆院選で「県外」を訴えたが、具体的な構想が全くなかったわけだ。あてもなく、ただ「県外」を強調し、反自民を印象づけることしか頭になかった。沖縄県民に過度な期待感を持たせた罪は大きい。沖縄はかわいそうだとか、口先だけの同情の声は出るが具体的な考えは全くない」と。

私は、普天間はやはりしっかりと危険性の除去を政府の方針を示さなきゃいけない。だから、むしろ知事は一刻も早くではなく、積極的に政府に対して年内、あるいは一刻も早く方針を示してくれとむしろ怒りを爆発してもいいと思っているんです。そうしない限り、今連立政権は何を言っているか。来年の参議院選挙を見据えて、連立政権維持のために普天間の結論を先送りしたとそういう報道すらもある。沖縄の声というのが政府に届いていない。党利党略を今言っているわけなんです。その件について、知事は怒りを覚えないですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 議員のおっしゃることもよくわかります。怒りたい気持ちもありますが、ここはまだ内閣がスタートして3カ月、私も県民の意向というのもよくお伝えしましたし、一日も早い危険性の除去という点では総理もよく理解していただいているのではないかと思います。ただ、これからも早目に統一的な方針をきちっと出してリアルな案をやはり提示す

べきだと思います。これはどんどん要求してまいりたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 佐喜真 淳君。

○佐喜真 淳君 ロードマップでは2014年なんですね、返還の完了が。今政府は、当然その2014年よりも早期に返還するような私は作業をしていると思うんです。そう願いたいし、知事はどうですか、返還の目安として2014年ですか、それ以降でもオーケーと言っているんですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時3分休憩

午後5時4分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

○知事（仲井眞弘多君） それは無論、普天間基地の危険性の除去といいますか、一日も早い危険性の除去、騒音の大軽減というのはこれはもう早ければ早いほうがいいに決まっております。

○佐喜真 淳君 休憩願います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時4分休憩

午後5時5分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっとお話の流れを少し正確にまだ理解してありませんが、無論これから政府が、今外務大臣さんも、防衛大臣さんも、いろんな案を持っておられるやまだおさまっていないんで、いずれにしてもこれは2014年というのは辺野古に絡んでの話になっていると思うんですが、なるべく早目に方針と内容を決めて取り組んでいただきたいというのは言い続けてまいりたいと思うんですが。

○議長（高嶺善伸君） 佐喜真 淳君。

○佐喜真 淳君 いわゆる2014年というのは、私ども宜野湾市も含めてしっかりと目標とした年度があるんですよ。しかし、今の政権・政府は検討すると言うだけで毎日毎日違うことを発言しているんですね。そういう視点からすると、知事はどこが本音なんだと、2014年というのはしっかりと生きているのか、私はそれを確認するのが当然だと見ている。それを問うているんですよ。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時7分休憩

午後5時8分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

○知事（仲井眞弘多君） 自公政権のときは、2014年というのをめどに再編、そして普天間の移設完了、それから嘉手納より南の基地の移転、それから8000人の海兵隊のグアムへの移転とかいろんなのがいろいろありました。無論、今の政権では連日報道されているように、いつの時点でどうするのかということはまだ出てきておりませんし、説明も受けておりません。そしておっしゃるように、ぼちぼちといいますか、きちっとこれを早目にお決めになって、そして県民に頭越しじゃなくて説明をしていただきたいということは言おうかと思っておりますが。

○議長（高嶺善伸君） 佐喜真 淳君。

○佐喜真 淳君 時間がたてばたつほど日米間の信頼というのはなくなってくるんですね。だから、しっかりと知事は確認して、また先ほど言ったように普天間の固定化と日米合意が御破算になったときの1500ヘクタールというものが返らなくなったとき、あるいは危険地帯がずっと普天間飛行場として残った場合、だれが責任をとるのか。

読売新聞の12月5日号に仲里副知事は言っていますね。「鳩山政権が県外移設への県民の期待を高めてしまったことに、仲里副知事は「実現性など構わず、「県外、国外」と言い続けることは誰にでもできる。その結果、普天間基地がそのまま残る責任を誰がとるのか」」。だれが責任をとるんですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時10分休憩

午後5時10分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の御質問には、これは一義的にはといいますか、私の理解では無論これは担当しているのは今の政府ですから、これは防衛省であり、日本側では日本政府ですから、日本政府の責任じゃないでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 佐喜真 淳君。

○佐喜真 淳君 知事、11日にはお会いになるそうです。そういうお話でございました。もう少し私は怒っていると思うんですよ。県民を愚弄しているのと一緒ですよ。期待をかけて、アメリカとの調整もせずに時間がたつにつれて、普天間の固定化が現実にかかる可能性もあるんですよ。1500ヘクタールが返ってこなかったらどうするんですか。まさに県民にとって期待したものが不安が出てくる。まさに民主党の裏切り行為だと私は思っています。

最後に決意のほどをお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 佐喜真議員のお気持ちと怒りはよくわかりました。私も今の議員の気持ちをきちっと重く受けて、そういう精神を持ってこれから政府ともいろいろ話し合いを続けていきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時12分休憩

午後5時13分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

當山眞市君。

〔當山眞市君登壇〕

○當山 眞市君 こんにちは。

一般質問を行います。通告に基づいて行いたいと思います。

1、知事訪米の成果について。

(1)、日米地位協定の改定について、米側の反応はどうか。

環境協定に前向きだと聞いているが、どこまで踏み込めるか。基地にも適用されるのか。

(2)、普天間移設について、米側に辺野古移設への推進がベストだという知事のメッセージが伝えられたと言われているようですが、真意を伝えているかお聞きします。

(3)、前回の訪米に続いて、今回も米企業の県内誘致についても奔走されたとのことだが、米側の進出の可能性はどうかお聞きします。

2、基地問題について。

(1)、普天間飛行場移設問題についてであります。

鳩山政権迷走の3カ月についてお伺いいたします。

ア、北澤俊美防衛相が9月の来県の折から、新しい道を模索するのは難しいとする発言を県はどのように受けとめているか。

イ、前原誠司沖縄北方担当大臣の、辺野古移設ではなく我々には対案があると、政権交代前発言していたが、現行計画やむなしと言われていることについてどう受けとめているか。

ウ、岡田克也外務大臣の、なぜ今の辺野古のプランなのか納得ができないと言いながら、県外は事実上考えられない、日米合意は公約違反ではない、少なくとも私の頭の中に県外・国外移転について具体的なものは無いという今日までの検証を強調しながら、県内移設ありきに傾いていることをどう思うか。

エ、3閣僚のさまざまな発言がある中で鳩山総理は、県外・国外の考えは変えるつもりはない、最後は私が決めると言っているが、県外・国外の移設先の模

索もなしにさまざまな選択肢を検討するという姿勢をどのように受けとめているか。

オ、嘉手納統合案については岡田外相が、県外は事実上考えられず、残された道は嘉手納しかないと言っているが、そもそも嘉手納統合案は1998年にヘリ部隊と戦闘機の同時運用や滑走路確保の問題など地域住民の反発を受け、日米両政府が断念した経緯があるが、再検討することをどう思うか。

カ、現状では県外移設は困難視する県民も多くなっているが、新政権が沖縄ビジョンに反し辺野古案を押しつけてきた場合、県は、普天間の危険性の早期除去という従来の立場で追従するのか、それとも県民大会の民意に基づいて反対をしていけるのか伺います。

(2)、読谷村における米軍人によるひき逃げ死亡事故について。

ア、物的状況証拠がそろっているのに、犯罪通報がくれた理由について伺います。

イ、県警による米兵の事情聴取は何日間行われたか。また、その裏づけ捜査は行われたか。

ウ、フロントガラスは木にぶつかったと証言しているが、現場にそのような木はあったのか。

エ、米兵の住宅から血痕が付着した衣服が押収されているが、現場で被害者から付着したと考えるのが普通だと思うがどうか。

オ、被害者の発見された位置が不自然だと言われており、犯人が移動したと考えられないか。

カ、酒気運転であったことを認める供述で、違法な量の酒は入っていなかったとはどの程度か、違法でない量とはどういうことか。

キ、ひき逃げ事件は、操縦者が事実を認識した場合に限られ、本人に認識がなければ救護義務違反に該当しないというが、これだけの状況・物的証拠があってもならないのか。

ク、県警は、証拠隠滅や逃走のおそれがないと言っているが、事故前日の酒気運転の立件や聞き取り捜査で記憶が薄れる等の支障はないのか。

ケ、県警の十分な事情聴取に応じない場合は、起訴前引き渡しを政府が求めるよう働きかけられるのか。

コ、日米合同委員会で、日米政府が重大な関心を有するすべての犯罪で米側が起訴前の身柄引き渡しを好意的配慮で行うよう運用改善されているが、今回のケースは可能か。

サ、県内で復帰後、米兵によるひき逃げ事件は何件で、起訴前の身柄引き渡しは何件か。

シ、米兵による公務中・公務外の被害者への補償

は、どこが幾ら支払っているか。

ス、県民が加害者となるアメリカ人のひき逃げ事件は何件で、その補償はどのように幾ら支払われているか。

セ、米兵によるひき逃げ事件に対しては、公務中・公務外を問わず日本政府の責任で補償を行うべきだと思うがどうか。

ソ、米軍車両への自動車賠償責任保険の義務化を徹底するよう取り決めが必要だと思うがどうか。

3、道路行政について。

(1)、西海岸道路の現時点での施工率と今後の事業計画を全線50キロメートル全域でお聞きいたします。

(2)、沖縄ハシゴ道路ネットワーク建設促進について。

ア、実現の可能性はどうか。

イ、31市町村、23団体で構成する期成会の活動状況はどうなっているか。

ウ、総合事務局、防衛局、県の連携はどうなっているか。

4、政府の行政刷新会議による事業仕分けについて。

(1)、事業仕分けで県の主要事業に与える影響はどうか。

(2)、事業ごとに復活要求する部分を早急に対処する必要はないか。

(3)、基地従業員給与見直しなど思いやり予算として、民主党マニフェストのとおり削減されたら県民の生活に大きな打撃を与えることになるが、復活要請は早急に行うべきだと思うがどうか。

5、政治と金の問題について。

(1)、鳩山由紀夫総理大臣の政治資金偽装問題についてであります。

ア、政治資金収支報告書偽装記載で、元公設第一秘書を虚偽記載の罪で在宅起訴の方向で東京地検が進めているが、罰則はどのようになっているか。

イ、鳩山総理の資金管理団体への偽装献金問題で、2004年から2008年まで毎月1500万円の資金が実母から提供されたと言われておりますが、献金の年間150万円の上限をはるかに超えており、疑惑が解明されたらどのような罰則が適用されるか。

ウ、2008年に売却した株の所得7200万円余を税務申告せず、発覚後間違いとして訂正したことについて、現総理大臣の行為としてどう思うか。

(2)、小沢一郎民主党幹事長の政治資金規正法違反問題について。

ア、準大手西松建設との癒着で、違法献金問題で第

一公設秘書が起訴されたことに対し、政治家への罰則はどうか。

イ、東北地方の大型公共工事で小沢事務所が、天の声で受注業者を決めていたことなど小沢氏側の談合業者への影響力があったことが東京地裁で認定されているが、政治家本人への罰則はどうか。

ウ、第一公設秘書が政治資金規正法違反の罪で起訴された民主党の小沢一郎幹事長が、全国からの陳情・要請の窓口になるということについて、工事受注と献金との疑いも持たれている幹事長が行うことは、社会通念上許されることではないと思うが、これは知事の所見もお伺いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 當山議員の御質問に答弁いたします。

訪米の成果についての御質問の中で、地位協定改定の反応及び環境協定についての御質問にお答えいたします。

今回の訪米では、渉外知事会が日本政府へ求めています地位協定の見直しの中でも環境問題、そして裁判手続の見直し、日米合同委員会に地域の声を聞く場を設置することの3点について、日米両政府間で協議していただきたいと要望をいたしました。

また、喫緊の課題であります環境問題につきまして、「国内環境法令の米軍基地内への適用」等を内容とする環境特別協定の締結を提案いたしました。この提案に対しては、国防省のグレッグソン次官補ほかとの面談で、「日本の新しい政府とも環境問題について話し合う協議の場を設けていきたい。」との発言があるなど大きな前進があったと考えております。

県といたしましては、日米地位協定の抜本的な見直しの実現に向け、引き続き渉外知事会等と連携をしながら日米両政府に求めてまいりたいと考えております。

次に、同じく訪米の成果についての中で、知事のメッセージについてという御趣旨、これは普天間移設に係るメッセージの御質問です。

普天間飛行場移設問題につきましては、日本政府に対し方針や具体案を示していただくよう求めているところであり、今回の訪米では米国政府に要請は無論行っておりません。

ジョンズ・ホプキンス大学国際研究大学院における講演後の質疑応答では、米軍再編について県の考え方を聞かれたので、この問題に関する県の従来からの考え方を御説明いたしました。その際にもベストは県

外である旨申し上げたところでございます。

知事訪米の成果の中で、誘致企業の進出可能性いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私は、訪米の際、テネシー州ナッシュビル市在の携帯電話修理で全米95%のシェアを持ち、世界じゅうで1万人の社員がおりますアシュリオンの本社を訪問し、沖縄県への進出を要請いたしました。地元沖縄の熱意を酌み取っていただけたと思います。現在、同社の子会社でありますT L C Sという会社がございしますが、沖縄県への進出に向けさらに積極的に検討を進めているところと聞いております。

次に、基地問題に係る御質問の中で、普天間飛行場移設問題に対する防衛大臣、沖縄担当大臣、そして外務大臣及び総理大臣の対応についてという御趣旨の御質問ですが、これは2の(1)のア、イ、ウ、エが関連いたしておりますので、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。

普天間飛行場移設問題につきましては、各大臣がさまざまな発言をしておられますが、政府としての具体的な方針は示されておられません。同問題の早期解決に向けて、政府が明確な方針及び具体案を示していただきたいと考えております。

次に、同じく基地問題の中ですが、政府が移設先を辺野古に決定した場合の対応についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

これも仮定の御質問に近いのでお答えしにくい部分がございしますが、そのときでも、いずれにしても、県内移設に至った経緯など十分な説明をよく伺った上で最終的に判断することになると考えております。

10月13日には前の自公政権時代の辺野古の計画に係る環境アセスメントがそのまま流れてきておまして、今の民主党の北澤防衛大臣に対して、私は県民の意見をまとめて、そして知事意見として10月13日に出しております。ですから、その結果、新聞報道によりますと、もう凍結したとかしないとかという報道がございしますが、我々は正式に聞いておりません。ですから、これは仮定の議論ではありますが、流れとしましては、私の意見を受けて評価書という最終段階のものが出てくる場合もあり得ないことはありません。ですから、この御質問を受けて私もこれから先のプロセスをよく検討しておきたいと思いますが、今申し上げたとおりでございます。

次に、道路行政に係る御質問の中で、ハシゴ道路ネットワークの実現可能性についてという御質問にお答えいたします。

国道58号等に集中している南北方向の交通量を分散させ、そして慢性化している中南部都市圏の渋滞緩和を図るため、沖縄本島を南北に走る沖縄自動車道等の縦軸幹線とこれらを東西に結ぶ浦添西原線等の横軸幹線で構成される道路網を「ハシゴ道路」と位置づけて整備を推進いたしております。

現在、縦軸幹線的那覇空港自動車道など3路線を国事業として、横軸幹線の宜野湾北中城線などの6路線を県事業として、鋭意、整備に取り組んでいるところでございます。

次に、政府の行政刷新会議に係る御質問の中で、基地従業員の給与見直しに係る要請についての御質問にお答えいたします。

思いやり予算の事業仕分け作業で、駐留軍労働者の給与水準について見直しを行うとの結論が出されたことにつきましては、極めて遺憾に思っております。見直しが実施された場合、駐留軍従業員の生活と県経済に与える影響が大きいと予想されることから、県といたしましては、給与が引き下げられることがないよう国に対して強く要請してまいりたいと考えております。

次に、政治と金の問題についての中で、鳩山総理の所得申告に係る御質問にお答えいたします。

報道によりますと、鳩山総理は株式の売買による譲渡益に係る税の徴収は、証券会社で自動的に行われるものと考えていたため申告漏れとなり、その後修正申告を行ったとのことであります。

この件につきましては、鳩山総理みずから国民の納得する説明を行うことで政治家としての責任を果たしていただけるものと期待をいたしております。

同じく政治と金の問題の中で、小沢一郎民主党幹事長が陳情・要請の窓口になることについての御質問にお答えいたします。

小沢一郎民主党幹事長の元公設第一秘書が政治資金規正法違反の罪で逮捕、起訴されたことは、報道により承知いたしております。

司法において真相の解明が行われるものと考えており、私のコメントは差し控えたいと思います。

なお、民主党幹事長室を通さなければ陳情できないということは、県民の意思を迅速に政府に伝えることができるのかどうか危惧しているところでございますが、民主党の国会議員の先生、そして県議会の先生もたくさんおられることですから、皆さまの力添えを得て、こういう危惧が危惧でない状態になるよう期待いたしております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁

させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 基地問題についての御質問で、岡田発言による嘉手納統合案の再検討についてお答えいたします。

岡田外務大臣の発言は、大臣個人としての意見だと聞いておりますが、いずれにしても、県としては、嘉手納飛行場周辺の市町村において航空機騒音等過重な基地負担が増加することはあってはならないと考えております。

同じく基地問題で、米兵による公務中・公務外の被害者補償についてお答えいたします。

米軍人等による事件・事故に関する被害者補償については、公務中の場合は、日米地位協定第18条第5項に基づき日本政府が損害を賠償することとなっており、公務外の場合は、原則として加害者が損害を賠償することとなっております。

沖縄防衛局によると、平成20年度における公務中の事件・事故に対する賠償金支払い実績は、約4800万円とのことであります。また、公務外の被害者への損害賠償金の支払いについては、米軍関係の事件・事故のほとんどが交通事故であり、SACO合意後は米軍人等に対し、任意自動車保険への加入が義務づけられ、大部分が保険や示談で処理されているとしており、加害者本人が賠償した額については把握していないとのことであります。

同じく基地問題で、日本政府の責任による補償についてお答えいたします。

県は、被害者の迅速かつ十分な補償を図るため、日米地位協定第18条の見直しとして、公務外の米軍構成員及び軍属、並びにそれらの家族が起こした事件・事故等により被害を受けた場合であっても、日米両国政府の責任において補償が受けられるよう明記することなどを日米両政府に要請しているところであります。

同じく米軍車両の自賠責保険についてお答えいたします。

米軍人等の私有車両につきましては、日本の法令が適用されることから、自動車損害賠償保障法により自動車損害賠償責任保険に加入する義務があります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 黒木慶英君登壇〕

○警察本部長（黒木慶英君） 読谷村における米軍人によるひき逃げ死亡事件の中で、物的状況証拠がそろっているのに犯罪通報がおくれた理由は何かという

質問にお答えいたします。

犯罪通報の時期につきましては、今後の捜査状況を踏まえて適切に判断していきたいと考えております。

一般的に犯罪通報は、裁判権行使の通告期限の起算点となることから、警察は「公判維持」を念頭に十分な捜査を尽くした後に行っております。したがって、被疑者が特定されたからといって直ちに犯罪通報を行うことはありません。

次に、県警による米兵の事情聴取は何日間行われたか、また、その裏づけ捜査は行われたかについてお答えいたします。

被疑者については、11月11日から米軍当局を通して出頭要請を行い、11月11日から13日までの3日間事情聴取を行っていましたが、11月14日以降現在まで出頭していない状況にあります。

現在、事案の全容解明に向けて米軍当局の協力を得て捜査しているところでありますが、裏づけ捜査につきましても所要の捜査を行っているところであります。

次に、フロントガラスは木にぶつかったと証言しているが、現場にそのような木はあったか、米兵の住宅から血痕が付着した衣服が押収されているが、現場で被害者から付着したと考えるのが普通だと思うがどうか、被害者の発見された位置が不自然だと言われており犯人が移動したと考えられないか、酒気運転であったことを認める供述で、違法な量の酒は入っていなかったとはどの程度か、違法でない量とはどういうことか、ひき逃げ事件は操縦者が事実を認識した場合に限られ、本人に認識がなければ救護義務違反に該当しないというが、これだけの状況・物的証拠があってもならないのか、県警は証拠隠滅や逃走のおそれがないと言っているが、事故前日の酒気運転の立件や聞き取り捜査で記憶が薄れる等の支障はないのかについて一括してお答えいたします。

これらの質問につきましては、現在捜査中の事件でございますので、答弁を控えさせていただきます。

次に、県警の十分な事情聴取に応じない場合は、起訴前引き渡しを政府が求めるよう働きかけていくのかについてお答えいたします。

県警察におきましては、地位協定の枠組み、規定された法や手続に従って事案の真相究明に努めているところであり、捜査の進展に応じてその必要性を適切に判断してまいりたいと考えております。

なお、起訴前の身柄引き渡しにつきましては、政府において適切に判断されるものと承知しております。

次に、日米合同委員会で日本政府が重大な関心を有

するすべての犯罪で、米側が起訴前の身柄引き渡しを好意的配慮で行うよう運用改善されているが、今回のケースは可能かについてお答えいたします。

いわゆる「平成7年合意」に言うアメリカ合衆国が好意的考慮を払うのは、「殺人又は強姦という凶悪な犯罪の特定の場合」に限られており、すべての犯罪が対象とされているものではございません。

いずれにしましても、今回の死亡ひき逃げ事件が「殺人又は強姦という凶悪な犯罪の特定の場合」と「日本国が考慮されるべきと信ずるその他の特定の場合」に該当するか否かにつきましては、国において適切に判断されるべきものと承知しております。

次に、県内で復帰後、米兵によるひき逃げ事件は何件で、起訴前の身柄引き渡しは何件かについてお答えいたします。

復帰後、米軍構成員等によるひき逃げ事件は、統計をとり始めた平成13年以降、本年10月末までに29件発生しておりますが、いわゆるひき逃げ死亡事件はございません。

ひき逃げ事件のうち、重傷事故は5件で、軽傷事故が24件であり、軍人によるものが23件、軍属が4件、家族が2件となっております。

身柄引き渡しの対象となるのは軍人・軍属ですが、県内におけるひき逃げ事件で起訴前に身柄の引き渡しを受けた事例はございません。

次に、県民が加害者でアメリカ人が被害者となるひき逃げ事件は何件かについてお答えいたします。

交通事故の統計資料につきましては、加害者を中心に統計をとっている関係から、県民が加害者で米国人等を被害者とするひき逃げ事件に関する統計資料はございません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 基地問題についての御質問との関連で、県民が交通事故を起こした場合の被害者への補償についてお答えいたします。

県民が交通事故を起こした場合、被害者に対し自動車損害賠償責任保険により補償が行われます。被害者が死亡した場合には、補償項目として葬儀費、逸失利益、慰謝料があり、支払い基準により補償額が算定され、支払い限度額は3000万円となっております。

なお、支払い限度額を超える損害賠償が必要な場合には、任意保険で支払われることになります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 道路行政についての御質問で、西海岸道路全線の進捗と事業計画についてお答えいたします。

沖縄西海岸道路は、12地区のうち、現在、読谷道路、嘉手納バイパス、浦添北道路、那覇西道路、豊見城道路及び糸満道路の6地区が事業化されており、読谷道路や豊見城道路などで延長6.1キロメートルが暫定供用されております。

今後、沈埋トンネルを含む那覇西道路が平成22年度に、糸満道路の西崎から真栄里間が平成23年度に暫定供用される予定となっております。

同じく道路行政について、ハシゴ道路ネットワークの建設促進期成会の活動状況についてお答えいたします。

「沖縄ハシゴ道路ネットワーク建設促進期成会」は、ハシゴ道路の整備促進に向けて全国道路関係団体と連携し、内閣府や国土交通省及び県選出国会議員に対する要望活動を積極的に行っております。平成20年度は、概算要望や本要望及び予算決定の時期などに要望活動を行っております。

同じく道路行政についての御質問で、総合事務局、防衛局との連携についてお答えいたします。

ハシゴ道路を構成する縦軸幹線的那覇空港自動車道などの3路線を沖縄総合事務局が国事業として、横軸幹線の宜野湾北中城線など6路線を沖縄県が県事業として整備に取り組んでいるところであります。また、道路の計画や整備に当たり返還が必要な基地用地についても、沖縄防衛局と連携し返還に必要な調整や手続を進めております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 政府の行政刷新会議による事業仕分けに係る質問のうち、県の主要事業に与える影響はどうか、早急に対処する必要はないかという質問は、関連していますので一括してお答えいたします。

事業仕分けの結果は、今後、財務省の予算査定を経て年末の平成22年度政府予算案に反映される予定です。そのため、現時点では県予算への影響額は明らかではありませんが、事業仕分けで「廃止」とされた事業で、農道整備事業や田園空間整備事業など8件、事業費で約7億円が影響すると思われます。そのほか、公共事業等を中心に「予算要求縮減」や「見直し」とされた事業などがありますが、その内容についてはま

だ示されておられません。

県といたしましては、引き続き情報収集に努めるとともに、沖縄振興計画の推進及び県民生活に影響を及ぼすことのないよう国に対して要請してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 選挙管理委員会委員長。

〔選挙管理委員会委員長 阿波連本伸君登壇〕

○選挙管理委員会委員長（阿波連本伸君） お答えします。

御質問の政治と金の問題、すなわち政治資金収支報告書への虚偽記載及び政治献金の量的制限違反に関する罰則について、次のとおりお答えします。関連しますので、一括してお答えすることをお許してください。

なお、あらかじめお断り申し上げますが、當山議員からの政治資金及び政治資金規正法に関する御質問に関し、当委員会といたしましては、個別・具体的な事案について事実関係を承知する立場にはございませんので、政治資金規正法についての一般論としてお答えすることを御理解ください。

まず、政治資金収支報告書に虚偽の記載をしたと認められる者は、5年以下の禁錮または100万円以下の罰金に処する旨の定めがあります。同法の25条1項3号。

次に、政党以外の政治団体に対する個人に対する政治献金の量的制限であります年間150万円を超えて寄附を受けた者は、1年以下の禁錮または50万円以下の罰金に処する旨の定めがあります。同法22条2項、同法26条3号を参考にしてください。

次に、建設会社からの献金に係る政治家への罰則についてお答えします。

當山議員の2つの御質問は、企業・団体からの献金に関するものであると理解しておりますので、これについても一括してお答えいたします。なお、先ほどの答弁と同様に、政治資金規正法についての一般論としてお答えすることを御理解ください。

企業・団体献金につきましては、企業・団体が政党以外へ献金することを禁ずるほか、何人も企業・団体に対して政党以外への献金を勧誘し、または要求してはならないと規定しております。同法21条1項、3項を参考にしてください。

これらの規定に違反して献金が行われた場合には、1年以下の禁錮または50万円以下の罰金に処する旨の定めがあります。同法26条1号、3号を参考にしてください。

このほか、故意に収支報告書に記載すべき事項を記載しなかった者または虚偽の記入をした者につきまし

ては、5年以下の禁錮または100万円以下の罰金に処するという規定がございまして、この場合、基本的に会計責任者が記載義務者になるものであります。

なお、資金管理団体の代表者たる政治家の責任といたしましては、会計責任者の選任または監督についての相当の注意を怠ったと認められたときは、50万円以下の罰金に処せられる場合があり、また、企業・団体献金の勧誘や要求に直接関与したと認められるときは、1年以下の禁錮または50万円以下の罰金に処せられる場合があります。

また、これらの刑に処せられた場合には、同法第28条の規定によりまして、その裁判が確定した日から5年間、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しないとされておりまして、関係法の規定に基づき議員の職を失うものと承知いたしております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 質問の途中ではありますが、時間の都合もありますので、當山眞市君の再質問は休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後5時53分休憩

午後6時17分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前に引き続き當山眞市君の再質問を行います。

當山眞市君。

○當山 眞市君 御答弁をいただきました。

先ほど佐喜真淳議員も怒りを込めて話をされておりましたけれども、11日に知事、上京されるわけでありまして、先ほど4点についてお話をしたいということでありましたが、3点申し上げますので、総理の前でテーブルをたたいて、この問題はぜひ訴えてほしいということがございます。

1点目は、11月8日の県民大会についての総理大臣の話の中で、あの大会に集まった方々の考え方がすべてではないと、基地の辺野古への移設を容認する知事を推した方々もいるんだというふうな言い方で、あるいは11月30日には、官邸の中で、条件つき移設を認めている知事さんもうらっしゃるというふうな言い方で、いかにも仲井真知事が辺野古への普天間移設を認めているというふうな形で、いわゆるそのほうがいいんだと、ベストだと、苦渋の選択云々の話は全くなしにそういう話をされていることについて、あの2万1000人の県民の気持ちを全く踏みにじる発言だということで、今回、この件についてははっきりと知事はそうではないんだということを明解に伝えていただきたい。それを、ひとつテーブルをたたいて言っていた

きたい。

それと、地位協定の問題でありますけれども、民主党は2000年からこの地位協定の改定については、自民党ではできないと、自分らがやるんだというふうなことをどんどん言ってきて、3党合意になって今政権をとってトーンダウンしているというふうなことも言われておりますけれども、この読谷におけるひき逃げ事件が発生してから、日米地位協定の見直しについて早急にやってほしいというふうなことを15日、シンガポールでのクリントン国務長官との話の後でその話をされて、岡田大臣は何を言ったかという、いろいろな問題を全部机の上に並べてけんかをするのであればいいけれども、物事には順序があると、一つ一つやらなければいかぬと。いわゆる今やることは、日米再編の問題が大事だというふうなことを言って、沖縄県で一人の人間が米兵に殺されているんですよ、そういうことを全く無視して、この日米地位協定の問題は後だというふうな言い方をするようなやり方では、これは県民はたまらんと。

今、四軍調整官グREGソンさんも、よき隣人でありたいということを言われたようでありますけれども、このいつオオカミになるかわからぬようなアメリカと私どもはよき隣人のつき合いをするつもりはありませんよ。この辺を強く、テーブルをたたいて言っていたきたい。2つ目はこれです。

あと1つは、駐留軍労働者の給与の問題であります。

今、沖縄県は県民所得も最低、そして基地の過重負担もある。そういう状況の中で、今日までの軍雇用員の給与の取り決め方がどういうふうな形でやったかということも勉強しないで、識者からは今仕分け人のことを勉強不足の非常識な人たちだというふうなことも言われておりますけれども、そういう人たちが1時間ぐらいの議論をして基地従業員の賃金をカットするような状況は絶対あったらいかぬ。これは沖縄県民をどういうふうに考えているんだと、特殊な勤務状況の中でこれをやっているんだということを、この3つの件については、ぜひ強くテーブルをたたいて言っていたきたいでありますけれども、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今、當山議員からいろんな御注文いただきました。まだアポイントメントがとれている大臣ととれていない大臣おられますので、そういう中で、今おっしゃった件、テーブルをたたいてお話できる大臣のアポイントメントがとれましたら、なるべくそういう方向で対応してまいりたいと思いま

す。

○議長（高嶺善伸君） 當山眞市君。

○當山 眞市君 もう時間がありませんから、ひき逃げ事故について絞りたいんでありますけれども、あの場所は村民が毎日、健康づくりのためにジョギングをしている場所です。土曜日ですから、出勤の方々も恐らくいなかったと思います。5時過ぎですから恐らく暗いです。そういう中でジョギングをしている。片側3メートルの道路と2メートルの路肩があって、そのそばには指ほどのギンネムが生えているわけです。そういう2メートルの路肩の中からジョギングをしている、私の同級生であります外間政和君を後ろからはねているんです。酒も少し飲んでいたとか、違法にならないぐらい飲んでいたとか、いろんなことを言っておりますけれども、これはもう殺人なんですね。ですから、県警本部長、こういう状況の中で、今被疑者はいろんなことを言っているようでありますけれども、即逮捕だと、これは民間人だったら即逮捕です。これをなぜ逮捕できないのか、その辺もう一度御答弁をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

○警察本部長（黒木慶英君） 地位協定17条5の(c)によりまして、仮に逮捕するような場合であっても、本人が米軍の手中にある限りにおいては起訴、それまでの間は米軍の手中にあるということになりますので、平成7年の合意によらない限りにおいては逮捕はできません。

○議長（高嶺善伸君） 當山眞市君。

○當山 眞市君 地位協定17条5の中で、日本国が裁判権を行使すべき米軍人または軍属たる被疑者の拘禁は、その者の身柄が米側の手中にあるときは、日本国により公訴が提起されるまでの間、米側が引き続き行うこととなっておりますということになっていますね。これでは拘禁なんですよ。拘禁と拘束とは違うんですね。拘禁ということは、監禁されていなければならぬ。しかし、この米兵は、トリイの中で通常の仕事をやっている、業務をやっている。携帯電話で外部との連絡もとれるようになっていて。こういう状況で拘禁といえるのか。なぜ拘禁されないのか。拘禁されることによって外部との連絡もとれないんです。拘束の状況であれば、この米兵は炊事班ですから、外部に演習には行かぬわけですよ。炊事だから、普通の状況の業務をやっている。こういうことが果たして許されていいかということなんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

○警察本部長（黒木慶英君） 米軍の手中にある状態というのは、当該米兵に関しましては、いわゆる監視下に置かれた禁足状態でありまして、監視下に置かれた禁足状態にある以上、そこで言うところの米軍の手中にあるというふうに解されております。

○議長（高嶺善伸君） 當山眞市君。

○當山 眞市君 もうすべて地位協定になってしまうのもうしょうがないという言い方しか、今の時点ではできないのかなと思いますが、このしょうがないという言い方では、もう済まされない状況に来ている。これは県警も非常にいら立ちがあるということはお察ししますけれども、これを今、声を張り上げていかないと、いつまでも沖縄県民は占領下のもとにいるのではないわけですから、もう殺されても罪も問われない、公務中だったというだけで本国に帰って普通の生活をやっていくというふうな状況が許されてはいかぬわけですよ。

知事も米国に行かれて、この地位協定の問題についてもいろいろお話をされておりますけれども、環境問題についてはお互いやりましょうということでありまして、この被疑者の引き渡しの問題についてはなかなか厳しい問題だということを言われている。

これを県警としても、日本の全体で、全国の県警会議の中でこの地位協定の問題を国に訴えてほしい。今の国の生ぬるいやり方ではなかなかできないかもしれない。これは下から盛り上げていかないといかぬ。これを県警としてもぜひやっていただきたい。こういうふうをお願い申し上げたいと思います。決意のほどをお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

○警察本部長（黒木慶英君） 県警察は、個々の事件につきまして、地位協定の枠組みであるとか、規定された法や手続に従って捜査を進めているところであります。

日米地位協定に関する問題点について申し上げるべき立場にはございません。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時28分休憩

午後6時28分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

新垣良俊君。

〔新垣良俊君登壇〕

○新垣 良俊君 こんにちは。

本日最後の一般質問です。一般質問の3日目で、皆さんもお疲れかと思いますが、最後までおつき合いを

お願い申し上げます。

では、通告表に従いまして一般質問を行います。

1、企画行政について。

(1)、海洋深層水の利活用について。

本県の海洋深層水事業の取り組みについては、平成6年度より「海洋深層水研究拠点立地条件調査」を実施し、建設候補地を選定作業したことに始まりまして、そして翌7年度に取水場所を久米島町に決定して、平成8年度に「海洋深層水総合利用についての基本方針」を策定、平成12年度に沖縄県海洋深層水研究所の開設という経緯となっています。

海洋深層水の特性として、周年安定した低水温性、富栄養性、清浄性などが挙げられる。さらに、現在では研究が進み、熟成性、ミネラル特性といった特性効果も見られ始め、これらの特性を利用し、海洋深層水は新資源としてさまざまな分野において活用が試みられている。主な活用分野は、水産、飲食料品、環境保全、健康・美容・医療、エネルギー資源、農業分野など多岐にわたり、今後さらに商品開発が展開されることが期待されています。

そこで、深層水の今後の利活用について伺いします。

ア、平成12年度に海洋深層水研究所が開設されて約9年になりますが、初年度から平成20年度までの間に企業に対して払い下げされた深層水の年間払い下げ量と払い下げ収益額の推移について伺いたい。

イ、活用分野として、①、水産分野、②、農業分野、③、工業分野、④、医療・健康分野とありますが、どの分野の需要が一番伸びていますか。また、伸びた原因を当局はどのように分析しているか御所見を伺いたい。

ウ、久米島の海洋深層水の取水規模は日量1万3000トンで国内最大級と言われていますが、その取水能力からするとまだまだ余力があると思うが、フルに活用してさらにいろいろな分野に活用できると思いますが、もっと企業に対して積極的に深層水の活用を促し、県内の経済振興・発展を図る考えはないか伺いたい。

(2)、海洋深層水取水施設の南部地区への建設について。

去る11月20日の琉球新報の記事によると、老朽化に伴い移転が検討されている糸満市の県水産海洋研究センターについて、県の有識者検討委員会は同市の喜屋武地域を移転先として県に答申するということでありました。南部地区出身議員として、一日でも早く糸満市に最終決定することを切に願うところであります。

同地域は、平成12年度に沖縄総合事務局によって実施された「沖縄における海洋深層水有効利用に関する調査報告書」によりますと、県内9カ所の調査地の中で、深層水の取水施設立地適地として評価されています。また、そのことを踏まえて、海洋深層水の取水施設の建設については平成12年ごろから、南部市町村会の共通要望事項として、県に対してほぼ毎年のように要請していると聞いております。

そこで、県水産海洋研究センター建設に向けて、海洋深層水を水産、農業の分野で生かすためにも、海洋深層水取水施設の建設はぜひ必要であります。

そこで、次のことについて伺います。

ア、県の有識者検討委員会は、県水産海洋研究センターを糸満市喜屋武地域に移転先として答申する方向となったそうですが、喜屋武地域が用地確保が容易である点と、海洋深層水取水地域に最適な場所であることも大きな要因だと思うが、そのことについて当局の御見解を伺いたい。

イ、水産海洋研究センター建設時に海洋深層水取水施設も同時に併設して建設することで質の高い研究につながると思うが、当局の御見解を伺いたい。

ウ、近くには県の農業研究センターがあり、海洋深層水の低水温性を利用して農業分野にも活用することが期待できると思うが御所見を伺いたい。

エ、糸満市では、海洋深層水を活用した安定的なエネルギー供給システムを構築するための調査研究を実施したと聞いておりますが、地域でのこれらの取り組みについて県としてどのように考えているか伺いたい。

2、農林水産行政について。

(1)、既存の土地改良区の再整備について。

旧東風平町は、本土復帰からすぐに土地基盤整備事業を導入し、整備を進めてまいりました。その当時は、基盤整備がメインで非農用区域の設定が浸透しなかったのは事実であります。また、8年を経過したら農振農用区域から除外して、宅地等への用地が生み出されるということもあり、土地改良事業が推進されました。しかし、近年これら土地基盤整備完了地区において、非農用地が確保されてなく集落の活性化が阻害されてきました。農地の集積や排水路の再整備、農道舗装等の再整備とあわせて農業後継者及び地域活性化のための住宅用地や公共施設用地を確保し、土地利用の再編を図るべきであります。

そこで、次のことについてお伺いします。

ア、昭和56年に基盤整備完了の松尾原地区がことしで28年、昭和57年に基盤整備完了の東風平地区が27年

になります。両地区とも市街化区域に隣接していて土地利用、分家住宅の確保等から再整備を推進することが必要と思うが、当局の御見解を伺いたい。

イ、10年以上経過した土地改良区の再整備については県が積極的に関与することが必要だと思うが、当局の御見解を伺いたい。

ウ、市街化区域に隣接する、または市街化区域に近い農用地の農用地区域からの除外については、農振法第13条第2項の規定に基づく4つの要件をすべて満たす場合に限りできるとありましたが、土地改良事業を推進することからも市街化区域に隣接する農地の除外と再整備を検討することは重要だと思うが、御見解を伺いたい。

(2)、離島の農業振興について。

ア、粟国村の農業生産基盤の整備は順調に進んでいると思うが、圃場整備の整備面積と整備率はどうなっているか伺いたい。

イ、農産物の生産性の向上、効率化、安定的な農業経営の確立を促進させるためにも農業用水の確保が必要であります。農業用水源施設はどうなっているか伺いたい。

ウ、県内のカンショ拠点産地は読谷村、今帰仁村古宇利島、八重瀬町具志頭が認定されています。拠点産地に認定されている土壌は島尻マーグであります。同じ島尻マーグ土壌の粟国村もカンショ拠点産地として十分に対応できると思うが、当局の御見解を伺いたい。

エ、久米島町での畑地かんがい施設など農業用水利施設の補修等は農家にとって負担となっているが、その対応策について伺いたい。

オ、南北大東村の農地防風林の現状と計画がどうなっているか伺いたい。

(3)、農地法第6条について。

ア、農地法第6条第1項第1号に「その所有者の住所のある市町村の区域の外にある小作地」は所有できない小作地となっているが、近隣市町村で小作ができないということか伺いたい。

イ、高齢と担い手がないということで他の市町村に住んでいる親戚、親しい知人・友人に小作をさせた場合、小作人が住所を移動させないと小作ができないが、そのことが耕作放棄地の拡大につながっていると思うが、御見解を伺いたい。

3、土木建築行政について。

(1)、県道整備について。

ア、平成21年度に国道507号八重瀬道路の実施設設計が完了し、来年度から本格的に整備が進むものと期待

しております。現在、八重瀬町富盛地域でクランク状になっている県道52号線を交差点改良で十字路にして、さらに新城幼稚園前まで拡張整備する計画だと聞いておりますが、新城十字路まで拡張整備はできないか伺いたい。

イ、東風平豊見城線については、現在、上田交差点から整備を進めていることは存じております。上田交差点から八重瀬町に向けて事業化を早急に進めることを望むものであります。事業化によって交通環境の改善、観光支援、産業振興等の整備効果が図られることはもちろん、那覇西部地域への交通利便性の向上が図られると思うが、当局の見解を伺いたい。

ウ、県管理の国道507号津嘉山バイパスの中央分離帯植樹帯で雑木、雑草が繁茂しており、交通安全上も好ましい状態ではなく、また景観等からも見苦しく、維持管理を徹底すべきだと思うが、県管理の国道の維持管理費についてはどうなっているか伺いたい。

4、観光商工行政について。

(1)、エコツーリズム推進法について。

エコツーリズムとは、「観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動をいう。」そうです。

そこで、次のことについてお伺いしたいと思えます。

ア、エコツーリズム推進法では、特定自然観光資源が多数の観光旅行者、その他の活動により著しく損なわれるおそれがあると認めるときは、その特定観光資源が所在する区域への立ち入りについて制限することができるが、本県で特定自然観光資源が所在する区域はどこか。

イ、特定自然観光資源の指定はどこがやるのか。

ウ、エコツーリズム推進法第10条第1項には「当該特定自然観光資源の所在する区域への立ち入りにつきあらかじめ当該市町村長の承認を受けるべき旨の制限をすることができる。」とあるが、当該市町村長との協議はどうなっているのか。

エ、「立ち入りを制限する区域」と「しない区域」とがあるが、「しない区域」に観光客が集中して観光資源が損なわれる可能性が高くなると思うがどうか。

オ、観光客の総量を制限することもあると思うが、立ち入り上限人数を市町村長と協議して決めるのか伺いたい。

5番、我が党の代表質問との関連について。

桑江朝千夫県議の代表質問の中で、4、農林水産の

振興についての(1)、経営安定化対策の強化についてのエの項目の「本県の特殊病害虫等の根絶に向けた取り組み」についての質問をしたいと思います。

現在、久米島町とうるま市の津堅島でイモゾウムシ、アリモドキゾウムシの根絶防除を実施しているが、津堅島での根絶状況がどのような状況にあるか伺いたい。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 新垣議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、企画行政に係る御質問の中で、深層水の活用促進による県内経済の振興・発展についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

海洋深層水の使用量は、年間245万トンで取水能力の68%の利用率となっております。

海洋深層水の活用を促進するために、現在、久米島町では海洋深層水研究所周辺地での企業用地第2期分譲や深層水の配管延伸工事を実施いたしております。

工事が完了いたしますと、温浴施設でありますパーデハウスまで深層水が配水されるほか、近隣企業、そして団体にも新規に利用され、海洋深層水の活用が促進されるものと考えております。

県といたしましては、今後とも海洋深層水の水産及び農業分野における研究と技術開発、工業分野等における利活用を積極的に推進するため、民間企業や研究機関と連携をしてみたいと考えております。

次に、同じく企画行政に係る御質問の中で、水産海洋研究センターの移転に係る御質問にお答えいたします。

水産海洋研究センターにつきましては、移転整備が必要であるとの認識のもと、現在、第3者で構成いたします整備検討会議におきまして、水産海洋研究センター整備構想と設置場所につきまして検討を行っております。

県といたしましては、検討結果を踏まえ、年度内に移転場所などを決定する予定でございます。

次に、同じく企画行政に係る御質問の中で、海洋深層水施設を併設すること及び海洋深層水の農業分野への活用に係る御質問ですが、これは1の(2)のイとウが関連いたしておりますので、一括してお答えしたいと思います。

水産海洋研究センターの整備につきましては、平成21年3月に策定いたしました沖縄県水産海洋研究センター試験研究推進構想を踏まえまして、栽培漁業セ

ンター及び海洋深層水研究所等水産関係機関との適切な業務分担と連携を図りながら効率的な運営を進めていきたいと考えております。新たな海洋深層水取水施設の建設は考えておりません。

海洋深層水の農業分野への活用につきましては、久米島にあります海洋深層水研究所での成果を踏まえまして、事業化への展開を促進していきたいと考えております。

次に、農林水産業に係る御質問の中で、粟国村における圃場整備の面積と整備率、そして農業用水源施設の整備についての御質問にお答えいたします。これは、2の(2)のアとイが関連いたしておりますので、一括して答弁させていただきます。

粟国村における農業基盤整備の状況は、平成20年度までに、第1に、圃場整備が約157ヘクタールで整備率が約85%、第2に、農業用水源施設の整備が約69ヘクタールで整備率が約50%となっております。

沖縄県といたしましては、今後とも関係機関と連携を図りながら、圃場整備や農業用水源施設整備にあわせて畑地かんがい施設の整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、同じく農林水産行政に係る御質問の中で、南北大東島における農地防風林整備の現状と計画についてという御質問にお答えいたします。

南北大東島における農地防風林の整備につきましては、農地保全整備事業等により進めているところでございます。

平成20年度までの防風林の現状は、南大東村で約6000メートル、北大東村で約9000メートルの整備を行っております。平成21年度は南大東村で2300メートル、北大東村で1500メートルの整備を進めているところでございます。

沖縄県といたしましては、今後とも関係機関と連携を図りながら、農地防風林の整備を積極的に推進してまいり所存でございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 企画行政についての御質問の中で、深層水の年間払い下げ量と収益額の推移についてお答えします。

海洋深層水研究所は、平成12年度から運用を開始し、当初は研究用としてのみ使用し、企業等への払い下げは平成15年度から実施しております。

平成15年度の払い下げ量は2万6000トンで、収入額

は242万円、平成16年度は14万1000トンで399万円、平成17年度は71万3000トンで764万円、平成18年度は22万6000トンで439万円、平成19年度は33万2000トンで639万円、平成20年度は71万6000トンで629万円となっております。

次に、同じく需要が一番伸びている分野と伸びた原因の分析についてお答えします。

現在17社の企業が海洋深層水の払い下げを受け、水産分野ではクルマエビ、海藻類の養殖、工業分野では化粧水、清涼飲料水等の製造、健康分野では温浴施設（バーデハウス）で利用され事業化がなされておりますが、農業分野では事業化には至っておりません。

需要が伸びている分野は、水産分野ではクルマエビ、海ブドウ養殖などで、清浄性、富栄養性といった海洋深層水の特徴を生かした養殖技術が確立されてきたこと、また、工業分野では消費者の健康志向の高まりに応じ、海洋深層水のミネラル分の豊富さ等を生かした商品が開発されたことによるものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 企画行政について、海洋深層水を活用するための地域での取り組みについての御質問にお答えします。

海洋深層水等を活用したエネルギー供給システムに関する調査研究は、財団法人エンジニアリング振興協会が糸満市及び島尻地域振興開発推進協議会の協力のもとに実施したものです。

当調査では、海洋深層水や水溶性天然ガスなどの未利用資源と風力、太陽光などの再生可能エネルギー資源の効果的な組み合わせによるモデル事業案が作成されております。

当モデル事業案は、実現可能性が高いという調査結果が出ており、近い将来、南部地域における再生可能エネルギーの取り組みが新たな産業振興につながるものと期待しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 農林水産行政の中で、土地改良事業完了地区の再整備について一括してお答えいたします。

土地改良事業完了地区において、都市化の進展等により、非農用地の創設を伴う再整備を行うためには、市町村等が農用地の区画形質の変更を伴うこと、非農

用地の権利者全員の同意が得られていること、非農用地の面積が地区の3割以内であることのすべての要件を整える必要があります。

県といたしましては、地元の要望を踏まえ、土地改良事業完了地区の再整備について検討してまいります。

次に、市街化区域に隣接する農用地区域内農地の除外についてお答えします。

市街化区域に隣接する農地の除外については、まず、市町村において農振法の規定等に基づく除外要件の検討及び農業委員会等、関係機関との調整を行い、県知事の同意を得た上で除外することができます。

県といたしましては、市町村から除外の協議があった場合に、農振法に基づき適切に対応していきたいと考えております。

次に、粟国村のカンショ拠点産地認定についてお答えいたします。

カンショにつきましては、農林水産業振興計画において戦略品目と位置づけ、拠点産地を育成しているところでございます。

カンショの拠点産地の認定要件としては、栽培面積がおおむね5ヘクタール以上で産地協議会が設置されていることなどとなっております。

粟国村は、カンショに適した島尻マージ土壌であるが、アリモドキゾウムシ、イモゾウムシの被害が多く、主に飼料用として利用されております。

平成20年度の作付面積は2ヘクタールとなっております。

県では、カンショの産地化に向けて収穫機の導入や実証展示圃を設置するなど、生産対策に取り組んでいるところであります。

今後ともカンショの産地化に向けて、村と連携し、栽培技術の支援などを推進していきたいと考えております。

次に、久米島町における農業用水利施設の補修等に係る農家負担軽減についてお答えいたします。

整備した農業用水利施設を効率的に機能させるためには、定期的な機能診断や保全計画に基づく施設の補修等を行う必要があります。しかしながら、その補修等の経費は農家が負担することとなっております。そのため、久米島町においては、平成21年度から国・県・町の負担による地域農業水利施設ストックマネジメント事業の実施により、老朽化した用水機場やファームポンド等の補修にかかる農家負担の軽減を図ることとしております。

県としましては、今後とも、関係機関と連携を図り

ながら、農業用水利施設の補修等に係る農家等の負担軽減に努めてまいります。

次に、所有できない小作地と耕作放棄地についてお答えいたします。一括してお答えします。

農地法においては、所有者の住所地以外の市町村にある農地を小作させることが禁止されております。このような小作地に係る規制が農地の有効利用に支障を来し、耕作放棄地の増加の一因になったと考えられます。

このようなことから、国は農地の有効利用を図るため、平成21年6月に農地法を改正し、小作地の所有制限の廃止について本年12月15日から施行することとしております。このことにより、住所地以外にある農地を貸すことが可能となり、耕作放棄地の解消が促進され、農業生産の増加が期待されるものと考えております。

我が党の代表質問との関連の中で、久米島や津堅島における特殊病害虫の根絶に向けた取り組みについてお答えします。

特殊病害虫であるアリモドキゾウムシ及びイモゾウムシにつきましては、現在、久米島と津堅島において根絶防除事業を実施しているところであります。

久米島のアリモドキゾウムシは、ほぼ根絶状態になっており、現在、県による防除効果確認調査を実施しているところであり、その後、国による根絶確認調査を実施する計画であります。また、イモゾウムシについては、島の一部地域で不妊虫放飼を継続して実施し、今後、地域を拡大しながら防除を強化していく計画であります。

津堅島においては、平成19年11月にうるま市や県関係機関等で構成する根絶事業推進会議を設置し、寄主植物の除去や不妊虫放飼による根絶防除を実施しているところであります。アリモドキゾウムシについては、平成20年5月から不妊虫放飼による防除を実施してきた結果、発生はほぼゼロに近い状態となっております。イモゾウムシについては、不妊虫の放飼量や面積を拡大しながら防除を進めているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 土木建築行政についての御質問で、国道507号八重瀬道路の整備に伴う県道52号線の拡張整備についてお答えいたします。

国道507号八重瀬道路は、平成20年度から事業着手し、現在、実施設計等を行っており、県道52号線とのクランク状の交差点については、交差点改良を行う計

画であります。

当該交差点の改良に伴い、新城幼稚園前までを整備する予定であります。新城幼稚園前から新城十字路までの区間の整備については、今後、八重瀬町と協議をしながら検討していきたいと考えております。

同じく土木建築行政についての御質問で、東風平豊見城線の上田交差点から八重瀬町への事業化による整備効果等についてお答えいたします。

東風平豊見城線は、八重瀬町友寄から豊見城市豊崎に至る約9.1キロメートルの一般県道で、南部地域を東西に連結し、円滑な物流ネットワークを構築し産業振興等を支援する幹線道路であります。

現在、上田交差点から豊崎地先までの約4.7キロメートルの区間において、平成10年度から鋭意整備を推進しているところであります。上田交差点から八重瀬町への事業化については、現在事業中の区間の進捗状況や今後の交通量及び地域開発の動向等を踏まえて検討していきたいと考えております。

同じく土木建築行政についての御質問で、県管理国道の維持管理費についてお答えいたします。

道路の除草は、交通の安全性や快適性の確保のほか、観光立県である沖縄県においては、良好な景観形成を図る上で重要であると考えております。しかしながら、県管理国道は、厳しい財政事情のため、年2回程度の除草作業となっております。

県としては、道路の除草や清掃などの環境美化について、通り会や学校等の225団体、約5000名のボランティアの協力もいただいているところであり、今後とも地域ボランティアの拡大を図りながら、適正な道路管理に努めていく考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 観光商工行政との関連で、エコツーリズム推進法についてお答えをいたします。

まず、特定自然観光資源区域が所在する区域とその指定について一括してお答えいたします。

エコツーリズム推進法に基づき、市町村が組織した協議会で作成した全体構想が国の認定を受けた後に、市町村長が特に保護を図る必要があるものを特定自然観光資源として指定することになります。

現在、県内には、同法の規定による「特定自然観光資源が所在する区域」はありませんが、座間味村、渡嘉敷村においては、エコツーリズム推進法全体構想の作成に取り組んでおり、立ち入り制限ができる特定自

然観光資源の指定も含めて検討しているところであると聞いております。

次に、特定自然観光資源への立ち入りに関する市町村との協議についてお答えいたします。

エコツーリズム推進法では、市町村長が特定自然観光資源を指定した後、条例により同区域への立ち入り制限を行うことになります。その場合において同法の手続においては、特に県との協議を要する規定はございません。

次に、観光客が集中し、観光資源が損なわれるという趣旨のことについてお答えいたします。

エコツーリズムは、自然観光資源が損なわれないよう、生物の多様性の確保に配慮しつつ、実施することが求められており、そのため、観光事業者等は、その法の趣旨を踏まえて、観光客が集中しないよう、適切に対応することが必要であると考えております。

また、県としても自然環境と共生するエコツーリズムを推進するため、「エコツーリズムガイドライン」の策定や、ダイビング事業者等が自然観光資源の持続的な利用ができるよう、「サンゴ礁保全のための観光レジャープログラム集」を作成し、自然環境の保全とエコツーリズムの推進に努めております。

次に、立ち入り上限人数についてお答えいたします。

エコツーリズム推進法では、立ち入り上限人数を設定する場合には、全体構想の中に盛り込む必要があり、国の認定を受けた後、市町村の条例によって定めることになります。なお、この場合も特に県との協議を要する規定はございません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 新垣良俊君。

○新垣 良俊君 再質問を行いたいと思います。

今、海洋深層水の施設といいますか、それは建設を考えていないということだったんですが、現在の水産海洋研究センターの利用する水というのは海水なんですが、現在使っているのはこれは海洋の表層水だけの取水ですか、今糸満にあるセンターは。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） はい、そのとおりです。

○議長（高嶺善伸君） 新垣良俊君。

○新垣 良俊君 老朽化でつくるわけですから、新しい水産海洋研究センター、これは4年かかるということでありましたが、この表層水だけの海水だけでは久米島で研究している成果といいますか、これが出ないと思うんですが、表層水と深層水をまぜた海水でないと研究センターといいますか、そこでの研究がうまく

いかなと思うんですが、それについては部長どういうふうに考えていますか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 今のこの御提言の部分については、これはまた水産関係の研究のテーマとして、また出てくる部分を参考にしながらまた検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（高嶺善伸君） 新垣良俊君。

○新垣 良俊君 建設には4年ぐらいはかかるということでもありますんで、ぜひ海洋深層水の利用についての基本方針といいますか、それを最初に策定すべきじゃないかと思います。すぐいきなり深層水の取水は考えてないという知事の話もあったんですが、基本方針を策定することは考えていないか、それについてちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） これも検討してみたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 新垣良俊君。

○新垣 良俊君 海に囲まれた我が沖縄県でありますんで、水産海洋研究センター、これは世界に誇れるような施設をぜひ建設してほしいと思います。

もう一つなんですが、圃場整備における非農用地の創設といいますか、それについてはよく言う10年以上たっても非農用地がつかれないということではいろいろあるんですが、これの非農用地の創設の期待というのがさらに高まってくると思います。

今、非農用地の区域の設定を伴う土地改良事業における、これは農地法との関連制度とか、それから都市計画法の開発許可等の調整でこれは都市計画部局の協議もありますんで、非常に難しい事業ではあるんですが、ぜひとも農林水産部長を初め担当課長、それから職員の前向きな考えで頑張してほしいと思います。また、再整備のほうも要求していきたいと思っていますんで、よろしく願いを申し上げ、要望ですが終わりたいと思います。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明10日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後7時13分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 座 喜 味 一 幸

会議録署名議員 西 銘 純 恵

平成21年12月10日

平成21年
第 6 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 8 号）

平成21年
第 6 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第8号）

平成21年12月10日（木曜日）午前10時2分開議

議 事 日 程 第 8 号

平成21年12月10日（木曜日）

午前10時開議

第 1 駐留軍等労働者の給与水準見直しに関する意見書

玉城ノブ子さん	中川 京貴君	提出 議員提出議案第4号
座喜味一幸君	辻野ヒロ子さん	
具志 孝助君	仲宗根 悟君	
当銘 勝雄君	渡久地 修君	
前島 明男君	瑞慶覧 功君	
玉城 満君	上里 直司君	
吉田 勝廣君	玉城 義和君	

第 2 一般質問

第 3 甲第1号議案、甲第2号議案及び乙第3号議案から乙第25号議案まで（質疑）

第 4 陳情第207号及び第208号の付託の件

本日の会議に付した事件

日程第1 駐留軍等労働者の給与水準見直しに関する意見書

日程第2 一般質問

日程第3 甲第1号議案、甲第2号議案及び乙第3号議案から乙第25号議案まで

甲第1号議案 平成21年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）

甲第2号議案 平成21年度沖縄県自由貿易地域特別会計補正予算（第1号）

乙第3号議案 沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

乙第4号議案 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

乙第5号議案 沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

乙第6号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例

乙第7号議案 沖縄県地上デジタル放送受信者支援基金条例

乙第8号議案 沖縄県医療施設耐震化臨時特例基金条例

乙第9号議案 沖縄県景観形成条例の一部を改正する条例

乙第10号議案 工事請負契約について

乙第11号議案 県が管理する所有者不明土地に係る増改築許可申立事件の和解について

乙第12号議案 車両損傷事故に関する和解等について

乙第13号議案 指定管理者の指定について

乙第14号議案 指定管理者の指定について

乙第15号議案 指定管理者の指定について

乙第16号議案 指定管理者の指定について

乙第17号議案 指定管理者の指定について

乙第18号議案 指定管理者の指定について

- 乙第19号議案 指定管理者の指定について
 乙第20号議案 指定管理者の指定について
 乙第21号議案 当せん金付証票の発売について
 乙第22号議案 県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について
 乙第23号議案 県道の路線の一部廃止について
 乙第24号議案 公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業の執行に伴う負担金の徴収について
 乙第25号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について

日程第4 陳情第207号及び第208号の付託の件

出席議員（47名）												
議長	高嶺善伸	君	24番	前島明男	君							
副議長	玉城義和	君	25番	新垣良俊	君							
1番	上原章	君	26番	仲田弘毅	君							
2番	島袋大	君	27番	照屋守之	君							
3番	中川京貴	君	28番	辻野ヒロ子	さん							
4番	桑江朝千夫	君	29番	嶺井光	君							
5番	平良昭一	君	30番	赤嶺昇	君							
6番	仲村未央	さん	31番	当銘勝雄	君							
7番	照屋大河	君	32番	渡嘉敷喜代子	さん							
8番	渡久地修	君	33番	前田政明	君							
9番	瑞慶覧功	君	34番	玉城ノブ子	さん							
10番	新垣清涼	君	35番	比嘉京子	さん							
11番	上里直司	君	36番	新垣安弘	君							
12番	吉田勝廣	君	37番	金城勉	君							
13番	當山眞市	君	39番	翁長政俊	君							
14番	吉元義彦	君	40番	浦崎唯昭	君							
15番	座喜味一幸	君	41番	池間淳	君							
16番	佐喜真淳	君	42番	新垣哲司	君							
17番	玉城満	君	43番	具志孝助	君							
18番	仲宗根悟	君	44番	當間盛夫	君							
19番	崎山嗣幸	君	46番	新里米吉	君							
20番	西銘純恵	さん	47番	嘉陽宗儀	君							
21番	奥平一夫	君	48番	大城一馬	君							
22番	山内末子	さん										

欠席議員（1名）				
38番	糸洲朝則	君		

説明のため出席した者の職、氏名												
知事	仲井眞弘多	君	福祉保健部長	奥村啓子	さん							
副知事	仲里全輝	君	農林水産部長	比嘉俊昭	君							
副知事	安里カツ子	さん	観光商工部長	勝目和夫	君							
知事公室長	上原良幸	君	土木建築部長	仲田文昭	君							
総務部長	兼島規	君	企業局長	宮城嗣三	君							
企画部長	川上好久	君	病院事業局長	知念清	君							
文化環境部長	知念建次	君	会計管理者	名渡山司	君							

知事公室
秘書広報統括監
総務部
財政統括監
教育委員会
委員長
教育長
公安委員会委員

棚原政忠君
黒島師範君
比嘉梨香さん
金武正八郎君
翁長良盛君

警察本部長
労働委員会
事務局長
人事委員会
事務局長
代表監査委員

黒木慶英君
比嘉久晶君
伊礼幸進君
又吉春三君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長
次長
参事兼議事課長
課長補佐
主査

遊佐信雄君
龍野博基君
嘉陽安昭君
平田善則君
佐久田隆君

主査
参事兼政務
調査課長
主幹

仲宗根章君
新城博君
上原貴志君

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

12月8日、玉城ノブ子さん外13人から、議員提出議案第4号「駐留軍等労働者の給与水準見直しに関する意見書」の提出がありました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第1 議員提出議案第4号 駐留軍等労働者の給与水準見直しに関する意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

玉城ノブ子さん。

〔議員提出議案第4号 巻末に掲載〕

〔玉城ノブ子さん登壇〕

○玉城 ノブ子さん おはようございます。

ただいま議題となりました議員提出議案第4号につきましては、経済労働委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表いたしまして提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、駐留軍等労働者の給与水準見直しについて関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第4号を朗読いたします。

〔駐留軍等労働者の給与水準見直しに関する意見書朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、本議案につきましては、その趣旨を関係要路

に要請するため議員代表を派遣する必要があるとの意見の一致を見ておりますので、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきますようお願い申し上げます。

また、駐留軍等労働者の給与の支払いにつきまして、本来特別協定いわゆる思いやり予算で支払うべきものではなく、使用者である米軍が支払うべきものであること、給与の見直しはあくまでも労使間の問題であって、特別協定を見直すということとは別次元の問題としてとらえるべきものであることとの指摘があったことを申し添えます。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第4号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） これより議員提出議案第4号「駐留軍等労働者の給与水準見直しに関する意見書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第4号は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） ただいま可決されました議員提出議案第4号に関し、提案理由説明の際提出者から、その趣旨を関係要路に要請するため議員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、お諮りいたします。

議員提出議案第4号の趣旨を関係要路に要請するため議員5人を派遣することとし、その期間及び人選については議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第2及び日程第3を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案、甲第2号議案及び乙第3号議案から乙第25号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

金城 勉君。

〔金城 勉君登壇〕

○金城 勉君 おはようございます。

一般質問最終日のトップバッターとして初めて登壇をさせていただきます。

まず冒頭に、本日は12月10日でございます。12月10日ということは、仲井眞知事が3年前に知事に就任されてから3年目の記念すべき節目を迎えました。

この3年間、仲井眞知事におかれましては、山積する沖縄の諸問題に真剣に取り組み、途中、体調を崩しながらも軽く乗り越えて、そしてこの3年間、走りに走っていただきました。本当に知事、大変お疲れさまでございました。ありがとうございます。これからまた4年目に向けてスタートするわけでございます。いよいよ体調には気をつけていただいて、県政の課題克服、また発展のために御尽力をいただきますよう祈念を申し上げたいと思います。

皆さんは闘牛をごらんになったことがありますか。私、原産地がうるま市なものですから、うるま市の石川闘牛ドームにこれまで行ったことがあるんですけども、闘牛というのは非常におもしろい。何がおもしろ

いかといいますと、お父ちゃん、おじいちゃんと一緒に子供たちもいっぱい来るんですね。小学校1、2年生か2、3年生ぐらいの子供たちが、もう800キロ、900キロ、1トンもあるようなこの闘牛を、鼻綱をつかまえて闘牛を見上げながら堂々と入場してくるさまは本当に頼もしく、また非常におもしろい。

その闘牛を戦い終えて、そして勝った牛にはその子供が背中に乗せてもらって、その闘牛の上でカチャーシーを舞う。こういうような姿も見受けられます。そういう状況を私、最近をよく思い浮かぶ場面があるんですね。

テレビのニュースを見ていると、最近子供ならぬ亀さんが800キロ、900キロ、あるいはまた、ときには1トン、2トンもあるような大牛を、鼻綱を引きずり回して喜んでいるさまをテレビを通して見ておりますと、ああ、この世の中も随分変わったものだなというふうな気になります。

しかし皆さん、闘牛はやっぱり闘牛の本性というものがあります。その闘牛がすきを突いて角を向けてくることがあります。特に来年の夏以降は危ないでしょうね。よくよく注意したほうがいいんじゃないでしょうか。

それと、今、沖縄県政はさまざまな課題を抱えて、さきの衆議院選挙では県民の皆さん方は従来の自公政権にかわって新しい政権選択ということで貴重な1票を投じて議員を国会に送りました。しかし、その議員の皆さん方、こうして基地問題や大学院大学の問題やらさまざまな問題が毎日報道される中で、姿も形も見えない。何とかチルドレンという名誉ある地位をいただいて満足しているせいか、質問もさせてもらえない。そういうふうな中で、一体県民の声というものはどのように国会に届いているのか、私たちには全く見えません。ある意味ではこれから私の1票を返せ、おれの1票を返せと県民からやじが飛んでくるんじゃないかと私は心配をしておりますけれども、皆さん、いかがでしょうか。

それと、皆さん、きょうの新聞をごらんになりましたか。（資料を掲示）ここに、もう感極まって絶句しましたね。これまで新政権が普天間移設について、立場立場でそれぞれが言いたい放題、どこを向いているのか、ある人は右、ある人は左、ある人は後ろ、もう本当に四方八方を向きながらそれぞれに自由な思いでいろんな発言をしている。そういうものが県民に伝わっていろいろと議論を醸しているわけですけども、その集大成がここなんじゃないかな。官房長官が普天間飛行場を、騒音軽減よりも周辺地域の住民

方をどこかに移動させようか、こういう発言を国家の官房長官がなさる。その下には、18日までにはオバマ大統領に報告すべく日本政府の方針を決めて首脳会談に臨みたいと言っていたそのもう舌の根も乾かないうちにどうなるかわからないというふうにおっしゃっている。一方で防衛大臣は、グアムまで行って、ああ、ここはだめだなと。もうアリバイづくりかのような発言をしている。この1面に今の政権の集大成があらわれていますよ。関係者の皆さん、いかがですか。

私の準備していた質問が随分飛んでしまいそうですけれどもね。

では、質問に移ります。

普天間飛行場移設に関し関係閣僚の発言が日が変わりメニューのように変わり、政権が3カ月たった今もぶれまくっております。選挙を勝つために何の見通しもなく県外・国外移転を連呼し、無責任に空手形を連発してきたツケが回ってきたようであります。内政問題ならまだしも、外交問題を選挙の道具に使ったこと自体、政権担当能力を私は疑います。

鳩山総理は、オバマ大統領との会見の場で「トラスト・ミー」と言ったというふうに報道されております。総理はどういう意味でその言葉を使ったのかわかりません。その後の鳩山総理の発言を追いかけてみても、何か根拠があって使ったとは到底思えません。最後は私が決めると大見えを切ってはみたものの、中身はエンプティーであったということになると、笑い話では済まされません。

そこで伺います。

知事、普天間移設について鳩山政権のスタンスをどう評価なさいますか。

(2)、普天間の移設方針は三党連立合意に「日米合意を見直しの方向で臨む」としております。そのことについて積極的にそれを後押ししてやれということで要請してはどうでしょうか。

2点目に、教育委員会に伺います。

幼稚園の3年保育について。

9月議会でも取り上げましたが、教育長の答弁は、前向きに取り組んでいきたいということでございました。幼稚園教育の重要性は、小学校・中学校に行ってからその後に大きくその違いが出てくると言われております。幼稚園の3年保育の取り組みは、県内の子どもたちの学力向上にも大きく貢献するものと考えます。

そこで伺います。

「沖縄県幼児教育振興アクションプログラム」策定の進捗状況はどうでしょうか。

また、次年度から3年保育推進を具体的にどのような

に取り組んでいかれますか。

3点目、福祉保健部について。

(1)、脳脊髄液減少症について。

平成17年の12月議会において我が沖縄県議会は、「脳脊髄液減少症の治療推進と保険適用を求める意見書」を可決いたしました。

「脳脊髄液減少症は、交通事故やスポーツ障害などによる頭部や全身への強い衝撃で脳を覆う硬膜に穴があき、脳脊髄液が慢性的に漏れ続け、頭痛、首や背中の痛み、腰痛、目まい、吐き気、視力低下、耳鳴り、思考力低下、うつ症状、睡眠障害、極端な全身倦怠感、疲労感等のさまざまな症状が複合的に発現する病気」と言われております。

最近では、NPO法人「脳脊髄液減少症患者・家族支援協会」の活動等により全国的に理解が広まってきたようであります。厚労省に研究班が設置され、診療ガイドラインの作成が進んでいるとのことでもあります。その治療法としては、ブラッドパッチ治療法が有効であるとされております。また、全国36の府県で治療する病院を県のホームページで紹介をし、患者や家族の皆さんに情報提供がなされております。

以下、質問します。

ア、県内の患者数を把握しておりますか。また、学校現場における状況はいかがでしょうか。

イ、県内の治療病院はありますか。

ウ、県内の治療病院を県のホームページで紹介してはいかがでしょうか。

エ、治療について保険適用を国に要請すべきではないでしょうか。

(2)、介護サービス情報の公表制度について。

ア、公表制度とは何でしょうか。

イ、介護サービス情報公表センターはどのように指定されるか。また、何カ所ありますか。

ウ、事業所の手数料負担は幾らでしょうか。

エ、手数料が過重負担との声がありますが、いかがでしょうか。

4、文化行政について。

(1)、環境行政について。

県は、平成12年度「沖縄県新エネルギービジョン」を策定しておりますが、時代状況が大きく変化し新たなエネルギービジョンの策定が求められております。

ア、県の「エネルギービジョン」策定の進捗状況はどうでしょうか。

イ、県内のCO₂排出量の推移と対策について御説明ください。

ウ、化石燃料から再生可能エネルギーへの転換の取

り組みはどうでしょうか。

(2)、国際アジア音楽祭について。

明年3月の開催に向けいよいよ秒読み段階に入ってきました。知事の公約でもあり、関係者の成功への期待が高まっております。ただ、県民的広がりという意味ではまだまだPRが足りないのではないかと思います。

ア、出演者募集の進捗状況はどうか。最終的に何カ国、何組のアーティストの出演を予定しているか。

イ、産業振興につなげる戦略はどのように組み立てていらっしゃるか。

ウ、国内・国外の人々の誘客や国際交流のしかけをどのように取り組んでいるか。

(3)、県立郷土劇場再建について、今後の県の計画はどうでしょうか。

(4)、沖縄市海邦町で感染性医療廃棄物処理施設の建設計画が進められております。沖縄市や地域住民から強烈な反対運動が起こっております。県の対応を伺います。

次に、農林水産部にお伺いします。

(1)、県内養豚業について。

沖縄の食文化の中で豚肉はなくてはならない食品であり、たんぱく源として牛肉と並ぶ地位を占めております。県としても養豚業を育成し継承・発展させることは大きな使命であります。

ア、県内屠畜の状況について、屠畜場は何カ所で、処理能力は幾らか。

イ、県内養豚業者の屠畜は問題なく処理されるか。

ウ、県内養豚業の飼育頭数、豚肉の自給率はどうか。

エ、県内の食品残渣の量は幾らか。養豚業への活用実態はどうか。

オ、配合飼料の使用実態はどうか。

6、土建部にお伺いします。

(1)、泡瀬地区埋立事業について、事業再開への見通しはどうか。

(2)、泡瀬地区埋立事業の中断によって中城湾港東埠頭の航路しゅんせつ工事は今後どのように対応いたしますか。

よろしく申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） おはようございます。

金城議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、基地問題の中で、普天間飛行場移設問題に対する政府の対応についての御質問にお答えいた

します。

普天間飛行場移設問題につきましては、各大臣がさまざまな御発言をしておられますが、政府としての具体的な方針は示されておられません。この問題の早期解決に向けて、政府が明確な方針及び具体案を示していただきたいと考えているところでございます。

次に、同じく基地問題の中で、三党連立政権合意への対応についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

新内閣が発足し、鳩山総理の「地元の皆さまの思いをしっかりと受け止めながら、真剣に取り組む」とした所信表明などを受け、沖縄県内では県外移設の実現を期待する声が非常に高まっております。

県といたしましては、これまでも申し上げてきましたとおり県外移設が最も望ましいと考えており、政府が具体的な県外移設案を提案するのであれば、政府の方針を積極的に支持するものであります。県は、普天間飛行場の一日も早い危険性除去のため、明確な方針及び具体案を示していただくよう、政府に対して要望しているところでございます。

次に、文化環境部関係の御質問の中で、沖縄国際アジア音楽祭の出演者募集に係る御質問ですが、これは4の(2)のアとイとウが関連いたしておりますので一括して答弁させていただきます。

音楽祭のメインイベントとなります屋内及び屋外ステージにつきましては、現在、出演者の募集、そして選考を進めているところであります。最終的には日本、台湾、中国、韓国など五、六カ国で延べ150組ほどのミュージシャンの出演を見込んでおります。また、本音楽祭では国内外の音楽関係者が集い、意見交換等を行うカンファレンスを開催することにいたしております。これにより沖縄県の音楽産業の底上げや活性化が図られ、音楽産業がさまざまな産業に波及して県経済の発展につながるものと考えております。さらに、沖縄の新たな魅力として、日本一早い夏が訪れる沖縄での音楽祭「音楽の島・沖縄」をアピールすることにより、観光客の誘客につなげますとともに、アジア各国との音楽を通じた文化交流を推進してまいり所存でございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは、教育委員会についての御質問で、アクションプログラムの進捗状況についてお答えいたします。

「沖縄県幼児教育振興アクションプログラム」は、幼稚園の設置者である市町村等が幼児教育振興に関する政策プログラムを策定する際、参考になるよう県の方向性を示すものであります。12月現在、作業部会において3年保育の促進等を盛り込んだ素案を作成し、有識者等で構成する策定委員会で審議を重ね、今年度中に策定する予定であります。

次に、3年保育の取り組みについてお答えいたします。

3年保育の実施については、幼児教育の実施主体である各市町村等が主体的に判断し、独自の幼児教育政策プログラムを策定し推進することが求められております。

県教育委員会としましては、同プログラムの策定を支援するなど、3年保育を促進してまいりたいと考えております。

次に、福祉関係の御質問で、脳脊髄液減少症についてお答えいたします。

公立の小・中・高校においては、毎年4月に保護者あての保健調査を実施しております。現在のところ、脳脊髄液減少症に関する発症事例の報告はございません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 福祉保健部関係についての御質問の中の、県内の脳脊髄液減少症の患者数と治療病院の紹介についての御質問に一括してお答えいたします。

脳脊髄液減少症については、診断基準や治療法がまだ確立されていないこと等から、患者数の把握は難しい状況にあります。

県内の治療病院については、今のところ4カ所の医療機関を把握しており、県民から問い合わせがあった際に紹介しております。県内で治療可能な医療機関の把握や公表については、県医師会等とも調整し、医療機関の協力を得ながら対処してまいりたいと考えております。

次に、保険適用を国に要請することについてお答えいたします。

健康保険の適用について、国は学術的な研究成果を踏まえて考えたいとの見解を示しており、現在、国の研究班において診断基準や治療法等の研究が進められており、平成21年度末に研究内容の報告が予定されております。

県としては、今後の国の動向を注視し対処していき

たいと考えております。

なお、県は、全国衛生部長会を通じて、脳脊髄液減少症については、ブラッドパッチ療法を含めその定義及び治療等を早期確立するなどの推進・充実を図ることを国に要望しているところであります。

次に、介護サービス情報公表制度についてお答えします。

介護サービス情報公表制度は、利用者が介護サービス内容及び事業所の運営状況を適切かつ円滑に入手できるよう支援する制度であり、平成18年4月から介護事業所に義務づけられたものであります。

その概要は、介護サービス事業者が提供する介護サービスに係る情報を都道府県知事に報告し、都道府県知事はその内容を調査し、その結果をホームページで公表しております。

次に、介護サービス情報公表センター等についての御質問にお答えします。

沖縄県においては、沖縄県指定情報公表センター選定要領に基づき、平成18年3月に開催された沖縄県「介護サービス情報の公表」制度推進委員会の意見を参考にして、平成18年4月に社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会を沖縄県の指定情報公表センターに指定し公示しております。また、調査機関については、沖縄県指定調査機関選定要領により、応募のあった6機関の中から沖縄県社会福祉協議会、介護と福祉の調査機関おきなわ、沖縄タイム・エージェントの3機関を指定し公示しております。

次に、介護サービス情報の公表手数料についてお答えします。

平成21年7月に介護サービス情報公表に係る手数料の改定を行い、調査手数料を4万円から2万8000円に、公表手数料を1万2000円から1万1000円に引き下げております。

次に、情報公表手数料の負担についてお答えします。

沖縄県の公表手数料・調査手数料の合計金額は3万9000円であり、全国平均の3万4274円を上回っております。

沖縄県の手数料が高い理由は、島嶼県であるため調査員の旅費がかさむこと、一調査機関当たりの調査件数が他府県に比べて少ないため、事務経費単価の引き下げが難しいことが原因であります。

なお、前年度の介護報酬金額が100万円以下の事業者については、報告・調査及び公表は義務ではなく任意となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 文化環境部関係についての中で、エネルギービジョン策定の進捗についての御質問にお答えします。

「沖縄県エネルギービジョン」については、昨年度に取りまとめた調査結果に今年度開催した「沖縄新エネルギー推進会議」の内容を盛り込み、ビジョン素案として検討しているところです。

今後は、年明けに素案を取りまとめ、庁内や関係団体への意見照会、県民意見公募を経て今年度中にビジョンを策定する予定です。

同じく文化環境部関係で、再生可能エネルギーへの取り組みについての御質問にお答えします。

県では、再生可能エネルギーに関する取り組みとして、家庭用太陽光発電への補助、波照間島における可倒式風力発電及び離島型系統安定化装置を設置するエネルギー自給システム構築の補助事業を実施しております。また、宮古島、与那国島、多良間島及び北大東島での次世代送電網である「マイクログリッド」構築実証事業を支援しており、今後も再生可能エネルギーの導入促進を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 文化環境行政についての御質問にお答えいたします。

まず、CO₂排出量の推移と対策についてお答えいたします。

沖縄県の2006年度の温室効果ガス排出量は1445万トンとなっており、基準年であります2000年度から178万トン、14%増加しております。

排出量の経年変化を見ますと、計画策定前の2000年度から2003年度までの3年間で年間平均約4%ペースで増加しておりますが、計画策定後の2004年度からはほぼ横ばいで推移している状況でございます。

沖縄県では現行計画を見直し新たな計画を平成22年度に策定することにしております。新たな計画の策定に当たりましては、国の動向を注視しつつ、削減目標の設定や対策の充実強化を図っていきたいと考えております。

次に、県立郷土劇場の整備についてお答えいたします。

県立郷土劇場は、沖縄の文化・伝統芸能の振興を図る上で重要なものと認識しております。

郷土劇場の整備に当たりましてはさまざまな課題が

あり、あらゆる視点からの検証が必要であることから、今後、調査研究を行うこととして、現在、関係資料の収集を行っているところでございます。

次に、産廃処理施設の現状と住民意見等についてお答えいたします。

中城湾港新港地区で計画されている産業廃棄物処理施設は、感染性廃棄物、廃プラスチック類等を焼却処理する施設で、本年3月30日に設置許可申請が提出され、9月18日から10月19日までの間、沖縄市などで縦覧手続を行ったところであります。

当該申請に対して沖縄市や住民から施設の稼働による影響について意見が寄せられていることから、県としては、法に基づき専門家の意見を聞いた上で厳正に審査することとしております。また、申請者に対しましては、住民への説明会を実施するよう指導しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 農林水産部関係の中で、県内の屠畜場の設置状況及び処理能力についてお答えいたします。

県内の屠畜場は、現在、名護市食肉センター、沖縄県食肉センター、久米島と畜場など7カ所に設置されております。これら屠畜場の豚の屠畜処理能力は、1日当たり2110頭で、年間の処理能力は最大約52万7000頭となっております。

次に、屠畜処理状況についてお答えいたします。

屠畜場においては、1日当たりの処理許可頭数が定められていることから、円滑な処理を行うため、1カ月単位での屠畜計画を作成し、それに基づき屠畜処理を行っております。そのため、緊急な屠畜の依頼等があった場合は、屠畜計画と照らし合わせて可能な限り対応することとしております。しかしながら、屠畜頭数が多くなる旧盆前や年末等においては、受け入れ日程を変更する場合もあると聞いております。

県といたしましては、養豚農家の要望も踏まえ、引き続き円滑な屠畜処理が行えるよう、関係機関・団体と調整してまいります。

次に、県内における豚の飼育頭数及び自給率についてお答えいたします。

本県における豚の飼育頭数は、平成20年12月末現在で23万8091頭となっております。平成20年における豚肉の自給率は、重量ベースで試算しますと約132%となっております。

次に、県内の食品残渣の量と活用状況及び配合飼料

の流通量について一括してお答えいたします。

沖縄県畜産会等の報告によりますと、県内では年間約29万トンの食品残渣が発生し、その一部が加熱処理などにより134戸の養豚農家に飼料として活用されております。

また、平成20年度の本県における配合飼料の流通量は約25万7000トンで、内訳としては、養豚用飼料が約13万5000トン、鶏用飼料が約6万5000トン、牛用飼料が約5万7000トンなどとなっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 土木建築部についての御質問で、泡瀬地区埋立事業再開の見通しについてお答えいたします。

現在、沖縄市において土地利用計画見直し作業を継続しているところであり、当該計画は平成21年度末に取りまとめられる予定であります。

県としましては、見直し結果を踏まえた埋立免許の変更等の必要な手続きを行い、事業が早期に再開できるよう努めていきたいと考えております。

同じく土木建築部についての御質問の中で、新港地区航路のしゅんせつ工事についてお答えいたします。

国の実施する新港地区東埠頭におけるしゅんせつ工事は、泡瀬地区埋立事業と密接に関係していることから、現在中断されております。

県としましては、新港地区における港湾施設整備の重要性にかんがみ、可能な限り早期に東埠頭が供用できるよう、今後の対応について国と協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 金城 勉君。

○金城 勉君 では、再質問をさせていただきます。

先ほど私、きょうのマスコミ報道の紙面を紹介いたしましたけれども、知事、これをごらんになりましたですか。まだごらんになっていませんか。斜め読みですか。

先ほど私、紹介しましたように、この鳩山政権のこれまでの普天間移設にかかわるいろんな言動、対応について、もうぶれにぶれてきた、そういう指摘をいたしました。それを踏まえてきょうのこの報道、要するに官房長官が、普天間住民を移転させるという――どういう意味で言ったのかわかりませんが――この発言、あるいはまた、総理大臣がオバマ大統領に18日報告に行くというその方針もまたぶれてきた。そし

て防衛大臣がこのようにグアム移転の可能性を見に行ったら、即否定した。こういう政権のあり方、感想をお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 新聞報道でしかわかりませんから限界があると思いますし、お一人お一人の大臣、新内閣がスタートして随分御苦労されていると思いますから、私がコメントするのはいかがかと思いますが、ただ、その中で普天間の地域住民を移動とか移転ということを本当におっしゃったとすれば、何といましようかね、どういう生活をしてこられてそういう感性になるのかわからないなという印象は強く持ちました。

○議長（高嶺善伸君） 金城 勉君。

○金城 勉君 スタートして間もないんですけども、このテーマについてはもう末期症状ですね。

それで、これまで知事は、ベストは県外・国外ということをお願いしてきました、政権のほうから移転先を県外・国外ということ具体的に明示すれば、それを積極的に支持をするというふうにこれまでおっしゃってきたんですけども、私は、こういう状況を見ると、その選挙前に彼らが訴えてきたこと、そして沖縄マニフェストに書いてきたこと、そして3党合意で合意したこと等々を踏まえて見た場合、果たして県外・国外というものがどこまで真剣に考えているかどうか、極めて不信感だらけになってしまいますね。我々県民はひとしく県外・国外を望んでいますよ。好きこのんで辺野古に持ってこいということはほとんど言いませんよ。そういう中で、やはりこういうきょうの報道などを見ると、いよいよ末期症状。であるならば、知事はもっと踏み込んで、その移転先が明示されたら積極的に支持をするということをさらに踏み込んで、具体的に県民との約束を果たせと、県外・国外と言ったんじゃないかと。そしてその県外・国外のどこに移すのか具体的に明示しなさいと、こういうことを訴えて求めたら、突きつけたらどうですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） まさに今、議員おっしゃっているような趣旨を私は私なりの表現で申し上げているつもりですけども。

○議長（高嶺善伸君） 金城 勉君。

○金城 勉君 ぜひ私はもう踏み込んで、辺野古を喜んで受け入れたことではないわけですから、そして政権も具体的に県外・国外ということ約束してきたわけですから、遠慮なくそこに踏み込んでもいいと私は思います。ぜひそれは御検討ください。

それと、もう一つは県立郷土劇場の再建についてですけれども、知事、これはこれまでやはり我が沖縄県民の誇りである琉球舞踊、あるいはまたその関係の組踊道具とか衣装製作、修理とかそういうものが国指定の無形文化財にされて、そして伝統的に継承・発展されてきた。残念ながら郷土劇場が閉じることによって行き場を失ってしまったという実態があるんですね。ここはもう財政が厳しい折、わかるんですけれども、やはり沖縄文化の継承・発展のためには必要不可欠な施設じゃないかと思うんですけれどもいかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 考え方は先生と全く同じでございます。

○議長（高嶺善伸君） 金城 勉君。

○金城 勉君 もう時間もないようですから、いろいろ準備していたんですけれども、基地に食われてしまいました。

知事、今の県立郷土劇場の件については財政ともしっかり打ち合わせをして、ぜひ知事のリーダーシップを発揮していただきたいと、お願いをして終わります。

○議長（高嶺善伸君） 辻野ヒロ子さん。

〔辻野ヒロ子さん登壇〕

○辻野 ヒロ子さん おはようございます。

本日は、仲井真知事就任4年目に突入、おめでとうございます。

連日のように、全国のニュースになっている普天間基地移設問題をめぐり、政府の方針がいまだに定まらず、展望なき先送りに大変に御苦労しておられる仲井真知事の心中穏やかでないことをお察しいたします。高ぶる気持ちを抑えていただき、方向転換はできないかもしれませんが、ぜひ気分転換をしてリフレッシュをしていただいて、どうぞくれぐれも健康には気をつけて県民の先頭に立ってよい解決策が見出せるようよろしくお願いいたします。

それでは質問に移ります。

1、新石垣空港建設整備事業について。

政府の行政刷新会議による事業仕分けで、2010年度予算概算要求の事業が「廃止」、「凍結」、「予算計上見送り」、「予算削減」、「地方・民間移管」などさまざまな判定結果で、関係する県、自治体、民間団体などから今後の事業展開に対する不安や戸惑いの声が出ています。本県においても、いろいろな事業に影響が出ることも予想されます。その中でも、国土交通省の公共工事の大幅な見直しがあり、地方空港の整備費などを削減する方向で検討されており、新石垣空港

の削減検討と大きく報道されたことで地元でも大変不安を抱いております。

八重山郡民の30年余の悲願である新石垣空港は、2013年3月開港に向けて、毎年満額予算の確保は不可欠でありますので、知事を先頭に取りこぼしがないようによろしくお願い申し上げます。

それでは、次の件について伺います。

(1)、2010年度予算の概算要求で10%程度の削減を打ち出しているが、影響はないのか伺います。

(2)、バードストライク（サシバの渡りやカンムリワシ）の懸念が指摘されているが、調査はどうなっているのか伺います。

(3)、事業地内で去る7月に人骨や獣骨が見つかったことへの対応について調査されたようですが、その後どうなったのか伺います。

(4)、用地造成工事の進捗状況と反対地権者の共有地についての用地取得のめどはどうなっているのか伺います。

(5)、事業の進捗状況と2013年3月供用開始までのスケジュールについて伺います。

(6)、新石垣空港ターミナルビルも設計業務に入っているようだが、進捗状況と今後のスケジュールについて伺います。

(7)、アクセス道路について、ルートは昨年に決定していますが、その後の動きとめどはどうなっているのか伺います。

次に、環境行政について。

国の環境対策で、「地域グリーンニューディール基金」として、本県は総額14億9000万円の交付があり、特に海岸漂着ごみに関する取り組みに大きな期待が寄せられています。多くの離島を抱える本県では、漂着ごみの回収作業はほとんど地元住民やボランティアで行っているが、その膨大なごみの処理のための費用や運賃など課題が多く、早急に事業の執行ができるよう、よろしくお願い申し上げ、次のことについて伺います。

(1)、「地域グリーンニューディール基金」の事業計画と進捗状況について伺います。

ア、離島市町村の漂流・漂着ごみの回収処理について、早急な取り組みが必要だと考えるがどうなっているのか。特に竹富町などはどうなっているのか伺います。

イ、この基金は平成23年度までの3年間のみの事業のようですが、継続的に取り組めないのか伺います。

(2)、オニヒトデ緊急駆除対策事業の進捗状況について伺います。

3、農林水産行政について。

離島における漁業の生産向上を図るためには、(1)、離島地域の水産業の振興策として、生産体制の強化、流通、販売網の確保が不可欠であるが、県の支援はどうなっているのか伺います。

(2)、八重山食肉センター改築について伺います。

八重山食肉センターは、昭和49年に建設され、築35年が経過しております。平成20年度の実績として肉用牛1415頭、馬20頭、豚1694頭、ヤギ221頭、合計3350頭で月平均約280頭が屠畜処理され、これまで八重山郡民の食肉流通拠点として責任を果たしてきました。しかし、肉用牛の屠殺頭数がふえる中で、施設の老朽化に伴い、手狭で冷凍施設や内部の補修、修繕等に膨大な経費がかかり経営を圧迫しています。今後の肉用畜産の生産振興を図るため、「石垣牛」の生産地であることから、自然に恵まれた観光地の有利性を活用し、観光とリンクした新鮮で、安心・安全な食肉を消費者に提供していくことが最も重要だと考えます。ぜひ現地調査をしていただき、補助事業導入に向けて、石垣市と連携して取り組んでもらいたいと考えますが、見解を伺います。

次に、(3)、与那国町屠畜場の再開に係る支援については、以前に一般質問で取り上げた後に、いろいろ現地視察や調整が進んでいると思いますが、現在、どのような状況なのか伺います。町の財源も厳しい中ですので、ぜひ県の支援をよろしくお願いいたします。

次に、4、観光行政について。

県内の入域観光客数が3カ月連続で前年割れするかなり厳しい状況が続いていますが、中国上海から石垣や沖縄本島へ送客を検討している航空会社や、また離島への修学旅行がふえて、低迷観光の救世主になっているとの朗報もあります。また、外国人観光客についても、クルーズ船の予定寄港回数が前年を上回っていることに加え、個人旅行も好調なことから、今後は前年並みに推移していくものと期待したいと思います。県は、2008年度の国際観光地プロモーションモデル事業の調査結果を受け、「ビジットおきなわ計画」の重点項目である東アジア地域などの誘客促進を図っています。

そこで伺います。

(1)、「国際観光地戦略モデル事業」で、誘客促進について、県の取り組みと今後の推進について伺います。

(2)、中国（上海）から、石垣、沖縄本島送客に対する県の支援について伺います。

(3)、環境保全型観光の促進と今後の展開について伺

います。

(4)、観光誘致対策事業の拡充で、離島観光への誘客促進と修学旅行誘致に県の積極的な取り組みと支援について伺います。

J T Aが2010年5月で、石垣―神戸直行便の廃止を発表したことを受け、観光関係者は入域観光客の減少につながると危機感を募らせています。昨年1年間で5万7693人が利用、ことしも6月までの上半期で2万8889人の利用があり、石垣市にとって重要な観光路線の一つとなっています。観光入域が厳しい中で、神戸直行便の廃止は憂慮される事態で、全体のキャパが減り、観光面へのダメージが大きいということで、現在、地元では、各関係団体を網羅して路線継続を要請しようという動きがあります。

そこで、(5)、石垣―神戸直行便廃止発表に対し、県も地元と一緒に継続要請の支援をしていただきたいと思いますと考えますが、見解を伺います。

5、離島振興について。

1967年7月1日午前9時、沖縄離島の空に県民の翼、南西航空第1便「沖縄県民空の足」として、久米島空港に向け、那覇空港から飛び立ったのです。その後、1993年7月1日に社名を「日本トランスオーシャン航空（J T A）」として改め、県内で5路線、県外では13路線に就航し、2008年度は、全路線合計265万5000人の皆さんが利用し、沖縄―本土路線利用者は全体の4割を超えるまでに成長し、観光立県沖縄に大きく寄与している「沖縄県民の翼」から「沖縄発日本の翼」へと地元沖縄の発展のために大きく貢献しております。このたび、J A L（日本航空）の再建に伴い、子会社であるJ T A（日本トランスオーシャン航空）の問題がクローズアップされている中で、先日マスコミ報道によると、J T Aの本年度上半期（4月から9月）の決算内容は、営業利益は10億3000万（前年度の2.8倍）、経営利益は9億8000万（前年度の2.4倍）を確保したと発表されました。親会社が赤字経営で年末の資金繰りに苦しむ中で好決算であり、まさに優良子会社であります。しかし、現実には実質支配権を持っているJ A Lと同様にことしの年末賞与の支給停止は避けられないとのことで、会社創立以来42年で初めてのです。そこで、会社経営に関する役員派遣等や実質支配権を排除するためには、現在の保有株（J A L 70%、県と経済界、社員役員30%）の比率をぜひ50%以上に増資し、経営の主体を県と経済界に移していただきたいと思います。

そこで伺います。

(1)、J A L（日本航空）の再建に伴うJ T A（日本

トランスオーシャン航空)の支援と今後のあり方について伺います。

ア、J T Aが「沖縄県民の翼」としての役割と社会的使命を果たしていることについての見解を伺います。

イ、株式の増資と株主構成の見直しについて、県のリーダーシップが必要だと考えるが、どうなのか伺います。

次に、1967年5月17日付で締結されたJ A Lと沖縄提携先間の(包括継承株主)合併契約書は、有効であると認識しております。その中の第7条(経営の移管)「日航は将来適当な時期に新会社の実質的な経営権の主体を沖縄企業に、移管することとし、その時期及び方法については、琉球列島、米国民政府の指導に従うものとする。」とあります。

そこで、航空会社としてのフルスペック(総合力)を持っているJ T Aは「県民の翼」として立ち上げて御尽力いただいた当時の経済界の大城鎌吉那覇空港ターミナル社長、宮城仁四郎大東糖業社長、稲嶺一郎琉石社長らの皆さんの意思を引き継いで、県と市町村も含めて経営していく名実ともに県民の航空会社に持っていくことはできないのか。東京の目から見るのではなく、沖縄の目から見て、島嶼県である沖縄の県民の空の足J T Aをどうするのか、今考える時期に来ていると思います。J T Aグループは2000名余で95%の県出身者が働いており、雇用にも大きく貢献している職場であります。J A L再建の厳しい状況の中で、J T Aを沖縄の航空会社として主体性を持って、もっと県益に貢献できるリーディングカンパニーとして、また新石垣空港建設に向けてもJ T Aの存続は大きな意義を持っています。

知事も以前に一般質問の答弁でこの問題に関して、J T A側と県の意見交換を大至急進めたいと述べておられました。その後、実現なさったかどうか伺います。

そこで、日本航空と沖縄提携先間の合併会社契約書に基づき「経営の移管」の時期に来ているのではないのか、見解を伺います。

6、地上デジタル放送推進事業について。

宮古・八重山地区の地上デジタル放送実施のため、沖縄本島から宮古島間で伝送するための海底ケーブル及びそれに接続する地上回線の改修を実施し、中継局の整備をしていただいたことに心から感謝申し上げます。おかげさまで10月21日に民放3社とも開局することができ、離島の情報格差の是正ができたことを高く評価したいと思います。今後はアナログ放送が終了す

る2011年7月まで残り1年8か月ほどしかありませんが、沖縄デジタル放送対応受信機の世帯普及率が全国平均を大きく下回っているようです。

そこで、(2)、地上デジタル放送推進について、県内世帯普及率アップに対する取り組み強化についてどのように進めていくのか伺います。

7、県立図書館八重山・宮古分館廃止について。

県教育委員会は、県立図書館八重山分館と宮古分館を来年3月までに廃止する方針を固めたことで、地元の強い反発の声があり、62団体から存続を求める陳情も出ております。これまで何度か地元との話し合いを進めておられるようですが、厳しい状況にあります。

そこで次の件について伺います。

(1)、八重山・宮古分館の果たしてきた役割と、なぜ今廃止するのか理由について伺います。

(2)、分館の廃止は離島の教育・文化に対する差別で、離島軽視ではないかとの意見が地元の声としてあります。見解を伺います。

(3)、八重山地域の62団体の存続要請について、どのように対応しているのか。また、去る11月21日の意見交換会では、すべての団体のボイコットについてどのように受けとめているのか伺います。

(4)、八重山の3首長へ県の方針を伝えたとのことですが、反応はどうだったのか伺います。

(5)、仮に廃止した場合の県の支援策はどのように打ち出しているのか、また、地元から県への支援策について提案はあるのか伺います。

(6)、八重山分館について、現地視察も行かれた県教育委員会として、今後、どのように対応していくのか委員長に伺います。

(7)、県は今後の図書館行政をどのように推進していくのか伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(高嶺善伸君) 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事(仲井真弘多君) 辻野議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、新石垣空港建設に係る御質問の中で、概算要求の10%削減の影響についてなどなどの御質問に答弁いたします。

新石垣空港を含む一般空港整備事業につきましては、行政刷新会議の事業仕分けで「予算要求の10%縮減」となっておりますが、現段階では新石垣空港への影響は明らかになっておりません。

沖縄県としましては、新石垣空港整備の必要性、緊急性にかんがみて、地元とも連携を図り、平成25年3

月の供用開始に影響がないよう、所要額の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

同じく新石垣空港に係る御質問の中で、事業の進捗状況と供用開始までのスケジュールに関する御質問にお答えいたします。

新石垣空港整備事業の進捗状況につきましては、平成21年度予算を含めました事業費ベースでの進捗率は約65%となり、おおむね計画どおりに進んでいるところでございます。

今後のスケジュールといたしましては、自然環境に十分配慮しながら、滑走路舗装工事、照明工事及び建築工事等を進め、平成24年9月末までに空港本体やターミナルビル等を完成し、その後、国の飛行場検査を経て平成25年3月に供用開始をする予定となっております。

次に、農林水産行政に係る御質問の中で、与那国町の屠畜場の再整備についての御質問にお答えいたします。

与那国町の「と畜場」は、現在、「簡易と畜場」でありますことから、牛を「と畜」するためには、「一般と畜場」として再整備が必要となっております。

沖縄県としましては、畜産振興の観点から、地元の意向も踏まえまして再整備ができるよう対応していく考えてございます。

次に、観光行政に係る御質問で、国際観光戦略モデル事業についての御質問にお答えいたします。

国際観光戦略モデル事業は、沖縄が国際的な観光・リゾート地として持続的、そして安定的に発展するため、外国人観光客の誘致を促進することを目的に実施いたしております。具体的には、台湾・韓国・中国・香港を対象に、「高級リゾート」をテーマとしまして、各市場のニーズに適応した誘客方法の検討を行っております。また、欧米地域からの誘客につきましては、東京、大阪、京都の自治体と連携して、本土ルートに沖縄を組み入れた旅行商品化の可能性を検討しているところでございます。

今後は、本事業の成果に基づきまして、東アジア及び欧米地域におきまして効果的な誘客プロモーションを実施してまいりたい予定でございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 新石垣空港建設整備事業についての御質問で、バードストライクの調査についてお答えいたします。

平成21年8月25日に行われた「新石垣空港事後調査委員会」において、平成20年に飛来調査を実施したWWFジャパンの委員から、サシバのバードストライクの可能性について意見を受けております。

県としては、来年度に飛来調査を予定しており、これらの調査結果を踏まえバードストライクの防止対策について、専門家の指導助言を得ながら検討していきたいと考えております。

同じく新石垣空港建設整備事業についての御質問で、事業地内で見つかった人骨等の調査についてお答えいたします。

これまでの調査により発見された人骨等については、現在、琉球大学や東京大学等の専門家により年代測定等の分析作業が行われております。

今後、県としては、年代測定の結果等を踏まえ、教育庁、琉球大学などと洞窟周辺の文化財の調査方法等について検討することとしております。

同じく新石垣空港建設整備事業についての御質問で、用地造成工事の進捗状況と用地取得のめどについてお答えいたします。

用地造成工事については、赤土流出防止対策等万全の環境保全措置を講じて実施しており、平成21年度発注分を含めた全体土工量ベースでの進捗率は約80%となっております。

共有地の取得については、平成21年3月17日に沖縄県収用委員会へ収用裁決申請を行っており、今後、同委員会における公開審理、収用裁決の手続きを経て平成22年内の権利取得を見込んでおります。

同じく新石垣空港建設整備事業について、ターミナルビルの進捗状況と今後のスケジュールについてお答えいたします。

石垣空港ターミナル株式会社は、去る10月20日に「新石垣空港ターミナルビル基本設計及び実施設計業務」の委託契約を行い、現在、鋭意設計を進めているところであります。

今後のスケジュールとしては、平成22年度までに実施設計を完了し、平成23年度から建設に着手して平成24年9月末に完成する予定となっております。

同じく新石垣空港建設整備事業関連で、アクセス道路ルート決定後の動きとめどについてお答えいたします。

新石垣空港へのアクセス道路については、地元の総意によるルート選定を経て、予備設計調査を進めてまいりました。

県としましては、当該調査の成果をもとに、沖縄総合事務局等、関係機関との協議・調整を行い、平成22

年度の新規事業化に向けて国に予算要望をしているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 環境行政についてお答えいたします。

まず「地域グリーンニューディール基金」の事業計画と進捗状況についてお答えいたします。

沖縄県では、「地域グリーンニューディール基金」を活用し、公共施設遮熱化促進事業などの地球温暖化対策並びに不法投棄・散乱ゴミ監視等事業などの廃棄物対策について、平成21年度から3年間の事業計画を作成し、実施することとしております。今年度は、不法投棄・散乱ゴミ監視等事業と海岸漂着ゴミ処理対策事業に着手しており、引き続き県北部合同庁舎の省エネ改修事業を実施することとしております。

次に、離島市町村の漂着ごみの回収処理についてお答えいたします。

「地域グリーンニューディール基金」による「漂着ゴミ対策事業」は、本年度から平成23年度にかけて実施することとしており、本年度は、県・市町村、地域関係者等による海岸漂着物対策推進協議会を立ち上げ、対策事業の実施に向けた地域計画を策定することとしております。本計画に基づき、平成22年度の早い段階から、竹富町等の離島地域を含む県内全域において漂着ごみの回収・処理を行ってまいりたいと考えております。

次に、事業終了後の継続的な取り組みについてお答えいたします。

「地域グリーンニューディール基金」による「海岸漂着ゴミ対策事業」は、平成21年度から23年度にかけて実施することとなっております。

本事業の終了後におきましては、これまでの事業の成果や本年7月に施行された海岸漂着物処理推進法に基づく国の方針並びに支援策の整備状況等を踏まえながら、市町村や地元自治会等と連携して、漂着ゴミ対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、オニヒトデ駆除事業の進捗状況についてお答えいたします。

県では、オニヒトデの大量発生している八重山海域、大量発生の兆候の見られる宮古海域や恩納村海域において、「沖縄特別振興対策調整費」及び「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」を活用し、緊急的にオニヒトデ対策事業を実施しております。その事業の実施に当たりましては、漁業者や観光事業者などの地

元関係者と連携を図りながら、去る9月から現場での駆除作業に着手しており、現在も継続して駆除作業を行っているところであります。

今後とも、地元関係者と連携を図りながら、サンゴ礁の保全に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 農林水産行政の中で、離島地域の水産業振興策についてお答えいたします。

本県水産業を取り巻く環境は、資源の減少や漁業用燃油の高騰、漁業者の高齢化、後継者不足などにより、離島地域においても厳しい状況にあります。このため、県では生産体制の強化として、モズク、ヤイトハタの養殖などつくり育てる漁業の推進、種苗供給施設、漁船修理施設など生産基盤の整備を行っております。また、流通、販売対策としては、荷さばき施設、冷蔵冷凍庫などの整備、モズクや養殖魚類の販売促進対策や加工品開発の支援など各種施策を推進しているところであります。特に、平成21年度については、モズクの消費拡大を図るため、マスメディアを活用した県内外へのPR、料理研究家、食品コンサルタントを活用した新たな定番商品の開発に取り組んでいるところであります。

次に、八重山食肉センターの整備についてお答えいたします。

八重山食肉センターは、昭和49年に建設され、40年近くが経過し、施設の老朽化が著しく、また狭隘のため再整備が必要となっております。

石垣市においては、平成21年4月に食肉加工施設建設計画検討委員会を発足させ、平成22年度までに同センターの再整備計画を策定する予定となっております。

県といたしましては、地元の意向や再整備計画を踏まえ、同センターの再整備ができるよう、現地調査を行い検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 観光行政についての中で、中国から石垣、沖縄本島への送客に対する県の支援についての御質問にお答えします。

上海など中国からの誘客については、メディア取材の支援を通じた認知度向上を図っているほか、旅行商品造成を促すため旅行社の招聘を実施しております。

上海からは、ことし11月に大手旅行社が沖縄本島と石垣市を視察しており、上海から石垣へのチャーター便や沖縄本島経由の送客を検討していると聞いております。実現すれば、上海から石垣への初めての本格的送客となり、八重山観光の発展に貢献するものと考えております。

沖縄県としても上海事務所を通じた観光情報の提供のほか、航空会社による視察受け入れやメディア招聘など、実現に向けた支援策を検討してまいります。

同じく観光行政の中で、環境保全型観光の促進と展開についての御質問にお答えします。

県では、これまで沖縄における環境保全型観光促進事業や持続可能な観光地づくり支援事業などを実施して、環境保全型観光を促進しております。平成20年度から実施している持続可能な観光地づくり支援事業では、観光客の受け入れ容量の定量化手法について研究するとともに、市町村が行う観光資源の保全と活用に関する計画の策定や遊歩道などの環境に配慮した施設整備を支援しております。次年度以降についても「環境共生型観光地形成支援事業」により、自然環境を適切に保全しつつ観光振興に取り組む市町村を支援し、引き続き持続可能な観光地づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

同じく観光行政の中で、離島観光と修学旅行の誘致についての御質問にお答えします。

沖縄県では、離島への誘客を促進するため、クルーズ船の誘致、誘客イベントやスポーツキャンプへの支援、エコツアーの紹介等を行っております。今年度は、新たにロケ地紹介パンフレットの作成や、航空会社と連携した離島キャンペーンなど、さらなる誘客に取り組んでおります。

修学旅行の誘致については、修学旅行説明会を県外で開催し、離島ならではの自然や文化を紹介するとともに、離島地域を中心に人気が高まっている民泊を離島の新たな魅力として紹介しております。また、昨年度から新たに自然体験や環境学習等が体験できる現地研修会を石垣、宮古などで開催し、誘客促進に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 観光行政についての御質問の中の、石垣―神戸直行便の継続要請についてお答えします。

今回のJ T Aの路線廃止の発表は、沖縄県としては非常に残念なことであります。

神戸路線については、J A Lの神戸空港撤退により、J T A単独での運航継続が困難となったため、廃止となったと聞いています。当該路線については、近隣空港への振りかえにより廃止の影響を最小限にすることが可能であると考えられますが、県としては、J T Aにおいて、今後ともできる限り路線網の維持確保に努めてもらいたいと考えております。

次に、離島振興についての御質問の中で、J T Aの支援と今後のあり方及び社会的使命について一括してお答えします。

J T Aは創立以来、島嶼県である沖縄において重要な公共交通機関としての社会的役割を担い、沖縄県の発展に貢献してきました。現在、同社は県内5路線、県外13路線の計18路線を運航し、文字どおり「沖縄の翼」として年間約280万人の方々に利用されております。

J T Aにおいては、今後とも「沖縄の翼」として、県民や観光客の利便性向上に取り組んでいただき、その社会的役割を果たしてもらいたいと考えています。県としても、同社を初め関係機関と連携し、離島地域の振興や観光キャンペーン等により需要拡大に取り組んでまいります。

同じく離島振興についての御質問の中で、J T Aの株主構成の見直し及び合弁会社契約書に基づく経営の移管について一括してお答えします。

昭和42年、南西航空株式会社設立に当たり、日本航空と沖縄提携先との間に合弁会社契約書が交わされており、その時点においては地元主体の航空会社経営への意欲があったものと考えております。しかし、その後、増資や沖縄提携先の筆頭株主であった那覇空港ターミナル株式会社の解散による株式の処分などがあり、現在のJ T Aの主な出資構成はJ A L 70.1%、沖縄県12.9%、残りは各社2 %程度の県内の関係企業等となっています。

県としては、現時点においてJ T Aの株主構成の変更について具体的な検討は行っておりませんが、今後とも株主及び外部取締役として経営に参画することにより、同社の経営の健全性確保に努めてまいります。

なお、県民の足の確保は離島県にとって重要であり、議員の御提案は今後の重要な課題として受けとめさせていただきます。

次に、同じく離島振興についての御質問の中で、地上デジタル放送受信機の世帯普及率アップに対する取り組みについてお答えします。

平成21年11月に総務省が発表したデジタル放送受信機の世帯普及率は、国、放送事業者及び関係者の取り

組み強化の結果、前回の37.1%から55.3%と大幅に改善されました。しかし、依然として全国平均の69.5%に比べ大幅に低く、一層の取り組みが必要と考えております。

今後、国、放送事業者等のさらなる取り組み強化に加え、県としては住民税非課税世帯に対し、地上デジタル放送受信機購入費用の支援、さらに離島の非課税世帯に対してはアナログテレビのリサイクルに係る輸送費等の支援を実施することとしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは県立図書館八重山・宮古分館廃止についての御質問で、図書館分館の果たしてきた役割及び廃止についてお答えいたします。

八重山分館は大正3年、宮古分館は昭和3年に、地域住民への図書の貸し出し等による文化の振興を図る趣旨で設立され、これまで地元住民の読書活動や文化活動に貢献してきたものと理解しております。

両分館につきましては、「沖縄県行財政改革プラン」に基づき、市町村との役割分担など、そのあり方について検討した結果、現在、石垣市、宮古島市では市立図書館が設置されていること、また、両分館は老朽化しており、県の厳しい財政状況の中で、その維持・運営が難しい状況であることなどを総合的に判断し、廃止することとしたものであります。

次に、離島軽視との地元の声に対する見解についてお答えいたします。

石垣市・宮古島市では市立図書館が設置され、多くの住民が利用しており、地域のニーズに対応した図書館サービスが提供されております。また、公立図書館の設置されていない竹富・与那国両町においては、これまで分館が担ってきた「移動図書館」、図書の「一括貸し出し」、「団体貸し出し」などの図書サービスを今後も本館から実施してまいります。

県教育委員会としましては、地元行政及び関係者等と連携を図り、地域の図書館サービスの充実に努めていきたいと考えております。

次に、八重山地域団体の存続要請に対する対応等についてお答えいたします。

平成20年6月27日に「沖縄県立図書館八重山分館の存続を求める会」から八重山分館存続の要請がありました。県教育委員会としましては、要請の趣旨を真摯に受けとめ、分館廃止後の支援策等について地元行政及び関係者等に対し、10数回にわたり説明や意見交換

会を実施し、理解が得られるよう努めてまいりました。また、本年11月21日、今後の八重山地域における図書館サービスの充実について意見交換会を開催しましたが、参加者が少なく、意見交換ができなかったことを残念に思います。

次に、八重山地区3首長の反応についてお答えいたします。

本年11月5日に石垣市長へ、11月6日に竹富副町長へ、11月10日に与那国町長へ、分館廃止の方針について説明を行いました。3首長から、八重山分館は地域の読書活動や文化活動に貢献してきたこと、また歴史があることなどを踏まえ、存続してほしい旨の御意見等をいただきました。

県教育委員会としましては、廃止に至った経緯や今後の八重山地域への支援策等について説明を行い、県の取り組みに対する御理解をお願いしてまいりました。

次に、廃止後の支援策等についてお答えいたします。

これまで地元行政及び関係者から、「移動図書館」や「団体貸し出し」など分館が行っていたサービスの継続、一般図書の学校等への寄贈、郷土資料を地元に残してほしいなどの意見をいただいております。これまで分館が担ってきた「移動図書館」、図書の「一括貸し出し」、「団体貸し出し」等につきましては、今後も本館から実施することとしております。また、学校図書館の地域への開放など地域における読書活動の充実に努めていきたいと考えております。

次に、今後の図書館行政についてお答えいたします。

県は、図書館未設置の町村が多いことなどを踏まえ、県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、県立図書館の機能強化に努め、県民に対し適切な図書館サービスを行うとともに、市町村立図書館の設置及び運営に対する指導助言を行います。

今後とも、県内の図書館活動の充実に努めるために、市町村や関係団体等と連携・協力し、県民の文化・教養の向上に資するように努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育委員会委員長。

〔教育委員会委員長 比嘉梨香さん登壇〕

○教育委員会委員長（比嘉梨香さん） それでは県立図書館八重山・宮古分館廃止についての御質問で、県教育委員会の今後の対応についてお答えいたします。

去る10月27、28日、県教育委員で八重山視察をしてまいりました。石垣市、竹富町、与那国町の教育委員

との意見交換会を初め、各学校、そして県立図書館八重山分館と石垣市立図書館を視察してまいりました。それ以外にも私が仕事で八重山に行った折に、八重山分館廃止に反対している団体の代表の方々数人とも意見交換をさせていただきました。八重山の皆様が分館に寄せる思いの深さをさまざまな意見交換を通じて実感しております。

現行の行財政改革プランに基づき、分館の見直しが求められている状況の中、事務局は平成19年度から地域の皆様に分館の廃止を理解してもらい、今後の読書サービスのあり方を話し合うための努力をしてきたと思います。一方、これまで地域関係者の十分な理解が得られなかったことについては反省しなければならないと考えております。

今後のあり方につきましては、小さい離島を多く有する八重山の図書館サービスのさらなる充実と読書活動の推進、そして子供たちの未来のために、同じテーブルでお互いに知恵を出し合うことができますよう、我々教育委員も教育長とともに最善を尽くしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 辻野ヒロ子さん。

○辻野 ヒロ子さん 御答弁ありがとうございます。

それでは再質問をさせていただきます。

まず、農林水産部のほう、与那国の屠畜場の再開について、先ほど知事の答弁で再整備に向けて進めていくということでいい答弁をいただきました。ありがとうございます。どうぞ、また八重山食肉センターも引き続き、部長よろしくお願ひしたいと思います。

次に、J T Aの支援と今後のあり方についてですが、有村産業の撤退で海の足がなくなりました。また、先島航路に本当に大きなダメージを与えている中で、今度はJ T Aの空の足、それが厳しくなるということは、離島振興はどうなるのか、大変先行きが心配です。

そういうことで、ぜひ知事の英断とリーダーシップで名実ともに、私、先ほどたくさん述べましたが、沖縄県民の翼、離島の空の足として存続できるように経済界と一緒に経営の移管を含め、支援と今後のあり方について検討していただきたいと思いますが、知事いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 議員からの御提案、前議会でもいただきましたが、文字どおりこのJ T Aさん、そしてその関連のR A Cを含め、沖縄にとって大変重

要な手段といいますか、施設ですから、ぜひこの件につきましては、今議員からの御提案の趣旨もきちっと持っていろんな関係するところときちっと話を進めていきたいと考えています。

今までのところは、先ほど御質問にもありましたが、二、三無論打診といいますか、非公式なルートを通じてのあれをやっておりますが、まだきちっと返事をいただいております。ただ、我々の意思はきちっと伝えて、今おっしゃるような方向で、もしそういう方向に進んだ場合、きちっと対応できるようにしてまいりたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 辻野ヒロ子さん。

○辻野 ヒロ子さん 知事も長年、経済界のトップで御活躍でしたので、離島振興のためにもぜひ一奮発して努力していただきたいと思います。今、いい答弁をいただきまして、さらにこの問題をしっかりと受けとめていただいて、知事のリーダーシップを期待したいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、県立図書館八重山分館廃止についてですが、拙速に結論を出すのではなく、こういう厳しい状況ですので、関係者との意見交換会の進展がない中で地元からの強い要求もあります。

教育長、教育委員長みずからが地元へ出向いていただいて、しっかりと話し合いをしていただきたいんですが、教育長の見解を伺います。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） お答えいたします。

これまで担当課長を派遣いたしまして意見交換に努めてまいりましたが、十分な意見交換ができないことを大変残念に思っております。

先ほど委員長のお話がありましたように、大切なことは、やはり図書館サービスのさらなるこれからの充実と読書活動の推進、そして子供たちの未来のためにお互いに知恵を出し合うことが大切だと考えております。できるだけ早く私が直接地元へ赴き、関係者の皆様のお話をお聞きしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 辻野ヒロ子さん。

○辻野 ヒロ子さん 来る16日に県の教育委員会が開催されると聞いておりますが、分館廃止の議案については、今教育長がおっしゃったように、現地の話し合いもしっかりとやった上で、把握した上で慎重に審議すべきではないかと思うんですね。

そういうことで、最後に委員長に今度の委員会にこの問題について結論を出さないと、先送りしてほしいという強い思いを込めて委員長の所見をお聞きしたい

んですが、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 教育委員会委員長。

○教育委員会委員長（比嘉梨香さん） 教育長が現地に赴き、関係者の皆様の話を伺うということでございますから、まずはその報告を受け、慎重に判断してまいりたいと思っております。

○辻野 ヒロ子さん 16日の委員会に提案するという事についても……。

○教育委員会委員長（比嘉梨香さん） 現在、まだ16日の議案については出ておりません。

教育長が来週早々にも現地に赴くということでございますから、そこでどういう話し合いがなされるのか、まずはその報告を受け、その上で教育委員会としてまた慎重に話し合いをしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○辻野 ヒロ子さん 以上です。ありがとうございます。

○議長（高嶺善伸君） 島袋 大君。

〔島袋 大君登壇〕

○島袋 大君 こんにちは。

自由民主党の島袋大でございます。

自分は、生まれたときから親にはいろいろ迷惑をかけておりますけれども、親に一言言われたのは、うそはつくな、できない約束はするなというような教えを守って、今まで37年間生きてまいりました。

今のこの世の中、民主党政権さんになっておりますけれども、毎日毎日発言が変わる。ましてや総理大臣が何やかんやしてははっきりと結論も出してくれない。しかし、県民は知事ははっきりしないからいけないんだというような形で、間違った報道もされているわけであります。

きょうの新聞を見てもそうであります。官房長官が、宜野湾に住んでいる方々が別に移動したほうがいいんじゃないか。沖縄にも住んだことないような人間がこういうような発言をするということは、大変恐ろしいことであります。ですから、民主党県連も午後の時間を利用して官房長官に電話をして、何たることを言うんだということでしっかりと問いただしていただきたいと思っておりますし、県議会の野党の皆さん方も、民主党県連がこんな発言されたら困るだけだなというのが、内心本音だと思っております。ですから、自民党の今政権でありましたら、私を中心に中川京貴議員とか佐喜真淳議員は、地元のことから何たることだとはっきり言っておりますよ。だから、そういうことを137万県民の代表の県議会議員であります

から、その辺をしっかりと政府にも言っていただきたいと思っております。

きょう、私は、虫歯の話でありますから、その辺にしておきたいと思っております。

自民党県議団は10月31日から11月6日まで、オーストラリアのシドニーとケアンズのほうの視察をしてまいりました。観光産業について、あるいはカジノ、サンゴ、熱帯雨林、また、さとうきびやバガスの活用策ということで、いろんな面で視察、意見交換やってまいりました。

また、11月22日から25日までは富山県、新潟県。また、富山県におきましては、民主党県連さんの意見も聞きながらLRTのライトレールの視察も行いまして、また、新潟県では、歯科保健推進について担当部局とも意見交換してまいりました。今回、私は、自民党県議団でいろんな面で意見交換しましたので、それに基づいて一般質問したいと思っております。

1、観光行政についてであります。

(1)、観光客が減少しているが、県の見解を伺います。

(2)、海外観光客誘客対策について、台湾、韓国、中国に対して企業へのアプローチはわかるが、広報戦略としての一般客に向けての対応策を伺います。

(3)、海外職員派遣事業について、何カ国で、何人が派遣されているのか。また、その成果を伺います。

(4)、カジノ・エンターテインメントについて。

ア、県内地域報告会の状況はどうだったんでしょうか。

イ、海外視察については、どの地域（国）を考えているのか。

2、コンパクトシティーへの取り組みについて。

(1)、鉄軌道を含む新たな公共交通システム導入に関する取り組み状況について伺います。

3、教育行政についてであります。

(1)、教育委員が県内の学校視察を行っているのか伺います。

(2)、海外で修学旅行を行っている県内の高等学校の状況はどうでしょうか。

4、沖縄県の虫歯の状況についてであります。

(1)、県内の虫歯の状況はどうなっているのでしょうか。

(2)、県内市町村で、虫歯の多いところはどこでしょうか。また、その原因は何か。

(3)、全国と比べて沖縄県はどうなっているのでしょうか。

(4)、県は、どのような対策をしているのか。

(5)、保育園、幼稚園、小中学校における昼食後の歯磨きの現状はどうなっているでしょうか。

(6)、保育園、幼稚園、小中学校における虫歯予防に弗素洗口が効果があるとのことですが、沖縄県の状況はどうなっているでしょうか。

(7)、健康・長寿県で男女とも全国ナンバーワンの地位から、女性はトップだが、男性は26位に後退しました。健康・長寿と歯の健康、自分の歯でかむことは大切な関係があると言われておりますけれども、県としてはどのような考えを持っているのか伺います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 島袋大議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、沖縄県の虫歯状況に係る御質問の中で、虫歯予防のための県の対策について。

沖縄県の健康増進計画であります「健康おきなわ21」におきまして、歯の健康を推進するため、従来の歯磨きや甘味の摂取制限に加えまして、公衆衛生上、根拠のありますフッ化物を用いた虫歯予防を呼びかけております。そのため、フッ化物応用の有効性と安全性についてパンフレット等を配布し、保育所などに対し講演会の開催や歯磨き・フッ化物洗口指導等の普及啓発を重点に実施いたしているところでございます。

次に、同じく虫歯状況に関係する御質問の中で、健康・長寿と歯の健康との関係いかにという御趣旨の御質問にお答えいたします。

健康・長寿と歯の健康との関係は、重要な関連性があると多くの研究で示されております。さらに、歯の健康は、おいしく食べる、そして会話を楽しむなど豊かで質の高い生活をする上で欠かせないものであると承知いたしております。

沖縄県といたしましては、「健康おきなわ21」におきまして、県民が80歳になっても20本の歯を保持できるよう県歯科医師会、そして市町村等と連携をし「8020運動」を推進いたしているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 観光行政について、観光客の減少についての御質問にお答えします。

沖縄県への入域観光客数は、昨年からの世界的な景気低迷や新型インフルエンザの国内流行等の影響を受

け、前年実績を下回る厳しい状況が続いております。

今後の見通しとしましては、景気の先行きへの不安感による旅行手控えや、「安・近・短」旅行へのシフト、新型インフルエンザの第二波による影響が懸念されることなどから、引き続き厳しい状況が予想されております。

沖縄県としましては、観光客誘致緊急対策プロモーション事業の実施により、各航空会社と連携したキャンペーンや国内外での積極的なプロモーション活動を行うなど沖縄観光の回復に向け取り組んでいるところであります。

同じく観光行政について、台湾、韓国、中国に対する一般客向けの広報対策についての御質問にお答えします。

沖縄県では、台湾、韓国、中国の一般客に対しては、普及が高まっているインターネットを活用した広報が効果的であると考えております。具体的には、ウェブサイト「真南風プラス」の多言語化及び内容の充実を図るとともに、中国の大手検索会社などとタイアップした広告を行っております。

そのほか、各市場のニーズに応じた旅行情報誌やテレビ番組制作への支援等を通じて沖縄の知名度向上に努めております。

同じく観光行政について、県内地域報告会、カジノ関係の状況及び海外視察についての御質問にお答えします。一括してお答えします。

沖縄県は、今年度のカジノ・エンターテインメント検討事業として、平成19年度からの2カ年間の研究成果、検討結果を広く県民へお知らせし、カジノ・エンターテインメントについての県民議論を促していくため、県内各地区で地域報告会を実施しております。これまで糸満市、名護市、うるま市、宮古島市、石垣市の5カ所で実施しました。

来場者からの声としましては、カジノ・エンターテインメントは、今後の沖縄観光の新しいテーマとなるとの積極的な意見がある一方、カジノ導入により既存の地元産業との競合によるマイナスの影響はないのか、海外で悪い事例はないのかといった懸念する意見などがありました。

なお、今年度の海外視察につきましては、現在検討中であります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 観光行政に関する質問のうち、海外職員派遣事業の実績と成果についてお答え

いたします。

海外派遣研修は、職員の国際的視野を広げ、政策形成能力や語学力の向上を図ることを目的に実施しております。今年度はオーストラリア、マレーシアの在外公館等に2名を派遣しているほか、米国、韓国への自主企画研修で2名の派遣を予定しております。

これらの研修生は、研修終了後、観光、国際交流及び基地関連部署などに配置し、アジア観光客の誘客、国際会議の誘致、基地関係の情報収集などの業務に従事し、派遣先で学んだ成果を発揮しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） コンパクトシティーへの取り組みの御質問に関連して、鉄軌道等導入の取り組み状況についてお答えいたします。

県においては、環境に優しく、人間優先のまちづくりであるコンパクトシティーの形成を目指す観点などから、軌道系を含む新たな公共交通システムの導入について、現在策定中の21世紀ビジョンに位置づけることとしております。

同ビジョンを踏まえ、平成13年度策定の「沖縄県総合交通体系基本計画」を次年度から見直すこととしており、その中で検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育委員会委員長。

〔教育委員会委員長 比嘉梨香さん登壇〕

○教育委員会委員長（比嘉梨香さん） それでは、教育行政についての御質問で、教育委員の県内学校視察についてお答えいたします。

教育委員みずからがじかに現場の声を聞いて現状を把握することが重要であると考え、積極的に学校視察を行っております。

平成20年度の視察学校数は、小中学校5校、高校2校、特別支援学校1校の計8校となっております。平成21年度は、11月末現在で小中学校4校、高校7校、特別支援学校4校の計15校となっております。

私自身も仕事で離島へ行った折には学校を訪ねるようにしております。ことしは5離島5校訪問してまいりました。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは、教育行政についての御質問で、高校での海外修学旅行についてお答

えいたします。

県立高等学校において、海外へ修学旅行を実施した学校は、平成20年度11校、平成21年度は10校が計画しております。その主な行き先は、オーストラリア、マレーシア、シンガポール、アメリカ、中国等となっております。

次に、沖縄県の虫歯状況についての御質問で、小中学校等での昼食後の歯磨きについてお答えいたします。

県教育委員会が実施した「平成20年度歯の衛生週間実施状況調査」によりますと、昼食後の歯磨きを実施している公立の幼稚園は80.8%、小学校は86.7%、中学校は73.4%となっております。

次に、小中学校等でのフッ素洗口についてお答えいたします。

フッ素洗口の実施状況について調査したところ、平成21年11月現在、公立の幼稚園は4.0%、小学校は3.2%、中学校は3.2%となっております。

学校においては、虫歯予防のため歯磨きの習慣化を図るとともに、学校歯科医師と連携した歯科保健指導の充実に努めております。

県教育委員会としましては、虫歯予防のための生活習慣の改善や歯磨きを中心とした指導を推進しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 沖縄県の虫歯状況についての御質問の中の、県内における虫歯の状況とその原因及び全国比較について一括してお答えいたします。

虫歯の状況を比較する場合、乳歯は3歳児、永久歯は12歳児が指標とされております。3歳児では対象児が極端に少ない村もあって、市町村別の単純比較は困難であります。そのため、地域別に見ると宮古、北部、南部地域で県平均より悪い状況にあります。12歳児については、宮古、中頭地域が県平均より悪い状況であります。

全国比較については、3歳児の場合は厚生労働省の「平成19年度歯科健康診査に係わる実施状況について」によれば、「一人平均むし歯数」は45位、12歳児については「平成19年度学校保健統計調査報告」によりますと、「一人平均むし歯数」は最下位となっております。

その主な原因については、甘いおやつの不規則な摂取、歯磨きやフッ化物応用の不十分さなどが推察され

ます。

次に、保育所における昼食後の歯磨き状況についてお答えします。

平成20年度「市町村及び保育所歯科保健状況調査報告書」によりますと、認可保育所及び僻地保育所についてアンケート調査を実施したところ、対象施設は381カ所、回収数380カ所中345カ所で、90.8%の施設で昼食後の歯磨きを実施しております。

次に、保育所におけるフッ素洗口の状況についてお答えします。

フッ化物応用は、厚生労働省や世界各国の専門機関・団体等が安全性と虫歯予防の有効性を認め、フッ化物応用を推奨しております。

平成20年度「市町村及び保育所歯科保健状況調査報告書」によりますと、保育所でフッ素洗口を実施している施設は92カ所、24.2%、検討中と回答した施設は139カ所、36.6%であります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 質問の途中ではありますが、時間の都合もありますので、島袋大君の再質問は午後に戻したいと思います。

休憩いたします。

午後0時3分休憩

午後1時22分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前に引き続き島袋大君の再質問を行います。

島袋 大君。

○島袋 大君 再質問を行います。

観光行政についてでありますけれども、海外観光誘客対策についてでありますけれども、一般質問でも改革の会の皆さんは、台湾のほうを視察に行ったということで情報誌のいろいろな提言がありましたけれども、台湾とかアジア方面に行ったら、海外至るところそうでありますけれども、路線バスとかに沖縄観光客、沖縄に来てくださいというような形で、そういう広報活動も非常に適している。一般客を誘客するためには、一企業に、旅行団体等に足を運んで啓蒙活動をするよりか、じかに一市民に沖縄のよさというのを見せるためにはこういうバスとか、電車にもありますけれども、そういう外観から見ても沖縄に一度行ってみたいという形もできると思うんですが、その辺の考えはないですか。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） 今、海外の一般向けについては、先ほどお話ししたとおりです。いろんな形でやっておりまして、一応一番人気がある情報誌と

か芸能人が活用しているブログとか、最近ふえておりますのは、インターネットのアクセスが外国からがふえております。

現地で、今の御指摘の御意見は参考に、ちょっといろいろ検討させていただければと思います。

○議長（高嶺善伸君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ですから、これは新年度に向けて、やはり沖縄の観光立県を目指すためには非常にいいような形でいけると思っております。ですから、新年度に向けてこのいろんな調査研究していきながらやっていただきたいというふうに思っております。

次であります。

海外職員派遣事業についてでありますけれども、我々自民党会派もオーストラリアのほうに視察に行きました。県から出向で来られている自治体研究所の方々とも意見交換したわけでありましてけれども、やはり3年間期間があるわけですよ。派遣で行って1年間は語学を勉強する。2年目で現地のほうに行って、いろいろ交流事業で足を運んでいろんな意見を聴取する。3年目に、いろんな面で海外で自分の汗をかいて結果を生み出そうとしているんですよ。3年後に地元に戻ってくるわけでありましてよ。

先ほど、部長の答弁でも3年後には戻ってくると。この受け皿の問題を僕は気にしているんですよ。せっかく語学を覚えた、国の周辺地域のいろんな面での情報網を取り寄せられるようなシステムをつくってきた、3年目でいろんな面で汗をかい、さあ沖縄県庁に戻ってきた。この受け皿態勢が、そういう部門で来たのにもかかわらず、ほかの部署に行かれたら困るわけでありましてよね。ですから、今おっしゃるように、知事公室で基地部門や、あるいは観光産業の部門でやると言っていますが、やはりここは海外から見た沖縄でありますから、この沖縄のよさといま一度感じる面が多くあると思うんですよ。

また、沖縄県に対して足りないもの、沖縄県に対していろんな提言ができるシステムになりますから、その辺はしっかりと、知事の右側ではありませんけれども、直通の部署としてそういう情報がいち早くいけるようなシステムが僕は大事だと思っていますから、その辺の見解はないですか。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） 議員御指摘のとおり、やっぱり国際的な感覚であるとか、語学力であるとか、それから今おっしゃるように沖縄のよさであるとか、そういったものが海外に出ることによって認識されるという点も重要だと思っていますので、もし戻り

ましたら、今のところ基地対策課であるとか、観光振興課であるとか、交流推進課とかそういうところに所属していますけれども、例えば、企画調整課あたりに置いて、県の発信とか県の施策について当たらせるとか、そういったことも今後検討していきたいと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 島袋 大君。

○島袋 大君 まさしくそれがいいと思っています。知事は、本当に観光立県をうたって沖縄県にいつでも来てくださいよというふうにアピールしているんですけども、せっかくそれだけ職員は汗かいて学んできた成果を試せる唯一のチャンスだと思っています。重要なポイントだと思っているんですよ。それはしっかりまた新年度に向けていろんな調整もお願いしたいと思っています。

次に、カジノ・エンターテインメントでありますけれども、オーストラリアのカジノのほうにも視察に行きました。グレートバリアリーフとかグリーン島、いろんな面で観光産業の位置づけということで見てきたわけでありますけれども、オーストラリアの方々、各省庁の皆さんとも意見交換しましたけれども、やはりカジノというものは一つの位置づけであってエンターテインメントなんです。沖縄とオーストラリアというのは非常に似ているんですよ。失業率が大体9%近く、オーストラリアはですね。2200万人しかいないと、人口は。非常に密集している人口の少ない地域でありますけれども、国土は広いわけありますよ。ですから、これからオーストラリアの観光の魅力は何ですかということになりますと、あちらも青い空、青い海というふうに言っているんですよ。

なぜ沖縄からオーストラリアに視察に来たんですかと、逆に言われたわけですよ、気候も似ているから。そうじゃないよと。同じ条件だからこそ我々は視察に来たと。沖縄県に足りないものは何なのかなということで、こういう形で調査項目をつくって来たんですよと言いました。

ですから、このオーストラリアというのは、沖縄がまさしくカジノをするのであれば、健康、文化、伝統芸能もろもろ含めて、ほかの地域にないような位置づけのエンターテインメント事業ができるんじゃないかというの、オーストラリアの方々も意見がありました。

だから、そういうことを考えれば、今調査研究しているわけありますけれども、この地域報告会の中でいろいろデメリット・メリットもあったと思いますけれども、この海外の視察は早目に議論してあげている

ことでありますから、現地のほうに視察に行くのも大事じゃないかなと思っていますけれども、知事の見解はどうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） 今いろいろ御意見承りまして、実は今、今年度ちょっと担当部局としてオーストラリアも一応視察の候補に挙がっておりまして、韓国とか、いいところと悪いところ両方それぞれチェックしていきたいような計画は今立てておるところです。

○議長（高嶺善伸君） 島袋 大君。

○島袋 大君 いいのはいい、悪いのは悪いという賛否両論出ているわけありますから、現地に足を運んでいただいて、しっかりとこの現場を調査して、何やかんや言われても、しかしこういう事例がありますよと言えるような体制に持っていくのが私は重要だと思っていますから、新年度に向けてしっかりと調査研究できるシステムの構築もお願いしたいと思っています。

次であります。

次、教育行政についてでありますけれども、教育委員会の県内の学校視察の件でありますけれども、15カ所行ったということでもありますけれども、教育委員会の委員長として、皆さん帰ってきた後いろいろ議論していると思いますけれども、どういうふうな感想を持っているのか。行って感じた面があると思いますけれども、その辺の答弁もお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 教育委員会委員長。

○教育委員会委員長（比嘉梨香さん） それぞれの学校に行っておりますので、最初に実は、みんなでは行こうと言っていたのが特別支援学校でございました。

実は、私、教育委員会委員長になりましたから、特別支援教育と学校について学ぶために校長先生方のお話というのを随分させていただいたんですね。そして、教育委員みんなで特別支援学校は4校視察したんです。そして、石垣ではみんなでそれぞれの学年で、子供たちや先生方と一緒に給食を食べました。

特別支援教育について、そして特別支援学校についていかに実態を私自身が知らないかということを実感いたしましたし、その特別支援教育の難しさということをもっとたくさんの人たちが共有する必要があるのではないかということも思いました。

その中で、やはり子供たちの障害の種類、程度、そしてそれに対する支援のあり方ということが現場の先生方や教育委員もみんな一緒になって、もっと時間を

かけてやる必要があるのではないかというふうに思っておりますが、幸いにも金武教育長が特別支援教育に関しては力を入れておりますので、これから庁内体制も強化しつつ実態をしっかりと把握して、今後の特別支援教育のあり方、再編整備のあり方にも取り組んでいくであろうと思いますし、教育委員会としてもそれは一緒になって意見をし、支援をしていこうということと話し合いをいたしました。

あと、離島に行っても思いますことは、学校の状況が余りにも違う。生徒1人に対して先生4人の学校もございますし、那覇のように今30人学級にするにはどうしたらいいかというふうに問題になっているところもありますし、先生方の半分以上が臨任で毎年のように半分以上の先生方がかわっていくという状況のところもございます。そのような、沖縄県が余りにも離島を多く抱えるがゆえの公平な教育のあり方というのですか、それが難しいということも実感しております。

ですから、いろんな形で現場を視察することで教育委員がお互い同士で勉強し合い、話し合い、そして現場の声をお互いが伝え合ったりしているんですけども、それが教育行政の中にどのような形で反映させていけばいいのかということに関しては、これからまたしっかりと話し合いをしながら取り組んでいきたいと思っております。

というところで、以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 島袋 大君。

○島袋 大君 まさしく今おっしゃったところが大事だと思うんですよ。教育委員という立場の位置づけというのは、まず自分たちの仕事の中でも現場というのがあります、この現場をしっかりと把握しなくちゃいけないと思っております。

今委員長がおっしゃったように、離島も大事です。離島が若干教育の面でも本島内と違う面もありますよ。デメリット・メリットもあると思っております。しっかりとその辺を足を運んで見る、あるいは本島内でもいろんな学校視察をして見る、そこが大事だと思っておりますから、しっかりやってください。

しかし、見るにも、学校の校長にきょう学校に行きますよとか連絡は入れないでください。入れないで行くのが本当の現場主義ですから。一々言ったら身構えますので、現場の人は。そういうこともしっかりと新年度に向けてやっていただきたいと思っております。

次に移ります。

次、海外で修学旅行を行っている県内の高等学校でありますけれども11校、ことしは10校の予定と。オーストラリアが断トツなんですよ。オーストラリアに

我々行ったときに意見交換してまいりました。沖縄県の高等学校が10校、これだけ数多く来るんだと。しかし、沖縄県の公立高等学校で観光関係に関する科がある学校は何校ありますか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） お答えいたします。

今、ちょっと手元に資料持っていませんけれども、浦添商業、それから3校ほどあると思います。

○議長（高嶺善伸君） 島袋 大君。

○島袋 大君 この沖縄県に特有の観光に属する科があるんですよ。オーストラリアの方々も言っていました。この観光科を持った学校が修学旅行に来るんだと、来て海を見て、空を見て、海外楽しいで終わるわけですよ。しかし、オーストラリアが求めているのは、学校間の交流なんですよ。オーストラリアは沖縄と似て観光産業で日本人の方々が相当働いているんですよ。オーストラリアの大学には留学が非常に多いと、沖縄県の方々。その中で高校で来る中に交流がないんだと。

自分が観光産業の位置づけで沖縄県を担って職種を選ぶのであれば、高校時代からこの観光学科という中にいるわけでありますから、そこで高等学校の交流をして、やっぱり本当にこの海外で自分の沖縄県、持ち帰っているいろんな面で観光産業やっていこうというのが一つのステップだと思うんですよ。ただ単に修学旅行といっても、旅行も大事かもしれませんが、思い出づりのために、そうするだけでいいのかなというのが私の考えでありまして、教育長はどういうふうに思っていますか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） ただいま島袋議員がおっしゃったことをしっかりと生かしていきたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 島袋 大君。

○島袋 大君 次からがメインなんですよ。

虫歯の件であります。

きょう冒頭で、先輩議員の皆さん笑っておいりましたよ、虫歯の話をしたらすね。県議会の冒頭で虫歯の話をするのかと思ったかもしれません。虫歯という、歯ですね、知事、今虫歯ありますか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） ありません。

○議長（高嶺善伸君） 島袋 大君。

○島袋 大君 今、沖縄県は全国で最下位ですよ、虫歯の率が圧倒的に多い。1番目、虫歯が全くない県はどこですか、少ないところ。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 19年度の統計ですが、3歳児の保有率が一番低いのが愛知県ですね。

○島袋 大君 12歳……。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 虫歯の本数が少ないのが、新潟県です。

○議長（高嶺善伸君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ですから、我々自民党県議団は新潟県のほうに視察に行ったんですよ。この「新潟県歯科保健推進条例」というのがあるんですよ、新潟県には。それを推進してずっとやってきて、8年連続日本一虫歯が少ない県。ですから、要するに12歳以上、永久歯というんですか、永久歯の中でずっと虫歯が少ないのは新潟県が8年連続一位なんですよ。対する沖縄県は圧倒的に最下位なんですよ。

ですから、歯というのは、ただ虫歯があるだけではないんですよ。私のようにメタボリック症候群、太っている人とか、あるいは糖尿病になっている方々、全部健康に関するのがこの虫歯が原因でそういった形になるんですよ。ですから、「8020運動」ということで、80歳になっても20本はしっかりと歯を持ちましょうという運動なんですよ。ですから、先ほど先輩たちで笑っていたのは、相当虫歯がある先輩方が笑ったと思っております。ですから、それだけ80歳で20本はしっかりと確保しようということで、私は今回提案しているんですよ。ですから、そのデータの中で小学校・中学校が歯磨きの時間がそれだけパーセンテージ多くやっていると言っております。しかし、この弗素洗口というのが、厚生労働省からも通達が来ていると思っております、しっかりこれをさせなさいと。「フッ化物洗口ガイドライン」ということで、「健康日本21における歯科保健目標を達成するために有効な手段として、フッ化物の応用は重要である。」ということ言っているんですよ。

そういったもろもろをやっている件数が今少ないわけでありまして。なぜですかね、まず教育委員会から。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） では、短目にお答えいたします。

学校での弗素洗口の普及については、関係者の声がありますけれども、インフォームド・コンセントの必要性、予算面、施設・設備、時間面に課題がございます。

○議長（高嶺善伸君） 島袋 大君。

○島袋 大君 今、教育長の話は予算面とかそうい

う場所とか言っていますよね。これをやるのは1分間ですよ、1分間。集団で1分間。時間1分間。その間10分間で片づけして終わり。予算も年間を通して1人200円しかかからない。これが今、長期的に80歳まで20本残せるような最終的な段階まで考えての動きなんですよ。これを場所とか時間とか言いますが、新潟県全部調べてやっているところは、1分間で集団でやっているわけでありまして、専門の先生も入れてやっている。そういうことを聞いてどう思いますか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） お答えいたします。

弗素洗口については、インフォームド・コンセントによって本人または保護者に対して具体的な方法、そして期待される効果、安全性について十分に説明した後、同意を得る必要があります。その辺のところが少し課題がございます。

○議長（高嶺善伸君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ですから、同意が必要ということ、同意をやればいいわけですよ。やるかやらんかの問題なんですよ。厚生労働省からそういった形で全部来ているんですよ。保育園に対しても来ているんですよ、部長。来ているんですよ。やるかやらんかの問題ですよ。予算は200円しかかかん。ですから、これは、これから病気になる、メタボリックとか糖尿病まで長い年月過ぎたらなってくる中に、要するに抑えるために最初からやろうということで、医療費も削減しようということでやる事業ですから、それをやるかやらんかの問題ですから、それ聞いているんですよ。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） ただいま島袋議員がおっしゃったことは大切なことだと思っていますので、設置者である市町村教育委員会とまた保護者の同意を得ながらしっかりと進めてまいりたいと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 島袋 大君。

○島袋 大君 今の答弁は、やりますよということで受け取ってよろしいんですよ。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） まず、小・中の場合は設置者は市町村教育委員会でありまして、そこしっかりと連携をとりながら進めてまいりたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 島袋 大君。

○島袋 大君 これはしっかりと関連する市町村の教育委員会にも話を投げてみてください。しっかりとやってください。よろしくお願いします。

保育園にしてもそうであります。要するに3歳児か

らいろんな健診あると思いますけれども、今、沖縄県の保育園の中で2歳児から虫歯で子供たち泣いている保育園たくさんありますよ。保育所はどうしていいのかなと悩んでいるんですよ。親御さんは歯磨きさせているかもしれません。ですから、こういうように前もって長期的に虫歯が出ないようなシステムをやろうという形の私は提案でありますから、その辺も意見交換できるんでありましたら、前向きに進める検討があるんでありましたら、部長の答弁をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 今の、歯がいか健康のために有効であるかということは、非常に重々承知しております、「健康おきなわ21」の中でも、「チャーがんじゅうおきなわ9カ条」の中にもちゃんと県民運動として、「おくちの健康3点セット 歯ブラシ・フッ素・フロス」というふうに出たりしております、これは県民運動として盛り上げようということで取り組んでおりますので、当然保育園についても、学校についても集中的にそういう運動を起こして、みんなが歯の健康を80歳までというかも全うするまで維持できるような形で取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（高嶺善伸君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ですから、これぐらい分厚い資料で「フッ素洗口ガイドライン」という冊子になって手元にあると思っているんですよ、教育委員会も、福祉保健部もですね。ですから、こういうことをしっかりと各市町村、保育園にしてもそうでありまして、幼稚園、小中学校にしてもそうであります。そういう大事なことはしっかりと前もって虫歯がないようにしていこうという動きでありますから、それをしっかりと動いて意見交換をするというのは大事でありますから、その辺もお願いしたいと思っております。

我々が行った新潟県が、この「歯科保健推進条例」というのができました。これは超党派の議員がみんな賛成して議員提案で行ったんですよ。我々それを新潟県で視察してまいりました。ですから、超党派でいろんな面でまだいろいろ条例をつくるかという議論が出てくると思いますけれども、お互い行政と議会が一緒になって、議員もみんな80歳になるわけですから、80歳になっても20本しっかり残そうと、これからいろんな病気にならないようにも、そういった形で我々も推進していきたい一人でありますから、私も。どうか行政の方々も、議会でもいろんな面で意見交換しながら、歯の強い沖縄県をつくってほしいと思います。ひとつよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 座喜味一幸君。

〔座喜味一幸君登壇〕

○座喜味 一幸君 こんにちは。

虫歯の後は、離島振興におつき合いを願いたいと思います。

一般質問もいよいよ大詰めとなりました。

通告に従いまして質問させていただきますが、本県議会は、普天間の基地の移設に始まりまして、普天間の基地の問題で終わるというような、まさに普天間議会と言ってもおかしくない議会だったんじゃないかなというふうに思っております。

本来、この外交・防衛問題、国の専管事項であり、県外移設を公約として誕生した鳩山政権は、速やかに具体的な方針を明確にすべきであります。

閣内不一致、優柔不断、まさにいたらくそのものの鳩山政権に振り回され、多くの混乱と無駄なエネルギーを費やされる、このことに関して沖縄県民として甚だ怒りを覚えるものであります。

私は、鳩山政権は、アジア構想でアメリカを逆なでし、13年間かけて積み上げてきた日米合意、それを振り出しに戻すなど、日米間の信頼はもはや亀裂したなという実感であります。このことがWTO、EPA交渉に始まり、まさにまた日米貿易摩擦に発展する火種を抱えているんじゃないのかというような危惧さえ感ずるものであります。

鳩山不況は既に予測されていたものでありますが、株価の下落、そして円高と相まってデフレスパイラルの経済危機がいよいよ深刻なものとなっております。国のあるべき姿、経済戦略、財政健全化などが示されないまま、国民受けをねらった事業仕分けが進められているありさまは、軽率とも思えます。

離島振興関連予算の事業仕分けの中で、ある委員から、「離島は海に浮かぶ老人ホーム」との発言がありました。まさに地域主権をうたいながら、過疎・離島地域を切り捨てる鳩山政権を象徴する発言だと思います。高速道路、揮発油税の暫定税率の廃止、さらには農家戸別所得の補償など耳ざわりがいい。しかし、過疎・離島地域には高速道路はないし、農産物の自由化を促進した上で、農家戸別所得補償は生産性の低下を招き、離島農山村の崩壊につながることに全く配慮がされていないのであります。

何はともあれ、沖縄県は2012年のポスト振計の重要な時期を迎えますが、今こそ県民が県勢発展、自立経済に向けた気概と誇りを持って、一層奮起しなければならない重要な時期だと思います。

質問に入ります。

さて、離島県である沖縄県が経済振興を図る上で、交通費や流通コストの低減化を図ることは、古くて新しい大きな政策課題であります。中でも多くの離島の振興を図る上では最重要課題であります。今、政府で高速道路の無料化が俎上に上っております。高速道路の恩恵をこうむってない離島にあっては、空路、海路を含め高速道路無料化に見合う大胆な制度設計、予算要求をすべきだと考えます。

さて、離島における第1次産業の振興についてであります。

(1)、肉用牛生産振興についてですが、県内肉用牛の生産高は180億円で、農業生産額でもさとうきびに次いで第2位の地位にあります。しかし、その県内肉用牛生産の74%は離島で生産されており、なお一層の生産振興に当たっては生産基盤を初め、大きな課題である流通体制の確立が望まれております。

ア、宮古・八重山地域における肉用牛生産振興に対する取り組みと課題を伺います。

イ、宮古・八重山地域の肉用子牛購買者から競り後の子牛ができるだけ速やかに届くよう流通体制の改善が要望されております。県はどう対処したか伺います。

ウ、宮古の家畜競りから購買者に届くまで10日を超える事態が生じております。県はどう認識しておりますか。子牛の輸送のみならず、その他の貨物についても日数のおくれや荷受けサービスの悪化、コスト高が出ていると聞いております。

エ、有村産業の倒産により台湾を含む先島航路の便数が3分の1以下になり、大きな支障を来しております。抜本的な対策を伺います。

(2)、多良間村水納島では約200頭規模の肉用牛生産農家があります。生産基盤及び流通体制が未整備で、また、立標がないため牛の輸送や観光客のチャーター船の往来に支障を来すなどインフラの整備がおりますが、県の対応を伺います。

ア、多良間・水納間の流通コスト支援はできないか。また、輸送船の更新支援はどうか。

イ、防風林整備や農業用水確保が必要であると思うが、計画はどうなっているか。

ウ、立標の設置について伺います。

次に、(3)、宮古地域の水産振興についてです。

宮古支庁、宮古農林水産振興センターの試算によると、1998年に890人であった漁業従事者は、2007年にはその4割の345人となっており、そのうちの8割が60歳以上であることから、このまま推移すると5年後

には漁業従事者はゼロになるという予測を地元紙に発表しています。

ア、この予測に対する詳細な県の現状認識を伺います。

イ、現状を踏まえ、県はどのような振興策を講じようとしているかを伺います。

(4)、葉たばこ生産農家の育成・保護についてです。

沖縄県における葉たばこは9市町村の主に離島部で生産され、生産額は約50億円、1戸当たりの生産額も1200万円と全国1位で地域経済を支える主要作物であります。新政権でたばこ税の引き上げが俎上にのせられております。たばこ税が引き上げられた場合、たばこの消費量が激減し、沖縄県の葉たばこ生産農家を初め地域経済が大きなダメージを受けるものと思慮されます。

ア、県内の葉たばこ生産が及ぼす地域の雇用、経済波及効果はいかほどか。

イ、葉たばこ生産農家の育成・保護について県の対応を伺います。

次に、離島振興についてです。

本県の観光振興にとって、外国観光客並びに修学旅行観光客の誘致戦略は重要課題であります。

(1)、外国観光客・修学旅行観光客の離島への誘致戦略を伺います。

(2)、八重山向けの修学旅行が10月に16校、11月に18校が訪れ、12月でも既に6校以上が見込まれているが、県の現状評価とこれからの展開策を伺います。

(3)、J T Aは海外居住者が県内の離島便に搭乗する際の運賃を一律9000円としております。訪沖外国客の増加に弾みがつくと思うが、県の評価と今後の取り組みを伺います。

(4)、離島への修学旅行誘致に当たっては、交通費の割高が大きな課題となっているが、海外居住者割引に準じた割引運賃を働きかけるべきと思うが、いかがでしょうか。

3、環境行政です。

海洋漂着物による海岸線の汚染は年々増加にあると言われている。そのほとんどが外国からの漂着物と言われ、観光振興や水産振興にとって見逃せない課題となっております。

(1)、回収主体と支援制度について伺います。

(2)、費用の確保について伺います。

(3)、島内処理の困難なごみなどの技術上の課題と対策について伺います。

4、エネルギー行政についてです。

沖縄県の経済の自立や産業振興にとって、天然ガス

や希少金属を含む海底熱鉱床などの将来のエネルギー資源としての探査開発利用は重要な案件であります。南城市天然ガス開発が国・県の補助を受け試掘が進められている新聞報道がなされております。

(1)、本事業の概要と県の負担及びかわり方について伺います。

(2)、水溶性天然ガスと付随水の有効利活用は重要と思いますが、計画はどうなっているか伺います。

(3)、本事業の成果と他地域への将来の展開方針について伺います。

あと再質問をさせていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 座喜味議員の御質問に答弁いたします。

まず、離島の第1次産業振興に係る御質問の中で、宮古・八重山地域における肉用牛生産振興に係る御質問にお答えいたします。

宮古・八重山地域におきましては、高品質な子牛の安定生産、そして計画的な母牛の更新及び、一年一産技術の確立などこれらが課題となっております。そのため、沖縄県では、宮古・八重山地域における肉用牛の生産振興を図るため、優良雌牛の導入や自給飼料基盤の整備を推進いたしますとともに、飼養管理技術の向上及び優良な種雄牛の適正交配などの指導に取り組んでいるところでございます。

次に、離島の第1次産業振興に係る御質問の中で、葉たばこの地域雇用、そして経済波及効果と生産農家の育成・保護に係る御質問ですが、これは1の(4)のAとイが関連いたしておりますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

葉たばこは、平成21年産の生産額が約47億円となっており、耕種部門におきましては、さとうきびや菊に次ぐ生産額となっております。また、経済波及効果といたしましては、おおむね1.7倍、農家数が317戸、共同乾燥施設の作業員を318名臨時雇用するなど、離島における農家経済はもとより、地域経済を支える重要な作物となっております。

県としましては、農林水産業振興計画に基づき、葉たばこを安定品目と位置づけ、共同乾燥施設を整備いたしますなどの支援を行っております。

また、葉たばこの生産振興を図るため、葉たばこ価格や耕作面積の確保などにつきまして、平成21年11月に全国葉たばこ生産府県知事協議会を通じまして、国やJT等に要請をしているところでございます。

次に、離島の観光振興に係る御質問の中で、外国人

観光客と修学旅行の離島への誘致戦略についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県が国際観光地として発展を遂げるためには、外国人観光客の増加を図ることが重要であります。現在、関係機関と連携をして誘致活動を強化しているところであります。

離島への誘致につきましては、海外メディアへの取材支援及び旅行社の招聘を通じて、離島を含む旅行商品造成を図っているところであります。また、クルーズ船の誘致に関しましても、離島を含めた県内港湾への寄港要請を行っております。

修学旅行につきましては、県外での修学旅行説明会や、石垣、宮古などでの自然体験や環境学習が体験できる現地研修会を開催し、離島への誘致を推進しているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 離島の第1次産業振興の中で、宮古・八重山地域からの子牛流通の現状と県の対応について一括してお答えいたします。

宮古及び八重山地域で購買された子牛については、定期船の運航日程等の関係により、家畜市場から速やかな搬出ができず、子牛のストレスや購買者の経費負担が増加している状況にあります。

県としては、競り後の子牛の迅速な輸送手段の確保は、離島地域の肉用牛生産振興を図る上で重要であると認識しております。そのため、市場開設者であるJA等と協議を行い、船舶会社と追加配船の調整により円滑な輸送に努めているところであります。

今後とも、円滑な輸送体制の確保を図るため、関係機関・団体と連携し、船舶の運航日に合わせた競り開設日の変更等についても検討していきたいと考えております。

次に、多良間・水納間の流通コスト及び輸送船の更新支援についてお答えいたします。

県では、現在、離島等肉用子牛振興事業により、子牛の輸送経費に対して助成を行っており、水納島から多良間島の家畜市場へ子牛が出荷される場合も助成の対象となっております。

家畜用輸送船の導入については、現在、該当事業がないことから、支援は厳しいものと考えております。

次に、多良間村水納島における農地防風林や農業用水源施設整備についてお答えします。

多良間村水納島において、農業の振興を図る上で、

農地防風林や農業用水源施設の整備は重要であります。

県としては、水納島の土地利用状況などの現地調査を行い、関係機関と連携し、農地防風林や農業用水源施設整備の可能性について検討してまいります。

次に、宮古地域の水産業の現状と振興策について一括してお答えいたします。

宮古地域の漁業者数は、漁業センサスによると、平成10年の889人から平成20年には569人となり、年々減少しております。その減少の要因としては、高齢化や資源の減少などが考えられます。

今後もこの傾向が続くと宮古の水産業の厳しい状況が予測されるとの認識から話し合いをしているところでございます。

県では、このような厳しい離島地域の実情を踏まえ、水産業の持続的な振興を図るため、水産業の基盤整備、流通体制の整備、つくり育てる漁業の推進など、各種施策を推進しております。

特に後継者育成については、少年水産教室での体験学習、漁師を希望する若者の面談の場となる漁業就業支援フェアの開催、漁業経営開始資金等の貸し付けなどの推進を図るとともに、観光漁業などの推進にも取り組んでいるところであります。

県としては、今後とも、市町村、関係団体と連携し、水産業の振興と後継者の育成に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 離島の第1次産業振興についての御質問の中で、先島航路の便数減少に伴う対策についてお答えします。

有村産業是那覇、先島、台湾間において旅客及び貨物輸送を行っていましたが、同社の倒産後は、那覇、先島間において、従来から貨物輸送を行っている3事業者により引き続き貨物輸送が行われており、那覇、台湾間についても、従来から貨物輸送を行っている1事業者に加え、新たに2事業者が参入して貨物輸送を行っております。

これにより、那覇、先島航路及び那覇、台湾航路の貨物については、他事業者へ振りかえられ、旅客については、航空機へ振りかえられているものと認識しております。

しかしながら、先島、台湾航路は現在も代替がなく、那覇経由に頼らざるを得ないことから、時間・コスト等の面で影響が生じておりますが、同航路の再開

については、新会社の設立を含め複数案が提案されたものの、具体的な事業計画や採算性、実現可能性等が示されていないことから、具体的な対応策を検討することが困難な状況にあります。

島嶼県沖縄において、海上輸送航路の維持確保は、県民生活の安定や産業振興の面から欠くことのできない重要な課題であり、引き続き国や市町村と連携し、県としての対応を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 離島の第1次産業振興についての御質問で、水納港の立標の設置についてお答えいたします。

水納港は、平成7年度までに防波堤等の港湾施設整備を完了しております。

立標につきましては、基本的には海上保安庁が設置及び管理を行うことになっております。

県としては、今後、現場状況を調査し、多良間村との調整を踏まえ、航路の安全確保の観点から、海上保安庁へ要望をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 離島の観光振興についての中の、八重山向けの修学旅行についての県の現状評価とこれからの展開策についての御質問にお答えします。

平成21年の八重山への修学旅行は114校、約1万8000名の入り込み予定となっており、平成20年の119校、約1万7500名と比較して5校の減、約500名増の見込みとなっております。

八重山地域では、観光関連事業者、行政機関で構成される「八重山教育旅行誘致委員会」が、入り込み調査や県外旅行会社の訪問、空港での歓迎幕の設置など、官民一体となった誘客活動を行っております。

沖縄県としては、今後も離島の観光関連事業者等と連携を図り、県外で開催する修学旅行説明会や学校関係者招聘事業において、離島の自然や文化芸能等を紹介し、修学旅行の誘致を推進してまいります。

次に、同じく離島の観光振興について、JTA訪日観光客向け離島運賃に対する県の評価と今後の取り組みについての御質問にお答えします。

JTAがことし10月から開始したJTA訪日観光客向け離島運賃「オキナワアイランドパス」については、本県を訪れる外国人観光客の離島への関心を高め

る効果があると期待しております。

特に、欧州におけるビーチリゾートの人気は高く、離島観光への潜在的な需要が見込まれるため、県では、訪日旅行商品を取り扱っているヨーロッパの主要な旅行社に対し、アイランドパスを活用して離島視察支援を行っているところです。

また、県が重点的に誘客を推進している台湾・香港などの東アジア地域についても、旅行会社やメディア等を通じて活用の周知を図っているところであります。

今後も、アイランドパスの積極的な活用を促進し、離島への誘客に努めてまいりたいと考えております。

同じく離島の観光振興について、離島への修学旅行誘致における割引運賃についての御質問にお答えします。

修学旅行の航空運賃については、航空会社が定めた「学校研修割引運賃」が適用されております。

沖縄県では、これまで各航空会社に対し、季節・路線ごとの需給状況の分析や地域特性等に基づく割引率の設定に配慮していただくよう要請を行ってまいりました。

現在、離島への修学旅行運賃については、J T Aが実施している「海外居住割引運賃」と比較して一部割高になっていることから、航空会社に対してはさらなる運賃低減についての要請を検討してまいります。

エネルギー行政について、南城市に係る質問の中で、事業の概要とガス、付随水の活用計画及び将来の展開方針について一括してお答えします。

南城市での天然ガス開発は、県と民間事業者が共同で鉱業権者となり試掘権を取得した区域で事業を実施しております。

開発にかかる費用の2分の1は国から探鉱費補助金を受け、残りの2分の1を民間事業者が負担し、地下2100メートルまで掘削して、水溶性天然ガスを試掘する事業計画となっております。

水溶性天然ガスは、地上部でガスと付随水に分離し、ガスは施設内の電力、給湯、冷暖房などに利用し、付随水は温泉や温水プールに活用する予定となっております。

今後、当該事業では、ガスの成分や量などを検証する予定です。

県としましては、検証結果を踏まえて、他地域への展開も含め、水溶性天然ガスの利活用を検討することとしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時15分休憩

午後2時15分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 環境行政についてお答えをいたします。

まず、漂着ごみの回収主体と支援制度及び費用の確保について一括してお答えいたします。

海岸漂着ごみ対策につきましては、本年7月に施行された海岸漂着物処理推進法において、都道府県等の海岸管理者が海岸漂着ごみの処理に必要な対策を講じることと定められております。

また、国におきましては、地方が行う漂着ごみ対策を支援するため、従来から実施している災害等廃棄物処理事業費補助金とあわせて、特に本年度は「地域グリーンニューディール基金」を創設し、平成23年度までの漂着ごみ対策費として7億8700万円を本県に配分しております。

県としては、国の支援制度等を活用しながら、市町村等と連携して県内全域の漂着ごみを適正に回収・処理してまいりたいと考えております。

次に、島内処理が困難な漂着ごみの対策についてお答えをいたします。

海岸漂着ごみは、プラスチック等が多く、塩分が付着したり、性状が多岐にわたることから、離島の廃棄物処理施設では十分に処理ができず、海上輸送費を含めて処理コストがかさむことが大きな課題となっております。

県におきましては、本年度から「地域グリーンニューディール基金」による漂着ごみ対策を実施しますが、同事業ではごみの回収・処理だけにとどまらず、島内におけるリサイクル方法の検討や、輸送コストの低減に向けたごみの減容化等を調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 座喜味一幸君。

○座喜味 一幸君 天然ガス開発の件についてからちょっと伺わせていただきますが、結構これまで天然ガス、あるいは温泉等の利活用については、各市町村自治体でも非常に興味を持ってやったような事例があって、ローカルビジネスとしてこれは伸びるぞと、非常に可能性あるぞということで結構取り組んできたような実績、経緯があると思いますが、これまでの実績とこれからの計画、それから今までそれがいまい素材だと知りながら伸びていないその要因、それらがわか

りましたら教えてください。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） その代表的な事例として、沖縄県では沖縄天然ガス株式会社を過去設置して、解散したのが昭和62年でございますけれども、その可能性については報告はされております。ただ、そのときの例えば石油の価格とか、掘削費とかいろんなコストの面等で可能性はありながらも解散したという経緯などがありまして、これが主な事例なんですけれども、あと各地域でもその可能性等についてはいろんな過去の調査で一応報告書は上がっていますけれども、具体的に掘削して天然ガスを利用したという例は、まだいまだございません。

○議長（高嶺善伸君） 座喜味一幸君。

○座喜味 一幸君 先ほど天然ガスとその付随水については、温泉プールに使うというような話がありました。これまでのこの問題でちょっと詰まってきた部分、温泉なら温泉法に基づいて掘削する、しかしこれは天然ガス使えません。天然ガスを試掘する場合は鉱業権に基づくというようなことで、ちょっと切り離された形で中途半端なこと等やったと思うんですが、この南城市の場合は鉱業法、温泉法、両方ともとれているのか、あるいはどういう経緯なのかちょっと教えてください。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） これを始めたのは、一応鉱業法に基づいて資源エネルギー庁の「天然ガス探鉱費補助金」を受けて初めてやっているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 座喜味一幸君。

○座喜味 一幸君 これから天然ガス等非常にクリーンなエネルギーとして、宮古島市においても環境モデル都市指定を受けまして、その辺の資源の活用を本気でやりますが、1つは、その情報量が少ないということ。それから、試掘等非常に極めて基礎調査がなされていないと非常にリスクが多いというような不安等がありまして、なかなか進まない。その辺を今後、今の状態でこの掘削等に係る事業制度ですね、この辺はいかなるものでしょう、補助制度。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） 南城市の例で申し上げますと、事業費は約2億円です。そのうちの半分は国です。半分は事業主が持ちますので、非常に大きな投資となりますので、やはり事業の採算性とか、リスクとかいろんなものを見据えた場合は非常に大きな投資額ということで、なかなか難しいかなと思います。

○議長（高嶺善伸君） 座喜味一幸君。

○座喜味 一幸君 海に行けばその天然ガスが埋蔵しているというような中国との排他的経済水域の問題等もありますが、我々やっぱり島において、せっかく埋もれている天然ガス等の資源をしっかりと活用しながら、ローカルビジネスというかそういうものをしっかりとやっていくために、やはり県としてはこの温泉あるいは天然ガスの鉱区そのものの大体見定め等の情報収集だけでも相当苦勞しているというようなことがありますんで、その辺は県としてもいまいちローカルのエネルギー、あるいは付随水の多角的な利用について研究開発、そういう技術情報等整理して、ぜひ補助制度も含めて提供していただきたいというふうにお願いしますが。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） 石油がやはりいろんな騰貴とかそういう関係で乱高下しますので、地元の足元にある天然ガスの利用というのは沖縄の貴重な資源だと思ひまして、県としてもこれからいろんな形でさらに取り組んでいきたいと考えておりまして、必要な情報はオープンにしていきたいと思ひます。

○議長（高嶺善伸君） 座喜味一幸君。

○座喜味 一幸君 はい、よろしくお願ひしたいと思ひますが、次に、農林関係でちょっとお願ひしたいと思ひます。

今ちょうど宮古も肉用牛の特産生産指定を受けまして、知事においでいただきまして、畜産農家頑張ろうという決起大会もやったようなことでして、非常に今畜産農家、元気が出ております。その中で、今農家はとにかく生産対策は自分たちでするぞと、それから価格対策もいいものをつくってしっかりとやるよと。そのかわり、流通対策ちょっと県にお願ひしたいと。県にお願ひして、自分たちでJAに行つて、市に行つて、琉球海運にも行つたというんですが、どうも先が見えないというような話がありますが、部長、どこで詰まっているのか。先ほどもJA、船舶会社含めて協議をしますという決意をいただいたんですが、具体的にスピード感を持ってやらぬとこの問題、もう大口購買者が来なくなりますと、値段が下がっちゃうんですよ。そういう非常に重要な問題でありますんで、スピード感を持ってこの辺取り組んでもらえないか。どこで話が詰まっているのか、ひとつお願ひしたいんですが。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 議員おっしゃるとおり、やはり牛の生産振興を図るということは、県外に

子牛を生産を出すということですから、流通の改善というのは重要だというふうに考えています。

それで、J Aとそれから海運業者とも何回かお話をして、できるだけ早い期間に、売られたものは早い時期に県外に出すことが必要だということで、何回かJ Aも含めて相談をしております、特に課題となっているのは船の便数がなかなかという話がありまして、それでこれまで何回もフェリー会社をお願いをして追加配船もやっているところでございますけれども、そういうふうな船便の配船と、それと競り日というのはやっぱり重要じゃないかなと思ひまして、いかに競り日と配船日が短縮化された形で運べるかというのが重要だと思いますんで、これについてはJ A等も一緒に入っていますけれども、県も一緒になってしっかり取り組んでいきたいと思ひます。

○議長（高嶺善伸君） 座喜味一幸君。

○座喜味 一幸君 これは農水部だけでけりのつく問題じゃないと実は私思っております、これは交通政策を含めての大きな課題となっていると思うんで、農水部だけで抱え込んでしまうのではない話だと思っておりますんで、しっかりとこの辺は対策をお願いしたいなと思ひますが、1つだけちょっと私提案ですが、購買者のほうに輸送費にかかる助成が出ておまして、その金額等を累計しますと相当な金になりますね。例えば宮古であると、1頭当たり1万5000円ぐらいの輸送費補助が購買者出ているんですが、500頭、700頭という牛を一括で輸送するとなると結構な金になります、私、船舶の事情がちょっとわからないんですが、大胆にチャーター便が毎週土曜日と決まっておりますね、石垣各地域7カ所と決まっておりますね。時としてそのチャーター便でも対応できる金額であるんじゃないかというふうに思ひますが、その辺検討したことございますか。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 今の子牛への輸送コスト低減についてはこれは事業でやっております、チャーター便と、私の今の資料の中で知っている限りですけれども、現段階ですけれども、それと比較したことはないのではないかなと思ひますが、これについては議員からもお話がありますので、それを含めて少し検討していきたいなと思ひます。

○議長（高嶺善伸君） 座喜味一幸君。

○座喜味 一幸君 この件はぜひ検討して、場合によったらチャーター便非常に有効なことじゃないかなと思っておりますんで、対策協議会、連絡会議を開いてしっかりと取り組んでいただきたいなと思ひま

す。

ちょっと突然の話ですが、土木建築部長、地域活力基盤創造交付金事業というのがあるようですが、この事業でソフト事業、基盤の増強等を含めての船も買えるというような事業制度になっていると聞いているんですがいかがでしょう。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） この事業につきましては、今年度、21年度から新たに創設された事業でございます、その事業は確かにありまして、これは総合的に支援事業というふうに言っております、離島の船舶の購入とかそういったものにも制度としてできるようになっております。

○議長（高嶺善伸君） 座喜味一幸君。

○座喜味 一幸君 これですね、海上輸送という件に関しては、要するに我々高速道路の無料化という恩恵にもこうむれないような離島ですから、この国自体も交通政策の大きな変化が起きておりますので、那覇一宮古、宮古一八重山間等々のこの部分に関して、ぜひ船舶が買えるものなら、農林水産部長、こういう話がありますので、その辺をきめ細やかに海のものを集めてハブ空港に持ってくる、空のネットワークを組んでハブ空港に持ってくる、そういう意味で多分知事の頭の中には、離島はこれからこういう物流を集中合理化していくと沖縄の経済発展は大きいものがあるというふうに思っておりますが、企画部長、この辺の離島の空のネットワーク、それから今申した海のネットワーク、それらを通していけば、私マンゴーもいよいよ上海に、香港に出る時代だと思ひているんですが、その辺の検討どうなっているのでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 今議員の言われるとおり、沖縄は東西1000キロ、南北400キロと広大な海域に島々が点在する、そういうふうな地域であります。そういう意味でネットワークを強化していくというのが今後の沖縄振興の一つの大きなインフラだというふうに思ひます。今般、全日空がああいうふうな形での国際貨物ハブができました。離島もぜひそのネットワークを強化しながら今後のまた沖縄振興に資するようなシステムを考えていきたいというふうに思ひます。

○議長（高嶺善伸君） 座喜味一幸君。

○座喜味 一幸君 ぜひきめ細やかな流通の抜本的なまたビジョンを期待しております。

最後になりましたが、つくる、運ぶ、売る、非常に離島においては大きな3元素ですが、築地・大田市場

に行きましたときに、各都道府県の知事さんが来て一生懸命頑張ろうとやっているんですよ。そういう中で、沖縄県知事もこれはずっと前の話ですが、見えたことがないよなというような話がありました。ぜひトップセールスのプロとして、知事、大田・築地行ってトップセールスしてくれませんか。正月明けが一番いいと思いますが。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井眞弘多君） ぜひ御一緒しましょうね。

○座喜味 一幸君 よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 嶺井 光君。

〔嶺井 光君登壇〕

○嶺井 光君 こんにちは。

南城市の嶺井光でございます。

地方分権、地方の時代であります。私は、「人づくりを基本に地方に活力を」と、こういうテーマで議会活動を通して人材育成を訴えてまいりました。「長期展望に立った本県の自立は多様な人材の育成」、これが一番重要であるというふうに考えております。

仲井真知事就任3年になりました。これまで元気いっぱい県民の生活向上のために日夜頑張っておられること、心から敬意を表します。公約にも「人材力おきなわ」があります。世界に誇る本県の宝となる人材育成に、なお一層御尽力をされることを御期待いたします。

通告の質問に入ります。

多様な人材の育成と文化の振興について。

学校教育の充実についてであります。

学校教育は、みずから学ぶ意欲を育て、豊かな表現力と粘り強さを持つ幼児・児童生徒を育成することを目標に、学校現場においては日々の教育活動を通して先生方が頑張っております。

教育は、社会全体として学校、家庭、地域社会の連携のもとに、豊かな心をはぐくむこと、また郷土文化の継承・発展に寄与し、国際社会、情報化社会で活躍する心身ともに健全な児童生徒をはぐくむことを目指しております。幼児・児童生徒が自分の興味・関心のあることにじっくり取り組み、伸び伸び過ごせるようにする、そこから子供たちが自分の課題を見つけ主体的に判断し行動することで自立に向けた力を身につけ、人格形成の基礎になるものと考えます。

その具体的な実現に当たっては、教師と子供がしっかりと向き合える環境をつくるのが大切なのであります。全学年で実施する具体的な方策を示すべきだと思うんですが、どんな課題があるのか、30人学級の取り組みについて伺います。

イは取り下げます。

平成19年度に特別支援教育制度が完全実施されました。特別な支援を必要とする児童生徒を取り巻く制度は、少しずつ整備されてきましたが、県内の現状はまだまだ改善の必要があると考えます。児童生徒一人一人の教育ニーズに応じた環境整備としての特別支援学級の設置状況は、小中学校においてどうなっているか。

さらには、特別な支援を必要とする児童生徒が通級による指導を望む場合、在籍する学校での通級指導が受けられる支援体制は整備されておりますか。他校への通級の実態があるのか。

ウ、特別支援教育の実態と充実について伺います。

次に、高等学校編成整備計画についてであります。

南部農林高校と南部工業高校の再編統合についてであります。

南部農林高校は、昭和23年に地域住民や教育関係者の強い要請にこたえて開校し、多くの卒業生が農業経営や関連産業等に従事し、本県の農業振興のために貢献をしております。農業は国のもととも言われます。世界的な食料難の時代が来るとも言われております。

このような中、日本の食料自給率は40%以下であり、国民の食料生産を担う立場からも食料自給率向上に向けた農業政策は重要な施策であります。農林高校はその担い手を育成する教育機関であり、情報化や技術が高度化する中、高度な経営技術にも対応できる産業人の育成のためにも、むしろ農林高校として専門教育に特化する中ですぐれた人材の育成を図るべきであります。南部農林高校と南部工業高校の再編統合について、現在の進捗状況を伺います。

次に、文化の振興について。

沖縄の伝統空手は、平和を愛する心を重んじ、祖先が護身術として、また心身を鍛練する武術として継承・発展してきました。今や世界に5000万人もの空手人口が広がっております。8月に本県で開催された世界大会は、沖縄伝統空手道振興会の設立を記念して開催されたものであり、世界各国の愛好家との交流を通して沖縄空手道古武道を正しく継承し、普及・発展させるための意義深いものとなりました。今後は、空手発祥の地として本県の伝統文化に誇りを持ち、関係者を初め県民挙げて伝統空手を通して守礼の心を世界へ発信すべきであると考えます。

以下、2点伺います。

ア、世界空手大会が8月に開催されました。今後の大会継続について。

イ、空手博物館の建設について。

琉球舞踊が国の重要無形文化財に指定されました。戦後の苦しい歩みの中で県民に生きる力を与え、大きな心のよりどころとなりました。沖縄文化の中核をなす琉球舞踊の重要無形文化財指定は、先達から長年にわたり継承した成果であり、芸能関係者を初め県民の誇りであります。今後は、芸能のわざをきわめ、安定した発表の場など舞台環境の整備が急がれます。新たな郷土劇場など伝統芸能の保護・育成について県の取り組みを伺います。

(4)小渕奨学制度について。

ハワイ東西センターは、1960年の創立以来、アメリカ、アジア・太平洋諸国地域のリーダー育成機関として創立され、沖縄からも各界へ優秀な人材を送り、本県の発展に大きく貢献してきました。この制度は、本土復帰に伴い中止となりましたが、2000年の沖縄サミットを機に小渕奨学金として再スタートしております。日米両政府の協力により、毎年学者研究員3人、大学院生3人の計6人を送り、現在まで45人がハワイで学ぶ機会を得ております。しかし、この沖縄に対する特別奨学金制度は、日本政府の人員削減の方針があると言われております。現状と今後の見通しを伺います。

大きな2番、農林水産業の振興について。

(1)、さとうきびの振興について。

今期も収穫作業に入る時期になっております。前政権で国の交付金対象の基幹作業委託に薬剤散布、中耕倍土を追加する方針が示されておりました。新政権の取り組みがいまだ明確に見えない気がいたします。この見通しはどうなっておりますか伺います。

(2)、漁業の振興について。

南城市においては、若いウミンチュが担い手として意気込みを見せております。これからの水産が大変期待をされております。しかしながら、漁業を取り巻く環境は依然として厳しいものがあります。特に漁業者にとって最も大切な漁場の確保が困難であることです。米軍演習に係る制限水域の解除について、進捗状況を伺います。

3番、地場産業の保護育成について。

かわら産業の保護育成。

県産品利用の具体的な取り組みをどのようにしているのか。また、県内の需給バランスはどうなっているか伺います。

4、地上デジタル放送移行について。

業界や沖縄総合通信事務所において、地上デジタル放送を視聴するための広報・啓蒙が行われております。ところが、沖縄本島において放送電波が遮られる

地上デジタル放送の難視聴地域があり、中継局の設置等による対応を要請しておりますが、見通しが立っておりません。難視聴地区の対策について、県としての取り組みを伺います。

福祉政策について。

(1)は取り下げます。

(2)、母子家庭等の低所得者の支援策について。

母子家庭における母親の雇用形態は、臨時・パートが5割を占めております。平均年収も一般世帯の約3分の1しかないと言われております。こうした状況を受けて、母子家庭等に対する生活支援策の充実、就業支援策の強化等、総合的な自立支援を推進するための関係法令が以前に改正をされました。しかし、昨今の厳しい経済情勢の中で、生活を一人で担わなければならない母子家庭にとっては、日常生活も大変厳しいものとなっているようであります。

このような中、子供の医療費助成について、これまでも償還払いから現物給付に変更して、手元に現金がなくても医療が受けられるよう要求してきました。しかし、国民健康保険制度の制限があってもまだ実現しておりません。

そこで、国保事業者でないところで基金をつくって病院と連携をした形で支援をすることができないか。仮称ではありますが、医療費助成基金等の創設はできないか提案し見解を伺います。

6番の土木建築事業については、(1)、(2)は取り下げます。

企業局送水管の管理について。

(1)、水道用水供給事業者と水道事業者の責任分界について。

施設の責任分界及び譲渡に係る処理方針が平成21年10月1日に示されております。その経緯について伺います。

答弁の後、再質問いたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 嶺井光議員の御質問に答弁いたします。

まず、農林水産業の振興に係る御質問の中で、さとうきび経営安定対策の見直しについての御質問にお答えいたします。

さとうきび経営安定対策の支援対象は、認定農業者を初め基幹作業を委託する者などに加え、平成21年産までの特例として、生産組織に参加する小規模農家となっております。平成21年9月末現在、4割の農家が特例農家という状況にあります。

このため、県といたしましては、すべてのさとうきび農家が安心して生産に取り組めるよう、特例要件で対象となっている生産者や地域の実態を踏まえた対象要件の緩和、そして見直しを行うこと及び農家手取り額の確保などにつきまして、関係団体と連携をし国に要請しているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは、多様な人材の育成と文化の振興についての御質問で、30人学級への取り組みについてお答えいたします。

30人学級につきましては、きめ細かな指導により児童一人一人が基本的な生活習慣や社会的規範を身につけ、基礎・基本の学力の定着を図ること等から、小学校1、2年生で実施しております。

なお、実施に当たっての課題については、定数や教室の確保などが挙げられます。3年生以上については、少人数指導のための指導方法工夫改善定数を活用し、習熟の程度に応じた指導やチーム・ティーチングを行う等、学習指導の充実を図っているところであります。

少人数教育のうち、少人数学級と少人数指導のどちらが効果的かについては、国においても議論や調査研究がなされているところであり、3年生以上への導入につきましては、本県における実施効果や国及び他府県の動向等を踏まえ研究してまいりたいと考えております。

次に、特別支援教育の充実についてお答えいたします。

平成21年5月1日現在、公立小中学校に設置している特別支援学級数は、小学校297学級、中学校129学級で計426学級となっております。

通級による指導は、通常の学級に在籍している言語障害や学習障害、注意欠陥多動性障害など特別な支援を必要とする児童生徒を対象に通級指導教室を設置し、自立活動に関する指導やコミュニケーション指導、教科の補充指導などを行っております。

実施状況につきましては、平成21年5月1日現在、県内に19教室設置されております。

なお、平成20年度の調査によりますと、自校での通級の割合が68.8%、他校への通級が20.4%、巡回による指導が10.8%となっているところであります。

次に、南部農林高校と南部工業高校の再編統合の進捗状況についてお答えいたします。

南部農林高校と南部工業高校の再編統合については、近年の産業構造の多様化に対応した人材育成を目的としており、農業と工業の専門性を維持しつつそれぞれの専門分野を総合的に学ぶことができることとしております。現在、学校においては平成21年9月に開校準備委員会が組織され、再編統合に向けて準備が進められており、統合後の学校のあり方や教育内容などが話し合われているところであります。

次に、世界空手大会の継続開催についてお答えいたします。

沖縄伝統空手道振興会の設立を記念して開催された世界大会は、同振興会が積極的にかかわり演武会、競技会及びセミナーの開催など成功裏に終了いたしました。

今後の大会開催については、今回の成功を踏まえ、同振興会が中心となって取り組まれることを期待しております。

県としましては、同振興会からの具体的な大会開催計画や要請等があれば、支援について検討してまいりたいと考えております。

次に、空手博物館の建設についてお答えいたします。

沖縄の空手道は、本県が世界に誇る貴重な伝統文化であり、空手の普及・振興を図ることは本県の観光振興にも大きく貢献するものと考えております。

空手博物館については、基本的なコンセプト、用地や建設費の確保、管理運営主体などの課題があることから、関係団体の意見を聞いてまいりたいと考えております。

次に、伝統芸能の保護育成についてお答えいたします。

沖縄の伝統的な芸能を保存・継承するため、国におきましては組踊や琉球舞踊ほか3件を重要無形文化財に指定し、県では沖縄伝統舞踊、沖縄伝統音楽野村流、琉球歌劇、八重山伝統舞踊ほか4件を無形文化財に指定し、保存・継承を図っております。

こうした無形文化財の保存・継承には後継者の育成が必要であり、国庫補助や県補助により伝承者養成事業や公開事業の実施・支援を行い、後継者の育成や普及公開に努めているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 多様な人材の育成と文化の振興についての御質問の中で、小渕沖縄教育研究プログラムについてお答えします。

「小渕沖縄教育研究プログラム」は、平成12年の九州・沖縄サミットを契機に、日米両政府の合意に基づき創設されました。このプログラムは、日米の共同事業として、日本政府が経費を負担して研究者等を派遣する「小渕国際交流基金フェローシップ」と、米国政府の負担により学生等を派遣する「小渕東西センター奨学金制度」から構成されております。

これらの事業は、ハワイの東西センターにおける研究交流機会の提供やハワイ大大学院の学位等の取得を通じて、沖縄の振興を担う人材の育成、学術研究・開発協力分野での人的ネットワークを構築しています。これまでに「小渕国際交流基金フェローシップ」では県内から25名の研究者等を、「小渕東西センター奨学金制度」では24名の大学院生等を派遣しております。来年度は、「小渕東西センター奨学金制度」が実施されて10周年の節目となることから、東西センター、琉球大学及び県が中心となり10周年記念シンポジウムなどの開催を予定しております。

今後とも関係機関と連携をして、同奨学金制度の継続に努めてまいります。

次に、地上デジタル放送移行についての御質問の中で、難視聴地区対策についてお答えします。

難視聴地区の地上デジタル放送移行は、既存の共聴施設の改修を基本として、新たな中継局を設置する場合には費用対効果を勘案の上、関係市町村と放送事業者で検討されるものと考えております。

県としましては、国や市町村、放送事業者の動向を見守りながら対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 農林水産業の振興についての御質問で、米軍の制限水域の解除についてお答えいたします。

平成20年12月の衆議院外務委員会において中曽根外務大臣は、日米安全保障条約の目的の達成のために引き続き維持する必要があると認識しており、現時点において米側に返還を求めることが適切とは考えていないと発言しておりましたが、また同時に、米側としても返還を行う考えはないものの、何らかの改善が可能かどうか検討したいと表明している旨言及しております。

県としましては、訓練水域の存在や実弾による射爆撃等が漁業の振興や県土の保全等に著しい影響を及ぼすことがあってはならないと考えており、当該空域・水域の一部解除や返還について、引き続き日米両政府

に対して求めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 地場産業の保護育成についての、かわら産業の保護育成等についての御質問にお答えします。

県においては、県発注公共工事の赤がわらを含む資材等については、県産品を使用するよう仕様書に明記するとともに、7月の県産品奨励月間に市町村を初め関係機関に対し県産品の優先使用を要請しているところであります。また、県産品の需要拡大と品質向上を目的とした優良県産品推奨制度において赤がわら製品の推奨も行っており、普及促進に努めております。

沖縄県工業技術センターにおいては、沖縄県赤瓦事業協同組合と共同で断熱特性に関する研究や、生産技術に関する研究を平成17年度から実施しており、赤がわら業界の製品開発や品質向上の強化を支援しております。

なお、需給バランスについては、現在の6事業所で県内の需要は十分対応できる体制があるものの、最近ではスペインがわらなどの外国製や日本がわらの使用も目立ち、生産量・出荷量等は減少傾向にあります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 福祉政策についての御質問の中の、基金による県単医療費助成の実施についての御質問にお答えします。

県単医療費助成制度において現物給付の対象となる方が被保険者全体の一定割合を超えると、国民健康保険に係る国庫支出金が減額交付される仕組みとなっております。

医療費の窓口負担について、その一部または全部を軽減することは現物給付とみなされるため、基金からの給付であっても国保の減額措置の対象となり、市町村国保の運営に影響が及ぶこととなります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企業局長。

〔企業局長 宮城嗣三君登壇〕

○企業局長（宮城嗣三君） 水道用水供給事業者と水道事業者の責任分界についてお答えをいたします。

水道法では、「水道事業は、原則として市町村が経営する」ことになっております。また、水道用水供給事業は、水道事業者へ水道用水の供給を行っているところでございます。

水道用水供給事業者である企業局と水道事業者である市町村の給水の取引は量水器で行われており、送水施設の責任分界は、原則として量水器の地点となります。したがって、量水器以降の施設については、水道事業者が管理すべき施設であると考えております。

これまでの経緯でございますが、水道施設整備の件につきましては、復帰前後の水道施設整備の過程においては、市町村による整備がくれたため企業局が中心となって広域的に整備を進めてきた経緯がございます。その結果、一部の受水市町村では量水器以降の企業局送水管が配水管として利用され給水されている事例がございます。

企業局では、水道の適切な管理を図るため責任分界を明確にする必要があると考えており、企業局が所有する責任分界以降の施設について、市町村と譲渡についての協議を進めているところでございます。

なお、市町村の合併に伴い施設の責任分界地点が変更になった南城市及びうるま市については、譲渡範囲が大きいことから十分に調整した上で対応していきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 嶺井 光君。

○嶺井 光君 企業局のほうから行きましょうね。

合併をしたまさに南城市、うるま市に大きな課題が残っているんですね。これは去る8月に企業局の方針として示された文書が届いて、市のほうでも正直言って驚いたようです。ましてや合併のときにこういうことというのは全く想定してないんですね。合併したのも、皆さん御案内のとおり財政的に厳しい、こういうことで合併をしようじゃないかとやった。想定してなかったこの企業局の水道管の移譲によって新たな財政負担が生じる。大変なものだと思うんですね。慎重に協議したというお話ですけれども、まず白紙に戻して水面下の協議からすべきじゃないですか。

○議長（高嶺善伸君） 企業局長。

○企業局長（宮城嗣三君） 先ほどお答えしましたように、要因につきましては、実は復帰前後の水道施設の整備に起因するというのが一つございます。したがって、責任の分界について、企業局としましては、復帰後昭和49年から52年にかけて市町村と施設について覚書を取り交わすようにしてきております。

まず1つには、責任分界点というのは原則として市町村の行政区域の境界線とすると。2つ目に、用水供給事業を行う上で必要としない施設は市町村に譲渡するという2点について確認してございまして、これは南城市に合併する以前の町村とはその覚書で同意をし

てきている状況がございます。

○議長（高嶺善伸君） 嶺井 光君。

○嶺井 光君 ですから昭和49年かあの辺ですか、復帰前・直後ですかね、あのときに市町村の境界が分界基点だとしてやった。企業局としては、その財産を持って事業をしてきた。先もその方向に行く。途中で合併があった。そこで企業局としては、これを管理を市町村に移すということ自体が一方的じゃないかという感じが私しているんですよ。特に財政の問題、市町村は大変厳しい状況で合併もした。この水道事業一つとっても、今、県内の水道料金、皆さんから出している給水原価が県の平均は97円、県下市町村の供給単価が平均102円台なんですよ。南城市は幾らかといえますと、立米で184円、しかも21立方以上になると215円、こういう地域なんです。水道事業一つとっても大変な厳しい市の財政事情があって、何のために合併したのかという話が出ているような状況なんです。再考をお願いしたいんですが、企業局長どうですか。

○企業局長（宮城嗣三君） ちょっと休憩お願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時7分休憩

午後3時7分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

企業局長。

○企業局長（宮城嗣三君） 先ほど申し上げましたように責任分界点、これは用水供給事業者と水道事業者、非常に重要な事項だというふうに考えてございます。

これまでの経緯から申し上げますと、49年から52年にかけて、実は施設整備について企業局としては鋭意市町村に説明をし、なおかつそういう認識については市町村の了解は得ていたものというふうに理解をしております。

それで、これからの話になりますけれども、冒頭申し上げましたように、水道事業につきましては市町村が行うことになっております。これは住民のライフラインであります水道事業については、やっぱり市町村がそれなりの役割と責任があるというふうな認識でございまして、そういうことからしますとやっぱり企業局と水道事業者との責任分界は明確にして、今後運営していくべきだろうというふうに考えております。

財政状況につきましては、それぞれ各地方自治体が厳しいということは了解してございますので、具体的な譲渡に当たっては鋭意協議をしていきたいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 嶺井 光君。

○嶺井 光君 責任分界は今でも明確ですよ、メーターを置いてあるんですから。水道用水供給事業者は県、水道事業者は市町村、わかっています。仮に今、南城市の企業局が管理している、移管しようとしているのが26キロありますよね。これを布設がえするとした場合の経費、決算特別委員会でも確認をしました。メーター当たり8万3000円といいますと、ほぼ21億の将来にわたる財政負担が出てくるということになるんですよ。これを全くそのまま南城市が持たんといかぬということになるんですか。

○議長（高嶺善伸君） 企業局長。

○企業局長（宮城嗣三君） 今の責任分界点から南城市にそのまま移転をしますと、議員おっしゃるとおり26キロ、21億円の試算が出てございます。ただし、これがすぐ全部21億の金が出ていくかということになりますと、そうではございませんで、ある程度時間的な経過がございまして、いきなり21億という数字にはならないというふうに認識をしております。

それからあと1点、先ほど申し上げましたようにやっぱり水道事業については、それぞれの市町村が役割分担、それから責任を担うべきだという考え方がございまして、ぜひともそこら辺は理解していただきたいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 嶺井 光君。

○嶺井 光君 いきなり21億とはならないんですが、将来的にそうなるんじゃないかという心配なんです。ぜひしっかり協議をして進めていただきたいということを申し上げて、この件は終わります。

福祉保健部長、医療費助成基金の件ですけれども、やっぱりこれも現物給付に該当するということ、この国保事業者以外がやってもそうなるということであれば、もう手の打ちようが今ないんですけれども、新政権はいろんな子ども手当とか高校授業料無料化、高速道路無料化、こういう給付関係に重点を置いておりますよ。政権もかわった。何とか新政権に向かってこの国保制限関連を改正できないか、意気込みだけを聞いておきたいと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 乳幼児医療費助成制度につきましては、負担割合をもう少し緩和して国のほうで負担してくれないか。また、今言った国庫の減額制度につきましては、それをやめるようにということは常に保健衛生部局長や九州地方知事会等を通して要請しておりますので、今後とも要請していきたいというふうに思っています。

○嶺井 光君 よろしくお願ひします。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 一般質問を行います。

1、鳩山総理の政治姿勢について。

(1)、鳩山総理の偽装献金問題や母親からの11億円余りの資金提供問題は、政治資金規正法や相続税法、贈与税の課税は明らかに違法行為であり、国家の最高責任者として鳩山総理は、国民・県民に説明するとともに違法行為に対する責任を示す必要があります。仲井真知事の見解を伺います。

(2)、普天間基地の移設返還についても、鳩山総理は、前政権の意思決定は時間がかかり過ぎる、最低でも県外と言いながら、決断をしないで沖縄県民や名護市民、さらに仲井真知事や島袋名護市長を混乱させております。国家の最高責任者としてのリーダーシップの欠如、決断力に問題があると言わざるを得ません。迷惑をこうむっている仲井真知事の見解を伺います。

2、前政権の景気回復、経済対策のための補正予算の執行停止について。

(1)、麻生自民党前政権は、国内の景気回復、経済対策のために平成21年度補正予算に約15兆円の大型補正予算を国会に提出し議決を得て、我が国の経済対策に努め、その成果があらわれてきました。ところが、鳩山政権はみずからのマニフェスト実現のために平成22年度、新年度予算の財源が必要とのことで約3兆円の財源の執行停止を意図的に行いました。この執行停止された予算には沖縄関連の予算も含まれております。このことは、予算及び補正予算の決定は国会の議決を得ることが憲法や財政法に規定されているにもかかわらず、その手続もなされずこのような意図的な行為は、明らかに憲法や財政法に違反するものであります。仲井真知事の見解を伺います。

(2)、さらに最近では、鳩山不況と言われている国内の経済状況を踏まえて、新年度予算の財源のための前政権の補正予算の執行停止分を鳩山政権で経済対策のための補正予算の財源にしようとしております。このことは、国民に対する背任行為であると言わざるを得ません。前政権の経済対策の補正予算を執行せず、その財源でみずからの経済対策に充てようとは、予算の国会議決を無視するばかりでなく、国民のための経済対策を勝手に内容を変更する行為は、もはや憲法無視や法律無視の度を越えるものであります。このような国政のあり方に、沖縄県民の代表として仲井真知事は厳しく抗議すべきではありませんか、見解を伺います。

3、鳩山政権の事業仕分けについて。

(1)、国民の77%の支持を受け、次年度以降も実施したほうがよいとの国民の期待も83%に上り、高く評価されている事業仕分けについて、沖縄県に対する影響と仲井真知事の見解を伺います。

(2)、基地従業員の給与に係る予算まで事業仕分けにかけて見直すとのこと。沖縄県の基地負担の現状やそこで働く県民を無視した暴挙であります。厳しく抗議すべきだと考えますけれども、仲井真知事の見解を伺います。

よろしくをお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 照屋議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、鳩山総理の政治姿勢の中で、総理の偽装献金問題についてという御質問にお答えいたします。

鳩山総理に係る偽装献金問題や資金提供問題につきましては、報道の範囲で承知いたしております。

これらの問題につきましては、鳩山総理みずから国民の納得する説明を行うことで、政治家としての責任を果たしていただけるものと期待をいたしております。

同じく鳩山総理に係る御質問で、普天間飛行場移設問題に対する政府の対応についての御質問にお答えいたします。

普天間飛行場移設問題につきましては、各大臣がさまざまな発言をしておられますが、政府としての具体的な方針は示されておられません。この問題の早期解決に向けて政府が明確な方針及び具体案を示していただきたいと考えているところでございます。

次に、景気回復、経済対策に係る御質問で、鳩山政権の国政のあり方についてという御質問にお答えいたします。

前政権下で一度成立をしました補正予算の執行停止により、国民の生活に影響を与えることは、好ましいことではないと考えます。新政権におきましては、国民の理解が得られるよう、なお一層の努力と国会の場における審議を尽くしていただきたいと思っております。

なお、新政権の運営において、沖縄県民の生活、沖縄県の振興・発展に悪影響を与えると判断されるものにつきましては、強く申し入れを行っていく所存でございます。

同じく鳩山政権に係る御質問の中で、基地従業員の給与の見直しに対する知事の見解という御趣旨の御質

問にお答えいたします。

沖縄県は広大な米軍専用施設の存在により、生活環境や産業振興等が阻害され、大きな基地負担を背負っております。そのような中で、今回の思いやり予算の事業仕分け作業により、駐留軍労働者の給与が見直し対象となったことは極めて遺憾に思っております。

県としましては、見直しによって駐留軍労働者の給与が引き下げられることがないよう、国に対して強く要請してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 補正予算の執行停止が憲法等に反するかどうかについてお答えいたします。

御指摘の件につきましては、国会において議論があったことは承知しております。

県としましては、国の予算に関する手続は憲法及び関係法令に基づき行われるものと理解しており、今回の執行停止についてもこうした法令にのっとり行われているものと認識しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 鳩山政権の事業仕分けについての御質問の中で、事業仕分けの沖縄県への影響と見解についてお答えします。

事業仕分けの結果は、行政刷新会議での取り扱い方針の決定、財務省の予算査定を経て年末に政府予算案が決定され、年明けの通常国会において審議されるものと考えております。

事業仕分けによる廃止や見直しに係る本県事業への影響については、庁内で連携しながら情報を収集し、県民生活に影響のないよう努めてまいりたいと思っております。また、無駄な事業の見直しは国においても地方自治体においても重要であります。ただ、事業の内容にかかわらず一律の手法で、短時間の討議で結論を得ることは限界があり、住民生活や地域の振興に係る事業や予算の見直しについては、地方にも意見を求めるべきと考えます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 質問の途中でありますが、時間の都合もありますので照屋守之君の再質問は休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後3時23分休憩

午後3時45分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前に引き続き照屋守之君の再質問を行います。
照屋守之君。

○照屋 守之君 政治姿勢について再質問を行います。

鳩山総理は、野党時代に自民党政権に対して、秘書の問題は政治家の問題、あるいは秘書の責任は政治家の責任と厳しく追及してきましたね。それで今、東京地検特捜部は、来週ぐらいに政治資金規正法で秘書を起訴するという事になっているようです。虚偽記載は5年以下の禁錮刑、または100万円以下の罰金になりますけれども、そうすると鳩山総理が秘書のみの責任にしてみずからの政治家としての責任を逃れることはできないと思っておりますね。

仲井真知事はどのようにお考えでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 御質問に答えにくいんですが、先ほど申し上げましたように、総理の説明責任といえますかきちっとおやりになったらどうかと思います。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 やっぱり責任を逃れることはできないと思うということでお答えいただきたかったんですが、私は。

次は、母親からの資金提供ですね。会計担当者からも母親からも聞いていないということでもありますけれども、11億円余りに上るその資金、大金を勝手に提供したというのはこれは常識的に考えられませんね。ですから、やはり国民・県民からすると鳩山総理は母親と相談のもとにそういう資金提供が行われたというのが一般の通常の常識だと思いますけれども、知事いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） ちょっと事実関係がはっきりしないことで、やはりコメントは控えさせていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 いずれにしてもこの11億円余りの巨額な資金提供問題というのは、政治資金規正法や相続税法この2つのうちどちらかに違反しているんですよ、総量規制と。ですからこれは間違いありません。ですから総理も問題があれば修正申告をするというふうなことで新聞報道にも具体的にそういうのがあるようですけれども、贈与税違反をしているという暗に認めるような発言をしているわけですよ。そうする

と、相続税法に違反すると5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金になるわけですね。ですから、鳩山総理の責任が厳しく問われることになるわけですよ。これは当然ですね。同時に、鳩山総理の行為というのは、相続税からすると約5億円近くのお金になるんですよ。そうすると、贈与税を意図的にごまかして悪質な脱税行為であるというふうな形で言われても仕方がないと思うんですよ。知事、どうですか、どう思いますか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） このあたりは先生の御意見として伺っておきますが、当局のこれは捜査というか調査で明らかになると思いますから、事実関係がはっきりしないものについてやはり私の方でちょっとコメントは差し控えたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 これは私の見解じゃなくて、国民・県民はそう思っていますからね、誤解しないでくださいよ。これは一般常識ですからね。

いずれにしても鳩山総理の偽装献金問題と資金提供問題というのは、本来は国会の場で明らかにすべきなんです。ところが、鳩山総理は党首討論を断って国会の場で明らかにするということもしていないんですよ。国民にも説明しない、東京地検特捜部に出向いてそういう説明もしない。もはや鳩山総理というのは国家の最高責任者としての国民からの信頼を失って、崩壊寸前であるというふうなそういう感じしませんか。このことについては知事の答弁は求めませんが、私はそういうふうに思うんですよ。

次に、普天間の移設返還問題についてです。

これはいろいろ県議会野党の方々が仲井真知事とか、今、名護市議会では島袋市長がいろいろ追及されているようでありますけれども、まさに論外の責任のなすり合いで、全く別の形で、本来はここにいる方々は向こうに責任追及すればいいんですよ、民主党も、国民新党も、社民党も。皆様方の政権がはっきり方向を示さないから、こういう混乱に陥っているんだということをやらないといけないわけですよ。ですから、我々自民党も決断を促すようなことを今一生懸命やっているわけですよ。これが当然じゃないですか。

そこで改めて確認をしますが、この名護の移設問題、この行政的な手続の作業はどうなっているんですか、今、実際進んでおりますか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（上原良幸君） 辺野古移設に向けた作

業でございますけれども、環境アセスの手続が進められておりまして、方法書、準備書ということで、今、準備書に対する知事意見を10月13日に出了と。問題はこれから評価書という最終段階の作業といひますか手続がこれから、もし辺野古でやるという政府の意思がはっきりした上でそういう評価書の提出がでくるものと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 作業は進められているんですね。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（上原良幸君） 作業をするのはこれは事業者である政府ですけれども、この前も新聞なんかで凍結という話もありましたけれども、作業そのものが中止しているかどうかについては特に報告は受けておりません。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 県民の皆さん、これは鳩山総理は県外・国外と言ひながら、そういう県内の移設作業を進めながら、もし県外移設と言うんだったら、これはやはり現在の移設作業を中断するか、見直しするか、そういう意思決定が必要ですよ。知事、この件についてはしっかり答えられるんじゃないですか、どう思ひますか。中断するか、見直しという意思表明。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） まさにそのとおりで、はっきりしてきますね。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 この責任は、鳩山総理の決断で見直し、中断ということで、鳩山総理がしか責任を負えませんか。知事はそういう責任は負ひませんか。そういうことでいいんですよ。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 当然のことだと思います、これは政府の仕事ですから。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 アメリカも今現在移設作業が進められている中では、幾ら協議会をつくってやっても基本は現行案ですね。ですから、現行案でやれということになるわけですよ。だから、これをとめるのはやはり総理大臣が実に簡単なことで、前政権の合意は見直しますよ、中断しますよということ言えばアメリカだって今の現行案ではだめだな、じゃどうするかというふうなことになるわけですよ。だから、中断・見直しというのは実に簡単なことだと思うんですよ。知事もそう思ひませんか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 実体的には簡単かどうか別にしまして、アメリカとの関係。ただ、手続的にはまさにそのとおりですよ。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 そのように鳩山新政権が白紙状態に戻すことができれば、仲井眞知事も安心して白紙状態で移設案を検討する、そういうことになりますね。そう思ひませんか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） まさにそのとおりで、白紙になれば新しく文字どおり、またこれは両政府でお決めることになりますから、どうするのかがはっきりはしてきますね。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 鳩山総理は、先ほど献金問題でも言ひましたけれども、あれは偽装献金ですね。私は、この普天間の移設問題についてもまさに偽装行為をやっているんじゃないかなと思うんですよ。米国に見直しの意思表示もしないで移設作業を進めながら、さらに新たな移設先を探しているわけですよ、今。そうでしょう。だから、これは米国にとっても日本国民にとってもまさに偽装だと思うんですよ。これははじめがついていない。これをやりながら、あれをやりながら、新たな移設先も探すという、そういう偽装そのものじゃないですか。知事、そう思ひませんか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 言葉として偽装ということかは別にして、今おっしゃったような印象は受けませんか、強く。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 私は鳩山政権、特に3党連立政権では、この前政権での日米合意というのは既に白紙状態であると思っているんですよ。今進めている作業は、アメリカに対してそうじゃありませんよ、カムフラージュですよ、そうじゃないよ、我々それを進めているんだよというそういうことだと思うんですよ。だから、白紙だから県外、防衛大臣がこの前グアムに行ってきたね。大阪の問題あるいは九州のどこどこいろいろ探しているんですよ、今。探している。これは、社民党、国民新党との連立政権の政権維持のために先延ばししているんですよ。今の鳩山政権や連立政権はこの問題を既に白紙の状態、客観的に見ると。そう思ひませんか、知事。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時58分休憩

午後3時59分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） そこら辺ですが、何といひますか政府として検証のためのワーキングチームというの、これまでの経緯を含めて走らせて、その結果を見たいというようなことも言っておられましたし、ただこれは新聞報道でいろんなことがいろいろ報道されておりますので、今のところ報道を含めて、見た感じは議員のおっしゃるような印象も受けますね。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 ですから、やっぱりこれは我々は鳩山総理の決断で決まるといふふうに思っておりましたけれども、あの人は決断できませんね。それで、今どうなってきたかといったら、国民新党や社民党が出てきて、連立離脱だという形でいろいろ政権維持をするための道具になっているんです、今。道具ですよ。政局ですよ、政局。政策じゃないですよ。ですから、そういうふうな中で、仲井眞知事が今は行政手続として進められている、これは行政のトップとしてやむを得ませんよ。そういうような形で一生懸命やっているんだけれども、彼らはもう既にそこから離れている。自分たちの連立をどう維持するかという話ですからね。1月の名護市長選挙の後、参議院選挙の後、次知事選挙の後、どこまでもずっと延びていきますよ。ですから、それは彼らはもう既に白紙の状態。

同時に、先ほど知事からも少しありましたけれども、岡田外務大臣がこういうことを正式に言っているんです、記者会見ですからね。もう既に作業部会は停止しているんです、終わり。今何をやっているかといったら、連立の話先送り論、新しい移設先を探す話も出てきた。それらは、作業部会を超える話だということなんですね。もう作業部会は終わっていますよ、既に我々は新しい案をつくるために一生懸命に頑張っていますよ。そうすると、新しい案が出れば、作業部会での問題でもなくなるかもしれない。ということは、もう既に作業部会の役割を終えて、作業部会現行案ですからね。それを終えて新しい案ができれば、外務大臣、防衛大臣、国防長官ですか、向こうにいますね専門家が、またそういう形で2プラス2みたいな形でまた新たにやるということになるわけですから、これはまさに白紙状態。ですから、知事ももう白紙に戻したほうがいいですよ、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の議員の論理、非常にわかりやすいですが、私もあした東京で外務大臣ほか皆さんにお会いする中で、一体ワーキングチームの結論

はどうなったのか、新聞報道のとおりであるのか、全く白紙で新しいものに、場所探しその他に取りかかっておられるのか、フェーズが変わったのかをぜひ確認させてください。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 次に、景気回復の憲法問題です。憲法第73条と第83条の関係、私は内閣は予算をつくって国会に提出して、国会は83条で議決をして、国家の予算を決めていくというふうな認識ですけれども、これは間違いないですか。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） そのとおりです。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 この憲法の定めに従って、麻生政権は15兆円の景気回復、経済対策を目的とした予算を提出しておりますね。これは約3兆円です。この予算は緊急を要するもので、21年度内に執行する予定なんです。だから補正予算なんです。これはいつ採択されていますか、議決されておりますか。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） ちょっと手元に確かなる日付はございませんが、5月ごろだったと記憶しております。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 5月の後半ですよ、これは正式に決議されておりますからね。この予算の法的な拘束力、私はこの議決された予算は向こう来年の3月まで経済対策ということで、法的な拘束力を持つと思っておりますけれども、執行部はどういうふうに理解しておりますか。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） 議決としては拘束力はあろうかと思います。ただし、執行につきましては内閣の方に付与されていますので、その執行の権限の範囲内で処理されてくるものだと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 この本に書いてあるのは、（資料を掲示） 予算とは「一会計年度における国の財政行為の準則」である。政府の行為を規律する法規範であるという憲法解釈ですね。法の規範があるというわけですよ。議決をされたら、この予算は法的な根拠を持つというわけですよ。ですから、内閣は、執行する権限とこれというのはまた別問題なんです。これは、国会の議決によってこの予算が決まりますからね。目的とか期限とか、いろんなものを決めて国民のためにやりなさいよということだから、今の内閣は、この議決

を勝手に変更するということはできないんですよ。この前閣議決定された2兆9000億、あれは何の法的な憲法の根拠に基づいてああいう閣議決定がなされているんですか。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） 財政法の31条の中に、予算が成立したときは内閣は国会の決議したところに従って、各省庁の長に対してその債務負担行為等を配賦するという形で、各省庁はそれに基づきまして予算を執行するという形になりますので、その2兆何千億の補正予算については、閣議決定されておりますけれども、その後の新政権のもとで、それについての執行については、その新政権の内閣に付与されておりますので、その執行停止についても内閣の権限の範囲内で行われているものと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 この財政法の29条、これは補正予算をつくるときに国会に対してきちっと予算をつくって出さないよという決まりなんです、財政法は。これは内閣の責任ですよ。それによって、国会はそれを議決して初めて法的な根拠を持つという予算が成立するわけですよ。ですから、5月29日に麻生政権がつくった予算はずっと生きていますよ、今も生きていますよ。これを勝手に内閣の権限で憲法を無視して、これを停止するとか削除するとかということは絶対できないんですよ。これは法的な根拠ありますか。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） こういった論議が国会のほうで行われておりまして、実を言いますと去る11月6日、参議院の予算委員会のほうにおきまして、内閣法制局長官の見解が出ております。内閣に支出権限を付与されていますけれども、計上された予算すべてを執行する義務までは内閣は負っているわけではない。具体的な執行の方法は、内閣の判断に係る事項であり、年度途中において予算の一部の執行を停止したからといって、憲法違反となるわけではない。もう1点は、さらにこの内閣は、その歳出の減額した第2次補正予算、これは多分あけた通常国会に提出されると思いますけれども、その国会議決に基づきまして、予算の編成のやり直しをやりますので、その点からも憲法上問題ないという見解が出ておりますので、その見解どおりだと解釈しております。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 これはだから内閣の法制局長が答えるからそういう答えになるんですよ。だから、これは憲法の趣旨をわかっていないんですよ。憲法では、国

の予算というのは国会でしか決めませんよ、議決はね。83条ですよ、83条。これで決められた15兆円の予算というのは、経済対策の予算決まっている。もし、それを覆すのであれば、10月何日かに閣議決定していただきますね、そのときに国会を開いて補正予算を削除して議決をしていくということがあれば、この予算はそういう法的な根拠を持った予算として生まれ変わるわけですよ。違いますか。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） 先ほど申し上げましたように、内閣はその組んだ補正予算をすべて執行する義務まで負わされているわけではない。年度途中において、その分を執行停止するのは、先ほど財政法、それから憲法で許された内閣の権限だと私は思っております。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 あなたがそれを言うてはだめなんです。私はこの憲法に基づいて言っているのよ。憲法に基づいて言っているのよ。何を言っているかという話ですよ、憲法判断ですよ。

通常もちろん予算を組んだら使わなくていいですよ、全部は。ところが彼らは何をやったんですか。自分たちの新年度予算をつくると言って強制的に2兆9000億円はがしたんじゃないですか、そうでしょう。これは、その国会決議を無視する、国民を混乱に陥れるもとなんです。だから、全国23都道府県の知事も反対したじゃないですか。そういう反対を押し切っているから、そういう混乱に陥っているわけじゃないですか。だから、そういうことじゃないですか。この法的な根拠がないのに、彼らの政権の都合でそういう形で2兆9000億円がとめられるというのは、これ大変なことなんです。ですから、憲法からするとこれは違法であるというふうなことなんですけれども、再度お伺いします。

知事、どうですか。財政法からも違反していますよ、これは。補正予算をつくって出さないといけないという、この財政法にも違反している。財政法は、補正の減額についても出さないといけないということがあるわけですよ。これは、決めるのは国会でしか決めない。そういうことなんです。ですから違反だと言ってるんです。知事だったらわかるんじゃないですか、どうですか。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） 憲法、それから財政法、国の予算の話でありますので、第一義的には国会の方で判断されるべきものだと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

〔吉田勝廣君登壇〕

○吉田 勝廣君 照屋議員とは視点を変えて、一般質問いたします。

まず、私は、鳩山総理に感謝をしたい。1995年のあの不幸な事件以来、沖縄の基地問題や県民の苦悩を、まず内外にアピールしていただきました。だが、鳩山内閣はぶれにぶれて、国民の信頼を失いつつあります。ぶれないで、アンビバレントで苦しんでいる仲井眞知事にも拍手を送りたいと思います。ただ、県民の空気「KY」は、たとえ鳩山さんが公約を破棄して普天間を決めても、また、仲井眞知事がそれに追従して決定したとしても、決して後戻りを容認しないでありましょう。また、鳩山外交は国民の信頼を失うでありましょう。

私は、鳩山さんに言いたい。1952年、サンフランシスコ平和条約、1960年、安保条約・地位協定、1971年のあの沖縄返還協定等は、決して日米対等の外交交渉の結果とは言えない。日米対等交渉のためには摩擦と圧力は当然であり、産みの苦しさはやがてよきパートナーシップにつながり、アメリカ国民の理解を得るだろうと思います。

仲井眞知事は、きょう就任満3年目を迎えました。ことしは1609年の薩摩の琉球侵攻から400年、1879年の廃藩置県、1945年から1952年の沖縄戦及びサンフランシスコ平和条約、1971年の沖縄返還協定と沖縄関連法案等々、沖縄県民は時の権力・政府に翻弄されてきました。

仲井眞知事、翻弄された歴史に終止符を打つときが来ました。「独立独歩」、「主体性のある相互依存」、「世界に誇れるウチナーの文化」を確立し、その名を歴史にとどめていただきたいと思います。そのためにエールを送って、一般質問いたします。

県経済の構造について。

(1)、県経済の構造として、1、支出構造、2、産業構造、その他に分類して分析しているが、県民経済計算書によると、県内総支出から見た経済の主な特質として、以下のことが指摘されている。

昭和61年、平成8年、平成18年度の構成比の推移と、このような構造を改善するためにどのような施策を講じてきたのか、また、今後有効な対策はあるのか伺います。

ア、高い政府最終消費支出の構成比。

イ、高い公的資本形成の構成比。

ウ、移（輸）出を大幅に上回る移（輸）入。

エ、基地関連が大半を占める県外からの所得。

(2)、県内総生産の構造から見た産業の特質として、以下のことが指摘されている。

昭和61年、平成8年、平成18年度の構成比の推移と、このような構造を改善するためにはどのような施策を講じてきたのか。また、今後有効な対策はあるのか伺う。

ア、低下を続ける第1次産業の総生産に占める割合。

イ、物的生産力の弱さを示す低い構成比の製造業。

ウ、公的事業依存の建設業。

エ、高い第3次産業の構成比。

オ、高い政府サービス生産者の構成比。

2、公共投資について。

(1)、沖縄振興開発事業費に占める公共事業の推移はどうなっているか。（平成3年、平成8年、平成12年、平成16年、平成20年）

(2)、沖縄県・市町村の公共事業の推移はどうなっているか。（平成3年、平成8年、平成12年、平成16年、平成20年）

(3)、こうした公共投資の県内経済への波及効果と雇用創出効果をどのようにして分析しているか。

3、行政投資について。

この10年間の行政投資の推移はどうなっているか。

また、都道府県の順位はどうなっているか。

4、受益率について。

昭和61年、平成8年、平成18年度の受益率はどうなっているか。

5、基地問題について。

(1)、知事は、米政府の要人や鳩山首相に基地問題等を要請したが、現在の知事の率直な意見を伺います。

(2)、2006年5月の「再編実施のための日米のロードマップ」で、海兵隊8000名、家族約9000名は2014年までにグアムに移転するとしているが、沖縄に海兵隊及び家族は何名残るのか、どの部隊が残るか明らかにしてください。

(3)、伊芸区への被弾事件について、県警は立入捜査を実施したが、その結果と今後の捜査方針を伺います。

(4)、駐留軍労働者の給与について、地域の民間労働者の所得、賃金に見合う賃金にすべきだとして見直すとのことだが、これは今後、県内の公務員等の給与に大きな影響を与えると判断するが、見解を伺います。

(5)、普天間飛行場は県内か、県外移設か、知事の率

直な見解を伺います。

(6)、那覇の新都心や北谷の北前土地区画整備事業等は、基地の跡地利用として成功した事例として判断するが、ア、返還年月日、イ、借地料、ウ、施行者、エ、事業費の内訳、オ、事業経過、カ、施行期間、キ、適用した関係法令等を明らかにし現況を伺います。

6、雇用について。

平成10年から平成21年の今日まで、失業率は8.1%から7.3%から7.9%と推移し改善されておられません。これは構造的な問題があると判断するが、これまでの施策を徹底的に総括し、抜本的な対策を講ずる必要があると思うがどうか。

御答弁をお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 吉田議員の御質問に答弁させていただきます。

基地問題についての御質問にお答えしたいと思うんですが、基地問題への意見についてといいますか、知事はアメリカ政府の要人や鳩山首相に基地問題等を要請したが、現在の知事の率直な意見いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県に所在します広大な米軍基地は、日常的に発生する航空機騒音を初め、実弾射撃演習による原野火災や航空機事故、そして米軍人等による犯罪など県民生活にさまざまな影響を与えております。

政府におきましては、今後、緊密で対等な日米関係の構築を通じ、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去を初め沖縄県の基地負担の軽減が着実に進展するよう強力に取り組むべきであります。

また、返還跡地利用のための基盤整備等残された課題の解決や振興・発展の各種施策の推進について配慮すべきであると考えております。

次に、同じく基地問題の中で、普天間飛行場の移設先についての御質問に、これは普天間飛行場は県内か県外移転か、知事の率直な意見いかんという御趣旨の御質問ですが、お答えいたします。

新内閣が発足をし、鳩山総理の「地元の皆さまの思いをしっかりと受け止めながら、真剣に取り組む」とした所信表明などを受け、沖縄県内では、県外移設の実現を期待する声が非常に高まっております。

県といたしましては、これまでも申し上げてきたとおり、県外移設が最も望ましいと考えており、政府が具体的な県外移設案を提案するのであれば、政府の方針を積極的に支持するものであります。

県は、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去のため、明確な方針及び具体案を示していただくよう政府に対し要望をしているところであります。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 県経済の構造についてお答えいたします。

質問の1の(1)のアからエ、それから1の(2)のアからオまで、ちょっと長いんですけども、関連いたしますので一括して答弁をさせていただきます。

県経済の構造に係る各項目の推移と、その改善のためにこれまで講じた施策及び今後の対策について、一括してお答えいたします。

支出構造に関する各項目の昭和61年度、平成8年度、平成18年度の県内総支出における構成比につきまして、「県民経済計算」で申し上げますと、それぞれ年度順に、一般政府最終消費支出が18.0、28.4、30.3、公的総固定資本形成が15.1、13.8、7.9、移（輸）出入がマイナス11.9、マイナス13.8、マイナス8.5、県外からの所得が4.4、4.7、7.4%となっております。

同じく産業構造に関する各項目の県内総生産における構成比は、第1次産業が3.8、2.3、1.9、製造業が6.6、5.5、4.1、建設業が15.5、11.4、7.5、第3次産業が76.0、84.6、90.3、政府サービス生産者が16.1、17.1、16.8%となっております。

県では、公的需要に依存する経済構造から持続可能な民間需要を中心とした経済構造への移行を図るため、社会資本の整備や農業、製造業を初めとした各産業分野の振興などさまざまな施策を展開し、経済全体の拡大を図ってまいりました。その結果、観光収入の増大などによる県経済の発展を背景に、基地関連収入の県経済に占める割合が、復帰直後の15.5%から平成18年度は5.4%となり、その比重は大幅に低下しております。

また、国・県・市町村など公的機関の支出の県経済に占める割合を見ると、平成11年度の41.6%をピークに平成18年度の35.6%まで年々低下傾向で推移しているのに対し、同期間の県内総生産は14.4%増加しており、年平均の経済成長率も1.9%となるなど財政に大きく左右される経済から、民間主導型経済へ転換していく胎動がうかがえるのではないかと考えております。

今後とも、リーディング産業である観光・リゾート

産業や成長著しい情報通信関連産業、地域資源を生かした健康・バイオ関連産業など、沖縄の強みが発揮される発展可能性の高い産業分野を戦略的に振興し、他の産業分野との連携を通じてその波及効果を最大限に高め、民間主導の自立型経済の構築を図りたいと考えております。

次に、公共投資についての御質問の中で、沖縄振興開発事業費に占める公共事業の推移についてお答えします。

沖縄振興開発事業費における公共事業の推移につきまして、内閣府沖縄担当部局予算額における「公共事業関係費」の推移で申し上げますと、平成3年度が2252億円、平成8年度が3010億円、平成12年度が3099億円、平成16年度が2427億円、平成20年度が2136億円となっております。

次に、同じく公共投資についての御質問の中で、市町村の公共事業の推移についてお答えします。

県内市町村の公共事業の推移につきまして、総務省の地方財政状況調査、いわゆる決算統計における「投資的経費」の推移で申し上げますと、本県市町村分は、平成3年度が1418億円、平成8年度が1756億円、平成12年度が1655億円、平成16年度が1436億円、平成20年度が1246億円となっております。

同じく公共投資について、公共投資の経済波及効果と雇用創出効果についてお答えいたします。

本県経済に占める公的総固定資本形成の割合は、全国平均の2倍近くとなっており、公共事業が本県経済の発展に果たす役割は、建設業を中心に大きいものがあると考えております。

沖縄県産業連関表を用いて公共事業の経済波及効果を推計すると、投入額の2倍近くの波及効果が生ずることとなっております。

また、沖縄県の産業別就業者数の構成比で見ると、全体の11.3%を建設業が占めていることから、雇用創出の面においても一定の効果をもたらすものと考えております。

次に、行政投資について、行政投資の推移についてお答えいたします。

沖縄県における国・県・市町村を合わせた行政投資額及び全国順位の推移について申し上げますと、平成9年度が5667億円で全国第32位となっており、その後は平成11年度をピークに構造改革の影響による減少傾向が続き、平成18年度は4074億円で全国第20位となっております。

次に、受益率について、受益率の推移についてお答えいたします。

国から県・市町村が受け入れた地方交付税、国庫支出金、地方譲与税の合計を県民が納めた国税、地方税の合計で除した受益率とその全国順位を申し上げますと、昭和61年度が1.83で全国第3位、平成8年度が2.80で全国第2位、平成18年度が1.58で全国第8位となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 公共投資に関する質問のうち、沖縄県の公共事業の推移についてお答えいたします。

沖縄県の公共事業の推移につきましては、平成3年度が1776億円、平成8年度が2626億円、平成12年度が2185億円、平成16年度が1598億円、平成20年度が1384億円となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 基地問題についての御質問で、グアム移転後の人数及び部隊について——海兵隊でございますけれども——の御質問にお答えいたします。

防衛省によりますと、在沖海兵隊員の定数は現在1万8000人であり、約8000人のグアムへの移転に伴い、沖縄に残る部隊はおおむね1万人程度の規模ということが考えられるとのことであります。

また、移転するとされる約9000人の家族については、一般的な軍人の家族構成に基づきグアムへ移転する海兵隊員の数により算出されたものであるとの説明を米側から受けているとのことであります。

「再編実施のための日米のロードマップ」において、グアムに移転する部隊は、「第3海兵機動展開部隊の指揮部隊、第3海兵師団司令部、第3海兵後方群司令部、第1海兵航空団司令部及び第12海兵連隊司令部を含む。」とされておりますが、グアム移転後に残る人数や部隊については具体的に明らかになっておりません。

いずれにしても、司令部要員を主体とする約8000人の海兵隊将校及び兵員がグアムに移転することは、負担軽減につながると考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 黒木慶英君登壇〕

○警察本部長（黒木慶英君） 伊芸区への流弾事件について、県警は立入捜査を実施したが、その結果と今

後の捜査方針を伺うとの御質問についてお答えいたします。

まず、県警察は、去る11月20日と24日の2日間にわたってレンジ7に立ち入り、米軍当局の担当官立ち会いのもと、現場における調査を実施し、そのことにつきましては直ちにマスコミを通して公表させていただいたところであります。

現場調査におきましては、訓練指揮官等の配置状況、7トントラックの配置状況、射撃手の状況確認、レーザー距離計やGPSを活用した測定、標的の確認、県警ヘリを活用しての上空からの写真撮影などを実施して訓練概要を把握するとともに、各地点の位置関係を特定したところであります。

県警察といたしましては、これまでの捜査の経緯を踏まえ、軽犯罪法第1条第11号、いわゆる投注・発射の罪を適用し、被疑者不詳とし、12月4日に事件送致したところであります。

なお、本件は現場の被弾状況から見て跳弾によるものと認められ、例えば何者かが拾ってきた弾芯をナンバープレートにハンマー等で打ち込んだ、あるいは走行中の車が道路上にたまたま存在した弾芯を踏み、それがナンバープレートに突き刺さったといった状況は、物理的に全く考えられません。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 人事委員会事務局長。

〔人事委員会事務局長 伊礼幸進君登壇〕

○人事委員会事務局長（伊礼幸進君） 基地問題についての御質問の中で、駐留軍労働者の給与見直しが県内公務員の給与に与える影響についてお答えいたします。

公務員の給与については、労働基本権制約の代償機能としての人事委員会の勧告制度により、地方公務員法の情勢適応の原則や均衡の原則に基づき、国や他の都道府県及び民間の状況等を総合的に勘案し決定されております。

また、公務員の給与改定に当たっては、民間事業所の給与水準を反映させるため、人事院及び各都道府県の人事委員会が共同で「職種別民間給与実態調査」を実施しておりますが、在日米軍施設については、外国公務として調査対象事業所から除外されております。

したがって、駐留軍労働者の給与の見直しが県内公務員の給与に直接影響を与えることはないと思われますが、県経済への影響等から何らかの形で影響があるものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 基地問題についての御質問で、那覇新都心及び北前土地区画整理事業の概要と現況について、(6)のAからKまでは関連しておりますので一括してお答えさせていただきます。

那覇新都心地区は、昭和62年5月31日に返還され、返還直前の昭和61年当時の年間借地料は約23億円、施行者は地域整備公団（現在の独立行政法人、都市再生機構）であります。土地区画整理事業費の総事業費は約508億円で、そのうち国庫補助金は308億円となっております。

事業経過につきましては、都市計画決定は昭和63年3月、事業計画認可は平成4年9月、仮換地指定は平成8年12月、換地処分は平成17年1月となっており、施行期間は平成4年度から平成16年度までとなっております。

適用した関係法令は、土地区画整理法、沖縄振興特別措置法等であります。

地区の現況としましては、那覇市の統計によりますと、平成21年8月末現在で人口が約1万8000人、世帯数が約7700世帯であります。

続きまして、北前地区については、昭和56年12月31日に返還され、返還直前の昭和56年当時の年間借地料は約2億6000万円、施行者は北谷町であります。

土地区画整理事業費の総事業費は約21億3000万円、そのうち国庫補助金は10億8000万円となっております。

事業経過については、都市計画決定は昭和58年4月、事業計画認可は昭和59年3月、仮換地指定は昭和60年7月、換地処分は平成2年4月となっており、施行期間は、昭和58年度から平成2年度までとなっております。

適用した関係法令は、土地区画整理法、沖縄振興特別措置法等であります。

地区の現況としましては、北谷町の統計によりますと、平成21年11月末現在で人口が約1800人、世帯数が約800世帯であります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 雇用問題について、抜本的な雇用対策についてとの御質問にお答えします。

沖縄県は、積年の課題である高い失業率を改善するため「みんなでグッジョブ運動」を展開し、雇用情勢の改善に努めているところであります。

沖縄県の雇用の課題は、雇用の場の不足、求人と求職のミスマッチ、若年者の低い就業意識などが挙げられます。

その解決に向けて、「みんなでグッジョブ運動」を通して、まず企業誘致や産業振興などによる雇用の場の創出・拡大、次に、助成金の活用などによる雇用の安定・維持、さらに、女性・障害者対策などの求職者支援、それに労働者福祉の推進などの雇用環境の改善、それと産学官が連携したキャリア教育の推進などを基本的な柱として取り組んでいるところであります。

今後は、現下の厳しい雇用情勢の改善のため、「みんなでグッジョブ運動」をエンジンとして広く県民運動を展開して継続的に実施していくとともに、沖縄振興計画の総点検の中で雇用施策の総括に取り組んでいくこととしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 まず、県警から行きますかね。

この捜査のとき、発射した米兵も参加したんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

○警察本部長（黒木慶英君） 訓練部隊につきましては、本件発生直後から米軍側に対しまして再三照会したところでありますが、明確な回答を得ることができず、したがって、その部隊がどこに所在するかについても承知しておりません。

したがって、その立ち入りのときにはいわゆる訓練に参加した部隊は参加しておりません。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 要するに、演習した部隊は参加していないということですね。

2点目、今、跳弾という話がありました。私も跳弾だろうというふうに推定をしていましたけれども、その跳弾は発射されたところから何にぶつかって跳弾したと思われますか。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

○警察本部長（黒木慶英君） 跳弾ではありますけれども、具体的にどういう弾道を描いて、どこにぶつかったか、それまでの間に何回ぶつかったかについては、物理的には解析できておりません。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 犯罪の、どういう行為をしたのかということなんです、その処罰の対象というのは大体何でしょうかね、行為者だと思いますが。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

○警察本部長（黒木慶英君） いろいろ捜査をしてまいったんですけども、行為者については不詳ということで、どういう行為かと申しますと、この投注・発射罪という構成要件をちょっと読み上げますと、「相当の注意をしないで、他人の身体又は物件に害を及ぼす虞のある場所に物を投げ、注ぎ、又は発射した者」ということになります。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 これは軽犯罪法の第11項になりますね。そうしますと、器物損壊罪には当たらなかったのに、どうしてその器物損壊罪を適用できなかったか伺います。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

○警察本部長（黒木慶英君） 今回の弾というのは、いわゆる流弾、跳弾でございまして、跳弾の性格上、発射した本人もコントロールができないといったものがその本質だと思います。したがって、発射した本人でさえコントロールのきかない流弾の性格から見て、その流弾により器物損壊をするということは、器物損壊という故意犯を犯すことは考えられないためであります。要するに、器物損壊というのはあくまでも故意犯でありまして、過失犯は処罰されません。したがって、故意で壊さなければいけない。流弾の性格上、全く発射した人間は弾道をコントロールできませんので、故意に物を壊すという話はない話なんです。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 これは軍特でまた議論しましょう。

もう一つは、いわゆる不起訴になりましたね、行為者が確定しないからといって。これはヘリのときもそうです。行為者が特定できないで、これ送検するときはみんな不起訴になるんじゃないでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

○警察本部長（黒木慶英君） 検察官の処分の不起訴理由というのはいろいろありまして、今回の場合、恐らく嫌疑不十分であると思いますけれども、そのほかに例えば、我が国が第一次裁判権を有しないとかさまざまな理由がありますので、その事案事案によってその不起訴の事由というのは異なってくると思います。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 そうするとその場合は地位協定が壁になって第一次裁判権問題があったのでいろいろできないと。基地の立入調査も遅かったと。

それからもう一つは、普通、犯罪をやる場合は行為者を罰するんだけど、行為者が特定できないので

一応起訴をした、それで不起訴になる。その後の捜査はどうなりますか。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

○警察本部長（黒木慶英君） 一般的に申し上げますと、捜査は検察官の処分の段階で一応終結といった形になります。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 そうすると、もうこの事件は終わりということになりますか。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

○警察本部長（黒木慶英君） 事件が終わりかということですが、事件捜査は終結ということにはなっております。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 そうすると捜査はどうなりますか、今後の捜査は。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

○警察本部長（黒木慶英君） 基本的にはいろんな形で考えるわけですが、ごらんのとおり、唯一成立する可能性があるのは投注・発射罪だったものですから、軽犯罪法違反でございますので、時効は1年でございます。既に時効は経過しておりますので、これについて罪を問擬することはできないかと思えます。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 今までレンジ7に何回ぐらい、いわゆる立ち入りをやってくれということでやりましたか。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

○警察本部長（黒木慶英君） 回数については、今資料を持っておりませんが、相当回数についてあそこに立ち入ることを要請いたしております。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 そういうことで、何回もやったけれども地位協定の壁に阻まれてどうすることもできなかったというのが県警だったのだと思います。

そこで、知事、送検はされたわけだけでも不起訴になったと。ということは、この弾は明らかに米軍の弾であった。もう知事としてもこのレンジ7での演習は中止すべきを僕は申し入れたほうがいいんじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時45分休憩

午後4時46分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（上原良幸君） 今、県警本部長からも

ありましたけれども、この事案が全容解明に至らなかったということは大変残念であります。これまでも金武町においてはいろんな被弾事故等がたびたび発生しておりまして、地域住民に不安を与えるということです。ただ、全容解明に至らなかったということで、一応安全対策に万全を期すようにというふうなことは申し入れております。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 実弾演習に安全対策はない。実弾演習する以上は必ず被害が起きる。今の公室長のあれはだめだと思ふな。第一、皆さんは特定されたら申し入れると言ったんでしょう、今までは。だから、そういう意味だったら、もう即、一応送検したわけだから、米軍のものとわかっているわけだから、いわゆる行為者が特定できなければ不起訴になるだけの話であって、米軍のものは確かなんだから、そこはもう中止要求すべきじゃないの。もし、それが人に当たったらどうなるの。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（上原良幸君） 今回の事案については、本当にどういう……。

○吉田 勝廣君 米軍のものとわかっているんだよ。

○知事公室長（上原良幸君） もちろん米軍のものということではありますけれども、どういう状況でこういうふうになったのかということがはっきりしませんので、いずれにしても、それが捜査上の問題、課題があってそうになったのか、それをきちっと究明した上で地位協定の改定に臨んでいきたいというふうに思っております。

○吉田 勝廣君 ちょっと休憩。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時48分休憩

午後4時51分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲里副知事。

○副知事（仲里全輝君） お答えいたします。

演習があれば流弾、跳弾が必ず伴うという状況であれば、これはもう毅然たる姿勢で中止を申し入れるべきだと思います。しかし、現在の時点ではやっぱり安全管理に万全を期すようにと、こういうような申し入れが妥当ではないだろうかと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 もうまことに残念ですね。今まで伊芸区に何回落ちましたか。副知事知ってる、何回落ちた、言ってみてください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時52分休憩

午後4時53分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（上原良幸君） まず米軍基地から発生する被弾事故でございますけれども、これは去年の資料なんです、復帰後26件発見しておりまして、キャンプ・ハンセンが10件、それからシュワブ8件、伊江島補助飛行場が4件というふうになっております。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 副知事、どうですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲里副知事。

○副知事（仲里全輝君） 演習があれば跳弾事件あり、流弾事件が起こるということであれば、もうこれは演習の中止を申し入れなくちゃいかぬと思います。だから、これが安全に万全を期しても跳弾事件があれば、おっしゃるとおりにしなくちゃいかぬと思いますね。

それから、先ほどおっしゃっておられたが、この演習の中止の申し入れをするかどうかと、地位協定の改定をすべきだというのは別問題だとう認識しております。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 この件だけで僕は費やしたくないのよね、貴重な時間なんだから。皆さんは、これまで金武町にたくさん流弾事件起きたでしょう。それをどう思っているの。沖縄県の知事でさえ米軍の軍事演習を優先して、県民の命よりも米軍の軍事演習を優先するんですか。怒りますよ、これ。どうね、じゃ、これまで金武で幾ら事件起きた、流弾事件で、破片から全部。何ね、それ。皆さん、安全対策やったでしょう。安全対策やった結果がこうなるわけでしょう。おかしいですよ、それは。僕は絶対譲りませんよ、今の答弁は。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時55分休憩

午後4時55分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 我々の答弁では吉田議員納得しておられませんし、これは整理のために時間をいただくわけにいきませんか。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 時間はいいんですけれども、しかし、こういうのは即答ですよ、本当は。第一、実際こ

ういう事件が起きているわけでしょう。弾が、もしくは殺したらどうするんですか。特定はできなくても送検はしているわけですよ。これは米軍の弾とわかっていわけだから。県警は捜査してそうやっているんですよ。皆さんは安全対策を申し入れるの。これまで何回もあったわけでしょう。

この件で僕の貴重な質疑時間をもう無駄にしたくないですけれども、知事の申し入れだから、時間を上げますけれどもね、これは僕の質問が終わる間に答弁をしてください。

ちょっと休憩してください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時56分休憩

午後4時57分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 公室長、家族9000名と言ったよね。沖縄に今家族何名いますか、海兵隊の家族。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（上原良幸君） 平成20年9月末でございますけれども、これ海兵隊の家族ですね。

○吉田 勝廣君 全部。海兵隊も……。

○知事公室長（上原良幸君） 海兵隊の軍人が1万2400名、家族が約7600名ですね。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 変じゃないですか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（上原良幸君） 8000名の軍人あるいは家族、家族の場合は、軍人数に平均的な家族を掛けて出した数字で、定数ということになっておりますけれども――家族の場合定数ございませぬけれども――一応8000名の軍人、家族9000名となっております。しかし、実際今家族は7600名。それから海兵隊についても、今1万2000名ということで、1万8000人の定数と1万2000人の実数の数を比べて、怒られますけれども、定数は定数で比べていただかないと、1万8000人から1万人になると。

今現在の実数は1万2000人だけれども、その1万2000人と将来の定数である、これから減らした定数である1万人を比べるということは、ちょっとこれは定義上なかなか比較するようなものではない。定数は定数で比べるし、実数は実数で比べなければならないと。

将来の実数はどうなるか。これは将来の実数ということの定義が難しいんですけれども、もともと形容矛

盾ですけれども、将来の実数幾らになるかについては、これはまず言えることは、定数が1万8000人から1万人になったら、当然実数も減るということです。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 余り詭弁は使わないほうがいい、正直であってもらいたい。第一、9000名行くのに、7000名ちょっとしかいないのに、何でどうなっちゃうの、これ。これが一つ。

それから、今1万2300名ぐらいだろうと、僕の大体予測は。これが1万8000名とって8000名行きますと。実際やると、沖縄県に1万人残るでしょう、皆さんの計算だと。これは負担軽減になるの、2000名だけで、どうね。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（上原良幸君） まず、さっきのを繰り返しますけれども、定数は定数で比べるということです。実数は実数で比べるということです。

例えば、県議会の話をしましょう。48名の定員が今いらっしゃいますと。5名が例えば国政選挙がありますと、43名になりましたと。だけれども、例えば定数削減で40名だったときに、どういう比較ができるかということです。

○吉田 勝廣君 いや、公室長がそういう答える必要ないよ。定数は定数、実数は実数、答える必要ない。そうすると、じゃ、今定数で傾斜配分払っているの、沖縄県に。傾斜配分、例の地方交付税にかわるもの払っているの。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時1分休憩

午後5時3分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 違うのよ、これ。余りこれで時間とりたくないけどさ。定数が1万8000名、実数は1万2400名しかいない。しかし、傾斜配分と地方交付税にかわるものは、要するにその定数で支払われていない。だとすると、どうなる、定数で支払われるべきだろう、もしそういうあなたの理論だと。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時3分休憩

午後5時4分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（上原良幸君） 交付税の算定というのは実数でやるのはそれはルールですけれども、今回、米軍再編で定数が減るというようなことを言っている

わけですし、そこに交付税で実数計算しているから違うんじゃないかというのは、ちょっとやっぱり理論としてはおかしいんじゃないかという気がします。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 いやいや、あなたの理論がおかしいのよ。僕らはちゃんとその実数から計算して大体出すんだから、海兵隊の数幾らかと。米軍の報道ももちろんあるけれども、我々が出したのはこの実数から計算しているのよ。それはいい。

僕は思うのは、1万2000名いるけれども、8000名というのは本当は4000名しか残らないんだよというのが普通の考え方。どうして沖縄県そんなことを言うのかと。政府の立場だったらわかるよ、あなたは沖縄県の立場だから、沖縄県の立場をもっと主張するべきだと僕は思う。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（上原良幸君） 繰り返しますけれども、定数が1万8000名から1万人に減るということと、今ある実数が幾らになるかというのは、それは将来の実数というのはわからないということです。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 今、米軍だけの話をしようと思っていなかったんだよ、本当は。こんなつまらん議論は、もうちょっとおもしろくないからね。

やっぱり実数とか実態をもうちょっとやらないと、定数というのは架空の定数よ、架空。だって今の陸上自衛隊とか日本の自衛隊の定数何名と思う。実数何名いると思う。定員賄ってないのよ。だから、そういうところが軍隊は考えないといかんのよ。

ちょっと休憩……。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時5分休憩

午後5時6分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 公共工事たくさんやっています。皆さん、その産業連関表で、例えばこの公共工事がどういう形で県民の声を映しているとか、いろんな意味で経済にどう効果が出ているか計算したことがありますか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 御質問があったので、産業連関表で公共事業関係費の波及効果推計をいたしました。その結果も申し上げますか。

支出総額2136億円に対して、経済波及効果は約4100億円というふうな数字になっております。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 倍だね。なぜ倍になるの。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 公共工事はさまざまな、雇用も、それからまた資材の購入とか波及効果が非常に大きいというふうに言われております。この産業連関表は、御承知のとおり一つのモデル計算でございますので、それを投入をして算出の結果としてそういう数字が出たというふうなことでございます。

○吉田 勝廣君 雇用効果はどのぐらい。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 雇用効果につきましては、1年で約2万8000人の効果があるという数字が出ております。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 これまで開発事業費、大体僕は8兆3300億円ぐらい、その3割としてかさ上げ分2兆6000億円で計算すると、相当な経済効果というか雇用創出があると思うけれども、どうして失業者がそんなに多いのかよく理解できない。企画部長のちょっと計算間違っているんじゃない。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） ちょっと休憩お願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時8分休憩

午後5時9分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（川上好久君） この議論は、必ずしもかさ上げ額とはかかわりのない話かなと思います。公共事業費の水準そのものとの関連でありまして、かさ上げそのものは、言ってみれば一種の財政措置であるわけですから。沖縄県の公共事業費の水準が高いか低いか、その結果として、それが減ったときにどういう影響があるか、そういうふうなものを見るような指標だというふうな理解をしています。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 それはわかる。だけれども、皆さんの数字が余りにも大きいものだから。例えば、私が調べた島根県、100億円をやって産業連関で約159億円、59億円の大体波及効果があると。沖縄県はなぜ2倍になるのか、ちょっと変だなと思うね。

何で、あなたはざる経済と言われていると思う。

波平教授は、公共工事は、雇用効果に余り期待できないと言っているわけね、データから調べて。だか

ら、皆さんがそう言うのは、ちょっと僕、変だなと。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 先ほど申し上げたものは、これはあくまでも平成12年に県でつくった産業連関表をモデルにして出した数字であります。その数字が絶対的に正しいかどうかというふうなものは、これはいろいろ議論があろうかと思います。

もう一つ議員が言われました、公共事業費が沖縄県の産業構造にどれだけの影響を与えているかというのは、これまた別の視点で議論が必要かというふうに思います。先ほど答弁の中で申し上げましたとおり、沖縄県の公的資本形成の割合は確実に低下をしております、なおかつ雇用におけるシェアもどんどん落ちてきているというふうな状況です。

その中で、この雇用はほかの県と、例えば九州各県と比較にならないぐらい就業者はふえておりますので、そういう意味では、何もこの公共事業だけの理解で産業構造を議論をする話にはならないような状況に來ているというふうに思います。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 本当はこういう議論をしたかったんですね、基地問題より。さっと答えてくれれば、もう非常にありがたかったけれども。

今度は受益率ですね。復帰前後とかやって年々下がっているよね。県民は国税をたくさん払っていると思うんだけど、やっぱり受益率、この辺がなぜ下がったか、ちょっと分析した結果を教えてください。

○企画部長（川上好久君） ちょっと休憩してください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時12分休憩

午後5時13分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（川上好久君） これは、先ほどの公的資本形成の数値と連動する話になろうかと思いますけれども、やはり沖縄経済が財政に大きく左右される経済から民間主導型の経済に転換しつつある、その胎動が感じられると、そういうふうな動きになってきたのではないかというふうに思います。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 だから結局は受益率も減った、行政投資もそんなに高くはない。そうすると、これからの振興開発計画の中で、これからどう位置づけていくのかと。ましてや、支出構造分析の中でも、いわゆる公的に依存が高い。今後40年、今後の振興開発にかけて

それをどう変えていくのか、どう生かしていくのか、企画部長、どういうふうに判断していますか、今。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） かなり難しい質問で、まさに総点検、それからビジョンの中で議論されなきゃいけない、世界の議論ともです。ただ、今一連の質疑の中で、沖縄県の産業構造とか雇用構造とかというふうなものから考えてみたときに、やはり沖縄県というのは他府県とは違う構造になっているということは明らかであると思います。

例えば、この雇用の中で就業者の割合というふうなもの、どういうふうなところで吸収しているかといいますと、他県では大体製造業とか、それから農業で20%ぐらい、九州各県雇用しています。沖縄県はこれは10%ですね。一方、建設業はどれだけ差があるかというと、せいぜい1.6ポイントぐらいしかないという状況です。そうすると、じゃ、何で吸収しているかというと、実は観光だとか、それから医療・介護、そしてまたITとか、沖縄は沖縄の産業構造というふうなものの展開がこの10年間大きく見えてきたのではないかと、それは個人的に考えております。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 沖縄の経済概況というのは、この構造がずっと続いているわけ。そうすると、この新たな振興開発とか「沖縄21世紀ビジョン」の中で、どういう形で沖縄が自立するような形をつくっていくのかと、経済を。そうすると、今までやってきたことを総点検をすると。また、沖縄振興開発計画の決め方として最終的には内閣が決めるものだから、我がほうのグランドデザインができないうちに内閣と相談をしてつくらんといかぬと。だから、自主的・主体的に振興開発計画、振興法ができていないんじゃないかというのを私思っているわけです。

そういう意味で、知事、今後2012年には振興開発の改定があるわけだから、今からそういう意味で準備を進めて、主体的に沖縄県が作成をして、政権かわったわけだから、我がほうの主体的な力量でもって振興開発をつくる必要が私はあると思いますので、この辺は知事からぜひ答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） まさに今議員もおっしゃったとおりですが、いろいろ変化してきておりますし、今部長がまた答弁したとおりですが、まずこの21世紀ビジョンは、今つくっているのが大変いい足場になると思います。その中で、沖縄の特徴とか文化も含めてそういうものをずっと推し進めていくというのが経済

活動であれ、いろんな活動の基本になりそうだと。

そういう中で、これまでの約10年のITであるとか、新しい新規産業であるとか、観光とか、そういうものが全部深く深く、IT一つのレベルといいますか内容がどんどん変化していますので、それからいろんな物流とか新しいものが始まっています。ですから、そういうものを今度の21世紀ビジョンの中でもう少しこれを実現するための絵を計画化していきながら、次の振興開発計画のベースにはつくり得ると思っております。

○議長（高嶺善伸君） 55分を経過しましたので、吉田勝廣君の質問及び答弁を終了いたします。

○議長（高嶺善伸君） 吉元義彦君。

〔吉元義彦君登壇〕

○吉元 義彦君 皆さん、こんにち。いよいよ最後となりました。

ただいま名護市では、市長選挙の前哨戦がヒートアップしていく中で、去る6日の日曜日には諸見里しのぶプロの今期6勝の市民祝勝会が盛大に開催されました。賞金女王は逃したものの、市民や子供たちに大きな夢と感動を与えてくれました。来期の活躍を期待したいものでございます。

今定例会最後の一般質問となりましたが、大変お疲れのところでございますが、あとしばらくおつき合いのほどをよろしくお願いいたします。

通告しております4点について質問させていただきますが、まずその前に、少しばかり所見を述べて質問に入らせていただきます。

普天間基地移設問題について、多くの県民が疑問と不安を抱えている中で、11月12日に島袋名護市長が「基本的考え方」を述べましたが、まず皆様に御認識いただきたいのは、我々はみずから進んで普天間基地代替施設地辺野古への誘致をしたのではないことであります。

政府が日本の安全保障のために、そして我々は少しでも普天間基地の危険にさらされている宜野湾市民の負担を減らすために苦渋の決断の上、受け入れたものであります。

市長が記者会見でも述べたとおり、「辺野古案より早期に解決できる代替案を政府が速やかに示していただけるのであれば、これを歓迎する」ものであり、鳩山総理は、依然として県外なのかそれとも国外なのかも含めて具体的に示さないのは無責任であります。ましてや、名護市長選挙の結果を見てからというのであれば言語道断であります。

しかしながら、私は最近の政府の混迷を見て非常に

強い懸念を抱いております。政府は、当問題に関して方針を示すことを先送りしようとしております。はっきりしていることは、政府が決断を一日一日おくらすことにより、あの普天間基地の危険性除去がそれだけおくれるということでもあります。

ここにいらっしゃる民主党の方々にも一言申し上げたい。当問題については、政府はおかしいと批判するのは簡単です。しかし、本当にそう思うなら皆さん党本部、官邸に乗り込むぐらいの気概をお見せください。あなた方にもさきの選挙において、県民に「県外・国外」を約束した責任があることを忘れないでいただきたい。

基地問題という国家の安全保障にかかわるこの問題を名護市民の責任に押しつけることは絶対に許されません。これまでも名護市民は、当問題において13年間も翻弄されてきております。これ以上、基地問題で市民を二分するようなことはやめてほしい。その意味からも、政府は速やかに当問題方針を示すことを強く訴え、一般質問に入ります。

北部振興策についてお聞きします。

政府は北部振興策の対応について、沖縄振興計画が終了する平成23年度までの暫定措置として、これまで100億だったものを70億、さらに9割補助だったものを8割補助としました。私としては非常に不満なのですが、政府は北部振興策について基地の受け入れとは切り離して県土の均衡ある発展を図る観点から、しっかり継続すると言っているにもかかわらず、現実には30億円削り、9割を8割補助としました。

先月25日、我が党の島尻安伊子参議院議員が沖縄・北方に関する特別委員会において、前原沖縄担当大臣、大島副大臣にこの件についての根拠を尋ねておりますが、大島副大臣は答弁で、政務三役で総合的に勘案した結果と答え、根拠になっていないと再質問をされると、「それちょっと整理させてください。」と非常に不明瞭なのであります。前原大臣に至っては、「これは自治体ともお話をする中で御納得をいただく形でのトータルとしてのまとめをさせていただいた」とのことですが、私が聞き取りしたところ、この案が示される前に北部には相談をしていないとのことでした。

この案件を見ましても、政府の説明責任は果たしておらず、政治主導の名のもとに、地元を無視した政策決定をしているのであります。

私は、北部には民主党選出もおられますからはっきり申し上げますが、ぜひこの問題についても民主党県連、政府・与党の責任を感じていただきたい。民主党

本部に物申すぐらいの気概を示していただきたい。

そこで知事にお伺いしますが、このような調子では、平成23年度以降の沖縄法継続の議論の際にも同じような乱暴な扱いになるのではないかと強い懸念を抱くのですが、知事の御所見をお聞かせください。

次に、名桜大学の公立大学法人化について伺います。

名桜大学は、名護市を中心とした北部12市町村及び沖縄県が設置経費を負担して平成6年に国際学部、国際文化学科、経営情報学科、観光産業学科の1学部3学科の単科大学として設立された公設民営の大学である。平成13年4月には、大学院国際文化研究科、平成17年4月には人間健康学部スポーツ健康学科、平成19年4月には人間健康学部看護学科設置、さらに国際学部を国際学群に改組した。現在、1学群6専攻、1学部2学科及び1大学院研究科の課程を有する大学である。

名桜大学は、これまで4041人の学部学生、91人の大学院生を輩出し、進学機会の拡充と若者の県内定着といった大きな役割を果たすとともに、産業界や行政機関と連携し、受託研究や共同事業を行うなど地域の大学として着実な成果を上げてきている。

しかし、沖縄県は1人当たりの県民所得が202万1000円と全国最下位であり、最高位の東京都477万8000円の42%という経済的に困窮した地域である。県民所得が高い地域ほど大学進学率は高いという統計もあり、所得の低い沖縄県においては、高等学校、大学進学率ともに全国一低い水準にとどまっている。沖縄県における所得格差は教育機会の格差を生み出されることになり、その結果、教育における格差が経済格差を生み出す原因となっている。

この状況を解決するためには、経済的理由により教育を受ける機会を失うことなく、教育の機会均等を図り、地域間における教育格差をなくし、地域の人とのつながりである公教育を確保する必要がある。

こうしたことから、名桜大学では、創設の目的である県内産業の振興や人材育成について大きな役割を果たしていくためには、地方独立行政法人化によって、公立の大学という位置づけを明確にしつつ、柔軟で効率的、機動的な民間的運営を保ちながら公立大学へ移行することで、意欲的な学生の確保や教育研究活動のさらなる充実につなげていくことが望ましいと考え、地方独立行政法人化の取り組みを進め、設立を平成22年4月1日を目標に取り組みをされておりますが、県の御所見をお伺いします。

3、真喜屋ダムの水質改善についてお伺いします。

名護市及び今帰仁村では、古くより農業が盛んに営まれておりますが、これまでたびたび干ばつの被害を受けてきました。本事業では、羽地大川及び真喜屋大川水系のダムに水源を確保し、羽地内海を臨む名護市及び今帰仁村の農地約1326ヘクタールを対象として、かんがい施設を整備し、干ばつの被害の軽減や農業の近代化と農業経営の安定向上を図ることにより、農家の所得及び生活の向上を目的として整備されたものである。

昨年7月ごろ、受益農家より異臭の報告があって、県でその対応をしてきたと思いますが、現在までの状況についてお伺いします。

真喜屋ダムの水質改善について、受益農家より指摘されていると思いますが、県はどのように考えているかお伺いします。

(1)、水質の調査について。

(2)、異臭の原因究明について。

(3)、その対策について。

4、名護宜野座線と国道58号における交差点改良について、県の御所見をお伺いします。

名護市の中心市街地活性化については、長年の課題として取り組みが行われてきました結果、名護市産業支援センター（平成19年9月開所）、名護漁港水産物直販所（平成21年10月開所）などの拠点施設に引き続き、「まちなか市営住宅整備事業」及び「中心市街地商業基盤等整備事業」が平成22年度中に完成する予定となっております。

名護市が展開するこれらの産業拠点、水産業及び観光拠点、まちなか居住拠点及び地域商業拠点といった各機能を持った拠点施設の整備効果と、これらの相乗効果を発揮していくことにより、民間の経済活動を促進し、中心市街地の活性化が図られると思います。

これらの取り組みと連携しまして、幹線道路につきましても、拠点施設をネットワークする上で重要な都市基盤施設として再整備や改良等が必要であると考えますが、そこで伺います。

名護宜野座線と国道58号における交差点改良について県の御所見をお伺いします。

以上、一般質問といたします。県当局の誠意ある御答弁をよろしく願いをいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 吉元議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、北部振興策に係る御質問の中で、北部振興策の継続実施という御趣旨の御質問に答弁いたし

ます。

北部振興策につきましては、これまで沖縄県及び北部12市町村から継続実施を要望してまいりました。

平成22年度の内閣府予算概算要求の中では、新たな北部振興策として盛り込まれております地方負担に係る財政措置などにつきましては、現在、国において検討されているところであります。

沖縄県としましては、財政基盤の弱い自治体を多く抱える北部地域の実情にかんがみ、地元の財政負担が軽減されるよう、適切に対処してまいりたいと考えております。

次に、真喜屋ダムの水質に係る御質問ですが、この水質調査、異臭の原因及びその対策についてという御質問なんですが、3の(1)のア、イ、ウが関連いたしておりますので、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。

真喜屋ダムの水質につきましては、平成20年6月末ごろから異臭の発生が見られたことから、平成20年度に水質検査の調査を民間に委託をいたしました。

この調査結果によりますと、異臭の原因は、水の中の窒素、燐の濃度が高く、増殖した植物性プランクトンが給水タンク内で死滅をし、硫化水素が発生したことが考えられるとの報告がされております。

このため、国及び地元名護市と連携をし、緊急対策として、第1に、平成20年8月下旬から平成21年5月末まで羽地ダムの水を真喜屋ダムの水に供給し、ブレンドをいたしました。第2に、平成21年6月からは、酸素を供給するための曝気装置の増設を行ったところであります。現在、異臭が緩和されていると聞いております。

県といたしましては、さらに水質悪化の原因究明と対策を行うため、調査委託業務を実施いたしており、今後、その調査結果を踏まえまして、水質悪化の対策を行う予定でございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 名桜大学の公立大学法人化についてお答えいたします。

名桜大学は、平成6年に名護市を初めとする北部12市町村が中心となって創設経費を拠出して設立された、いわゆる「公設民営」の私立大学であります。

現在、北部広域市町村圏事務組合が公立大学法人を設立するための準備としまして、地元12市町村議会の議決を経て、組合の規約が変更されたところであり、

今後は、公立大学法人を設立する手続や、大学設置者変更の手続等が行われる予定です。

公立大学法人となりますと、大学法人の目標策定等を通して、設立団体である地元自治体の施策と方向性の合った人材育成、教育・研究活動につなげることで期待できるものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 名護宜野座線と国道58号の交差点改良についての御質問にお答えいたします。

県道名護宜野座線と国道58号の交差点は、県道から国道への右折帯がないため、渋滞している状況にあります。

県としましては、今後、名護市や公安委員会などの関係機関と協議を行い、右折帯設置について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 吉元義彦君。

○吉元 義彦君 再質問をさせていただきたいと思えます。

まず、真喜屋ダムの件ですね。先ほど知事からも御答弁いただきましたけれども、この件について農水部長は、現場踏査をしたかどうか、どのように認識されて、あるいはまた土地改良組合などについて説明等がされているのかどうか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 今の真喜屋ダムの異臭の件については、私まだ調査していませんが、今月現地へ行きたいと思えます。現在、知事からも話があったと思いますが、21年度にさらに原因究明をやるということで調査委託をやっているところでございます。その辺、いろいろはっきりしましたら、さらにまたその地区にもしっかりと説明もしたいと考えています。

○議長（高嶺善伸君） 吉元義彦君。

○吉元 義彦君 ぜひ部長、大分においも緩和されたというふうに知事からも答弁されておりましたけれども、ぜひ逐次現場の皆さんとも、土地改良組合の皆さんともそういう報告、説明もやっていただいて、これだけの事業費が投入されているわけですから、早目に解消できるように調査も入れてやっていただきたいというふうに希望を申し上げたいなと思っております。

次に、名桜大学の法人化についてなんですが、先ほ

ど川上部長のほうからも説明があったんですが、12市町村で設置主体となる北部広域市町村圏事務組合の規約を変更する議案がすべて可決されたというふうにして、新聞報道によると12日には事務組合のほうの議会で公立大学法人の定款が提案されるだろうというふうな運びになっているということですね。それで14日には県のほうに認可に向けて承認申請がされるというふうな運びになるんじゃないかなというふうにされているわけですね。

そうすると、認可については県知事というふうになっているとお伺いしているんですが、そういうことになってくると、認可までの見通しというんですか、大まかなスケジュールというんですか、そのあたりについてお答えできるのであればちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 今細かいスケジュール等手元にはないんですけれども、私が聞いている部分では、4月1日からは公立大学にしたいという御希望を持っています。いろいろなその作業をされているという話でございまして、なかなか日程的にはタイトな部分もあるというふうにも聞いております。できる限り、作業の進捗を早めながらスムーズにいくように、こちらのほうも適切に助言をしていきたいというふうに思います。

○議長（高嶺善伸君） 吉元義彦君。

○吉元 義彦君 ぜひ部長、認可されればこれは北部だけじゃないんですが、この子供たち、学生については学費の軽減にもつながると、授業料の軽減にもつながるというふうなこともあります。

それから、これまで公立法人化すると今まで1億6000万だった国の補助金が運営交付金に変わるんですか、そういうことで国から12億の交付金が見込まれるというふうなこともあるわけですね。そういうことで、川上部長はヤンバル出身でもありますので、ぜひ御尽力をいただきたいということも改めてお願いしたいと思います。

それと、この当時平成6年、名桜大学については、名護市長であられた当時の比嘉鉄也市長、現在は理事長として頑張っているわけなんですね。当時また仲里副知事が名桜大学の開学に向けて県の企画部長だったんですか、相当御尽力いただいたと。今また比嘉理事長という何かの御縁かわかりませんが、ぜひ仲里副知事に思いと、公立化に向けての御決意を述べていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲里副知事。

○副知事（仲里全輝君） お答えいたします。

名桜大学は、県の実用人材の育成に相当の期待を持たれて設立されてまいりました。今後も、議員おっしゃったように学科がふえまして、ますますそういう学科による専門人材が県内の産業振興上は大変必要になってまいります。

県としても、可能な限り今後とも関心を持って支援できるところは支援すべきだと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 吉元義彦君。

○吉元 義彦君 副知事、大変力強いお言葉ありがとうございました。

これをもって私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高嶺善伸君） 以上をもって通告による一般質問及び議案に対する質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております甲第1号議案、甲第2号議案及び乙第3号議案から乙第25号議案までについては、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

----- ◆ ・ ・ ◆ -----
〔議案付託表 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時46分休憩

午後5時46分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

日程第4 陳情第207号及び第208号の付託の件を議

題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情2件については、米軍基地関係特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案整理のため、明12月11日から17日までの7日間休会とすることにいたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、明12月11日から17日までの7日間休会とすることに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、12月18日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時48分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 座 喜 味 一 幸

会議録署名議員 西 銘 純 恵

平成21年12月18日

平成21年
第 6 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 9 号）

平成21年
第 6 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第9号）

平成21年12月18日（金曜日）午前10時1分開議

議 事 日 程 第 9 号

平成21年12月18日（金曜日）

午前10時開議

- 第1 乙第3号議案から乙第7号議案まで（総務企画委員長報告）
- 第2 乙第8号議案（文教厚生委員長報告）
- 第3 乙第9号議案（土木委員長報告）
- 第4 沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- | | | | | | |
|---|----|-----|----|-----|--------------|
| { | 当銘 | 勝雄君 | 翁長 | 政俊君 | |
| | 新里 | 米吉君 | 嘉陽 | 宗儀君 | |
| | 金城 | 勉君 | 大城 | 一馬君 | 提出 議員提出議案第5号 |
| | 當間 | 盛夫君 | 新垣 | 安弘君 | |
| | 吉田 | 勝廣君 | 玉城 | 義和君 | } |
- 第5 乙第11号議案、乙第13号議案、乙第21号議案及び乙第25号議案（総務企画委員長報告）
- 第6 乙第14号議案から乙第16号議案まで及び乙第22号議案（経済労働委員長報告）
- 第7 乙第19号議案及び乙第20号議案（文教厚生委員長報告）
- 第8 乙第10号議案、乙第12号議案、乙第17号議案、乙第18号議案、乙第23号議案及び乙第24号議案（土木委員長報告）
- 第9 甲第1号議案（総務企画委員長報告）
- 第10 甲第2号議案（経済労働委員長報告）
- 第11 ハンセン病療養所の将来構想実現等に関する意見書
- | | | | | | |
|---|----------|------|------|--------------|---|
| { | 赤嶺 | 昇君 | 桑江朝 | 千夫君 | |
| | 佐喜真 | 淳君 | 仲田 | 弘毅君 | |
| | 翁長 | 政俊君 | 仲村 | 未央さん | |
| | 渡嘉敷喜代子さん | 西銘 | 純恵さん | 提出 議員提出議案第6号 | |
| | 上原 | 章君 | 奥平 | 一夫君 | |
| | 比嘉 | 京子さん | 新垣 | 安弘君 | |
| | 吉田 | 勝廣君 | 玉城 | 義和君 | } |
- 第12 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書
- | | | | | | |
|---|----------|------|------|--------------|---|
| { | 赤嶺 | 昇君 | 桑江朝 | 千夫君 | |
| | 佐喜真 | 淳君 | 仲田 | 弘毅君 | |
| | 翁長 | 政俊君 | 仲村 | 未央さん | |
| | 渡嘉敷喜代子さん | 西銘 | 純恵さん | 提出 議員提出議案第7号 | |
| | 上原 | 章君 | 奥平 | 一夫君 | |
| | 比嘉 | 京子さん | 新垣 | 安弘君 | |
| | 吉田 | 勝廣君 | 玉城 | 義和君 | } |
- 第13 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書
- | | | | | | |
|---|-----|-----|-----|------|---|
| { | 赤嶺 | 昇君 | 桑江朝 | 千夫君 | |
| | 佐喜真 | 淳君 | 仲田 | 弘毅君 | |
| | 翁長 | 政俊君 | 仲村 | 未央さん | } |

{ 渡嘉敷喜代子さん 西銘 純恵さん 提出 議員提出議案第8号
 上原 章君 奥平 一夫君
 比嘉 京子さん 新垣 安弘君
 吉田 勝廣君 玉城 義和君
 }

第14 核兵器の廃絶と恒久平和を求める決議

{ 赤嶺 昇君 桑江朝千夫君
 佐喜真 淳君 仲田 弘毅君
 翁長 政俊君 仲村 未央さん
 渡嘉敷喜代子さん 西銘 純恵さん 提出 議員提出議案第9号
 上原 章君 奥平 一夫君
 比嘉 京子さん 新垣 安弘君
 吉田 勝廣君 玉城 義和君
 }

第15 県内建設業の安定に関する要請決議

{ 當山 眞市君 新垣 良俊君
 嶺井 光君 池間 淳君
 新垣 哲司君 照屋 大河君 提出 議員提出議案第10号
 嘉陽 宗儀君 大城 一馬君
 平良 昭一君 新垣 安弘君
 吉田 勝廣君 玉城 義和君
 }

第16 陳情第150号、第209号及び第214号（経済労働委員長報告）

第17 陳情第162号、第170号及び第206号（文教厚生委員長報告）

第18 陳情第179号及び第199号（土木委員長報告）

第19 閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

日程第1 乙第3号議案から乙第7号議案まで

乙第3号議案 沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

乙第4号議案 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

乙第5号議案 沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

乙第6号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例

乙第7号議案 沖縄県地上デジタル放送受信者支援基金条例

日程第2 乙第8号議案

乙第8号議案 沖縄県医療施設耐震化臨時特例基金条例

日程第3 乙第9号議案

乙第9号議案 沖縄県景観形成条例の一部を改正する条例

日程第4 沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 乙第11号議案、乙第13号議案、乙第21号議案及び乙第25号議案

乙第11号議案 県が管理する所有者不明土地に係る増改築許可申立事件の和解について

乙第13号議案 指定管理者の指定について

乙第21号議案 当せん金付証票の発売について

乙第25号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について

日程第6 乙第14号議案から乙第16号議案まで及び乙第22号議案

乙第14号議案 指定管理者の指定について

乙第15号議案 指定管理者の指定について

- 乙第16号議案 指定管理者の指定について
 乙第22号議案 県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 日程第7 乙第19号議案及び乙第20号議案
 乙第19号議案 指定管理者の指定について
 乙第20号議案 指定管理者の指定について
- 日程第8 乙第10号議案、乙第12号議案、乙第17号議案、乙第18号議案、乙第23号議案及び乙第24号議案
 乙第10号議案 工事請負契約について
 乙第12号議案 車両損傷事故に関する和解等について
 乙第17号議案 指定管理者の指定について
 乙第18号議案 指定管理者の指定について
 乙第23号議案 県道の路線の一部廃止について
 乙第24号議案 公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 日程第9 甲第1号議案
 甲第1号議案 平成21年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）
- 日程第10 甲第2号議案
 甲第2号議案 平成21年度沖縄県自由貿易地域特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 ハンセン病療養所の将来構想実現等に関する意見書
- 日程第12 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書
- 日程第13 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書
- 日程第14 核兵器の廃絶と恒久平和を求める決議
- 日程第15 県内建設業の安定に関する要請決議
- 日程第16 陳情第150号、第209号及び第214号
 陳情第150号 「八重山戦争マラリア犠牲者慰霊之碑」敷地内のアカキナノキ原状回復及びキナ展示林の設置に関する陳情
 陳情第209号 駐留軍等労働者の給与水準見直しに関する陳情
 陳情第214号 駐留軍等労働者の給与水準見直しに関する陳情
- 日程第17 陳情第162号、第170号及び第206号
 陳情第162号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情
 陳情第170号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書及び決議の採択に関する陳情
 陳情第206号 （株）エコテック・オキナワによる産業廃棄物処理施設建設反対に関する陳情
- 日程第18 陳情第179号及び第199号
 陳情第179号 Aクラス業者に対する県の損害賠償請求に関する陳情
 陳情第199号 沖縄県が請求する損害賠償額の軽減に関する陳情
- 日程第19 閉会中の継続審査の件

出席議員（47名）

議長	高嶺善伸君	8番	渡久地修君
副議長	玉城義和君	9番	瑞慶覧功君
1番	上原章君	10番	新垣清涼君
2番	島袋大君	11番	上里直司君
3番	中川京貴君	12番	吉田勝廣君
4番	桑江朝千夫君	13番	當山眞市君
5番	平良昭一君	14番	吉元義彦君
6番	仲村未央さん	15番	座喜味一幸君
7番	照屋大河君	16番	佐喜真淳君

17 番 玉 城 満 君
 18 番 仲宗根 悟 君
 19 番 崎 山 嗣 幸 君
 20 番 西 銘 純 恵 さん
 21 番 奥 平 一 夫 君
 22 番 山 内 末 子 さん
 24 番 前 島 明 男 君
 25 番 新 垣 良 俊 君
 26 番 仲 田 弘 毅 君
 27 番 照 屋 守 之 君
 28 番 辻 野 ヒロ子 さん
 29 番 嶺 井 光 君
 30 番 赤 嶺 昇 君
 31 番 当 銘 勝 雄 君
 32 番 渡嘉敷 喜代子 さん

33 番 前 田 政 明 君
 34 番 玉 城 ノブ子 さん
 35 番 比 嘉 京 子 さん
 36 番 新 垣 安 弘 君
 37 番 金 城 勉 君
 39 番 翁 長 政 俊 君
 40 番 浦 崎 唯 昭 君
 41 番 池 間 淳 君
 42 番 新 垣 哲 司 君
 43 番 具 志 孝 助 君
 44 番 當 間 盛 夫 君
 46 番 新 里 米 吉 君
 47 番 嘉 陽 宗 儀 君
 48 番 大 城 一 馬 君

欠 席 議 員（1名）

38 番 糸 洲 朝 則 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長 遊 佐 信 雄 君
 次 長 龍 野 博 基 君
 参事兼議事課長 嘉 陽 安 昭 君
 課 長 補 佐 平 田 善 則 君
 主 査 佐久田 隆 君
 主 査 仲宗根 章 君

参事兼政務 新 城 博 君
 調 査 課 長 知 念 正 治 君
 副 参 事 上 原 貴 志 君
 主 幹 饒平名 知 徳 君
 主 幹 上 間 司 君

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

昨日、当銘勝雄君外9人から、議員提出議案第5号「沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」、赤嶺昇君外13人から、議員提出議案第6号「ハンセン病療養所の将来構想実現等に関する意見書」、議員提出議案第7号「改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書」、議員提出議案第8号「核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書」、議員提出議案第9号「核兵器の廃絶と恒久平和を求める決議」及び當山眞市君外11人から、議員提出議案第10号「県内建設業の安定に関する要請決議」の提出がありました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） 日程第1 乙第3号議案から乙第7号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。
 総務企画委員長。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 當間盛夫君登壇〕

○総務企画委員長（當間盛夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議題となりました乙第3号議案から乙第7号議案までの条例議案5件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長及び企画部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第3号議案「沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例」は、在職期間中に懲

戒免職等処分を受けるべき行為をしたと退職後に認められるに至った者の退職手当の全部または一部を返納させることができることとする等、退職手当について新たな支給制限及び返納の制度を設けるため条例を改正するものである。

主な改正内容は、1つ目に、懲戒免職等処分を受けた職員に対して、退職手当の全部または一部を支給しないとする処分を行うことができることとする。2つ目は、退職後に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められるに至った者の退職手当の支給制限または返納を行うことができることとする。3つ目は、退職手当の支給制限等の処分について調査・審議するための権限を人事委員会に属せしめることとするとの説明がありました。

本案に関し、処分の対象となる行為とはどのような行為かとの質疑がありました。

これに対し、処分の対象となる非違行為とは、いわゆる不祥事であり、主なものとしては酒酔い運転、酒気帯び運転、それらの教唆、破廉恥行為、欠勤などであるとの答弁がありました。

次に、条例改正を行う背景は何かとの質疑がありました。

これに対し、今回の条例改正は国の退職手当法の改正に伴うものであり、法改正の背景には、守屋元防衛事務次官が在職中に業者からたび重なるゴルフ接待等を受け、それが退職後に発覚したのにもかかわらず、退職金を支払わねばならなかったことなどに対し、国民の理解が得られなかったことなどがあるとの答弁がありました。

次に、沖縄県での事例はあるのかとの質疑がありました。

これに対し、沖縄県では、復帰後から今年度まで懲戒免職を受けた事例は19件あるが、すべて在職中に発覚したものであり、退職後に非違行為が発覚した事例はないとの答弁がありました。

そのほか、裁判で無罪になった場合の取り扱い、遺族に退職金返還を命じることの是非、遺族が返還を拒否した場合の取り扱い、退職金の性格などについて質疑がありました。

次に、乙第4号議案「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」は、医師手当の支給に関する特例を廃止するため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、今回の条例改正の趣旨は何かとの質疑がありました。

これに対し、今回の条例改正の趣旨は、平成20年4

月1日から医師手当を廃止したものの、この間、激変緩和措置を講じていたが、初任給調整手当が増額されたことに伴い廃止するものであるとの答弁がありました。

次に、知事部局の医師手当は廃止し、病院事業局の医師手当を残す理由は何か、今後病院事業局の医師手当も廃止する予定かとの質疑がありました。

これに対し、知事部局としては、医師手当は医師確保のための手当であり、本来初任給調整手当で措置されるべきものであって、危険な業務や不快な業務に従事する都度に支給される特殊勤務手当にはなじまないため、特殊勤務手当としての医師手当を廃止するものである。病院事業局においては、任命権者が異なることから、病院事業者においてしかるべく措置されるものと思われるとの答弁がありました。

そのほか、医師手当の額、今回の条例改正に伴う影響の額と人員数、県立病院医師への影響度などについて質疑がありました。

次に、乙第5号議案「沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」は、船員保険法の一部改正により、船員の職務上の事由による疾病、負傷等に関する補償は、労働者災害補償保険制度により実施されることとなったが、労働者災害補償保険法は、官公署の事業については適用しないこととされているため、常勤職員以外の船員が公務上の災害または通勤により被災した際に補償できるようにするために条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第6号議案「沖縄県税条例の一部を改正する条例」は、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、個人の県民税の寄附金の控除に係る規定及び住宅借入金特別税額控除を行う規定を定めるほか、法人の県民税の税率の特例の適用期限を延長するため条例を改正するものである。

主な改正内容は、1つ目に、個人の県民税から控除される寄附金として、地方税法第37条の2第1項第3号に規定する条例で定める寄附金を定め、平成23年1月1日から施行する。2つ目は、個人の県民税から住宅借入金等特別税額控除を行う新たな制度に係る規定の整備を行い、平成22年1月1日から施行する。3つ目は、法人の県民税の税率の特例の適用期限を、平成27年5月31日まで5年間延長するとの説明がありました。

本案に関し、住民税の控除対象となる寄附金にはどのようなものがあるかとの質疑がありました。

これに対し、今回の条例改正に伴い、所得税の寄附

金控除の対象となる寄附金の中から、さらに条例で指定することが必要であるが、公益法人、独立行政法人、学校法人、社会福祉法人などへの寄附金が控除の対象となるとの答弁がありました。

次に、今回の改正理由は何か、寄附金控除による税の減収に対する国の補てん措置はあるのかとの質疑がありました。

これに対し、今回の改正は、公益法人等に対する寄附文化の醸成や住民福祉への寄与を目的として地方税法が改正されたことに伴うものである。税の減収に対する国からの補てん措置はないとの答弁がありました。

そのほか、法人県民税の超過課税の対象事業所及び対象となる県内法人、県外法人の数などについて質疑がありました。

次に、乙第7号議案「沖縄県地上デジタル放送受信者支援基金条例」は、県内における地上デジタル放送受信設備の早期の普及を図ることを目的に、地方自治法第241条第1項の規定に基づき基金を創設し管理するものである。ただし、当該条例は平成24年3月31日限りで失効するとの説明がありました。

本案に関し、沖縄県における地上デジタルテレビ放送受信機の普及率はどのような状況か、全国との比較はどうかとの質疑がありました。

これに対し、地上デジタルテレビ放送受信機、いわゆる地デジの普及率は、平成21年11月時点で沖縄県が55.3%、全国平均が69.5%で、全国46位の普及率であるとの答弁がありました。

次に、沖縄県において地デジの普及率が低い理由は何か、普及率促進のため、当該基金を活用する考えはあるのかとの質疑がありました。

これに対し、沖縄県における地デジの普及率が低い理由としては、県民所得が低いことが大きな原因と考えられる。このため、基金を活用して住民税の非課税世帯に上限1万2000円の購入費用の支援を行う。さらに離島の非課税世帯に対しては、それに加えてテレビのリサイクル等の費用として3000円の支援を行うとの答弁がありました。

以上が委員会における質疑の概要であります。採決に先立ち共産党所属委員から、乙第4号議案については反対する旨の意見表明がありました。

採決の結果、乙第4号議案は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定し、乙第3号議案及び乙第5号議案から乙第7号議案までの4件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

乙第4号議案に対する討論の通告がありますので、発言を許します。

前田政明君。

〔前田政明君登壇〕

○前田 政明君 私は、日本共産党県議団を代表して、ただいま議題となりました医師手当を廃止する乙第4号議案「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」についての反対討論を行います。

医師は、人命を守るために全身全霊をかけて県民のために頑張っています。24時間、患者の命を守るために緊張の連続で、ひとときも心の休まることなく緊張の連続した勤務状況です。人間の命を守るかけがえのない重要な役割を高く評価して実施されたのが医師手当であります。県民の命と健康を守るために日夜身を削る思いで奮闘している医師のかけがえのない役割がますます重要になっています。医師手当の廃止は、このような医師のかけがえのない役割を評価する原点を投げ捨てるものであります。このような立場からは、県民の命を守る医療行政を前進させることはできません。

日本共産党県議団は、改めて日夜県民の命を守るために御奮闘されておられます医師の役割を高く評価し、医師手当の廃止に反対するものです。

今回の医師手当の廃止の条例改定は、保健所などで働く知事部局の医師を対象に、特殊勤務手当に位置づけられた医師手当を廃止するものです。医師手当の廃止は、月額で県庁を除く本島中南部以南の勤務地で4万5000円、県庁・北部で9万5000円、宮古・八重山で16万円を廃止するものです。

保健所の医師は、使命感を持って働き、サービス残業も多い。医師が逃げてしまう。人材は集まらず医師確保策に逆行するとして反発を強めている。医師手当が廃止されれば、手当を高くしている離島の保健所で医師確保が困難になるとの懸念も出ている。

保健所の医師の一人は、文書を見て目を疑った。使

命感を持って働いているが、手当が廃止されると士気が落ちる。やめる医師も出るだろう。人材確保はできないと反発。保健所は、市町村が実施する健診に指導助言する核施設だ。予防医療の重要性は増しており役割は大きい。感染症の調査や予防にも精力を尽くし、サービス残業は月50時間を超えると実態を訴えたと地元の新聞記事でも指摘しております。

今回の医師手当の廃止は、中堅医師の給与が削減される内容となり、保健所の中心的な役割を担う6名の管理職が給与を削減されることになります。今回の知事部局の保健所の医師手当の廃止が、病院事業局の医師手当廃止と関連して、病院事業局で働いている医師にも大きな影響を与えることになると思います。県病院事業局が県立病院でも医師手当の廃止などの見直しが検討されています。

医師確保のために働いている中堅医師の給与が削減されるのは本末転倒と批判しており、離島・僻地の医師確保が困難になるとの指摘も出ています。医師手当は特に確保が難しい離島・僻地での勤務に手厚くされている。それがなくなれば離島・僻地の医師確保が難しくなり、医療が崩壊する。また若い研修医を指導する中堅医師への影響も大きく、中堅医師の流失にもつながり、研修医制度も崩壊しかねないと指摘している。

県公務員医師会が会員226人を対象に実施した「医師偏在化問題と医師手当に関する意識調査」では、医師手当が廃止された場合、47.5%が「退職したい」と回答、「最後まで勤務する」とした9.5%を大きく上回っていると、県立病院事業局、医師手当など全廃について地元新聞記事で指摘しています。

この医師手当の全面的な廃止という方向に向かった場合は、県立病院を支える土台である医師の、特に中堅医師の流失など県立病院の存続にかかわることに連動することになることを危惧するものです。特に、研修医を育てる中堅医師・中間管理職の給与が削減されることは、沖縄県の県立病院を守っているかなめが崩れていくことになるのではないのでしょうか。

今回の知事部局の保健所の医師の医師手当の廃止は、市町村が実施する健診に指導助言、予防医療、感染症の治療や予防にも地域医療保健医療の充実のために奮闘している中堅・管理職の医師の減額となるものです。先ほどありましたが、今回の医師手当の廃止によって月額で宮古・八重山で16万円、北部と本庁から9万5000円、中南部が4万5000円の月額の影響があり、離島の保健所の医師確保が困難になるのではないかと危惧されております。

以上の立場から、日本共産党県議団は、医師手当を廃止する乙第4号議案「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」に反対するものです。

議員の皆さんの御賛同をお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時20分休憩

午前10時21分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

これより乙第3号議案から乙第7号議案までの採決に入ります。

議題のうち、まず乙第3号議案及び乙第5号議案から乙第7号議案までを採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案4件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第3号議案及び乙第5号議案から乙第7号議案までは、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、乙第4号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高嶺善伸君） 起立多数であります。

よって、乙第4号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第2 乙第8号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 赤嶺 昇君登壇〕

○文教厚生委員長（赤嶺 昇君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議題となりました乙第8号議案の条例議案1件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、福祉保健部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第8号議案「沖縄県医療施設耐震化臨時特例基金条例」は、未耐震の災害拠点病院、救命救急センター及び二次救急医療機関の耐震化を促進することを目的に、地方自治法第241条第1項の規定に基づき基金を創設するものである。

条例の主な内容は、基金の目的や管理等について定めるとの説明がありました。

本案に関し、県内における災害拠点病院、救命救急センター及び二次救急医療機関の指定状況はどうなっているか、今回、補助対象となる病院は何か所かとの質疑がありました。

これに対し、災害拠点病院は5病院、救命救急センターは3病院、二次救急医療機関は46病院がそれぞれ指定されている。このうち、昭和56年以前に建築された未耐震の14病院が補助対象になるとの答弁がありました。

次に、どのような方法で補助対象施設を選定するのか、要望が少ない理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、補助の対象となる病院に対して意向調査を行った結果、改築予定のある3病院を除く11病院のうち、要望のあった4病院を補助対象施設として選定した。国の補助を受けて改築等を行う場合、入院病床の10%を削減することが条件となっていることが要望が少ない理由の一つではないかと思われるとの答弁がありました。

そのほか、基準病床と現病床の状況などについて質疑がありました。

以上が委員会における質疑の概要であります。採決の結果、乙第8号議案については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第8号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第8号議案は、原案のとおり可決されました。

----- ◆ ・ ・ ◆ -----

○議長（高嶺善伸君） 日程第3 乙第9号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

土木委員長。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔土木委員長 當山眞市君登壇〕

○土木委員長（當山眞市君） おはようございます。

ただいま議題となりました乙第9号議案の条例議案1件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第9号議案「沖縄県景観形成条例の一部を改正する条例」は、平成16年に制定された景観法及び平成21年3月の沖縄県景観形成審議会の答申を踏まえ、沖縄県の景観施策を総合的かつ計画的に推進するため条例を改正するものである。

改正の主な内容は、第1点目に、市町村の責務に関する規定等を削除する。第2点目として、市町村が行う景観施策の実施に必要な連携等を行う。第3点目として、景観施策に関する基本計画の策定について定めるとの説明がありました。

本案に関し、景観形成条例の実効性はどのぐらいあるのか、景観行政団体の数及び景観計画の策定数は幾らか、目標として景観計画をいつまでに市町村に策定させるのか、市町村が景観計画を策定する際に技術やスタッフの面で問題はないのか、複数の市町村にまたがる場合はどうするのか、米軍基地を囲む金網の景観はどうにかならないのか、都市計画区域と景観地区との関係はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、景観形成条例の実効性は、市町村が景観計画を策定し計画地区を定めることにより建築基準法に基づく建築確認に影響を与えることで確保される

ものである。現在、景観行政団体は7市村で、景観計画は3市村が策定している。景観計画策定の目標は、風景づくり推進事業として内閣府から補助金が続く見込みの平成24年までを考えている。市町村が景観計画を策定する場合に技術面等から支援するため、連絡会議等により指導助言などを行っていく考えである。複数の市町村にまたがった場合の対応として、県は早い時期に広域的な観点から基本計画を策定し調整していく考えである。米軍基地を囲む金網の景観については沖縄防衛局との調整が生じるものと思われることから、今後の検討課題とさせていただきたい。都市計画区域にかかわらず、すべての地域が景観地区の対象であるとの答弁がありました。

そのほか、景観形成条例と都市マスタープランとの関係などについて質疑がありました。

以上が委員会における審査の概要であります。採決の結果、乙第9号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第9号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第9号議案は、原案のとおり可決されました。

----- ◆ ・ ・ ◆ -----

○議長（高嶺善伸君） 日程第4 議員提出議案第5号 沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

当銘勝雄君。

〔議員提出議案第5号 巻末に掲載〕

〔当銘勝雄君登壇〕

○当銘 勝雄君 おはようございます。

それでは、議員提出議案第5号「沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由につきまして、提出者を代表いたしまして御説明申し上げます。

現在、議員が受けている費用弁償、いわゆる「出会旅費」は、議員としての職務を行うため地方自治法及び条例に基づき、往復の距離等の区分により日額8000円から1万6300円までの定額方式で支給されております。

本県議会においては、この費用弁償の額及び支給方法につきまして、その透明性の確保が課題となっていることから、本年3月25日に開催された各派代表者会で「費用弁償等検討小委員会」を設置し、費用弁償の見直しを検討することが決定されました。

私が委員長を務めた同小委員会においては、合計6回にわたり鋭意協議を重ねて検討結果を取りまとめ、本年10月15日の各派代表者会でその検討結果を報告いたしました。

この報告を受け、同日の各派代表者会において、費用弁償の見直し内容が決定されました。

見直し内容を申し上げますと、沖縄本島に居住する議員に対する費用弁償につきましては、議員の居住地の最寄りのバス停またはモノレール駅から県議会までのバス運賃またはモノレール運賃相当額を交通費として支給する。この場合において、議員の居住地が県議会から片道30キロメートル以上ある場合は、高速バス運賃相当額を含むバス運賃相当額を支給するものとする。ただし、議員の居住地から県議会までの距離が片道1キロメートル未満の場合は交通費は支給しない。

また、本会議、委員会及び協議等の場が開催された日に、那覇市及び那覇市に区域の一部を接する市町村以外の市町村に居住する議員が現に那覇市で宿泊した場合は、1万1800円を上限に宿泊費の実費を支給する。その場合は、領収書の写しを提出するものとする。さらに、会期中の土曜日、日曜日及び祝祭日を除く休会日に、議案研究のため現に登庁した場合は、申し出により費用弁償を支給する。

公用車を利用して登庁または帰庁する場合については、費用弁償は支給しないものとする。

離島に居住する議員に対する費用弁償につきましては、離島・沖縄本島間の往復旅費は、沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例に定める旅費相当額を支給する。ただし、旅行雑費は支給しないものとする。会期中は、宿泊費として1万1800円を支給する。

条例の施行日は、平成22年1月1日とする。

以上が見直しの内容であります。

この各派代表者会の決定を受け、私を含む各派代表者及び無所属議員２名の連名で、今申し上げました見直し内容を盛り込んだ本条例案を提出した次第であります。

以上で提案理由の説明を終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第５号については、会議規則第３７条第３項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） これより議員提出議案第５号「沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第５号は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第５ 乙第１１号議案、乙第１３号議案、乙第２１号議案及び乙第２５号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 當間盛夫君登壇〕

○総務企画委員長（當間盛夫君） ただいま議題とな

りました乙第１１号議案、乙第１３号議案及び乙第２１号議案の議決議案３件及び乙第２５号議案の同意議案１件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第１１号議案「県が管理する所有者不明土地に係る増改築許可申立事件の和解について」は、所有者不明土地に関する増改築許可申立非訟事件について、那覇地方裁判所による和解提案があり、これを主な内容とする和解をするため、地方自治法第９６条第１項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

和解の主な内容は、１つ目に、沖縄県は申立人が本件土地上に存する建物を取り壊して、これにかわる建物を改築することを承諾する。２つ目は、申立人は、相手方に対し増改築承諾料として金２０万３７１２円を沖縄県議会の議決があった日から２カ月以内に支払う。３つ目は、申立人は、本件土地の所有者が判明した場合には、所有者不明土地賃貸借契約に基づく契約の解除日から３カ月以内に建物を取去して沖縄県に本件土地を明け渡す。４つ目は、申立人は、沖縄県に対し、本件土地の所有者が判明するか否かにかかわらず本件賃貸が終了し、本件土地を明け渡すに当たって建物買取請求権を放棄するとの説明がありました。

本案に関し、当該土地に対する課税状況はどうなっているか、無償で貸与しているのかとの質疑がありました。

これに対し、当該土地に対する課税はない。無償貸与ではなく、県が賃貸料を徴収し維持管理の費用に充てているとの答弁がありました。

次に、乙第１３号議案「指定管理者の指定について」は、沖縄県公文書館の指定管理者として財団法人沖縄県文化振興会を指定するため、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、公文書館の役割とは何かとの質疑がありました。

これに対し、公文書館の役割は、公文書を評価選別して行う整理収集事業、修復を含む保存事業、利用普及事業及び調査研究事業であるとの答弁がありました。

次に、公文書館の職務は高度な専門性が求められると思うが、１期目に指定を受けた財団法人沖縄県文化振興会はその職責を十分果たしてきたのかとの質疑が

ありました。

これに対し、財団法人沖縄県文化振興会は専門員9人を配置し、全国的にもレベルの高い公文書管理業務を果たしてきたと考えているとの答弁がありました。

次に、指定管理に移行したことによる経費節減効果は幾らかとの質疑がありました。

これに対し、指定管理前に比較すると、1期目の指定管理の3年間で1億5000万円の経費節減効果があった。2期目の今回は、それに加えて3年間で660万円の経費節減効果を見込んでいるとの答弁がありました。

そのほか、指定管理者と地方自治法の兼業禁止規定との関係、指定管理者の募集方法、3期目以降の他の応募者の見込みなどについて質疑がありました。

次に、乙第21号議案「当せん金付証票の発売について」は、公共事業や市町村振興事業等の財源に充てるため、平成22年度において本県が発売する当せん金付証票の発売総額について、当せん金付証票法第4条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。議決額は、142億円以内であるとの説明がありました。

本案に関し、発売額の約4割が県の歳入になるのであれば、議決額を200億円にふやしたらどうか、県の歳入確保のため沖縄県独自の新しい宝くじの発行はできないのかとの質疑がありました。

これに対し、議決額の枠をふやしても、沖縄県の市場購買力や実績を考慮すると、前年度議決額の約9割程度の購入が見込まれるものである。地方単独の宝くじの発売は、経費が割高になる上、全国に市場を求めるためには各都道府県議会の議決を得る必要があり、難しいものがあると考えているとの答弁がありました。

次に、乙第25号議案「沖縄県教育委員会委員の任命について」は、教育委員会委員6人のうち1人が平成21年12月31日で任期満了することに伴い、その後任を任命するため「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

以上が委員会における質疑の概要であります。採決の結果、乙第11号議案、乙第13号議案及び乙第21号議案の3件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

乙第25号議案は、全会一致をもってこれに同意すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終

わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時43分休憩

午前10時44分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

これより乙第11号議案、乙第13号議案、乙第21号議案及び乙第25号議案の採決に入ります。

議題のうち、まず乙第11号議案、乙第13号議案及び乙第21号議案の3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第11号議案、乙第13号議案及び乙第21号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、乙第25号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第25号議案は、これに同意することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第6 乙第14号議案から乙第16号議案まで及び乙第22号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔経済労働委員長 玉城ノブ子さん登壇〕

○経済労働委員長（玉城ノブ子さん） おはようございます。

ただいま議題となりました乙第14号議案から乙第16号議案まで及び乙第22号議案の議決議案4件につい

て、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、農林水産部長及び観光商工部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第14号議案「指定管理者の指定について」は、「沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター」の指定管理者として、株式会社トロピカルテクノセンターを指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、来年度からの管理を予定している指定管理者は、現在管理を行っている団体と同じであるが、これまでの実績をどう評価しているかとの質疑がありました。

これに対し、使用料等の現金収納方法など施設の利用手続が簡素化・迅速化されサービス向上が図られたこと、施設管理の効率化など経営努力により経費節減が図られたこと並びにさまざまな連絡会や講習会等を実施して入居企業との関係強化が図られたことなどが挙げられるとの答弁がありました。

次に、農業研究センター、水産海洋研究センターなどの県の試験研究機関、株式会社トロピカルテクノセンター及び沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの違いは何かとの質疑がありました。

これに対し、研究内容は互に関連するところもあるが、県の試験研究機関では産業技術についての基礎的な研究を主に行う。株式会社トロピカルテクノセンターでは、県の試験研究機関で開発された研究成果に基づき、事業化に向けての開発を行う。沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターでは、県が企業に最新の研究機器を提供して、企業みずから商品化を行うとの答弁がありました。

そのほか、同センターの必要性、これまでの研究成果、入居企業と入居外企業との施設利用方法の違い、今回申請団体が1社しかなかった経緯などについて質疑がありました。

次に、乙第15号議案「指定管理者の指定について」は、「沖縄自由貿易地域」の指定管理者として、沖縄自由貿易地域管理運営共同企業体を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、現在、沖縄自由貿易地域に入居している企業の数、そのうち事業認定を受けている企業の数、沖縄振興特別措置法が規定する税制上の優遇措置

を受けている企業数はそれぞれ幾つかとの質疑がありました。

これに対し、現在入居している企業は15社で、そのうち事業認定を受けている企業は11社あり、さらに税制上の優遇措置を受けている企業は、法人事業税の優遇で1件、固定資産税の優遇で2件あるとの説明がありました。

次に、沖縄自由貿易地域管理運営共同企業体とはどのような法人かとの質疑がありました。

これに対し、沖縄自由貿易地域管理運営共同企業体は、株式会社沖縄ダイケン及び協同組合沖縄フリーストレードゾーンの2社で構成する企業体であり、そのうち協同組合沖縄フリーストレードゾーンには、沖縄自由貿易地域に入居している9社が加盟しているとの答弁がありました。

そのほか、カボタージュ規制の緩和が実施された場合の影響度、自由貿易地域の本来の制度がうまく生かされていない理由などについて質疑がありました。

次に、乙第16号議案「指定管理者の指定について」は、「沖縄 I T 津梁パーク施設」の指定管理者として、FROM&TTCコンソーシアムを指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、指定管理者に施設の管理だけではなく、企業に対し施設への入居を呼びかけるなどのPR活動等も行わせるべきではないかとの質疑がありました。

これに対し、指定管理者は、施設見学の対応を含む施設の管理業務が中心であり、企業誘致等については県の業務の範疇となるが、今後は指定管理者と十分な情報交換や協力を図りながら対応していきたいとの答弁がありました。

次に、現時点の沖縄 I T 津梁パーク施設への企業の入居状況はどうかとの質疑がありました。

これに対し、ことし6月に供用を開始した沖縄 I T 津梁パーク施設中核機能支援施設A棟への入居企業は株式会社レキサス、株式会社沖縄ソフトウェアセンター、沖縄クロス・ヘッド株式会社、NPO法人フロム沖縄推進機構及びソニーサプライチェーンソリューション株式会社の5社であるとの答弁がありました。

そのほか、指定管理者制度運用委員会のあり方、今後の指定管理対象施設の範囲、特別自由貿易地域の分譲率などについて質疑がありました。

次に、乙第22号議案「県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について」は、県営土地改良事業に係る19市町村83地区の市町村負担金総額約7億9148万

9000円について、土地改良法第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、事業のあり方として予算の執行だけが目的となる土地改良事業が行われないようきちんと検証すべきではないかとの質疑がありました。

これに対し、それぞれの事業に入る前に、どれだけの経済効果があるのかを判断する事前評価を行うとともに、代表的な地区については事業継続中に期中評価を実施しているところであり、今後は事業完了後の事後評価も行っていく予定であるとの答弁がありました。

次に、この県営土地改良事業はどの計画に基づいて実施しているのか、現時点での達成率は幾らかとの質疑がありました。

これに対し、事業は平成23年を年限とする沖縄県農林水産業振興計画に基づいて実施しているところである。現時点での達成率は、水源整備で約81%、かんがい施設整備で約80%、圃場整備で約73%であるとの答弁がありました。

そのほか、他地域の土地改良事業の事例、事業実施に係る申請方法、農家の負担割合、土地改良後の耕作放棄割合などについて質疑がありました。

以上が委員会における質疑の概要であります。採決に先立ち共産党所属委員から、乙第16号議案については反対する旨の意見表明がありました。

採決の結果、乙第16号議案は、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

乙第14号議案、乙第15号議案及び乙第22号議案の3件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

乙第16号議案に対する討論の通告がありますので、発言を許します。

渡久地 修君。

〔渡久地 修君登壇〕

○渡久地 修君 私は、日本共産党県議団を代表し

て、乙第16号議案ⅠT津梁パークの「指定管理者の指定について」、反対の立場から討論を行います。

今回の議案のもとをさかのぼってみると、沖縄県特別自由貿易地域として中城湾港（新港地区）臨海部を埋め立て土地を造成したが、土地の分譲がわずか2.1%であり、大部分の土地が県の需要予測を大幅に下回って売れ残ってしまったということにたどり着きます。

この特別自由貿易地域の分譲対象事業は、製造業、こん包業、倉庫業、道路貨物運送業、卸売業と明確に規定されています。しかし、土地は2.1%しか売れていない。その結果、県は、特別自由貿易地域の目的とは違う「ⅠT津梁パーク」を建設し、少しでも土地を処分したいというものでした。

今、過大な需要予測によって「いけいけどんどん」と、飛行機の来ない飛行場、船の来ないハブ港などが全国各地につくられるなど、無駄な公共工事が国や地方自治体の大きな財政負担になっています。

この特別自由貿易地域の過大な需要予測が埋め立てによる土地の造成、売れ残り、港の建設とそのための航路のしゅんせつ、そのしゅんせつ土砂を捨てるための泡瀬干潟の埋め立て、工業用水の過大な需要予測、それに関連したダムの方設計画へとつながり、まさに無駄な公共工事の連鎖のもととなっていることを県は深く反省すべきであります。

また、「指定管理者の指定について」、我が党は一貫して、県の重要な公の施設は県が直接運営すべきであるとの基本的立場をとってきました。

沖縄の産業を育成するという今回の重要な仕事であるというのなら、基本的には県が直接その運営を担ってこそその目的を達成し、産業発展に寄与するものではないでしょうか。

貧困と格差を広げてきた市場原理主義の構造改革路線、新自由主義路線のもとでこの指定管理者制度が導入されてきましたが、大幅な人件費削減による低賃金など、さまざまなひずみが既にあらわれてきています。

指定管理者制度そのものを根本的に見直す時期に来ているということを指摘して、指定管理者の指定に反対するものです。

議員各位の御賛同をよろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前10時57分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

これより乙第14号議案から乙第16号議案まで及び乙第22号議案の採決に入ります。

議題のうち、まず乙第14号議案、乙第15号議案及び乙第22号議案の3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第14号議案、乙第15号議案及び乙第22号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、乙第16号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高嶺善伸君） 起立多数であります。

よって、乙第16号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第7 乙第19号議案及び乙第20号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 赤嶺 昇君登壇〕

○文教厚生委員長（赤嶺 昇君） ただいま議題となりました乙第19号議案及び乙第20号議案の議決議案2件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、教育長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第19号議案「指定管理者の指定について」は、県立名護青少年の家の指定管理者として、学校法人KBC学園を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、指定管理にすることによりどのぐらいの経費の縮減が図れるのか、事業内容が低下することはないかとの質疑がありました。

これに対し、指定管理後は、県職員と民間職員の人件費の差額相当分が削減されることから、維持管理費において現在に比べて1割程度経費の縮減が図られる見込みである。

これまでの主催事業に加えて、冒険活動などさまざまな自然体験や生活体験を実践するキッズアドベンチャー事業や、プロサッカー選手との交流・触れ合いを行うサッカー少年スクール事業などの指定管理者による自主事業が実施されることから、事業内容が低下することはないと考えているとの答弁がありました。

そのほか、施設利用料金の設定と減免措置の状況、施設稼働率の状況などについて質疑がありました。

次に、乙第20号議案「指定管理者の指定について」は、県立糸満青少年の家の指定管理者として、学校法人KBC学園を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、県立名護青少年の家及び県立糸満青少年の家を同じ団体に指定管理させる理由は何か、施設利用者は指定管理の導入を理解しているかとの質疑がありました。

これに対し、県立名護青少年の家及び県立糸満青少年の家は業務内容が同じであり、同一の団体に管理させることにより、効率的な管理運営と一層の利用者サービスの向上が図られるものと考えたためであるとの答弁がありました。

指定管理制度の導入に当たり、主な施設利用者である県小中学校長会、県高等学校PTA連合会及びボーイスカウト沖縄県連盟などに対して説明を行った。利用者からはサービスの低下がないようにとの要望はあったが、おおむね理解が得られたものと考えているとの答弁がありました。

そのほか、契約の方法などについて質疑がありました。

以上が委員会における質疑の概要であります。採決に先立ち共産党所属委員から、乙第19号議案及び乙第20号議案については反対する旨の意見表明があり、採決の結果、乙第19号議案及び乙第20号議案の2件は、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

乙第19号議案及び乙第20号議案に対する討論の通告がありますので、発言を許します。

西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘 純恵さん こんにちは。

私は、日本共産党県議団を代表して、沖縄県立名護青少年の家、糸満青少年の家を民間に指定管理させるための乙第19号議案と第20号議案「指定管理者の指定について」、反対の討論を行います。

前自民・公明政権による三位一体改革によって、地方交付税、社会保障費が削減され続けてきました。国の補助金、負担金を減らすため、地方自治体には行財政改革を押しつけ、福祉と暮らしのための施策を後退させ、「官から民へ」と自治体の業務を営利を優先する民間に委託させたり、民営化を誘導し加速させてきました。

沖縄県も政府主導の「民間にできることは民間へ」の立場に従って、これまで福祉施設や教育施設の民間委託を進め、「受益者負担」の名で県民に負担を押しつけてきました。自公政権が退場させられ新政権になった今、県政が福祉、教育切り下げ路線から転換することを強く求めるものです。

反対する理由の一つ、県は、直営から指定管理者にする最大の理由を「経費節減」と言明していることです。

沖縄県立青少年の家は、「健全な青少年の育成を図り、もって社会教育の振興に資することを目的として」県内6カ所に設置をされ利用されてきた、経費問題ではかることのできない青少年の教育上、重要な施設です。今回は、6カ所のうち名護と糸満を次年度から3年間を指定管理者に管理に移すものですが、翌年には、石川と玉城、その翌年は宮古と八重山を指定管理者に管理させていく計画の第一歩となっています。

節減をする経費とは何か、その問題点を指摘します。

2つの施設の管理費は2008年度決算で1億3953万6000円ですが、次年度の指定管理料は7388万4000円、52.9%に削減されます。指定管理料は人件費と維持管理費に分けられています。

まず、人件費については、人件費を縮減することについて、県の答弁では、現状では2施設で社会教育主事などの専門家が12名配置されていて、計1億386万円の人件費であるが、指定管理では維持管理費を差し引いて4177万円、60%が削減される予算になっています。人件費を大幅に削減することは、教育の質を低下させることにつながるものでしかありません。指定管理者の雇用人数は18名、現状より6人ふえ、所長の人件費は450万円、ほかは全国平均年収370万円という答弁に従えば、所長2名分の900万円、他の16名は1人当たり370万円ということで、16名分で5920万円、合計では6820万円の人件費となります。ところが、県の予算では人件費は4177万円にしかならず、2643万円の不足額、7人分の人件費が不足することになります。不足額はどのようにして穴埋めをするつもりなのでしょうか。

また、もう一方の見方をすれば、人件費予算額4177万円から所長の900万円を差し引くと3277万円になり、3277万円をほかの16名で単純に割ると1人当たり205万円にしかありません。答弁では、社会教育主事や教職経験者を雇用するため全国平均年収の370万円で常勤雇用をするということでありました。そうになっておりません。正規職かと尋ねても、「常勤ではあるが、正規雇用なのかは知らない」という無責任な答弁でしかありません。県が青少年の家を指定管理にする最大の理由である経費節減の中身は、重要な社会教育施設の職員を年収205万円の安上がりの非正規雇用で働かせるということなののでしょうか。県は、「無駄なものは省いていく」と言っていますが、社会教育の人材を無駄なものと考えているということでしょうか。

次に、維持管理費を10%削減することについてです。

県は、指定管理にすれば施設の開設日をふやして「サービスの向上が図れる」と言っています。施設は使用頻度が高いほど、電気、水道、修理、清掃などの維持管理費は増加していきます。開設日をふやして維持管理費を10%削減することは全く矛盾しています。

理由の2点目、指定管理者は利用料を徴収して収入に充てることになります。「青少年の家の設置及び管理に関する条例」では、利用料を基準額の1.3倍まで徴収できるようになっているため、指定管理者は、できる限り収入増を図る策として利用料を引き上げることになり、県民には負担増となることは必至です。

また、指定管理では、業務内容に自主事業ができるようになっています。会社が収益を上げるために多様な自主事業を行っていけば、県民が利用したいときに

利用できなくなる懸念も出てきます。県民にとっては、施設利用をするのに費用面でも使う面でも不公平が生じる可能性は否定できません。

理由の3点目、名護と糸満の遠方を1カ所に管理させることについてです。

県の答弁では、2カ所を別々にするより1カ所の会社にすれば維持管理料が安くなると言いました。それでは、県内の6カ所の青少年の家の維持管理費を節約するために、県はこれまでどうして1カ所に委託しなかったのか、甚だ疑問です。

以上の理由を述べましたが、民間でできることは民間にと言って社会教育施設を営利を目的とする民間会社にゆだねることは、青少年を健全育成する自治体の公的役割を放棄するものでしかありません。到底認めることはできません。

指定管理を導入しているのは、昨年、県が調査した40道府県のうち21道府県でしかなく、今、全国的に自治体の公的責任を放棄してきた指定管理制度の見直しが広がっています。

青少年の健全な育成のために設置された青少年の家を、県の直営によって管理運営していくことを強く求めて反対の討論といたします。

○議長（高嶺善伸君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午前11時11分休憩

午前11時11分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

これより乙第19号議案及び乙第20号議案の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高嶺善伸君） 起立多数であります。

よって、乙第19号議案及び乙第20号議案の2件は、委員長の報告のとおり可決されました。

-----◆・・・◆-----

○議長（高嶺善伸君） 日程第8 乙第10号議案、乙第12号議案、乙第17号議案、乙第18号議案、乙第23号議案及び乙第24号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

土木委員長。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔土木委員長 當山眞市君登壇〕

○土木委員長（當山眞市君） ただいま議題となりました乙第10号議案、乙第12号議案、乙第17号議案、乙第18号議案、乙第23号議案及び乙第24号議案の議決議案6件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第10号議案「工事請負契約について」は、伊良部大橋橋梁整備第5期工事（上部工その4）について、工事請負契約を締結する必要があることから、地方自治法第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

契約金額は12億750万円で、契約の相手方は株式会社ピーエス三菱、株式会社國場組及び有限会社新和建設特定建設工事共同企業体であるとの説明がありました。

本案に関し、事業の完成見込みはどうか、予定価格、落札率及び入札参加業者数はそれぞれ幾らか、JVの出資比率と県内業者の参加状況はどうか、下地島一般県道の区域決定はいつ行うのか、乗瀬橋の区域決定はどうなっているのか、離島の市町村ではどのようにして資材単価を設定しているのか、公共工事による経済波及効果を高めるためどのような取り組みを行っているのかとの質疑がありました。

これに対し、鋼材価格等の高騰に伴い、事業の進捗に影響を受けた部分もあるが、予定どおり平成24年度に完成する見込みである。予定価格は13億830万円、落札率は92%、入札参加業者は6社のJVである。JVの出資比率は代表者が50%、構成員1が県内業者の特Aクラスで30%、構成員2が宮古島市のAクラスで20%である。現在、伊良部大橋の整備工事を集中的に進めているところであり、開通に合わせて道路区域の決定の作業を進めたいと考えている。乗瀬橋の区域決定については宮古島市と整備方針を協議、決定した後、行う予定である。離島の市町村では、県が毎月の物価変動を勘案して設定した資材単価に那覇市から各工事現場までの運賃を計上した上で、最終的に各自治体の判断で設定している。経済波及効果を高めるため、地元の労働者の採用や資材の使用を行うとともに、設計の段階から県内業者が参加可能な状況をつくり、また長期的なものはピーバイシーで投資効果を図るなど常に意識していきたいとの答弁がありました。

次に、乙第12号議案「車両損傷事故に関する和解等について」は、中城湾港馬天地区の臨港道路における車両損傷事故に関し、相手方との当該事故に関する和解及び賠償の額について、地方自治法第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

事故の概要は、中城湾港馬天地区の臨港道路に設置されたグレーチング上を車両が通行したところ、当該グレーチングが変形していたため、それを車両がはね上げ、車両底面の燃料タンク等を損傷させた。事故発生日は平成20年7月9日で、損害賠償額は13万5000円であるとの説明がありました。

本案に関し、グレーチングの管理状況はどうだったのか、事前に危険性の通報はなかったのか、事故が起るまで危険性を知らなかったのかとの質疑がありました。

これに対し、グレーチングは以前に変形したこともあり溶接して対応していた。事前に危険性の通報はなかった。事故が発生するまで危険性を認識できなかったとの答弁がありました。

次に、乙第17号議案「指定管理者の指定について」は、「県民広場地下駐車場」の指定管理者として株式会社沖縄ダイケンを指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、指定管理者は従来の業者か、指定管理者の応募は3社だが説明会には何社参加したのか、選定の経緯はどうか、選定に当たり地元企業を育成する観点からの取り組みはあったのか、今後はどうするのか、配点の基準はどのようにして決めたのか、配点をどう考慮しているのか、管理運営経費、固定納付金及び剰余納付金とはどのようなものかとの質疑がありました。

これに対し、指定管理者は平成19年度からの指定管理者と同じである。指定管理者の説明会には7社が参加した。選定の経緯は、4名の委員で構成する土木建築部の「公の施設に係る指定管理者制度運用委員会」が募集要項及び審査基準の審査を行い、第2回目で業者からのプレゼンテーションを聞いた上でヒアリングを行ったことなどである。地元企業を育成する取り組みとしては、応募資格で県内に法人登記をしている事業者などと規定することなどであるが、今後は、総務部を含め全庁的な問題として検討していきたいと考えている。配点の基準は、県の案を指定管理者制度運用委員会で審議してもらい承認を得て決定した。なお、配点に当たっては、利用者のサービス向上、利用促進の取り組み内容及び利用料金の収受等に関する業務内

容等に重点を置いて設定している。管理運営経費は、一酸化炭素の排除関係など駐車場の管理に伴うもろもろの経費である。固定納付金は、利用料金制度の導入に伴い毎月の利用料金の一定額を県に納付してもらうものである。剰余納付金は、利用料金等で利益が出た場合に利益の2分の1を納めてもらうものであるとの答弁がありました。

そのほか、管理運営経費に関して上下7%の範囲内とした根拠、指定管理者制度運用委員会委員の任期、同委員との個別接触を禁止した理由、応募した3社の管理能力などについて質疑がありました。

次に、乙第18号議案「指定管理者の指定について」は、「西原マリパーク」の指定管理者として株式会社クリード沖縄を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、選定の経緯はどうか、選定の理由は何か、審査基準として財政力が重要だと考えるがどのように判定したかとの質疑がありました。

これに対し、指定管理者の選定に当たっては、公募したところ2社が応募し、第1回目の指定管理者制度運用委員会で募集要項、管理運営基準及び審査基準の審査を行い、第2回目でヒアリング等を行った。選定の理由は、事業計画書や組織体制等が西原マリパークの設置目的を達成し、施設の管理を安定して行う上で十分な内容であり、指定管理者運用委員会における総合評価も第1位で最も適切に管理を行うことができる会社と認められたためである。財政力については、過去3カ年間の事業収支報告書を提出させて判定したとの答弁がありました。

次に、乙第23号議案「県道の路線の一部廃止について」は、県道の路線の一部を廃止するため、道路法第10条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

議案の内容は、県道13号線の終点を宜野座村から名護市に変更し、路線の一部区間を廃止する。廃止する区間は、名護市及び宜野座村が名護市道及び宜野座村道としてそれぞれ管理を行うとの説明がありました。

本案に関し、県道を市町村道に移管する場合の基本的な理由は何か、移管までの経緯はどうか、市町村道に移管したい旧道はどのくらいあるのか、移管する計画はあるのかとの質疑がありました。

これに対し、県道を市町村道に移管する理由は、県道は広域的な幹線道路であり、生活道路は市町村道でやるべきだという道路法の精神に基づくものである。移管までの経緯は、市村の負担とならないように、県

道として平成14年度から平成19年度まで3億4800万円をかけて整備した後、当該市村と調整し、市村道としての議会の議決を得て進めたところである。本土復帰後、道路整備が中心となり旧道の取り扱いに関して市町村との移管協議が余り行われなかったため、現在、54路線が旧道として残っている。移管するための具体的な計画は現在持っていないが、今後の方針としては移管する方向で各市町村と相談していきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、乙第24号議案「公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業の執行に伴う負担金の徴収について」は、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、県が過疎市町村にかわって行う公共下水道の幹線管渠等の設置に要する経費の一部を管理者である市町村に負担させるため、同法第15条第8項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。負担額として大宜味村が1136万円負担するとの説明がありました。

以上が委員会における審査の概要であります。採決に先立ち共産党所属委員から、乙第17号議案及び乙第18号議案については反対する旨の意見表明がありました。

採決の結果、乙第17号議案及び乙第18号議案の2件は、多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

乙第10号議案、乙第12号議案、乙第23号議案及び乙第24号議案の4件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前11時25分休憩

午前11時25分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

これより乙第10号議案、乙第12号議案、乙第17号議案、乙第18号議案、乙第23号議案及び乙第24号議案の採決に入ります。

議題のうち、まず乙第10号議案、乙第12号議案、乙第23号議案及び乙第24号議案の4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案4件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第10号議案、乙第12号議案、乙第23号議案及び乙第24号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、乙第17号議案及び乙第18号議案を採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高嶺善伸君） 起立多数であります。

よって、乙第17号議案及び乙第18号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第9 甲第1号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長。

〔委員会審査報告書（予算） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 當間盛夫君登壇〕

○総務企画委員長（當間盛夫君） ただいま議題となりました甲第1号議案の予算議案1件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

甲第1号議案「平成21年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）」は、当初予算成立後の事情変更により緊急に対応を要する経費や、現下の社会経済情勢を踏まえ、国の「経済危機対策」に対応し、既決予算に加えて必要となる景気対策など、緊急課題に迅速かつ的確に対応するために必要な予算を措置するものである。

補正予算の総額は、歳入歳出ともに47億2499万3000円で、これを既決予算額6528億501万8000円に加えると、改予算額は6575億3001万1000円である。

補正予算の財源内訳は、国庫支出金が35億6823万

5000円、地方交付税が5億2382万1000円、繰入金が3億7759万1000円、諸収入が2億2920万8000円などとなっている。

補正の主な事業は、景気悪化に伴う被保護世帯の増加に伴う生活保護援護費の追加、伊良部大橋の整備費、沖縄警察署新庁舎建設に係る実施設計費、全国瞬時警報システムの整備費、新型インフルエンザワクチンの接種費用の軽減措置費、地上デジタル放送受信者支援基金積立金、医療施設耐震化臨時特例基金積立金などであるとの説明がありました。

本案に関し、生活保護援護費の補正額は幾らか、その内訳はどうか、生活保護世帯人員の増加は何人を見込んでいるかとの質疑がありました。

これに対し、今回の生活保護費の補正額は6億9538万円で、その内訳は、被保護世帯の人員増に係る経費、政府の「緊急経済対策」による子供の学習費に係る経費、12月に復活した生活保護費の母子加算に係る経費増である。生活保護世帯人員については、当初予算時点では3974人を見込んでいたが、景気の悪化等に伴い170人増の4144人を見込んでいるとの答弁がありました。

次に、沖縄県青少年の家等の社会教育施設の役割とは何か、青少年の家を指定管理する理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、社会教育施設とは、公民館や図書館、青年の家など社会教育活動の拠点となる施設であり、さまざまな学習活動を支援する施設である。指定管理の理由は、地方自治法の改正により、公の施設は指定管理者制度を導入することができることとなり、沖縄県行財政改革プランで県の方針として導入が推進されたことから、昨年12月に「沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例」を新規に定め、指定管理者制度の導入を進めているためであるとの答弁がありました。

次に、青少年の家の指定管理者が自主企画で事業を行う場合に、利用料金を無料にすることは可能かとの質疑がありました。

これに対し、利用料金の徴収は「沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例」に基づき行うことになるが、自主企画の場合はその企業の努力によって利用料金を無料にすることは可能であると考えているとの答弁がありました。

次に、繰越明許費が2月定例会ではなくこの時期に補正計上される理由は何か、繰り越しの主な理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、平成18年度以前までは2月定例会で繰

り越しの承認をいただいていたが、会計検査院からの指摘もあり、現時点で翌年度に繰り越す蓋然性が高い事業については、11月定例会で繰り越しの承認をいただいた上で、適正な工期を設定して執行に努めたいと考えたためである。繰り越しの主な要因は、緊急経済対策の関連が51億102万6000円で49.2%、用地取得の難航が25億6671万3000円で約25%などであるとの答弁がありました。

次に、全国瞬時警報システム整備事業とはどのような事業かとの質疑がありました。

これに対し、全国瞬時警報システム整備事業は、気象庁が発表する地震速報などの緊急情報を衛星通信を利用して市町村が設置している防災行政無線を自動で起動させ、防災無線の野外スピーカーを通じて、瞬時にサイレンや音声で住民に伝えるシステムを全額国庫補助により市町村が整備する事業であるとの答弁がありました。

そのほか、今回の補正予算における緊急経済対策事業の内訳、人材育成費の内容、電線類地中化事業の繰越理由、新型インフルエンザ感染症予防費の内容、妊婦等に対する新型インフルエンザワクチンの安全性と接種費用補助の基準、地方交付税、中央児童相談所及び一時保護所運営費の補正増の理由、国の補正予算執行停止の法的根拠と県に与える影響内容、青少年の家指定管理に伴う経費節減効果と事業計画書を議会に提出できない理由、個人情報保護と議会審査における情報開示のかかわり、未熟児養育医療事業の内容、県指定文化財に対する補助基準、地上デジタル放送受信者支援基金積み立てと事業実施の関係、定住自立圏等民間投資促進交付金事業の内容などについて質疑がありました。

以上が委員会における質疑の概要であります。採決に先立ち共産党所属委員から、甲第1号議案については反対する旨の意見表明があり、採決の結果、甲第1号議案は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

甲第1号議案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

前田政明君。

〔前田政明君登壇〕

○前田 政明君 私は、日本共産党県議団を代表して、ただいま議題となりました甲第1号議案「平成21年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）」に対する討論を行います。

日本共産党県議団は、現在の深刻な国民生活破壊の状況のもとで、税金の使い方、予算のあり方として格差と貧困の克服、国民・県民生活を守り、福祉を充実させることを最優先すべきことを求めて提案を幾つか行ってきました。

今回の補正予算について、景気悪化による被保護世帯増に伴う生活保護費の追加に要する経費の生活保護援護費、新型インフルエンザワクチンの優先接種対象者のうち、住民税非課税世帯に対する接種費用の軽減措置に要する経費の新型インフルエンザ事業費、災害拠点病院等の耐震化に要する医療施設耐震化整備事業、経済的理由による修学困難な高校生への奨学金の貸与に要する経費の高等学校等育英奨学事業等の暮らしを守る事業予算には賛成であります。

指定管理者制度については、我が党は一貫して県の重要な公の施設は県が直接運営すべきであるとの基本的立場をこれまでとってきました。指定管理者は、条例の範囲内で地方自治体の承認が必要ですが、利用料金を定めみずから収受できます。職員の賃金・労働条件や契約形態を事業者によりに定めることにより、また、利用者を増大させるなどして多大な利益を得ても、それを住民に還元する必要はありません。指定管理者制度は公の施設を収益事業、すなわちもうけの対象とするものです。

そのような収益を優先することから、公の施設が人権保障的な役割や公共性を失いサービスが低下せざるを得ないなど、さまざまな指定管理者制度のひずみが既に全国的にあらわれています。このような状況から全国的にも公の施設の本来のあり方、指定管理者制度の見直しが行われてきています。

先ほど議題となりました乙第16号議案沖縄 I T 津梁パーク施設の「指定管理者の指定について」は渡久地修議員が、乙第19号議案沖縄県立名護青少年の家の「指定管理者の指定について」と乙第20号議案沖縄県立糸満青少年の家の「指定管理者の指定について」は西銘純恵議員が詳しく反対討論を行いました。

最初に述べましたように、日本共産党県議団は、甲第1号議案「平成21年度沖縄県一般会計補正予算（第

3号）」の暮らしを守る事業には賛成であります。

日本共産党県議団は、指定管理者制度そのものを根本的に見直すべきとの立場から、乙第16号議案沖縄 I T 津梁パーク施設の「指定管理者の指定について」、乙第19号議案沖縄県立名護青少年の家の「指定管理者の指定について」、乙第20号議案沖縄県立糸満青少年の家の「指定管理者の指定について」について反対です。

以上の立場から、甲第1号議案「平成21年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）」のうち、債務負担行為補正の「沖縄 I T 津梁パーク」指定管理料と「沖縄県立青少年の家」指定管理料の債務負担行為に反対するものです。

以上で討論を終わります。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 おはようございます。

自由民主党県議団を代表いたしまして、「平成21年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）」について、賛成の立場から討論を行います。

今定例会における補正予算額は47億2499万3000円であり、その主な内容は、経済対策関連の予算として県民の健康・長寿や子育て支援のため約24億円及び新型インフルエンザ対策など、現下の厳しい社会経済情勢を踏まえたものであります。

我が国は、原油高騰や米国によるサブプライムローンなどの影響で国全体が危機的な経済状況にあることから、前政権は、厳しい国民生活への対応、国全体の景気回復に努め、ことし5月末にも約15兆円の大型補正予算を計上して取り組んできました。

ところが、新政権は、景気回復のための補正予算の効果も検証することなく約3兆円を執行停止し、実質的に予算を削除いたしました。このことは、国民・県民の立場での政権運営ではなく、政権の都合によるものであります。現在の危機的な国民の生活や国内の経済状況に対応するには、新政権は執行停止ではなく速やかに実行し、景気回復に努めるべきであったと私は考えております。

最近ではデフレ状態が続き、円高や株安など国民の生活や景気は依然として厳しい状況が続いているにもかかわらず、新政権においては予算を削除することばかりで、景気回復のための予算措置がなされていないことに多くの疑問が県民や経済界から寄せられており、大変残念なことであります。

一方、仲井真県政は、厳しい県民生活や県内の景気回復のために前政権の経済対策に素早く連動し、昨年

11月補正に22億円、ことしの2月補正に206億円、平成21年度当初予算に101億円、6月補正に372億円、そして9月補正に236億円、そして今定例会に24億円の予算をつくり、昨年から実に960億円の経済対策に努めているわけであります。

このような仲井眞県政の経済対策のための予算は、県民の雇用の確保、企業の維持及び県経済の景気の回復に大きな効果、役割を果たしてきたものと高く評価するものであります。さらに、今定例会の補正予算の執行によって引き続き景気回復に努めたいものであります。

今回の経済対策予算は、医療施設の耐震化、民間医療機関の医療施設整備、さらには防災機器の整備を通して経済を活性化させ、さらに景気悪化によって生活保護世帯の増加に伴う生活保護費の追加や新型インフルエンザの接種費用の軽減措置、生活困窮世帯への地上デジタル放送受信機の購入助成などを通して県民の生活を支える重要な予算であります。

しかしながら、新政権は、沖縄県関連の大学院大学の整備費31億円や子ども応援手当19億円を削除し、事業仕分けによる基地従業員の給与の大幅削減や国立劇場おきなわの運営費削除、さらには大学院大学のあり方を見直すなど、あらゆる面で沖縄関連予算を削減しようとするものであり、このことは、沖縄県の経済や振興に大きな支障が出ることを危惧するものであります。

なお、今定例会には沖縄県公文書館、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター、沖縄IT津梁パーク施設、県立名護青少年の家、県立糸満青少年の家などの指定管理をするための債務負担行為の補正予算が計上され、また、特別会計の県民広場地下駐車場や西原マリパークの指定管理者にするための議案も提出されております。

本県における指定管理者制度は、これまで官・公が担っていた仕事を民間に移す、つまり民間活力の活用によって県民により有益なサービスの提供や経費の削減、さらに効率的な運営に大きな成果があらわれており、高く評価するものであります。

よって、県民のために指定管理者制度をさらに充実させ、民間活用による施設管理を強く要望するものであり、そのため、今定例会の債務負担行為の補正予算についても当然賛成するものであります。

以上、「平成21年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）」に賛成の立場から討論を行いました。

御賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長（高嶺善伸君） 以上で通告による討論は終わ

りました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午前11時48分休憩

午前11時49分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

これより甲第1号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高嶺善伸君） 起立多数であります。

よって、甲第1号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

—————◆・◆—————

○議長（高嶺善伸君） 日程第10 甲第2号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長。

—————

〔委員会審査報告書（予算） 巻末に掲載〕

—————

〔経済労働委員長 玉城ノブ子さん登壇〕

○経済労働委員長（玉城ノブ子さん） ただいま議題となりました甲第2号議案の予算議案1件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、観光商工部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

甲第2号議案「平成21年度沖縄県自由貿易地域特別会計補正予算（第1号）」は、沖縄県自由貿易地域特別会計において、平成22年度から平成24年度までの沖縄自由貿易地域の指定管理に係る指定管理料について債務負担行為の追加を行うものであり、限度額は1億6070万1000円であるとの説明がありました。

本案に関し、今回の債務負担行為の限度額と前回の限度額との差額は幾らか、増減の理由は何か、それによって自由貿易地域入居企業に与える影響はないかとの質疑がありました。

これに対し、今回予定している限度額は、前回決定した限度額よりも約1600万円ほど低く設定した。前回より低く設定した主な理由は、指定管理者の人件費を

見直したことや管理運営に係る費用を節減するなどの企業努力によるものである。指定管理者は、常に入居企業との間で細かい調整や打ち合わせを行った上で今回の限度額を設定していることから、入居企業へ与える影響はないものと考えているとの答弁がありました。

次に、指定管理の業務には、施設の修繕や補修なども入っているのかとの質疑がありました。

これに対し、1件当たり30万円以下の軽微な修繕については指定管理者が行うことになっており、それ以上のものについては県が実施することになっているとの答弁がありました。

以上が委員会における質疑の概要であります。採決の結果、甲第2号議案については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第2号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、甲第2号議案は、原案のとおり可決されました。

-----◆・・・◆-----

○議長（高嶺善伸君） この際、日程第11 議員提出議案第6号 ハンセン病療養所の将来構想実現等に関する意見書、日程第12 議員提出議案第7号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書、日程第13 議員提出議案第8号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書及び日程第14 議員提出議案第9号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める決議を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

赤嶺 昇君。

〔議員提出議案第6号から第9号まで 巻末に掲載〕

〔赤嶺 昇君登壇〕

○赤嶺 昇君 ただいま議題となりました議員提出議案第6号から同第9号までにつきましては、文教厚生委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、議員提出議案第6号につきましては、ハンセン病療養所の将来構想実現等について関係要路に要請するためであり、議員提出議案第7号につきましては、改正貸金業法の早期完全施行等について関係要路に要請するためであり、議員提出議案第8号につきましては、核兵器の廃絶と恒久平和について関係要路に要請するためであり、議員提出議案第9号につきましては、核兵器の廃絶と恒久平和に向けて宣言するためであります。

次に、議員提出議案第6号を朗読いたします。

〔ハンセン病療養所の将来構想実現等に関する意見書朗読〕

次に、議員提出議案第7号を朗読いたします。

〔改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書朗読〕

次に、議員提出議案第8号を朗読いたします。

〔核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書朗読〕

次に、議員提出議案第9号につきましては、内容の一部が意見書と異なりますので、内容の異なる部分だけを申し上げます。

〔核兵器の廃絶と恒久平和を求める決議の「よって」以降朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第6号から第9号までについては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、各議案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） これより議員提出議案第6号「ハンセン病療養所の将来構想実現等に関する意見書」、議員提出議案第7号「改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書」、議員提出議案第8号「核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書」及び議員提出議案第9号「核兵器の廃絶と恒久平和を求める決議」の4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案4件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第6号から第9号までは、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第15 議員提出議案第10号 県内建設業の安定に関する要請決議を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

當山眞市君。

〔議員提出議案第10号 巻末に掲載〕

〔當山眞市君登壇〕

○當山 眞市君 ただいま議題となりました議員提出議案第10号につきましては、土木委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、県内建設業の安定に関する要請決議について沖縄県知事に要請するためであります。

次に、議員提出議案第10号を朗読いたします。

〔県内建設業の安定に関する要請決議朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第10号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） これより議員提出議案第10号「県内建設業の安定に関する要請決議」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第10号は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第16 陳情3件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔経済労働委員長 玉城ノブ子さん登壇〕

○経済労働委員長（玉城ノブ子さん） ただいま議題となりました陳情3件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情3件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

-----◆・・・◆-----

○議長（高嶺善伸君） 日程第17 陳情3件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。
文教厚生委員長。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 赤嶺 昇君登壇〕

○文教厚生委員長（赤嶺 昇君） ただいま議題となりました陳情3件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情3件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

-----◆・・・◆-----

○議長（高嶺善伸君） 日程第18 陳情2件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。
土木委員長。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔土木委員長 當山眞市君登壇〕

○土木委員長（當山眞市君） ただいま議題となりました陳情2件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午後0時16分休憩

午後0時16分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

これより陳情第179号及び第199号を採決いたします。

各陳情に対する委員長の報告は、採択であります。
お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高嶺善伸君） 起立多数であります。

よって、陳情第179号及び第199号は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

-----◆・・・◆-----

○議長（高嶺善伸君） 日程第19 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

〔閉会中継続審査及び調査申出書 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） 各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、会議規則第82条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

-----◆・・・◆-----

○議長（高嶺善伸君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日をもって今期定例会は閉会となり、また本年の議会活動もすべて終わることになります。

さて、この1年を顧みますに、本年は、昨年から引き続き世界的な経済不況など、いまだ景気回復の兆

しは見えず、本県経済や県民生活にとって厳しい1年となりました。

このような中、県議会は精力的に県民福祉の向上を図るべく、9月定例会におきましては、議員提出政策条例として「沖縄県飲酒運転根絶条例」を全会一致で制定し、県民の交通安全意識の向上に大きく寄与するとともに、米軍基地から派生する諸問題の解決等に取り組み、また、不発弾爆発事故への対応の意見書等を可決して関係要路に要請活動を積極的に展開したことは、県民から高い評価と支持を得たものと存じます。

ところで、今年は、明治42年6月28日に第1回沖縄県会が開かれてからちょうど100年の節目の年に当てることから、それを記念して6月定例会の開会日においては、「議会100年に関する決議」を議決したほか、さまざまな記念行事等を実施し、さらに11月には、本県議会では初の試みとなる高校生議会を開催し、参加した高校生の貴重な体験に資するとともに、県民に開かれた議会を推進することができました。

一方、9月定例会から議会改革の長年の課題でありました「一問一答方式」を導入したほか、今定例会では費用弁償条例を改正し、いわゆる出会旅費の見直しを図るなど本県独自の議会改革が進展した年でもあり

ました。

基地の整理縮小や日米地位協定の見直し、自立型経済の構築に向けた産業の振興と雇用の創出など県政の重要課題についてはなお年を越すことになりましたが、平和で安らぎと活力ある沖縄県の実現に努めることが私どもに課せられた重大な責務であり、今後とも議員各位の英知を結集して諸課題の解決にとりま邁進し、県民の負託にこたえてまいりたいと決意をいたす所存であります。

終わりに、平成21年の議会活動を閉じるに当たり、議員各位が鋭意職務に精励され、また議長に御協力を賜りましたことに対し心から感謝申し上げますとともに、新しい年においても議員各位が健康に留意され、県勢発展のため一層御活躍されんことを願うものであります。

なお、本年及び今期定例会における議会活動状況は、後ほど文書をもって報告いたします。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって平成21年第6回沖縄県議会（定例会）を閉会いたします。

午後0時20分開会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 座 喜 味 一 幸

会議録署名議員 西 銘 純 恵